

世田谷区地域防災計画
[令和7年修正]
素案

新旧対照表

【震災編】
第 1 部
総則

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																																																																																																				
1	3	第1節 計画の目的及び前提 (3) 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、子どもなど男女共同参画・多様性の視点を踏まえた防災対策を推進していく。	3	第1節 計画の目的及び前提 (3) 「首都直下地震等による東京の被害想定」や災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や子ども、高齢者、障害者など男女共同参画・多様性の視点を踏まえた防災対策を推進していく。																																																																																																																																																				
1	3	第2節 計画の構成 <table><tr><td>構成</td><td>主な内容</td></tr><tr><td>第1部 総則</td><td>○ 首都直下地震等の被害想定、減災目標 等</td></tr></table>	構成	主な内容	第1部 総則	○ 首都直下地震等の被害想定、減災目標 等	3	第2節 計画の構成 <table><tr><td>構成</td><td>主な内容</td></tr><tr><td>第1部 総則</td><td>○ 計画の目的や前提となる首都直下地震等の被害想定、減災目標 等</td></tr></table>	構成	主な内容	第1部 総則	○ 計画の目的や前提となる首都直下地震等の被害想定、減災目標 等																																																																																																																																												
構成	主な内容																																																																																																																																																							
第1部 総則	○ 首都直下地震等の被害想定、減災目標 等																																																																																																																																																							
構成	主な内容																																																																																																																																																							
第1部 総則	○ 計画の目的や前提となる首都直下地震等の被害想定、減災目標 等																																																																																																																																																							
2	5	第1節 世田谷区の概況 ○ 世田谷区は、東京都区部の西端に位置し、東は目黒区・渋谷区に、北は杉並区・三鷹市に、西は調布市・狛江市に、そして南は大田区に接し、さらに多摩川を挟んで神奈川県に対して	5	第1節 世田谷区の概況 ○ 世田谷区は、東京23区中の西南端に位置し、東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区とそれぞれ接し、さらに多摩川をはさんで神奈川県川崎市と向かい合っ																																																																																																																																																				
2	6	〔人口と世帯（平成31年1月1日現在）〕 <table><tr><td></td><td>人口</td><td>人口密度 (1km²あたり)</td><td>世帯</td></tr><tr><td>総数</td><td>908,907人</td><td>15,658人</td><td>479,792世帯</td></tr><tr><td>世田谷地域</td><td>249,833人</td><td>20,272人</td><td>139,760世帯</td></tr><tr><td>北沢地域</td><td>152,228人</td><td>17,595人</td><td>88,363世帯</td></tr><tr><td>玉川地域</td><td>224,199人</td><td>14,182人</td><td>111,816世帯</td></tr><tr><td>砧地域</td><td>162,766人</td><td>12,013人</td><td>76,816世帯</td></tr><tr><td>烏山地域</td><td>119,881人</td><td>15,539人</td><td>63,037世帯</td></tr><tr><td>65歳以上人口</td><td>183,215人</td><td>外国人登録人口</td><td>21,379人</td></tr></table> *「世田谷区統計書」平成30年度版（2018）世田谷区 〔昼夜間人口〕（平成27年国勢調査による 東京都の昼間人口（従業員・通学地による人口）） <table><tr><td rowspan="2">区分</td><td rowspan="2">夜間人口</td><td rowspan="2">昼間人口</td><td colspan="2">流入人口</td><td colspan="2">流出人口</td><td colspan="2">流入超過人口 (△は流出超過)</td></tr><tr><td>通勤者</td><td>通学者</td><td>通勤者</td><td>通学者</td><td>通勤者</td><td>通学者</td></tr><tr><td>総数</td><td>903,346</td><td>856,870</td><td>129,451</td><td>57,517</td><td>203,104</td><td>30,341</td><td>△73,653</td><td>27,176</td></tr><tr><td>男</td><td>428,874</td><td>398,659</td><td>75,417</td><td>29,682</td><td>119,312</td><td>16,002</td><td>△43,895</td><td>13,680</td></tr><tr><td>女</td><td>474,472</td><td>458,211</td><td>54,034</td><td>27,835</td><td>83,792</td><td>14,339</td><td>△29,758</td><td>13,496</td></tr></table>		人口	人口密度 (1km ² あたり)	世帯	総数	908,907人	15,658人	479,792世帯	世田谷地域	249,833人	20,272人	139,760世帯	北沢地域	152,228人	17,595人	88,363世帯	玉川地域	224,199人	14,182人	111,816世帯	砧地域	162,766人	12,013人	76,816世帯	烏山地域	119,881人	15,539人	63,037世帯	65歳以上人口	183,215人	外国人登録人口	21,379人	区分	夜間人口	昼間人口	流入人口		流出人口		流入超過人口 (△は流出超過)		通勤者	通学者	通勤者	通学者	通勤者	通学者	総数	903,346	856,870	129,451	57,517	203,104	30,341	△73,653	27,176	男	428,874	398,659	75,417	29,682	119,312	16,002	△43,895	13,680	女	474,472	458,211	54,034	27,835	83,792	14,339	△29,758	13,496	6	〔人口と世帯（令和6年1月1日現在）〕 <table><tr><td></td><td>人口</td><td>人口密度 (1km²あたり)</td><td>世帯</td></tr><tr><td>総数</td><td>918,141人</td><td>15,816人</td><td>496,436世帯</td></tr><tr><td>世田谷地域</td><td>252,995人</td><td>20,529人</td><td>145,459世帯</td></tr><tr><td>北沢地域</td><td>153,674人</td><td>17,762人</td><td>91,339世帯</td></tr><tr><td>玉川地域</td><td>226,480人</td><td>14,326人</td><td>115,208世帯</td></tr><tr><td>砧地域</td><td>165,024人</td><td>12,180人</td><td>79,569世帯</td></tr><tr><td>烏山地域</td><td>119,968人</td><td>15,550人</td><td>64,861世帯</td></tr><tr><td>65歳以上人口</td><td>188,167人</td><td>外国人人口</td><td>25,537人</td></tr></table> *「世田谷区統計書」令和5年度版（2023）世田谷区 〔昼夜間人口〕（令和2国勢調査による 東京都の昼間人口（従業員・通学地による人口）） <table><tr><td rowspan="2">区分</td><td rowspan="2">夜間人口</td><td rowspan="2">昼間人口</td><td colspan="2">流入人口</td><td colspan="2">流出人口</td><td colspan="2">流入超過人口 (△は流出超過)</td></tr><tr><td>通勤者</td><td>通学者</td><td>通勤者</td><td>通学者</td><td>通勤者</td><td>通学者</td></tr><tr><td>総数</td><td>943,664</td><td>854,838</td><td>131,017</td><td>47,807</td><td>237,738</td><td>29,914</td><td>△106,721</td><td>17,893</td></tr><tr><td>男</td><td>445,592</td><td>393,786</td><td>73,605</td><td>24,170</td><td>133,969</td><td>15,614</td><td>△60,364</td><td>8,556</td></tr><tr><td>女</td><td>498,072</td><td>461,052</td><td>57,412</td><td>23,637</td><td>103,769</td><td>14,300</td><td>△46,357</td><td>9,337</td></tr></table>		人口	人口密度 (1km ² あたり)	世帯	総数	918,141人	15,816人	496,436世帯	世田谷地域	252,995人	20,529人	145,459世帯	北沢地域	153,674人	17,762人	91,339世帯	玉川地域	226,480人	14,326人	115,208世帯	砧地域	165,024人	12,180人	79,569世帯	烏山地域	119,968人	15,550人	64,861世帯	65歳以上人口	188,167人	外国人人口	25,537人	区分	夜間人口	昼間人口	流入人口		流出人口		流入超過人口 (△は流出超過)		通勤者	通学者	通勤者	通学者	通勤者	通学者	総数	943,664	854,838	131,017	47,807	237,738	29,914	△106,721	17,893	男	445,592	393,786	73,605	24,170	133,969	15,614	△60,364	8,556	女	498,072	461,052	57,412	23,637	103,769	14,300	△46,357	9,337
	人口	人口密度 (1km ² あたり)	世帯																																																																																																																																																					
総数	908,907人	15,658人	479,792世帯																																																																																																																																																					
世田谷地域	249,833人	20,272人	139,760世帯																																																																																																																																																					
北沢地域	152,228人	17,595人	88,363世帯																																																																																																																																																					
玉川地域	224,199人	14,182人	111,816世帯																																																																																																																																																					
砧地域	162,766人	12,013人	76,816世帯																																																																																																																																																					
烏山地域	119,881人	15,539人	63,037世帯																																																																																																																																																					
65歳以上人口	183,215人	外国人登録人口	21,379人																																																																																																																																																					
区分	夜間人口	昼間人口	流入人口		流出人口		流入超過人口 (△は流出超過)																																																																																																																																																	
			通勤者	通学者	通勤者	通学者	通勤者	通学者																																																																																																																																																
総数	903,346	856,870	129,451	57,517	203,104	30,341	△73,653	27,176																																																																																																																																																
男	428,874	398,659	75,417	29,682	119,312	16,002	△43,895	13,680																																																																																																																																																
女	474,472	458,211	54,034	27,835	83,792	14,339	△29,758	13,496																																																																																																																																																
	人口	人口密度 (1km ² あたり)	世帯																																																																																																																																																					
総数	918,141人	15,816人	496,436世帯																																																																																																																																																					
世田谷地域	252,995人	20,529人	145,459世帯																																																																																																																																																					
北沢地域	153,674人	17,762人	91,339世帯																																																																																																																																																					
玉川地域	226,480人	14,326人	115,208世帯																																																																																																																																																					
砧地域	165,024人	12,180人	79,569世帯																																																																																																																																																					
烏山地域	119,968人	15,550人	64,861世帯																																																																																																																																																					
65歳以上人口	188,167人	外国人人口	25,537人																																																																																																																																																					
区分	夜間人口	昼間人口	流入人口		流出人口		流入超過人口 (△は流出超過)																																																																																																																																																	
			通勤者	通学者	通勤者	通学者	通勤者	通学者																																																																																																																																																
総数	943,664	854,838	131,017	47,807	237,738	29,914	△106,721	17,893																																																																																																																																																
男	445,592	393,786	73,605	24,170	133,969	15,614	△60,364	8,556																																																																																																																																																
女	498,072	461,052	57,412	23,637	103,769	14,300	△46,357	9,337																																																																																																																																																
2	7	① 産業 <table><tr><td>工業</td><td>工場数</td><td>138</td></tr></table>	工業	工場数	138	7	① 産業 <table><tr><td>工業</td><td>工場数</td><td>228</td></tr></table>	工業	工場数	228																																																																																																																																														
工業	工場数	138																																																																																																																																																						
工業	工場数	228																																																																																																																																																						

章	頁	修正前			頁	修正後						
			(平成 30 年工業統計調査)	従業者数	2,015 人		(2022 年経済構造実態調査（製造業事業所調査）)	従業者数	2,212 人			
			商業 (平成 26 年経済センサス基礎調査)	商店数	7,253		商業 (令和 3 年経済センサス活動調査)	商店数	6,191			
				従業者数	59,223 人			従業者数	58,487 人			
			農業 (平成 30 年度農家基本調査)	農家戸数	318 戸		農業 (令和 5 年度農家基本調査)	農家戸数	291 戸			
				農家世帯員数	708 人			農家世帯員数	616 人			
				経営耕地面積	85.89 ha			経営耕地面積	75.88 ha			
					田				0ha	田	0ha	
					畑				85.89 ha	畑	75.88 ha	
			② 都市施設等									
			ア 道路 （ 平成 31 年 4 月 1 日現在）									
					道路種別	延長（m）	面積（m ² ）					
					総数	1,186,345	8,251,012					
					高速道路	11,946	316,916					
					国道	10,128	320,097					
					都道	69,968	1,110,910					
					区道	1,094,303	6,503,089					
		＊ 令和元年度 世田谷区土木施設現況調査										
		イ 河川 （ 平成 31 年 4 月 1 日現在 ）										
					総延長	1 級	2 級					
					51,630m	27,920m	23,710m					
＊ 令和元年度 世田谷区土木施設現況調査												
ウ 公園・身近な広場 （ 平成 31 年 4 月 1 日現在）												
			施設数		面積							
			区立都市公園	424 箇所	1,614,870 m²							
			身近な広場	125 箇所	133,340m²							
			市民緑地	13 箇所	16,878 m²							
			区内都立公園	4 箇所	921,707m ²							
			1 人当たり面積		2.94 m ²							
＊ 令和元年度 世田谷区土木施設現況調査												
2	8	第 2 節 被害想定				8	第 2 節 被害想定					
		○ 東京都防災会議は、平成 3 年に関東 大地震 の再来を想定した被害想定を、 また 、平成 9 年に阪神・淡路大震災を踏まえた東京における直下地震の被害想定を公表してきた。						○ 東京都防災会議は、平成 3 年に関東 地震 の再来を想定した被害想定を、平成 9 年に阪神・淡路大震災を踏まえた東京における直下地震の被害想定を公表してきた。				
		○ その後、同会議は 、東京の都市構造の変化や国による首都直下地震の被害想定公表等を 踏まえ 、平成 24 年 4 月 18 日に新たな 「首都直下地震等による東京の被害想定」を 発表 した。						○ また、平成 18 年に 東京の都市構造の変化や国による首都直下地震の被害想定公表等を 踏まえた被害想定を、さらに 、平成 24 年 に東北地方太平洋沖地震を踏まえた 「首都直下地震等による東京の被害想定」を 公表 した。				
		○ このため、本計画は、令和 元年 7 月 に 決定 された「東京都地域防災計画」と整合を図り、「首都直下地										

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																							
		震等による東京の被害想定」を指標とする。 ○ 内閣府に平成 23 年 8 月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、南海トラフの巨大地震対策で想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成 24 年 3 月 31 日に第一次報告の南海トラフ巨大地震の被害推計結果が公表されたが、詳細な被害状況が示されていないため、都は独自の被害想定を行い、平成 25 年 5 月「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表した。 ○ 「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」及び「首都直下地震等による東京の被害想定」の世田谷区に関する被害のデータを比較すると、全てにおいて「首都直下地震等による東京の被害想定」での結果の方が大きくなる。		○ <u>その後、同会議は、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化していることから、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和 4 年 5 月に新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。</u> ○ このため、本計画は、令和 <u>5 年 5 月</u>に<u>修正</u>された「東京都地域防災計画」と整合を図り、<u>令和 4 年 5 月公表の</u>「首都直下地震等による東京の被害想定」を指標とする。 ○ 内閣府に平成 23 年 8 月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、南海トラフの巨大地震対策で想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成 24 年 3 月 31 日に第一次報告の南海トラフ巨大地震の被害推計結果が公表されたが、詳細な被害状況が示されていないため、都は独自の被害想定を行い、平成 25 年 5 月「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表した。 ○ <u>平成 25 年 5 月公表の</u>「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」及び<u>令和 4 年 5 月公表の</u>「首都直下地震等による東京の被害想定」の世田谷区に関する被害のデータを比較すると、全てにおいて<u>令和 4 年 5 月公表の</u>「首都直下地震等による東京の被害想定」での結果の方が大きくなる。																																																																							
2	9	第 1 前提条件 1 考慮する想定地震 <table><tr><th>項目</th><th colspan="4">内容</th></tr><tr><td>種類</td><td><u>東京湾北部</u>地震</td><td>多摩直下地震 (<u>プレート境界多摩地震</u>)</td><td><u>元禄型</u>関東地震</td><td>立川断層帯地震</td></tr><tr><td>震源</td><td><u>東京湾北部</u></td><td>東京都多摩地域</td><td>神奈川県西部</td><td>東京都多摩地域</td></tr><tr><td>規模</td><td colspan="2">マグニチュード（以下「M」という。）7.3</td><td><u>M8.2</u></td><td>M7.4</td></tr><tr><td>震源の深さ</td><td>約 <u>49km</u></td><td>約 <u>45km</u></td><td>約 <u>11km</u></td><td>約 <u>17km</u></td></tr></table> 2 気象条件等 <table><tr><th>季節・時刻・風速</th><th>想定される被害</th></tr><tr><td>冬<u>の朝</u> 5 時</td><td><u>兵庫県南部地震</u>と同じ発生<u>時間</u> 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</td></tr><tr><td>冬<u>の昼</u> 12 時</td><td>オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害<u>拡大</u>の危険性が高い。 住宅内滞留者数は、<u>1 日の中で</u><u>は</u>最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は<u>朝 5 時</u>と比較して少ない。</td></tr><tr><td>冬<u>の夕方</u> 18 時</td><td>火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる<u>ケース</u> オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、<u>飲食のため多数の</u><u>人が滞留</u> ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 鉄道、<u>道路も</u>ほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障に</td></tr></table>	項目	内容				種類	<u>東京湾北部</u> 地震	多摩直下地震 (<u>プレート境界多摩地震</u>)	<u>元禄型</u> 関東地震	立川断層帯地震	震源	<u>東京湾北部</u>	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域	規模	マグニチュード（以下「M」という。）7.3		<u>M8.2</u>	M7.4	震源の深さ	約 <u>49km</u>	約 <u>45km</u>	約 <u>11km</u>	約 <u>17km</u>	季節・時刻・風速	想定される被害	冬 <u>の朝</u> 5 時	<u>兵庫県南部地震</u> と同じ発生 <u>時間</u> 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。	冬 <u>の昼</u> 12 時	オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害 <u>拡大</u> の危険性が高い。 住宅内滞留者数は、 <u>1 日の中で</u> <u>は</u> 最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は <u>朝 5 時</u> と比較して少ない。	冬 <u>の夕方</u> 18 時	火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる <u>ケース</u> オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、 <u>飲食のため多数の</u> <u>人が滞留</u> ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 鉄道、 <u>道路も</u> ほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障に	9	第 1 前提条件 1 考慮する想定地震 <table><tr><th>項目</th><th colspan="4">内容</th></tr><tr><td>種類</td><td><u>都心南部直下</u>地震</td><td>多摩<u>東部</u>直下地震</td><td><u>大正</u>関東地震</td><td>立川断層帯地震</td></tr><tr><td>震源</td><td><u>東京都 23 区南部</u></td><td>東京都多摩地域</td><td>神奈川県西部</td><td>東京都多摩地域</td></tr><tr><td>規模</td><td colspan="2">マグニチュード（以下「M」という。）7.3</td><td><u>M8 クラス</u></td><td>M7.4</td></tr><tr><td>震源の深さ</td><td>約 <u>49km</u></td><td>約 <u>45km</u></td><td>約 <u>11km</u></td><td>約 <u>17km</u></td></tr><tr><td><u>発生確率</u></td><td colspan="2"><u>今後 30 年以内 70%</u> (<u>南関東地域における</u> <u>M 7 クラスの確率</u>)</td><td><u>今後 30 年以内</u> <u>0～6%</u> (<u>180 年から 590</u> <u>年の発生間隔</u>)</td><td><u>今後 30 年以内</u> <u>0.5～2%</u></td></tr></table> 2 気象条件等 <table><tr><th>季節・時刻・風速</th><th>想定される被害</th></tr><tr><td>冬・<u>早朝</u> 5 時</td><td><u>阪神・淡路大震災</u>と同じ発生<u>時間帯</u> 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</td></tr><tr><td>冬・<u>昼</u> 12 時</td><td>オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、<u>看板等の</u>落下物等による被害の危険性が高い。 <u>外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。</u> 住宅内滞留者数は 1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は<u>朝夕</u>と比較して少ない。</td></tr><tr><td>冬・<u>夕方</u> 18 時</td><td>火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。<u>。</u> オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅<u>や</u>飲食のため<u>滞留者</u></td></tr></table>	項目	内容				種類	<u>都心南部直下</u> 地震	多摩 <u>東部</u> 直下地震	<u>大正</u> 関東地震	立川断層帯地震	震源	<u>東京都 23 区南部</u>	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域	規模	マグニチュード（以下「M」という。）7.3		<u>M8 クラス</u>	M7.4	震源の深さ	約 <u>49km</u>	約 <u>45km</u>	約 <u>11km</u>	約 <u>17km</u>	<u>発生確率</u>	<u>今後 30 年以内 70%</u> (<u>南関東地域における</u> <u>M 7 クラスの確率</u>)		<u>今後 30 年以内</u> <u>0～6%</u> (<u>180 年から 590</u> <u>年の発生間隔</u>)	<u>今後 30 年以内</u> <u>0.5～2%</u>	季節・時刻・風速	想定される被害	冬・ <u>早朝</u> 5 時	<u>阪神・淡路大震災</u> と同じ発生 <u>時間帯</u> 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。	冬・ <u>昼</u> 12 時	オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、 <u>看板等の</u> 落下物等による被害の危険性が高い。 <u>外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。</u> 住宅内滞留者数は 1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は <u>朝夕</u> と比較して少ない。	冬・ <u>夕方</u> 18 時	火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 <u>。</u> オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅 <u>や</u> 飲食のため <u>滞留者</u>
項目	内容																																																																										
種類	<u>東京湾北部</u> 地震	多摩直下地震 (<u>プレート境界多摩地震</u>)	<u>元禄型</u> 関東地震	立川断層帯地震																																																																							
震源	<u>東京湾北部</u>	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域																																																																							
規模	マグニチュード（以下「M」という。）7.3		<u>M8.2</u>	M7.4																																																																							
震源の深さ	約 <u>49km</u>	約 <u>45km</u>	約 <u>11km</u>	約 <u>17km</u>																																																																							
季節・時刻・風速	想定される被害																																																																										
冬 <u>の朝</u> 5 時	<u>兵庫県南部地震</u> と同じ発生 <u>時間</u> 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。																																																																										
冬 <u>の昼</u> 12 時	オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害 <u>拡大</u> の危険性が高い。 住宅内滞留者数は、 <u>1 日の中で</u> <u>は</u> 最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は <u>朝 5 時</u> と比較して少ない。																																																																										
冬 <u>の夕方</u> 18 時	火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる <u>ケース</u> オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、 <u>飲食のため多数の</u> <u>人が滞留</u> ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 鉄道、 <u>道路も</u> ほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障に																																																																										
項目	内容																																																																										
種類	<u>都心南部直下</u> 地震	多摩 <u>東部</u> 直下地震	<u>大正</u> 関東地震	立川断層帯地震																																																																							
震源	<u>東京都 23 区南部</u>	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域																																																																							
規模	マグニチュード（以下「M」という。）7.3		<u>M8 クラス</u>	M7.4																																																																							
震源の深さ	約 <u>49km</u>	約 <u>45km</u>	約 <u>11km</u>	約 <u>17km</u>																																																																							
<u>発生確率</u>	<u>今後 30 年以内 70%</u> (<u>南関東地域における</u> <u>M 7 クラスの確率</u>)		<u>今後 30 年以内</u> <u>0～6%</u> (<u>180 年から 590</u> <u>年の発生間隔</u>)	<u>今後 30 年以内</u> <u>0.5～2%</u>																																																																							
季節・時刻・風速	想定される被害																																																																										
冬・ <u>早朝</u> 5 時	<u>阪神・淡路大震災</u> と同じ発生 <u>時間帯</u> 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。																																																																										
冬・ <u>昼</u> 12 時	オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、 <u>看板等の</u> 落下物等による被害の危険性が高い。 <u>外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。</u> 住宅内滞留者数は 1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は <u>朝夕</u> と比較して少ない。																																																																										
冬・ <u>夕方</u> 18 時	火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 <u>。</u> オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅 <u>や</u> 飲食のため <u>滞留者</u>																																																																										

章	頁	修正前	修正後																																																																								
		よる影響拡大の危険性が高い。	8 m／秒 が多数存在する。 ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 鉄道・道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。																																																																								
2	10	第2 想定結果の概要 〔被害想定の概要（世田谷区）〕 想定される地震による被害として、東京湾北部震源直下地震、元禄型関東地震（関東大震災の再来を想定した海溝型地震）、多摩直下地震、立川断層帯を想定した地震による被害想定がある。このうち、相対的に区への影響が最も大きい「東京湾北部を震源とする直下地震」による被害想定を世田谷区における被害想定的前提として位置づける。 東京湾北部を震源とする直下地震の被害想定では、発災の想定時刻により被害が異なるが、「冬の夕方18時、風速8 m／秒」を基本にして、対応を考慮していくこととする。	第2 想定結果の概要 〔被害想定の概要（世田谷区）〕 想定される地震による被害として、都心南部直下地震、大正関東地震（関東大震災の再来を想定した海溝型地震）、多摩東部直下地震、立川断層帯を想定した地震による被害想定がある。このうち、相対的に区への影響が最も大きい「都心南部を震源とする直下地震」による被害想定を世田谷区における被害想定的前提として位置づける。 都心南部を震源とする直下地震の被害想定では、発災の想定時刻により被害が異なるが、「冬の夕方18時、風速8 m／秒」を基本にして、対応を考慮していくこととする。																																																																								
2	10	1 傾向 ○ 都では、最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に発生する。世田谷区では、震度6強の地域が広範囲に発生し、区北部の一部で震度6弱となる。 ○ 建物被害（全半壊、焼失）は、震度6強のエリアと木造住宅密集地域を中心に発生する。 ○ 死亡は揺れ及び火災を原因とするものが多く、負傷は建物倒壊及び火災を原因とするものが多い。 ○ 道路や鉄道の橋りょうなどの被害は、震度6強以上のエリア内で発生する。ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また、緊急輸送道路の渋滞も発生する。 ○ ライフラインの被害は、区部東部に被害が多く、世田谷区では、区部東部と比較して被害が少ない。 ○ 避難者は、1日後にピークを迎える。	1 傾向 ○ 都では、最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に発生する。世田谷区では、震度6強の地域が広範囲に発生し、区の一部で震度7、震度6弱となる。 ○ 建物被害（全半壊、焼失）は、震度6強のエリアと木造住宅密集地域を中心に発生する。 ○ 死亡は揺れや火災を原因とするものが多く、負傷は建物や火災を原因とするものが多い。 ○ 道路や鉄道の橋りょうなどの被害は、震度6強以上のエリア内で発生する。ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また、緊急輸送道路の渋滞も発生する。 ○ ライフラインの被害は、区部東部や区部南部に被害が多く、世田谷区では、区部東部と比較して被害が少ない。 ○ 避難者は、4日～1週間後にピークを迎える。																																																																								
2	10	2 地震動（地震のゆれ） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">想定地震</th><th colspan="5">震度別面積率</th></tr><tr><th>5弱以下</th><th>5強</th><th>6弱</th><th>6強</th><th>7</th></tr><tr><td>東京湾北部地震</td><td rowspan="2">M7.3</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td><td>33.2%</td><td>66.8%</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>多摩直下地震</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td><td>78.4%</td><td>21.6%</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>元禄型関東地震</td><td>M8.2</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td><td>65.3%</td><td>34.7%</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>立川断層帯地震</td><td>M7.4</td><td>6.0%</td><td>84.5%</td><td>9.5%</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td></tr></table>	想定地震		震度別面積率					5弱以下	5強	6弱	6強	7	東京湾北部 地震	M7.3	0.0%	0.0%	33.2%	66.8%	0.0%	多摩直下地震	0.0%	0.0%	78.4%	21.6%	0.0%	元禄型 関東地震	M8.2	0.0%	0.0%	65.3%	34.7%	0.0%	立川断層帯地震	M7.4	6.0%	84.5%	9.5%	0.0%	0.0%	2 地震動（地震のゆれ） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">想定地震</th><th colspan="4">震度別面積率</th></tr><tr><th>5強以下</th><th>6弱</th><th>6強</th><th>7</th></tr><tr><td>都心南部直下地震</td><td rowspan="2">M7.3</td><td>0.0%</td><td>31.0%</td><td>68.9%</td><td>0.1%</td></tr><tr><td>多摩東部直下地震</td><td>0.0%</td><td>42.9%</td><td>56.8%</td><td>0.3%</td></tr><tr><td>大正関東地震</td><td>M8クラス</td><td>0.8%</td><td>82.5%</td><td>16.7%</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>立川断層帯地震</td><td>M7.4</td><td>90.7%</td><td>9.3%</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td></tr></table>	想定地震		震度別面積率				5強以下	6弱	6強	7	都心南部直下 地震	M7.3	0.0%	31.0%	68.9%	0.1%	多摩 東部 直下地震	0.0%	42.9%	56.8%	0.3%	大正 関東地震	M8クラス	0.8%	82.5%	16.7%	0.0%	立川断層帯地震	M7.4	90.7%	9.3%	0.0%	0.0%
想定地震		震度別面積率																																																																									
		5弱以下	5強	6弱	6強	7																																																																					
東京湾北部 地震	M7.3	0.0%	0.0%	33.2%	66.8%	0.0%																																																																					
多摩直下地震		0.0%	0.0%	78.4%	21.6%	0.0%																																																																					
元禄型 関東地震	M8.2	0.0%	0.0%	65.3%	34.7%	0.0%																																																																					
立川断層帯地震	M7.4	6.0%	84.5%	9.5%	0.0%	0.0%																																																																					
想定地震		震度別面積率																																																																									
		5強以下	6弱	6強	7																																																																						
都心南部直下 地震	M7.3	0.0%	31.0%	68.9%	0.1%																																																																						
多摩 東部 直下地震		0.0%	42.9%	56.8%	0.3%																																																																						
大正 関東地震	M8クラス	0.8%	82.5%	16.7%	0.0%																																																																						
立川断層帯地震	M7.4	90.7%	9.3%	0.0%	0.0%																																																																						
2	10	3 橋りょう・橋脚被害（カッコ内は大被害）（都全体） <table><tr><th colspan="2">想定地震</th><th>高速道路</th><th>一般国道</th><th>都道</th><th>区市町村道</th><th>鉄道</th></tr><tr><td>東京湾北部地震</td><td rowspan="2">M7.3</td><td>10.2% (0.0%)</td><td>9.1%</td><td>3.0%</td><td>0.7%</td><td>1.9%</td></tr><tr><td>多摩直下地震</td><td>3.2% (0.0%)</td><td>4.1%</td><td>1.4%</td><td>0.5%</td><td>0.8%</td></tr><tr><td>元禄型関東地震</td><td>M8.2</td><td>5.1% (0.0%)</td><td>6.2%</td><td>1.8%</td><td>0.6%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>立川断層帯地震</td><td>M7.4</td><td>1.3% (0.0%)</td><td>2.7%</td><td>0.7%</td><td>0.4%</td><td>0.3%</td></tr></table>	想定地震		高速道路	一般国道	都道	区市町村道	鉄道	東京湾北部 地震	M7.3	10.2% (0.0%)	9.1%	3.0%	0.7%	1.9%	多摩直下地震	3.2% (0.0%)	4.1%	1.4%	0.5%	0.8%	元禄型 関東地震	M8.2	5.1% (0.0%)	6.2%	1.8%	0.6%	1.0%	立川断層帯地震	M7.4	1.3% (0.0%)	2.7%	0.7%	0.4%	0.3%	3 橋りょう・橋脚被害（カッコ内は大被害）（都全体） <table><tr><th colspan="2">想定地震</th><th>高速道路</th><th>一般国道</th><th>都道</th><th>区市町村道</th><th>鉄道</th></tr><tr><td>都心南部直下地震</td><td rowspan="2">M7.3</td><td>9.4% (0.0%)</td><td>7.2% (0.0%)</td><td>2.5% (0.1%)</td><td>0.7% (0.0%)</td><td>1.9% (0.0%)</td></tr><tr><td>多摩東部直下地震</td><td>7.0% (0.0%)</td><td>6.0% (0.0%)</td><td>1.9% (0.1%)</td><td>0.7% (0.1%)</td><td>1.8% (0.0%)</td></tr><tr><td>大正関東地震</td><td>M8クラス</td><td>5.4% (0.0%)</td><td>6.3% (0.0%)</td><td>1.8% (0.1%)</td><td>0.9% (0.1%)</td><td>1.0% (0.0%)</td></tr><tr><td>立川断層帯地震</td><td>M7.4</td><td>0.8% (0.0%)</td><td>2.1% (0.0%)</td><td>0.4% (0.0%)</td><td>0.2% (0.0%)</td><td>0.1% (0.0%)</td></tr></table>	想定地震		高速道路	一般国道	都道	区市町村道	鉄道	都心南部直下 地震	M7.3	9.4% (0.0%)	7.2% (0.0%)	2.5% (0.1%)	0.7% (0.0%)	1.9% (0.0%)	多摩 東部 直下地震	7.0% (0.0%)	6.0% (0.0%)	1.9% (0.1%)	0.7% (0.1%)	1.8% (0.0%)	大正 関東地震	M8クラス	5.4% (0.0%)	6.3% (0.0%)	1.8% (0.1%)	0.9% (0.1%)	1.0% (0.0%)	立川断層帯地震	M7.4	0.8% (0.0%)	2.1% (0.0%)	0.4% (0.0%)	0.2% (0.0%)	0.1% (0.0%)				
想定地震		高速道路	一般国道	都道	区市町村道	鉄道																																																																					
東京湾北部 地震	M7.3	10.2% (0.0%)	9.1%	3.0%	0.7%	1.9%																																																																					
多摩直下地震		3.2% (0.0%)	4.1%	1.4%	0.5%	0.8%																																																																					
元禄型 関東地震	M8.2	5.1% (0.0%)	6.2%	1.8%	0.6%	1.0%																																																																					
立川断層帯地震	M7.4	1.3% (0.0%)	2.7%	0.7%	0.4%	0.3%																																																																					
想定地震		高速道路	一般国道	都道	区市町村道	鉄道																																																																					
都心南部直下 地震	M7.3	9.4% (0.0%)	7.2% (0.0%)	2.5% (0.1%)	0.7% (0.0%)	1.9% (0.0%)																																																																					
多摩 東部 直下地震		7.0% (0.0%)	6.0% (0.0%)	1.9% (0.1%)	0.7% (0.1%)	1.8% (0.0%)																																																																					
大正 関東地震	M8クラス	5.4% (0.0%)	6.3% (0.0%)	1.8% (0.1%)	0.9% (0.1%)	1.0% (0.0%)																																																																					
立川断層帯地震	M7.4	0.8% (0.0%)	2.1% (0.0%)	0.4% (0.0%)	0.2% (0.0%)	0.1% (0.0%)																																																																					
2	11～12	【 東京湾北部 地震 M7.3】（世田谷区想定）	11	【 都心南部直下 地震 M7.3】（世田谷区想定）																																																																							

章		頁		修正前										頁		修正後									
		条件	想定地震		東京湾北部地震 M7.3									条件	想定地震		都心南部直下地震 M7.3								
			時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		冬・早朝5時				冬・昼12時		冬・夕方18時								
			風速		8 m／秒	単位	8 m／秒	単位	8 m／秒	単位	8 m／秒	単位			8 m／秒	単位	8 m／秒	単位							
		震度別面積率	震度7		0.0 %									震度別面積率	震度7		0.1 %								
			震度6強		66.8 %										震度6強		68.9 %								
			震度6弱		33.2 %										震度6弱		31.0 %								
			震度5強		0.0 %										震度5強以下		0.0 %								
			震度5弱以下		0.0 %																				
		人的被害	死者		440	人	277	人	655	人	人的被害	死者		487	人	264	人	645	人						
			ゆれによる建物全壊		362	人	186	人	215	人		揺れによる建物倒壊		374	人	152	人	212	人						
			急傾斜地崩壊による建物全壊		4	人	3	人	3	人		急傾斜地崩壊		1	人	1	人	1	人						
			地震火災		47	人	61	人	411	人		火災		85	人	87	人	398	人						
			ブロック塀		26	人	26	人	26	人		ブロック塀等		0	人	6	人	16	人						
			屋外落下物		1	人	1	人	1	人		屋外落下物		0	人	0	人	0	人						
			屋内収容物（参考値）		24	人	14	人	14	人		屋内収容物		26	人	19	人	18	人						
			負傷者		8,425	人	5,570	人	7,449	人		負傷者		7,297	人	5,155	人	7,132	人						
			（うち重傷者）		(1,181)	人	(886)	人	(1,366)	人		（うち重傷者）		(854)	人	(662)	人	(1,212)	人						
			ゆれによる建物全壊		7,300	人	4,365	人	4,637	人		揺れによる建物倒壊		6,352	人	4,138	人	4,427	人						
			急傾斜地崩壊による建物全壊		6	人	4	人	4	人		急傾斜地崩壊		1	人	1	人	1	人						
			地震火災		168	人	250	人	1,857	人		火災		350	人	358	人	1,738	人						
			ブロック塀		899	人	899	人	899	人		ブロック塀等		13	人	208	人	537	人						
			屋外落下物		52	人	52	人	52	人		屋外落下物		0	人	1	人	2	人						
			屋内収容物（参考値）		504	人	328	人	321	人		屋内収容物		580	人	449	人	427	人						
		物的被害	建物被害		7,789	棟	9,172	棟	27,801	棟	物的被害	建物被害		9,818	棟	10,467	棟	25,757	棟						
			ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊による建物全壊		6,074	棟	6,074	棟	6,074	棟		ゆれ・液状化等		6,464	棟	6,464	棟	6,464	棟						
			地震火災による焼失（倒壊建物を含まない）		1,715	棟	3,098	棟	21,727	棟		火災（建物倒壊を含まない）		3,354	棟	4,003	棟	19,293	棟						
		ライフライン被害	停電率		9.2	%	9.9	%	19.4	%	ライフライン被害	電力停電率		10.7	%	11.1	%	18.9	%						
			固定電話不通率		1.3	%	2.1	%	12.7	%		通信不通率		2.3	%	2.7	%	11.5	%						
			上水道断水率		30.8 %							上水道断水率		23.2 %											
			下水道管きよ被害率		24.7 %							下水道管きよ被害率		5.6 %											
			低圧ガス供給支障率		ブロック内全域でSI値が*60kine超のケース 1.2 %							ガス供給停止率		14.4 %											
		その他	避難人口		153,833	人	159,956	人	242,390	人	その他	避難者数		178,110	人	181,166	人	252,337	人						
			避難生活者数		99,992	人	103,972	人	157,553	人		避難生活者数		81,413	人	84,290	人	151,290	人						
			滞留者数		-	人	601,311	人	601,311	人		避難生活者数		118,740	人	120,777	人	168,224	人						
			徒歩帰宅困難者数		-	人	168,047	人	168,047	人		滞留者数		27,655	人	28,673	人	52,374	人						
			閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		225	台	229	台	269	台		都内滞留者数		-	人	768,014	人	768,014	人						
			避難行動要支援者死者		192	人	173	人	406	人		帰宅困難者数		-	人	116,697	人	116,697	人						
			自力脱出困難者		2,925	人	1,733	人	1,850	人		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		1,105	台	1,112	台	1,267	台						
			震災廃棄物		210	万 t	213	万 t	257	万 t		要配慮者 死者数		309	人	167	人	409	人						
												自力脱出困難者		2,841	人	1,818	人	1,957	人						
												災害廃棄物		188	万 t	189	万 t	231	万 t						
【参考】国が示した被害想定（平成25年12月）																									

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																																																																																																																																										
		「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成 25 年 12 月、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ）から都区部を抜粋 <table><tr><th rowspan="3">条件</th><th>想定地震</th><th colspan="6">都心南部直下地震 Mw7.3</th></tr><tr><th>発災季節・時間帯</th><th colspan="2">冬深夜</th><th colspan="2">夏昼</th><th colspan="2">冬夕</th></tr><tr><th>風速</th><th>8 m／秒</th><th>単位</th><th>8 m／秒</th><th>単位</th><th>8 m／秒</th><th>単位</th></tr><tr><td rowspan="7">人的被害</td><td>死者</td><td>約 9,200</td><td>人</td><td>約 3,500</td><td>人</td><td>約 8,000</td><td>人</td></tr><tr><td></td><td>～約 12,000</td><td>人</td><td>～約 4,100</td><td>人</td><td>～約 11,000</td><td>人</td></tr><tr><td>建物倒壊等</td><td>約 6,300</td><td>人</td><td>約 2,700</td><td>人</td><td>約 3,700</td><td>人</td></tr><tr><td>（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）</td><td>約 500</td><td>人</td><td>約 300</td><td>人</td><td>約 300</td><td>人</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による建物全壊</td><td>約 20</td><td>人</td><td>約 10</td><td>人</td><td>約 10</td><td>人</td></tr><tr><td>地震火災</td><td>約 2,900</td><td>人</td><td>約 700</td><td>人</td><td>約 4,000</td><td>人</td></tr><tr><td></td><td>～約 5,300</td><td>人</td><td>～約 1,300</td><td>人</td><td>～約 7,400</td><td>人</td></tr><tr><td>ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物</td><td>約 10</td><td>人</td><td>約 100</td><td>人</td><td>約 300</td><td>人</td></tr><tr><td rowspan="5">物的被害</td><td>建物被害</td><td>約 173,000</td><td>棟</td><td>約 162,000</td><td>棟</td><td>約 299,000</td><td>棟</td></tr><tr><td>揺れによる全壊</td><td>約 97,000</td><td>棟</td><td>約 97,000</td><td>棟</td><td>約 97,000</td><td>棟</td></tr><tr><td>液状化による全壊</td><td>約 6,800</td><td>棟</td><td>約 6,800</td><td>棟</td><td>約 6,800</td><td>棟</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による全壊</td><td>約 200</td><td>棟</td><td>約 200</td><td>棟</td><td>約 200</td><td>棟</td></tr><tr><td>地震火災による焼失</td><td>約 68,000</td><td>棟</td><td>約 58,000</td><td>棟</td><td>約 195,000</td><td>棟</td></tr><tr><td rowspan="9">その他</td><td>避難者</td><td colspan="6"></td></tr><tr><td>1 日後</td><td colspan="6">1,500,000 人</td></tr><tr><td>（うち避難所）</td><td colspan="6">910,000 人</td></tr><tr><td>（うち避難所外）</td><td colspan="6">600,000 人</td></tr><tr><td>2 週間後</td><td colspan="6">3,300,000 人</td></tr><tr><td>（うち避難所）</td><td colspan="6">1,300,000 人</td></tr><tr><td>（うち避難所外）</td><td colspan="6">2,000,000 人</td></tr><tr><td>1 ヶ月後</td><td colspan="6">1,800,000 人</td></tr><tr><td>（うち避難所）</td><td colspan="6">540,000 人</td></tr><tr><td>（うち避難所外）</td><td colspan="6">1,300,000 人</td></tr></table>	条件	想定地震	都心南部直下地震 Mw7.3						発災季節・時間帯	冬深夜		夏昼		冬夕		風速	8 m／秒	単位	8 m／秒	単位	8 m／秒	単位	人的被害	死者	約 9,200	人	約 3,500	人	約 8,000	人		～約 12,000	人	～約 4,100	人	～約 11,000	人	建物倒壊等	約 6,300	人	約 2,700	人	約 3,700	人	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	約 500	人	約 300	人	約 300	人	急傾斜地崩壊による建物全壊	約 20	人	約 10	人	約 10	人	地震火災	約 2,900	人	約 700	人	約 4,000	人		～約 5,300	人	～約 1,300	人	～約 7,400	人	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	約 10	人	約 100	人	約 300	人	物的被害	建物被害	約 173,000	棟	約 162,000	棟	約 299,000	棟	揺れによる全壊	約 97,000	棟	約 97,000	棟	約 97,000	棟	液状化による全壊	約 6,800	棟	約 6,800	棟	約 6,800	棟	急傾斜地崩壊による全壊	約 200	棟	約 200	棟	約 200	棟	地震火災による焼失	約 68,000	棟	約 58,000	棟	約 195,000	棟	その他	避難者							1 日後	1,500,000 人						（うち避難所）	910,000 人						（うち避難所外）	600,000 人						2 週間後	3,300,000 人						（うち避難所）	1,300,000 人						（うち避難所外）	2,000,000 人						1 ヶ月後	1,800,000 人						（うち避難所）	540,000 人						（うち避難所外）	1,300,000 人							
条件	想定地震	都心南部直下地震 Mw7.3																																																																																																																																																																																												
	発災季節・時間帯	冬深夜		夏昼		冬夕																																																																																																																																																																																								
	風速	8 m／秒	単位	8 m／秒	単位	8 m／秒	単位																																																																																																																																																																																							
人的被害	死者	約 9,200	人	約 3,500	人	約 8,000	人																																																																																																																																																																																							
		～約 12,000	人	～約 4,100	人	～約 11,000	人																																																																																																																																																																																							
	建物倒壊等	約 6,300	人	約 2,700	人	約 3,700	人																																																																																																																																																																																							
	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	約 500	人	約 300	人	約 300	人																																																																																																																																																																																							
	急傾斜地崩壊による建物全壊	約 20	人	約 10	人	約 10	人																																																																																																																																																																																							
	地震火災	約 2,900	人	約 700	人	約 4,000	人																																																																																																																																																																																							
		～約 5,300	人	～約 1,300	人	～約 7,400	人																																																																																																																																																																																							
ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	約 10	人	約 100	人	約 300	人																																																																																																																																																																																								
物的被害	建物被害	約 173,000	棟	約 162,000	棟	約 299,000	棟																																																																																																																																																																																							
	揺れによる全壊	約 97,000	棟	約 97,000	棟	約 97,000	棟																																																																																																																																																																																							
	液状化による全壊	約 6,800	棟	約 6,800	棟	約 6,800	棟																																																																																																																																																																																							
	急傾斜地崩壊による全壊	約 200	棟	約 200	棟	約 200	棟																																																																																																																																																																																							
	地震火災による焼失	約 68,000	棟	約 58,000	棟	約 195,000	棟																																																																																																																																																																																							
その他	避難者																																																																																																																																																																																													
	1 日後	1,500,000 人																																																																																																																																																																																												
	（うち避難所）	910,000 人																																																																																																																																																																																												
	（うち避難所外）	600,000 人																																																																																																																																																																																												
	2 週間後	3,300,000 人																																																																																																																																																																																												
	（うち避難所）	1,300,000 人																																																																																																																																																																																												
	（うち避難所外）	2,000,000 人																																																																																																																																																																																												
	1 ヶ月後	1,800,000 人																																																																																																																																																																																												
	（うち避難所）	540,000 人																																																																																																																																																																																												
（うち避難所外）	1,300,000 人																																																																																																																																																																																													
3	13	第 2 節 調査研究の項目 （1）被害想定 「第 1 部第 2 章 世田谷区の現状と被害想定」を参照する。 （2）都の調査研究	－	削除																																																																																																																																																																																										
3	13～	【地域危険度測定調査について】 ○ 都は、東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 12 条第 1 項に基づき、次の用途	12	【地域危険度測定調査について】 都は、東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 12 条に基づき、次の用途に資する																																																																																																																																																																																										

章	頁	修正前	頁	修正後
	14	に資するため概ね5年ごとに調査を実施しており、<u>2018年（平成30年）2月に第8回</u>の結果が公表された。 ・ <u>地震に強い防災都市づくりの指標とする。</u> ・ 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。 ・ <u>震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。</u> ○ 本調査は、市街化区域を対象として、地震に対する危険性<u>の度合い（被害の受けやすさ）</u>を町丁目ごとに5段階のランクで相対評価したものである。 ○ 世田谷区については、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、「総合危険度」ともに、<u>全体的に</u>危険度は低くランクされている。		ため概ね5年ごとに調査を実施しており、<u>2022年（令和4年）9月に第9回</u>の結果が公表された。 ・ 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。 ・ <u>震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。</u> 本調査は、<u>区部及び多摩地域の</u>市街化区域を対象として、地震に対する危険性を町丁目ごとに5段階のランクで相対評価したものである。 世田谷区については、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、「総合危険度」ともに、<u>23区東部と比較し</u>、危険度は低くランクされている。
4	15	第4節 計画修正の背景 ○ 国・都等の対応 ・ 国は、<u>平成24年6月、東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、国等が自らの判断で物資等を供給することで、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設するなど、緊急を要するものについて対応するため、災害対策基本法を改正した。</u> ・ <u>その際、引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（平成24年7月）も踏まえ、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成する際、必要な個人情報を利用できるようにするなど、平成25年6月、さらなる改正を実施した。</u> ・ <u>国は、平成28年熊本地震等の教訓を踏まえ、地方自治体の受援業務及び体制の整備に向けて、平成29年3月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定した。</u> ・ <u>国は、救助実施市区町村による救助や都道府県による連絡調整の実施を定めた、災害救助法の改正をはじめとした災害関連法令等の改正に伴い、平成30年6月に「防災基本計画」を修正した。</u> ・ <u>都は、平成30年1月に「東京都災害時受援応援計画」を策定し、全国の自治体や関係機関等からの応援の円滑な受け入れ、区市町村と連携した早期の被災地支援に繋げていくための手順や具体的ルールを示した。</u> ・ <u>また、都では、平成28年熊本地震等、前回修正以降発生した地震災害の教訓や、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりやICT等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新動向を踏まえた取組みを反映し、震災対策の実効性を更に向上させる観点から、令和元年7月に「東京都地域防災計画（震災編）」における所要の修正を行った。</u> ○ 世田谷区の対応 ・ 区は、昭和39年に策定して以来、国及び都等の関係計画・法令等、震災及び風水害等の教訓を踏まえて、適時修正を行っており、直近では、<u>平成29年度</u>に修正を<u>行っているが</u>、災害対策関連法令の改正や新規制定、国や都などの上位計画の修正、<u>平成28年熊本地震や平成30年の大阪府北部地震、北海道胆振東部地震の発生など、前回の計画修正以降、本区の災害対策を取り巻く社会情勢等は変化している。</u> ・ このような状況を踏まえ、最新の関連法令や上位計画に対応するとともに、<u>近年の社会情勢等を踏まえた現行の区計画の課題を明らかにし</u>、関係機関及び区民からの意見を取り入れることにより、現実的で実効性の高い対応策を組み立てることを目的として修正に取り組む。	14	第4節 計画修正の背景 ○ 国・都等の対応 ・ 国は、<u>多様な主体と連携した被災者支援をはじめとする施策の進展等を踏まえ、令和5年5月及び令和6年6月に「防災基本計画」を修正した。</u> ・ <u>都は、平成24年4月に公表した被害想定から約10年を経たことで、この間の耐震化や不燃化対策の進展、都内人口構造の変化等を踏まえ、令和4年5月に新たに定性的な被害シナリオを反映した「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。</u> ・ <u>都は、令和4年12月に5つの危機（「風水害」、「地震」、「火山噴火」、「電力・通信等の途絶」、「感染症」）に対し、2040年代までに都が取り組むべき事業をまとめ、「T O K Y O強靱化プロジェクト」を公表した。また、確実な達成に向け、新たに中間目標を設定し、令和5年12月に修正した。</u> ・ <u>都は、新たな被害想定に基づく具体的な減災目標の設定、多様な視点の防災対策等を反映させ、令和5年5月に「東京都地域防災計画（震災編）」を修正した。</u> ○ 世田谷区の対応 ・ 区は、昭和39年に策定して以来、国及び都等の関係計画・法令等、震災及び風水害等の教訓を踏まえて、適時修正を行っており、直近では、<u>令和3年</u>に修正を<u>行った</u>。<u>前回の修正以降に都の新たな被害想定</u>の公表、災害対策関連法令の改正、国や都などの上位計画の修正<u>などがされている。</u> ・ このような状況を踏まえ、最新の<u>被害想定</u>や関連法令、<u>上位計画等の修正、この間の各種防災関連施策の進捗等を反映するとともに</u>、関係機関及び区民からの意見を取り入れることにより、現実的で実効性の高い対応策を組み立てることを目的として修正に取り組む。 ○ <u>令和6年能登半島地震</u> ・ <u>国は、令和6年能登半島地震に係る対応について、「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」により点検を実施し、「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」をとりまとめた。</u> <u>その中では、被災地の情報収集及び進入方策や避難所運営、物資調達・輸送、自治体支援などの項目について、見直しの方向性を明示しており、この内容を令和6年6月の「防災基本計画」の修正に反映させている。</u> <u>また、自主点検レポートにおいて、更なる検討が必要とした事項については、災害対応を総合的に検討するワーキンググループを設置して検討を行い、今後の我が国の地震災害への対策に生かしていくとしている。</u> ・ <u>令和6年能登半島地震については地理的条件や人口構造、都市整備の状況などが、世田谷区とは異なり、単純な比較は困難なものの、現在、区が検討もしくは実施している防災関連施策と共通する事項</u>

章	頁	修正前	頁	修正後
				<u>もあるため、今後、国が立ち上げるワーキンググループの動向を注視し、防災関連施策への反映を検討していく。</u>
4	16 ～ 17	第2節 重点項目 令和 <u>3年</u> 修正においては、以下のとおり、 <u>主な修正の視点</u> を定め、修正に取り組んだ。 1 区の受援・応援体制の充実強化 ○ <u>庁内、都・区間、区・協定締結団体間等の受援・応援に係る調整体制を強化する。</u> ○ <u>ボランティア、NPOと区との連絡調整体制等を強化する。</u> ※具体的な取組みは、震災編 第2部第2章第5節第2「応急対策」5「ボランティアとの連携」及び第5章第5節第2「応急対策」3「応援協力・派遣要請」を参照 2 災害対策本部機能の強化 ○ <u>災害時には区の災害対策の中核機能を果たす新たな本庁舎の整備に際し、耐震安全性や電力、通信、給排水などの庁舎維持機能、浸水対策、火山灰対策など、区民の生命や財産を守るための機能が十分に発揮されるよう災害対策本部としての強化を図る。</u> ○ <u>災害時の情報収集・分析及び災害対策本部内での情報共有を迅速かつ効果的なものにし、対応方針等の意思決定を適切に行うことを目的とした防災情報システムを導入する。</u> ※具体的な取組みは、震災編 第2部第5章第5節第1「予防対策」1「初動対応体制の整備」を参照 3 自助の推進 ○ <u>地震災害による被害を軽減し、拡大を防止するためには、区民一人ひとりの予防の取組みが大切であることから、不燃化促進助成制度や耐震化支援制度等の周知を進め、建物の安全性の更なる向上を図る。</u> ○ <u>過酷となる避難所生活を回避するため、自宅における家具の転倒防止、携帯用充電バッテリーの準備や7日分の備蓄等による在宅避難を推奨するとともに、在宅避難が困難な場合の縁故避難の考え方も啓発していく。</u> ※具体的な取組みは、震災編 第2部第2章第3節1「自助による区民の防災力の向上」及び第5節第1「予防対策」1「自助による区民の防災力向上」を参照 4 多様性に配慮した女性の視点 ○ <u>高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者や女性への配慮の必要性、重要性について、地域への普及・啓発を進める。</u> ○ <u>多様性に配慮した女性の視点からの防災を地域において実践し、啓発を行う女性防災コーディネーターの育成を進める。</u> ※具体的な取組みは、震災編 第2部第2章第5節第1「予防対策」7「多様性に配慮した女性の視点の反映」を参照 5 新型コロナ等感染症対策	15 ～ 16	第2節 重点<u>検討</u>項目 令和 <u>7年</u> 修正においては、以下のとおり、 <u>重点検討項目</u> を定め、修正に取り組んだ。 1 在宅避難の推進 ○ <u>在宅避難の利点や避難所生活の過酷さなどから在宅避難を推奨していることを継続的に周知啓発し、区民の在宅避難に対する意識高揚を図る。</u> ○ <u>各家庭における備蓄や家具の転倒防止など、区民の在宅避難への取組みに対する支援を強化する。</u> ※具体的な取組みは、震災編 第2部第2章「区民と地域の防災力向上」第3節を参照 2 避難行動要支援者対策 ○ <u>福祉の専門職等と連携して、個別避難計画に対する理解促進と個別避難計画作成件数の増加を図る。</u> ○ <u>実効性のある個別避難計画作成等に向け、居宅介護支援事業者等に対する個別避難計画作成の業務委託を実施する。</u> ※具体的な取組みは、震災編 第2部第9章「避難者対策」第3節を参照 3 物資供給体制の整備 ○ <u>物流事業者等の資源や専門性を活かした効率的な物資配送体制を整備するとともに、支援物資、調達物資を迅速かつ確実に配送するため、第1順位の地域内輸送拠点である羽田クロノゲートに加え、第2順位の地域内輸送拠点や区民会館等の物資集積拠点の効果的な活用を検討する。</u> ○ <u>平時から物流事業者等の専門性を活かした的確な備蓄物資管理を実施し、災害時においても当該事業者の専門性を活かせる一元的な物資管理体制の検討を進める。</u> ○ <u>災害時に必要となる食料等の物品を確実に避難者に供給するため、備蓄物資の保管スペースの確保を進める。</u> ※具体的な取組みは、震災編 第2部第10章「物流・備蓄・輸送対策の推進」第3節を参照 4 災害時医療救護 ○ <u>災害時における医療救護や薬事の拠点となる保健医療福祉総合プラザについて、関係機関（区、世田谷区保健センター等）の役割分担を明確化した連携協定を締結するなど、災害医療対応の体制強化を図る。</u> ○ <u>定期的かつ継続的な訓練を通じて、医療救護本部と医療機関等の連携強化を図る。</u> ○ <u>自衛隊中央病院における緊急医療救護所設置を含め、災害時に限られた医療資源を最大限有効に活用し、実現可能な初動医療体制の構築を図る。</u> ※具体的な取組みは、震災編 第2部第7章「医療救護等対策」第3節を参照 5 共助の推進 ○ <u>避難所運営委員会等への支援を強化するとともに、地域防災活動の担い手の確保を進める。</u>

章	頁	修正前	修正後
		○ <u>新型コロナウイルス等感染症拡大期に災害が発生した場合について、感染予防のために避難所での感染症拡大防止対策、受援応援およびボランティア活動における感染症拡大防止対策の強化を図る。</u> ※具体的な取組みは、震災編 第2部第2章第5節第2「応急対策」5「ボランティアとの連携」、震災編 第2部第5章第5節第2「応急対策」3「応援協力・派遣要請」、震災編 第2部第9章第5節第1「予防対策」3「避難所等の管理運営体制の整備等」および第5節第2「応急対策」2「避難所の開設・管理運営」を参照	○ <u>都の新たな被害想定や防災塾での課題検討等を踏まえ修正した地区防災計画に基づき、地域・地区への支援を強化する。</u> ○ <u>区内居住世帯の約5割をマンション居住世帯が占めていることを踏まえ、マンション居住者や管理組合を対象とした説明会等により日頃からの備えの大切さについての啓発を実施するほか、マンションの自主防災組織設置の働きかけなど、マンションの防災力向上に取り組む。</u> ※具体的な取組みは、震災編 第2部第2章「区民と地域の防災力向上」第3節を参照 6 ペット同行避難 ○ <u>飼育者をはじめとした区民へペット防災に関する普及啓発を進める。</u> ○ <u>在宅避難を前提としつつ、指定避難所におけるペット同行避難の受け入れ態勢の整備や研修・訓練の実施、被災動物ボランティアの活用等による支援体制の仕組みづくりを進める。</u> ※具体的な取組みは、震災編 第2部第9章「避難者対策」第3節を参照
4		第4節 施策相互の連携関連イメージ図 発災直後から応急復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動 危機管理体制の構築（初動態勢、広域連携等） 情報通信の確保（防災行政無線、専用電話、衛星携帯電話等） 道路ネットワークの確保（交通規制、道路啓開） 発災直後から72時間以内において特に重要な活動 （各機関）救出救助 消火活動 連携 医療 救護 活動 自助・共助 救出救助 初期消火 避難支援（要援護者等） 避難対策 被災者に配慮した運営（在宅避難者対策を含む） 円滑なボランティア活動の支援 など 物流・備蓄 対策 備蓄物資の供給 燃料の 安定供給 支援物資の 調達・ 輸送・ 供給 帰宅困難者等 対策 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者へ情報提供 一時滞在 施設の確保 ライフ ラインの確保 非常用電 源確保 被害状況 の確認 応急復旧 発災後、4日目以降に重点的に行う活動 生活再建 被災証明 義援金 応急仮設 住宅等 帰宅支援	第4節 施策相互の連携関連イメージ図 発災直後から応急復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動 危機管理体制の構築（初動態勢、広域連携等） 情報通信の確保（防災行政無線、<u>無線 LAN</u>、専用電話、衛星携帯電話等） 道路ネットワークの確保（交通規制、道路啓開） 発災直後から72時間以内において特に重要な活動 （各機関）救出救助 消火活動 連携 医療 救護 活動 自助・共助 救出救助 初期消火 避難支援（要援護者等） 避難対策 被災者に配慮した運営（在宅避難者対策を含む） 円滑なボランティア活動の支援 など 物流・備蓄 対策 備蓄物資の供給 燃料の 安定供給 支援物資の 調達・ 輸送・ 供給 帰宅困難者等 対策 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者へ情報提供 一時滞在 施設の確保 ライフ ラインの確保 非常用電 源確保 被害状況 の確認 応急復旧 発災後、4日目以降に重点的に行う活動 生活再建 被災証明 義援金 応急仮設 住宅等 帰宅支援

章	頁	修正前	頁	修正後
5	23	○ 国は、「首都直下地震の地震防災戦略」（平成18年4月中央防災会議）において、首都直下地震の被害を受ける可能性がある地方公共団体に対して減災目標の設定を求めた。 ○ <u>都は、「東京都地域防災計画（令和元年修正）」（令和元7月東京都防災会議）において都の減災目標を以下の通り定めた。</u> ・ <u>死者を約6,000人減少させる。（約6割）</u> ・ <u>避難者を約150万人減少させる。（約4割）</u> ・ <u>建築物の全壊棟数を約20万棟減少させる。（約6割）</u> ○ 区は、都と整合を図るため「世田谷区地域防災計画」における減災目標を、第1部第2章第2節の被害想定をもとに定めることとする。 ○ <u>また、平成28年熊本地震等でも問題となっている「災害関連死」についても、「世田谷区地域防災計画」における減災目標として定めることとする。</u> ○ 減災目標を関係機関で共有し、目標達成に向けて対策の推進を図る。	22	○ 国は、「首都直下地震の地震防災戦略」（平成18年4月中央防災会議）において、首都直下地震の被害を受ける可能性がある地方公共団体に対して減災目標の設定を求めた。 ○ <u>都は、東京都地域防災計画（令和5年修正）において、都の減災目標を以下のとおり定めた。</u> ・ <u>2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。</u> ○ 区は、都と整合を図るため「世田谷区地域防災計画」における減災目標を、第1部第2章第2節の被害想定をもとに定めることとする。 ○ 減災目標を関係機関で共有し、目標達成に向けて対策の推進を図る。
5	23	<u>目標 死者、避難者、建築物被害の減</u> <u>1 死者数の減</u> <u>（1）「M7.3・夕18時・風速8m/秒」のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒等を原因とする死者数を6割減少させる。</u> <u>（2）避難生活に伴う心身へのストレス等を原因とする関連死者数ゼロを目指す。</u> <u>2 住宅の倒壊や火災による避難者の減</u> <u>「M7.3・夕方18時」のケースで、住宅の倒壊や火災による避難者を4割減少させる。</u> <u>3 揺れや火災による建築物の全壊棟数の減</u> <u>「M7.3・夕方18時」のケースで、揺れや火災による建築物の全壊棟数を6割減少させる。</u> <u>〈主な対策〉</u> ○ <u>建物の耐震化 【区、都都市整備局】</u> ○ <u>住宅・建築物の不燃化 【区、都都市整備局】</u> ○ <u>家具類の転倒等防止対策の推進 【区、東京消防庁・消防署】</u> ○ <u>消防力の充実・強化 【東京消防庁・消防署、区】</u> ○ <u>救出・救護体制の強化 【東京消防庁・消防署、都総務局、都福祉保健局、区】</u> ○ <u>区民や事業所の火災対応力の強化【東京消防庁・消防署、区】</u> ○ <u>感震ブレーカーの設置促進【区】</u> ○ <u>避難生活に伴う心身へのストレス等の軽減策（避難所のトイレの整備、きめ細やかなニーズ</u>	22	<u>区の減災目標</u> <u>2030年度(令和12年度)までに、「首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減」する。</u> <u>〈主な対策〉</u> ○ <u>住宅の耐震化 【都、区】</u> ○ <u>整備地域の不燃化 【都、区】</u> ○ <u>無電柱化の推進 【都、区】</u> ○ <u>出火防止対策（感震ブレーカーの設置促進） 【都、区】</u> ○ <u>初期消火対策（消火器設置促進） 【東京消防庁・消防署、都、区】</u> ○ <u>家具類の転倒・落下・移動防止対策 【東京消防庁・消防署、区】</u> ○ <u>区市町村のBCP策定 【区】</u> ○ <u>避難所環境の向上 【都、区】</u> ○ <u>災害時トイレの確保 【都、区】</u>
5	24 ～ 26	【施策ごとの課題・達成目標・対応一覧】	—	削除

分野			課題	達成目標	対策	
			的被害（死者）に関わる目標	早期復興に関わる目標	予防対策	応急対策
区民と地域の防災力向上 （第2章）			自助による区民の防災力	自助の備えを講じている区民の割合を100%に到達	自助による自助の向上 区民による自助の備え 防災意識の啓発 防災教育・防災訓練の実施 外国人支援対策	自助による応急対策の実施 区民自衛による応急対策 外国人の罹損収集等に係る支援
			地域による互助 消防団の活動体制	地域の防災力向上 消防団活動体制の充実ににより、災害活動力を向上	地域による自助の推進 消防団の活動体制の充実ににより、災害活動力の向上	地域による応急対策の実施 消防団による応急対策の実施
			事業所等による自助・互助の強化	地域との連携により、事業所防災体制を強化	事業所による自助・互助の強化	事業所による応急対策の実施
			ボランティア活動の支援体制	円滑なボランティア活動のための支援体制を構築	ボランティアとの連携 一般ボランティアとの連携 専門ボランティアなどの連携 東京消防庁支援ボランティアとの連携 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携 赤十字ボランティアとの連携	ボランティアとの連携
				多様性に配慮した女性の視点の反映	多様性に配慮した女性の視点の反映	
安全な都市づくりの実現 （第3章）			木造住宅密集地域の不燃化に向けた課題	木造住宅密集地域の不燃化率の向上	安全に暮らせる都市づくり 地域特性に応じた防火都市づくり 高層建築物及び地下街等における安全対策 かけ・擁壁、土砂災害被害の防止	公共の安全確保、施設の本来機能の回復 河川施設等の復旧 社会公共施設等の復旧 土砂災害に関する応急対策 二次的な土砂災害防止対策
			建築物の耐震化、安全対策の課題	防災上重要な公共建築物の耐震化100%達成、住宅及び民間特定建築物の耐震化率95%	建築物の耐震化及び安全対策の促進 エレベーター対策 落し物、車輦等の転倒・落下・移動の防止 文化財施設の安全対策 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備	
					河川施設等の応急対策による二次災害防止 河川施設等の応急対策	
			液状化対策の課題	液状化予測図の見直し及び建築物における液状化対策の指針の作成	液状化、長期間地震動への対策の強化 液状化対策の強化 長期間地震動対策の強化	
			出火、延焼等の防止に向けた課題	消防水利不足地域の解消	出火、延焼等の防止 消防水利の整備、防火安全対策 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化 危険物等の輸送の安全化	消火・救助・救急活動 危険物等の応急措置による危険防止 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 危険物輸送車両等の応急対策 危険動物の逸走時対策
安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保 （第4章）			交通関連施設の安全確保に向けた課題	幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋りょうの耐震化	道路・橋りょう 鉄道施設 緊急輸送ネットワーク	道路・橋りょう 鉄道施設
			ライフラインの確保に向けた課題	首都中核機能等への耐震化	水道 下水道 下水道 電気・ガス・通信等 ライフラインの復旧拠点の確保 エネルギーの確保	河川施設等 水道 下水道 下水道 電気・ガス・通信等
			初期対応	迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初期態勢の構築	初期対応体制の整備 区の活動態勢	
			広域連携体制	近隣自治体や民間事業者等との連携強化による円滑な体制の構築	業務継続体制の確保 消火・救助・救急活動体制の整備 広域連携体制の構築	消火・救助・救急活動 応援協力・派遣要請
広域的な視点からの応急 対応力の強化 （第5章）			大規模救出救助活動拠点の整備	大規模な救出・救助活動や復旧活動拠点の確保	応急活動拠点の整備	応急活動拠点の調整

章	頁	修正前	頁	修正後

章	頁	修正前	頁	修正後
6	－	新設	23	第6章 複合災害への対応 第1節 複合災害への対応 <u>東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。</u> <u>また、新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。</u> 第2節 複合災害に備え留意すべき事項 <u>先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。</u> 【共通事項】 <u>・ 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進</u> <u>・ 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化</u> <u>・ 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証</u> <u>・ 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進</u> <u>・ 夏季発災時における熱中症対策 等</u> 【大規模自然災害+大規模自然災害】 <u>・ 先発災害から後発災害へのシームレスな対処</u> <u>・ 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討</u> <u>・ 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等</u> 【感染症対策+大規模災害】 <u>・ 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保</u> <u>・ 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等</u>

【震災編】
第2部
施策ごとの具体的計画
(予防・応急・復旧計画)

第1章
区等の基本的責務と役割

章	頁	修正前	頁	修正後																														
－	28	【第2部の構成について】 ○ 第1章で、区及び関係機関の役割を示す。 ○ 第2章から第12章で、災害対策の施策ごとに、（1）日頃の対策、（2）発災時の対策、（3）発災後の復旧対策を示し、災害のフェーズに応じて、「誰が、何を、行うのか」を明確にする。 ・ 第1節～第4節で、現在の到達状況、到達目標、課題、対策の方向性を明確にする。 ・ 第5節で、予防・応急・復旧といった災害のフェーズに応じた対応策を構築するとともに、区及び関係機関の役割分担を明確にする。 <table><tr><th colspan="2">構成</th><th>内容</th></tr><tr><td>第1節 現在の到達状況</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">都の被害想定（平成24年4月）に基づき、現状等を分析した上で、効果的な施策及び到達目標を示す。</td></tr><tr><td>第2節 課題</td></tr><tr><td>第3節 対策の方向性</td></tr><tr><td>第4節 到達目標</td></tr><tr><td rowspan="3">第5節 具体的な取組み</td><td>第1 予防対策</td><td>平時の活動</td></tr><tr><td>第2 応急対策</td><td>発災直後から72時間以内に必要活動</td></tr><tr><td>第3 復旧対策</td><td>発災から4日目以降に重点的に行う活動</td></tr></table> 現在の到達状況 課題 到達目標 対策の方向性 具体的な取組み 地震前の行動（予防対策）地震直後の行動（応急対策）地震後の行動（復旧対策） ○ 第5節中の「対策内容と役割分担」について 区及び関係機関（東京消防庁・消防署、警視庁・警察署、都関係機関等）の役割分担について、東京都地域防災計画（震災編）（令和元年修正）との整合を図りながら、一覧表「対策内容と役割分担」に整理した。また、実施主体を明確にするために、施策の実施主体をできる限り記載した。 <u>さらに、本区における対策については、表中で網掛け・ゴシック体とすることで明確にした。</u>	構成		内容	第1節 現在の到達状況		都の被害想定（平成24年4月）に基づき、現状等を分析した上で、効果的な施策及び到達目標を示す。	第2節 課題	第3節 対策の方向性	第4節 到達目標	第5節 具体的な取組み	第1 予防対策	平時の活動	第2 応急対策	発災直後から72時間以内に必要活動	第3 復旧対策	発災から4日目以降に重点的に行う活動	26	【第2部の構成について】 ○ 第1章で、区及び関係機関の役割を示す。 ○ 第2章から第12章で、災害対策の施策ごとに、（1）日頃の対策、（2）発災時の対策、（3）発災後の復旧対策を示し、災害のフェーズに応じて、「誰が、何を、行うのか」を明確にする。 ・ 第1節及び第2節で、現在の到達状況と課題、対策の方向性を明確にする。 ・ 第3節で、予防・応急・復旧といった災害のフェーズに応じた対応策を構築するとともに、区及び関係機関の役割分担を明確にする。 <table><tr><th colspan="2">構成</th><th>内容</th></tr><tr><td>第1節 現在の到達状況と課題</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">都の被害想定（令和4年5月）に基づき、現状等を分析した上で、効果的な施策と方向性を示す。</td></tr><tr><td>第2節 対策の方向性</td></tr><tr><td rowspan="3">第3節 具体的な取組み</td><td>第1 予防対策</td><td>平時の活動</td></tr><tr><td>第2 応急対策</td><td>発災直後から72時間以内に必要活動</td></tr><tr><td>第3 復旧対策</td><td>発災から4日目以降に重点的に行う活動</td></tr></table> 現在の到達状況と課題 対策の方向性 具体的な取組み 地震前の行動（予防対策）地震直後の行動（応急対策）地震後の行動（復旧対策） ○ 第3節中の「対策内容と役割分担」について 区及び関係機関（東京消防庁・消防署、警視庁・警察署、都関係機関等）の役割分担について、東京都地域防災計画（震災編）（令和5年修正）との整合を図りながら、一覧表「対策内容と役割分担」に整理した。また、実施主体を明確にするために、施策の実施主体をできる限り記載した。	構成		内容	第1節 現在の到達状況と課題		都の被害想定（令和4年5月）に基づき、現状等を分析した上で、効果的な施策と方向性を示す。	第2節 対策の方向性	第3節 具体的な取組み	第1 予防対策	平時の活動	第2 応急対策	発災直後から72時間以内に必要活動	第3 復旧対策	発災から4日目以降に重点的に行う活動
構成		内容																																
第1節 現在の到達状況		都の被害想定（平成24年4月）に基づき、現状等を分析した上で、効果的な施策及び到達目標を示す。																																
第2節 課題																																		
第3節 対策の方向性																																		
第4節 到達目標																																		
第5節 具体的な取組み	第1 予防対策	平時の活動																																
	第2 応急対策	発災直後から72時間以内に必要活動																																
	第3 復旧対策	発災から4日目以降に重点的に行う活動																																
構成		内容																																
第1節 現在の到達状況と課題		都の被害想定（令和4年5月）に基づき、現状等を分析した上で、効果的な施策と方向性を示す。																																
第2節 対策の方向性																																		
第3節 具体的な取組み	第1 予防対策	平時の活動																																
	第2 応急対策	発災直後から72時間以内に必要活動																																
	第3 復旧対策	発災から4日目以降に重点的に行う活動																																
1	31	第1節 基本理念及び基本的責務	29	第1節 基本理念及び基本的責務																														

章	頁	修正前	頁	修正後																		
		（２）区民の基本的責務 ① 地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。 *災害対策基本法第7条第2項 ② 区民は、災害に備え、次に掲げる事項について、自ら必要な措置を行うよう努めなければならない。 ア 建築物等の耐震性及び耐火性の確保 イ 家具の転倒・落下・移動防止 ウ 出火の防止及び初期消火に必要な用具の備え エ 暴風等による建築物等及び附帯設備等の損壊、転倒等の防止 オ 豪雨等による建築物への浸水の防止 カ 飲料水及び食料の備蓄 キ 避難の経路、場所及び方法についての確認	30	（２）区民の基本的責務 ① 地方公共団体の住民は、<u>食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の</u>自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、<u>防災訓練その他の</u>自発的な防災活動への参加、<u>過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により</u>防災に寄与するように努めなければならない。 *災害対策基本法第7条第3項 ② 区民は、災害に備え、次に掲げる事項について、自ら必要な措置を行うよう努めなければならない。 ア 建築物等の耐震性及び耐火性の確保 イ 家具の転倒、<u>落下及び移動の</u>防止 ウ 出火の防止及び初期消火に必要な用具の備え エ 暴風等による建築物等及び附帯設備等の損壊、転倒等の防止 オ 豪雨等による建築物への浸水の防止 カ <u>おおむね7日分（少なくとも3日分）の</u>飲料水及び食料の備蓄 キ 避難の経路、場所及び方法についての確認																		
1	32	（３）事業者の基本的責務 *世田谷区災害対策条例	30	（３）事業者の基本的責務 *世田谷区災害対策条例第5条																		
1	33	第2節 区、都及び防災機関の役割 1 区の役割 （１）本部長室 ○ <u>避難の勧告又は指示</u>に関すること。	31	第2節 区、都及び防災機関の役割 1 区の役割 （１）本部長室 ○ <u>避難指示等の発令</u>に関すること。																		
1	34	〔本部長室の構成員及び職務〕 <table><tr><td>副本部長</td><td>副区長、教育長</td><td>本部長を補佐し、本部長に事故あるときは職務を代理する。</td></tr><tr><td>本部長</td><td>世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、危機管理部長、財務部長、生活文化政策部長、清掃・リサイクル部長、保健福祉政策部長、世田谷保健所長、都市整備政策部長、道路・交通計画部長、教育総務部長、その他必要があると認めたもの</td><td>本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。ただし各総合支所長は各地域にあって、職務に従事する。</td></tr><tr><td>災対本部連絡員</td><td>世田谷総合支所地域振興課長、北沢総合支所地域振興課長、玉川総合支所地域振興課長、砧総合支所地域振興課長、烏山総合支所地域振興課長、政策経営部政策企画課長、政策経営部広報広聴課長、総務部総務課長、危機管理部災害対策課長、財務部経理課長、生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課長、清掃・リサイクル部管理課長、保健福祉政策部保健福祉政策課長、世田谷保健所健康企画課長、都市整備政策部都市計画課長、道路・交通計画部道路管理課長、教育総務部教育</td><td></td></tr></table>	副本部長	副区長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは職務を代理する。	本部長	世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、危機管理部長、財務部長、生活文化政策部長、清掃・リサイクル部長、保健福祉政策部長、世田谷保健所長、都市整備政策部長、道路・交通計画部長、教育総務部長、その他必要があると認めたもの	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。ただし各総合支所長は各地域にあって、職務に従事する。	災対本部連絡員	世田谷総合支所地域振興課長、北沢総合支所地域振興課長、玉川総合支所地域振興課長、砧総合支所地域振興課長、烏山総合支所地域振興課長、政策経営部政策企画課長、政策経営部広報広聴課長、総務部総務課長、危機管理部災害対策課長、財務部経理課長、生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課長、清掃・リサイクル部管理課長、保健福祉政策部保健福祉政策課長、世田谷保健所健康企画課長、都市整備政策部都市計画課長、道路・交通計画部道路管理課長、教育総務部教育		32	〔本部長室の構成員及び職務〕 <table><tr><td>副本部長</td><td><u>危機管理監</u>、副区長、教育長</td><td>本部長を補佐し、本部長に事故があるときは職務を代理する。</td></tr><tr><td>本部長</td><td>世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、危機管理部長、財務部長、生活文化政策部長、清掃・リサイクル部長、保健福祉政策部長、世田谷保健所長、都市整備政策部長、道路・交通計画部長、教育政策・生涯学習部長、技監、区内の消防署長が指定する消防吏員、その他必要があると認めたもの</td><td>本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。ただし各総合支所長は各地域にあって、職務に従事する。</td></tr><tr><td>災対本部連絡員</td><td>世田谷総合支所地域振興課長、北沢総合支所地域振興課長、玉川総合支所地域振興課長、砧総合支所地域振興課長、烏山総合支所地域振興課長、政策経営部政策企画課長、政策経営部広報広聴課長、総務部総務課長、危機管理部災害対策課長、財務部経理課長、生活文化政策部市民活動推進課長、清掃・リサイクル部管理課長、保健福祉政策部保健福祉政策課長、世田谷保健所</td><td></td></tr></table>	副本部長	<u>危機管理監</u> 、副区長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは職務を代理する。	本部長	世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、危機管理部長、財務部長、生活文化政策部長、清掃・リサイクル部長、保健福祉政策部長、世田谷保健所長、都市整備政策部長、道路・交通計画部長、教育政策・生涯学習部長、技監、区内の消防署長が指定する消防吏員、その他必要があると認めたもの	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。ただし各総合支所長は各地域にあって、職務に従事する。	災対本部連絡員	世田谷総合支所地域振興課長、北沢総合支所地域振興課長、玉川総合支所地域振興課長、砧総合支所地域振興課長、烏山総合支所地域振興課長、政策経営部政策企画課長、政策経営部広報広聴課長、総務部総務課長、危機管理部災害対策課長、財務部経理課長、生活文化政策部市民活動推進課長、清掃・リサイクル部管理課長、保健福祉政策部保健福祉政策課長、世田谷保健所	
副本部長	副区長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは職務を代理する。																				
本部長	世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、危機管理部長、財務部長、生活文化政策部長、清掃・リサイクル部長、保健福祉政策部長、世田谷保健所長、都市整備政策部長、道路・交通計画部長、教育総務部長、その他必要があると認めたもの	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。ただし各総合支所長は各地域にあって、職務に従事する。																				
災対本部連絡員	世田谷総合支所地域振興課長、北沢総合支所地域振興課長、玉川総合支所地域振興課長、砧総合支所地域振興課長、烏山総合支所地域振興課長、政策経営部政策企画課長、政策経営部広報広聴課長、総務部総務課長、危機管理部災害対策課長、財務部経理課長、生活文化政策部市民活動・生涯現役推進課長、清掃・リサイクル部管理課長、保健福祉政策部保健福祉政策課長、世田谷保健所健康企画課長、都市整備政策部都市計画課長、道路・交通計画部道路管理課長、教育総務部教育																					
副本部長	<u>危機管理監</u> 、副区長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは職務を代理する。																				
本部長	世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、危機管理部長、財務部長、生活文化政策部長、清掃・リサイクル部長、保健福祉政策部長、世田谷保健所長、都市整備政策部長、道路・交通計画部長、教育政策・生涯学習部長、技監、区内の消防署長が指定する消防吏員、その他必要があると認めたもの	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。ただし各総合支所長は各地域にあって、職務に従事する。																				
災対本部連絡員	世田谷総合支所地域振興課長、北沢総合支所地域振興課長、玉川総合支所地域振興課長、砧総合支所地域振興課長、烏山総合支所地域振興課長、政策経営部政策企画課長、政策経営部広報広聴課長、総務部総務課長、危機管理部災害対策課長、財務部経理課長、生活文化政策部市民活動推進課長、清掃・リサイクル部管理課長、保健福祉政策部保健福祉政策課長、世田谷保健所																					

章	頁	修正前				頁	修正後																			
		総務課長、区議会事務局次長					健康企画課長、都市整備政策部都市計画課長、道路・交通計画部道路管理課長、教育総務課長、区議会事務局次長																			
1	35	（２）災对各部の事務分掌 【令和3年1月1日現在】 <table><tr><th>災対部</th><th>部長</th><th>担当所管</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>災対統括部</td><td>危機管理部長</td><td>・危機管理部 ・政策経営部 ICT推進課 ・選挙管理委員会事務局</td><td>1 本部長及び副本部長の連絡に関すること。 2 本部長指令の総括に関すること。 3 災害対策の総合調整に関すること。 4 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡及び応援等の要請に関すること。 5 協力協定団体への協力要請の総括に関すること。 6 自衛隊への災害派遣の要請及び災害派遣部隊の受入れに関すること。 7 気象情報及び災害情報の収集の総括に関すること。 8 防災行政無線システム及び防災情報システムの運用管理及び復旧に関すること。 9 各災対地域本部への支援に関すること。</td></tr></table>				災対部	部長	担当所管	事務分掌	災対統括部	危機管理部長	・危機管理部 ・政策経営部 ICT推進課 ・選挙管理委員会事務局	1 本部長及び副本部長の連絡に関すること。 2 本部長指令の総括に関すること。 3 災害対策の総合調整に関すること。 4 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡及び応援等の要請に関すること。 5 協力協定団体への協力要請の総括に関すること。 6 自衛隊への災害派遣の要請及び災害派遣部隊の受入れに関すること。 7 気象情報及び災害情報の収集の総括に関すること。 8 防災行政無線システム及び防災情報システムの運用管理及び復旧に関すること。 9 各災対地域本部への支援に関すること。	33	（２）災对各部の事務分掌 【令和6年4月1日現在】 <table><tr><th>災対部</th><th>部長</th><th>担当所管</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>災対統括部</td><td>危機管理部長</td><td>・危機管理部 ・DX推進担当部 ・選挙管理委員会事務局</td><td>1 本部長及び副本部長の連絡に関すること。 2 本部長指令の総括に関すること。 3 災害対策の総合調整に関すること。 4 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡及び応援等の要請に関すること。 5 協力協定団体への協力要請の総括に関すること。 6 自衛隊への災害派遣の要請及び災害派遣部隊の受入れに関すること。 7 気象情報及び災害情報の収集の総括に関すること。 8 防災行政無線システム及び防災情報システムの運用管理及び復旧に関すること。 9 各災対地域本部への支援に関すること。</td></tr></table>				災対部	部長	担当所管	事務分掌	災対統括部	危機管理部長	・危機管理部 ・DX推進担当部 ・選挙管理委員会事務局	1 本部長及び副本部長の連絡に関すること。 2 本部長指令の総括に関すること。 3 災害対策の総合調整に関すること。 4 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡及び応援等の要請に関すること。 5 協力協定団体への協力要請の総括に関すること。 6 自衛隊への災害派遣の要請及び災害派遣部隊の受入れに関すること。 7 気象情報及び災害情報の収集の総括に関すること。 8 防災行政無線システム及び防災情報システムの運用管理及び復旧に関すること。 9 各災対地域本部への支援に関すること。
災対部	部長	担当所管	事務分掌																							
災対統括部	危機管理部長	・危機管理部 ・政策経営部 ICT推進課 ・選挙管理委員会事務局	1 本部長及び副本部長の連絡に関すること。 2 本部長指令の総括に関すること。 3 災害対策の総合調整に関すること。 4 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡及び応援等の要請に関すること。 5 協力協定団体への協力要請の総括に関すること。 6 自衛隊への災害派遣の要請及び災害派遣部隊の受入れに関すること。 7 気象情報及び災害情報の収集の総括に関すること。 8 防災行政無線システム及び防災情報システムの運用管理及び復旧に関すること。 9 各災対地域本部への支援に関すること。																							
災対部	部長	担当所管	事務分掌																							
災対統括部	危機管理部長	・危機管理部 ・DX推進担当部 ・選挙管理委員会事務局	1 本部長及び副本部長の連絡に関すること。 2 本部長指令の総括に関すること。 3 災害対策の総合調整に関すること。 4 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡及び応援等の要請に関すること。 5 協力協定団体への協力要請の総括に関すること。 6 自衛隊への災害派遣の要請及び災害派遣部隊の受入れに関すること。 7 気象情報及び災害情報の収集の総括に関すること。 8 防災行政無線システム及び防災情報システムの運用管理及び復旧に関すること。 9 各災対地域本部への支援に関すること。																							
1	35	<table><tr><td>災対財政・広報部</td><td>政策経営部長</td><td>・政策経営部（ただし ICT 推進課を除く） ・財政担当部 ・交流推進担当部 ・監査事務局</td><td>1 震災復興組織の設置準備に関すること。 2 広報及び広聴に関すること。 3 報道機関に対する情報提供等に関すること。 4 災害対策関係予算に関すること。 5 各災対地域本部への支援に関すること。</td></tr></table>				災対財政・広報部	政策経営部長	・政策経営部（ただし ICT 推進課を除く） ・財政担当部 ・交流推進担当部 ・監査事務局	1 震災復興組織の設置準備に関すること。 2 広報及び広聴に関すること。 3 報道機関に対する情報提供等に関すること。 4 災害対策関係予算に関すること。 5 各災対地域本部への支援に関すること。	33	<table><tr><td>災対財政・広報部</td><td>政策経営部長</td><td>・政策経営部 ・監査事務局</td><td>1 震災復興組織の設置準備に関すること。 2 広報及び広聴に関すること。 3 報道機関に対する情報提供等に関すること。 4 災害対策関係予算に関すること。 5 各災対地域本部への支援に関すること。</td></tr></table>				災対財政・広報部	政策経営部長	・政策経営部 ・監査事務局	1 震災復興組織の設置準備に関すること。 2 広報及び広聴に関すること。 3 報道機関に対する情報提供等に関すること。 4 災害対策関係予算に関すること。 5 各災対地域本部への支援に関すること。								
災対財政・広報部	政策経営部長	・政策経営部（ただし ICT 推進課を除く） ・財政担当部 ・交流推進担当部 ・監査事務局	1 震災復興組織の設置準備に関すること。 2 広報及び広聴に関すること。 3 報道機関に対する情報提供等に関すること。 4 災害対策関係予算に関すること。 5 各災対地域本部への支援に関すること。																							
災対財政・広報部	政策経営部長	・政策経営部 ・監査事務局	1 震災復興組織の設置準備に関すること。 2 広報及び広聴に関すること。 3 報道機関に対する情報提供等に関すること。 4 災害対策関係予算に関すること。 5 各災対地域本部への支援に関すること。																							
1	36	<table><tr><td>災対地域本部</td><td>各総合支所長</td><td>各総合支所 ・世田谷 ・北沢 ・玉川 ・砧 ・鳥山</td><td>1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 総合支所庁舎の管理及び保全に関すること。 3 拠点隊への指示及び支援に関すること。 4 来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関すること。 5 り災証明、火葬許可証等の発行の調整に関すること。 6 災害状況の調査及び情報収集に関すること。 7 救援物資、応急食料、飲料水その他資器材の輸送及び配布に関すること。 8 物資集積場の管理に関すること。 9 医療救護所の設置及び運営に関すること。</td></tr></table>				災対地域本部	各総合支所長	各総合支所 ・世田谷 ・北沢 ・玉川 ・砧 ・鳥山	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 総合支所庁舎の管理及び保全に関すること。 3 拠点隊への指示及び支援に関すること。 4 来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関すること。 5 り災証明、火葬許可証等の発行の調整に関すること。 6 災害状況の調査及び情報収集に関すること。 7 救援物資、応急食料、飲料水その他資器材の輸送及び配布に関すること。 8 物資集積場の管理に関すること。 9 医療救護所の設置及び運営に関すること。	34	<table><tr><td>災対地域本部</td><td>各総合支所長</td><td>各総合支所 ・世田谷 ・北沢 ・玉川 ・砧 ・鳥山</td><td>1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 総合支所庁舎の管理及び保全に関すること。 3 拠点隊への指示及び支援に関すること。 4 来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関すること。 5 罹災証明書、火葬許可証等の発行の調整に関すること。 6 災害状況の調査及び情報収集に関すること。 7 救援物資、応急食料、飲料水その他資器材の輸送及び配布に関すること。 8 物資集積場の管理に関すること。 9 医療救護所の設置及び運営に関すること。</td></tr></table>				災対地域本部	各総合支所長	各総合支所 ・世田谷 ・北沢 ・玉川 ・砧 ・鳥山	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 総合支所庁舎の管理及び保全に関すること。 3 拠点隊への指示及び支援に関すること。 4 来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関すること。 5 罹災証明書、火葬許可証等の発行の調整に関すること。 6 災害状況の調査及び情報収集に関すること。 7 救援物資、応急食料、飲料水その他資器材の輸送及び配布に関すること。 8 物資集積場の管理に関すること。 9 医療救護所の設置及び運営に関すること。								
災対地域本部	各総合支所長	各総合支所 ・世田谷 ・北沢 ・玉川 ・砧 ・鳥山	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 総合支所庁舎の管理及び保全に関すること。 3 拠点隊への指示及び支援に関すること。 4 来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関すること。 5 り災証明、火葬許可証等の発行の調整に関すること。 6 災害状況の調査及び情報収集に関すること。 7 救援物資、応急食料、飲料水その他資器材の輸送及び配布に関すること。 8 物資集積場の管理に関すること。 9 医療救護所の設置及び運営に関すること。																							
災対地域本部	各総合支所長	各総合支所 ・世田谷 ・北沢 ・玉川 ・砧 ・鳥山	1 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 2 総合支所庁舎の管理及び保全に関すること。 3 拠点隊への指示及び支援に関すること。 4 来庁者、施設利用者及び被災者の救護及び避難誘導に関すること。 5 罹災証明書、火葬許可証等の発行の調整に関すること。 6 災害状況の調査及び情報収集に関すること。 7 救援物資、応急食料、飲料水その他資器材の輸送及び配布に関すること。 8 物資集積場の管理に関すること。 9 医療救護所の設置及び運営に関すること。																							

章	頁	修正前					頁	修正後				
					10 避難所の設置及び運営に関すること。 11 広域避難場所の運用に関すること。 12 道路、河川、 橋りょう 、溝渠(こうきょ)、水門等の状況の把握のための情報収集に関すること。 13 道路、河川等の障害物の除去に係る情報収集に関すること。 14 水防活動に関すること。 15 遺体の搜索、収容及び埋葬に係る情報収集に関すること。 16 遺体収容所の設置、運営等の統括に関すること。 17 安否情報の収集に関すること。 18 避難行動要支援者の安否確認等に関すること。 19 被災区民への総合的な福祉サービスの提供に関すること。 20 総合相談窓口の設置に関すること。 21 災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金の支給に関すること。 22 帰宅困難者の支援に関すること。 23 福祉避難所の入所に関すること。 24 各被災地の医療衛生状況の把握及び災対医療衛生部との調整に関すること。 25 建築物の被災状況の確認及び被災建築物の 応急 危険度判定に関すること。 26 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木、その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 27 警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関すること。				10 避難所の設置及び運営に関すること。 11 広域避難場所の運用に関すること。 12 道路、河川、 橋梁 、溝渠(こうきょ)、水門等の状況の把握のための情報収集に関すること。 13 道路、河川等の障害物の除去に係る情報収集に関すること。 14 水防活動に関すること。 15 遺体の搜索、収容及び埋葬に係る情報収集に関すること。 16 遺体収容所の設置、運営等の統括に関すること。 17 安否情報の収集に関すること。 18 避難行動要支援者の安否確認等に関すること。 19 被災区民への総合的な福祉サービスの提供に関すること。 20 総合相談窓口の設置に関すること。 21 災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金の支給に関すること。 22 帰宅困難者の支援に関すること。 23 福祉避難所の入所に関すること。 24 各被災地の医療衛生状況の把握及び災対医療衛生部との調整に関すること。 25 建築物の被災状況の確認及び被災建築物の危険度判定に関すること。 26 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木、その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関すること。 27 警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関すること。			
								※「 橋りょう 」の表記は、「 橋梁 」とし、以降も同様に修正。ただし、同様の修正の新旧対照表への記載は省略する。				
1	37			・生活文化政策部 ・地域行政部 ・スポーツ推進部 ・経済産業部	1 安否情報の収集及び提供に関すること。 2 日本赤十字社東京都支部との連絡調整に関すること。 3 外国人災害時情報センターの設置に関すること。 4 災害時の女性への支援に関すること。 5 他自治体との連絡調整に関すること。 6 商工農業者等の被害状況調査及び支援に関すること。 7 義援金の受領及び配分に関すること。 8 生活再建の支援、広域火葬実施の調整及び 罹災証明書 の発行に係る総合調整に関すること。 9 各災対地域本部への支援に関すること。		35			・生活文化政策部 ・地域行政部 ・スポーツ推進部 ・経済産業部	1 安否情報の収集及び提供に関すること。 2 日本赤十字社東京都支部との連絡調整に関すること。 3 外国人災害時情報センターの設置に関すること。 4 災害時の女性への支援に関すること。 5 他自治体との連絡調整に関すること。 6 商工農業者等の被害状況調査及び支援に関すること。 7 義援金の受領及び配分に関すること。 8 生活再建の支援、広域火葬実施の調整及び り災証明 の発行に係る総合調整に関すること。 9 各災対地域本部への支援に関すること。	
		災	清	・清掃・リサイクル	1 ごみの収集及び処理に関すること。			災	清	・清掃・リサイクル	1 ごみの収集及び処理に関すること。	

【震災編】第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

章	頁	修正前					頁	修正後				
		対清掃部	掃・リサイクル部長	ル部	2 し尿の収集及び処理に関する事 3 災害廃棄物 の処理に関する事 4 各災対地域本部への支援に関する事			対清掃部	掃・リサイクル部長	ル部	2 し尿の収集及び処理に関する事 3 がれき の処理に関する事 4 各災対地域本部への支援に関する事	
		災対保健福祉部	保健福祉政策部長	・保健福祉政策部 ・高齢福祉部 ・障害福祉部 ・子ども・若者部 ・児童相談所	1 ボランティアに関する総合調整に関する事 2 高齢者、障害者及び乳幼児の対策に関する事 3 避難行動要支援者への支援に関する総合調整に関する事 4 福祉避難所の設置及び運営に関する事 5 保育園、児童館等の再開に関する事 6 各災対地域本部への支援に関する事 7 児童相談所及び一時保護所の運営に関する事			災対保健福祉部	保健福祉政策部長	・保健福祉政策部 ・高齢福祉部 ・障害福祉部 ・子ども・若者部 ・児童相談所 ・ 保育部	1 ボランティアに関する総合調整に関する事 2 高齢者、障害者及び乳幼児の対策に関する事 3 避難行動要支援者への支援に関する総合調整に関する事 4 福祉避難所の設置及び運営に関する事 5 保育園、児童館等の再開に関する事 6 各災対地域本部への支援に関する事 7 児童相談所及び一時保護所の運営に関する事	
1	38	災対都市整備部	都市整備政策部長	・都市整備政策部 ・施設営繕担当部 ・防災街づくり担当部 ・環境政策部	1 公共建築物、被災建築物及び被災宅地の被害状況の調査並びに危険度判定の総合調整に関する事 2 公営住宅の被害状況の把握に関する事 3 仮設住宅の整備等に関する事 4 環境保全の調査及び対策に関する事 5 各災対地域本部への支援に関する事		36	災対都市整備部	都市整備政策部長	・都市整備政策部 ・施設営繕担当部 ・防災街づくり担当部 ・環境政策部	1 公共建築物、被災建築物及び被災宅地の被害状況の調査並びに危険度判定の総合調整に関する事 2 公営住宅の被害状況の把握に関する事 3 仮設住宅の整備等に関する事 4 環境保全の調査及び対策に関する事 5 土砂災害警戒区域等における警戒及び建物等に係る台風等による風害への対応に関する事 6 各災対地域本部への支援に関する事	
		災対土木部	道路・交通計画部長	・道路・交通計画部 ・土木部 ・みどり 33 推進担当部	1 土木・造園・建築関係民間協力団体への協力要請に関する事 2 遺体の捜索、収容及び埋葬に関する事 3 公共交通機関との連絡調整に関する事 4 水防活動に関する事 5 道路、河川、 橋りょう 、溝渠（こうきょ）、水門、公園等の点検整備及び応急復旧並びに障害物の除去に関する事 6 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関する事 7 警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関する事 8 各災対地域本部への支援に関する事			災対土木部	道路・交通計画部長	・道路・交通計画部 ・土木部 ・みどり 33 推進担当部	1 土木・造園・建築関係民間協力団体への協力要請に関する事 2 遺体の捜索、収容及び埋葬に関する事 3 公共交通機関との連絡調整に関する事 4 水防活動に関する事 5 道路、河川、 橋梁 、溝渠（こうきょ）、水門、公園等の点検整備及び応急復旧並びに障害物の除去に関する事 6 土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用並びに工作物等の除去及び保管に関する事 7 警戒区域への立入り制限又は禁止及び警戒区域からの退去命令に関する事 8 各災対地域本部への支援に関する事	
		災対教育	教育総務	・教育 総務部 ・ 教育政策部 ・ 生涯学習部	1 災害時における応急教育に関する事 2 学校教育施設の整備点検及び応急復旧に関する事 3 学校機能の復旧及び調整に関する事			災	教	・教育 政策・生涯	1 災害時における応急教育に関する事	

章	頁	修正前				頁	修正後			
		部	部長		4 学校災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 避難所運営における各災対地域本部との協力に関すること。 6 避難所における給食施設の調整に関すること。 7 各災対地域本部への支援に関すること。		対教育部	育政策・生涯学習部長	学習部長 ・ 学校教育部長 ・ 教育総合センター長	2 学校教育施設の整備点検及び応急復旧に関すること。 3 学校機能の復旧及び調整に関すること。 4 学校災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 避難所運営における各災対地域本部との協力に関すること。 6 避難所における給食施設の調整に関すること。 7 各災対地域本部への支援に関すること。
1	39	2 都の役割				37	2 都の役割			
		機関の名称		事務又は業務の大綱			機関の名称		事務又は業務の大綱	
		建設局 第二建設事務所		1 道路・河川及び 橋りょう の整備保全に関すること。 2 水防 活動 に関すること。 3 道路の障害物除去に関すること。			建設局 第二建設事務所		1 道路・河川及び 橋梁 の整備保全 及び復旧 に関すること。 2 水防に関すること。 3 道路・ 河川 の障害物除去に関すること。	
		建設局 東部公園緑地事務所		1 都立公園等の保全及び震災時の利用に関すること。			建設局 東部公園緑地事務所		1 都立公園等の保全、 復旧 及び震災時の利用に関すること。	
		水道局 南部支所桜丘庁舎 世田谷営業所 世田谷営業所太子堂分室		1 水道施設の保全に関すること。 2 応急給水に関すること。			水道局 南部支所桜丘庁舎 世田谷営業所		1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。	
		下水道局 南部下水道事務所		1 下水道施設の 保全 に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の 受け入れ ・処理に関すること。			下水道局 南部下水道事務所		1 下水道施設の 点検、整備及び復旧 に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の 受入れ及び 処理に関すること。	
		警視庁 第三方面本部 世田谷警察署 北沢警察署 玉川警察署 成城警察署		1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 4 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 5 死体の見分 及び検視に関すること。 6 公共の安全と秩序の維持に関すること。			警視庁 第三方面本部 世田谷警察署 北沢警察署 玉川警察署 成城警察署		1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者等 の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等 及び検視に関すること。 5 交通の規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。	
1	40	4 自衛隊の役割				38	4 自衛隊の役割			
		機関の名称		事務又は業務の大綱			機関の名称		事務又は業務の大綱	
		陸上自衛隊 第1普通科連隊		1 災害派遣に係る準備に関すること。 2 災害派遣の計画の作成に関すること。 3 人命又は財産保護のために緊急に行う必要のある応急救援・応急医療又は応急復旧に関すること。 4 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関すること。			陸上自衛隊 第1普通科連隊 （練馬駐屯地内）		1 災害派遣に係る準備に関すること。 2 災害派遣の計画の作成に関すること。 3 人命又は財産保護のために緊急に行う必要のある応急救援・応急医療又は応急復旧に関すること。 4 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関すること。	
1	41	5 指定公共機関の役割				38	5 指定公共機関の役割			

章	頁	修正前		頁	修正後	
		機関の名称	事務又は業務の大綱	～ 39	機関の名称	事務又は業務の大綱
		NTT 東日本	1 電信、電話施設の建設及び保全に関すること。 2 災害時における通信の確保及び復旧に関すること。		NTT 東日本 (東京南支店)	1 電気通信設備の建設及び保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
		日赤東京都支部 (世田谷区地区)	1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産救護の実施に関すること。 2 義援金の受領、配分及び募金に関すること。 3 日赤奉仕団による救援活動の協力に関すること。		日赤東京都支部 (世田谷区地区)	1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産救護の実施に関すること。 2 義援金の受付及び配分に関すること。 3 日赤奉仕団による救援活動の協力に関すること。
		首都高速道路 西東京管理局	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。		首都高速道路 (東京西局)	1 首都高速道路等の建設及び保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
		東京電力パワーグリッド株式会社 渋谷支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力の需給に関すること。		東京電力パワーグリッド (渋谷支社)	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
		東京ガス株式会社	1 ガス施設等の建設及び保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。		東京ガス (東京中支店)	1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
		1	42		6 指定地方公共機関の役割	
		機関の名称	事務又は業務の大綱		機関の名称	事務又は業務の大綱
		京王電鉄 小田急電鉄 東急電鉄	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。		京王電鉄 小田急電鉄 東急電鉄	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
		都トラック協会世田谷支部	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。		都トラック協会 (世田谷支部)	1 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。

【震災編】

第2部

施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画)

第2章

区民と地域の防災力向上

章	頁	修正前	頁	修正後
2	43	本章における対策の基本的考え方 阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の区民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。	41	本章における対策の基本的考え方 阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の区民同士等による地域の助け合いによって多くの命が救われており、災害時における自助・共助の重要性が明らかになっている。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。 ※「発災時」の表記は、「災害時」とし、以降も同様に修正。ただし、同様の修正の新旧対照表への記載は省略する。
2	47	第1節 現在の到達状況 1 自助による区民の防災力向上 防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組みが重要であることから、区は、「災害時区民行動マニュアル」等の防災啓発物の作成・配布をはじめ、様々な媒体を通じた広報の実施により、自助の必要性に係る意識啓発を行っている。 また、自助の備えとしての各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施、携帯用充電バッテリーの準備、区民の防災訓練への参加や救命講習の受講及び防災教育などを推進し、自助による区民の防災力向上を図っている。	44	第1節 現在の到達状況と課題 1 自助による区民の防災力向上（在宅避難の推進等） 防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組みが重要であることから、区は、「せたがや防災」等の防災啓発物の作成・配布をはじめ、様々な媒体を通じた広報の実施により、自助の必要性に係る意識啓発を行っている。 また、区は、避難者多数による指定避難所の密集を回避し、適切な運営を可能とするため、各家庭での食料や日用品などの備蓄向上を促すなど、在宅避難の推進に取り組んできた。 具体的には、在宅避難支援事業（せたがや防災ギフト）の実施や在宅避難啓発冊子「災害時お家生活のヒント」の全戸配布、防災訓練・イベントでの在宅避難の啓発、消火器・住宅用火災警報器などの防災用品のあっせん、住宅の耐震診断・耐震化支援、家具転倒防止器具の取付支援、電力提供施設（充電スポット）の整備などを行っている。 【課題】 被害想定では、区内死傷者が最大 7,777 人発生すると想定されており、こうした被害を抑制するためには、建物の耐震化や家具類の転倒等防止対策の推進、出火の防止や初期消火の強化などの備えを講じる必要がある。 また、避難者多数による指定避難所の密集を回避し、適切な運営を可能とするためには、在宅避難に必要な知識や準備についてのさらなる啓発・支援が必要である。
2	47	2 地域による共助の推進 震災時には、発災直後の地域の助け合いが大きな効果を発揮する。そのため、主に町会・自治会等、区民同士が協力して結成する防災区民組織は、各地域において防災訓練等の自主的な取組みを進めている。また、防災塾等を通じて地区防災計画を策定した。 また、複数の団体で構成される避難所運営会議は、避難所運営訓練を実施するなど、区民相互の共助の意識を育て、近隣住民が支えあう普及啓発を行っている。 ○ 防災区民組織（町会・自治会等）の結成数…………… 229 団体（令和2年4月1日現在） ※町会・自治会での組織率…………… 約 97% ○ 避難所運営訓練・防災教室等の実施数…………… 約 800 回（参加者 10 万人） ※避難所運営訓練・防災教室実施回数〔資料編資料第13・P15〕 ○ 平成25年度以降区立施設等にスタンドパイプを設置し、地域住民の操作訓練を東京消防庁・消防署・消防団の指導で実施し、スタンドパイプの活用を推進 ○ 避難所運営本部の構成員が防災士を取得	44 ～ 45	2 地域による共助の推進 震災時には、発災直後の地域の助け合いが大きな効果を発揮する。そのため、主に町会・自治会等、区民同士が協力して結成する防災区民組織は、各地域において防災訓練等の自主的な取組みを進めている。また、防災塾等を通じて地区防災計画を策定・検証している。 また、複数の団体で構成される避難所運営委員会は、避難所運営訓練を実施するなど、区民相互の共助の意識を育て、近隣住民が支えあう普及啓発を行っている。 ○ 防災区民組織（町会・自治会等）の結成数 …………… 228 団体（令和6年7月1日現在） ※町会・自治会での組織率 …………… 約 99% ○ 避難所運営訓練・防災教室等の実施数 …………… 約 572 回（参加者約 11 万人） ※実施数は令和5年度の実績 ○ 平成25年度以降区立施設や公共用地等にスタンドパイプを設置し、地域住民の操作訓練を東京消防庁・消防署・消防団の指導で実施し、スタンドパイプの活用を推進

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																						
		○ 防災塾の実施（平成 25 年度 5 地域・平成 26～30 年度 27 地区・令和元年度 28 地区） ○ 地区防災計画（全 27 地区）令和 2 年度策定		○ 避難所運営委員会の構成員が防災士を取得 ○ 防災塾の実施（平成 25 年度 5 地域・平成 26～30 年度 27 地区・令和元年度～28 地区） ※新型コロナウイルス感染症の流行により、令和 2・3 年度においては実施できていない地区がある。 ○ 地区防災計画（全 28 地区）令和 6 年度策定 【課題】 災害時は近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。地域が一体となり、地域特性に応じた災害対応組織や地区防災計画等を踏まえ、「自分たちのまちは自分たちで守る」という機運を高め、「自助」、「共助」による取組みを引き続き促進していく必要がある。 ※「避難所運営会議」「避難所運営組織」の表記は、「避難所運営委員会」とし、以降も同様に修正。ただし、同様の修正の新旧対照表への記載は省略する。																																																																						
2	－	新設	45	3 マンション防災における自助・共助の推進 区内に居住する世帯は約 48 万世帯となっており、このうちマンション（3 階建て以上の共同住宅）に居住する世帯は約 24 万世帯となっている（令和 2 年国勢調査）。各地域においては、主に町会・自治会等が結成する防災区民組織を中心に防災訓練等の自主的な取組みが進められている。一方で、区の世帯数の約 5 割を占めるマンションについては、「東京とどまるマンション」(※) の普及等により自主的な防災活動への取組みを促しているものの、区内登録数は 10 棟 863 戸（令和 6 年 6 月現在）となっている。 ※ 「東京とどまるマンション」 停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源の確保（ハード対策）や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組（ソフト対策）によって、災害時でも生活継続しやすいマンション（令和 5 年 1 月に「東京都 LCP 住宅」から「東京とどまるマンション」に名称変更）。 【課題】 マンションについては、躯体が耐震化している場合では、被害が軽微であり在宅避難が可能となる。しかし、居住者同士のつながりが稀薄化しているなどの問題によって、居住者に自助・共助の考えに基づく意識高揚や日頃からの備えが不足し、ひいては在宅避難が困難となり、多数のマンションの居住者が避難所に避難することが想定されることから、マンションの防災力向上が必要である。																																																																						
2	47	3 消防団の活動体制の充実 発災時に、消火活動、救出・救助活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割が重要である。 〔現況〕消防団 （令和 2 年 1 月 1 日現在） <table><tr><th></th><th>分団数</th><th>定員</th><th>現在員</th><th>充足率</th><th>可搬ポンプ数</th><th>防災資機材格納庫棟数</th></tr><tr><td>世田谷消防団</td><td>18 分団</td><td>700 人</td><td>568 人</td><td>81.1%</td><td>50 台</td><td>52 棟</td></tr><tr><td>玉川消防団</td><td>11 分団</td><td>300 人</td><td>247 人</td><td>82.3%</td><td>15 台</td><td>15 棟</td></tr><tr><td>成城消防団</td><td>7 分団</td><td>250 人</td><td>260 人</td><td>104.0%</td><td>20 台</td><td>20 棟</td></tr><tr><td>区全体</td><td>36 分団</td><td>1250 人</td><td>1075 人</td><td>86.0%</td><td>85 台</td><td>87 棟</td></tr></table>		分団数	定員	現在員	充足率	可搬ポンプ数	防災資機材格納庫棟数	世田谷消防団	18 分団	700 人	568 人	81.1%	50 台	52 棟	玉川消防団	11 分団	300 人	247 人	82.3%	15 台	15 棟	成城消防団	7 分団	250 人	260 人	104.0%	20 台	20 棟	区全体	36 分団	1250 人	1075 人	86.0%	85 台	87 棟	45 ～ 46	4 消防団の活動体制の充実 災害時に、消火活動、救出・救助活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割が重要である。 〔消防団の現況〕 （令和 6 年 7 月 1 日現在） <table><tr><th></th><th>分団数</th><th>定員</th><th>現在員</th><th>充足率</th><th>可搬ポンプ数</th><th>防災資機材格納庫棟数</th></tr><tr><td>世田谷消防団</td><td>18 分団</td><td>700 人</td><td>747 人</td><td>106.7%</td><td>50 台</td><td>52 棟</td></tr><tr><td>玉川消防団</td><td>11 分団</td><td>300 人</td><td>230 人</td><td>76.6%</td><td>15 台</td><td>15 棟</td></tr><tr><td>成城消防団</td><td>7 分団</td><td>250 人</td><td>246 人</td><td>98.4%</td><td>20 台</td><td>20 棟</td></tr><tr><td>区全体</td><td>36 分団</td><td>1250 人</td><td>1223 人</td><td>97.8%</td><td>85 台</td><td>87 棟</td></tr></table>		分団数	定員	現在員	充足率	可搬ポンプ数	防災資機材格納庫棟数	世田谷消防団	18 分団	700 人	747 人	106.7%	50 台	52 棟	玉川消防団	11 分団	300 人	230 人	76.6%	15 台	15 棟	成城消防団	7 分団	250 人	246 人	98.4%	20 台	20 棟	区全体	36 分団	1250 人	1223 人	97.8%	85 台	87 棟
	分団数	定員	現在員	充足率	可搬ポンプ数	防災資機材格納庫棟数																																																																				
世田谷消防団	18 分団	700 人	568 人	81.1%	50 台	52 棟																																																																				
玉川消防団	11 分団	300 人	247 人	82.3%	15 台	15 棟																																																																				
成城消防団	7 分団	250 人	260 人	104.0%	20 台	20 棟																																																																				
区全体	36 分団	1250 人	1075 人	86.0%	85 台	87 棟																																																																				
	分団数	定員	現在員	充足率	可搬ポンプ数	防災資機材格納庫棟数																																																																				
世田谷消防団	18 分団	700 人	747 人	106.7%	50 台	52 棟																																																																				
玉川消防団	11 分団	300 人	230 人	76.6%	15 台	15 棟																																																																				
成城消防団	7 分団	250 人	246 人	98.4%	20 台	20 棟																																																																				
区全体	36 分団	1250 人	1223 人	97.8%	85 台	87 棟																																																																				

章	頁	修正前	頁	修正後																																				
				【課題】 区内の消防団は、定員約 1,250 人に対して、現員約 1,223 人となっており、定員充足など消防団の活動体制を整える必要がある。																																				
2	48	4 事業所による自助・共助の強化 発災 時には、自助・共助の考えに基づき、地域の区民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐこと、事業継続を通じて地域住民の生活の安定化に寄与することが重要である。 現在、区内の事業所では、地域の町会・自治会等との連携などの取組みが進められている。	46	5 事業所による自助・共助の強化 災害 時には、自助・共助の考えに基づき、地域の区民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐこと、事業継続を通じて地域住民の生活の安定化に寄与することが重要である。 現在、区内の事業所では、地域の町会・自治会等との連携などの取組みが進められている。 【課題】 災害時において事業所は、地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなどの役割が求められている。災害時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要がある。																																				
2	48	5 ボランティア活動への支援 発災 時において、多岐にわたるボランティア活動が期待されることから、区は関係団体（世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、区内 NP0、大学等）と連携し、ボランティアが円滑に活動できる体制づくりを推進している。 本区で一般ボランティアの受付・避難所等への派遣調整等を行う「ボランティアマッチングセンター」（運営主体：世田谷ボランティア協会）の設置場所については、区内の5地域で大学と区で協定を締結している。 <table><tr><th>総合支所</th><th>設置場所（協定締結先）</th><th>住所</th></tr><tr><td>世田谷</td><td>昭和女子大学</td><td>世田谷区太子堂 1－7－57</td></tr><tr><td>北沢</td><td>国土舘大学</td><td>世田谷区世田谷 4－28－1</td></tr><tr><td>玉川</td><td>日本体育大学</td><td>世田谷区深沢 7－1－1</td></tr><tr><td>砧</td><td>日本大学商学部</td><td>世田谷区砧 5－2－1</td></tr><tr><td>烏山</td><td>日本女子体育大学</td><td>世田谷区北烏山8-19-1</td></tr></table> また、全国から集まるボランティアを円滑に受け入れるため、ボランティアコーディネーターの養成研修を区内各地域で実施している。	総合支所	設置場所（協定締結先）	住所	世田谷	昭和女子大学	世田谷区太子堂 1－7－57	北沢	国土舘大学	世田谷区世田谷 4－28－1	玉川	日本体育大学	世田谷区深沢 7－1－1	砧	日本大学商学部	世田谷区砧 5－2－1	烏山	日本女子体育大学	世田谷区北烏山 8-19-1	46	6 ボランティア活動への支援 災害 時において、多岐にわたるボランティア活動が期待されることから、区は関係団体（世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、区内 NP0、大学等）と連携し、ボランティアが円滑に活動できる体制づくりを推進している。 本区で一般ボランティアの受付・避難所や 在宅避難者宅 等への派遣調整等を行う「ボランティアマッチングセンター」（運営主体：世田谷ボランティア協会）の設置場所については、区内の5地域で大学と区で協定を締結している。 <table><tr><th>総合支所</th><th>設置場所（協定締結先）</th><th>住所</th></tr><tr><td>世田谷</td><td>昭和女子大学</td><td>世田谷区太子堂 1－7－57</td></tr><tr><td>北沢</td><td>国土舘大学</td><td>世田谷区世田谷 4－28－1</td></tr><tr><td>玉川</td><td>日本体育大学</td><td>世田谷区深沢 7－1－1</td></tr><tr><td>砧</td><td>日本大学商学部</td><td>世田谷区砧 5－2－1</td></tr><tr><td>烏山</td><td>日本女子体育大学</td><td>世田谷区北烏山8-19-1</td></tr></table> また、全国から集まるボランティアを円滑に受け入れるため、ボランティアコーディネーターの養成研修を区内各地域で実施している。 【課題】 被害想定では最大約 25 万人の避難者の発生が想定されており、首都直下地震等の発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう、ボランティアの派遣をコーディネートする体制を強化するために区民コーディネーターの育成をいっそう充実させる必要がある。 また、一般ボランティア、専門ボランティアなどの応援の受入に関して、適切に情報発信する体制を整備する必要がある。	総合支所	設置場所（協定締結先）	住所	世田谷	昭和女子大学	世田谷区太子堂 1－7－57	北沢	国土舘大学	世田谷区世田谷 4－28－1	玉川	日本体育大学	世田谷区深沢 7－1－1	砧	日本大学商学部	世田谷区砧 5－2－1	烏山	日本女子体育大学	世田谷区北烏山 8-19-1
総合支所	設置場所（協定締結先）	住所																																						
世田谷	昭和女子大学	世田谷区太子堂 1－7－57																																						
北沢	国土舘大学	世田谷区世田谷 4－28－1																																						
玉川	日本体育大学	世田谷区深沢 7－1－1																																						
砧	日本大学商学部	世田谷区砧 5－2－1																																						
烏山	日本女子体育大学	世田谷区北烏山 8-19-1																																						
総合支所	設置場所（協定締結先）	住所																																						
世田谷	昭和女子大学	世田谷区太子堂 1－7－57																																						
北沢	国土舘大学	世田谷区世田谷 4－28－1																																						
玉川	日本体育大学	世田谷区深沢 7－1－1																																						
砧	日本大学商学部	世田谷区砧 5－2－1																																						
烏山	日本女子体育大学	世田谷区北烏山 8-19-1																																						
2	48	6 多様性に配慮した視点 多様性に配慮した視点からの災害対策を進めるため、次の取組みを行っている。 ○ 避難所運営マニュアル（標準版・解説版）への多様性に配慮した視点の反映 ○ 世田谷区男女共同参画センターらぶらすにおける区民向け研修の実施 ○ せたがや防災 NP O アクション による女性・子ども子育て分科会の実施 ○ 外国人への防災教室等の実施による啓発 ○ 福祉避難所と連携した訓練等の実施	46 ～ 47	7 多様性に配慮した視点 多様性に配慮した視点からの災害対策を進めるため、次の取組みを行っている。 ○ 避難所運営マニュアル（標準版・解説版）への多様性に配慮した視点の反映 ○ 世田谷区男女共同参画センターらぶらすにおける区民向け研修の実施 ○ せたがや防災 NP0 アクション による女性・子ども子育て分科会の実施 ○ 外国人への防災教室等の実施による啓発 ○ 福祉避難所と連携した訓練等の実施																																				

章	頁	修正前	頁	修正後										
		○ せたがや女性防災コーディネーター養成研修等の実施 ○ 多様性に配慮した視点を反映した「世田谷版 HUG」（※）訓練の実施 ○ せたがや女性防災コーディネーターを講師とした地域啓発研修の実施 ※ 静岡県が作成した避難所運営を模擬体験するゲーム（HUG）に、多様性に配慮した視点を反映させた世田谷区版の HUG ○ 被災動物ボランティアの登録・研修会の実施（活動の詳細は第 9 章：避難者対策を参照） 【課題】 過去の災害から、年齢、性別、LGBTQ などの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらない多様性への配慮の必要性、重要性が再認識されており、災害時及び平常時における多様性に配慮した視点からの準備、対策が必要である。		○ せたがや女性防災コーディネーター養成研修等の実施 ○ 多様性に配慮した視点を反映した「世田谷版 HUG」（※）訓練の実施 ○ せたがや女性防災コーディネーターを講師とした地域啓発研修の実施 ※ 静岡県が作成した避難所運営を模擬体験するゲーム（HUG）に、多様性に配慮した視点を反映させた世田谷区版の HUG ○ 被災動物ボランティアの登録・研修会の実施（活動の詳細は第 9 章：避難者対策を参照） 【課題】 過去の災害から、年齢、性別、LGBTQ などの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらない多様性への配慮の必要性、重要性が再認識されており、災害時及び平常時における多様性に配慮した視点からの準備、対策が必要である。										
2	49 ～ 50	第2節 課題 【被害想定（東京湾北部地震）】 <table><tr><th>被害項目</th><th>想定される被害</th></tr><tr><td>焼失棟数</td><td>最大約 21,727 棟</td></tr><tr><td>屋内収容物による死者</td><td>最大 約 24 人</td></tr><tr><td>屋内収容物による負傷者</td><td>最大 約 504 人</td></tr><tr><td>要配慮者の死者</td><td>最大 約 406 人</td></tr></table> ※被害数値は、想定 of 最大数値を採用。 1 自助による区民の防災力 被害想定では、区内死傷者が最大 8,865 人発生すると想定されており、こうした被害を抑制するためには、建物の耐震化、家具類の転倒等防止対策の推進、災害時の備蓄などの備えを講じる必要がある。 また、断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害も想定されており、発災後の生活を継続するための食糧等の備蓄や、家族や友人の安否情報を集める方法の準備などに取り組む必要がある。 区が実施した調査（「世田谷区区民意識調査 2018（平成 30 年 5 月実施）」）によれば、食料備蓄をしていない区民の割合は 18.2%であり、約 8 割の区民が食料を備蓄し、対策は進んでいるものの、引き続き、区民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。 2 地域による共助 発災時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。地域が一体となり、地域特性に応じた災害対応組織や地区防災計画等を踏まえ、「自分たちのまちは自分たちで守る」という機運を高め、「自助」、「共助」による取組みを促進する必要がある。 避難所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性の力が防災分野においても発揮されるよう女性の防災人材育成に取り組んでいくことが必要である。 ○ スタンドパイプの整備を促進すると共に、スタンドパイプの操作向上のための訓練及び普及促進が必要である。 ○ 避難所運営について、広く区民に参加してもらう必要がある。	被害項目	想定される被害	焼失棟数	最大約 21,727 棟	屋内収容物による死者	最大 約 24 人	屋内収容物による負傷者	最大 約 504 人	要配慮者の死者	最大 約 406 人	—	削除 ※「第2節 課題」は、修正後は「第 1 節 現在の到達状況と課題」に統合している。
被害項目	想定される被害													
焼失棟数	最大約 21,727 棟													
屋内収容物による死者	最大 約 24 人													
屋内収容物による負傷者	最大 約 504 人													
要配慮者の死者	最大 約 406 人													

章	頁	修正前	頁	修正後
		3 消防団の活動体制 <u>被害想定では、焼失棟数が最大約2万1千棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等の消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。</u> <u>区内の消防団は、定員約1,250人に対して、現員約1,075人となっており、定員充足など消防団の活動体制を整える必要がある。</u> 4 事業所等による自助・共助の取組み <u>発災時において事業所は、地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割を求められている。</u> <u>被害想定では、最大約25万人の避難者や約17万人の帰宅困難者の発生といった大きな被害が想定されており、発災時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要がある。</u> 5 ボランティア活動の支援体制 <u>発災時において、ボランティアは、炊き出しなどの避難所の運営支援や被災住宅のがれき撤去といった様々な役割を果たすことが期待されている。また、震災関連死をゼロにするためには医療・福祉・保健衛生等の専門ボランティアとの連携が不可欠である。</u> <u>東日本大震災の際には、甚大な被害の影響から、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。被害想定では最大約25万人の避難者の発生が想定されており、首都直下地震等の発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう、ボランティアの派遣をコーディネートする体制を構築する必要がある。</u> <u>また、一般ボランティア、専門ボランティアなどの応援の受入に関して、区に多数の問い合わせがあることを想定し調整を担う体制を整備する必要がある。</u> 6 多様性に配慮した女性の視点の反映 <u>過去の災害から、高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者や女性、性的マイノリティなどへの配慮の必要性、重要性が再認識されており、災害時及び平常時における多様性に配慮した視点、女性の視点からの準備、対策が必要である。</u> <u>○ 防災活動を行っている区民や団体において、多様性に配慮した女性の視点への理解を深める必要がある。</u> <u>○ 意思決定における女性の参画を推進する必要がある。</u> <u>○ 若い世代の視点を防災対策に取り入れるとともに、若い世代を将来の地域防災を担うリーダーとして育成する必要がある。</u> <u>○ 区の現状を男女、外国人、高齢者、障害者、妊娠婦など多様な主体ごとに把握する必要がある。</u>		
2	51	第3節 対策の方向性 1 自助による区民の防災力向上 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進する。 <u>また、区民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。</u>	48	第2節 対策の方向性 1 自助による区民の防災力向上 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進する。 <u>また、区民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。</u>

章	頁	修正前	頁	修正後
		○ <u>自助による区民の備蓄を推進する。（区民の備蓄を3日以上、1週間推奨とする。）</u> ○ <u>不燃化促進助成制度や耐震化支援制度等の周知を進め、建物の安全性のさらなる向上を図る。</u> ○ <u>避難所生活を回避するため、「在宅避難」を推奨していくとともに、その準備についての普及・啓発を進める。</u> ○ <u>自助・共助による地域防災力の向上を図るため、災害時や停電時に非常用電源として活用可能な家庭用蓄電池の導入経費の一部を補助するとともに、補助事業の周知を進める。</u> ○ <u>在宅避難が困難な場合の縁故避難の考え方もあわせて啓発していく。</u> ○ <u>総合的な防災普及啓発の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を育成するとともに、外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。</u>		○ <u>自助による区民の備蓄を推進する。（区民の備蓄を3日以上、1週間推奨とする。）</u> ○ <u>不燃化促進助成制度や耐震化支援制度等の周知を進め、建物の安全性のさらなる向上を図る。</u> ○ <u>避難所生活を回避するため、「在宅避難」を推奨していくとともに、その準備についての普及・啓発を進める。</u> ○ <u>自助・共助による地域防災力の向上を図るため、災害時や停電時に非常用電源として活用可能な家庭用蓄電池の導入経費の一部を補助するとともに、補助事業の周知を進める。</u> ○ <u>在宅避難が困難な場合の縁故避難の考え方もあわせて啓発していく。</u> ○ <u>総合的な防災普及啓発の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を育成するとともに、外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。</u>
2	51	2 地域による共助の推進 地域防災の中心を担う防災区民組織等に対する防災専門家の派遣や、核となる人材の育成を通じ、地域防災活動の活性化を促進していく。 また、災害時の区民のニーズにきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の育成を推進していく。 ○ <u>「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。</u> ○ <u>共助を推進し、さらなる地区防災力の強化を図る観点から、区民が避難所運営に参加できる取組みを検討し、防災塾での議論内容や地域の防災対策・備蓄状況等の調査結果を踏まえた地区防災計画の策定をしたので、引き続き検証や取組みを進めていく。</u> ○ <u>購入物品にスタンドパイプも含む、防災区民組織への資機材助成を引き続き実施するとともに、東京消防庁・消防署と連携して操作訓練を行っていく。</u>	48	2 地域による共助の推進 <u>「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の啓発や、防災訓練の実施、地区防災計画の検証や取組みを推進し、地域防災活動への区民の積極的な参加を促す。</u> 地域防災の中心を担う防災区民組織等に対する防災専門家の派遣や、核となる人材の育成を通じ、地域防災活動の活性化を促進していく。 また、災害時の区民のニーズにきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の育成を推進していく。
2	－	新設	48	3 マンション防災における自助・共助の推進 <u>災害時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、安全が確認できて自宅にとどまることが可能であれば在宅避難が推奨されることから、居住者等への普及啓発や日頃からの備え等を行うことが不可欠である。特に区内居住世帯の約5割をマンション（3階建て以上の共同住宅）居住世帯が占めており、耐震性を満たすマンションにおいては、自助・共助による在宅避難が期待できる。マンション居住者を対象とした説明会等により日頃からの備えの大切さについての啓発を実施するほか、マンションの自主防災組織設置の働きかけなど、マンションの防災力向上を推進していく。</u> <u>マンション防災には、都、区はもとより、不動産会社、管理会社などマンションに関わる団体、企業が連携して取り組むことが重要である。</u> <u>都はマンション防災の共助の推進のために、停電時のエレベーターや水道の利用に必要な電源の確保や、防災マニュアル策定等の防災対策を講じたマンションである「東京とどまるマンション」の普及を図っている。区も、同制度の普及を図っていく。</u>
2	51	3 消防団の活動体制の充実 初期消火や救出・救助活動などの活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、東京消防庁・消防署隊等と連携した訓練及び資機材等の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図っていく。	48	4 消防団の活動体制の充実 初期消火や救出・救助活動などの活動を災害時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、東京消防庁・消防署隊等と連携した訓練及び車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進める。

章	頁	修正前	頁	修正後
2	51	4 事業所による自助・共助の強化 行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、 <u>発災</u> 時において事業所が自らの役割を果たすことが <u>できよう</u> 、事業所の防災力向上を促進していく。	49	5 事業所による自助・共助の強化 行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、 <u>災害</u> 時において事業所が自らの役割を果たすことが <u>できるよう</u> 、事業所の防災力向上を促進していく。
2	52	5 ボランティア活動の支援体制づくりの推進 <u>発災</u> 時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、都及び区、世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、区内 NP0 等との連携を強化する。 世田谷ボランティア協会は、災害ボランティアコーディネーターの養成、ボランティアマッチングセンターの運営体制の整備、ボランティアの派遣調整等に関する訓練等を行うことにより、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。 区は、ボランティアの受入に係るボランティア調整窓口を設置する。	49	6 ボランティア活動の支援体制づくりの推進 <u>災害</u> 時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、都及び区、世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、区内 NP0 等との連携を強化する。 世田谷ボランティア協会は、災害ボランティアコーディネーターの養成、ボランティアマッチングセンター <u>及び地域のボランティア活動調整拠点（サテライト）</u> の運営体制の整備、ボランティアの派遣調整等に関する訓練等を行うことにより、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。 区は、ボランティアの受入に係るボランティア調整窓口を設置する。
2	52	6 多様性に配慮した<u>女性</u>の視点の反映 災害時及び平常時における対策に男女共同参画の視点及び <u>外国人、高齢者、若い世代、障害者、妊産婦等による</u> 多様性の視点を反映させる。 ○ <u>多様性に配慮した女性の視点の理解を深めるために、防災活動を行っている区民や団体を対象とした勉強会や研修会等を開催する。</u> ○ <u>意思決定における女性の参画を推進する。</u> ○ <u>避難所単位などエリアを絞った防災対策の取組みを推進し、その中で多様性に配慮した女性の視点を取り入れる。</u> ○ <u>多様性に配慮した女性の視点を地域に普及・啓発するための研修をせたがや女性防災コーディネーターと協働で取り組む。</u>	49	7 多様性に配慮した視点の反映 災害時及び平常時における対策に男女共同参画の視点及び <u>年齢、性別、LGBTQ などの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず</u> 多様性の視点を反映させる。 <u>せたがや女性防災コーディネーターとも協働し、多様性の視点への理解を地域に普及・啓発するとともに、防災における女性の参画を引き続き推進する。</u>
2	53 ～ 54	<u>第4節 到達目標</u> <u>1 自助の備えを講じている区民の割合を 100%に到達</u> <u>防災啓発物等を活用し、区民が自ら考え、各家庭における備蓄や建物の安全性などの防災対策が万全になる取組みを進める。また、各主体に対する様々な防災訓練の実施や学校等における幼児期からの体系的な防災教育の実施により、区民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、区民が、防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。さらに、被災した際も、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者が不安を感じないよう、普段からの効果的な情報提供を推進する。</u> <u>2 地域の防災力向上</u> <u>区民相互の災害時の協力・救援体制を地域と行政が協働して進め、地域防災力の向上を図る。「助けあい」意識を基本とした区民の自主的・主体的な活動が基本となり、「助けあい」意識を共有できるような地域社会をめざす。</u> <u>区民や防災区民組織等を対象とした防災訓練等の推進を図るとともに、要配慮者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。</u> <u>さらに、27 地区における区民参画による地区防災計画を策定したので、計画の検証や取組みの促進により地区防災力の向上を図る。</u> <u>3 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上</u>	－	削除 ※「第4節 到達目標」は、修正後は「第2節 対策の方向性」に統合している。

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>消防団の定員充足率の向上等による体制の充実や発災時における地域住民・東京消防庁・消防署隊等との連携による円滑な災害活動の推進等を図る。</u> 4 地域との連携、事業所防災体制を強化 <u>地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、防災計画の実効性を確保し、防災区民組織等との連携することにより、地域全体の自助・共助体制を推進する。</u> <u>また、全ての事業所に対する事業所防災計画の作成を推進するとともに、各種の訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図るとともに、事業所相互間の協力体制及び防災区民組織等との連携を強め、保有資機材を活用し、地域との協力体制づくりを推進する。</u> 5 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築 <u>世田谷ボランティア協会は、町会・自治会や区内大学等の理解促進を図り、災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、ボランティアマッチングセンターの運営体制の整備等の取組みを推進し、発災時における円滑なボランティア活動の支援を推進する。</u> <u>また、町会・自治会や区内大学等と連携し、災害時のボランティア活動を想定した訓練を毎年実施すること等により、社会福祉協議会、区内 NP0 等とのネットワークを構築する</u> 6 多様性に配慮した女性の視点の反映 <u>災害時及び平常時における対策に、多様性に配慮した女性の視点を反映するとともに、地域への普及・啓発を進める。</u> ○ <u>多様性に配慮した女性の視点の理解を深めるために、防災活動を行っている区民や団体を対象とした勉強会や研修会等を継続的に開催する。</u> ○ <u>意思決定における女性の参画割合の増加を図る。</u> ○ <u>避難所などエリアを絞った防災対策の取組みを推進し、その中で多様性に配慮した女性の視点を取り入れる。</u>		
2	55 ～ 56	第5節 具体的な取組み 第1 予防対策 1 自助による区民の防災力向上 （1）区民による自助の備え 区民は、<u>次に掲げる措置をはじめ</u>、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。 ○ 自助による3日分以上推奨1週間の食料備蓄 ○ 飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）を3日分以上推奨1週間の備蓄、地域内の応急給水拠点の確認 ○ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ○ 日頃からの出火の防止 ○ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止、窓ガラスへの飛散防止フィルム等の貼り付け	50	第3節 具体的な取組み 第1 予防対策 1 自助による区民の防災力向上（在宅避難の推進等） （1）区民による自助の備え（在宅避難の備え） 区民は、「自らの生命は自らが守る」ため、<u>また、過酷であることが想定される避難所生活を回避するため、次に掲げる措置をはじめ</u>、に必要な防災対策を推進する。 ○ 自助による3日分以上（推奨1週間）の食料備蓄 ○ 飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）を3日分以上（推奨1週間）の備蓄、地域内の応急給水拠点の確認 ○ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ○ 日頃からの出火の防止 ○ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止、窓ガラスへの飛散防止フィルム等の貼

章	頁	修正前	頁	修正後
		○ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策 ○ 水、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備 ○ 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や安否確認・連絡方法（災害伝言ダイヤル 171、携帯電話の災害用伝言板、遠くの親戚宅等）の各家庭における確認 ○ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え ○ 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備 ○ 災害時の情報収集や発信等に重要な携帯電話の充電バッテリー等の準備 ○ 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄（ローリングストック）の普及・啓発（最低3日間分、推奨1週間分） ○ 在宅避難に向けた携帯トイレの備蓄（1人1日約5回の想定、推奨1週間分） ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 ○ 区、都、東京消防庁・消防署、防災区民組織等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加、防災に対する知識・行動力の向上 ○ 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力 ○ 避難行動要支援者がいる家庭における、区の定める要件に従って、差支えない限りでの、区が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え ○ 災害発生時に備え、地域内の危険箇所の点検・把握、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検 ○ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与		り付け ○ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策 ○ 水、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレ（1人1日約5回の想定、推奨1週間分）の準備 ○ 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や安否確認・連絡方法（災害伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、家族の集合場所等）の各家庭における確認 ○ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え ○ 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備 ○ 災害時の情報収集や発信等に重要な携帯電話の充電バッテリー等の準備 ○ 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄（ローリングストック）の実施（最低3日間分、推奨1週間分） ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 ○ 区、都、東京消防庁・消防署、防災区民組織等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加、防災に対する知識・行動力の向上 ○ 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力 ○ 避難行動要支援者がいる家庭における、区の定める要件に従って、差支えない限りでの、個別避難計画の作成や、区が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報及び「個別避難計画」の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え ○ 災害時に備え、地域内の危険箇所の点検・把握、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認 ○ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与
2	56	（2）防災意識の啓発 区や各機関はその業務に応じ、区民に対する防災知識の普及・広報活動を積極的に行い、防災意識の高揚に努める。 ○ 防火・防災知識の普及啓発 ・ 大地震への備えと防災知識の普及 ・ 外国人に対する防災知識の普及 ○ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与 ○ 防災啓発物を利用した避難所生活の困難さと在宅避難に向けた準備（食料、生活用品、携帯トイレ等）の必要性に関する啓発 ○ 災害時区民行動マニュアルの作成 防災啓発を目的として、災害への備え・災害時の実践的マニュアル・防災資料編等から成る「災害時区民行動マニュアル」を作成している。日常的な手続きや情報など暮らしのマニュアルである「せたがや便利帳」と災害時の行動マニュアルの一体化を図り、周知を図っていく。	51	（2）防災意識の啓発・在宅避難に向けた支援等 区や各機関はその業務に応じ、区民に対する防災知識の普及・広報活動を積極的に行い、防災意識の高揚に努めるとともに、自ら防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。 また、区は、避難者多数による指定避難所の密集を回避し、適切な運営を可能とするため、「在宅避難」について周知を図るとともに、「在宅避難」に向けた支援も行っていく。 ○ 防火・防災知識の普及啓発 ・ 大地震への備えと防災知識の普及 ・ 外国人に対する防災知識の普及 ○ 防災啓発物の配布や防災教室等を通じた避難所生活の過酷さと「在宅避難」に向けた準備（食料、生活用品、携帯トイレ等）の必要性に関する啓発 ○ 在宅避難が困難な場合の縁故避難等分散避難の考え方の啓発 ○ 在宅避難に向けた防災用品のあっせん、その他支援事業の拡充 ○ 不燃化促進助成制度や耐震化支援制度等の周知・普及
2	56 ～ 58	① 対策内容と役割分担 行政等は、区民の危機意識を喚起することにより、区民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、家庭内での備蓄や自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、発災時の安否を確認する方法の取り決め等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。	51 ～ 53	① 対策内容と役割分担

章	頁	修正前		頁	修正後	
		機関名	対策内容		機関名	対策内容
		区	◎防災対統括部 ○ 防災マップや防災パンフレット等（全区）の作成・配布 ○ 災害対策や防災情報のホームページへの掲載 - 防災対地域本部 ○ 防災マップや防災パンフレット等（地域版）の作成・配布 ○ 災害対策や防災情報のホームページへの掲載 ○ 防災教室の実施		区	◎防災対統括部 ○ 防災マップや防災パンフレット等（全区）の作成・配布 ○ 災害対策や防災情報のホームページへの掲載・SNSでの発信 ○ 在宅避難に関する啓発物の発行や啓発イベントの継続的な実施 ○ 区民の在宅避難に向けた支援体制の構築 - 防災対地域本部 ○ 防災マップや防災パンフレット等（地域版）の作成・配布 ○ 災害対策や防災情報のホームページへの掲載・SNSでの発信 ○ 防災教室の実施 ○ 在宅避難に関する啓発物の発行や啓発イベントの継続的な実施
		都水道局	○ 地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施		都水道局	○ 地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施
		警視庁・警察署	○ 予防として区民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等、諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施		警視庁・警察署	○ 予防として区民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等、諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの確保、教養訓練の実施
		東京消防庁・消防署	○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○ 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発		東京消防庁・消防署	○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○ 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災巡回」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
		京王電鉄	駅構内・車内放送、京王ホームページ及びポスターなどの掲出により情報提供を行う。			
		小田急電鉄	駅構内・車内放送、小田急ホームページ及びポスターの掲出により情報提供を行う。			
		東急電鉄	駅構内・車内放送、東急電鉄ホームページ及びポスターの掲出により情報提供を行う。			

章	頁	修正前		頁	修正後	
		NTT 東日本 通信事業者	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用方法等の紹介		京王電鉄	駅構内・車内放送、京王ホームページ及びポスターなどの掲出により情報提供を行う。
		世田谷サービス公社 （エフエム世田谷）	震災時における混乱や被害を最小限にとどめるため、平常時から災害予防に関するキャンペーン番組等を編成する。		小田急電鉄	駅構内・車内放送、小田急ホームページ及びポスターの掲出により情報提供を行う。
		世田谷ケーブルテレビ協議会	震災等の災害発生時における区民の混乱や被害を最小限にとどめるため、平常時から区及びケーブルテレビ事業者間における情報伝達訓練の実施及び災害予防等に関する告知類の実施に努める。		東急電鉄	駅構内・車内放送、東急電鉄ホームページ及びポスターの掲出により情報提供を行う。
		日本郵便	災害時における郵便業務災害特別事務取扱等について、パンフレットや郵便局窓口への掲出等により周知する。		NTT 東日本	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用方法等の紹介 ○ 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援 ○ 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動
		首都高速道路	○ 地震発生時の対応などの情報を周知するパンフレットの配布		世田谷サービス公社 （エフエム世田谷）	震災時における混乱や被害を最小限にとどめるため、常時、世田谷区に関する大規模地震発生時や大雨・洪水・大雪などの警報発令時に割り込み放送による災害情報の緊急報道を行うとともに、災害予防に関するキャンペーン番組等を編成する。
		東京ガス	○ マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布、およびホームページへの掲載 ○ 東京ガスの防災と安全への取組みや利用者の安全・防災対策 の紹介		世田谷ケーブルテレビ協議会	震災等の災害発生時における区民の混乱や被害を最小限にとどめるため、平常時から区及びケーブルテレビ事業者間における情報伝達訓練の実施及び災害予防等に関する告知類の実施に努める。
		東京電力グループ	○ 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等へ記載 ○ 停電・復旧情報等のホームページ、 携帯サイトへの掲載 ○ 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載		日本郵便	災害時における郵便業務災害特別事務取扱等について、パンフレットや郵便局窓口への掲出等により周知する。
					首都高速道路	○ 地震発生時の対応などの情報を周知するパンフレットの配布や 震災時において、お客さま等が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報をホームページにて紹介
					東京ガスグループ	○ マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する“ 復旧マイマップ ”等のホームページ掲載 ○ 地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発や防災・安全対策に関する取組みの紹介
					東京電力パワーグリッド	○ 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等へ記載 ○ 停電・復旧情報等のホームページ、 モバイルアプリ「TEPCO速報」でのプッシュ通知 ○ 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載
					※「東京ガス」の表記は、「東京ガスグループ」とし、以降も同様に修正。ただし、同様の修正の新旧対照表への記載は省略する。 ※「東京電力」の表記は、「東京電力パワーグリッド」とし、以降も同様に修正。ただし、同様の修正の新旧対照表への記載は省略する。	
2	58	② 詳細な取組み内容		53	② 詳細な取組み内容	

章	頁	修正前	頁	修正後																															
		【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部 ア 防災教室の実施・防災研修会の実施 イ 区報（区のおしらせ）の活用 ウ 防災啓発物の配布 エ 「防災マップ」の配布 オ エフエム世田谷の活用 カ 防災用品等のあっせん、普及促進 キ ホームページ ク 災害・防犯情報メール ケ ツイッター コ 防災ビデオ・DVD サ 緊急地震速報の周知 シ 街路消火器の活用		【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部 ア 防災啓発物の配布 イ 区報（区のおしらせ）の活用 ウ 防災教室の実施・防災研修会の実施 エ 啓発イベントの実施 オ ホームページ カ 世田谷区防災ポータル キ 災害・防犯情報メール ク X（エックス：旧ツイッター） ケ エフエム世田谷の活用 コ 緊急地震速報の周知 サ 防災用品等のあっせん、普及促進 シ 防災ビデオ・DVD ス 街路消火器の活用																															
2	59	（3）防災教育・防災訓練の充実 防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年など幅広い人材から防災リーダーの育成を支援していく。 区民一人ひとりの防災行動力の強化をするため直接参加できる防災訓練を実施する。防災区民組織などが中心となり、自主的に訓練を行えるように啓発や必要な支援を行っていく。 〔区民参加訓練の種類〕<table><tr><th>訓練名</th><th>内容</th></tr><tr><td>避難所運営訓練</td><td>指定避難所となる小・中学校等を基盤とした避難所運営訓練や避難所宿泊訓練を実施し、町会・自治会と学校・PTAとの連携を深める。</td></tr><tr><td>地区防災訓練等</td><td>地区住民相互の協力関係を推進するため、町会・自治会等地区住民が、主体となりまちづくりセンターの管内ごとに結集し、実施する。</td></tr><tr><td>防災教室</td><td>防災区民組織や町会・自治会、事業所等が自主的に行う小規模な防災訓練を実施する。</td></tr></table>	訓練名	内容	避難所運営訓練	指定避難所となる小・中学校等を基盤とした避難所運営訓練や避難所宿泊訓練を実施し、町会・自治会と学校・PTAとの連携を深める。	地区防災訓練等	地区住民相互の協力関係を推進するため、町会・自治会等地区住民が、主体となりまちづくりセンターの管内ごとに結集し、実施する。	防災教室	防災区民組織や町会・自治会、事業所等が自主的に行う小規模な防災訓練を実施する。	53 ～ 54	（3）防災教育・防災訓練の充実 幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を醸成する。防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年など幅広い人材から防災リーダーの育成を支援していく。 また、区民一人ひとりの防災行動力の強化をするため直接参加できる防災訓練を実施し、広報等により訓練参加者の増加を図る。防災区民組織などが中心となり、自主的に訓練を行えるように啓発や必要な支援を行っていく。 さらに、災害教訓の伝承として、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく。 〔区民参加訓練の種類〕<table><tr><th>訓練名</th><th>内容</th></tr><tr><td>避難所運営訓練</td><td>指定避難所となる小中学校等の避難所運営委員会を基盤とした避難所運営訓練や避難所宿泊訓練を実施し、町会・自治会や学校・PTA等との連携を深める。</td></tr><tr><td>地区防災訓練等</td><td>地区住民相互の協力関係を推進するため、町会・自治会等地区住民が、主体となりまちづくりセンターの管内ごとに結集し、実施する。</td></tr><tr><td>防災教室</td><td>地域の防災主体（防災区民組織や町会・自治会、マンション管理組合、事業所、学校等）が自主的に防災訓練を実施する。</td></tr></table>	訓練名	内容	避難所運営訓練	指定避難所となる小中学校等の避難所運営委員会を基盤とした避難所運営訓練や避難所宿泊訓練を実施し、町会・自治会や学校・PTA等との連携を深める。	地区防災訓練等	地区住民相互の協力関係を推進するため、町会・自治会等地区住民が、主体となりまちづくりセンターの管内ごとに結集し、実施する。	防災教室	地域の防災主体（防災区民組織や町会・自治会、マンション管理組合、事業所、学校等）が自主的に防災訓練を実施する。															
訓練名	内容																																		
避難所運営訓練	指定避難所となる小・中学校等を基盤とした避難所運営訓練や避難所宿泊訓練を実施し、町会・自治会と学校・PTAとの連携を深める。																																		
地区防災訓練等	地区住民相互の協力関係を推進するため、町会・自治会等地区住民が、主体となりまちづくりセンターの管内ごとに結集し、実施する。																																		
防災教室	防災区民組織や町会・自治会、事業所等が自主的に行う小規模な防災訓練を実施する。																																		
訓練名	内容																																		
避難所運営訓練	指定避難所となる小中学校等の避難所運営委員会を基盤とした避難所運営訓練や避難所宿泊訓練を実施し、町会・自治会や学校・PTA等との連携を深める。																																		
地区防災訓練等	地区住民相互の協力関係を推進するため、町会・自治会等地区住民が、主体となりまちづくりセンターの管内ごとに結集し、実施する。																																		
防災教室	地域の防災主体（防災区民組織や町会・自治会、マンション管理組合、事業所、学校等）が自主的に防災訓練を実施する。																																		
2	59 ～ 60	① 対策内容と役割分担 各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を育成する。 また、区民、防災区民組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td rowspan="3">◎災対地域本部</td><td>○ 防災区民組織の育成・支援</td></tr><tr><td>○ 避難所運営訓練や地区防災訓練、防災教室等の支援・実施</td></tr><tr><td>○ 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上の推進</td></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td rowspan="3">◎災対区民支援部</td><td>○ 多様性に配慮した女性の視点からの防災対策の普及啓発</td></tr><tr><td>○ 男女共同参画の視点を踏まえた防災知識の普及・啓発</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 防災区民組織の育成・支援	○ 避難所運営訓練や地区防災訓練、防災教室等の支援・実施	○ 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上の推進	区	◎災対区民支援部	○ 多様性に配慮した女性の視点からの防災対策の普及啓発	○ 男女共同参画の視点を踏まえた防災知識の普及・啓発	54 ～ 55	① 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 防災区民組織の育成・支援</td></tr><tr><td>◎災対区民支援部</td><td>○ 避難所運営訓練や地区防災訓練、防災教室等の支援・実施</td></tr><tr><td rowspan="2">警視庁・警察署</td><td rowspan="2">東京消防庁・消防</td><td>○ 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上の推進</td></tr><tr><td>○ 多様性に配慮した視点からの防災対策の普及啓発</td></tr><tr><td rowspan="2">警視庁・警察署</td><td rowspan="2">東京消防庁・消防</td><td>○ 男女共同参画の視点を踏まえた防災知識の普及・啓発</td></tr><tr><td>○ テロ対策のために警視庁・警察署で実施している研修会・合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進</td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>東京消防庁・消防</td><td>○ 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 防災区民組織の育成・支援	◎災対区民支援部	○ 避難所運営訓練や地区防災訓練、防災教室等の支援・実施	警視庁・警察署	東京消防庁・消防	○ 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上の推進	○ 多様性に配慮した視点からの防災対策の普及啓発	警視庁・警察署	東京消防庁・消防	○ 男女共同参画の視点を踏まえた防災知識の普及・啓発	○ テロ対策のために警視庁・警察署で実施している研修会・合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進	警視庁・警察署	東京消防庁・消防	○ 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効
機関名		対策内容																																	
区	◎災対地域本部	○ 防災区民組織の育成・支援																																	
		○ 避難所運営訓練や地区防災訓練、防災教室等の支援・実施																																	
		○ 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上の推進																																	
区	◎災対区民支援部	○ 多様性に配慮した女性の視点からの防災対策の普及啓発																																	
		○ 男女共同参画の視点を踏まえた防災知識の普及・啓発																																	
機関名		対策内容																																	
区	◎災対地域本部	○ 防災区民組織の育成・支援																																	
	◎災対区民支援部	○ 避難所運営訓練や地区防災訓練、防災教室等の支援・実施																																	
警視庁・警察署	東京消防庁・消防	○ 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上の推進																																	
		○ 多様性に配慮した視点からの防災対策の普及啓発																																	
警視庁・警察署	東京消防庁・消防	○ 男女共同参画の視点を踏まえた防災知識の普及・啓発																																	
		○ テロ対策のために警視庁・警察署で実施している研修会・合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進																																	
警視庁・警察署	東京消防庁・消防	○ 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効																																	

章	頁	修正前		頁	修正後																			
			<table><tr><td></td><td>部</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ テロ対策のために警視庁・警察署で実施している研修会・合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○ 防災区民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ 区民の応急救護に関する技能の向上 ○ 教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 ○ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 ○ 都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上 ○ 都立高校等で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施 ○ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施</td></tr></table>		部		警視庁・警察署		○ テロ対策のために警視庁・警察署で実施している研修会・合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進	東京消防庁・消防署		○ 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○ 防災区民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ 区民の応急救護に関する技能の向上 ○ 教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 ○ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 ○ 都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上 ○ 都立高校等で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施 ○ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施		<table><tr><td>署</td><td>果的な訓練の推進 ○ 防災区民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ 区民の応急救護に関する技能の向上 ○ 教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 ○ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 ○ デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実 ○ 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 ○ 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施 ○ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施</td></tr><tr><td>関東地方測量部</td><td>○ 都、市区町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進</td></tr></table>	署	果的な訓練の推進 ○ 防災区民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ 区民の応急救護に関する技能の向上 ○ 教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 ○ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 ○ デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実 ○ 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 ○ 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施 ○ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施	関東地方測量部	○ 都、市区町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進						
	部																							
警視庁・警察署		○ テロ対策のために警視庁・警察署で実施している研修会・合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進																						
東京消防庁・消防署		○ 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○ 防災区民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ 区民の応急救護に関する技能の向上 ○ 教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 ○ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 ○ 都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上 ○ 都立高校等で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施 ○ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施																						
署	果的な訓練の推進 ○ 防災区民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ 区民の応急救護に関する技能の向上 ○ 教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 ○ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 ○ デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実 ○ 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上 ○ 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施 ○ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施																							
関東地方測量部	○ 都、市区町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進																							
2	61	（４）外国人支援対策 ① 対策内容と役割分担 各機関は、在住外国人及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。 <table><tr><td colspan="2">機関名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対区民支援部</td><td>○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 災害関連標識等の外国語標記の推進 ○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	◎災対区民支援部	○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 災害関連標識等の外国語標記の推進 ○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援	災対地域本部	○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進	55	（４）外国人支援対策 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><td colspan="2">機関名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対区民支援部</td><td>○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 災害関連標識等の外国語標記の推進 ○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	◎災対区民支援部	○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 災害関連標識等の外国語標記の推進 ○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援	災対地域本部	○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援	災対統括部	○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進
機関名		対策内容																						
区	◎災対区民支援部	○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 災害関連標識等の外国語標記の推進 ○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援																						
	災対地域本部	○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進																						
機関名		対策内容																						
区	◎災対区民支援部	○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 災害関連標識等の外国語標記の推進 ○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援																						
	災対地域本部	○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援																						
	災対統括部	○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進																						

章	頁	修正前	頁	修正後															
		<table><tr><td></td><td></td><td>○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td></td><td>○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 災害関連標識等の外国語標記の推進</td></tr><tr><td>都各局</td><td></td><td>○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発等 ○ 在住外国人のための防災訓練の実施</td></tr></table>			○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援	災対統括部		○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 災害関連標識等の外国語標記の推進	都各局		○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発等 ○ 在住外国人のための防災訓練の実施		<table><tr><td></td><td></td><td>○ 災害関連標識等の外国語標記の推進</td></tr><tr><td>都各局</td><td></td><td>○ 「やさしい日本語」を含む多言語での在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発等 ○ 在住外国人のための防災訓練の実施</td></tr></table>			○ 災害関連標識等の外国語標記の推進	都各局		○ 「やさしい日本語」を含む多言語での 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発等 ○ 在住外国人のための防災訓練の実施
		○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援																	
災対統括部		○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 災害関連標識等の外国語標記の推進																	
都各局		○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発等 ○ 在住外国人のための防災訓練の実施																	
		○ 災害関連標識等の外国語標記の推進																	
都各局		○ 「やさしい日本語」を含む多言語での 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発等 ○ 在住外国人のための防災訓練の実施																	
2	61	② 詳細な取組み内容 各総合支所や地域の国際交流活動団体と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。	55 ～ 56	② 詳細な取組み内容 各総合支所や地域の国際交流活動団体と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて 「やさしい日本語」を含む多言語での 防災知識の普及を図る。 その際、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意する。															
2	62	2 地域による共助の推進 災害時の「助けあい」は、地域社会の日常的な生活における「支えあい」、共に生きる区民相互の協力が基本となる。災害時の「助けあいネットワーク」の担い手として、町会・自治会等既存の地域活動団体を中核として、各々の活動目的や活動エリア等から広がっているボランティアや区内 NP0 等多様な分野の区民活動の自主的・積極的な活動とのネットワークづくりを進める。	56	2 地域による共助の推進 削除															
2	62	<table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>防災区民組織</td><td>○ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底 ○ 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施 ○ 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄 ○ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知 ○ 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）作成等の災害時の支援体制の整備 ○ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備</td></tr></table>	機関名	対策内容	防災区民組織	○ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底 ○ 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施 ○ 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄 ○ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知 ○ 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難 支援プラン（個別計画） 作成等の災害時の支援体制の整備 ○ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備	56	<table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>防災区民組織</td><td>○ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底 ○ 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施 ○ 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄 ○ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知 ○ 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時の支援体制の整備 ○ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備</td></tr></table>	機関名	対策内容	防災区民組織	○ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底 ○ 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施 ○ 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び 携帯トイレ・簡易トイレ 等の備蓄 ○ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知 ○ 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の 個別 避難計画作成等の災害時の支援体制の整備 ○ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備							
機関名	対策内容																		
防災区民組織	○ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底 ○ 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施 ○ 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄 ○ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知 ○ 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難 支援プラン（個別計画） 作成等の災害時の支援体制の整備 ○ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備																		
機関名	対策内容																		
防災区民組織	○ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底 ○ 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施 ○ 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び 携帯トイレ・簡易トイレ 等の備蓄 ○ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知 ○ 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の 個別 避難計画作成等の災害時の支援体制の整備 ○ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備																		
2	62	<table><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>○ 防災意識の啓発（再掲） ○ 防災教育・防災訓練の充実（再掲） ○ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 ○ 初期消火マニュアルを活用し、防災区民組織等への指導を実施 ○ 防災区民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ○ 防災区民組織の救出救護班員及び区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○ 区と連携した防災区民組織の活性化の推進</td></tr></table>	東京消防庁・消防署	○ 防災意識の啓発（再掲） ○ 防災教育・防災訓練の充実（再掲） ○ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 ○ 初期消火マニュアルを活用し、防災区民組織等への指導を実施 ○ 防災区民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ○ 防災区民組織の救出救護班員及び区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○ 区と連携した防災区民組織の活性化の推進	56	<table><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>○ 防災意識の啓発（再掲） ○ 防災教育・防災訓練の充実（再掲） ○ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 ○ 初期消火マニュアルを活用し、防災区民組織等への指導を実施 ○ 防災区民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ○ 防災区民組織の救出救護班員及び区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○ 区と連携した防災区民組織の活性化の推進 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発（再掲）</td></tr></table>	東京消防庁・消防署	○ 防災意識の啓発（再掲） ○ 防災教育・防災訓練の充実（再掲） ○ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 ○ 初期消火マニュアルを活用し、防災区民組織等への指導を実施 ○ 防災区民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ○ 防災区民組織の救出救護班員及び区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○ 区と連携した防災区民組織の活性化の推進 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発（再掲）											
東京消防庁・消防署	○ 防災意識の啓発（再掲） ○ 防災教育・防災訓練の充実（再掲） ○ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 ○ 初期消火マニュアルを活用し、防災区民組織等への指導を実施 ○ 防災区民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ○ 防災区民組織の救出救護班員及び区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○ 区と連携した防災区民組織の活性化の推進																		
東京消防庁・消防署	○ 防災意識の啓発（再掲） ○ 防災教育・防災訓練の充実（再掲） ○ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 ○ 初期消火マニュアルを活用し、防災区民組織等への指導を実施 ○ 防災区民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ○ 防災区民組織の救出救護班員及び区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○ 区と連携した防災区民組織の活性化の推進 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発（再掲）																		
2	63	（2）詳細な取組み内容 広範囲にわたり同時多発する地震災害に対する消火・救助・避難・情報連絡・給食給水等の応急活動	57	（2）詳細な取組み内容 削除															

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>は、防災機関だけでは、ましてや個人の力では、とうてい対処できるものではない。</u> <u>地震災害に対しては、地域の区民が、自分たちの地域の生命・財産を守るために、自主的な協力体制をつくり、普段から活動していくことが必要不可欠である。</u> <u>「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災の基本姿勢に則り、全区、地域、地区における自主防災活動の推進を図る。</u>		
2	63 ～ 64	ウ 事業計画 （イ）<u>可搬式消防ポンプ等</u>の配備 震災時における初期消火及び延焼防止対策の一環として、<u>ポンプ置場・運用人員・水利等</u>の受け入れ態勢の整った防災区民組織に、<u>C 級、D 級可搬式消防ポンプを配備し、</u>災害時に対応できる防災区民組織の確立を図る。 また、上記の条件が整わない防災区民組織で、スタンドパイプの活用により初期消火を行う団体に対しても活動を支援する。 （ウ）防災区民組織の充実 地震時における迅速、的確な防災行動力を身につけるため、防災区民組織にあっては平素から初期消火、救出等の各種防災訓練を活発に行い、また、<u>発災</u>時の防災活動に必要な知識及び技術を習得しておくことが必要である。 このために、次の事項を推進し、組織の充実・活性化を図る。 A 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底を図る。 B 初期消火、救出救助等各種訓練を実施する。 C 地域内の火災や救助に関する危険個所や避難行動要支援者を把握する。 D 組織の役割分担の明確化及び情報連絡体制の確立を図る。	57 ～ 58	ウ 事業計画 （イ）<u>消火用防災資機材</u>の配備 震災時における初期消火及び延焼防止対策の一環として、<u>消火用防災資機材置場・運用人員等</u>の受け入れ態勢の整った防災区民組織に、<u>スタンドパイプ等を配備し、</u>災害時に対応できる防災区民組織の確立を図る。 （ウ）防災区民組織の充実 地震時における迅速、的確な防災行動力を身につけるため、防災区民組織にあっては平素から初期消火、救出等の各種防災訓練を活発に行い、また、<u>災害</u>時の防災活動に必要な知識及び技術を習得しておくことが必要である。 このために、次の事項を推進し、組織の充実・活性化を図る。 A 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底を図る。 B 初期消火、救出救助等各種訓練を実施する。 C 地域内の火災や救助に関する危険個所や避難行動要支援者を把握する。 D 組織の役割分担の明確化及び情報連絡体制の確立を図る。 <u>E 活動奨励金や資機材助成などにより防災区民組織の活動を支援する。</u>
2	64	② 世田谷区区民防災会議の運営 イ 基本構成 地域や地区の身近な防災活動の中心である町会・自治会組織を基盤とした防災区民組織、学校協議会、PTA や民生<u>委員</u>協議会、日赤、民間非営利団体等多様な分野の地域活動団体、高校や大学などの国公立や私立の学校施設、商店街や事業所等も含め、各々の地域特性や取り組み状況に合わせて、編成する。	58	② 世田谷区区民防災会議の運営 イ 基本構成 地域や地区の身近な防災活動の中心である町会・自治会組織を基盤とした防災区民組織、学校協議会、PTA や民生<u>委員・児童委員</u>協議会、日赤、民間非営利団体等多様な分野の地域活動団体、高校や大学などの国公立や私立の学校施設、商店街や事業所等も含め、各々の地域特性や取り組み状況に合わせて、編成する。
2	66	③ 世田谷区地域防災リーダーの育成等 ○ 町会・自治会等の防災区民組織で活動する区民を主な対象として、世田谷区地域防災リーダー養成講座を実施し、平成 17 年度からの 3 年間で、約 300 名の世田谷区地域防災リーダーを養成した。養成後は、講座で培った知識や技術を活かして、町会・自治会等で実施する防災訓練等に参加するとともに、地域防災リーダーに対するフォローアップ研修などを通じた支援を行っている。 ○ 避難所運営<u>本部</u>強化のための人材育成として、<u>避難所運営本部</u>の構成員等に対する防災士認証登録支援を行う。 ○ 防災活動を行っている区民や団体等を対象に、男女共同参画の勉強会や研修会等を開催する。	59 ～ 60	③ 世田谷区地域防災リーダーの育成等 ○ 町会・自治会等の防災区民組織で活動する区民を主な対象として、世田谷区地域防災リーダー養成講座を実施し、平成 17 年度からの 3 年間で、約 300 名の世田谷区地域防災リーダーを養成した。養成後は、講座で培った知識や技術を活かして、町会・自治会等で実施する防災訓練等に参加するとともに、地域防災リーダーに対するフォローアップ研修などを通じた支援を行っている。 ○ 避難所運営<u>体制</u>の強化のための人材育成として、<u>避難所運営委員会</u>の構成員等に対する防災士認証登録支援を行う。<u>また、育成された防災士は地域防災活動の担い手として活動を促進する。</u> ○ 防災活動を行っている区民や団体等を対象に、男女共同参画の勉強会や研修会等を開催する。 <u>④ 避難所運営委員会への支援</u> <u>区は、避難所運営活動にかかる支援（活動物品・訓練物品、チラシなど）や訓練参加者の促進などを目的として避難所運営訓練時等で防災啓発物品等の配布などを行う。</u>

章	頁	修正前	頁	修正後																					
				⑤ 地域・地区への支援強化 都の新たな被害想定や防災塾での課題検討等を踏まえ修正した地区防災計画に基づき、スタンバイの設置などの出火防止、初期消火対策の推進を含め、地域・地区への支援を強化していく。																					
2	－	新設	60 ～ 61	3 マンション防災における自助・共助の推進 マンション居住者は、本章第3節の第1 予防対策「1 自助による区民の防災力向上（在宅避難の推進等）」及び「2 地域による共助の推進」に掲げる対策を推進するとともに、マンション防災における自助・共助に取り組む。取組みにあたっては、次に掲げるマンション特有の課題も考慮して行う。 エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施 排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対地域本部 災対統括部 災対都市整備部</td><td>○ マンション居住者や管理組合等がマンション防災における自助・共助に取り組むよう啓発や防災教育を行う。</td></tr><tr><td>都総務局</td><td></td><td>○ マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○ マンション防災セミナーの開催 ○ マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化</td></tr><tr><td>都住宅政策本部</td><td></td><td>○ 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合へ郵送やメールで送付 ○ ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発 ○ 在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交えマンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知 ○ 防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対してマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施 ○ 登録マンション管理組合に対する防災備蓄資器材の購入支援 ○ 「マンション管理ガイドブック」による地域コミュニティとの連携促進</td></tr><tr><td>不動産会社等</td><td></td><td>○ マンションを販売した際に、購入者に対する、（賃貸の場合は、賃借人に対する、）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。 ○ マンション購入者（賃貸の場合は賃借人）に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。</td></tr><tr><td>マンション管理組合・マンション管理会社等</td><td></td><td>○ マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 ○ マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。</td></tr></table> （２）詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】区災対地域本部、災対統括部、区災対都市整備部</td></tr><tr><td>○ マンション居住者や管理組合等がマンション防災における自助・共助に取り組むよう啓発や防災教育を行う。</td></tr><tr><td>・ 非常用電源の確保</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部 災対統括部 災対都市整備部	○ マンション居住者や管理組合等がマンション防災における自助・共助に取り組むよう啓発や防災教育を行う。	都総務局		○ マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○ マンション防災セミナーの開催 ○ マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化	都住宅政策本部		○ 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合へ郵送やメールで送付 ○ ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発 ○ 在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交えマンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知 ○ 防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対してマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施 ○ 登録マンション管理組合に対する防災備蓄資器材の購入支援 ○ 「マンション管理ガイドブック」による地域コミュニティとの連携促進	不動産会社等		○ マンションを販売した際に、購入者に対する、（賃貸の場合は、賃借人に対する、）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。 ○ マンション購入者（賃貸の場合は賃借人）に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。	マンション管理組合・マンション管理会社等		○ マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 ○ マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。	【実施主体】区災対地域本部、災対統括部、区災対都市整備部	○ マンション居住者や管理組合等がマンション防災における自助・共助に取り組むよう啓発や防災教育を行う。	・ 非常用電源の確保
機関名		対策内容																							
区	◎災対地域本部 災対統括部 災対都市整備部	○ マンション居住者や管理組合等がマンション防災における自助・共助に取り組むよう啓発や防災教育を行う。																							
都総務局		○ マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○ マンション防災セミナーの開催 ○ マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化																							
都住宅政策本部		○ 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合へ郵送やメールで送付 ○ ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発 ○ 在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交えマンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知 ○ 防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対してマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施 ○ 登録マンション管理組合に対する防災備蓄資器材の購入支援 ○ 「マンション管理ガイドブック」による地域コミュニティとの連携促進																							
不動産会社等		○ マンションを販売した際に、購入者に対する、（賃貸の場合は、賃借人に対する、）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。 ○ マンション購入者（賃貸の場合は賃借人）に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。																							
マンション管理組合・マンション管理会社等		○ マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 ○ マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。																							
【実施主体】区災対地域本部、災対統括部、区災対都市整備部																									
○ マンション居住者や管理組合等がマンション防災における自助・共助に取り組むよう啓発や防災教育を行う。																									
・ 非常用電源の確保																									

章	頁	修正前	頁	修正後																								
				・ エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の推進 ・ 排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備の推進 ・ マンション居住者を対象とした説明会 ・ 防災区民組織の育成、防災教室などの支援 ・ マンションの自主防災組織設置の働きかけ ・ 都が実施する「東京とどまるマンション」やマンション防災セミナー、マンション管理組合等への専門家派遣制度等の活動の周知																								
2	66	3 消防団の活動体制の充実 （１）対策内容と役割分担 消防団は、常備消防、行政機関と防災区民組織や区民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。 各機関は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。	61	4 消防団の活動体制の充実 （１）対策内容と役割分担 削除																								
2	66	（２）詳細な取組み内容 ○ 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団を PR し、入団等を促進する。また、特別区では、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。 ○ 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。 ○ 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。 ○ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。	61	（２）詳細な取組み内容 ○ 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団を PR し、入団等を促進する。また、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。 ○ 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。 ○ 新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。 ○ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。																								
2	67	○ 各種資機材を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及安全管理能力の向上を図る。	62	○ 各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及安全管理能力の向上を図る。																								
2	67	4 事業所等による自助・共助の強化 （１）対策内容と役割分担 各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業者の防災力を向上させる。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td colspan="2">事業所等</td><td> ○ 災害時の企業の果たす役割として帰宅困難者対策や事業継続計画（BCP）などの策定 ○ 組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策 </td></tr><tr><td>区</td><td>◎災対地域本部 災対区民支援部</td><td>○ 事業所相互間の協力体制等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署・消防団</td><td> ○ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○ 事業所の救出・救護活動能力の向上 ○ 事業所防災計画の作成指導 </td></tr></table>	機関名		対策内容	事業所等		○ 災害時の企業の果たす役割として帰宅困難者対策や事業継続計画（BCP）などの策定 ○ 組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策	区	◎災対地域本部 災対区民支援部	○ 事業所相互間の協力体制等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進	東京消防庁・消防署・ 消防団		○ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○ 事業所の救出・救護活動能力の向上 ○ 事業所防災計画の作成指導	62	5 事業所等による自助・共助の強化 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td colspan="2">事業所等</td><td> ○ 災害時の企業の果たす役割として帰宅困難者対策や事業継続計画（BCP）などの策定 ○ 組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策 </td></tr><tr><td>区</td><td>◎災対地域本部 災対統括部 災対区民支援部</td><td>○ 事業所相互間の協力体制等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td> ○ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○ 事業所の救出・救護活動能力の向上 ○ 事業所防災計画の作成指導 ○ 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 </td></tr></table>	機関名		対策内容	事業所等		○ 災害時の企業の果たす役割として帰宅困難者対策や事業継続計画（BCP）などの策定 ○ 組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策	区	◎災対地域本部 災対統括部 災対区民支援部	○ 事業所相互間の協力体制等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進	東京消防庁・消防署		○ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○ 事業所の救出・救護活動能力の向上 ○ 事業所防災計画の作成指導 ○ 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導
機関名		対策内容																										
事業所等		○ 災害時の企業の果たす役割として帰宅困難者対策や事業継続計画（BCP）などの策定 ○ 組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策																										
区	◎災対地域本部 災対区民支援部	○ 事業所相互間の協力体制等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進																										
東京消防庁・消防署・ 消防団		○ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○ 事業所の救出・救護活動能力の向上 ○ 事業所防災計画の作成指導																										
機関名		対策内容																										
事業所等		○ 災害時の企業の果たす役割として帰宅困難者対策や事業継続計画（BCP）などの策定 ○ 組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策																										
区	◎災対地域本部 災対統括部 災対区民支援部	○ 事業所相互間の協力体制等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進																										
東京消防庁・消防署		○ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○ 事業所の救出・救護活動能力の向上 ○ 事業所防災計画の作成指導 ○ 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導																										

章	頁	修正前		頁	修正後	
		○ 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ○ 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び区民を対象とした講習会等の実施 ○ 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 ○ 東京都震災対策条例第 11 条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 ○ 区民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及			○ 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び区民を対象とした講習会等の実施 ○ 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 ○ 東京都震災対策条例第 11 条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 ○ 区民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及	
		都総務局	○ 事業所相互間の協力体制の推進		都総務局	○ 事業所相互間の協力体制の推進
		都環境局	○ 高圧ガス保安について、地域防災協議会の充実、防災計画の策定を指導 ○ 火薬類の保安について、平常時、震災時等の自主保安体制の整備を指導		都環境局	○ 高圧ガス保安について、地域防災協議会の充実、防災計画の策定等を指導 ○ 火薬類の保安について、平常時、震災時等の自主保安体制の整備を指導
		都産業労働局	○ 都内中小企業の BCP の策定に係る取組みを支援 ○ BCP の実効性を高めるため、企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助 ○ 都内中小企業が開発・製造した防災製品等の改良・実用化を支援		都産業労働局	○ 都内中小企業の BCP の策定に係る取組みを支援 ○ BCP の実効性を高めるため、企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助 ○ 都内中小企業による危機管理関連製品等の開発改良・実用化を支援
2	68	（２）詳細な取組み内容		62	（２）詳細な取組み内容	
		【実施主体】区災対地域本部、区災対区民支援部		～	【実施主体】区災対地域本部、 <u>災対統括部</u> 、区災対区民支援部	
		○ 事業所相互間及び事業所と防災区民組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。		63	○ 事業所相互間及び事業所と防災区民組織等との連携の重要性について、広く啓発に努める。	
		【実施主体】事業所等			【実施主体】事業所等	
		○ 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、次のような対策を図る。 ・ 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映 ・ 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の 3 日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備			○ 災害時の企業の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、次のような対策を図る。 ・ 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映 ・ 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の 3 日分）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備	
2	68	○ 自衛消防隊が、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。 ・ 防火管理者の選任を要する事業所 消防法第 8 条、第 8 条の 2 等により、規定された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。 ・ 自衛消防組織の設置義務のある事業所 消防法第 8 条の 2 の 5 により設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。 ・ 防災管理者の選任を要する事業所 消防法第 36 条により、隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている自衛消防組織が、災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。 ・ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所 － ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第 55 条の 5 により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。		63	○ 自衛消防隊が、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。 ・ 防火管理者の選任を要する事業所 消防法第 8 条、第 8 条の 2 等により、規定された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。 ・ 自衛消防組織の設置義務のある事業所 消防法第 8 条の 2 の 5 により設置された自衛消防組織が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。 ・ 防災管理者の選任を要する事業所 消防法第 36 条により、隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている自衛消防組織が、災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。 ・ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所 － ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第 55 条の 5 により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、 <u>自衛消防活動の中核となる要員</u>	

章	頁	修正前	頁	修正後
		<		

章	頁	修正前	頁	修正後															
		<table><tr><td>都各局</td><td> ○ 東京 ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、建設防災ボランティア等との連携 ○ 発災時、東京 ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保 </td></tr></table>	都各局	○ 東京 ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、建設防災ボランティア等との連携 ○ 発災時、東京 ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保		<table><tr><td>社会福祉協議会</td><td>○ 在宅避難者の支援に係るボランティアニーズの情報収集体制の構築</td></tr><tr><td>せたがや防災 NPO アクション</td><td>○ 区内外 NPO 等のネットワークの構築</td></tr><tr><td></td><td>○ 災害時の活動の具体化に向け、事前に検討を実施</td></tr><tr><td>都各局</td><td> ○ 東京都 ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、建設防災ボランティア等との連携 ○ 災害時、東京都 ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保 </td></tr></table>	社会福祉協議会	○ 在宅避難者の支援に係るボランティアニーズの情報収集体制の構築	せたがや防災 NPO アクション	○ 区内外 NPO 等のネットワークの構築		○ 災害時の活動の具体化に向け、事前に検討を実施	都各局	○ 東京都 ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、建設防災ボランティア等との連携 ○ 災害時、東京都 ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保					
都各局	○ 東京 ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、建設防災ボランティア等との連携 ○ 発災時、東京 ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保																		
社会福祉協議会	○ 在宅避難者の支援に係るボランティアニーズの情報収集体制の構築																		
せたがや防災 NPO アクション	○ 区内外 NPO 等のネットワークの構築																		
	○ 災害時の活動の具体化に向け、事前に検討を実施																		
都各局	○ 東京都 ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、建設防災ボランティア等との連携 ○ 災害時、東京都 ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保																		
2	70	（３）東京都防災ボランティア等との連携 〔東京都防災ボランティア等の概要〕 <table><tr><th>機関名</th><th>要件</th><th>活動内容</th></tr><tr><td>都生活文化局</td><td>《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者 (満 18 歳以上の都内在住、在勤、在学者)</td><td>大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援</td></tr><tr><td>都都市整備局</td><td>《応急危険度判定員》 1 級建築士、2 級建築士、木造建築士等</td><td>余震等による二次災害を防止するため、短時間でその建築物の当面の使用の可否を判定</td></tr><tr><td>都都市整備局</td><td>《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令規定する土木又は建築技術者</td><td>宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施</td></tr><tr><td>都建設局</td><td>《建設防災ボランティア》 公共土木施設の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者</td><td>都立公園等避難場所における管理業務支援、公共土木施設等の被災状況の把握</td></tr></table>	機関名	要件	活動内容	都生活文化局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者 (満 18 歳以上の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援	都都市整備局	《応急危険度判定員》 1 級建築士、2 級建築士、木造建築士等	余震等による二次災害を防止するため、短時間でその建築物の当面の使用の可否を判定	都都市整備局	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令規定する土木又は建築技術者	宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施	都建設局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	都立公園等避難場所における管理業務支援、公共土木施設等の被災状況の把握	65	（３）東京都防災ボランティア等との連携 削除
機関名	要件	活動内容																	
都生活文化局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者 (満 18 歳以上の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援																	
都都市整備局	《応急危険度判定員》 1 級建築士、2 級建築士、木造建築士等	余震等による二次災害を防止するため、短時間でその建築物の当面の使用の可否を判定																	
都都市整備局	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令規定する土木又は建築技術者	宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施																	
都建設局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	都立公園等避難場所における管理業務支援、公共土木施設等の被災状況の把握																	
2	70	（４）交通規制支援ボランティアとの連携 〔交通規制支援ボランティアの概要〕 <table><tr><th>機関名</th><th>要件</th><th>活動内容</th></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者</td><td>交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動</td></tr></table>	機関名	要件	活動内容	警視庁・警察署	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動	65	（４）交通規制支援ボランティアとの連携 警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成 8 年 8 月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。									
機関名	要件	活動内容																	
警視庁・警察署	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動																	
2	71	（５）東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携 東京消防庁では、震度 6 弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を行っている。	65	（５）東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携 東京消防庁では、震度 6 弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防職員の指導と助言により、消防署内における後方支援活動や応急救護活動などを実施する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を行っている。															
2	71	6 区民・行政・事業所等の連携 （１）対策内容と役割分担 各主体は、従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。	66	7 区民・行政・事業所等の連携 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対地域本部</td><td>○ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対地域本部	○ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進									
機関名		対策内容																	
区	災対地域本部	○ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進																	

章	頁	修正前		頁	修正後																											
		<table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="4">区</td><td rowspan="4">災対地域本部</td><td>○ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進</td></tr><tr><td>○ 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進</td></tr><tr><td>○ 防災訓練等の実施</td></tr><tr><td>○ 地区防災計画の作成の推進・支援</td></tr><tr><td></td><td></td><td>災対保健福祉部</td><td>○ 避難行動要支援者の支援ネットワークの推進</td></tr><tr><td></td><td></td><td>災対区民支援部</td><td>○ ボランティアとの平常時からの連携</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	災対地域本部	○ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進	○ 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進	○ 防災訓練等の実施	○ 地区防災計画の作成の推進・支援			災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者の支援ネットワークの推進			災対区民支援部	○ ボランティアとの平常時からの連携		<table><tr><td></td><td></td><td>○ 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進</td></tr><tr><td></td><td>◎災対保健福祉部</td><td>○ 避難行動要支援者の支援ネットワークの推進</td></tr><tr><td></td><td>災対区民支援部</td><td>○ ボランティアとの平常時からの連携</td></tr></table>				○ 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進		◎災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者の支援ネットワークの推進		災対区民支援部	○ ボランティアとの平常時からの連携
機関名		対策内容																														
区	災対地域本部	○ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進																														
		○ 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進																														
		○ 防災訓練等の実施																														
		○ 地区防災計画の作成の推進・支援																														
		災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者の支援ネットワークの推進																													
		災対区民支援部	○ ボランティアとの平常時からの連携																													
		○ 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進																														
	◎災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者の支援ネットワークの推進																														
	災対区民支援部	○ ボランティアとの平常時からの連携																														
2	72	（２）詳細な取組み内容 ○ まちづくりセンター単位で、町会・自治会、民生・児童委員、PTA、商店街、社会福祉協議会、事業所など多様な団体等が作成主体となった地区防災計画を、防災塾を通じて 27 箇所で策定した <u>ので</u> 、地域防災計画に位置づける。今後は、計画の検証や取組みを通じて地区防災力の向上を目指す。		66	（２）詳細な取組み内容 ○ まちづくりセンター単位で、町会・自治会、民生・児童委員、PTA、商店街、社会福祉協議会、事業所など多様な団体等が作成主体となった地区防災計画を、防災塾を通じて 28 箇所で策定し、地域防災計画に位置づける。今後は、計画の検証や取組みを通じて地区防災力の向上を目指す。																											
2	72	7 多様性に配慮した視点の反映 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対区民支援部</td><td>○ 有識者の知見を得ながら、男女共同参画等について継続的な検討の実施</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 男女共同参画に関する研修・勉強会の実施</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 防災における女性、子ども、若い世代等の参画の促進</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	◎災対区民支援部	○ 有識者の知見を得ながら、男女共同参画等について継続的な検討の実施	災対統括部	○ 男女共同参画に関する 研修・勉強会 の実施	災対地域本部	○ 防災における女性、子ども、若い世代等の参画の促進	67	8 多様性に配慮した 女性 の視点の反映 （１）対策内容と役割分担 各機関は、女性や子ども、若い世代等の様々な主体に防災への参画を促すとともに、多様な視点を防災計画に取り入れることにより、地域の防災力を向上させる。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対区民支援部</td><td>○ 有識者の知見を得ながら、男女共同参画等について継続的な検討の実施</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 男女共同参画に関する勉強会・研修の実施</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 防災における女性、子ども、若い世代等の参画の促進</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	◎災対区民支援部	○ 有識者の知見を得ながら、男女共同参画等について継続的な検討の実施	災対統括部	○ 男女共同参画に関する 勉強会・研修 の実施	災対地域本部	○ 防災における女性、子ども、若い世代等の参画の促進						
機関名		対策内容																														
区	◎災対区民支援部	○ 有識者の知見を得ながら、男女共同参画等について継続的な検討の実施																														
	災対統括部	○ 男女共同参画に関する 研修・勉強会 の実施																														
	災対地域本部	○ 防災における女性、子ども、若い世代等の参画の促進																														
機関名		対策内容																														
区	◎災対区民支援部	○ 有識者の知見を得ながら、男女共同参画等について継続的な検討の実施																														
	災対統括部	○ 男女共同参画に関する 勉強会・研修 の実施																														
	災対地域本部	○ 防災における女性、子ども、若い世代等の参画の促進																														
2	73	第2 応急対策 1 自助による応急対策の実施 （１）区民自身による応急対策 ○ 発災 時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。 ○ 災害情報、避難情報の収集を行い、 避難所においては自ら活動する。 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。		68	第2 応急対策 1 自助による応急対策の実施 （１）区民自身による応急対策 ○ 災害 時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。 ○ 災害情報、避難情報の収集を行い、 自宅が安全な場合は在宅避難、自宅が安全でない場合は縁故避難・自主避難・指定避難所へ避難する。 ○ 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。 発災からおおむね4日目以降は、準備が整った避難所から在宅避難者向けの食品・日用品の配給、区が設置予定の充電スポットの運用を開始する。																											
2	－	新設		68 ～ 69	（２）在宅避難者への支援 ① 対策内容と役割分担																											

章	頁	修正前	頁	修正後																
				<table><thead><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="6">区</td><td>◎区災対統括部</td><td> ○ 在宅避難者への情報提供 ○ 在宅避難者への支援物資の供給（物資提供プラン） ○ 電力提供施設（充電スポット）の整備 ○ 要配慮者で在宅避難する者への支援体制の構築 </td></tr><tr><td>区災対財政・広報部</td><td> ○ 在宅避難者への情報提供 </td></tr><tr><td>区災対地域本部</td><td> ○ 在宅避難者への情報提供 ○ 在宅避難者への支援物資の供給（物資提供プラン） ○ 電力提供施設（充電スポット）の整備 ○ 要配慮者で在宅避難する者への支援 </td></tr><tr><td>区災対物資管理部</td><td> ○ 在宅避難者への支援物資の供給（物資提供プラン） </td></tr><tr><td>区災対保健福祉部</td><td> ○ 要配慮者で在宅避難する者への支援体制の構築 </td></tr><tr><td>世田谷サービス公社</td><td> ○ 電力提供施設（充電スポット）の開設・運用 </td></tr></tbody></table> ② 詳細な取組み内容 【実施主体】区災対統括部、区災対財政・広報部、区災対地域本部 ○ 区民への各種情報提供に併せて、在宅避難者へ必要な情報の提供を、多様な伝達手段を用いて行う。（第2部第6章第3節第2「3 広報体制」参照） ○ 在宅避難をした場合の情報収集方法について、平時から周知する。 【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対物資管理部 ○ 在宅避難者への支援物資の供給方法等の周知を、平時から行う。 ○ 発災からおおむね4日目以降に、指定避難所において支援物資の配給を開始する。（第2部第10章第3節第2「1 備蓄物資の供給」参照） ＊災害時物資配送計画[P●●]（区災害対策課） 【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、世田谷サービス公社 ○ 発災から3日目以内を目途に、地区会館・区民集会所の一部に充電スポットを設置する。 ○ 設置する充電スポットや応急給水所の情報提供を行う。 【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対保健福祉部 ○ 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」（令和4年4月改定）に基づき、在宅で避難生活を送る要配慮者に対して、訪問等による健康状態の確認や福祉ニーズの把握等の必要な支援を行う。また、指定避難所まで物資を受け取りに行くことが困難な要配慮者に対して、一般ボランティア等を活用して物資を供給する。 ※ 関係団体（世田谷ボランティア協会等）の対策内容や役割分担、詳細な取組内容については、本章第3節第2「6 ボランティアとの連携」参照	機関名		対策内容	区	◎ 区災対統括部	○ 在宅避難者への情報提供 ○ 在宅避難者への支援物資の供給（物資提供プラン） ○ 電力提供施設（充電スポット）の整備 ○ 要配慮者で在宅避難する者への支援体制の構築	区災対財政・広報部	○ 在宅避難者への情報提供	区災対地域本部	○ 在宅避難者への情報提供 ○ 在宅避難者への支援物資の供給（物資提供プラン） ○ 電力提供施設（充電スポット）の整備 ○ 要配慮者で在宅避難する者への支援	区災対物資管理部	○ 在宅避難者への支援物資の供給（物資提供プラン）	区災対保健福祉部	○ 要配慮者で在宅避難する者への支援体制の構築	世田谷サービス公社	○ 電力提供施設（充電スポット）の開設・運用
機関名		対策内容																		
区	◎ 区災対統括部	○ 在宅避難者への情報提供 ○ 在宅避難者への支援物資の供給（物資提供プラン） ○ 電力提供施設（充電スポット）の整備 ○ 要配慮者で在宅避難する者への支援体制の構築																		
	区災対財政・広報部	○ 在宅避難者への情報提供																		
	区災対地域本部	○ 在宅避難者への情報提供 ○ 在宅避難者への支援物資の供給（物資提供プラン） ○ 電力提供施設（充電スポット）の整備 ○ 要配慮者で在宅避難する者への支援																		
	区災対物資管理部	○ 在宅避難者への支援物資の供給（物資提供プラン）																		
	区災対保健福祉部	○ 要配慮者で在宅避難する者への支援体制の構築																		
	世田谷サービス公社	○ 電力提供施設（充電スポット）の開設・運用																		
73		（3）外国人の情報収集等に係る支援	69	（3）外国人の情報収集等に係る支援																

章	頁	修正前	頁	修正後																																																		
		① 対策内容と役割分担 各機関は、在住外国人及び外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対区民支援部</td><td>○ 在住外国人への情報提供 ○ 外国人災害時情報センターとの情報交換</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 在住外国人への情報提供</td></tr><tr><td>世田谷ボランティア協会</td><td>○ 都災害ボランティアセンターへの派遣要請 ○ おたがいさま bank に登録された語学ボランティアの派遣</td></tr><tr><td colspan="2">都政策企画局</td><td>○ 在京大使館等との連絡調整</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語での災害情報の発信等を行う。 ○ <u>Lアラートを利用して</u>、東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。</td></tr><tr><td colspan="2">都生活文化局</td><td>○ 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施 ・ 外国人が必要とする情報の収集・提供 ・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・ 東京都防災（語学）ボランティアの派遣 ○ 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応 ○ 東京都国際交流委員会と連携して、他都道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施</td></tr><tr><td colspan="2">都産業労働局</td><td>○ 外国人旅行者に対する情報提供への協力 ・ 東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージや無料Wi-Fiサービス、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等を活用した情報提供</td></tr><tr><td colspan="2">観光関連事業者等</td><td>○ 外国人旅行者の案内、誘導、情報提供</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対区民支援部	○ 在住外国人への情報提供 ○ 外国人災害時情報センターとの情報交換	災対地域本部	○ 在住外国人への情報提供	世田谷ボランティア協会	○ 都災害ボランティアセンターへの派遣要請 ○ おたがいさま bank に登録された語学ボランティアの派遣	都政策企画局		○ 在京大使館等との連絡調整	都総務局		○ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語での災害情報の発信等を行う。 ○ <u>Lアラートを利用して</u> 、東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。	都生活文化局		○ 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施 ・ 外国人が必要とする情報の収集・提供 ・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・ 東京都防災（語学）ボランティアの派遣 ○ 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応 ○ 東京都国際交流委員会と連携して、他都道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施	都産業労働局		○ 外国人旅行者に対する情報提供への協力 ・ 東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージや無料Wi-Fiサービス、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等を活用した情報提供	観光関連事業者等		○ 外国人旅行者の案内、誘導、情報提供		① 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対区民支援部</td><td>○ 在住外国人への情報提供 ○ 外国人災害時情報センターとの情報交換</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 在住外国人への情報提供</td></tr><tr><td>世田谷ボランティア協会</td><td>○ 都災害ボランティアセンターへの派遣要請 ○ おたがいさま bank に登録された語学ボランティアの派遣</td></tr><tr><td colspan="2">都政策企画局</td><td>○ 在京大使館等との連絡調整</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語等での災害情報の発信等を行う。 ○ 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。</td></tr><tr><td colspan="2">都生活文化スポーツ局</td><td>○ 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、（公財）東京都つながり創生財団と連携して、次の業務を実施 ・ 外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等 ・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、東京都防災（語学）ボランティアを派遣 ○ （公財）東京都つながり創生財団と連携して、他都道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施</td></tr><tr><td colspan="2">都産業労働局</td><td>○ 外国人旅行者に対する情報提供への協力 ・ 東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージや無料Wi-Fiサービス、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等を活用した情報提供</td></tr><tr><td colspan="2">観光関連事業者等</td><td>○ 各施設等を利用する外国人旅行者の案内、誘導、情報提供</td></tr></table> ※「都生活文化局」の表記は、「都生活文化スポーツ局」とし、以降も同様に修正。ただし、同様の修正の新旧対照表への記載は省略する。	機関名		対策内容	区	◎災対区民支援部	○ 在住外国人への情報提供 ○ 外国人災害時情報センターとの情報交換	災対地域本部	○ 在住外国人への情報提供	世田谷ボランティア協会	○ 都災害ボランティアセンターへの派遣要請 ○ おたがいさま bank に登録された語学ボランティアの派遣	都政策企画局		○ 在京大使館等との連絡調整	都総務局		○ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語等での災害情報の発信等を行う。 ○ 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。	都生活文化スポーツ局		○ 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、（公財）東京都つながり創生財団と連携して、次の業務を実施 ・ 外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等 ・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、東京都防災（語学）ボランティアを派遣 ○ （公財）東京都つながり創生財団と連携して、他都道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施	都産業労働局		○ 外国人旅行者に対する情報提供への協力 ・ 東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージや無料Wi-Fiサービス、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等を活用した情報提供	観光関連事業者等		○ 各施設等を利用する外国人旅行者の案内、誘導、情報提供
機関名		対策内容																																																				
区	◎災対区民支援部	○ 在住外国人への情報提供 ○ 外国人災害時情報センターとの情報交換																																																				
	災対地域本部	○ 在住外国人への情報提供																																																				
	世田谷ボランティア協会	○ 都災害ボランティアセンターへの派遣要請 ○ おたがいさま bank に登録された語学ボランティアの派遣																																																				
都政策企画局		○ 在京大使館等との連絡調整																																																				
都総務局		○ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語での災害情報の発信等を行う。 ○ <u>Lアラートを利用して</u> 、東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。																																																				
都生活文化局		○ 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施 ・ 外国人が必要とする情報の収集・提供 ・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・ 東京都防災（語学）ボランティアの派遣 ○ 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応 ○ 東京都国際交流委員会と連携して、他都道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施																																																				
都産業労働局		○ 外国人旅行者に対する情報提供への協力 ・ 東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージや無料Wi-Fiサービス、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等を活用した情報提供																																																				
観光関連事業者等		○ 外国人旅行者の案内、誘導、情報提供																																																				
機関名		対策内容																																																				
区	◎災対区民支援部	○ 在住外国人への情報提供 ○ 外国人災害時情報センターとの情報交換																																																				
	災対地域本部	○ 在住外国人への情報提供																																																				
	世田谷ボランティア協会	○ 都災害ボランティアセンターへの派遣要請 ○ おたがいさま bank に登録された語学ボランティアの派遣																																																				
都政策企画局		○ 在京大使館等との連絡調整																																																				
都総務局		○ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語等での災害情報の発信等を行う。 ○ 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。																																																				
都生活文化スポーツ局		○ 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、（公財）東京都つながり創生財団と連携して、次の業務を実施 ・ 外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等 ・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、東京都防災（語学）ボランティアを派遣 ○ （公財）東京都つながり創生財団と連携して、他都道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施																																																				
都産業労働局		○ 外国人旅行者に対する情報提供への協力 ・ 東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージや無料Wi-Fiサービス、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等を活用した情報提供																																																				
観光関連事業者等		○ 各施設等を利用する外国人旅行者の案内、誘導、情報提供																																																				
2	75	2 地域による応急対策の実施 （1）対策内容と役割分担 防災区民組織や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、地域防災力の中核である消防団と連携し発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td colspan="2">防災区民組織</td><td>○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 救出活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 区民の避難誘導活動 ○ 避難行動要支援者等の避難支援 ○ 避難所運営 ○ 区及び関係機関の情報伝達 ○ 炊出し等の給食・給水活動 等</td></tr></table>	機関名		対策内容	防災区民組織		○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 救出活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 区民の避難誘導活動 ○ 避難行動要支援者等の避難支援 ○ 避難所運営 ○ 区及び関係機関の情報伝達 ○ 炊出し等の給食・給水活動 等	71	2 地域による応急対策の実施 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td colspan="2">防災区民組織</td><td>○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 初期救護活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 区民の避難誘導活動 ○ 避難行動要支援者等の避難支援 ○ 避難所運営 ○ 区及び関係機関の情報伝達 ○ 炊出し等の給食・給水活動 等</td></tr><tr><td colspan="2">消防団</td><td>○ 消防隊と連携した消火活動 ○ 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動</td></tr></table>	機関名		対策内容	防災区民組織		○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 初期救護活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 区民の避難誘導活動 ○ 避難行動要支援者等の避難支援 ○ 避難所運営 ○ 区及び関係機関の情報伝達 ○ 炊出し等の給食・給水活動 等	消防団		○ 消防隊と連携した消火活動 ○ 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動																																			
機関名		対策内容																																																				
防災区民組織		○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 救出活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 区民の避難誘導活動 ○ 避難行動要支援者等の避難支援 ○ 避難所運営 ○ 区及び関係機関の情報伝達 ○ 炊出し等の給食・給水活動 等																																																				
機関名		対策内容																																																				
防災区民組織		○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 初期救護活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 区民の避難誘導活動 ○ 避難行動要支援者等の避難支援 ○ 避難所運営 ○ 区及び関係機関の情報伝達 ○ 炊出し等の給食・給水活動 等																																																				
消防団		○ 消防隊と連携した消火活動 ○ 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動																																																				

章	頁	修正前		頁	修正後					
		消防団	○ 消防隊と連携した消火活動 ○ 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 ○ 災害情報の収集・伝達活動 ○ 住民指導、避難~~勧告~~・指示の伝達、避難者の安全確保等			○ 災害情報の収集・伝達活動 ○ 住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等				
2	75	○ 避難所運営支援 避難所運営~~主体である区~~や地域住民と連携し、女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営支援を行う。		71	○ 避難所運営支援 避難所運営~~委員会~~や地域住民と連携し、女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営支援を行う。					
2	－	新設		72	3 マンション防災における応急対策の実施 マンション管理組合等は、本章第3節の第2 応急対策「2 地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等</td><td> ○ マンション居住者の安否確認 ○ マンション共有の資器材を用いた救出活動支援 ○ 集会室等を利用した避難所運営 ○ 建物被害調査と二次被害防止 ○ ライフライン復旧状況の確認 ○ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援 ○ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配 </td></tr></table>		機関名	対策内容	管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等	○ マンション居住者の安否確認 ○ マンション共有の資器材を用いた救出活動支援 ○ 集会室等を利用した避難所運営 ○ 建物被害調査と二次被害防止 ○ ライフライン復旧状況の確認 ○ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援 ○ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配
機関名	対策内容									
管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等	○ マンション居住者の安否確認 ○ マンション共有の資器材を用いた救出活動支援 ○ 集会室等を利用した避難所運営 ○ 建物被害調査と二次被害防止 ○ ライフライン復旧状況の確認 ○ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援 ○ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配									
2	76	3 消防団による応急対策の実施 ○ 避難~~勧告等~~が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。		72	4 消防団による応急対策の実施 ○ 避難~~のための指示~~が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。					
2	76	4 事業所による応急対策の実施 ○ 来訪者や従業員等の安全を確保し、~~初期救出、初期~~救護を行う。 ○ 出火防止を実施する。 ○ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。 ○ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に~~提供~~する。 ○ 施設の安全を確認した上で、従業員の一齐帰宅を抑制する。 ○ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、~~救出~~、救助活動を実施する。 ○ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。		72	5 事業所による応急対策の実施 ○ 来訪者や従業員等の安全を確保し、~~救助活動~~、救護~~活動~~を行う。 ○ 出火防止~~措置~~を実施する。 ○ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。 ○ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に~~伝達~~する。 ○ 施設の安全を確認した上で、従業員の一齐帰宅を抑制する。 ○ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助~~活動~~、~~救護~~活動を実施する。 ○ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。					
2	76	5 ボランティアとの連携 災害発生後の区民の避難生活や復旧・復興の支援には、行政や防災関係機関、被災者自身の努力のみならず、各地から駆けつけるボランティアの協力を欠かすことができない。 区は、世田谷ボランティア協会、世田谷区社会福祉協議会、区内 NPO 等と相互に連携し、ボランティアの円滑な受け入れ、ボランティア要望の的確な把握とボランティアの効果的な連携を図るための施策を進めることとする。		72	6 ボランティアとの連携 削除					
2	77			73						

章	頁	修正前		頁	修正後	
	～78	機関名	対策内容	～74	機関名	対策内容
		区	◎災対保健福祉部 ○ 世田谷ボランティア協会等との協働によるボランティアマッチングセンターの設置・運営支援 ○ ボランティア活動支援については、地域に精通した世田谷ボランティア協会が中心となり、必要な情報や資器材等 ~~を~~ 提供し、ボランティア等を直接的に支援 ○ ボランティア活動に係る必要な物資の支援 ○ 一般ボランティアのボランティアマッチングセンターへの誘導 ○ せたがや災害ボランティアセンターとの連絡調整 ○ 災対各部のボランティア要望の調査・集約 ○ 専門ボランティアの総合調整		区	◎災対保健福祉部 ○ 世田谷ボランティア協会等との協働によるボランティアマッチングセンター ~~及びサテライト~~ の設置・運営支援 ○ ボランティア活動支援については、地域に精通した世田谷ボランティア協会が中心となり、必要な情報や資器材等 ~~の~~ 提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援 ○ ボランティア活動に係る必要な物資の支援 ○ 一般ボランティアのボランティアマッチングセンターへの誘導 ○ せたがや災害ボランティアセンターとの連絡調整 ○ 災対各部のボランティア要望の調査・集約 ○ 専門ボランティアの総合調整
		区	災対地域本部 ○ 世田谷ボランティア協会等との連携による地域でのボランティアマッチングセンターの運営支援 ○ ボランティア活動支援については、地域に精通した世田谷ボランティア協会が中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等の支援に協力 ○ ボランティア要望の情報集約及びボランティアマッチングセンターへの情報提供 ○ ボランティア ~~マッチングセンター~~ の開設場所の確保等への協力		区	災対地域本部 ○ 世田谷ボランティア協会等との連携による地域でのボランティアマッチングセンター ~~及びサテライト~~ の運営支援 ○ ボランティア活動支援については、地域に精通した世田谷ボランティア協会が中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等の支援に協力 ○ ボランティア要望の情報集約及びボランティアマッチングセンターへの情報提供 ○ ボランティア ~~マッチングセンター及びサテライト~~ の開設場所の確保等への協力
		区	災対各部 【専門ボランティアの受入れ】 ○ 専門性を必要とする応援職員の確保について都等との調整を実施 ○ 専門性を必要とする業務への応援職員の配属		区	災対各部 【専門ボランティアの受入れ】 ○ 専門性を必要とする応援職員の確保について都等との調整を実施 ○ 専門性を必要とする業務への応援職員の配属
		世田谷ボランティア協会	○ ボランティアの受け入れ、登録、コーディネート等、ボランティア活動の支援 ○ 各地域ごとに「ボランティアマッチングセンター」を開設し、ボランティアの受け入れや登録、避難所や避難者宅へ派遣 ○ ボランティアから被災状況や新たなボランティア要望等の情報収集 ○ 東京都災害ボランティアセンターとの連絡調整		世田谷ボランティア協会	○ ボランティアの受け入れ、登録、コーディネート等、ボランティア活動の支援 ○ 各地域ごとに「ボランティアマッチングセンター」 <u>「サテライト」</u> を開設し、ボランティアの受け入れや登録、避難所や避難者宅へ派遣 ○ ボランティアから被災状況や新たなボランティア要望等の情報収集 ○ 東京都災害ボランティアセンターとの連絡調整
		社会福祉協議会	○ ボランティア要望の情報収集 ○ 避難所や自宅で避難している区民への福祉的サポート		社会福祉協議会	○ ボランティア要望の情報収集 ○ 避難所や自宅で避難している区民への福祉的サポート
		せたがや防災 NP0 アクション	○ 平時から構築してきたネットワークを通じて、自らの専門性を活かして避難所や自宅で避難している区民へのサポートを実施		せたがや防災 NP0 アクション	○ 平時から構築してきたネットワークを通じて、自らの専門性を活かして避難所や自宅で避難している区民へのサポートを実施
		警視庁・警察署	○ 交通規制支援ボランティアへの支援要請		警視庁・警察署	○ 交通規制支援ボランティアへの支援要請
		東京消防庁・消防署	○ 東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部の設置 ○ 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請		東京消防庁・消防署	○ 東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部の設置 ○ 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請
		区内の協定締結大学	○ ボランティアマッチングセンターの設置場所の提供		区内の協定締結大学	○ ボランティアマッチングセンターの設置場所の提供
		都各局、 <u>東京</u> ボランティア・市民活動センター	○ 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、 <u>区</u> 区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣		都各局、 <u>東京都</u> ボランティア・市民活動センター	○ 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、 <u>女性や子供のほか、高齢者、障害者、外国人な</u>

章	頁	修正前		頁	修正後	
			○ 区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援 ○ 被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○ 資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整 ○ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携			ど要配慮者等の視点も踏まえながら、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣 ○ 区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援 ○ 被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○ 区市町村災害ボランティアセンター・市民活動団体等との連携体制の構築 ○ 資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整 ○ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携
2	78	（2）業務手順 ② 一般ボランティアの受入体制 ○ 区内5箇所に設置する「ボランティアマッチングセンター」で一般ボランティアの受付等を行い、避難所・地区を支援するボランティア活動地域拠点（サテライト）において、ニーズのマッチングを行い、避難所や在宅避難者宅へボランティアを派遣する。 ○ せたがや災害ボランティアセンター（世田谷ボランティア協会内に常設）で、ボランティアマッチングセンター及びサテライトの運営に係る情報共有や連絡調整を行う。 ○ 避難所では、世田谷ボランティア協会が配置する「ボランティアコーディネーター」と避難所運営委員会が連携し、避難所運営等を支援する一般ボランティアを受け入れる。		74	（2）業務手順 ② 一般ボランティアの受入体制 ○ 区内5箇所に設置する「ボランティアマッチングセンター」で一般ボランティアの受付等を行い、避難所・地区を支援するボランティア活動地域拠点（サテライト）において、ニーズのマッチングを行い、避難所や在宅避難者宅へボランティアを派遣する。 ○ せたがや災害ボランティアセンター（世田谷ボランティア協会内に常設）で、ボランティアマッチングセンター及びサテライトの運営に係る情報共有や連絡調整を行う。 ○ 避難所では、世田谷ボランティア協会が配置する「ボランティアコーディネーター」と避難所運営委員会が連携し、避難所運営等を支援する一般ボランティアを受け入れる。	

章 頁		修正前	頁	修正後
2	79		75	
2	80	(3) 詳細な取組内容 ① 受け入れ態勢 ア 一般ボランティアの受入体制 (ア) せたがや災害ボランティアセンターの運営 ○ おたがいさま bank に登録された語学ボランティアの派遣調整 ○ ボランティアマッチングセンターの運営に関する指示・連絡調整	76	(3) 詳細な取組内容 ① 受け入れ態勢 ア 一般ボランティアの受入体制 (ア) せたがや災害ボランティアセンターの運営 ○ おたがいさま bank に登録された専門ボランティアの派遣調整 ○ ボランティアマッチングセンターやサテライトの運営に関する指示・連絡調整
2	80	(ウ) 避難所におけるボランティアとの連携 ○ 世田谷ボランティア協会は、避難所・地区を支援するボランティア窓口（サテライト）に「ボランティアコーディネーター」を派遣する。 ○ 世田谷ボランティア協会は、ボランティアマッチングセンターにおいて一般ボランティア	76	(ウ) 避難所におけるボランティアとの連携 ○ 世田谷ボランティア協会は、避難所・地区を支援するボランティア活動地域拠点（サテライト）に「ボランティアコーディネーター」を配置する。 ○ 世田谷ボランティア協会は、ボランティアマッチングセンターにおいて一般ボランティア

章	頁	修正前	頁	修正後
		の受付（登録、保険加入、オリエンテーションなど）を行い、避難所・地区を支援するボランティア窓口（サテライト）においてニーズを調整し、ボランティアを派遣する。 ○ 各避難所では、<u>ボランティアコーディネーター</u>と派遣されてきた一般ボランティアが連携し、避難所運営を支援する。		の受付（登録、保険加入、オリエンテーションなど）を行い、避難所・地区を支援するボランティア活動地域拠点（サテライト）においてニーズを調整し、ボランティアを派遣する。 ○ 各避難所では、<u>サテライトから</u>派遣されてきた一般ボランティアが避難所運営委員会と連携し、避難所運営を支援する。
2	81	（オ）ボランティアニーズの把握とボランティアの確保等 ○ ボランティアコーディネーターは、避難所運営委員会と連携し、避難所運営に係るボランティアニーズを把握する。 ○ 社会福祉協議会は、在宅避難者の支援に係るボランティアニーズを把握する。 ○ 避難所における調整会議において、ボランティアニーズに関する情報を共有した上で、避難所運営や在宅避難者支援等に一般ボランティアを適宜活用する。 ○ 世田谷ボランティア協会は、避難所・地区を支援するボランティア窓口（サテライト）において、避難所や在宅避難者のニーズを収集する。	76 ～ 77	（オ）ボランティアニーズの把握とボランティアの確保等 ○ ボランティアコーディネーターは、避難所運営委員会と連携し、避難所運営に係るボランティアニーズを把握する。 ○ 社会福祉協議会は、在宅避難者の支援に係るボランティアニーズを把握する。 ○ 避難所における調整会議において、ボランティアニーズに関する情報を共有した上で、避難所運営や在宅避難者支援等に一般ボランティアを適宜活用する。 ○ 世田谷ボランティア協会は、避難所・地区を支援するボランティア窓口（サテライト）において、避難所や在宅避難者のニーズを収集する。
2	82	③ ボランティアの活動環境の確保 ○ ボランティアの区内の移動手段の確保に取り組む。	77	③ ボランティアの活動環境の確保 ○ ボランティアの区内の移動手段<u>並びに宿泊場所</u>の確保に取り組む。
2	82	④ 区内 NP0 との連携 ○ 区内外 NP0 や区内 NP0 を支援する外部団体は、せたがや防災 NP0 アクションが対応状況のとりまとめをする。	77	④ 区内 NP0 との連携 ○ 区内外 NP0 や区内 NP0 を支援する外部団体は、せたがや防災 NP0 アクションが対応し、状況のとりまとめをする。
2	83	<u>⑦ 新型コロナウイルス等感染症による感染が懸念される状況下でのボランティア受入れ等における留意事項について</u> <u>新型コロナウイルス等感染症の感染拡大期等、ボランティアの受入れにあたり特に留意が必要な場合には、区と関係者間とで連携し、次の感染症の拡大防止を図るための措置を検討する。</u> <u>ア ボランティア及びボランティアマッチングセンター等の運営スタッフが活動する場所において、十分な換気、手洗い、咳エチケット、マスク着用、共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底に努めるとともに、毎日の検温、体調の報告を徹底し、人と人との距離を2 m（少なくとも1 m）の間隔があくように配慮する。</u> <u>イ ボランティアの募集にあたって、本人の健康状態の告知、活動中のマスクの着用や活動後に発熱等があった場合のボランティアマッチングセンター等への連絡など、ボランティアの参加ルールを設定し、予め周知・徹底する。</u> <u>ウ ボランティアの受付にあたって、感染及び感染拡大リスクを低減するため、事前申込制を検討し、不特定多数のボランティアがボランティアマッチングセンターに訪れることがないよう工夫し、運営スタッフがボランティアマッチングセンターの入口で検温を実施し、発熱等の症状がみられる場合は参加を控えて頂く。</u> <u>エ 新型コロナウイルス等感染症への感染が疑われるボランティア及び運営スタッフが生じた場合は、保健所及び関係機関等と連携し、必要な対応の調整を行う。</u> <u>オ 新型コロナウイルス等感染症の状況下における衛生に配慮した災害ボランティアセンター運営上の留意点【第1版】（2020年7月15日、全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター）の「災害VCにおける活動当日チェックリスト（案）」も参考に、新型コロナウイルス等感染症の拡大防止に配慮したボランティア活動体制を構築する。</u>	－	削除

【震災編】

第2部

施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画)

第3章

安全な都市づくりの実現

章	頁	修正前	頁	修正後																										
3	85	○ 地震に強い都市づくり 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時における区の都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。 地震に強い都市づくりの実現に向けて、都の防災都市づくり推進計画の推進や安全な市街地の整備、公園などのオープンスペースの確保などの取組みを推進していく。	79	○ 不燃化及び耐震化による地震に強い都市づくり 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時における区の都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。 地震に強い都市づくりの実現に向けて、都の防災都市づくり推進計画の推進や安全な市街地の整備、公園等オープンスペースの確保のほか、消火用水の確保や出火防止等の取組みを推進していく。																										
3	89	第1節 現在の到達状況 <table><tr><td>1</td><td>これまでの取組み</td></tr><tr><td></td><td><table><tr><td>項目</td><td>耐震化率</td><td>(データ年度)</td></tr><tr><td>区立小・中学校</td><td>89.5%</td><td>令和2年度末</td></tr><tr><td>学校以外の区公共施設</td><td>98.7%</td><td>令和2年度末</td></tr></table></td></tr></table>	1	これまでの取組み		<table><tr><td>項目</td><td>耐震化率</td><td>(データ年度)</td></tr><tr><td>区立小・中学校</td><td>89.5%</td><td>令和2年度末</td></tr><tr><td>学校以外の区公共施設</td><td>98.7%</td><td>令和2年度末</td></tr></table>	項目	耐震化率	(データ年度)	区立小・中学校	89.5%	令和2年度末	学校以外の区公共施設	98.7%	令和2年度末	82	第1節 現在の到達状況と課題 <table><tr><td>1</td><td>これまでの取組み</td></tr><tr><td></td><td><table><tr><td>項目</td><td>耐震化率</td><td>(データ年度)</td></tr><tr><td>区立小中学校</td><td>100%</td><td>令和5年度末</td></tr><tr><td>学校以外の区公共施設</td><td>100%</td><td>令和5年度末</td></tr></table></td></tr></table>	1	これまでの取組み		<table><tr><td>項目</td><td>耐震化率</td><td>(データ年度)</td></tr><tr><td>区立小中学校</td><td>100%</td><td>令和5年度末</td></tr><tr><td>学校以外の区公共施設</td><td>100%</td><td>令和5年度末</td></tr></table>	項目	耐震化率	(データ年度)	区立小中学校	100%	令和5年度末	学校以外の区公共施設	100%	令和5年度末
1	これまでの取組み																													
	<table><tr><td>項目</td><td>耐震化率</td><td>(データ年度)</td></tr><tr><td>区立小・中学校</td><td>89.5%</td><td>令和2年度末</td></tr><tr><td>学校以外の区公共施設</td><td>98.7%</td><td>令和2年度末</td></tr></table>	項目	耐震化率	(データ年度)	区立小・中学校	89.5%	令和2年度末	学校以外の区公共施設	98.7%	令和2年度末																				
項目	耐震化率	(データ年度)																												
区立小・中学校	89.5%	令和2年度末																												
学校以外の区公共施設	98.7%	令和2年度末																												
1	これまでの取組み																													
	<table><tr><td>項目</td><td>耐震化率</td><td>(データ年度)</td></tr><tr><td>区立小中学校</td><td>100%</td><td>令和5年度末</td></tr><tr><td>学校以外の区公共施設</td><td>100%</td><td>令和5年度末</td></tr></table>	項目	耐震化率	(データ年度)	区立小中学校	100%	令和5年度末	学校以外の区公共施設	100%	令和5年度末																				
項目	耐震化率	(データ年度)																												
区立小中学校	100%	令和5年度末																												
学校以外の区公共施設	100%	令和5年度末																												
3	89	2 木造住宅密集地域の防災性向上 区では、市街地の出火・延焼の危険性を減少させるため、「世田谷区都市整備方針（都市計画マスタープラン）」「世田谷区防災街づくり基本方針」等に基づき、地域危険度が高く、震災時に延焼被害の恐れがある木造住宅密集地域で、避難路等となる道路、防災機能を持った公園の整備、延焼の抑制のため老朽木造建築物の除却、建替え促進等により、災害に強い街づくりを推進している。	82	2 密集市街地の防災性向上 区では、市街地の出火・延焼の危険性を減少させるため、「世田谷区都市整備方針（都市計画マスタープラン）」「世田谷区防災街づくり基本方針」等に基づき、避難路等となる道路や防災機能を持った公園等の整備のほか、防火性の高い建築物への規制誘導、延焼の抑制のため老朽木造建築物の除却、建替え促進等により、災害に強い街づくりを推進している。 【課題】 地区内の多くの建築物が更新時期を迎えているにもかかわらず、居住者の高齢化による建替え意欲が低下していること、狭小敷地や接道不良地が多いこと、権利関係が複雑なこと等によって、建替えが進みにくい状況にあり建物の耐震性や避難路の確保が進まない。特に甚大な被害が想定される地域や火災危険度の高い地区等では、火災発生抑制策として感震ブレーカーの設置等を推進する必要がある。																										
3	89	3 建築物の耐震化及び安全対策 区では、首都直下地震による建築物の被害・損傷を未然に防ぎ、区民の生命・財産を守るとともに、災害に強いまちを目指し、建築物の耐震化を促進している。また、家具転倒防止器具取付支援などの総合的な安全対策を促進している。なお、耐震化に関する様々な普及啓発も行っており、無料耐震相談会を各総合支所管内で実施している。 建築物の耐震化は想定よりも進んでおらず、区民に耐震化の普及啓発を継続し、世田谷区耐震改修促進計画に定める目標に向けて、さらに施策を講じていく必要がある。また、強い揺れに備え、家具類の転倒・落下・移動防止等の一層の対策が必要である。	82 ～ 83	3 建築物の耐震化及び安全対策 区では、首都直下地震による建築物の被害・損傷を未然に防ぎ、区民の生命・財産を守るとともに、災害に強いまちを目指し、建築物の耐震化を促進している。また、家具転倒防止器具取付支援などの総合的な安全対策を促進している。なお、耐震化に関する様々な普及啓発も行っており、無料耐震相談会を各総合支所管内で実施している。 【課題】 建築物の耐震化は想定よりも進んでおらず、区民に耐震化の普及啓発を継続し、世田谷区耐震改修促進計画に定める目標に向けて、さらに施策を講じていく必要がある。また、強い揺れに備え、家具類の転倒・落下・移動防止等の一層の対策が必要である。																										
3	89	4 液状化対策の強化 都では、平成24年度に「東京の液状化予測図」が完成し、平成25年3月から一般に公開している。	83	4 液状化対策の強化 都は、平成25年3月から一般に公開している「東京の液状化予測図」について、液状化や地盤工学分野の専門家などで構成される「「東京の液状化予測図」更新に関するアドバイザー委員会」の助言を踏まえ、令和4年3月に見直しを行っている。 【課題】 区内には液状化の可能性が高い地域は存在しないが、都と連携し、区民への情報提供を引き続き行っていく必要がある。																										

章	頁	修正前	頁	修正後														
3	90	5 出火、延焼等の防止 区は、初期消火等の消防力を最大限に活用するため、平成 25 年度にスタンドパイプ等を地区会館 27 箇所やその他の区立施設等に配置し、地域住民の操作訓練を東京消防庁・消防署の指導により実施している。 また、区・東京消防庁・消防署・都において、防火水槽等の整備を推進している。整備状況については第 5 節「4 出火、延焼等の防止」参照。 区内の公園整備状況は 23 区内で下位に位置し、絶対量が不足している。公園緑地の整備と防災機能の強化・充実状況は次のとおり。 ○ 都市計画公園・緑地の供用率 56％ 23 区中 13 位（平成 27 年 4 月 1 日現在） ○ 都市公園等面積率 4.62％ 23 区中 14 位 ○ 一人当たり都市公園等面積 2.94m2 23 区中 14 位 ○ 都市公園等 566 箇所中、約 5 割は面積 500m²未満	83	5 出火、延焼等の防止 区は、初期消火等の消防力を最大限に活用するため、スタンドパイプ等を地区会館、区立施設等に配置し、地域住民の操作訓練を東京消防庁・消防署の指導により実施している。 また、区・東京消防庁・消防署・都において、防火水槽等の整備を推進している。整備状況については第 3 節「4 出火、延焼等の防止」参照。 区内の公園整備状況は 23 区内で下位に位置し、絶対量が不足している。公園緑地の整備と防災機能の強化・充実状況は次のとおり。（令和 5 年 4 月 1 日現在） ○ 都市計画公園・緑地の供用率 56％ 23 区中 14 位 ○ 都市公園等面積率 4.63％ 23 区中 14 位 ○ 一人当たり都市公園等面積 2.86m2 23 区中 14 位 ○ 都市公園等 567 箇所中、約 4 割は面積 500m²未満 【課題】 建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱等により、常備消防による消火活動が困難な地域が生じる可能性がある。火災発生時の被害を最小限に抑えるため、防火水槽を設置し 32 箇所の消防水利不足メッシュ解消を目指す必要がある（令和 6 年 7 月 1 日現在）。また、地区会館等にスタンドパイプの設置を促進すると共に、地域住民に対してスタンドパイプの操作向上のための訓練及び普及促進が必要である。														
3	91 ～ 92	第2節 課題 【被害想定（東京湾北部地震）】 <table><tr><th>被害項目</th><th>想定される被害</th></tr><tr><td>建物倒壊棟数（全壊）</td><td>最大 6,074 棟</td></tr><tr><td>建物焼失棟数（全壊建物を含まない）</td><td>最大 16,381 棟</td></tr><tr><td>長周期地震動による影響</td><td>建物損傷、家具の転倒、什器類の移動等</td></tr><tr><td>建物被害</td><td>経年劣化による被害規模の増加</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊による被害</td><td>地盤の緩み等が生じている場合で、その後の集中豪雨等に伴う斜面崩壊等による被害増大</td></tr><tr><td>出火、延焼</td><td>通電による復電火災、細街路の閉塞による避難困難等</td></tr></table> 1 木造住宅密集地域の不燃化に向けた課題 木造住宅密集地域では、震災時に延焼被害が想定されていることから、建築物の不燃化促進が急務である。しかし、地区内の多くの建築物が更新時期を迎えているにもかかわらず、居住者の高齢化による建替え意欲が低下していること、狭小敷地や接道不良地が多いこと、権利関係が複雑なこと等によって、建替えが進みにくい状況にある。 また、減災目標である死者・避難者・建築物被害の減を図るため、特に甚大な被害が想定される地域や火災危険度の高い地区等では、火災発生抑制策として感震ブレーカーの設置等を推進する必要がある。 2 建築物の耐震化、安全対策の課題 都条例及び耐震改修促進法により特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断が義務化されたが、耐震診断後、安全性が確認できなかった建物について耐震化を促進するために、引き続き、補強設計、改修工事	被害項目	想定される被害	建物倒壊棟数（全壊）	最大 6,074 棟	建物焼失棟数（全壊建物を含まない）	最大 16,381 棟	長周期地震動による影響	建物損傷、家具の転倒、什器類の移動等	建物被害	経年劣化による被害規模の増加	急傾斜地崩壊による被害	地盤の緩み等が生じている場合で、その後の集中豪雨等に伴う斜面崩壊等による被害増大	出火、延焼	通電による復電火災、細街路の閉塞による避難困難等	－	削除 ※「第2節 課題」は、修正後は「第1節 現在の到達状況と課題」に統合している。
被害項目	想定される被害																	
建物倒壊棟数（全壊）	最大 6,074 棟																	
建物焼失棟数（全壊建物を含まない）	最大 16,381 棟																	
長周期地震動による影響	建物損傷、家具の転倒、什器類の移動等																	
建物被害	経年劣化による被害規模の増加																	
急傾斜地崩壊による被害	地盤の緩み等が生じている場合で、その後の集中豪雨等に伴う斜面崩壊等による被害増大																	
出火、延焼	通電による復電火災、細街路の閉塞による避難困難等																	

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>の助成を実施していく必要がある。</u> <u>防災上重要な公共建築物の耐震化については、耐震化を計画的かつ着実に進めてきたが、災害時に避難所となる区立小・中学校において、耐震化の完了していない学校の耐震化を進めていく必要がある。</u> 3 液状化対策の課題 <u>都は、東日本大震災の被害状況を踏まえて「東京の液状化予測図」を見直した。区内に液状化の可能性が高い地域は存在しないが、都と連携し、区民への情報提供を行う。</u> 4 出火、延焼等の防止に向けた課題 <u>震災時に延焼被害が想定される木造住宅密集地域や消防水利の不足地域の解消を図る。また、震災時に使用可能な消火栓や、河川の堰（せき）止め、プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要がある。</u> <u>建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱等により、常備消防による消火活動が困難な地域が生じる可能性がある。火災発生時の被害を最小限に抑えるため、防火水槽を設置し、45 箇所の消防水利不足メッシュ解消を目指す必要がある。また、地区会館等にスタンドパイプの設置を促進すると共に、地域住民に対してスタンドパイプの操作向上のための訓練及び普及促進が必要である。</u>		
3	93	第3節 対策の方向性 1 木造住宅密集地域の防災性向上 <u>地域危険度が高く、震災時に延焼被害の恐れがある木造住宅密集地域では、延焼遮断帯や避難路等となる道路の整備、防災機能を持った公園の整備、延焼の抑制のため老朽木造建築物の除却、建替え促進等を一層推進するとともに、災害に強い街づくりの実現を目指す。</u> また、特に甚大な被害が想定される地域や火災危険度の高い地区等では、火災発生抑制、死者の軽減の推進を図るため、<u>都市整備政策部、防災街づくり担当部、各総合支所等と連携し、</u>感震ブレーカー等の普及啓発など具体的な取組み、区民意識啓発を行う。	84	第2節 対策の方向性 1 密集市街地の防災性向上 <u>老朽化した木造の建築物が密集しているなど、震災時に延焼被害のおそれがある密集市街地では、延焼遮断帯や避難路等となる道路及び防災機能を持った公園等の整備のほか、防火性の高い建築物への規制誘導、老朽木造建築物の除却・建替え促進等により、災害に強い街づくりの実現を目指す。</u> また、特に甚大な被害が想定される地域や火災危険度の高い地区等では、火災発生抑制、死者の軽減の推進を図るため、<u>建替え促進や</u>感震ブレーカー等の普及啓発など具体的な取組み、区民意識啓発を行う。
3	93	2 建築物の耐震化及び安全対策の促進 令和2年度までの世田谷区耐震改修促進計画について、引き続き今までの取組みを行うよう、令和7年度までの計画に改定した。<u>旧耐震基準の木造住宅の所有者に対し、耐震化支援制度の案内について直接ポスティングを行う。また、</u>分譲マンションの耐震化を進めるため、管理組合等に対し訪問するなど耐震化の普及啓発を継続する。 <u>また、</u>地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路等の沿道建築物、民間特定建築物は、国・都と連携して耐震診断、耐震改修<u>を促進する。</u>合意形成が困難な分譲マンションに対しては、耐震改修アドバイザーによる働きかけなど、積極的な啓発を行うことにより耐震化を促進する。 さらに、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性についても継続して普及・啓発を図る。 区内における避難所として重要な役割を果たす区立小・中学校について、耐震化<u>の完了していない学校の耐震化を進めていき、全ての区立小・中学校の耐震化を達成する。</u>	84	2 建築物の耐震化及び安全対策の促進 令和2年度までの世田谷区耐震改修促進計画について、引き続き今までの取組みを行うよう、令和7年度までの計画に改定した。 <u>平成12年5月までに着工した新耐震基準の木造住宅を新たに耐震化支援の対象とし、耐震化をさらに進めていく。</u> 分譲マンションの耐震化を進めるため、管理組合等に対し訪問するなど耐震化の普及啓発を継続する。 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路等の沿道建築物、<u>住宅、</u>民間特定建築物は、国・都と連携して耐震診断、耐震改修<u>等を促進する。このため、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、相談体制の整備や情報提供などを通じて技術的支援を行うとともに、自助・共助の意識を高めるために普及啓発などの取組を行う。</u> 合意形成が困難な分譲マンションに対しては、耐震改修アドバイザーによる働きかけなど、積極的な啓発を行うことにより耐震化を促進する。 さらに、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性についても継続して普及・啓発を図る。 区内における避難所として重要な役割を果たす区立小・中学校について、耐震化<u>が完了し、全ての区立小中学校の耐震化を終えている。</u>

章	頁	修正前	頁	修正後																		
3	93	3 液状化対策の強化 <u>都は、専門家の知見を踏まえて、液状化予測図を見直し、情報提供を行う。</u>	84	3 液状化対策の強化 <u>都が作成している「東京の液状化予測図」など、必要な情報を都と連携し、区民へ情報提供していく。</u>																		
3	93	4 出火、延焼等の防止 都と区が連携し、 <u>木造住宅密集地域内</u> において重点的に水利整備を推進するための整備方策を検討するほか、経年防火水槽の再生や <u>深井戸</u> 等の整備を推進する。防災区民組織に対しては、購入物品にスタンドパイプも含んだ資器材助成を引き続き実施するとともに、東京消防庁・消防署と連携して操作訓練を行っていく。さらに、消防水利不足メッシュを管轄するまちづくりセンターを含め、総合支所の協力を得て、防火水槽の用地確保を行う。 <u>また、</u> 引き続き、次のような公園緑地の計画的な整備推進と、防災機能の強化・充実を図っていく。 ○ 公園用地を買収する。 ○ 公園を新規開設する。 ○ 既存公園、緑道、身近な広場の改修を図る。 ○ マンホールトイレ等の設置を進める。 ○ <u>農地を農業公園として活用する必要がある箇所については、都市計画決定し、整備する。</u>	84 ～ 85	4 出火、延焼等の防止 都と区が連携し、 <u>密集市街地</u> において重点的に水利整備を推進するための整備方策を検討するほか、経年防火水槽の再生、 <u>耐震性を有する防火水槽</u> 等の整備を推進する。 <u>また、震災時に使用可能な消火栓や、河川の堰（せき）止め、プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する。</u> 防災区民組織に対しては、購入物品にスタンドパイプも含んだ資器材助成を引き続き実施するとともに、東京消防庁・消防署と連携して操作訓練 <u>及び普及促進</u> を行っていく。さらに、消防水利不足メッシュを管轄するまちづくりセンターを含め、総合支所の協力を得て、防火水槽の用地確保を行う。 <u>また、公園は、延焼の防止機能のほか、救出・救助や復旧・復興時の仮設住宅やがれき置場の用地となるなど、防災面で重要であるため、</u> 引き続き、次のような公園緑地の計画的な整備推進と、防災機能の強化・充実を図っていく。 ○ 公園用地を買収する。 ○ 公園を新規開設する。 ○ 既存公園、緑道、身近な広場の改修を図る。 ○ マンホールトイレ等の設置を進める。																		
3	94	5 既存の施設等の活用 <u>発災時には、防災機能を有する既存施設等も最大限に活用する。</u>	－	削除																		
3	95	第4節 到達目標 1 木造住宅密集地域の解消 <u>木造住宅密集地域では、道路・公園等公共施設の整備に取り組むとともに、不燃化特区では、老朽木造建築物の除却や建替え促進等の取組みにより、令和7年度末までに、各地区内の不燃領域率70％の達成を目指す。</u> 2 防災上重要な公共建築物の耐震化 100％達成、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消、特定建築物の耐震化率 95% <u>災害時の避難所、被害情報の収集や対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な公共建築物については、令和7年度までに耐震化率 100％を目標とする。</u> <u>耐震性の目標は、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消、特定建築物については 95％を目標としている。</u> <table><tr><th>項目</th><th>到達目標</th><th>達成年度</th></tr><tr><td><u>区立小・中学校</u></td><td><u>100％</u></td><td><u>令和7年度</u></td></tr><tr><td><u>学校以外の区公共施設</u></td><td><u>100％</u></td><td><u>令和7年度</u></td></tr><tr><td><u>区営住宅</u></td><td><u>100％</u></td><td><u>達成済</u></td></tr><tr><td><u>住宅</u></td><td><u>概ね解消</u></td><td><u>令和7年度</u></td></tr><tr><td><u>特定建築物</u></td><td><u>95％</u></td><td><u>令和7年度</u></td></tr></table> 3 液状化予測図の見直し及び建築物における液状化対策の指針の作成	項目	到達目標	達成年度	<u>区立小・中学校</u>	<u>100％</u>	<u>令和7年度</u>	<u>学校以外の区公共施設</u>	<u>100％</u>	<u>令和7年度</u>	<u>区営住宅</u>	<u>100％</u>	<u>達成済</u>	<u>住宅</u>	<u>概ね解消</u>	<u>令和7年度</u>	<u>特定建築物</u>	<u>95％</u>	<u>令和7年度</u>	－	削除 ※「第4節 到達目標」は、修正後は「第2節 対策の方向性」に統合している。
項目	到達目標	達成年度																				
<u>区立小・中学校</u>	<u>100％</u>	<u>令和7年度</u>																				
<u>学校以外の区公共施設</u>	<u>100％</u>	<u>令和7年度</u>																				
<u>区営住宅</u>	<u>100％</u>	<u>達成済</u>																				
<u>住宅</u>	<u>概ね解消</u>	<u>令和7年度</u>																				
<u>特定建築物</u>	<u>95％</u>	<u>令和7年度</u>																				

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>都は、液状化予測図について、平成 24 年度に見直しを行うとともに、「建築物における液状化対策の指針（液状化による建物被害に備えるための手引）」を平成 24 年度に作成し、専門家の知見を踏まえて見直した液状化予測図により都民への情報提供を行った。また、建築主等が液状化対策の検討に必要な地盤データや対策工法の情報を、都や区等の窓口及び都のホームページで提供するとともに、アドバイザー制度により、建て主等に対し、適切な液状化対策のアドバイスを実施する。</u> 4 消防水利不足地域の解消 <u>都と区の連携により、消防水利不足地域が解消され、震災時の火災による被害を抑制する。</u>		
3	96	1 安全に暮らせる街づくり （1）地域特性に応じた防災街づくり ① 対策内容と役割分担 <u>計画的な土地利用の誘導、建築物の更新、都市基盤施設の整備、避難場所等の確保等により、地域特性に応じた防災街づくりを推進する。</u> <u>また、防災機能を有する既存施設等も最大限に活用した取組みにより、安全な街づくりを図っていく。</u>	86	1 安全に暮らせる街づくり （1）地域特性に応じた防災街づくり ① 対策内容と役割分担 削除
3	96 ～ 98	② 詳細な取組み内容 ア 地震に強い街づくりの推進 （ア）防災街づくりの計画 A 世田谷区防災街づくり基本方針策定の目的 <u>「世田谷区防災街づくり基本方針」は、阪神・淡路大震災を契機に、安全・安心・安定の街づくりを実現するため、平成 10 年に策定した。その後、都市整備方針の改定（平成 26 年）において示した将来都市像の一つである「安全で、災害に強く復元力のあるまち」を実現するための防災街づくりの考え方・取組みを示すために、平成 28 年に改定した。</u> <u>この方針の基本理念である「震災が起きても区民の生命と財産が守られ、住み続けられるまち」を実現するため、次の4つの目標と復興街づくりの基本的な考え方を示している。</u> <u>目標① 揺れに強いまちをつくる</u> ○ <u>建築物の耐震化を促進し、揺れによる建築物の被害・損傷を未然に防ぐ。</u> ○ <u>家具の転倒防止対策等を促進し、住宅内の安全性の向上を目指す。</u> ○ <u>がけ地等は、宅地造成時の指導や、危険の周知等により土砂災害による被害軽減に努める。</u> <u>目標② 火災に強いまちをつくる</u> ○ <u>延焼遮断帯に囲まれた防災生活圏の形成により、大規模な市街地火災の防止を目指す。</u> ○ <u>延焼遅延帯に囲まれたミニ防災生活圏の形成により、防災生活圏内部の火災の延焼抑制および避難の安全性の向上を目指す。</u> ○ <u>建築物の不燃化を図るとともに、消防活動に資する道路および消防水利の整備を進め、防災生活圏内部の火災に対する安全性の向上を目指す。</u> ○ <u>家屋内の出火を抑制し、火災の発生そのものの減少を目指す。</u> <u>目標③ 安全に避難できるまちをつくる</u>	86	② 詳細な取組み内容 ア 地震に強い街づくりの推進 （ア）防災街づくりの計画 A 世田谷区防災街づくり基本方針 <u>「世田谷区防災街づくり基本方針」は、阪神・淡路大震災を契機に、安全・安心・安定の街づくりを実現するため、平成 10 年に策定した。その後、平成 28 年に改定し、都市整備方針で示した将来像の一つである「安全で、災害に強く復元力のあるまち」を実現するための、防災街づくりの考え方・取組みを示している。</u> <u>基本理念に「震災が起きても区民の生命と財産が守られ、住み続けられるまち」を掲げ、区民・事業者・区の協働の防災街づくりを目指す。</u>

章	頁	修正前	頁	修正後
		○ <u>区民や区内滞留者が利用できる広域避難場所等が確保されたまちを目指す。</u> ○ <u>広域避難場所の周辺建築物の不燃化等を促進し、広域避難場所等の安全性が更に確保されたまちを目指す。</u> ○ <u>広域避難場所等までの安全な経路が確保されたまちを目指す。</u> <u>目標④ 迅速で効果的な災害対応ができるまちをつくる</u> ○ <u>災害対策拠点等の防災性の向上、緊急輸送道路や避難および物資輸送等に重要な道路・橋りょう等の計画的な整備・改修により、迅速な災害対応ができるまちを目指す。</u> ○ <u>復興街づくりの基本的な考え方</u> ○ <u>震災直前の地域コミュニティを維持しながら住民の生活再建を進めつつ、本格的な市街地復興へ円滑に移行できるような体制づくりを目指す。</u> ○ <u>区職員の復興に関する理解を進めるとともに、復興が柔軟に行える庁内体制及び区民・専門家等との災害時における協力体制の構築を目指す。</u> ○ <u>あらかじめ震災復興の基本的な考え方を示し、迅速かつ計画的な復興を目指す。</u> ○ <u>地域コミュニティの形成・充実を図り、震災後のすみやかな復興街づくりを目指す。</u> <u>a 4つの目標を実現するための防災街づくり</u> <u>明日にでも起きるかもしれない震災に備えた当面の目標として、区民等が安全に避難できる「逃げやすいまち」を目指すとともに、最終目標として震災による被害が少なく、区民等が避難しなくてもよい「逃げないですむまち」を実現するため、区が取り組む方策を示す。</u> <u>b 地区特性に合わせた防災街づくり</u> <u>（a）新たな密集市街地を作り出さない都市づくり</u> <u>農地の宅地転換や開発による土地利用転換などによる市街化、既存市街地の敷地の細分化により建築物の密集度が高くなっている。このような変化に対して、土地利用を適切に誘導し、必要な道路などの整備を図り、防災性の向上を図るため、土地区画整理事業など基盤整備事業の促進、地区計画制度等の活用、敷地規模に関する新たな規制の導入の検討などの取組みを進める。</u> <u>（b）地区の課題に応じた防災街づくり</u> <u>防災上安全な市街地を、地区の特性に応じたきめ細かな街づくりにより実現していくため、防災街づくりを進める地区においては、必要に応じて地区計画及び地区街づくり計画を策定する。</u> <u>（c）他の事業と連携した防災街づくり</u> <u>道路整備などの都市計画事業や大規模敷地における土地利用転換は、建築物の更新や土地利用の転換など市街地に大きな変化を与えるため、周辺市街地に合わせた防災街づくりを行う。</u> <u>（d）防災街づくりを推進する地区について</u> <u>街づくり条例や地区計画制度など各種事業を活用し、地区の区民、事業者と協働で、地区の個性を活かした防災街づくりに取り組む。</u> <u>c 復興街づくり</u> <u>（a）震災時の都市復興の考え方</u> <u>市街地に大きな被害が発生した場合を想定して、被害を繰り返さない、災害に強い街づ</u>		

章	頁	修正前	頁	修正後		
		くりのために、あらかじめ区民と区で復興にあたっての基本的な考え方や市街地ごとの復興手法などを共有し、震災後の復興の際に区が策定する都市復興基本方針の参考にするこ とで、復興街づくりの円滑な実施を目指す。 （b）仮設市街地・仮設住宅等のあり方の検討 震災前の地域コミュニティを維持しながら生活再建を進めつつ、市街地復興へ円滑に移 行できる体制づくりのため、仮設市街地についてのあり方を検討する。 （c）都市復興プログラムの実効性を高める取組み 都市復興の手順を詳細なプログラムとしてまとめた、「都市復興プログラム」（平成18年 改訂）に定められた手順に基づき、復興事業を迅速に実施。				
3	98 ～ 99	B 建築指導の推進 a 一般建築物の耐震耐火性能の強化 区内の建築物の敷地・構造・設備は、建築基準法関係法令及び消防関係法令等に定められ た技術上の基準に適合し、維持するよう指導するとともに、必要に応じて立入検査を行い、 結果等について関係各機関に連絡し、災害の予防に努める。また、建築物の耐震診断のPR を強化していく。	86 ～ 87	B 建築指導の推進 a 一般建築物の耐震耐火性能の強化 区内の建築物の敷地・構造・設備は、建築基準法関係法令及び消防関係法令等に定められ た技術上の基準に適合し、維持するよう指導するとともに、必要に応じて立入検査を行い、 結果等について関係各機関に連絡し、災害の予防に努める。また、耐震化を促進するため、 啓発に取り組む。		
3	99	（イ）防災街づくり事業 <table><tr><td>【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部</td></tr></table> 【市街地の整備】 木造住宅密集地域では、道路や公園などの都市基盤施設が十分整備されないまま市街化及び 高密度化が進行したことから、防災上多くの危険性がかかえている。国及び都の補助事業を活用 し、延焼遮断帯や避難路となる道路の整備や防災機能を持った公園の整備、老朽木造建築物の 建替え誘導等を総合的に行い、防災性の向上を図る。	【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部	87	（イ）防災街づくり事業 <table><tr><td>【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部</td></tr></table> 【密集市街地の改善】 老朽化した木造の建築物が密集しているなど、震災時に延焼被害のおそれがある密集市街地 では、国及び都の補助事業を活用し、延焼遮断帯や避難路となる道路及び防災機能を持った公 園等の整備のほか、防火性の高い建築物への規制誘導、老朽木造建築物の除却・建替え促進等 により、防災性の向上を図る。	【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部
【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部						
【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部						
3	100	（オ）その他の防災街づくりの取組み 【新たな防火規制】 「東京都建築安全条例第7条の3」に規定するもので、地震などの災害発生時に火災など の危険性が高い区域を都知事が指定し、個々の建築物の建て替えにより防火性の高い建物へ 誘導する。 この区域の準防火地域内では、より防火性の高い建物の建築が求められ、原則として、区域 内のすべての建築物は準耐火・耐火建築物、準延焼防止・延焼防止建築物となる。 【居住環境の整備】 区内では、道路や公園などの都市基盤施設の整備が不十分なまま急激に市街化が進んだ。 そのため、老朽木造住宅の密集している既成市街地では、防災上多くの危険性がかかえてい る。一方では、低層住宅地区での中高層建物の建築、ミニ開発による土地の細分化も進んで いる。区は、一般建築物に対する建築指導、住宅施策の計画的推進、老朽木造住宅密集地の 防災性向上、良好な住宅地の形成、住宅の耐震耐火性能の向上を図る。（なお、区内の建築 物の総数は約 17万6千棟、うち木造は 3.8%である。また、「防火地域」（建物の不燃化を促 進する地域）は、区総面積の約5.8%である。） 【住宅施策の推進】 ミニ開発、マンション建設、公営住宅建替等に対し、防災を含む居住環境整備の観点か	88	（オ）その他の防災街づくりの取組み 【新たな防火規制】 「東京都建築安全条例第7条の3」に規定するもので、都知事が指定する地震などの災害 発生時に火災などの危険性が高い区域において、個々の建築物の建替え等の際、防火性の高 い建物に誘導する。 この区域の準防火地域内では、建築物の建築、増改築等をする場合、原則として、区域内の すべての建築物は準耐火建築物以上（一定の技術的基準に適合する建築物は除く）の性能が 必要となる。 【居住環境の整備】 区は、一般建築物に対する建築指導、住宅施策の計画的推進、老朽木造住宅密集地の防 災性向上、良好な住宅地の形成、住宅の耐震耐火性能の向上を図る。（なお、区内の建築物 の総数は約 18万棟、うち木造は 2.9%である。また、「防火地域」（建物の不燃化を促進する 地域）は、区総面積の約5.8%である。） 【住宅施策の推進】 集合住宅等建築物の建設、公営住宅の建替等に対し、防災を含む居住環境整備の観点か ら、条例等により適切な行政施策を講じる。 A 住環境整備に関する指導		

章	頁	修正前	頁	修正後
		ら、条例等により適切な行政施策を講じる。 A 住環境整備に関する指導 「建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」により、環境空地、防火水槽、道路確保、ワンルームマンション建築物の適正な管理等についての行政指導を行う。		「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」により、環境空地及び道路状の整備並びに防火及び震災対策等に必要な施設、下水道直結型マンホールトイレ等の設置を促進する。
3	100	イ 都市空間の確保 ○ 公園及び身近な広場は、年々箇所数・面積ともに増加しているが、農地や民有の緑地や空地などは減少傾向にあり、災害時に必要とされるオープンスペース全体としては、量、質ともに十分とはいえない。 ○ 「環境基本条例」による環境への配慮事項及び住環境の整備に関する条例や「みどりの基本条例」により開発事業に対して、オープンスペース確保や緑化推進は成果をあげているが、緑や空地の絶対量は年々減少傾向にある。	88	イ 都市空間の確保 ○ 都市公園及び身近な広場は、年々箇所数・面積ともに増加しているが、農地や民有の緑地や空地などは減少傾向にあり、災害時に必要とされるオープンスペース全体としては、量、質ともに十分とはいえない。 ○ 「世田谷区環境基本条例」による環境への配慮事項及び世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例や「世田谷区みどりの基本条例」により開発事業に対して、オープンスペース確保や緑化推進は成果をあげているが、緑や空地の絶対量は年々減少傾向にある。
3	101	（ア）公園緑地、身近な広場の整備 【実施主体】区災対土木部 ○ 平成30年4月改定の「世田谷区みどりの基本計画」は、2032（令和14）年に区のみどり率を33%にする「世田谷みどり33」を長期目標に据えた、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度の10か年を展望する計画である。 この計画に基づき、区内の公園緑地、身近な広場を整備する。 ○ 延焼防止等の機能を備えた国分寺崖線沿いの樹林地などを、緑地として保全する。 ○ 緑道や歩行者自転車道などを利用した、避難経路のネットワーク化を図る。 ○ それぞれの防災機能に配慮した公園緑地の整備を進める。 ○ 広域避難場所である玉川野毛町公園や上用賀公園の拡張区域を防災機能の保持・増進に資する公園緑地として整備する。 【実施主体】都建設局 ○ 都建設局は、平成30年7月時点で82公園2,030haを開園した。平成26年から令和6年までの10年間で都立公園170haの開園を目標として整備を進める。 ○ 都建設局は、防災活動拠点や避難場所に指定されている既設公園において、震災時に必要となる臨時のヘリポート、避難した都民や帰宅困難者のための防災トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、公園の入口から園内の拠点（避難場所やヘリポート等）への車両動線の確保など、防災関連施設を整備してきた。 今後は、救出救助部隊の活動支援や避難者の安全確保のため、災害や停電時にも主要公園施設の機能維持に必要な防災関連施設を、首都直下地震等対処要領を踏まえて整備し、都立公園の防災機能の充実を図る。 【実施主体】都都市整備局 ○ 都都市整備局は、センター・コア・エリア内の未整備の都市計画公園・緑地の区域を対象として、まちづくりと公園・緑地の整備を両立させる「公園まちづくり制度」を運用し、公園機能の早期発現を図る。 ○ 都都市整備局は、民設公園制度を活用し、未整備の都市計画公園・緑地を避難場所にも活	88 ～ 89	（ア）都市公園、身近な広場の整備 【実施主体】区災対土木部 ○ 平成30年4月改定の「世田谷区みどりの基本計画」は、2032（令和14）年に区のみどり率を33%にする「世田谷みどり33」を長期目標に据えた、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度の10か年を展望する計画である。 この計画に基づき、区内の都市公園（住区基幹公園、都市緑地、緑道等）、身近な広場を整備する。 ○ 延焼防止等の機能を備えた国分寺崖線沿いの樹林地等を、区が取得し、都市緑地として保全する。 ○ 緑道や歩行者自転車道などを利用した、避難経路のネットワーク化を図る。 ○ それぞれの防災機能に配慮した都市公園等の整備を進める。 ○ 広域避難場所である玉川野毛町公園や上用賀公園の拡張区域を防災機能の保持・増進に資する公園緑地として整備する。また、大規模な樹林地の保全とともに、地域住民の避難場所の確保等、地域防災に寄与する（仮称）北烏山七丁目緑地を整備する。 【実施主体】都建設局 ○ 都建設局は、令和5年5月時点で84公園約2,060haを開園した。令和2年度から令和12年度末までの11年間で都立公園130haの開園を目標として整備を進める。 ○ 都建設局は、防災活動拠点や避難場所に指定されている既設公園において、震災時に必要となる臨時のヘリポート、避難した都民や帰宅困難者のための災害用トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、公園の入口から園内の拠点（避難場所やヘリポート等）への車両動線の確保など、防災関連施設を整備してきた。 今後も、救出救助部隊の活動支援や避難者の安全確保のため、災害や停電時にも主要公園施設の機能維持に必要な防災関連施設を、首都直下地震等対処要領を踏まえて整備し、都立公園の防災機能の充実を図る。 ○ 都建設局は、震災時における都立公園の円滑な利用を図るため、関係行政機関等と連携し、震災時利用計画を策定する。

章	頁	修正前	頁	修正後								
		用可能な公園的空間として早期に確保を図る。 【実施主体】都建設局 ○ 都建設局は、震災時における都立公園の円滑な利用を図るため、関係行政機関等と連携し、震災時利用計画を策定する。		【実施主体】都都市整備局 ○ 都都市整備局は、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」に基づき、震災時に避難場所や救助等の活動拠点となる公園等の整備を重点的に推進する。併せて、関係区による復興小公園の再生を後押しする。 ○ 都都市整備局は、センター・コア・エリア内の未整備の都市計画公園・緑地の区域を対象として、まちづくりと公園・緑地の整備を両立させる「公園まちづくり制度」を運用し、公園機能の早期発現を図る。 ○ 都都市整備局は、民設公園制度を活用し、未整備の都市計画公園・緑地を避難場所にも活用可能な公園的空間として早期に確保を図る。								
3	103	（エ）オープンスペースの確保 ○ 区内では、令和元年度現在以下のとおり都が指定・告示している。	91	（エ）オープンスペースの確保 ○ 区内では、令和6年度現在以下のとおり都が指定・告示している。								
3	104 ～ 105	（２）高層建築物及び地下街等における安全対策 ② 詳細な取組み内容 このため、区、都、区民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食糧などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組みを進めていく（第3章第3節第1の2「2 エレベーター対策」、「3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止」参照）。	92	（２）高層建築物及び地下街等における安全対策 ② 詳細な取組み内容 このため、区、都、区民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組みを進めていく（第3章第3節第1の2「2 エレベーター対策」、「3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止」参照）。 ※「食糧」の表記は、「食料」とし、以降も同様に修正。ただし、同様の修正の新旧対照表への記載は省略する。								
3	105	ア 高層建築物 ・ 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施 ・ 関係機関との連携による合同防災訓練の実施 イ 地下街 ・ 地下街警備要図の作成 ・ 地下街関係者との合同防災訓練の実施 ・ 管理者対策の推進による防災標識等の明確化 ・ 広報媒体（パンフレット、チラシ等）の作成・配布	93	ア 高層建築物 ・ 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施 ・ 障害者等の要配慮者の視点も踏まえた、関係機関との連携による合同防災訓練の実施 イ 地下街 ・ 地下街警備要図の作成 ・ 障害者等の要配慮者の視点も踏まえた、地下街関係者との合同防災訓練の実施 ・ 管理者対策の推進による防災標識等の明確化 ・ 広報媒体（パンフレット、チラシ等）の作成・配布								
3	106	○ 東京消防庁・消防署は、関係事業所に対して次の対策を指導する。 イ 避難対策（混乱防止対策） ・ 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成	94	○ 東京消防庁・消防署は、関係事業所に対して次の対策を指導する。 イ 避難対策（混乱防止対策） ・ 避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成								
3	107	（３）がけ（斜面）・擁壁を有する敷地の被害防止 ① 対策内容と役割分担 ア がけ（斜面）・擁壁を有する建築敷地に関する指導・支援 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都都市整備局</td><td> ○ がけ・擁壁等の安全化 ○ 宅地造成工事規制区域の安全化 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都都市整備局	○ がけ・擁壁等の安全化 ○ 宅地造成工事規制区域の安全化	94	（３）がけ（斜面）・擁壁を有する敷地の被害防止 ① 対策内容と役割分担 ア がけ（斜面）・擁壁を有する建築敷地に関する指導・支援 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都都市整備局</td><td> ○ がけ・擁壁等の安全化 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都都市整備局	○ がけ・擁壁等の安全化
機関名	対策内容											
都都市整備局	○ がけ・擁壁等の安全化 ○ 宅地造成工事規制区域の安全化											
機関名	対策内容											
都都市整備局	○ がけ・擁壁等の安全化											
3	107	イ 土砂災害被害の防止	94	イ 土砂災害被害の防止								

章	頁	修正前			頁	修正後			
		機関名		対策内容		機関名		対策内容	
		区	◎災対都市整備部	○ 土砂災害防止法に基づく区域の警戒巡視体制の整備		区	◎災対都市整備部	○ 土砂災害防止法に基づく区域の警戒巡視体制の整備	
			災対土木部	○ 道路・公園等に属するがけ地の震災防止			災対土木部	○ 道路・公園等に属するがけ地の震災防止	
			災対地域本部 災対統括部	○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策 ○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等における避難体制の整備及びハザードマップの作成・周知			災対地域本部 災対統括部	○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策 ○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等における避難体制の整備及びハザードマップの作成・周知	
都建設局		○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策 ○ 土砂災害警戒区域等の指定 ○ 土砂災害警戒情報の提供	都建設局	○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策 ○ 土砂災害警戒区域等の指定 ○ 土砂災害警戒情報の提供					
気象庁		○ 土砂災害警戒情報の提供	都環境局	○ 保全地域の急傾斜地崩壊対策					
気象庁		○ 土砂災害警戒情報の提供	気象庁	○ 土砂災害警戒情報の提供					
3	107	② 詳細な取組み内容 ア がけ（斜面）・擁壁を有する建築敷地に関する指導・支援			95	② 詳細な取組み内容 ア がけ（斜面）・擁壁を有する建築敷地に関する指導・支援			
【実施主体】区災対都市整備部					【実施主体】区災対都市整備部				
【がけ・ よう壁 等の崩壊防止】 ○ 地震動によるがけ崩れ被害は、がけ地・急傾斜地の宅地造成に伴い、その危険性が増大している。 ○ がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。また、宅地造成工事規制区域内にあっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及び宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、がけ・よう壁の指導、監督を行う。 ○ 既設の危険ながけ・よう壁は災害時に崩壊する恐れがある。災害の発生を未然に防ぐために、管理者責任を負う所有者自らが危険性を認識し、安全対策に取り組めるよう、「我が家の擁壁チェックシート（案）（国土交通省都市局）」の配布・区のホームページ掲載により、安全点検方法を周知すると共に、適切な管理を啓発する。					【がけ・ 擁壁 等の崩壊防止】 ○ 地震動によるがけ崩れ被害は、がけ地・急傾斜地の宅地造成に伴い、その危険性が増大している。 ○ がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。 また、区内全域が指定されている宅地造成等工事規制区域内にあっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、がけ・擁壁の指導、監督を行う。 ○ 既設の危険ながけ・擁壁は、管理者責任を負う所有者自らが危険性を認識し、安全対策に取り組めるよう、「我が家の擁壁チェックシート（案）（国土交通省都市局）」の配付、区のホームページ掲載により、安全点検方法を周知すると共に、適切な管理を啓発する。				
【宅地造成地及びがけ地の震災防止】 がけ地、急傾斜地の宅地造成に対して、関係法令の基準に適合するよう指導し、がけ崩れやよう壁崩壊による建物被害を予防する。 A 宅地造成規制 宅地造成工事規制区域 内で、一定規模以上の 宅地造成工事 を行うものに対し、 宅地造成規制法 の基準に適合するよう指導する。					【宅地造成地及びがけ地の震災防止】 がけ地、急傾斜地の宅地造成等の工事に対して、関係法令の基準に適合するよう指導し、がけ崩れや擁壁崩壊による建物被害を予防する。 A 宅地造成等の工事の規制 宅地造成等工事規制区域 内で、一定規模以上の 宅地造成等の工事 を行うものに対し、 宅地造成及び特定盛土等規制法 の基準に適合するよう指導する。				
					※「よう壁」の表記は、「擁壁」とし、以降も同様に修正。ただし、同様の修正の新旧対照表への記載は省略する。				
3	108	【実施主体】都都市整備局			95	【実施主体】都都市整備局			
○ 都都市整備局は、がけ地に建築物や よう壁 等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。 また、宅地造成工事規制区域内にあっては、都市計画法及び宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、がけ・よう					○ 都都市整備局は、がけ地に建築物や 擁壁 等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。 ○ 区市町村が行うがけ・ 擁壁 の危険度調査等に対して助成を行い、調査等の促進を図るこ				

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>壁の指導、監督を行う。新たに宅地造成工事を行う者に対しては、これらの指導を更に強化する。</u> ○ <u>既設の危険ながけ・よう壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。また、区市町村が行うがけ・よう壁の危険度調査等に対して助成を行い、調査等の促進を図ることで、所有者に自己の所有するがけ・よう壁の危険性を認識していただき、その改善に結び付けていく。</u> ○ <u>指定された宅地造成工事規制区域内における一定の宅地造成について、法律に基づく規制を行う。</u>		とで、所有者に自己の所有するがけ・<u>擁壁</u>の危険性を認識いただき、その改善に結び付けていく。
3	108 ～ 109	<u>（以下一部引用）</u> 【実施主体】区災対地域本部、区災対統括部 ○ <u>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（「土砂災害防止法」）は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害防止対策の推進を図ることを目的とする。</u> ○ <u>ホームページ等で土砂災害（特別）警戒区域を示したハザードマップの周知を図るとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合には、ホームページや災害・防犯情報メール配信サービス等により注意喚起に取り組む。</u> ○ <u>降雨の状況や土砂災害警戒情報、職員巡回や区民等からの通報等により、区内に土砂災害の恐れのある地域が確認された場合、当該地域を対象に避難勧告等を発令するとともに、広報車や防災行政無線等による周知や避難所の開設、避難誘導等を行う。</u> 【実施主体】区災対都市整備部 ○ <u>降雨の状況や土砂災害警戒情報により、土砂災害の恐れのある場合は、人身への被害を未然に防ぐため、予め定められた職員体制により、土砂災害（特別）警戒区域について警戒巡視に取り組む。</u> 【実施主体】区災対土木部、区災対都市整備部 ○ <u>気象庁により土砂災害警戒情報（避難勧告発令段階）が発令された場合は、交通管理者である警察と連携し、土砂災害特別警戒区域内の、区で管理する道路等について通行規制を行う。</u> 【実施主体】都建設局（第二建設事務所） ○ <u>都建設局は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告などソフト対策を推進する。土砂災害警戒区域は平成31年1月末までに13,281箇所を指定しており、指定に当たっては地元自治体との合意形成を図り順次進められている。</u>	－	削除
3	109	2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	96	2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

章	頁	修正前	頁	修正後								
		（１）建築物の耐震化の促進 ② 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>○ 東京都災害拠点病院、社会福祉施設等の耐震化</td></tr></table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	○ 東京都災害拠点病院、社会福祉施設等の耐震化		（１）建築物の耐震化の促進 ② 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉局 都保健医療局</td><td>○ 東京都災害拠点病院、社会福祉施設等の耐震化</td></tr></table>	機関名	対策内容	都福祉局 都保健医療局	○ 東京都災害拠点病院、社会福祉施設等の耐震化
機関名	対策内容											
都福祉保健局	○ 東京都災害拠点病院、社会福祉施設等の耐震化											
機関名	対策内容											
都福祉局 都保健医療局	○ 東京都災害拠点病院、社会福祉施設等の耐震化											
3	109 ～ 111	② 詳細な取り組み内容 ア 建築物の耐震化 <table><tr><td>【実施主体】区災対都市整備部</td></tr></table> 【耐震改修の促進】 「世田谷区耐震改修促進計画（令和３年４月改定）」に基づき、次のとおり建築物の耐震化を促進する。 【耐震化の目標】 耐震性の目標は、令和７年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消、特定建築物については95%とする。 【基本的な取り組み方針】 耐震診断・耐震改修は、原則として建物所有者自らの責任で行う。 区は、区民の生命、財産を守るため、建物所有者が主体的に耐震化の取り組みができるよう、技術的・財政的な支援を行う。 【重点的に取り組む施策】 （ア）住宅の耐震化 震災時には、住宅倒壊が要因となって区民の生命・財産に被害をもたらすことが懸念されるため、住宅（共同住宅・長屋を含む。）の耐震化促進に向け、一層の働きかけを行う。特に、木造住宅密集地域内では、建替えを誘導し、耐震化を促進する。 また、合意形成が困難な分譲マンションに対して、耐震化を促すよう、管理組合等に対して積極的な働きかけを行う。 ○ 耐震診断助成（木造住宅、プレハブ住宅、非木造住宅） ○ 耐震改修計画・設計助成（木造住宅、非木造住宅） ○ 耐震改修工事助成（木造住宅、非木造住宅） ○ 木造住宅除却助成 ○ 木造住宅耐震改修訪問相談 ○ 分譲マンション耐震改修アドバイザー派遣 （イ）沿道建築物の耐震化 都が指定した緊急輸送道路のうち、都の条例及び法に基づき、耐震診断の実施義務等が課された特定緊急輸送道路沿道建築物に対し、区としても耐震化促進に重点的に取り組む。特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路のほか、避難道路や延焼遮断帯と位置づけられる都市計画道路、主要生活道路のうち特に重要な道路等を、沿道耐震化道路として指定し、沿道建築物	【実施主体】区災対都市整備部	96	② 詳細な取り組み内容 ア 建築物の耐震化 <table><tr><td>【実施主体】区災対都市整備部</td></tr></table> 区は、「世田谷区耐震改修促進計画（令和３年４月改定）」に基づき、地震による建築物の倒壊に伴う被害を防ぎ、区民の生命と財産を守り、災害に強く復元力をもつまちを実現するために、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進する。 <table><tr><td>【実施主体】都</td></tr></table> ○ 令和５年３月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、更に耐震化を促進する。	【実施主体】区災対都市整備部	【実施主体】都					
【実施主体】区災対都市整備部												
【実施主体】区災対都市整備部												
【実施主体】都												

章	頁	修正前	頁	修正後																																				
		の耐震化を促進する。 ○ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修・除却及び建替え助成 ○ 特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修助成 ○ 沿道耐震化道路沿道建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修助成 （ウ）特定建築物の耐震化 特定建築物は、多くの人が利用するため、所有者に対して耐震化に向けた働きかけを行う。 ○ 防災上特に重要な建築物、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修助成 【耐震化に係る総合的な施策の展開】 （ア）普及啓発 ○ 建物所有者等の耐震化意識醸成 ○ 重点施策対象建築物への積極的な耐震化の働きかけ ○ 地域住民や関係機関等との連携 （イ）総合的な安全対策 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策 ○ 耐震シェルター等の設置支援 【実施主体】都 ○ 令和 2年3月（一部改定） 及び令和 3年 3月に改定した東京都耐震改修促進計画に基づき、更に耐震化を促進する。 ○ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が3年後に迫る中、東京の防災対応力の強化を図るため、更なる耐震化を促進する。																																						
3	111	〔耐震化率の現状と目標〕 <table><tr><th rowspan="2">建築物の種類</th><th rowspan="2">現状</th><th colspan="3">目標</th></tr><tr><th>令和元年度末</th><th>令和2年度末</th><th>令和7年度末</th></tr><tr><td>特定緊急輸送道路沿道建築物</td><td>80.9% (平成27年12月末)</td><td>90%※1</td><td>二</td><td>総合到達率99%かつ、区間到達率95%未満の解消</td></tr><tr><td>住 宅</td><td>83.8% (平成27年3月末推計値)</td><td>二</td><td>95%</td><td>※2</td></tr><tr><td>特定建築物 (百貨店、ホテル等)</td><td>85.6% (平成27年3月末推計値)</td><td>二</td><td>95%</td><td>※3</td></tr></table> ※1：耐震化率 90%かつ「特に倒壊の危険性が高い建築物（Is 値が 0.3 未満の建築物）」の解消 ※2：令和7年度末に耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 ※3：令和7年度末の具体的な目標値は次回以降の計画改定時に定める	建築物の種類	現状	目標			令和元年度末	令和2年度末	令和7年度末	特定緊急輸送道路沿道建築物	80.9% (平成27年12月末)	90%※1	二	総合到達率99%かつ、 区間到達率95%未満の解消	住 宅	83.8% (平成27年3月末推計値)	二	95%	※2	特定建築物 (百貨店、ホテル等)	85.6% (平成27年3月末推計値)	二	95%	※3	96	〔耐震化率の現状と目標〕 <table><tr><th rowspan="2">建築物の種類</th><th rowspan="2">現状</th><th>目標</th></tr><tr><th>令和7年度末</th></tr><tr><td>特定緊急輸送道路沿道建築物</td><td>92.6% (令和4年12月末)</td><td>総合到達率99%かつ、区間到達率95%未満の解消</td></tr><tr><td>住宅</td><td>92.0% (令和2年3月末推計値)</td><td>耐震性が不十分な住宅をおおむね解消</td></tr><tr><td>特定建築物 (百貨店、ホテル等)</td><td>88.4% (令和2年3月末推計値)</td><td>95%</td></tr></table>	建築物の種類	現状	目標	令和7年度末	特定緊急輸送道路沿道建築物	92.6% (令和4年12月末)	総合到達率99%かつ、 区間到達率95%未満の解消	住宅	92.0% (令和2年3月末推計値)	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消	特定建築物 (百貨店、ホテル等)	88.4% (令和2年3月末推計値)	95%
建築物の種類	現状	目標																																						
		令和元年度末	令和2年度末	令和7年度末																																				
特定緊急輸送道路沿道建築物	80.9% (平成27年12月末)	90%※1	二	総合到達率99%かつ、 区間到達率95%未満の解消																																				
住 宅	83.8% (平成27年3月末推計値)	二	95%	※2																																				
特定建築物 (百貨店、ホテル等)	85.6% (平成27年3月末推計値)	二	95%	※3																																				
建築物の種類	現状	目標																																						
		令和7年度末																																						
特定緊急輸送道路沿道建築物	92.6% (令和4年12月末)	総合到達率99%かつ、 区間到達率95%未満の解消																																						
住宅	92.0% (令和2年3月末推計値)	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消																																						
特定建築物 (百貨店、ホテル等)	88.4% (令和2年3月末推計値)	95%																																						
3	111	（ア）緊急輸送道路沿道建築物 ○ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化による震災時の道路機能確保に合わせ、一般緊急輸送道路の機能を向上させることは、災害に強い都市を実現する上で有効である。このため、引き続き、一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について重点的に取り組む。	96 ～ 97	（ア）緊急輸送道路沿道建築物 ○ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化による震災時の道路機能確保に併せ、一般緊急輸送道路の機能を向上させることは、災害に強い都市を実現する上で有効である。引き続き、令和7年度末までに耐震化率 90%以上にすることを目標とするとともに、次回の計画改定																																				

章	頁	修正前	頁	修正後																												
				までに緊急輸送道路全体での総合到達率等を指標とした目標年度や目標値を定めることを検討する。																												
3	112	(イ) 住宅 ○ 「都営住宅耐震化整備プログラム」に基づき、公共住宅の耐震化率を、令和 2年度 までに100%の目標達成に向けて、着実に耐震化を推進する。	97	(イ) 住宅 ○ 「都営住宅耐震化整備プログラム」に基づき、公共住宅の耐震化率を、令和 7年度 までに100%の目標達成に向けて、着実に耐震化を推進する。																												
3	112	イ 公共建築物等の耐震化 【耐震診断・補強工事の実施】 区は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき順次、 平成 29 年度に再確認が必要とされた 31 施設についても令和 4 年度までに耐震化を進めている 。今後も適切な維持管理に努め、建築物の経年変化などによる影響を定期的に調査し、場合によっては必要な耐震診断を行い、耐震補強改修など、適切に対応する。	97	イ 公共建築物等の耐震化 【耐震診断・補強工事の実施】 区は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき順次、 平成 29 年度に再確認が必要とされた 31 施設についても令和 5 年度末までに 30 施設について耐震化を完了し、1 施設について解体が完了した 。今後も適切な維持管理に努め、建築物の経年変化などによる影響を定期的に調査し、場合によっては必要な耐震診断を行い、耐震補強改修など、適切に対応する。																												
3	112	(ア) 庁舎等の公共建築物 再確認が必要とされた 3 施設について 耐震補強工事を行う 。	97	(ア) 庁舎等の公共建築物 再確認が必要とされた 3 施設について は令和 5 年度末までに 2 施設について耐震補強工事、1 施設について解体を行った 。																												
3	113	(ウ) 学校教育施設 「新耐震基準」以前（昭和 56 年）に建設した区立 小・中学校 の耐震化については、耐震補強、校舎等の一部改築及び全面改築などに取り組んでいる。 耐震化の完了していないものについて、耐震補強工事等を実施し、全ての学校の耐震化を達成する 。	98	(ウ) 学校教育施設 「新耐震基準」以前（昭和 56 年）に建設した区立 小中学校 の耐震化については、耐震補強、校舎等の一部改築及び全面改築などに取り組んでいる。 耐震補強工事等を実施し、全ての学校の耐震化を達成が完了した 。 ※「小・中学校」の表記は、「小中学校」とし、以降も同様に修正。ただし、同様の修正の新旧対照表への記載は省略する。																												
3	113	(2) エレベーター対策 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>○ 区立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上</td></tr><tr><td>都</td><td>○ 都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上</td></tr><tr><td>都都市整備局</td><td>○ エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発</td></tr><tr><td>都住宅政策本部</td><td>○ 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進</td></tr><tr><td>日本エレベーター協会</td><td>○ 民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 ○ エレベーター閉じ込めの救出体制の構築</td></tr><tr><td>東京消防庁</td><td>○ エレベーター閉じ込め事故からの救出</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 区立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上	都	○ 都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上	都都市整備局	○ エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発	都住宅政策本部	○ 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進	日本エレベーター協会	○ 民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 ○ エレベーター閉じ込めの救出体制の構築	東京消防庁	○ エレベーター閉じ込め事故からの救出	98	(2) エレベーター対策 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>○ 区立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上</td></tr><tr><td>都各局</td><td>○ 都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上</td></tr><tr><td>都都市整備局</td><td>○ エレベーター改修方法等を示したリーフレットによる普及啓発 ○ 都内エレベーターの閉じ込め等の情報を収集する体制の構築</td></tr><tr><td>都住宅政策本部</td><td>○ 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進</td></tr><tr><td>日本エレベーター協会</td><td>○ 民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 ○ 都と連携したエレベーター閉じ込めの救出体制の構築 ○ 協会加盟各社による全国からの応援体制の構築</td></tr><tr><td>東京消防庁</td><td>○ エレベーター閉じ込め事故からの救出体制の構築</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 区立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上	都 各局	○ 都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上	都都市整備局	○ エレベーター改修方法等を示したリーフレットによる普及啓発 ○ 都内エレベーターの閉じ込め等の情報を収集する体制の構築	都住宅政策本部	○ 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進	日本エレベーター協会	○ 民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 ○ 都と連携した エレベーター閉じ込めの救出体制の構築 ○ 協会加盟各社による全国からの応援体制の構築	東京消防庁	○ エレベーター閉じ込め事故からの救出 体制の構築
機関名	対策内容																															
区	○ 区立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上																															
都	○ 都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上																															
都都市整備局	○ エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発																															
都住宅政策本部	○ 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進																															
日本エレベーター協会	○ 民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 ○ エレベーター閉じ込めの救出体制の構築																															
東京消防庁	○ エレベーター閉じ込め事故からの救出																															
機関名	対策内容																															
区	○ 区立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上																															
都 各局	○ 都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上																															
都都市整備局	○ エレベーター改修方法等を示したリーフレットによる普及啓発 ○ 都内エレベーターの閉じ込め等の情報を収集する体制の構築																															
都住宅政策本部	○ 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進																															
日本エレベーター協会	○ 民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 ○ 都と連携した エレベーター閉じ込めの救出体制の構築 ○ 協会加盟各社による全国からの応援体制の構築																															
東京消防庁	○ エレベーター閉じ込め事故からの救出 体制の構築																															
3	－	新設	99	(ウ) 復旧体制の充実 【実施主体】日本エレベーター協会加盟各社 ○ 日本エレベーター協会加盟各社は、全国的な応援体制の構築を支援するとともに、迅速な復旧に向けて、体制の強化を図る 。																												
3	115	(3) 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 ② 詳細な取り組み内容	100	(3) 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 ② 詳細な取り組み内容																												

章	頁	修正前	頁	修正後																																				
		イビル落下物の安全化 ○ 都都市整備局は、地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないよう、東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）に基づき、表示者等に対して屋外広告物の許可申請時に指導を行うとともに、設置後の維持管理の指導を行う。		イビル落下物の安全化 ○ 都都市整備局は、地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないよう、東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）に基づき、表示者等に対し、区市町と連携して、屋外広告物の許可申請時に指導を行うとともに、設置後の維持管理の指導を行う。																																				
3	115 ～ 116	ウ家具類の転倒・落下・移動の防止 ○ 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策等を示した資料等を作成し、区民や事業所に対する防災指導に活用する。 ○ 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習を実施する。 ○ 関係機関、関係団体等と連携した周知する。 ○ 映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。	100	ウ家具類の転倒・落下・移動の防止 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布、家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し、区民や事業所に対する防災指導を実施する。 ○ 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習を実施する。 ○ 関係機関、関係団体等と連携した周知する。 ○ 映像、インターネット広告など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。																																				
3	116	（１）文化財施設の安全対策 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対教育部</td><td rowspan="3">○ 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td></tr><tr><td colspan="2">所有者 管理者</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 文化財防災点検表を作成</td></tr></table> ② 詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】</td><td>東京消防庁・消防署、区災対教育部</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対教育部	○ 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施	東京消防庁・消防署		所有者 管理者				○ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備			○ 文化財防災点検表を作成	【実施主体】	東京消防庁・消防署、区災対教育部	100	（１）文化財施設の安全対策 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対教育部</td><td rowspan="3">○ 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td></tr><tr><td colspan="2">所有者 管理者</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 文化財防災点検表を作成</td></tr></table> ② 詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】</td><td>区災対教育部、東京消防庁・消防署</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対教育部	○ 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施	東京消防庁・消防署		所有者 管理者				○ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備			○ 文化財防災点検表を作成	【実施主体】	区災対教育部、東京消防庁・消防署
機関名		対策内容																																						
区	災対教育部	○ 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施																																						
東京消防庁・消防署																																								
所有者 管理者																																								
		○ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備																																						
		○ 文化財防災点検表を作成																																						
【実施主体】	東京消防庁・消防署、区災対教育部																																							
機関名		対策内容																																						
区	◎災対教育部	○ 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施																																						
東京消防庁・消防署																																								
所有者 管理者																																								
		○ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備																																						
		○ 文化財防災点検表を作成																																						
【実施主体】	区災対教育部、東京消防庁・消防署																																							
3	118	（６）ブロック塀等の倒壊防止 ② 詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】</td><td>都都市整備局</td></tr></table> ○ 都都市整備局は区市町村と連携し、建築物防災週間や建築確認時等の機会を捉えて、ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行う。	【実施主体】	都都市整備局	103	（６）ブロック塀等の倒壊防止 ② 詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】</td><td>都都市整備局</td></tr></table> ○ 都都市整備局は区市町村と連携し、建築物防災週間や建築確認時等の機会を捉えて、ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行う。 ○ 令和 2 年 3 月に一部改定した東京都耐震改修促進計画において、特定緊急輸送道路に接する建物に附属する組積造の塀のうち、一定規模以上の塀に耐震診断を義務付けており、令和 7 年度末までに耐震性が不十分な塀をおおむね解消することを目指し取組を進める。	【実施主体】	都都市整備局																																
【実施主体】	都都市整備局																																							
【実施主体】	都都市整備局																																							
3	119	3 液状化、長周期地震動への対策の強化 （１）液状化対策の強化 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対都市整備部</td><td rowspan="2">○ 液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対して的確な対策を講じるよう促す。</td></tr><tr><td colspan="2">指定確認検査機関</td></tr><tr><td colspan="2">都各局</td><td>○ 公共建築物に対する液状化対策</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対都市整備部	○ 液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対して的確な対策を講じるよう促す。	指定確認検査機関		都各局		○ 公共建築物に対する液状化対策	104	3 液状化、長周期地震動への対策の強化 （１）液状化対策の強化 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対都市整備部</td><td rowspan="2">○ 液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対して的確な対策を講じるよう促す。</td></tr><tr><td colspan="2">指定確認検査機関</td></tr><tr><td colspan="2">都各局</td><td>○ 公共建築物に対する液状化対策</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対都市整備部	○ 液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対して的確な対策を講じるよう促す。	指定確認検査機関		都各局		○ 公共建築物に対する液状化対策														
機関名		対策内容																																						
区	災対都市整備部	○ 液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対して的確な対策を講じるよう促す。																																						
指定確認検査機関																																								
都各局		○ 公共建築物に対する液状化対策																																						
機関名		対策内容																																						
区	◎災対都市整備部	○ 液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対して的確な対策を講じるよう促す。																																						
指定確認検査機関																																								
都各局		○ 公共建築物に対する液状化対策																																						

章	頁	修正前		頁	修正後																							
		<table><tr><td></td><td> ○ 「東京の液状化予測図」を情報提供 ○ 「液状化による建物被害に備えるための手引」の改定 ○ 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供 </td><td></td></tr><tr><td>都水道局</td><td> ○ 液状化などにより被害が大きいと想定される地域について、優先的に管路の耐震化を実施 </td><td></td></tr><tr><td>都下水道局</td><td> ○ マンホールの浮上抑制対策 </td><td></td></tr></table>		○ 「東京の液状化予測図」を情報提供 ○ 「液状化による建物被害に備えるための手引」の改定 ○ 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供		都水道局	○ 液状化などにより被害が大きいと想定される地域について、優先的に管路の耐震化を実施		都下水道局	○ マンホールの浮上抑制対策			<table><tr><td></td><td> ○ 「東京の液状化予測図」を情報提供 ○ 「液状化による建物被害に備えるための手引」の改定 ○ 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供 </td><td></td></tr><tr><td>都水道局</td><td> ○ 都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に管路の耐震継手法を実施 </td><td></td></tr><tr><td>都下水道局</td><td> ○ 液状化の危険性が高い地域において、マンホールの浮上抑制対策を実施 </td><td></td></tr></table>		○ 「東京の液状化予測図」を情報提供 ○ 「液状化による建物被害に備えるための手引」の改定 ○ 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供		都水道局	○ 都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に管路の耐震継手法を実施		都下水道局	○ 液状化の危険性が高い地域において、マンホールの浮上抑制対策を実施							
	○ 「東京の液状化予測図」を情報提供 ○ 「液状化による建物被害に備えるための手引」の改定 ○ 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供																											
都水道局	○ 液状化などにより被害が大きいと想定される地域について、優先的に管路の耐震化を実施																											
都下水道局	○ マンホールの浮上抑制対策																											
	○ 「東京の液状化予測図」を情報提供 ○ 「液状化による建物被害に備えるための手引」の改定 ○ 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供																											
都水道局	○ 都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に管路の耐震継手法を実施																											
都下水道局	○ 液状化の危険性が高い地域において、マンホールの浮上抑制対策を実施																											
3	120	4 出火、延焼等の防止 （１）消防水利の整備、防火安全対策 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>災対地域本部</td><td> ○ 初期消火体制の強化 ○ 消防水利の整備 </td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> ○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保 ○ 消火活動が困難な地域への対策 ○ 火気使用設備・器具の安全指導 ○ 電気設備等の安全指導 ○ その他出火防止のための査察・指導 </td></tr><tr><td colspan="2">都</td><td> ○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保 </td></tr></table>		機関名		対策内容	区	災対地域本部	○ 初期消火体制の強化 ○ 消防水利の整備	東京消防庁・消防署	○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保 ○ 消火活動が困難な地域への対策 ○ 火気使用設備・器具の安全指導 ○ 電気設備等の安全指導 ○ その他出火防止のための査察・指導	都		○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保	105	4 出火、延焼等の防止 （１）消防水利の整備、防火安全対策 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td> ○ 初期消火体制の強化 ○ 消防水利の整備 </td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> ○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保 ○ 消火活動が困難な地域への対策 ○ 火気使用設備・器具の安全化 ○ 電気設備等の安全化 ○ その他出火防止のための査察・指導 </td></tr><tr><td colspan="2">都各局</td><td> ○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保 </td></tr></table>		機関名		対策内容	区	◎ 災対地域本部	○ 初期消火体制の強化 ○ 消防水利の整備	東京消防庁・消防署	○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保 ○ 消火活動が困難な地域への対策 ○ 火気使用設備・器具の安全化 ○ 電気設備等の安全化 ○ その他出火防止のための査察・指導	都 各局		○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保
機関名		対策内容																										
区	災対地域本部	○ 初期消火体制の強化 ○ 消防水利の整備																										
	東京消防庁・消防署	○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保 ○ 消火活動が困難な地域への対策 ○ 火気使用設備・器具の安全指導 ○ 電気設備等の安全指導 ○ その他出火防止のための査察・指導																										
都		○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保																										
機関名		対策内容																										
区	◎ 災対地域本部	○ 初期消火体制の強化 ○ 消防水利の整備																										
	東京消防庁・消防署	○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保 ○ 消火活動が困難な地域への対策 ○ 火気使用設備・器具の安全化 ○ 電気設備等の安全化 ○ その他出火防止のための査察・指導																										
都 各局		○ 消防水利の整備 ○ 消防活動路の確保																										
3	120	ア 出火等の防止 地震による複雑な出火機構と火気使用設備器具及び危険物、化学薬品等の膨大な出火要因から判断して、相当数の出火が予想される。 このような現状においては、あらゆる施策を講じて出火の危険性につながる要因を個々に分析・検討しその対応策を進めるとともに、区民に対し、防災意識の高揚と行動力の向上を図ることに よって、震災時における出火の極限防止を目標とする。		105	ア 出火等の防止 削除																							
3	121	イ 初期消火体制の強化 <table><tr><td rowspan="5">設置の目安</td><td>（ア）出火及び延焼危険の大きい住宅地を中心に設置（木造一般住宅密集地、消防活動困難な狭あい地、新興住宅地等）</td></tr><tr><td>（イ）防災意識の高揚及び一般火災への対応のために適切なところに設置（中層アパート群、駅周辺等）</td></tr><tr><td>（ウ）避難路の安全を確保するため、主要道路に概ね 100m 間隔に設置</td></tr><tr><td>（エ）一時集合所、避難所等の周辺に重点的に設置</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td colspan="2"><table><tr><td>街路消火器設置本数</td><td>（平成 25 年 4 月 1 日現在）</td><td>5,691 本</td></tr></table></td></tr></table>		設置の目安	（ア）出火及び延焼危険の大きい住宅地を中心に設置（木造一般住宅密集地、消防活動困難な狭あい地、新興住宅地等）	（イ）防災意識の高揚及び一般火災への対応のために適切なところに設置（中層アパート群、駅周辺等）	（ウ）避難路の安全を確保するため、主要道路に概ね 100m 間隔に設置	（エ）一時集合所、避難所等の周辺に重点的に設置		<table><tr><td>街路消火器設置本数</td><td>（平成 25 年 4 月 1 日現在）</td><td>5,691 本</td></tr></table>		街路消火器設置本数	（平成 25 年 4 月 1 日現在）	5,691 本	106	イ 初期消火体制の強化 削除												
設置の目安	（ア）出火及び延焼危険の大きい住宅地を中心に設置（木造一般住宅密集地、消防活動困難な狭あい地、新興住宅地等）																											
	（イ）防災意識の高揚及び一般火災への対応のために適切なところに設置（中層アパート群、駅周辺等）																											
	（ウ）避難路の安全を確保するため、主要道路に概ね 100m 間隔に設置																											
	（エ）一時集合所、避難所等の周辺に重点的に設置																											
<table><tr><td>街路消火器設置本数</td><td>（平成 25 年 4 月 1 日現在）</td><td>5,691 本</td></tr></table>		街路消火器設置本数	（平成 25 年 4 月 1 日現在）	5,691 本																								
街路消火器設置本数	（平成 25 年 4 月 1 日現在）	5,691 本																										
3	122	<table><tr><td>所管</td><td>内容</td></tr><tr><td>区</td><td>（ア） 防火水槽</td></tr></table>		所管	内容	区	（ア） 防火水槽	107	ウ 火災の拡大防止 <table><tr><td>所管</td><td>内容</td></tr><tr><td>区</td><td> ○ 防火水槽 </td></tr></table>		所管	内容	区	○ 防火水槽														
所管	内容																											
区	（ア） 防火水槽																											
所管	内容																											
区	○ 防火水槽																											

章	頁	修正前			頁	修正後		
				A 区の新設及び既施設に設置する。 B 「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」により設置を求める。 C 区民の土地を借地し、区が設置する。			A 区の新設及び既施設に設置する。 B 「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」により設置を求める。 C 区民の土地を借地し、区が設置する。	
			東京消防庁・消防署	○ 深井戸や耐震性を有する防火水槽を整備する。 ○ 都、区及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図る。 ○ 木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都、区及び水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用する。 ○ 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。 ○ 木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。 ○ 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。 ○ 特別区においては、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、耐震性を有する防火水槽等の整備を推進するとともに、都や区と連携した水利整備方策の推進に努める。 ○ 民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備推進を図る。 ○ 区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第 27 条に基づき、防火水槽等の整備に努める。また民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。 ○ 都有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存置や代替え水利の確保を図る。		東京消防庁・消防署	○ 耐震性を有する防火水槽や巨大水利としての深井戸を整備する。 ○ 都、区及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図る。 ○ 木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都、区及び水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用する。 ○ 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。 ○ 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。 ○ 特別区においては、消防水利が不足する地域に対し、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備を推進するとともに、都や区と連携した水利整備の推進に努める。 ○ 民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備推進を図る。 ○ 区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第 27 条に基づき、防火水槽等の整備に努める。また民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議に基づき防火水槽等の確保に努める。 ○ 都有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存置や代替え水利の確保を図る。	
3	123	【消防活動体制の整備強化】 区内における常備消防力は、3 消防署、10 消防出張所に、消防職員 718 名を擁し、ポンプ車・化学車・はしご車・救助車及び消防 機動 二輪車等 77 台を配備して災害に備えている。（令和 2 年4月 1 日現在） 消防機関は、平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図っている。また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特別救助隊が配置されていない消防署に あつては 、救助資器材を配置している。 【装備資器材の整備】 地震時において 、常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた資器材を整備するとともに、防災区民組織、地域住民等も消防隊員用救助資器材を使用できるよう計画を図る。 【消防水利の整備】 震災時の同時多発火災に対処するため、 延焼危険度の高い 地域 や震災対策上重要な地域を中			108	【消防活動体制の整備強化】 区内における常備消防力は、3 消防署、10 消防出張所に、消防職員 747 名を擁し、ポンプ車・化学車・はしご車・救助車及び消防 活動 二輪車等 77 台を配備して災害に備えている。（令和 6 年7月 1 日現在） 消防機関は、平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図っている。また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特別救助隊が配置されていない消防署に ついても 、救助資器材を配置している。 【装備資器材の整備】 常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた資器材を整備するとともに、防災区民組織、地域住民等も消防隊員用救助資器材を使用できるよう計画を図る。 【消防水利の整備】 震災時の同時多発火災に対処するため、 消防水利が不足する 地域に 対し 、 耐震性を有する防		

章	頁	修正前	頁	修正後																																																				
		心に 、防火水槽の設置や民間建物の基礎部分を利用した地中ばり水槽の設置促進に努めている。		火水槽 や深井戸等 の設置や民間建物の基礎部分を利用した地中ばり水槽の設置促進に努めてい る。																																																				
3	124	（２）危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化 ① 対策内容と役割分担 ア 石油等危険物施設の安全化 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>東京消防庁・消防署等</td><td> ○ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 ○ 石油等危険物施設の安全指導 </td></tr></table>	機関名	対策内容	東京消防庁・消防署等	○ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 ○ 石油等危険物施設の安全指導	109	（２）危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化 ① 対策内容と役割分担 ア 石油等危険物施設の安全化 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>東京消防庁・消防署等</td><td> ○ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 ○ 石油等危険物施設の安全化 </td></tr></table>	機関名	対策内容	東京消防庁・消防署等	○ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 ○ 石油等危険物施設の安全化																																												
機関名	対策内容																																																							
東京消防庁・消防署等	○ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 ○ 石油等危険物施設の安全指導																																																							
機関名	対策内容																																																							
東京消防庁・消防署等	○ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 ○ 石油等危険物施設の安全化																																																							
3	125	工 毒物・劇物取扱施設の安全化 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>事業者</td><td>○ 事業者は、漏洩（えい）を防止するための体制をあらかじめ整備</td></tr><tr><td>都福祉保健局 区災対医療衛生部</td><td>○ 毒物・劇物取扱施設立入検査、講習会、保守点検、事故発生時の対応、措置、防災訓練の実施、危害防止規定等作成等の指導</td></tr><tr><td>都教育庁 区災対教育部</td><td>○ 公立学校における毒物・劇物災害を防止</td></tr><tr><td>都生活文化局</td><td>○ 私立学校における毒物・劇物災害を防止</td></tr></table> オ 化学物質関連施設の安全化 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>○ 事業所防災計画の作成指導</td></tr><tr><td>都環境局</td><td> ○ 化学物質による被害防止 ○ PCB 保管事業者の明確化 </td></tr></table> カ 放射線等使用施設の安全化 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>○ 事業所防災計画の作成指導</td></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。</td></tr><tr><td>都総務局 都福祉保健局 都産業労働局</td><td> ○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進 </td></tr></table>	機関名	対策内容	事業者	○ 事業者は、漏洩（えい）を防止するための体制をあらかじめ整備	都 福祉保健局 区災対医療衛生部	○ 毒物・劇物取扱施設立入検査、講習会、保守点検、事故発生時の対応、措置、防災訓練の実施、危害防止規定等作成等の指導	都教育庁 区災対教育部	○ 公立学校における毒物・劇物災害を防止	都生活 文化局	○ 私立学校における毒物・劇物災害を防止	機関名	対策内容	東京消防庁・消防署	○ 事業所防災計画の作成指導	都環境局	○ 化学物質による被害防止 ○ PCB 保管事業者の明確化	機関名	対策内容	東京消防庁・消防署	○ 事業所防災計画の作成指導	都 福祉保健局	○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。	都総務局 都 福祉保健局 都産業労働局	○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進	109 ～ 110	工 毒物・劇物取扱施設の安全化 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>事業者</td><td>○ 事業者は、漏洩（えい）を防止するための体制をあらかじめ整備</td></tr><tr><td>都保健医療局 区災対医療衛生部</td><td>○ 毒物・劇物取扱施設立入検査、講習会、保守点検、事故発生時の対応、措置、防災訓練の実施、危害防止規定等作成等の指導</td></tr><tr><td>都教育庁 区災対教育部</td><td>○ 公立学校における毒物・劇物災害を防止</td></tr><tr><td>都生活文化スポーツ局</td><td>○ 私立学校における毒物・劇物災害を防止</td></tr></table> オ 化学物質関連施設の安全化 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>○ 事業所防災計画の作成指導</td></tr><tr><td>都環境局</td><td> ○ 化学物質取扱施設の安全性向上 ○ PCB 保管事業者の明確化 </td></tr></table> カ 放射線等使用施設の安全化 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>○ 事業所防災計画の作成指導</td></tr><tr><td>都保健医療局</td><td>○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。</td></tr><tr><td>都総務局 都保健医療局 都産業労働局</td><td> ○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進 </td></tr></table> キ 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都環境局</td><td> ○ 都民、作業員、ボランティア等への広報 ○ 協定締結団体等との体制の構築 </td></tr></table>	機関名	対策内容	事業者	○ 事業者は、漏洩（えい）を防止するための体制をあらかじめ整備	都 保健医療局 区災対医療衛生部	○ 毒物・劇物取扱施設立入検査、講習会、保守点検、事故発生時の対応、措置、防災訓練の実施、危害防止規定等作成等の指導	都教育庁 区災対教育部	○ 公立学校における毒物・劇物災害を防止	都生活 文化スポーツ局	○ 私立学校における毒物・劇物災害を防止	機関名	対策内容	東京消防庁・消防署	○ 事業所防災計画の作成指導	都環境局	○ 化学物質取扱施設の安全性向上 ○ PCB 保管事業者の明確化	機関名	対策内容	東京消防庁・消防署	○ 事業所防災計画の作成指導	都 保健医療局	○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。	都総務局 都 保健医療局 都産業労働局	○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進	機関名	対策内容	都環境局	○ 都民、作業員、ボランティア等への広報 ○ 協定締結団体等との体制の構築
機関名	対策内容																																																							
事業者	○ 事業者は、漏洩（えい）を防止するための体制をあらかじめ整備																																																							
都 福祉保健局 区災対医療衛生部	○ 毒物・劇物取扱施設立入検査、講習会、保守点検、事故発生時の対応、措置、防災訓練の実施、危害防止規定等作成等の指導																																																							
都教育庁 区災対教育部	○ 公立学校における毒物・劇物災害を防止																																																							
都生活 文化局	○ 私立学校における毒物・劇物災害を防止																																																							
機関名	対策内容																																																							
東京消防庁・消防署	○ 事業所防災計画の作成指導																																																							
都環境局	○ 化学物質による被害防止 ○ PCB 保管事業者の明確化																																																							
機関名	対策内容																																																							
東京消防庁・消防署	○ 事業所防災計画の作成指導																																																							
都 福祉保健局	○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。																																																							
都総務局 都 福祉保健局 都産業労働局	○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進																																																							
機関名	対策内容																																																							
事業者	○ 事業者は、漏洩（えい）を防止するための体制をあらかじめ整備																																																							
都 保健医療局 区災対医療衛生部	○ 毒物・劇物取扱施設立入検査、講習会、保守点検、事故発生時の対応、措置、防災訓練の実施、危害防止規定等作成等の指導																																																							
都教育庁 区災対教育部	○ 公立学校における毒物・劇物災害を防止																																																							
都生活 文化スポーツ局	○ 私立学校における毒物・劇物災害を防止																																																							
機関名	対策内容																																																							
東京消防庁・消防署	○ 事業所防災計画の作成指導																																																							
都環境局	○ 化学物質取扱施設の安全性向上 ○ PCB 保管事業者の明確化																																																							
機関名	対策内容																																																							
東京消防庁・消防署	○ 事業所防災計画の作成指導																																																							
都 保健医療局	○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。																																																							
都総務局 都 保健医療局 都産業労働局	○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進																																																							
機関名	対策内容																																																							
都環境局	○ 都民、作業員、ボランティア等への広報 ○ 協定締結団体等との体制の構築																																																							
3	125 ～ 126	② 詳細な取組み内容 ア 石油等危険物施設等の安全化 <table><tr><td>【実施主体】東京消防庁・消防署</td></tr></table> （ア）計画目標	【実施主体】東京消防庁・消防署	110	② 詳細な取組み内容 ア 石油等危険物施設等の安全化 <table><tr><td>【実施主体】東京消防庁・消防署</td></tr></table> 危険物関係の施設は、地震・火災時に生命、身体や財産の被害をおよぼすおそれが多分にある	【実施主体】東京消防庁・消防署																																																		
【実施主体】東京消防庁・消防署																																																								
【実施主体】東京消防庁・消防署																																																								

章	頁	修正前	頁	修正後										
		危険物関係の施設は、地震・火災時に生命、身体や財産の被害をおよぼすおそれが多分にあるので、これらの施設の耐震化、適切な貯蔵取扱い、事業所防災計画の作成等を指導するとともに、立入検査の実施、施設従事者に対する危険物の取扱指導及び訓練等の実施により、災害の予防を図る。 <u>(イ) 現況</u> <u>(平成 28 年 4 月 1 日現在)</u> <table><tr><th><u>製造所等の種別</u></th><th><u>製造所</u></th><th><u>貯蔵所</u></th><th><u>取扱所</u></th><th><u>合計</u></th></tr><tr><td><u>計</u></td><td><u>0</u></td><td><u>232</u></td><td><u>153</u></td><td><u>385</u></td></tr></table> <u>※区内には、火薬類関係施設は存在しない。</u> <u>(ウ) 事業計画</u> <u>A 法令に基づく立入検査を実施し、災害予防の処置にあたるとともに、法令に定める基準に適合していない施設については改修等の処置を強力に推進し、危険物取扱者等による自主的な災害予防体制の確立を図る。</u> <u>B 各事業所に対し、危険物施設の構造設備及び取扱いの適正指導を行ない、災害の未然防止につとめる。</u> <u>C 各事業主及び危険物取扱者による研究会等を行い、火災予防思想の普及と危険物の貯蔵取扱い技術の習熟を図る。</u> <u>D 各事業所では、危険物取扱者の資格を有する者に取扱いを行わせるとともに、資格者の養成及び複数の選任に努めるよう指導する。</u> <u>E 地震発生時の被害の防止、軽減を図るため、あらかじめ予防規程又は防災計画の作成について積極的に指導し、その教育・訓練等を推進する。</u>	<u>製造所等の種別</u>	<u>製造所</u>	<u>貯蔵所</u>	<u>取扱所</u>	<u>合計</u>	<u>計</u>	<u>0</u>	<u>232</u>	<u>153</u>	<u>385</u>		ので、これらの施設の耐震化、適切な貯蔵取扱い、事業所防災計画の作成等を指導するとともに、立入検査の実施、施設従事者に対する危険物の取扱指導及び訓練等の実施により、災害の予防を図る。
<u>製造所等の種別</u>	<u>製造所</u>	<u>貯蔵所</u>	<u>取扱所</u>	<u>合計</u>										
<u>計</u>	<u>0</u>	<u>232</u>	<u>153</u>	<u>385</u>										
3	126	イ 化学物質関連施設の安全化 <table><tr><td>【実施主体】東京消防庁・消防署、都各局</td></tr><tr><td><u>【化学薬品等の安全化】</u></td></tr><tr><td>化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的の実施し、保管の適正化指導等により安全対策を推進する。</td></tr></table>	【実施主体】東京消防庁・消防署、都各局	<u>【化学薬品等の安全化】</u>	化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的の実施し、保管の適正化指導等により安全対策を推進する。	110	イ 化学物質関連施設の安全化 <table><tr><td>【実施主体】東京消防庁・消防署、都各局</td></tr><tr><td>化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的の実施し、保管の適正化指導等により安全対策を推進する。</td></tr></table>	【実施主体】東京消防庁・消防署、都各局	化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的の実施し、保管の適正化指導等により安全対策を推進する。					
【実施主体】東京消防庁・消防署、都各局														
<u>【化学薬品等の安全化】</u>														
化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的の実施し、保管の適正化指導等により安全対策を推進する。														
【実施主体】東京消防庁・消防署、都各局														
化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的の実施し、保管の適正化指導等により安全対策を推進する。														
3	－	新設	111	<u>エ 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築</u> <table><tr><td><u>【実施主体】都環境局</u></td></tr><tr><td><u>○ 災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。更に、災害時に都民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。</u></td></tr><tr><td><u>○ 都環境局、協定締結団体及び区市は協力して、年 1 回災害訓練を実施する。</u></td></tr></table>	<u>【実施主体】都環境局</u>	<u>○ 災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。更に、災害時に都民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。</u>	<u>○ 都環境局、協定締結団体及び区市は協力して、年 1 回災害訓練を実施する。</u>							
<u>【実施主体】都環境局</u>														
<u>○ 災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。更に、災害時に都民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。</u>														
<u>○ 都環境局、協定締結団体及び区市は協力して、年 1 回災害訓練を実施する。</u>														
3	127	(3) 危険物等の輸送の安全化 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都<u>福祉保健局</u></td><td> ○ 法令基準に適合するよう指導取締りの実施 ○ 関係機関との連絡通報体制の確立 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都 <u>福祉保健局</u>	○ 法令基準に適合するよう指導取締りの実施 ○ 関係機関との連絡通報体制の確立	111	(3) 危険物等の輸送の安全化 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都<u>保健医療局</u></td><td> ○ 法令基準に適合するよう指導取締りの実施 ○ 関係機関との連絡通報体制の確立 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都 <u>保健医療局</u>	○ 法令基準に適合するよう指導取締りの実施 ○ 関係機関との連絡通報体制の確立		
機関名	対策内容													
都 <u>福祉保健局</u>	○ 法令基準に適合するよう指導取締りの実施 ○ 関係機関との連絡通報体制の確立													
機関名	対策内容													
都 <u>保健医療局</u>	○ 法令基準に適合するよう指導取締りの実施 ○ 関係機関との連絡通報体制の確立													
3	128	3 社会公共施設等の応急対策 (1) 社会公共施設等の応急対策 ① 対策内容と役割分担	112	3 社会公共施設等の応急対策 (1) 社会公共施設等の応急対策 ① 対策内容と役割分担										

章	頁	修正前	頁	修正後														
		ア 社会公共施設等の応急危険度判定 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対都市整備部</td><td>○ 公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対都市整備部	○ 公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施		ア 社会公共施設等の応急危険度判定 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対都市整備部</td><td>○ 公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対都市整備部	○ 公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施		
機関名		対策内容																
区	災対都市整備部	○ 公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施																
機関名		対策内容																
区	◎災対都市整備部	○ 公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施																
3	129	② 詳細な取組み内容 イ 社会公共施設等の応急対策 （ア）社会福祉施設等 ○ 利用者の<u>状況、職員</u>の<u>状況、施設建物の被害状況</u>を<u>把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。</u>	113	② 詳細な取組み内容 イ 社会公共施設等の応急対策 （ア）社会福祉施設等 ○ <u>業務継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、</u>利用者の<u>安否確認や安全確保、サービスの継続</u>を<u>行う。</u>														
3	130	（2）土砂災害に関する応急対策 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>○ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施</td></tr><tr><td>都建設局</td><td>○ 急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施	都建設局	○ 急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施	114	（2）土砂災害に関する応急対策 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>○ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施</td></tr><tr><td>都建設局</td><td>○ 急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施</td></tr><tr><td>都環境局</td><td>○ <u>保全地域の急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施</u></td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施	都建設局	○ 急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施	都環境局	○ <u>保全地域の急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施</u>
機関名	対策内容																	
区	○ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施																	
都建設局	○ 急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施																	
機関名	対策内容																	
区	○ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施																	
都建設局	○ 急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施																	
都環境局	○ <u>保全地域の急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施</u>																	
3	130	② 業務手順 ○ 気象庁により土砂災害警戒情報（<u>避難勧告</u>発令段階）が発令された場合は、交通管理者である警察と連携し、土砂災害特別警戒区域内の、区で管理する道路等について通行規制を行う。	114	② 業務手順 ○ 気象庁により土砂災害警戒情報（<u>避難指示</u>発令段階）が発令された場合は、交通管理者である警察と連携し、土砂<u>災害</u>特別警戒区域内の、区で管理する道路等について通行規制を行う。														
3	131	【実施主体】都建設局（第二建設事務所） ○ 土砂災害による急迫した危険が認められる場合は、区市町村が適切に<u>避難勧告</u>等の判断が行えるよう、情報を提供する。	114 ～ 115	【実施主体】都建設局（第二建設事務所） ○ 土砂災害による急迫した危険が認められる場合は、区市町村が適切に<u>避難指示</u>等の判断が行えるよう、情報を提供する。 【<u>実施主体</u>】<u>都環境局</u> <u>○ 保全地域（都有地）の急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。</u>														
3	131	4 危険物等の応急措置による危険防止 <u>都、区市町村又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。</u>	115	4 危険物等の応急措置による危険防止 削除														
3	131	（1）危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 ① 対策内容と役割分担 ア 石油等危険物施設の応急措置 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>○ 必要に応じ、区民に対する<u>避難の勧告</u>等の措置を実施</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 必要に応じ、区民に対する <u>避難の勧告</u> 等の措置を実施	115	（1）危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 ① 対策内容と役割分担 ア 石油等危険物施設の応急措置 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>○ 必要に応じ、区民に対する<u>避難の指示</u>等の措置を実施</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 必要に応じ、区民に対する <u>避難の指示</u> 等の措置を実施						
機関名	対策内容																	
区	○ 必要に応じ、区民に対する <u>避難の勧告</u> 等の措置を実施																	
機関名	対策内容																	
区	○ 必要に応じ、区民に対する <u>避難の指示</u> 等の措置を実施																	
3	131	イ 液化石油ガス消費施設の応急措置	115	イ 液化石油ガス消費施設の応急措置														

章	頁	修正前		頁	修正後	
		機関名	対策内容		機関名	対策内容
		区	○ 必要に応じ、区民に対する 避難の勧告 等の措置を実施		区	○ 必要に応じ、区民に対する 避難の指示 等の措置を実施
3	131	ウ 高圧ガス取扱施設の応急措置		115	ウ 高圧ガス取扱施設の応急措置	
		機関名	対策内容		機関名	対策内容
		区	○ 必要に応じ、区民に対する 避難の勧告 等の措置を実施 ○ 避難勧告・避難指示（緊急） の発令、避難誘導、避難所開設、避難住民保護、情報提供、関係機関との連携		区	○ 必要に応じ、区民に対する 避難の指示 等の措置を実施 ○ 避難指示等 の発令、避難誘導、避難所開設、避難住民保護、情報提供、関係機関との連携
		東京消防庁・消防署	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合 の関係機関と連携した避難勧告又は指示 及び区市町村への その内容 の通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策の実施		東京消防庁・消防署	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合 における災害対策基本法第 50 条に掲げる避難指示等 及び その後の 区市町村への通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策の実施
3	132	エ 毒物・劇物取扱施設の応急措置		116	エ 毒物・劇物取扱施設の応急措置	
		機関名	対策内容		機関名	対策内容
		区	○ 避難勧告・避難指示（緊急） の発令、避難誘導、避難所開設、避難住民保護、情報収集及び提供を関係機関と連携して行う		区	○ 避難指示等 の発令、避難誘導、避難所開設、避難住民保護、情報収集及び提供を関係機関と連携して行う
		警視庁・警察署	○ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報、被害調査、被害拡大防止、警戒区域設定、救出救護活動、交通規制、避難誘導、被害拡大防止措置等 ○ 区市町村長からの要求等により、避難を指示 ○ 避難区域内への車両の交通規制 ○ 避難路の確保及び避難誘導		警視庁・警察署	○ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報、被害調査、被害拡大防止、警戒区域設定、救出救護活動、交通規制、避難誘導、被害拡大防止措置等 ○ 区市町村長からの要求等により、避難を指示 ○ 避難区域内への車両の交通規制 ○ 避難路の確保及び避難誘導
		東京消防庁・消防署	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合 の関係機関と連携した避難勧告又は指示 及び区市町村への その内容 の通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策は第2部第5章「応急対応力、広域連携体制の強化」により対処		東京消防庁・消防署	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合 における災害対策基本法第 50 条に掲げる避難指示等 及び その後の 区市町村への通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策は第2部第5章「応急対応力、広域連携体制の強化」により対処
		都下水道局	○ 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 ○ 災害情報の収集、伝達		都下水道局	○ 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 ○ 災害情報の収集、伝達
		事業者等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置		事業者等	○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
		都 福祉保健局 区災対医療衛生部	○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ○ 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示 ○ 災害情報の収集、伝達		都 保健医療局 区災対医療衛生部	○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ○ 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示 ○ 災害情報の収集、伝達
3	133	オ 化学物質関連施設の応急措置		116	オ 化学物質関連施設の応急措置	

章	頁	修正前		頁	修正後																	
		<table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都環境局</td><td> - 化学物質対策 区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 - PCB 対策 区市町村との連絡調整により、PCB 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都環境局	- 化学物質対策 区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 - PCB 対策 区市町村との連絡調整により、PCB 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告			<table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都環境局</td><td> - 化学物質対策 区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 - PCB 対策 区市町村との連絡調整により、PCB 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都環境局	- 化学物質対策 区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 - PCB 対策 区市町村との連絡調整により、PCB 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告									
機関名	対策内容																					
都環境局	- 化学物質対策 区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 - PCB 対策 区市町村との連絡調整により、PCB 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告																					
機関名	対策内容																					
都環境局	- 化学物質対策 区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 - PCB 対策 区市町村との連絡調整により、PCB 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告																					
3	133	カ 放射線等使用施設の応急措置 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命ずることができる。 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td> - 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施 </td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> - 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 - 事故の状況に応じ、必要な措置を実施 </td></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td> - RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施 </td></tr></table>		機関名	対策内容	区	関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施	東京消防庁・消防署	- 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 - 事故の状況に応じ、必要な措置を実施	都 福祉保健局	RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施	117	カ 放射線等使用施設の応急措置 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命ずることができる。 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td> - 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 </td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> - 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 - 事故の状況に応じ、必要な措置を実施 </td></tr><tr><td>都保健医療局</td><td> - RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施 </td></tr></table>		機関名	対策内容	区	関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施	東京消防庁・消防署	- 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 - 事故の状況に応じ、必要な措置を実施	都 保健医療局	RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施
機関名	対策内容																					
区	関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施																					
東京消防庁・消防署	- 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 - 事故の状況に応じ、必要な措置を実施																					
都 福祉保健局	RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施																					
機関名	対策内容																					
区	関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施																					
東京消防庁・消防署	- 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 - 事故の状況に応じ、必要な措置を実施																					
都 保健医療局	RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施																					
3	－	新設		117	キ 石綿含有建築物等の応急措置 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td> 都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 住民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援・実施 </td></tr><tr><td>建築物所有者等</td><td> 建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施 </td></tr><tr><td>都環境局</td><td> 都民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援 </td></tr></table>		機関名	対策内容	区	都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 住民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援・実施	建築物所有者等	建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施	都環境局	都民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援								
機関名	対策内容																					
区	都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 住民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援・実施																					
建築物所有者等	建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施																					
都環境局	都民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援																					
3	134	② 業務手順及び詳細な取組み内容 イ 液化石油ガス消費施設の応急措置 区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。 (ア) 住民に対する避難の勧告又は指示 (イ) 住民の避難誘導 (ウ) 避難所の開設 (エ) 避難住民の保護 (オ) 情報提供 (カ) 関係機関との連絡		118	② 業務手順及び詳細な取組み内容 イ 液化石油ガス消費施設の応急措置 区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。 (ア) 住民に対する避難の指示 (イ) 住民の避難誘導 (ウ) 避難所の開設 (エ) 避難住民の保護 (オ) 情報提供 (カ) 関係機関との連絡																	
3	134	<table><tr><td>【実施主体】東京消防庁・消防署等</td></tr><tr><td> - 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 - 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動 </td></tr></table>		【実施主体】東京消防庁・消防署等	- 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 - 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動	118	<table><tr><td>【実施主体】東京消防庁・消防署等</td></tr><tr><td> - 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止と応急対策 - 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機 </td></tr></table>		【実施主体】東京消防庁・消防署等	- 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止と応急対策 - 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機												
【実施主体】東京消防庁・消防署等																						
- 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 - 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動																						
【実施主体】東京消防庁・消防署等																						
- 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止と応急対策 - 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機																						

章	頁	修正前	頁	修正後								
				関との連携活動								
3	134	② 業務手順及び詳細な取組み内容 イ 液化石油ガス消費施設の応急措置 区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。 (ア) 住民に対する避難の勧告又は指示 (イ) 住民の避難誘導 (ウ) 避難所の開設 (エ) 避難住民の保護 (オ) 情報提供 (カ) 関係機関との連絡	118	② 業務手順及び詳細な取組み内容 イ 液化石油ガス消費施設の応急措置 区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。 (ア) 住民に対する避難の指示 (イ) 住民の避難誘導 (ウ) 避難所の開設 (エ) 避難住民の保護 (オ) 情報提供 (カ) 関係機関との連絡								
3	135	ウ 高圧ガス取扱施設の応急措置 区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。 (ア) 住民に対する避難の指示 (イ) 住民の避難誘導 (ウ) 避難所の開設 (エ) 避難住民の保護 (オ) 情報提供 (カ) 関係機関との連絡	119	ウ 高圧ガス取扱施設の応急措置 区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。 (ア) 住民に対する避難の指示 (イ) 住民の避難誘導 (ウ) 避難所の開設 (エ) 避難住民の保護 (オ) 情報提供 (カ) 関係機関との連絡								
3	136	エ 毒物・劇物取扱施設の応急措置 区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。 (ア) 住民に対する避難の勧告又は指示 (イ) 住民の避難誘導 (ウ) 避難所の開設 (エ) 避難住民の保護 (オ) 情報提供 (カ) 関係機関との連絡	120	エ 毒物・劇物取扱施設の応急措置 区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。 (ア) 住民に対する避難の指示 (イ) 住民の避難誘導 (ウ) 避難所の開設 (エ) 避難住民の保護 (オ) 情報提供 (カ) 関係機関との連絡								
3	136	オ 放射線等使用施設の応急措置 区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。 (ア) 住民に対する避難勧告又はの指示 (イ) 住民の避難誘導 (ウ) 避難所の開設 (エ) 避難住民の保護 (オ) 情報提供 (カ) 関係機関との連絡	120	オ 放射線等使用施設の応急措置 区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。 (ア) 住民に対する避難の指示 (イ) 住民の避難誘導 (ウ) 避難所の開設 (エ) 避難住民の保護 (オ) 情報提供 (カ) 関係機関との連絡								
3	－	新設	120	カ 石綿含有建築物等の応急措置 【実施主体】区 ○ 住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。 ○ 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。 ○ 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。								
3	137	(２) 危険物輸送車両等の応急対策 ① 対策内容と役割分担 ア 危険物輸送車両の応急対策 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>○ 必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 必要に応じ、住民に対する 避難の勧告 等の措置を実施	121	(２) 危険物輸送車両等の応急対策 ① 対策内容と役割分担 ア 危険物輸送車両等の応急対策 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>○ 必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 必要に応じ、住民に対する 避難の指示 等の措置を実施
機関名	対策内容											
区	○ 必要に応じ、住民に対する 避難の勧告 等の措置を実施											
機関名	対策内容											
区	○ 必要に応じ、住民に対する 避難の指示 等の措置を実施											
3	137	イ 核燃料物質輸送車両等の応急対策 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>○ 関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の勧告等の措置を実施</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する 避難の勧告 等の措置を実施	121	イ 核燃料物質輸送車両等の応急対策 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>○ 関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する 避難の指示 等の措置を実施
機関名	対策内容											
区	○ 関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する 避難の勧告 等の措置を実施											
機関名	対策内容											
区	○ 関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する 避難の指示 等の措置を実施											

章	頁	修正前	頁	修正後																												
3	138	② 詳細な取組み内容 ア 危険物輸送車両の応急対策 区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。 (ア) 住民に対する避難の勧告又は指示 (イ) 住民の避難誘導 (ウ) 避難所の開設 (エ) 避難住民の保護 (オ) 情報提供 (カ) 関係機関との連絡	122	② 詳細な取組み内容 ア 危険物輸送車両の応急対策 区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。 (ア) 住民に対する避難の指示 (イ) 住民の避難誘導 (ウ) 避難所の開設 (エ) 避難住民の保護 (オ) 情報提供 (カ) 関係機関との連絡																												
3	138	イ 核燃料物質輸送車両の応急対策 区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。 (ア) 住民に対する避難の勧告又は指示 (イ) 住民の避難誘導 (ウ) 避難所の開設 (エ) 避難住民の保護 (オ) 情報提供 (カ) 関係機関との連絡	122	イ 核燃料物質輸送車両等の応急対策 区は、事故時には必要に応じ次の措置を行う。 (ア) 住民に対する避難の指示 (イ) 住民の避難誘導 (ウ) 避難所の開設 (エ) 避難住民の保護 (オ) 情報提供 (カ) 関係機関との連絡																												
3	139	(3) 危険動物の逸走時対策 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td> ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 - 区民に対する避難の勧告又は指示 - 区民の避難誘導 - 避難所の開設、避難住民の保護 - 情報提供、関係機関との連絡 </td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）</td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送</td></tr><tr><td>都総務局</td><td>○ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理</td></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>○ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整</td></tr><tr><td>都産業労働局</td><td>○ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 - 区民に対する避難の勧告又は指示 - 区民の避難誘導 - 避難所の開設、避難住民の保護 - 情報提供、関係機関との連絡	警視庁・警察署	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）	東京消防庁・消防署	○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送	都総務局	○ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理	都 福祉保健局	○ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整	都産業労働局	○ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導	123	(3) 危険動物の逸走時対策 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td> ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 - 区民に対する避難の指示 - 区民の避難誘導 - 避難所の開設、避難住民の保護 - 情報提供、関係機関との連絡 </td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）</td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送</td></tr><tr><td>都総務局</td><td>○ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理</td></tr><tr><td>都保健医療局</td><td>○ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整</td></tr><tr><td>都産業労働局</td><td>○ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 - 区民に対する避難の指示 - 区民の避難誘導 - 避難所の開設、避難住民の保護 - 情報提供、関係機関との連絡	警視庁・警察署	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）	東京消防庁・消防署	○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送	都総務局	○ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理	都 保健医療局	○ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整	都産業労働局	○ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
機関名	対策内容																															
区	○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 - 区民に対する避難の勧告又は指示 - 区民の避難誘導 - 避難所の開設、避難住民の保護 - 情報提供、関係機関との連絡																															
警視庁・警察署	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）																															
東京消防庁・消防署	○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送																															
都総務局	○ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理																															
都 福祉保健局	○ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整																															
都産業労働局	○ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導																															
機関名	対策内容																															
区	○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 - 区民に対する避難の指示 - 区民の避難誘導 - 避難所の開設、避難住民の保護 - 情報提供、関係機関との連絡																															
警視庁・警察署	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）																															
東京消防庁・消防署	○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送																															
都総務局	○ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理																															
都 保健医療局	○ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整																															
都産業労働局	○ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導																															

【震災編】

第2部

施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画)

第4章

安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保

章	頁	修正前	頁	修正後												
4	147	第1節 現在の到達状況 1 交通関連施設の安全確保 都は緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図るべき道路を特定緊急輸送道路として告示（平成23年6月）するとともに、首都圏三環状道路をはじめとする道路整備や連続立体交差事業など道路ネットワークの構築を推進している。 また、緊急輸送道路等の<u>橋りょう</u>の耐震化や<u>橋りょう</u>の長寿命化対策を進めるとともに、港湾、鉄道施設の耐震化を推進している。 ○ 首都圏三環状道路整備率 約82％（<u>平成31年3月</u>） <u>世田谷区内の緊急輸送道路等の橋りょうの耐震化を完了（平成28年3月）</u> ○ 連続立体交差事業の推進により、事業完了箇所・事業中箇所を含め、<u>395</u>箇所の踏切を除却（<u>平成27年8月</u>） 区内の<u>橋りょう</u>及び道路の整備状況は次のようになっている。 （1）<u>橋りょう</u>の整備の現状 <table><tr><th><u>平成24年度</u></th><th><u>平成25年度</u></th><th><u>平成26年度</u></th></tr><tr><td><u>①橋りょう修繕 1橋</u> <u>②架替え 0橋</u></td><td><u>①橋りょう修繕 6橋</u> <u>②架替え 1橋</u></td><td><u>①橋りょう修繕 3橋</u> <u>②架替え（新設）1橋</u></td></tr></table> （2）道路整備の現状 世田谷区の道路率や都市計画道路の完成率などの指標は、いずれも23区の中で下位に位置しており、未だに区内の道路整備の状況は低い水準にある。 ○ 都市計画道路の整備率 <u>約50</u>％ 23区中21位 ○ 道路率 <u>約14</u>％ 23区中<u>20</u>位 ○ 区道総延長約1,100km中、<u>約60</u>％は幅員6m未満 ○ 主要延焼遮断帯に指定された都市計画道路の整備率 <u>約51</u>％ ○ 一般延焼遮断帯に指定された都市計画道路の整備率 <u>約29</u>％ （上記数値は、世田谷区道路整備白書（令和<u>2</u>年4月）による） （3）鉄道の耐震補強の現状 区内各鉄道事業者の鉄道施設については、これまで、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了しているが、<u>平成30年3月に改正された鉄道耐震に係る省令に基づき、新たに追加されたロッキング橋脚の耐震対策などについて促進していく必要がある。</u> <u>また、緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により、道路が閉塞する可能性がある。</u>	<u>平成24年度</u>	<u>平成25年度</u>	<u>平成26年度</u>	<u>①橋りょう修繕 1橋</u> <u>②架替え 0橋</u>	<u>①橋りょう修繕 6橋</u> <u>②架替え 1橋</u>	<u>①橋りょう修繕 3橋</u> <u>②架替え（新設）1橋</u>	128	第1節 現在の到達状況と課題 1 交通関連施設の安全確保 都は緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図るべき道路を特定緊急輸送道路として告示（平成23年6月<u>指定、令和5年3月指定変更</u>）するとともに、首都圏三環状道路をはじめとする道路整備や連続立体交差事業など道路ネットワークの構築を推進している。 また、緊急輸送道路等の<u>橋梁</u>の耐震化や<u>橋梁</u>の長寿命化対策を進めるとともに、港湾、鉄道施設の耐震化を推進している。 ○ 首都圏三環状道路整備率 約82％（<u>令和4年8月</u>） ○ 連続立体交差事業の推進により、事業完了箇所・事業中箇所を含め、<u>都施行 455</u>箇所、<u>区施行 2箇所</u>の計<u>457箇所</u>の踏切を除却（<u>令和4年3月</u>） 区内の<u>橋梁</u>及び道路の整備状況は次のようになっている。 （1）<u>橋梁</u>の整備の現状 <table><tr><th><u>令和3年度</u></th><th><u>令和4年度</u></th><th><u>令和5年度</u></th></tr><tr><td><u>①橋梁修繕 4橋</u> <u>②架替え 0橋</u></td><td><u>①橋梁修繕 6橋</u> <u>②架替え 0橋</u></td><td><u>①橋梁修繕 3橋</u> <u>②架替え（新設）0橋</u></td></tr></table> （2）道路整備の現状 世田谷区の道路率や都市計画道路の完成率などの指標は、いずれも23区の中で下位に位置しており、未だに区内の道路整備の状況は低い水準にある。 ○ 都市計画道路の整備率 <u>50.8</u>％ 23区中21位 ○ 道路率 <u>14.3</u>％ 23区中<u>19</u>位 ○ 区道総延長約1,100km中、<u>64.8</u>％は幅員6m未満 ○ 主要延焼遮断帯に指定された都市計画道路の整備率 <u>50.6</u>％ ○ 一般延焼遮断帯に指定された都市計画道路の整備率 <u>29.4</u>％ （上記数値は、世田谷区道路整備白書（令和<u>6</u>年4月）による） （3）鉄道の耐震補強の現状 区内各鉄道事業者の鉄道施設については、これまで、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了している。 <u>【課題】</u> <u>幹線道路ネットワークについて、外環道や区部放射・環状道路、多摩東西及び南北道路等で未整備区間が生じているため、被災時の代理機能が確保できていない。また、緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により、道路が閉塞する可能性がある。</u> <u>鉄道施設の対策は、鉄道耐震に係る省令等に基づき耐震対策を促進していく必要がある。</u>	<u>令和3年度</u>	<u>令和4年度</u>	<u>令和5年度</u>	<u>①橋梁修繕 4橋</u> <u>②架替え 0橋</u>	<u>①橋梁修繕 6橋</u> <u>②架替え 0橋</u>	<u>①橋梁修繕 3橋</u> <u>②架替え（新設）0橋</u>
<u>平成24年度</u>	<u>平成25年度</u>	<u>平成26年度</u>														
<u>①橋りょう修繕 1橋</u> <u>②架替え 0橋</u>	<u>①橋りょう修繕 6橋</u> <u>②架替え 1橋</u>	<u>①橋りょう修繕 3橋</u> <u>②架替え（新設）1橋</u>														
<u>令和3年度</u>	<u>令和4年度</u>	<u>令和5年度</u>														
<u>①橋梁修繕 4橋</u> <u>②架替え 0橋</u>	<u>①橋梁修繕 6橋</u> <u>②架替え 0橋</u>	<u>①橋梁修繕 3橋</u> <u>②架替え（新設）0橋</u>														
4	147～148	2 ライフライン等の確保 都では、水道管路の耐震継手化や<u>下水道管の耐震化を進めるとともに、</u>マンホールの浮上抑制対策を実施している。また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組みが進められている。	129	2 ライフライン等の確保 都では、水道管路の耐震継手化、<u>下水道管とマンホールの接続部の耐震化</u>やマンホールの浮上抑制対策、<u>水再生センター・ポンプ所等の耐震化</u>を実施している。また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災												

章	頁	修正前	頁	修正後																		
		○ 水道管のダクティル鋳鉄管への取替えをほぼ完了（平成 22 年 3 月） ○ 水道管路の耐震継手率 44％（平成 31 年 3 月） ○ 下水道マンホールの浮上抑制対策について緊急輸送道路など約 500km の対策を完了（平成 23 年 3 月）し、更に、避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路に対象を拡大し、対策を推進 ○ 指定避難所などから排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部分の耐震化を完了（平成 26 年 3 月）し、更に、帰宅困難者が滞留するターミナル駅などに対象を拡大し、対策を推進		設計といった取組みが進められている。 ○ 水道管路の耐震継手率 50％（令和 5 年 3 月） ○ 重要施設への供給ルートの耐震継手化は概成（令和 5 年 3 月） ○ 避難所や災害復旧拠点などの下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などについて 5,000 箇所を完了（令和 6 年 3 月）し、さらに、一時滞在施設や災害拠点連携病院などに対象を拡大し、対策を推進 ○ 緊急輸送道路などの交通機能を確保するため、1,377 kmについてマンホールの浮上抑制対策を完了（令和 6 年 3 月）し、さらに、無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などに対象を拡大し、対策を推進 ○ 地区内残留地区において下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を面的に実施し、8,318haを完了（令和 6 年 3 月） ○ 水再生センター・ポンプ所等において、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）を 1 系統で確保する耐震対策が令和元年度末に完了。現在は、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょなどを対象とするほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進 【課題】 水道は、一部はバックアップ機能が十分でないため、断水して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。 下水道は、震災時でも機能を確保するため、耐震化やマンホールの浮上抑制対策の取組みをさらに強化する必要がある。 電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、引き続き、こうした事業者による取組みを着実に進める必要がある。																		
4	149	第2節 課題 【被害想定（東京湾北部地震）】 <table><tr><th>被害項目</th><th>想定される被害</th></tr><tr><td>渋滞区間延長</td><td>都内緊急輸送道路総延長 1,970km のうち、約 600km（約 30％）</td></tr><tr><td>鉄道被害</td><td>都内在来線、私鉄線で最大 1.9％</td></tr><tr><td>橋りょう・橋脚被害</td><td>都内高速道路の橋脚の約 10％</td></tr><tr><td>断水率</td><td>最大 30.8％</td></tr><tr><td>下水道管きょ被害率</td><td>最大 24.7％</td></tr><tr><td>停電率（火災を考慮する）</td><td>最大 19.4％（冬の夕方 18 時）</td></tr><tr><td>ガス供給支障率</td><td>最大 1.2％</td></tr><tr><td>固定電話不通率</td><td>最大 12.7％（冬の夕方 18 時）</td></tr></table> 1 交通関連施設の安全確保に向けた課題 （1）道路機能の確保 首都圏三環状道路は、平成 31 年 3 月末で整備率 82％となっており、整備が着々と進んでいるが、災害時の避難・救急活動のルートを実に確保するためには、早期の整備が必要となる。	被害項目	想定される被害	渋滞区間延長	都内緊急輸送道路総延長 1,970km のうち、約 600km（約 30％）	鉄道被害	都内在来線、私鉄線で最大 1.9％	橋りょう・橋脚被害	都内高速道路の橋脚の約 10％	断水率	最大 30.8％	下水道管きょ被害率	最大 24.7％	停電率（火災を考慮する）	最大 19.4％（冬の夕方 18 時）	ガス供給支障率	最大 1.2％	固定電話不通率	最大 12.7％（冬の夕方 18 時）	－	削除 ※「第2節 課題」は、修正後は「第1節 現在の到達状況と課題」に統合している。
被害項目	想定される被害																					
渋滞区間延長	都内緊急輸送道路総延長 1,970km のうち、約 600km（約 30％）																					
鉄道被害	都内在来線、私鉄線で最大 1.9％																					
橋りょう・橋脚被害	都内高速道路の橋脚の約 10％																					
断水率	最大 30.8％																					
下水道管きょ被害率	最大 24.7％																					
停電率（火災を考慮する）	最大 19.4％（冬の夕方 18 時）																					
ガス供給支障率	最大 1.2％																					
固定電話不通率	最大 12.7％（冬の夕方 18 時）																					

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>また、幹線道路ネットワークについて、外環道や区部放射・環状道路、多摩東西及び南北道路等でミッシングリンクが生じているため、被災時の代理機能が確保できていない。このほか、都内の踏切数は、平成30年4月時点で約1,050箇所あり、その中には、道路ネットワークを形成する上で課題となる箇所が存在する。また、踏切の閉鎖により、緊急・救急活動の妨げとなる可能性がある。</u> <u>橋りょうは、ひとたび落下すると、橋りょうがまたぐ道路・河川・鉄道等への影響が大きい。補強だけでなく架け替えなど、抜本的な対策が必要とされる場合もあるため、着実に適切な対策を講じる必要がある。</u> <u>切迫している首都直下型地震等から多くの区民の命を守るため、「せたがや道づくりプラン」に基づき、防災対策に繋がる道路整備を計画的かつ効率的に進めることが必要である。</u> 2 ライフラインの確保に向けた課題 <u>水道については、耐震化の取組みを進めてきているが、一部はバックアップ機能が十分でないため、断水して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。</u> <u>また、下水道については、震災時でも機能を確保するため、耐震化やマンホールの浮上抑制対策の取組みをさらに強化する必要がある。</u> <u>電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、引き続き、こうした事業者による取組みを着実に進める必要がある。</u> 3 エネルギーの確保に向けた課題 <u>エネルギーは都市の機能を支える上で不可欠なものであり、特に防災上重要な建築物やライフライン施設等については、発災後もその機能を維持できるよう自立電源の確保が重要となる。</u>		
4	150	第3節 対策の方向性 1 交通関連施設の安全確保 区民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・<u>橋りょう</u>等の安全確保や新たな交通規制を実施する。また、鉄道の安全確保と早期復旧に向けた対応等を図り、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。 <u>橋りょうは、平成26年3月に改定した「^{きょうりょう}橋 梁 長寿命化修繕計画」に基づく修繕及び架替を実施していくとともに、併せて耐震補強対策について検討していく。</u>	130	第2節 対策の方向性 1 交通関連施設の安全確保 区民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、<u>緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化、震災時の輸送・避難ルートの確保や消火活動等の機能の確保</u>、道路・<u>橋梁</u>等の安全確保や新たな交通規制を実施する。また、鉄道の安全確保と早期復旧に向けた対応等を図り、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。 <u>橋梁は、令和3年6月に改定した「^{きょうりょう}世田谷区 橋 梁 長寿命化修繕計画」に基づく修繕及び架替を実施していくとともに、必要に応じて耐震対策を行う。</u>
4	150	2 ライフライン等の確保 <u>水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。</u> 3 エネルギーの確保 <u>自立・分散型電源の導入促進により、発災後も都市の機能を維持する。</u>	130	2 ライフライン等の確保 <u>震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、区民への給水を可能な限り確保するため、都水道局は浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。</u> <u>都下水道局は、下水道施設の耐震化を推進するとともに、震災時のトイレ機能を確保するため、指定避難所などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成25年度までに完了した。更に、帰宅困難者が滞留するターミナル駅や国、都、区の庁舎などの災害復旧の拠点となる施設等に対象を拡大して耐震化を進める。</u>

章	頁	修正前	頁	修正後																						
				電気、ガス、通信については、事業者による耐震化等の取組みを継続する。 これらの取組みにより、ライフライン機能を維持・早期復旧するバックアップ体制を確保する。																						
4	151	第4節 到達目標 1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋りょうの耐震化 幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化、震災時の輸送・避難ルートの確保や消火活動等の機能を確保する。 緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線の無電柱化を令和6年度末までに完了する。都は、今後は、都道の重点整備地域をセンター・コア・エリアから環状7号線の内側エリアまで拡大し、重点整備路線として第一次緊急輸送道路と災害拠点病院等を結ぶ都道を新たに位置付け、無電柱化を推進するとともに、区の無電柱化事業に対する支援を行う。 2 首都中枢機能等への耐震化 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、区民への給水を可能な限り確保するため、都水道局は浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、指定避難所の給水機能の確保のため、応急給水栓の設置を進めていく。管路は、首都中枢・救急医療機関、指定避難所や主要な駅等への供給ルートを優先して耐震化を推進している。具体的には首都中枢・救急医療機関等については、令和元年度までに耐震継手化を100%完了する。また、中学校及び指定避難所や一日当たりの乗車人数20万人越えの主要な駅については、令和元年度までに、小学校及び一日当たりの乗車人数10万人超20万人以下の主要な駅は令和4年度までに、高等学校・大学・公民館等は令和7年度までに耐震継手化を100%完了する。加えて、指定避難所や主要な駅の給水管は令和元年度までに耐震化を概ね100%完了する。 また、都下水道局は下水道施設の耐震化を推進するとともに、震災時のトイレ機能を確保するため、指定避難所などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成25年度までに完了した。更に、帰宅困難者が滞留するターミナル駅や国、都、区の庁舎などの災害復旧の拠点となる施設等に対象を拡大して耐震化を進めている。 さらに、電気、ガス、通信については、事業者による耐震化等の取組みを継続する。 これらの取組みにより、ライフライン機能を維持・早期復旧するバックアップ体制を確保する。	－	削除 ※「第4節 到達目標」は、修正後は「第2節 対策の方向性」に統合している。																						
4	152	第3節 具体的な取組み 第1 予防対策 1 道路・橋りょう (1) 対策内容と役割分担 ① 道路・橋りょうの安全確保等 道路整備事業の推進や、道路・橋りょうの安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去用資器材の確保等を進める。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対土木部</td><td>○ せたがや道づくりプラン等に基づく計画的な整備を推進</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 震災時の交通情報収集方策の検討</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対土木部	○ せたがや道づくりプラン等に基づく計画的な整備を推進	警視庁・警察署		○ 震災時の交通情報収集方策の検討	130	第3節 具体的な取組み 第1 予防対策 1 道路・橋梁 (1) 対策内容と役割分担 ① 道路・橋梁の安全確保等 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対土木部</td><td>○ せたがや道づくりプラン等に基づく計画的な整備を推進</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 震災時の交通情報収集方策の検討</td></tr><tr><td>○ ITSを活用した震災時の交通情報発信の検討</td></tr><tr><td colspan="2">都建設局</td><td>○ 外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対土木部	○ せたがや道づくりプラン等に基づく計画的な整備を推進	警視庁・警察署		○ 震災時の交通情報収集方策の検討	○ ITSを活用した震災時の交通情報発信の検討	都建設局		○ 外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交
機関名		対策内容																								
区	◎災対土木部	○ せたがや道づくりプラン等に基づく計画的な整備を推進																								
警視庁・警察署		○ 震災時の交通情報収集方策の検討																								
機関名		対策内容																								
区	◎災対土木部	○ せたがや道づくりプラン等に基づく計画的な整備を推進																								
警視庁・警察署		○ 震災時の交通情報収集方策の検討																								
		○ ITSを活用した震災時の交通情報発信の検討																								
都建設局		○ 外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交																								

章	頁	修正前		頁	修正後																																
		<table><tr><td></td><td>都建設局</td><td> ○ ITS を活用した震災時の交通情報発信の検討 ○ 外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交差事業等、道路整備を推進 ○ 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進 ○ 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 ○ 情報収集用資器材や、障害物除去用資器材を確保 ○ 緊急道路障害物除去路線の見直し ○ 分かりやすい標識整備等 </td></tr><tr><td></td><td>関東地方整備局東京国道事務所</td><td> ○ 緊急輸送道路等の橋りょうについて、必要な耐震化を推進 ○ 首都近隣区域において防災資器材備蓄基地を計画的に整備 ○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成 </td></tr><tr><td></td><td>首都高速道路 東日本高速道路 中日本高速道路</td><td> ○ 緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防止対策を推進 </td></tr><tr><td></td><td>東日本高速道路 中日本高速道路</td><td> ○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成 </td></tr><tr><td></td><td>都都市整備局</td><td>緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進○</td></tr></table>		都建設局	○ ITS を活用した震災時の交通情報発信の検討 ○ 外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交差事業等、道路整備を推進 ○ 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進 ○ 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 ○ 情報収集用資器材や、障害物除去用資器材を確保 ○ 緊急道路障害物除去路線の見直し ○ 分かりやすい標識整備等		関東地方整備局東京国道事務所	○ 緊急輸送道路等の橋りょうについて、必要な耐震化を推進 ○ 首都近隣区域において防災資器材備蓄基地を計画的に整備 ○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成		首都高速道路 東日本高速道路 中日本高速道路	○ 緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防止対策を推進		東日本高速道路 中日本高速道路	○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成		都都市整備局	緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進○		<table><tr><td></td><td>差事業等、道路整備を推進</td><td></td></tr><tr><td></td><td> ○ 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進 ○ 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 ○ 情報収集用資器材や、障害物除去用資器材を確保 ○ 緊急道路障害物除去路線の見直し ○ 分かりやすい標識整備等 </td><td></td></tr><tr><td></td><td>関東地方整備局東京国道事務所</td><td> ○ 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ○ 首都近隣区域において防災資器材備蓄基地を計画的に整備 ○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成 </td></tr><tr><td></td><td>首都高速道路 東日本高速道路 中日本高速道路</td><td> ○ 緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防止対策を推進 </td></tr><tr><td></td><td>東日本高速道路 中日本高速道路</td><td> ○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成 </td></tr><tr><td></td><td>都都市整備局</td><td> ○ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進 ○ 面的な無電柱化を推進するため、区市町村や民間の取組を支援 </td></tr></table>		差事業等、道路整備を推進			○ 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進 ○ 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 ○ 情報収集用資器材や、障害物除去用資器材を確保 ○ 緊急道路障害物除去路線の見直し ○ 分かりやすい標識整備等			関東地方整備局東京国道事務所	○ 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ○ 首都近隣区域において防災資器材備蓄基地を計画的に整備 ○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成		首都高速道路 東日本高速道路 中日本高速道路	○ 緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防止対策を推進		東日本高速道路 中日本高速道路	○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成		都都市整備局	○ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進 ○ 面的な無電柱化を推進するため、区市町村や民間の取組を支援
	都建設局	○ ITS を活用した震災時の交通情報発信の検討 ○ 外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交差事業等、道路整備を推進 ○ 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進 ○ 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 ○ 情報収集用資器材や、障害物除去用資器材を確保 ○ 緊急道路障害物除去路線の見直し ○ 分かりやすい標識整備等																																			
	関東地方整備局東京国道事務所	○ 緊急輸送道路等の橋りょうについて、必要な耐震化を推進 ○ 首都近隣区域において防災資器材備蓄基地を計画的に整備 ○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成																																			
	首都高速道路 東日本高速道路 中日本高速道路	○ 緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防止対策を推進																																			
	東日本高速道路 中日本高速道路	○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成																																			
	都都市整備局	緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進○																																			
	差事業等、道路整備を推進																																				
	○ 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進 ○ 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 ○ 情報収集用資器材や、障害物除去用資器材を確保 ○ 緊急道路障害物除去路線の見直し ○ 分かりやすい標識整備等																																				
	関東地方整備局東京国道事務所	○ 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ○ 首都近隣区域において防災資器材備蓄基地を計画的に整備 ○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成																																			
	首都高速道路 東日本高速道路 中日本高速道路	○ 緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防止対策を推進																																			
	東日本高速道路 中日本高速道路	○ 首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成																																			
	都都市整備局	○ 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進 ○ 面的な無電柱化を推進するため、区市町村や民間の取組を支援																																			
4	153	② 緊急通行車両等の確認 震災時に緊急通行車両等として使用を予定している車両について、事前に確認する。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対物資管理部</td><td>○ 緊急通行車両等の事前届出</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 緊急通行車両等の事前届出</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 緊急通行車両等の確認</td></tr><tr><td colspan="2">都各局</td><td>○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	◎災対物資管理部	○ 緊急通行車両等の事前届出	災対地域本部	○ 緊急通行車両等の事前届出	警視庁・警察署		○ 緊急通行車両等の確認	都各局		○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認	131	② 緊急通行車両等の確認 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対物資管理部</td><td>○ 緊急通行車両等の確認申出</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 緊急通行車両等の確認申出</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 緊急通行車両等の確認</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認</td></tr><tr><td colspan="2">都各局</td><td>○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	◎災対物資管理部	○ 緊急通行車両等の確認申出	災対地域本部	○ 緊急通行車両等の確認申出	警視庁・警察署		○ 緊急通行車両等の確認	東京消防庁・消防署		○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認	都各局		○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認
機関名		対策内容																																			
区	◎災対物資管理部	○ 緊急通行車両等の事前届出																																			
	災対地域本部	○ 緊急通行車両等の事前届出																																			
警視庁・警察署		○ 緊急通行車両等の確認																																			
都各局		○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認																																			
機関名		対策内容																																			
区	◎災対物資管理部	○ 緊急通行車両等の確認申出																																			
	災対地域本部	○ 緊急通行車両等の確認申出																																			
警視庁・警察署		○ 緊急通行車両等の確認																																			
東京消防庁・消防署		○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認																																			
都各局		○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認																																			
4	153	（2）詳細な取組み内容 ① 道路・橋りょうの安全確保等 <table><tr><td>【実施主体】区災対土木部</td></tr><tr><td>【道路の整備】</td></tr><tr><td>道路は、区民の日常生活を支え、街の骨格を形成する重要な都市基盤であり、歩行者や交通の単なる移動空間としての役割だけでなく、日照、通風等の環境保全機能、上・下水道、都市ガス、通信ケーブル等供給処理施設の設置機能を有している。</td></tr><tr><td>災害時には、延焼の防止、円滑な消防活動や避難路、避難所への物資の輸送等の機能を有し、東日本大震災においてもその重要性が改めて認識されたところである。</td></tr><tr><td>区では、これらの道路整備が不十分であることから、道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針である「道路整備方針」及び「地先道路整備方針」を、その上位方針である「都市整備の基本方針」の改定及び区政の総合計画である「基本構想・基本計画」の策定に合わせて全面的に改定、統合し、平成 26 年 3 月に「せたがや道づくりプラン」として策定し、計画的な道づくりを進めてい</td></tr></table>		【実施主体】区災対土木部	【道路の整備】	道路は、区民の日常生活を支え、街の骨格を形成する重要な都市基盤であり、歩行者や交通の単なる移動空間としての役割だけでなく、日照、通風等の環境保全機能、上・下水道、都市ガス、通信ケーブル等供給処理施設の設置機能を有している。	災害時には、延焼の防止、円滑な消防活動や避難路、避難所への物資の輸送等の機能を有し、東日本大震災においてもその重要性が改めて認識されたところである。	区では、これらの道路整備が不十分であることから、道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針である「道路整備方針」及び「地先道路整備方針」を、その上位方針である「都市整備の基本方針」の改定及び区政の総合計画である「基本構想・基本計画」の策定に合わせて全面的に改定、統合し、平成 26 年 3 月に「せたがや道づくりプラン」として策定し、計画的な道づくりを進めてい	132	（2）詳細な取組み内容 ① 道路・橋梁の安全確保等 <table><tr><td>【実施主体】区災対土木部</td></tr><tr><td>【道路の整備】</td></tr><tr><td>区は、道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針である「道路整備方針」及び「地先道路整備方針」を、その上位方針である「都市整備方針」の改定及び区政の総合計画である「基本構想・基本計画」の策定に合わせて全面的に改定、統合し、平成 26 年 3 月に「せたがや道づくりプラン」として策定し、計画的な道づくりを進めている。</td></tr><tr><td>【主要な生活道路の整備】</td></tr><tr><td>ア 地区幹線道路</td></tr><tr><td>幹線道路と併せて延焼遮断帯の形成や緊急輸送等、震災時に大きな役割を担っている道路であるが、幹線道路が 86.2%完成しているのに対して、地区幹線道路は、完成率が 37.1%という状況である。</td></tr></table>		【実施主体】区災対土木部	【道路の整備】	区は、道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針である「道路整備方針」及び「地先道路整備方針」を、その上位方針である「都市整備方針」の改定及び区政の総合計画である「基本構想・基本計画」の策定に合わせて全面的に改定、統合し、平成 26 年 3 月に「せたがや道づくりプラン」として策定し、計画的な道づくりを進めている。	【主要な生活道路の整備】	ア 地区幹線道路	幹線道路と併せて延焼遮断帯の形成や緊急輸送等、震災時に大きな役割を担っている道路であるが、幹線道路が 86.2%完成しているのに対して、地区幹線道路は、完成率が 37.1%という状況である。																				
【実施主体】区災対土木部																																					
【道路の整備】																																					
道路は、区民の日常生活を支え、街の骨格を形成する重要な都市基盤であり、歩行者や交通の単なる移動空間としての役割だけでなく、日照、通風等の環境保全機能、上・下水道、都市ガス、通信ケーブル等供給処理施設の設置機能を有している。																																					
災害時には、延焼の防止、円滑な消防活動や避難路、避難所への物資の輸送等の機能を有し、東日本大震災においてもその重要性が改めて認識されたところである。																																					
区では、これらの道路整備が不十分であることから、道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針である「道路整備方針」及び「地先道路整備方針」を、その上位方針である「都市整備の基本方針」の改定及び区政の総合計画である「基本構想・基本計画」の策定に合わせて全面的に改定、統合し、平成 26 年 3 月に「せたがや道づくりプラン」として策定し、計画的な道づくりを進めてい																																					
【実施主体】区災対土木部																																					
【道路の整備】																																					
区は、道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針である「道路整備方針」及び「地先道路整備方針」を、その上位方針である「都市整備方針」の改定及び区政の総合計画である「基本構想・基本計画」の策定に合わせて全面的に改定、統合し、平成 26 年 3 月に「せたがや道づくりプラン」として策定し、計画的な道づくりを進めている。																																					
【主要な生活道路の整備】																																					
ア 地区幹線道路																																					
幹線道路と併せて延焼遮断帯の形成や緊急輸送等、震災時に大きな役割を担っている道路であるが、幹線道路が 86.2%完成しているのに対して、地区幹線道路は、完成率が 37.1%という状況である。																																					

章	頁	修正前	頁	修正後																		
		る。 【主要な生活道路の整備】 ア 地区幹線道路 幹線道路と併せて延焼遮断帯の形成や緊急輸送等、震災時に大きな役割を担っている道路であるが、幹線道路が <u>85.5%</u>完成しているのに対して、地区幹線道路は、完成率が <u>36.1%</u>という状況である。 <u>都と23区では、平成16年に策定した「区部における都市計画道路の整備方針」及び区の「道路整備方針（調整計画）」に基づき、都と区が連携しながら、事業を進めてきたが、</u>今後も、「東京における都市計画道路の整備方針（平成28年3月）」及び「せたがや道づくりプラン」に基づき、計画的に事業を進めていく。		今後も、<u>東京都と特別区及び26市2町が協働で策定した</u>「東京における都市計画道路の整備方針」及び「せたがや道づくりプラン」に基づき、計画的に事業を進めていく。																		
4	154	【地先道路の整備】 災害時における円滑な避難や消防活動困難地区の解消などを図るため、<u>地先道路の整備指針を定め、指針を基に地区ごとに「地先道路整備計画」を策定し、</u>計画的な地先道路の整備を進める。 【電線共同溝の整備】 電線の地中化は、<u>美しい街並み景観の確保、交通環境の改善はもちろんのこと、防災活動の円滑化、安全確実なライフライン確保の観点から、道路整備事業に合わせて事業を推進する。</u> 【安全で快適な歩行空間の整備】 <u>平常時の歩行者の安全性と快適性、また、避難路としての安全を確保するため、広幅員の道路については、歩道を新設するとともに、段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備などの安全対策を行い、幼児や高齢者、障害者など誰もが安全で安心して移動できる歩行空間の整備を推進する。</u>	132	【地先道路の整備】 災害時における円滑な避難や消防活動困難地区の解消などを図るため、<u>「せたがや道づくりプラン」及び「地先道路整備計画」に基づき、</u>計画的な地先道路の整備を進める。 【無電柱化の推進】 電線の地中化は、<u>災害時に電柱倒壊による道路閉塞を防ぎ防災活動の円滑化を図るとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給に資する事業である。また、歩道内の電柱をなくすことで、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いす利用者など誰もが安全で円滑に避難できる歩行空間として活用が図られ、美しい街並み景観の創出にもつながる。このため、区では無電柱化推進計画に基づき、電線共同溝整備による無電柱化を推進する。</u>																		
4	154	【<u>橋りょう</u>の整備】 イ 経過 平成24年3月に、区が管理する道路<u>橋りょう</u>159橋のうち、修繕計画策定に必要な点検が完了していた124橋を対象に「世田谷区橋梁長寿命化修繕計画」を策定した。また、平成25年3月には、残る35橋についても点検が完了したため、平成26年3月に159橋を対象とした修繕計画として改定した。	132	【<u>橋梁</u>の整備】 イ 経過 平成24年3月に、区が管理する道路<u>橋梁</u>159橋のうち、修繕計画策定に必要な点検が完了していた124橋を対象に「世田谷区橋梁長寿命化修繕計画」を策定した。また、平成25年3月には、残る35橋についても点検が完了したため、平成26年3月に159橋を対象とした修繕計画として改定した。<u>さらに、令和3年6月に2回目の計画改定を行った。</u>																		
4	155 ～ 156	【実施主体】首都高速道路 【<u>首都高速道路</u>】 ア 現況 （ア）道路の現況 <table><tr><th>名称</th><th><u>区内延長</u></th><th><u>入口</u></th><th><u>出口</u></th><th><u>非常電話</u></th><th><u>非常口</u></th></tr><tr><td><u>高速3号渋谷線（都道首都高速3号線）</u></td><td><u>6.4km</u></td><td><u>〔上り〕用賀・三軒茶屋</u></td><td><u>〔上り〕池尻〔下り〕三軒茶屋・用賀</u></td><td><u>上り20箇所</u> <u>下り18箇所</u></td><td><u>上り1箇所</u> <u>下り8箇所</u></td></tr><tr><td><u>高速4号新宿線（都道首都高速4号線）</u></td><td><u>二</u></td><td><u>〔下り〕永福</u></td><td><u>〔下り〕永福</u></td><td><u>二</u></td><td><u>二</u></td></tr></table>	名称	<u>区内延長</u>	<u>入口</u>	<u>出口</u>	<u>非常電話</u>	<u>非常口</u>	<u>高速3号渋谷線（都道首都高速3号線）</u>	<u>6.4km</u>	<u>〔上り〕用賀・三軒茶屋</u>	<u>〔上り〕池尻〔下り〕三軒茶屋・用賀</u>	<u>上り20箇所</u> <u>下り18箇所</u>	<u>上り1箇所</u> <u>下り8箇所</u>	<u>高速4号新宿線（都道首都高速4号線）</u>	<u>二</u>	<u>〔下り〕永福</u>	<u>〔下り〕永福</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	133	【実施主体】首都高速道路 <u>兵庫県南部地震規模の地震を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、長大橋耐震補強を平成8年度以降継続して推進しており、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を平成24年度に完了している。現在は、被災後に損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を順次実施している。そのほか、お客さま等の安全対策など、地震防災対策のより一層の向上充実を図る。</u> 【実施主体】<u>関東地方整備局東京国道事務所、東日本高速道路、中日本高速道路</u> 【東京外かく環状道路の整備】 震災時には、交通ネットワークを活かした救援物資・資器材の輸送路、大型重機の移送路として、大きな役割が期待されている。東名高速道路と中央自動車道の2箇所のジャンクション建設
名称	<u>区内延長</u>	<u>入口</u>	<u>出口</u>	<u>非常電話</u>	<u>非常口</u>																	
<u>高速3号渋谷線（都道首都高速3号線）</u>	<u>6.4km</u>	<u>〔上り〕用賀・三軒茶屋</u>	<u>〔上り〕池尻〔下り〕三軒茶屋・用賀</u>	<u>上り20箇所</u> <u>下り18箇所</u>	<u>上り1箇所</u> <u>下り8箇所</u>																	
<u>高速4号新宿線（都道首都高速4号線）</u>	<u>二</u>	<u>〔下り〕永福</u>	<u>〔下り〕永福</u>	<u>二</u>	<u>二</u>																	

章	頁	修正前						頁	修正後
		計	6.4km	二	二	二	二		にあたっては、延焼遮断や避難空間などの防災性に配慮した配置・構造となるよう、事業者である国や各有料道路事業者に要望していく。また、予定路線の位置づけとなっている東名以南の区間についても、災害時における広域的な交通ネットワークの強化のため、計画の早期具体化が図られるよう、国や都に要望していく。
		※高速4号新宿線は、出入口のみ世田谷区内							
		<u>（イ）耐震性と施設の安全対策</u> <u>首都高速道路の構造物は、兵庫県南部地震級の地震防災対策として橋脚耐震補強、上部工耐震補強を平成8年度から実施し、落橋や倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を完了している。</u> <u>また、トンネルや高架橋等には、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、お客様等は、これらの非常口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。</u>							
		<u>イ 事業計画</u> <u>（ア）事業計画の概要</u> <u>首都高速道路は、阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を完了している。</u> <u>現在は、被災後に損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防止対策を順次実施している。</u> <u>災害に備え、道路構造物等について定期点検を行う。</u> <u>（イ）実施計画の内容</u> <u>高架橋の安全性の強化</u> <u>緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を引き続き実施していく。</u> <u>道路構造物、管理施設等の定期点検</u> <u>災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の定期点検</u> <u>（ウ）お客様等の安全確保</u> <u>お客様等の安全を確保するため、次の対策を講ずる。</u> <u>お客様等への情報伝達の充実</u> <u>避難・誘導施設の整備</u> <u>（エ）資器材の備蓄等の措置</u> <u>震災時における緊急点検、応急復旧等の対策を実施するために必要な資器材及び物資の備蓄等を行う。</u>							
		【実施主体】 <u>国、都</u>							
		【東京外かく環状道路の整備】 <u>東京外かく環状道路は、都心から15km圏を環状方向に結ぶ広域的な幹線道路で、放射方向の幹線道路を相互に連結して都心部に集中する交通を円滑に分散導入するとともに、都心に起終点を持たない交通をバイパスさせることにより、首都圏における交通渋滞の緩和や都市間の円滑な交通ネットワークを実現する役割が期待されており、現在、関越自動車道から東名高速道路までの16kmの区間で事業が進められている。</u> 震災時には、交通ネットワークを活かした救援物資・資器材の輸送路、大型重機の移送路として、大きな役割が期待されている。東名高速道路と中央自動車道の2箇所のジャンクション建設							

章	頁	修正前	頁	修正後				
		にあたっては、延焼遮断や避難空間などの防災性に配慮した配置・構造となるよう、また、予定路線の位置づけとなっている東名以南の区間についても、 防災対策等の課題を踏まえた 計画の早期具体化が図られるよう、 事業者である 国や都に要望していく。						
4	157	② 緊急通行車両等の申請・確認 【実施主体】各機関 ○ 各機関は、震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両について、緊急輸送業務等の実施の責任者から申請書の提出を受けた場合には、事前に審査を行う。 ○ 緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、届出済証を申請者に交付する。 ○ 各機関は、届出済車両について確認の申請があった場合には、提出された届出済証により審査を省略し、標章を交付する。	134	② 緊急通行車両等の申請・確認 【実施主体】各機関 ○ 各機関は、震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両について、緊急輸送業務等の実施の責任者から申請書の提出を受けた場合には、事前に審査を行う。 ○ 緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、標章と緊急通行車両確認証明書を申請者に交付する。				
4	158	2 鉄道施設 (1) 対策内容と役割分担 鉄道の安全確保策や、早期復旧に向けた対策を図る。	134	2 鉄道施設 (1) 対策内容と役割分担 削除				
4	158	(2) 詳細な取組み内容 【実施主体】各鉄道事業者 ○ 国土交通省が開催する「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会」の検討成果等を踏まえ、早期の運行再開を図るため、国や各鉄道事業者と再開時刻等を調整するための通信手段を確保する。	134	(2) 詳細な取組み内容 【実施主体】各鉄道事業者 ○ 国土交通省が開催する「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会」の検討成果等を踏まえ、早期の運行再開を図るため、国や各鉄道事業者と再開時刻等を調整するための通信手段を確保している。				
4	159	4 水道 (1) 対策内容と役割分担 水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能を強化対策等を推進する。	136	4 水道 (1) 対策内容と役割分担 水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等を推進する。 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都水道局</td><td> ○ 水道施設の耐震化の推進 ○ 管路の効果的な耐震継手化の推進 ○ バックアップ機能の強化 ○ 自家用発電設備の新設・増強 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都水道局	○ 水道施設の耐震化の推進 ○ 管路の効果的な耐震継手化の推進 ○ バックアップ機能の強化 ○ 自家用発電設備の新設・増強
機関名	対策内容							
都水道局	○ 水道施設の耐震化の推進 ○ 管路の効果的な耐震継手化の推進 ○ バックアップ機能の強化 ○ 自家用発電設備の新設・増強							
4	159	(2) 詳細な取組み内容 【実施主体】都水道局 ○ 区民生活への影響を最小限に抑えるため、水道施設については、浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、医療機関や首都中枢機関等への供給ルートの耐震継手化を令和元年度までに 100%完了する。加えて、その他の重要施設にも対象を拡大するなど、耐震化を一層推進する。また、液化化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域○においても、耐震継手化を推進する。	136	(2) 詳細な取組み内容 【実施主体】都水道局 ○ 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。 ○ 管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和 10 年度までに解消する。 ○ 震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。				

章	頁	修正前	頁	修正後																									
				○ <u>大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し運用に必要な電力を確保する。</u> ○ <u>震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式（支給材方式）で行う（局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している）。</u> ○ <u>医療施設等への応急給水については、人命に関わることから、応急給水を迅速に行うことを目的に、緊急給水車の拡充を行った。</u>																									
4	160	5 下水道 （１）対策内容と役割分担 <u>施設の耐震化やマンホール浮上抑制対策の推進を図るとともに、施設のバックアップ機能を強化する。</u> <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都下水道局</td><td> ○ 下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、対象を拡大し、対策を推進 ○ マンホール浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進 ○ 水再生センター・ポンプ所の耐震対策 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ○ ネットワーク化の推進 ○ 区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実 ○ 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携 ○ 災害復旧用資器材の整備 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都下水道局	○ 下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、対象を拡大し、対策を推進 ○ マンホール浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進 ○ 水再生センター・ポンプ所の耐震対策 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ○ ネットワーク化の推進 ○ 区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実 ○ 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携 ○ 災害復旧用資器材の整備	137	5 下水道 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都下水道局</td><td> ○ 下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、対象を拡大し、対策を推進 ○ マンホールの浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進 ○ <u>地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進</u> ○ 水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ○ ネットワーク化の推進 ○ <u>大都市間の相互応援体制の構築</u> ○ 区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実 ○ 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携 ○ 災害復旧用資器材の整備 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都下水道局	○ 下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、対象を拡大し、対策を推進 ○ マンホールの浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進 ○ <u>地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進</u> ○ 水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ○ ネットワーク化の推進 ○ <u>大都市間の相互応援体制の構築</u> ○ 区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実 ○ 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携 ○ 災害復旧用資器材の整備																	
機関名	対策内容																												
都下水道局	○ 下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、対象を拡大し、対策を推進 ○ マンホール浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進 ○ 水再生センター・ポンプ所の耐震対策 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ○ ネットワーク化の推進 ○ 区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実 ○ 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携 ○ 災害復旧用資器材の整備																												
機関名	対策内容																												
都下水道局	○ 下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、対象を拡大し、対策を推進 ○ マンホールの浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進 ○ <u>地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進</u> ○ 水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ○ ネットワーク化の推進 ○ <u>大都市間の相互応援体制の構築</u> ○ 区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実 ○ 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携 ○ 災害復旧用資器材の整備																												
4	161	6 電気・ガス・通信等 （１）対策内容と役割分担 <u>公共施設や拠点施設の機能を維持するために電源多重化の整備などにより、必要な電力確保策を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、LP ガスの活用を促進する。</u> <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td> ○ 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置 </td></tr><tr><td>東京電力グループ</td><td> ○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施 ○ 被災状況により実施する計画停電に備えた体制の構築 </td></tr><tr><td>東京ガスガス事業者</td><td> ○ 供給停止ブロックの細分化 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ○ 災害時における LP ガスの活用を促進 </td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td> ○ 信号機の減灯対策 </td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> ○ 東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の </td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置	東京電力グループ	○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施 ○ 被災状況により実施する計画停電に備えた体制の構築	東京ガスガス事業者	○ 供給停止ブロックの細分化 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ○ 災害時における LP ガスの活用を促進	警視庁・警察署	○ 信号機の減灯対策	東京消防庁・消防署	○ 東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の	137 ～ 138 6 電気・ガス・通信等 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td> ○ 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置 </td></tr><tr><td>東京電力パワーグリッド</td><td> ○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施 ○ 被災状況により実施する計画停電に備えた体制の構築 </td></tr><tr><td>東京ガスグループガス事業者</td><td> ○ <u>ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上</u> ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ○ 災害時における LP ガスの活用を促進 </td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td> ○ 信号機の減灯対策 </td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> ○ 東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成指導 </td></tr><tr><td>NTT 東日本</td><td> ○ <u>震度 7 クラスの地震においても機能を維持する設備構築</u> </td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置	東京電力パワーグリッド	○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施 ○ 被災状況により実施する計画停電に備えた体制の構築	東京ガスグループガス事業者	○ <u>ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上</u> ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ○ 災害時における LP ガスの活用を促進	警視庁・警察署	○ 信号機の減灯対策	東京消防庁・消防署	○ 東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成指導	NTT 東日本	○ <u>震度 7 クラスの地震においても機能を維持する設備構築</u>
機関名	対策内容																												
区	○ 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置																												
東京電力グループ	○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施 ○ 被災状況により実施する計画停電に備えた体制の構築																												
東京ガスガス事業者	○ 供給停止ブロックの細分化 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ○ 災害時における LP ガスの活用を促進																												
警視庁・警察署	○ 信号機の減灯対策																												
東京消防庁・消防署	○ 東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の																												
機関名	対策内容																												
区	○ 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置																												
東京電力パワーグリッド	○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施 ○ 被災状況により実施する計画停電に備えた体制の構築																												
東京ガスグループガス事業者	○ <u>ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上</u> ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 ○ 災害時における LP ガスの活用を促進																												
警視庁・警察署	○ 信号機の減灯対策																												
東京消防庁・消防署	○ 東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成指導																												
NTT 東日本	○ <u>震度 7 クラスの地震においても機能を維持する設備構築</u>																												

章	頁	修正前	頁	修正後																											
		<table><tr><td></td><td>作成指導</td><td></td></tr><tr><td>NTT 東日本</td><td>電気通信設備等の高信頼化を推進○</td><td></td></tr><tr><td>各通信事業者</td><td>人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を実施 コンビニエンスストアの店舗に非常用電話機を設置 ○ 早期サービス復旧のための対策等</td><td></td></tr><tr><td>都各局</td><td>○ ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ○ 事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結を推進し、燃料を安定調達する ○ 各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定める ○ 大規模救出救助活動拠点や避難場所に非常用発電設備等を設置</td><td></td></tr><tr><td>都環境局</td><td>○ コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進 ○ 災害時における LP ガスの活用の促進</td><td></td></tr></table>		作成指導		NTT 東日本	電気通信設備等の高信頼化を推進 ○		各通信事業者	人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策 を実施 コンビニエンスストアの店舗に非常用電話機を設置 ○ 早期サービス復旧のための対策等		都各局	○ ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ○ 事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結を推進し、燃料を安定調達する ○ 各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定める ○ 大規模救出救助活動拠点や避難場所に非常用発電設備等を設置		都環境局	○ コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進 ○ 災害時における LP ガスの活用の促進			<table><tr><td></td><td>○ 非常用電源の長時間化 ○ 通信網の多ルート・中継拠点分散化</td><td></td></tr><tr><td>各通信事業者</td><td>人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策○に取り組む</td><td></td></tr><tr><td>都各局</td><td>○ ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ○ 事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結を推進し、燃料を安定調達する ○ 各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定める ○ 大規模救出救助活動拠点や避難場所に非常用発電設備等を設置</td><td></td></tr><tr><td>都環境局 都産業労働局</td><td>○ 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進 ○ 災害時における LP ガスの活用の促進</td><td></td></tr></table>		○ 非常用電源の長時間化 ○ 通信網の多ルート・中継拠点分散化		各通信事業者	人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策○ に取り組む		都各局	○ ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ○ 事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結を推進し、燃料を安定調達する ○ 各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定める ○ 大規模救出救助活動拠点や避難場所に非常用発電設備等を設置		都環境局 都産業労働局	○ 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、 コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進 ○ 災害時における LP ガスの活用の促進	
	作成指導																														
NTT 東日本	電気通信設備等の高信頼化を推進 ○																														
各通信事業者	人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策 を実施 コンビニエンスストアの店舗に非常用電話機を設置 ○ 早期サービス復旧のための対策等																														
都各局	○ ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ○ 事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結を推進し、燃料を安定調達する ○ 各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定める ○ 大規模救出救助活動拠点や避難場所に非常用発電設備等を設置																														
都環境局	○ コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進 ○ 災害時における LP ガスの活用の促進																														
	○ 非常用電源の長時間化 ○ 通信網の多ルート・中継拠点分散化																														
各通信事業者	人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策○ に取り組む																														
都各局	○ ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ○ 事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結を推進し、燃料を安定調達する ○ 各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定める ○ 大規模救出救助活動拠点や避難場所に非常用発電設備等を設置																														
都環境局 都産業労働局	○ 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、 コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進 ○ 災害時における LP ガスの活用の促進																														
4	162 ～ 165	（２）詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】東京電力</td><td>グループ</td></tr></table> 【電気施設】 ○ 電気施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い、施工している。 〔設備別基準〕 <table><tr><td colspan="2">設備名</td><td>電気施設関連の耐震設計基準</td></tr><tr><td colspan="2">変電</td><td>○ 機器の耐震・液化化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。</td></tr><tr><td rowspan="2">送電</td><td>架空線</td><td>○ 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、液化化については、設備の重要度等を勘案し必要に応じて対策を行う。</td></tr><tr><td>地中線</td><td>○ 終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液化化を配慮した設計とする。</td></tr><tr><td colspan="2">配電</td><td>○ 地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づいた設備形成をしている。</td></tr><tr><td colspan="2">通信</td><td>○ 電力保安通信規定に基づいて、耐震設計を行っている。</td></tr></table> （注）1G は、おおむね地球の重力による加速度に相当する 980 ガル ○ 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。	【実施主体】東京電力	グループ	設備名		電気施設関連の耐震設計基準	変電		○ 機器の耐震・液化化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。	送電	架空線	○ 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、液化化については、設備の重要度等を勘案し必要に応じて対策を行う。	地中線	○ 終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液化化を配慮した設計とする。	配電		○ 地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づいた設備形成をしている。	通信		○ 電力保安通信規定に基づいて、耐震設計を行っている。	138 ～ 139	（２）詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】東京電力</td><td>パワーグリッド</td></tr></table> 【電気施設】 ○ 電気施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い、施工している。 （電気施設関連の耐震設計基準は、東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」を参照） ○ 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。 ○ 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。 ○ 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう電力系統の強化に努める。 <table><tr><td>【実施主体】東京</td><td>ガスグループ</td></tr></table> 【ガス施設】 ○ 製造所・整圧所設備 ・ 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。 ・ 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。 ○ 供給設備 ・ 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。 ・ 全ての地区ガバナーに SI センサーを設置し、揺れの大きさ（SI 値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。 ・ この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備す	【実施主体】東京電力	パワーグリッド	【実施主体】東京	ガスグループ				
【実施主体】東京電力	グループ																														
設備名		電気施設関連の耐震設計基準																													
変電		○ 機器の耐震・液化化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。																													
送電	架空線	○ 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、液化化については、設備の重要度等を勘案し必要に応じて対策を行う。																													
	地中線	○ 終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液化化を配慮した設計とする。																													
配電		○ 地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づいた設備形成をしている。																													
通信		○ 電力保安通信規定に基づいて、耐震設計を行っている。																													
【実施主体】東京電力	パワーグリッド																														
【実施主体】東京	ガスグループ																														

章	頁	修正前	頁	修正後										
		○ 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。 ○ 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。 【実施主体】東京ガス 【ガス施設】 ○ 製造所・整圧所設備 - 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。 - 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。 ○ 供給設備 - 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。 - 全ての地区ガバナーに SI センサーを設置し、揺れの大きさ（SI 値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。 - この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。 〔施設別安全化対策〕 <table><tr><th>施設名</th><th>都市ガス関連の安全化対策</th></tr><tr><td>製造施設</td><td> ○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 ○ 緊急遮断弁、防消火設備、LNG 用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止 </td></tr><tr><td>供給施設</td><td> ○ 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 ○ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備 </td></tr><tr><td>通信施設</td><td> ○ ループ化された固定無線回線の整備 ○ 可搬型無線回線の整備 </td></tr><tr><td>その他の安全設備</td><td> ○ 地震計の設置 工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置 ○ 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度 5 程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置 </td></tr></table> 【実施主体】各通信事業者 【電気通信施設】 ○ 電気通信設備及び附帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設	施設名	都市ガス関連の安全化対策	製造施設	○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 ○ 緊急遮断弁、防消火設備、LNG 用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止	供給施設	○ 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 ○ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備	通信施設	○ ループ化された固定無線回線の整備 ○ 可搬型無線回線の整備	その他の安全設備	○ 地震計の設置 工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置 ○ 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度 5 程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置		る。 （都市ガス関連の施設別安全化対策は、東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）第 4 章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」を参照） 【実施主体】各通信事業者 【電気通信施設】 ○ 電気通信設備及び附帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても応急の通信が確保できるよう、通信設備の整備を行う。 （電気通信設備等の設備別安全化対策は、東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）第 4 章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」を参照）
施設名	都市ガス関連の安全化対策													
製造施設	○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 ○ 緊急遮断弁、防消火設備、LNG 用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止													
供給施設	○ 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 ○ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備													
通信施設	○ ループ化された固定無線回線の整備 ○ 可搬型無線回線の整備													
その他の安全設備	○ 地震計の設置 工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置 ○ 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度 5 程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置													

章	頁	修正前	頁	修正後														
		が被災した場合においても応急の通信が確保できるよう、通信設備の整備を行う。 <table><tr><th>事項</th><th>安全化対策</th></tr><tr><td>電気通信設備</td><td> ○ 電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施 ① 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施 ② 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を実施 ③ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を実施 </td></tr><tr><td>電気通信システム</td><td> ○ 電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備 ① 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 ② 主要な中継交換機を分散設置 ③ 大都市において、洞道（共同溝を含む。）網を構築 ④ 通信ケーブルの地中化を推進 ⑤ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源（移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等）を確保 ⑥ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進 </td></tr><tr><td>電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化</td><td> ○ 電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。 </td></tr><tr><td>災害時措置計画</td><td> ○ 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。 </td></tr><tr><td>重要通信の確保</td><td> ① 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。 ② 常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。 ③ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。 </td></tr><tr><td>災害対策用機器及び車両等の配備</td><td> ① 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。 ア 非常用衛星通信装置 イ 非常用無線装置 ウ 非常用交換装置 </td></tr></table>	事項	安全化対策	電気通信設備	○ 電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施 ① 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施 ② 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を実施 ③ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を実施	電気通信システム	○ 電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備 ① 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 ② 主要な中継交換機を分散設置 ③ 大都市において、洞道（共同溝を含む。）網を構築 ④ 通信ケーブルの地中化を推進 ⑤ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源（移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等）を確保 ⑥ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進	電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化	○ 電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。	災害時措置計画	○ 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。	重要通信の確保	① 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。 ② 常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。 ③ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。	災害対策用機器及び車両等の配備	① 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。 ア 非常用衛星通信装置 イ 非常用無線装置 ウ 非常用交換装置		
事項	安全化対策																	
電気通信設備	○ 電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施 ① 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施 ② 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を実施 ③ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を実施																	
電気通信システム	○ 電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備 ① 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 ② 主要な中継交換機を分散設置 ③ 大都市において、洞道（共同溝を含む。）網を構築 ④ 通信ケーブルの地中化を推進 ⑤ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源（移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等）を確保 ⑥ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進																	
電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化	○ 電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。																	
災害時措置計画	○ 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。																	
重要通信の確保	① 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。 ② 常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。 ③ 災害時には、設備の状況を監視しつつ、必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。																	
災害対策用機器及び車両等の配備	① 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。 ア 非常用衛星通信装置 イ 非常用無線装置 ウ 非常用交換装置																	

章	頁	修正前	頁	修正後												
		246号、目白通り、外堀通り		号（甲州街道ほか）、国道246号（青山通りほか）、都道8号ほか（目白通り）、都道405号ほか（外堀通りほか）、都道8号（新目白通り）、首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道												
4	173	② 緊急道路障害物除去 〔各機関の緊急道路障害物除去〕 <table><tr><th>機関名</th><th>取組み内容</th></tr><tr><td>首都高速道路</td><td> ○ 緊急点検を実施し、損壊状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。 ○ 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。 ○ 緊急道路障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行う。 ○ 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。 ○ 障害物除去用資器材を整備・確保する。 </td></tr></table>	機関名	取組み内容	首都高速道路	○ 緊急点検を実施し、損壊状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。 ○ 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。 ○ 緊急道路障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行う。 ○ 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。 ○ 障害物除去用資器材を整備・確保する。	145	② 緊急道路障害物除去 〔各機関の緊急道路障害物除去〕 <table><tr><th>機関名</th><th>取組み内容</th></tr><tr><td>首都高速道路</td><td> ○ 緊急点検を実施し、損壊状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。 ○ 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。 ○ 緊急道路障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行う。 ○ 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。 ○ 作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。 ○ 障害物除去用資機材を整備・確保する。 </td></tr></table>	機関名	取組み内容	首都高速道路	○ 緊急点検を実施し、損壊状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。 ○ 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。 ○ 緊急道路障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行う。 ○ 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。 ○ 作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。 ○ 障害物除去用資機材を整備・確保する。				
機関名	取組み内容															
首都高速道路	○ 緊急点検を実施し、損壊状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。 ○ 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。 ○ 緊急道路障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行う。 ○ 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。 ○ 障害物除去用資器材を整備・確保する。															
機関名	取組み内容															
首都高速道路	○ 緊急点検を実施し、損壊状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。 ○ 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。 ○ 緊急道路障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行う。 ○ 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。 ○ 作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。 ○ 障害物除去用資機材を整備・確保する。															
4	174	③ その他応急措置 〔各機関のその他応急措置〕 <table><tr><th>機関名</th><th>取組み内容</th></tr><tr><td>首都高速道路</td><td> ○ 災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して、必要な措置を速やかに講ずる。 ○ 二次災害の防止と緊急輸送機能の確保、機能回復を図る。 ○ 規制状況等を利用者に広報する。 ○ 道路構造物、管理施設等を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 ○ 工事が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。 </td></tr></table>	機関名	取組み内容	首都高速道路	○ 災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して、必要な措置を速やかに講ずる。 ○ 二次災害の防止と緊急輸送機能の確保、機能回復を図る。 ○ 規制状況等を利用者に広報する。 ○ 道路構造物、管理施設等を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 ○ 工事が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。	146	③ その他応急措置 〔各機関のその他応急措置〕 <table><tr><th>機関名</th><th>取組み内容</th></tr><tr><td>首都高速道路</td><td> ○ 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。 ○ 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。 ○ 道路構造物、管理施設等を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 ○ 工事が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。 </td></tr></table>	機関名	取組み内容	首都高速道路	○ 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。 ○ 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。 ○ 道路構造物、管理施設等を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 ○ 工事が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。				
機関名	取組み内容															
首都高速道路	○ 災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して、必要な措置を速やかに講ずる。 ○ 二次災害の防止と緊急輸送機能の確保、機能回復を図る。 ○ 規制状況等を利用者に広報する。 ○ 道路構造物、管理施設等を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 ○ 工事が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。															
機関名	取組み内容															
首都高速道路	○ 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。 ○ 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。 ○ 道路構造物、管理施設等を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 ○ 工事が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。															
4	175	2 鉄道施設 （1）対策内容と役割分担 初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、浸水事故発生対応や駅などでの各種情報提供等を行う。	146	2 鉄道施設 （1）対策内容と役割分担 削除												
4	178	3 河川施設等 （1）対策内容と役割分担 ② 河川及び内水排除施設 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対土木部</td><td> ○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視。被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施 </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対土木部	○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視。被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施	149	3 河川施設等 （1）対策内容と役割分担 ② 河川及び内水排除施設 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対土木部</td><td> ○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視。被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施 </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対土木部	○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視。被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施
機関名		対策内容														
区	災対土木部	○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視。被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施														
機関名		対策内容														
区	◎災対土木部	○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視。被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施														

章	頁	修正前	頁	修正後																											
4	178	【防災船着場の運用】 <table><tr><th>機関名</th><th>都・区災害対策本部等設置期間中</th><th>都・区災害対策本部等立ち上げ時</th></tr><tr><td>都本部</td><td>運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行 い、必要がある場合、区本部に運用の指示 をする。）</td><td>都本部は、区本部が防災船着場の運用主 体になり、防災船着場として利用が可能に なった事を防災機関に周知</td></tr><tr><td>都建設局</td><td>運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）</td><td>損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、 区本部へ引き継ぐ。引継ぎ後、都建設局本部 に引継完了を報告</td></tr><tr><td>区本部</td><td>運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）</td><td>都建設局の安全確認点検後、運用主体と して、引継ぎを受け、都本部に報告</td></tr></table>	機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時	都本部	運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行 い、必要がある場合、区本部に運用の指示 をする。）	都本部は、区本部が防災船着場の運用主 体になり、防災船着場として利用が可能に なった事を防災機関に周知	都建設局	運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、 区本部へ引き継ぐ。引継ぎ後、都建設局本部 に引継完了を報告	区本部	運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）	都建設局の安全確認点検後、運用主体と して、引継ぎを受け、都本部に報告	150	【防災船着場の運用】 <table><tr><th>機関名</th><th>都・区災害対策本部等設置期間中</th><th>都・区災害対策本部等立ち上げ時</th></tr><tr><td>都本部</td><td>運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行 い、必要がある場合、区本部に運用の指示 をする。）</td><td>都本部は、区本部が防災船着場の運用主 体になり、防災船着場として利用が可能に なった事を防災機関に周知</td></tr><tr><td>都建設局</td><td>運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）</td><td>損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、 区本部へ引き継ぐ。引継ぎ後、都建設局本部 に引継完了を報告</td></tr><tr><td>都港湾局</td><td>運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）</td><td>損傷の有無の点検を行い、安全を確認す る。</td></tr><tr><td>区本部</td><td>運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）</td><td>都建設局の安全確認点検後、運用主体と して、引継ぎを受け、都本部に報告</td></tr></table>	機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時	都本部	運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行 い、必要がある場合、区本部に運用の指示 をする。）	都本部は、区本部が防災船着場の運用主 体になり、防災船着場として利用が可能に なった事を防災機関に周知	都建設局	運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、 区本部へ引き継ぐ。引継ぎ後、都建設局本部 に引継完了を報告	都港湾局	運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）	損傷の有無の点検を行い、安全を確認す る。	区本部	運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）	都建設局の安全確認点検後、運用主体と して、引継ぎを受け、都本部に報告
機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時																													
都本部	運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行 い、必要がある場合、区本部に運用の指示 をする。）	都本部は、区本部が防災船着場の運用主 体になり、防災船着場として利用が可能に なった事を防災機関に周知																													
都建設局	運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、 区本部へ引き継ぐ。引継ぎ後、都建設局本部 に引継完了を報告																													
区本部	運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）	都建設局の安全確認点検後、運用主体と して、引継ぎを受け、都本部に報告																													
機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時																													
都本部	運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行 い、必要がある場合、区本部に運用の指示 をする。）	都本部は、区本部が防災船着場の運用主 体になり、防災船着場として利用が可能に なった事を防災機関に周知																													
都建設局	運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、 区本部へ引き継ぐ。引継ぎ後、都建設局本部 に引継完了を報告																													
都港湾局	運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）	損傷の有無の点検を行い、安全を確認す る。																													
区本部	運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）	都建設局の安全確認点検後、運用主体と して、引継ぎを受け、都本部に報告																													
4	178	（２）業務手順 ① 河川関係障害物除去 ○ 都建設局は、舟航河川における障害物をしゅんせつする。	150	（２）業務手順 ① 河川関係障害物除去 ○ 都港湾局は、舟航河川における障害物を除去する。																											
4	179	（３）詳細な取組み内容 ① 河川関係障害物除去 【実施主体】区災対土木部、都第二建設事務所、関東地方整備局京浜河川事務所 【河川及び内水排除施設・砂防施設】 イ 河川管理者は、河川が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行 うものとする。特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。 （ア）堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で区民の日常生活に重大な影響を与えているもの。 （イ）堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの。 （ウ）河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの。 （エ）河川の埋そくで流水のそ通を著しく阻害するもの。 （オ）護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置することによ り、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。	150	（３）詳細な取組み内容 ① 河川関係障害物除去 【実施主体】区災対土木部、都第二建設事務所、関東地方整備局京浜河川事務所 【河川及び内水排除施設・砂防施設】 イ 河川管理者は、河川が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行 うものとする。特に公共の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。 （ア）堤防の決壊、護岸、天然河岸の破壊で区民の日常生活に重大な影響を与えているもの。 （イ）堤防の決壊（または破堤）のおそれがあるもの。 （ウ）河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの。 （エ）河川の埋そくで流水のそ通を著しく阻害するもの。 （オ）護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊でこれを放置することにより、著しい 被害を生ずるおそれがあるもの。																											
4	180	4 水道 （２）業務手順	－	4 水道 削除																											

章	頁	修正前	頁	修正後
		地震発生により、水道施設に甚大な被害発生！ ★給水対策本部を設置 ・地震の震度に応じて、必要な職員を確保 ・夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、局の災害対策職員住宅に入居している職員及びあらかじめ指定された管理職員等の初動要員により初動態勢を構成 ・不足する人員は、都本部を通じて都各局、自衛隊及び他の地方公共団体等に応援を求める。 〔情報連絡体制〕 給水対策本部 指揮調整部 多摩対策部 情報調査部 情報班 応急対策部所 水運用センター、水質センター、水源管理事務所、各支所、 浄水管理事務所、建設事務所、給水管理事務所 各系列事業所 監理団体管理の局施設 東京都災害対策本部 情報の流れ 〔復旧作業〕 〔飲料水の供給〕 ○建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区市町との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施 〔広報活動〕 ○都本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止		
4	181	5 下水道 (2) 業務手順	—	5 下水道 削除

章	頁	修正前	頁	修正後								
		地震発生により、水道施設に甚大な被害発生！ ★給水対策本部を設置 ・地震の震度に応じて、必要な職員を確保 ・夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、局の災害対策職員住宅に入居している職員及びあらかじめ指定された管理職員等の初動要員により初動態勢を構成 ・不足する人員は、都本部を通じて都各局、自衛隊及び他の地方公共団体等に応援を求める。 〔情報連絡体制〕 お客さまセンター 指揮調整部 多摩対策部 給水対策本部 情報調査部 情報班 東京都災害対策本部 応急対策部所 水運用センター、水質センター、水源管理事務所、各支所、浄水管理事務所、建設事務所、給水管理事務所 各系列事業所 監理団体管理の局施設 〔復旧作業〕 〔飲料水の供給〕 ○建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区市町との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施 〔広報活動〕 ○都本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止										
4	182	6 電気・ガス・通信等 (1) 対策内容と役割分担 情報収集、点検、危険予防措置、資器材等の調達、広報活動等を行う。 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>各通信事業者</td><td> ○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○ 自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有及び自治体要望・活動状況の情報収集 ○ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○ 災害対策用機材、車両等の確保 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策 </td></tr></table>	機関名	対策内容	各通信事業者	○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○ 自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有及び自治体要望・活動状況の情報収集 ○ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○ 災害対策用機材、車両等の確保 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策	152	6 電気・ガス・通信等 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>各通信事業者</td><td> ○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○ 自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有及び自治体要望・活動状況の情報収集 ○ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○ 災害対策用機材、車両等の確保 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策 </td></tr></table>	機関名	対策内容	各通信事業者	○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○ 自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有及び自治体要望・活動状況の情報収集 ○ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○ 災害対策用機材、車両等の確保 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策
機関名	対策内容											
各通信事業者	○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○ 自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有及び自治体要望・活動状況の情報収集 ○ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○ 災害対策用機材、車両等の確保 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策											
機関名	対策内容											
各通信事業者	○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○ 自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有及び自治体要望・活動状況の情報収集 ○ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○ 災害対策用機材、車両等の確保 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策											

章	頁	修正前	頁	修正後																																		
4	182	<u>(3) エネルギーの確保</u> <u>○ 施設の機能を維持するため、自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。</u>	—	削除																																		
4	183	第3 復旧対策 <u>1 道路・橋りょう</u> (1) 対策内容と役割分担 <u>道路の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。</u> <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対土木部</td><td> ○ 区道上の障害物除去及び応急復旧の実施 ○ 道路・路面・<u>橋りょう</u>等の被害は、速やかに復旧する ○ 関係機関と連携し、必要に応じて埋戻し作業をする ○ 舗装を速やかに補修する。<u>。</u> ○ 落橋したものは、速やかに撤去し、主要道路より仮橋を設置する ○ 落橋した横断歩道橋等は、安全を確保しながら直ちに撤去する ○ 道路損傷は、管理者に連絡し協力する </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対土木部	○ 区道上の障害物除去及び応急復旧の実施 ○ 道路・路面・<u>橋りょう</u>等の被害は、速やかに復旧する ○ 関係機関と連携し、必要に応じて埋戻し作業をする ○ 舗装を速やかに補修する。<u>。</u> ○ 落橋したものは、速やかに撤去し、主要道路より仮橋を設置する ○ 落橋した横断歩道橋等は、安全を確保しながら直ちに撤去する ○ 道路損傷は、管理者に連絡し協力する	153	第3 復旧対策 <u>1 道路・橋梁</u> (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対土木部</td><td> ○ 区道上の障害物除去及び応急復旧の実施 ○ 道路・路面・<u>橋梁</u>等の被害は、速やかに復旧する ○ 関係機関と連携し、必要に応じて埋戻し作業をする ○ 舗装を速やかに補修する ○ 落橋したものは、速やかに撤去し、主要道路より仮橋を設置する ○ 落橋した横断歩道橋等は、安全を確保しながら直ちに撤去する ○ 道路損傷は、管理者に連絡し協力する </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対土木部	○ 区道上の障害物除去及び応急復旧の実施 ○ 道路・路面・<u>橋梁</u>等の被害は、速やかに復旧する ○ 関係機関と連携し、必要に応じて埋戻し作業をする ○ 舗装を速やかに補修する ○ 落橋したものは、速やかに撤去し、主要道路より仮橋を設置する ○ 落橋した横断歩道橋等は、安全を確保しながら直ちに撤去する ○ 道路損傷は、管理者に連絡し協力する																						
機関名		対策内容																																				
区	災対土木部	○ 区道上の障害物除去及び応急復旧の実施 ○ 道路・路面・<u>橋りょう</u>等の被害は、速やかに復旧する ○ 関係機関と連携し、必要に応じて埋戻し作業をする ○ 舗装を速やかに補修する。<u>。</u> ○ 落橋したものは、速やかに撤去し、主要道路より仮橋を設置する ○ 落橋した横断歩道橋等は、安全を確保しながら直ちに撤去する ○ 道路損傷は、管理者に連絡し協力する																																				
機関名		対策内容																																				
区	◎災対土木部	○ 区道上の障害物除去及び応急復旧の実施 ○ 道路・路面・<u>橋梁</u>等の被害は、速やかに復旧する ○ 関係機関と連携し、必要に応じて埋戻し作業をする ○ 舗装を速やかに補修する ○ 落橋したものは、速やかに撤去し、主要道路より仮橋を設置する ○ 落橋した横断歩道橋等は、安全を確保しながら直ちに撤去する ○ 道路損傷は、管理者に連絡し協力する																																				
4	183	2 鉄道施設 (1) 対策内容と役割分担 <u>施設の被害状況に応じた復旧を行う。</u>	153	2 鉄道施設 (1) 対策内容と役割分担 削除																																		
4	184	3 河川及び内水排除施設等 (1) 対策内容と役割分担 <u>河川管理施設の応急復旧、各機関が所管する施設の緊急工事等を行う。</u> ① 河川及び内水排除施設 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対土木部</td><td> ○ 区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策 </td></tr><tr><td>都建設局</td><td></td><td> ○ 破損等の被害を受けた場合の復旧対策 ○ 23 区内の河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、区市町村の実施する応急措置を支援 </td></tr><tr><td>都下水道局</td><td></td><td> ○ <u>管路</u>、水再生センター、<u>ポンプ</u>所等の排水施設の復旧対策 </td></tr><tr><td>関東地方整備局京浜河川事務所</td><td></td><td> ○ 都及び区市町村等の行う応急対策への支援 </td></tr></table> (2) 詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】区災対土木部、都第二建設事務所、関東地方整備局京浜河川事務所</td></tr><tr><td> ○ <u>排水場施設</u>に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。 </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対土木部	○ 区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策	都建設局		○ 破損等の被害を受けた場合の復旧対策 ○ 23 区内の河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、区市町村の実施する応急措置を支援	都下水道局		○ <u>管路</u>、水再生センター、<u>ポンプ</u>所等の排水施設の復旧対策	関東地方整備局京浜河川事務所		○ 都及び区市町村等の行う応急対策への支援	【実施主体】区災対土木部、都第二建設事務所、関東地方整備局京浜河川事務所	○ <u>排水場施設</u>に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。	154	3 河川及び内水排除施設等 (1) 対策内容と役割分担 ① 河川及び内水排除施設 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対土木部</td><td> ○ 区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策 </td></tr><tr><td>都建設局</td><td></td><td> ○ 破損等の被害を受けた場合の復旧対策 ○ 23 区内の河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、区市町村の実施する応急措置を支援 </td></tr><tr><td>都下水道局</td><td></td><td> ○ <u>下水道管</u>、水再生センター、<u>ポンプ</u>所等の排水施設の復旧対策 </td></tr><tr><td>関東地方整備局京浜河川事務所</td><td></td><td> ○ 都及び区市町村等の行う応急対策への支援 </td></tr></table> (2) 詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】区災対土木部、都第二建設事務所、関東地方整備局京浜河川事務所</td></tr><tr><td> ○ <u>排水機場</u>に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。 </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対土木部	○ 区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策	都建設局		○ 破損等の被害を受けた場合の復旧対策 ○ 23 区内の河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、区市町村の実施する応急措置を支援	都下水道局		○ <u>下水道管</u>、水再生センター、<u>ポンプ</u>所等の排水施設の復旧対策	関東地方整備局京浜河川事務所		○ 都及び区市町村等の行う応急対策への支援	【実施主体】区災対土木部、都第二建設事務所、関東地方整備局京浜河川事務所	○ <u>排水機場</u>に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
機関名		対策内容																																				
区	災対土木部	○ 区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策																																				
都建設局		○ 破損等の被害を受けた場合の復旧対策 ○ 23 区内の河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、区市町村の実施する応急措置を支援																																				
都下水道局		○ <u>管路</u>、水再生センター、<u>ポンプ</u>所等の排水施設の復旧対策																																				
関東地方整備局京浜河川事務所		○ 都及び区市町村等の行う応急対策への支援																																				
【実施主体】区災対土木部、都第二建設事務所、関東地方整備局京浜河川事務所																																						
○ <u>排水場施設</u>に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。																																						
機関名		対策内容																																				
区	◎災対土木部	○ 区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策																																				
都建設局		○ 破損等の被害を受けた場合の復旧対策 ○ 23 区内の河川管理施設の応急・復旧を図るとともに、区市町村の実施する応急措置を支援																																				
都下水道局		○ <u>下水道管</u>、水再生センター、<u>ポンプ</u>所等の排水施設の復旧対策																																				
関東地方整備局京浜河川事務所		○ 都及び区市町村等の行う応急対策への支援																																				
【実施主体】区災対土木部、都第二建設事務所、関東地方整備局京浜河川事務所																																						
○ <u>排水機場</u>に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。																																						
4	185	4 水道 (1) 対策内容と役割分担 <u>施設、管路、給水装置等の復旧を行う。</u>	155	4 水道 (1) 対策内容と役割分担 削除																																		

章	頁	修正前	頁	修正後												
4	185 ～ 186	(2) 詳細な取組み内容 【実施主体】都水道局 ○ 取水・導水施設・配水施設の被害は速やかに復旧活動を行う。 なお、管路の復旧作業の優先作業は、次の順序で順次復旧する。 ① 首都中枢機関、災害拠点病院等への供給管路 ② 第一次重要路線 ③ 第二次重要路線、配水本管網の骨格となる路線 ④ その他、給水上極めて重要な路線、震災対策用応急給水、避難所等に至る管路 ⑤ 復旧活動に支障となる箇所：緊急啓開道路、鉄道等の横断箇所など復旧活動に支障となる箇所、二次災害を起こすおそれのある場所 ○ 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。 ○ 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に併せ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。 ○ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて応急措置を行う。 <td>155 ～ 156</td> <td> (2) 詳細な取組み内容 【実施主体】都水道局 ○ 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。 ○ 浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。 ○ 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。 ○ 送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。 ○ 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。 ○ 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に併せ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。 ○ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。 </td>	155 ～ 156	(2) 詳細な取組み内容 【実施主体】都水道局 ○ 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。 ○ 浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。 ○ 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。 ○ 送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。 ○ 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。 ○ 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に併せ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。 ○ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。												
	4	186	5 下水道 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都下水道局</td><td> ○ 管路の復旧対策の実施 ○ 水再生センター・ポンプ所の復旧対策の実施 </td></tr></table> (2) 詳細な取組み内容 【実施主体】都下水道局 ○ 被害が発生したときは、主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。 ＜管きよ等＞ ・ 緊急調査で判明した被害について、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。 ＜水再生センター・ポンプ所＞ ・ 水再生センター・ポンプ所は、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒及び放流の機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。	機関名	対策内容	都下水道局	○ 管路の復旧対策の実施 ○ 水再生センター・ポンプ所の復旧対策の実施	156	5 下水道 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都下水道局</td><td> ○ 下水道管の復旧対策の実施 ○ 水再生センター・ポンプ所等の復旧対策の実施 </td></tr></table> (2) 詳細な取組み内容 【実施主体】都下水道局 ○ 被害が発生したときは、主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。 ＜下水道管等＞ ・ 緊急調査で判明した被害について、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。 ＜水再生センター・ポンプ所等＞ ・ 水再生センター・ポンプ所等は、流下機能の確保と揚水、沈殿、消毒機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。	機関名	対策内容	都下水道局	○ 下水道管の復旧対策の実施 ○ 水再生センター・ポンプ所等の復旧対策の実施			
機関名	対策内容															
都下水道局	○ 管路の復旧対策の実施 ○ 水再生センター・ポンプ所の復旧対策の実施															
機関名	対策内容															
都下水道局	○ 下水道管の復旧対策の実施 ○ 水再生センター・ポンプ所等の復旧対策の実施															
4	186	6 電気・ガス・通信等 (1) 対策内容と役割分担 復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を行う。 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>東京電力グループ</td><td>○ 電力供給上復旧効果の大きいものから実施</td></tr><tr><td>東京ガス ガス事業者</td><td>○ 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施</td></tr></table>	機関名	対策内容	東京電力グループ	○ 電力供給上復旧効果の大きいものから実施	東京ガス ガス事業者	○ 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施	156	6 電気・ガス・通信等 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>東京電力パワーグリッド</td><td>○ 電力供給上復旧効果の大きいものから実施</td></tr><tr><td>東京ガスグループ ガス事業者</td><td>○ 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施</td></tr></table>	機関名	対策内容	東京電力パワーグリッド	○ 電力供給上復旧効果の大きいものから実施	東京ガスグループ ガス事業者	○ 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施
機関名	対策内容															
東京電力グループ	○ 電力供給上復旧効果の大きいものから実施															
東京ガス ガス事業者	○ 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施															
機関名	対策内容															
東京電力パワーグリッド	○ 電力供給上復旧効果の大きいものから実施															
東京ガスグループ ガス事業者	○ 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施															

章	頁	修正前	頁	修正後
		各通信事業者 ○ 応急復旧<u>工事、本復旧工事の順で実施</u>		各通信事業者 ○ 応急復旧<u>による通信確保</u>
4	186	6 電気・ガス・通信等 （２）詳細な取組み内容 ① 電気施設 カ 応急工事 ○ 人命に係る３次医療機関等、官公署、報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、 <u>各施設</u> の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧 <u>効用</u> の最も大きいものから行う。	157	6 電気・ガス・通信等 （２）詳細な取組み内容 ① 電気施設 カ 応急工事 ○ 人命に係る３次医療機関等、官公署、報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、 <u>各設備</u> の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧 <u>効果</u> の最も大きいものから <u>復旧</u> を行う。
4	187 ～ 188	② ガス施設 ○ ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。 <u>○ 具体的な手順は以下のとおり。</u> ・ <u>非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。</u> ・ <u>予備品、貯蔵品等の復旧用資器材の在庫量を確認し、調達を必要とする資器材は、速やかに確保する。</u> ・ <u>復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。</u> ・ <u>ガスメーターの近くのメーターガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。</u> ・ <u>都市ガスの復旧は 2,000～3,000 軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。</u> ・ <u>検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所を修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。</u> ・ <u>宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。</u> ・ <u>ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。</u>	157	② ガス施設 ○ ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。 削除

【震災編】

第2部

施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画)

第5章

応急対応力、広域連携体制の強化

章	頁	修正前	頁	修正後																														
5	195	第1節 現在の到達状況 1 初動対応 区内において大規模な災害が発生し、又は発生すると認められたときは、迅速に災害対策活動を実施できるよう区本部を設置する。なお、平成 25 年度より、非常配備態勢指定における参集基準を変更し、震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、区本部を自動的に設置し、職員が参集する体制を整備した。 2 広域連携体制 災害時に他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、広域連携体制として以下のとおり災害時の相互応援に関する協定を締結し、応援体制を構築している。 区は、他自治体との協力協定、各種協定締結の継続を推進しており、令和 <u>2年</u> 4 月現在の協定数は <u>3 4 5</u>となる。 <table><tr><td>相互協力支援協定</td><td>東京 23 区</td></tr><tr><td>相互援助協定</td><td>狛江市、群馬県川場村</td></tr><tr><td>相互応援協定</td><td>城南 5 区（品川区、目黒区、大田区、渋谷区、世田谷区）、調布市、つくば市、高崎市、小山市、熊谷市、十日町市、三鷹市、松本市</td></tr></table> 令和 <u>2年</u> 4 月 1 日現在	相互協力支援協定	東京 23 区	相互援助協定	狛江市、群馬県川場村	相互応援協定	城南 5 区（品川区、目黒区、大田区、渋谷区、世田谷区）、調布市、つくば市、高崎市、小山市、熊谷市、十日町市、三鷹市、松本市	162	第1節 現在の到達状況と課題 1 初動対応 区内において大規模な災害が発生し、又は発生すると認められたときは、迅速に災害対策活動を実施できるよう区本部を設置する。なお、平成 25 年度より、非常配備態勢指定における参集基準を変更し、震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、区本部を自動的に設置し、職員が参集する体制を整備した。 【課題】 ○ <u>区本部としての全体的な職員配置体制の検証</u> ○ <u>職員の安否確認手段の周知徹底</u> ○ <u>世田谷区業務継続計画（BCP）等の検証・更新</u> 2 広域連携体制 災害時に他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、広域連携体制として以下のとおり災害時の相互応援に関する協定を締結し、応援体制を構築している。 区は、他自治体との協力協定、各種協定締結の継続を推進しており、令和 <u>6年</u> 4 月現在の協定数は <u>393</u>となる。 <table><tr><td>相互協力支援協定</td><td>東京 23 区</td></tr><tr><td>相互援助協定</td><td>狛江市、群馬県川場村</td></tr><tr><td>相互応援協定</td><td>城南 5 区（品川区、目黒区、大田区、渋谷区、世田谷区）、調布市、つくば市、高崎市、小山市、熊谷市、十日町市、三鷹市、松本市</td></tr></table> 令和 <u>6年</u> 4 月 1 日現在 【課題】 <u>広域的な物資調達や帰宅困難者対策、広域避難などについては、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、近隣自治体等との円滑な連携を図るため、広域連携体制の実効性を高める必要がある。また、災害時における支援協定について、連絡体制・運用の更なる検討が必要となる。</u>	相互協力支援協定	東京 23 区	相互援助協定	狛江市、群馬県川場村	相互応援協定	城南 5 区（品川区、目黒区、大田区、渋谷区、世田谷区）、調布市、つくば市、高崎市、小山市、熊谷市、十日町市、三鷹市、松本市																		
相互協力支援協定	東京 23 区																																	
相互援助協定	狛江市、群馬県川場村																																	
相互応援協定	城南 5 区（品川区、目黒区、大田区、渋谷区、世田谷区）、調布市、つくば市、高崎市、小山市、熊谷市、十日町市、三鷹市、松本市																																	
相互協力支援協定	東京 23 区																																	
相互援助協定	狛江市、群馬県川場村																																	
相互応援協定	城南 5 区（品川区、目黒区、大田区、渋谷区、世田谷区）、調布市、つくば市、高崎市、小山市、熊谷市、十日町市、三鷹市、松本市																																	
5	195	3 大規模救出救助活動拠点の整備 〔屋外施設〕 <table><tr><td>候補地名称</td><td>所在地</td><td>想定候補面積（㎡）</td><td colspan="2">ヘリ離発着想定面（㎡）及び現況</td></tr><tr><td>都立駒沢オリンピック公園</td><td>駒沢公園 <u>1丁目</u></td><td>18,000</td><td>100×80</td><td>陸上競技場</td></tr><tr><td>都立砧公園</td><td>砧公園</td><td>15,000</td><td>80×100</td><td>野球場</td></tr></table>	候補地名称	所在地	想定候補面積（㎡）	ヘリ離発着想定面（㎡）及び現況		都立駒沢オリンピック公園	駒沢公園 <u>1丁目</u>	18,000	100×80	陸上競技場	都立砧公園	砧公園	15,000	80×100	野球場	163	3 大規模救出救助活動拠点の整備 〔屋外施設〕 <table><tr><td>候補地名称</td><td>所在地</td><td>想定候補面積（㎡）</td><td colspan="2">ヘリ離発着想定面（㎡）及び現況</td></tr><tr><td>都立駒沢オリンピック公園</td><td>駒沢公園 <u>1-1</u></td><td>18,000</td><td>100×80</td><td>陸上競技場</td></tr><tr><td>都立砧公園</td><td>砧公園</td><td>15,000</td><td>80×100</td><td>野球場</td></tr></table>	候補地名称	所在地	想定候補面積（㎡）	ヘリ離発着想定面（㎡）及び現況		都立駒沢オリンピック公園	駒沢公園 <u>1-1</u>	18,000	100×80	陸上競技場	都立砧公園	砧公園	15,000	80×100	野球場
候補地名称	所在地	想定候補面積（㎡）	ヘリ離発着想定面（㎡）及び現況																															
都立駒沢オリンピック公園	駒沢公園 <u>1丁目</u>	18,000	100×80	陸上競技場																														
都立砧公園	砧公園	15,000	80×100	野球場																														
候補地名称	所在地	想定候補面積（㎡）	ヘリ離発着想定面（㎡）及び現況																															
都立駒沢オリンピック公園	駒沢公園 <u>1-1</u>	18,000	100×80	陸上競技場																														
都立砧公園	砧公園	15,000	80×100	野球場																														
5	－	新設	163	【課題】 <u>救出・救助活動やライフライン等の復旧活動を迅速に実施するためには、部隊のベースキャンプ地や資器材等の置き場所などが必要であり、連絡体制や使用施設等について事前に十分な調整を行う必要がある。</u>																														
	196	第2節 課題 【被害想定（東京湾北部地震）】	－	削除 ※「第2節 課題」は、修正後は「第1節 現在の到達状況と課題」に統合している。																														

章	頁	修正前	頁	修正後												
		<table><tr><td>被 害 項 目</td><td>想定される被害</td></tr><tr><td>負傷者数</td><td>最大 7,449 人（冬の夕方 18 時）</td></tr><tr><td>重傷者数</td><td>最大 1,366 人（冬の夕方 18 時）</td></tr><tr><td>建物被害</td><td>最大 27,801 棟（冬の夕方 18 時）</td></tr><tr><td>地震火災</td><td>最大 21,727 棟（冬の夕方 18 時）</td></tr><tr><td>自力脱出困難者</td><td>最大 2,925 人（冬の朝 5 時）</td></tr></table> 1 初動対応 東日本大震災の被害は、広範かつ甚大なものであり、被災地では自治体自身が被災した例もあったことから、被害状況や支援要請の集約に時間を要した。現行の被害想定では、多くの負傷者や自力脱出困難者、建物被害の発生が想定されることから、迅速な救出・救助活動の実施に向けてより効率的かつ効果的な体制を構築する必要がある。 具体的には、区として次のような課題がある。 ○ 区本部としての全体的な職員配置体制の具体化 ○ 職員の安否確認態勢の確立 ○ 情報システムが稼働できない間の業務継続について、各所管課による検討 2 広域連携体制 広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難などについては、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、近隣自治体等との円滑な連携を図るため、広域連携体制の実効性を高める必要がある。 また、災害時における支援協定のあり方について、連絡体制・運用の更なる検討が必要となる。 3 大規模救出救助活動拠点の整備 救出・救助活動やライフライン等の復旧活動を迅速に実施するためには、部隊のベースキャンプ地や資器材等の置き場所などが必要であり、連絡体制や使用施設等について事前に十分な調整を行う必要がある。	被 害 項 目	想定される被害	負傷者数	最大 7,449 人（冬の夕方 18 時）	重傷者数	最大 1,366 人（冬の夕方 18 時）	建物被害	最大 27,801 棟（冬の夕方 18 時）	地震火災	最大 21,727 棟（冬の夕方 18 時）	自力脱出困難者	最大 2,925 人（冬の朝 5 時）		
被 害 項 目	想定される被害															
負傷者数	最大 7,449 人（冬の夕方 18 時）															
重傷者数	最大 1,366 人（冬の夕方 18 時）															
建物被害	最大 27,801 棟（冬の夕方 18 時）															
地震火災	最大 21,727 棟（冬の夕方 18 時）															
自力脱出困難者	最大 2,925 人（冬の朝 5 時）															
5	197	第3節 対策の方向性 1 初動対応体制の再構築 区と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、区本部体制を見直し、災害対応・総合調整機能の強化や、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。 具体的には次の取組みを行う。 【ハード対策】 ○ 新たな本庁舎の整備に際し、災害対策本部機能の強化を図る。 【ソフト対策】 ○ 区本部の職員配置体制を検討する。 ○ 職員の安否確認の手段を周知徹底する。 ○ 図上訓練等による応援手順を検証する。	163	第2節 対策の方向性 1 初動対応体制の構築 区と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、区本部体制等の検証・見直しを適宜実施し、災害対応・総合調整機能の強化や、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。 2 広域連携体制の強化 協定間や関係機関で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調全体制を強化するとともに、防災関係機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。 具体的には、各種団体との協定締結を推進し、定期的な協定内容の確認、修正を行い、協力体制及び受援応援体制の構築を図る。また、関係防災機関や事業者と連携して応急対応を実施するための連携チ												

章	頁	修正前	頁	修正後																
		2 広域連携体制の強化 協定間や関係機関で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調全体制を強化するとともに、防災関係機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。 具体的には、各種団体との協定締結を推進し、定期的な協定内容の確認、修正を <u>また、関係防災機関や事業者と連携して応急対応を実施するための連携チームを編成し、協定自治体や関係機関等からの人員や支援物資を受け入れる態勢を具体化する。行う。また、</u> 区が実施する訓練に協定締結団体の参加を検討する。 3 大規模救出救助活動拠点の活用、区独自の拠点の整備、拡大 都が確保する広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として確保するオープンスペースを活用し、大規模な救出・救助活動や復旧活動を円滑に実施する。		<u>ームを編成し、協定自治体や関係機関等からの人員や支援物資を受け入れる態勢を具体化する。さらに、</u> 区が実施する訓練に協定締結団体の参加を検討する。 3 大規模救出救助活動拠点の活用、区独自の拠点の整備、拡大 都が確保する広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として確保するオープンスペースを活用し、大規模な救出・救助活動や復旧活動を円滑に実施する。<u>また、受援や発災時に備えた大規模救出救助活動拠点、復旧活動拠点に係る計画を策定し、迅速な活動のための環境を整備していく。</u>																
5	198	<u>第4節 到達目標</u> <u>1 迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築</u> <u>災害対応の総合調整機能を強化するため、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図るなど、区と関係機関とが連携して区本部の対処能力を向上するための体制を構築する。</u> <u>2 近隣自治体や民間事業者等との連携強化による円滑な体制の構築</u> <u>現在の協定自治体等の広域連携体制の一層の強化や、国、都、他自治体、関係機関等と円滑な協力体制が取れるよう、協力体制及び受援応援体制の構築を図る。</u> <u>3 大規模な救出・救助活動や復旧活動拠点の確保</u> <u>区と都等が連携し、公園等の整備などを行い、大規模な救出・救助活動や復旧活動のための拠点となるオープンスペースを確保するとともに、その円滑な活用に向けて、受援や発災時に備えた大規模救出救助活動拠点、復旧活動拠点に係る計画を策定し、迅速な活動のための環境を整備していく。</u>	－	削除 ※「第4節 到達目標」は、修正後は「第2節 対策の方向性」に統合している。																
5	199 ～ 200	<u>第5節 具体的な取組み</u> 第1 予防対策 1 初動対応体制の整備 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>災対各部</td><td>○ 災対各部での災害マニュアル等の整備・更新・訓練を実施する。 ○ 職員の研修等を実施する。 他の防災関係機関による訓練への積極的な参加を推進する。○</td></tr><tr><td>都水道局</td><td>○ 各部と事業所が一体となった総合訓練及び事業所ごとに行う個別訓練を、年1回以上行う。</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対各部	○ 災対各部での災害マニュアル等の整備・更新・訓練を実施する。 ○ 職員の研修等を実施する。 他の防災関係機関による訓練への積極的な参加を推進する。○	都水道局	○ 各部と事業所が一体となった総合訓練及び事業所ごとに行う個別訓練を、年1回以上行う。	164 ～ 165	<u>第3節 具体的な取組み</u> 第1 予防対策 1 初動対応体制の整備 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>災対各部</td><td>○ 災対各部での災害マニュアル等の整備・更新・訓練を実施する。 ○ 職員の研修等を実施する。 ○ 他の防災関係機関による訓練への積極的な参加を推進する。 ○ <u>職員の安否確認手段を周知徹底する。</u></td></tr><tr><td>都水道局</td><td>○ 各部と事業所が一体となった総合訓練及び事業所ごとに行う個別訓練を、年1回以上行う。</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対各部	○ 災対各部での災害マニュアル等の整備・更新・訓練を実施する。 ○ 職員の研修等を実施する。 ○ 他の防災関係機関による訓練への積極的な参加を推進する。 ○ <u>職員の安否確認手段を周知徹底する。</u>	都水道局	○ 各部と事業所が一体となった総合訓練及び事業所ごとに行う個別訓練を、年1回以上行う。
機関名		対策内容																		
区	災対各部	○ 災対各部での災害マニュアル等の整備・更新・訓練を実施する。 ○ 職員の研修等を実施する。 他の防災関係機関による訓練への積極的な参加を推進する。○																		
	都水道局	○ 各部と事業所が一体となった総合訓練及び事業所ごとに行う個別訓練を、年1回以上行う。																		
機関名		対策内容																		
区	災対各部	○ 災対各部での災害マニュアル等の整備・更新・訓練を実施する。 ○ 職員の研修等を実施する。 ○ 他の防災関係機関による訓練への積極的な参加を推進する。 ○ <u>職員の安否確認手段を周知徹底する。</u>																		
	都水道局	○ 各部と事業所が一体となった総合訓練及び事業所ごとに行う個別訓練を、年1回以上行う。																		

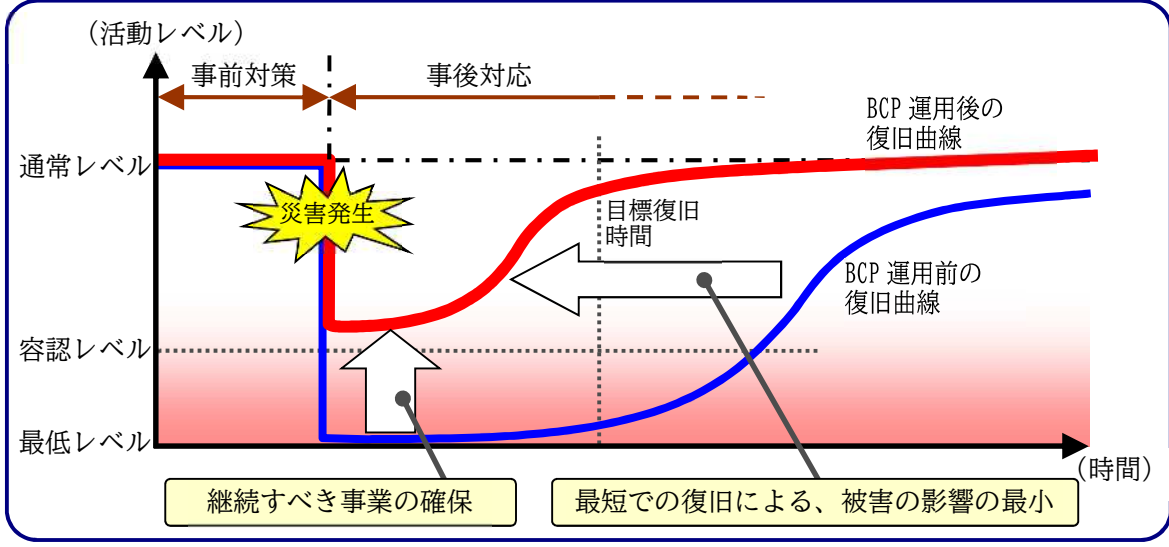
【震災編】第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

章	頁	修正前		頁	修正後	
		都下水道局	○ 下水道局南部下水道事務所と区は、共同して、災害時し尿投入場所マンホール確認訓練を年1回以上行う。		都下水道局	○ 下水道局南部下水道事務所と区は、共同して、災害時し尿投入場所マンホール確認訓練を年1回以上行う。
		警視庁・警察署	○ 9月1日の震災警備訓練のほか、宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び地域住民と協力して随時実施する。		警視庁・警察署	○ 9月1日の震災警備訓練のほか、宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び地域住民と協力して随時実施する。
		東京消防庁・消防署	○ 地震火災等地震時の各種災害に対処するため、各消防署において、消防団、災害時支援ボランティア、防災区民組織、区民、事業所を対象として防災訓練を行う。 ○ 建物の倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対処するため、医療機関、民間団体等と協力体制を確立し、連携した総合訓練を実施する。		東京消防庁・消防署	○ 地震火災等地震時の各種災害に対処するため、各消防署において、消防団、災害時支援ボランティア、防災区民組織、区民、事業所を対象として防災訓練を行う。 ○ 建物の倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対処するため、医療機関、民間団体等と協力体制を確立し、連携した総合訓練を実施する。
		NTT 東日本	○ 大規模地震を想定し、防災訓練を年1回以上実施する。 ○ 都、区、市の防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。		NTT 東日本	○ 大規模地震を想定し、防災訓練を年1回以上実施する。 ○ 都、区、市の防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
		首都高速道路	○ 震災時において総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。		首都高速道路	○ 震災時において 災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう 、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。
		東京電力 グループ	○ 非常時における迅速・的確な情報連絡態勢の充実などを目的に、情報連絡を中心とした訓練を年1回以上、全社的に実施する。 ○ 自治体主催の総合防災訓練への参加、社員の防災教育		東京電力 パワーグリッド	○ 非常時における迅速・的確な情報連絡態勢の充実などを目的に、情報連絡を中心とした訓練を年1回以上、全社的に実施する。 ○ 自治体主催の総合防災訓練への参加、社員の防災教育
		東京 ガス	○ 非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。		東京 ガスグループ	○ 非常事態対策関係諸規則等に基づき、防災訓練を実施する。
		京王電鉄	○ 公衆等の安全確保並びに早期復旧を図るため、随時所属員の教育及び訓練を行う。		京王電鉄	○ 公衆等の安全確保並びに早期復旧を図るため、随時所属員の教育及び訓練を行う。
		小田急電鉄	○ 地震発生時等における初動対応、旅客の避難誘導、運転取扱い等また防災知識に関する教育・訓練を実施する。		小田急電鉄	○ 地震発生時等における初動対応、旅客の避難誘導、運転取扱い等また防災知識に関する教育・訓練を実施する。
		東急電鉄	○ 乗客の安全を確保するため、関係機関と協力して訓練を実施する。 ○ 防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な教育訓練を実施する。 ○ 災害時の情報連絡を円滑にするため、非常無線訓練（無線統制定期訓練、災害情報連絡訓練）をその都度実施する。		東急電鉄	○ 乗客の安全を確保するため、関係機関と協力して訓練を実施する。 ○ 防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な教育訓練を実施する。 ○ 災害時の情報連絡を円滑にするため、非常無線訓練（無線統制定期訓練、災害情報連絡訓練）をその都度実施する。
		世田谷サービス公社（エフエム世田谷）	訓練○を実施する		世田谷サービス公社（エフエム世田谷）	○ 世田谷区との情報連絡に関する事項 ○ 放送機器類等の非常用設備動作に関する事項 ○ 世田谷区災害対策本部運営訓練への参加 ○ 定期訓練（緊急割込み放送、大規模停電を想定した訓練など）
		郵便局	○ 防災週間及び防災とボランティア週間を中心に防災訓練を実施するほか、計画的な机上訓練を実施し、職員の意識の高揚を図る。		郵便局	○ 防災週間及び防災とボランティア週間を中心に防災訓練を実施するほか、計画的な机上訓練を実施し、職員の意識の高揚を図る。
		世田谷ケーブルテレビ協議会	○ 世田谷区及びケーブルテレビ事業者間における情報連絡に関する事項 ○ 放送機器類等の非常用設備動作に関する事項		世田谷ケーブルテレビ協議会	○ 世田谷区及びケーブルテレビ事業者間における情報連絡に関する事項 ○ 放送機器類等の非常用設備動作に関する事項
		都総務局	○ 首都直下地震等対処要領の策定 ○ 総合防災訓練の実施		都総務局	○ 首都直下地震等対処要領の策定 ○ 総合防災訓練の実施

章 頁		修正前	頁	修正後																																																																																																																																																																																		
5	200 ～ 201	(2) 詳細な取組み内容 ① 活動庁舎 〔世田谷区庁舎の概要〕 <table><tr><th rowspan="2">庁舎</th><th rowspan="2">耐震性</th><th colspan="4">非常用発電機</th></tr><tr><th>場所</th><th>燃料種別</th><th>容量 (ℓ)</th><th>作動時間 (h)</th></tr><tr><td rowspan="3">本庁第1庁舎</td><td rowspan="3">昭和 35 年竣工、平成 13 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保</td><td>屋上</td><td>軽油</td><td>950</td><td>76</td></tr><tr><td>地階（※1）</td><td>軽油</td><td>41</td><td>2</td></tr><tr><td>地階</td><td>灯油</td><td>950</td><td>7</td></tr><tr><td rowspan="2">本庁第2庁舎</td><td rowspan="2">昭和 44 年竣工、平成 15 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保</td><td>屋上</td><td>軽油</td><td>390</td><td>70</td></tr><tr><td>地階</td><td>軽油</td><td>490</td><td>8</td></tr><tr><td rowspan="2">本庁第3庁舎</td><td rowspan="2">平成4年竣工（新耐震基準）</td><td>屋上</td><td>軽油</td><td>500</td><td>47</td></tr><tr><td>駐車場</td><td>軽油</td><td>20,000</td><td>72</td></tr><tr><td rowspan="2">本庁舎</td><td rowspan="2">令和9年完成予定（新耐震基準）</td><td>西棟屋上</td><td>特A重油</td><td>120,000</td><td>168</td></tr><tr><td>東棟屋上</td><td>特A重油</td><td>120,000</td><td>168</td></tr><tr><td>城山分庁舎</td><td>平成18年竣工（新耐震基準）</td><td>1階</td><td>ガソリン</td><td>10</td><td>17</td></tr><tr><td rowspan="2">北沢総合支所庁舎</td><td rowspan="2">平成2年竣工（新耐震基準）</td><td>8階</td><td>プロパン</td><td>(※2)</td><td>38</td></tr><tr><td>地下3階</td><td>軽油</td><td>490</td><td>4.5</td></tr><tr><td rowspan="2">玉川総合支所庁舎</td><td rowspan="2">昭和 42 年竣工、平成 15 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保 令和2年改築</td><td>屋上</td><td>A重油</td><td>6500</td><td>72</td></tr><tr><td>地下（※1）</td><td></td><td>95</td><td>6</td></tr><tr><td>砧総合支所庁舎</td><td>平成21年竣工（新耐震基準）</td><td>地下</td><td>軽油</td><td>10,000</td><td>72</td></tr><tr><td>烏山総合支所庁舎</td><td>平成3年竣工（新耐震基準）</td><td>地下</td><td>特A重油</td><td>1,950</td><td>8.8</td></tr></table> ※1 消火設備専用 ※2 プロパンガスボンベ10本設置	庁舎	耐震性	非常用発電機				場所	燃料種別	容量 (ℓ)	作動時間 (h)	本庁第1庁舎	昭和 35 年竣工、平成 13 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保	屋上	軽油	950	76	地階（※1）	軽油	41	2	地階	灯油	950	7	本庁第2庁舎	昭和 44 年竣工、平成 15 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保	屋上	軽油	390	70	地階	軽油	490	8	本庁第3庁舎	平成4年竣工（新耐震基準）	屋上	軽油	500	47	駐車場	軽油	20,000	72	本庁舎	令和9年完成予定（新耐震基準）	西棟屋上	特A重油	120,000	168	東棟屋上	特A重油	120,000	168	城山分庁舎	平成18年竣工（新耐震基準）	1階	ガソリン	10	17	北沢総合支所庁舎	平成2年竣工（新耐震基準）	8階	プロパン	(※2)	38	地下3階	軽油	490	4.5	玉川総合支所庁舎	昭和 42 年竣工、平成 15 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保 令和2年改築	屋上	A重油	6500	72	地下（※1）		95	6	砧総合支所庁舎	平成21年竣工（新耐震基準）	地下	軽油	10,000	72	烏山総合支所庁舎	平成3年竣工（新耐震基準）	地下	特A重油	1,950	8.8	165	(2) 詳細な取組み内容 ① 活動庁舎 〔世田谷区庁舎の概要〕 <table><tr><th rowspan="2">庁舎</th><th rowspan="2">耐震性</th><th colspan="4">非常用発電機</th></tr><tr><th>場所</th><th>燃料種別</th><th>容量 (ℓ)</th><th>作動時間 (h)</th></tr><tr><td rowspan="2">本庁第2庁舎</td><td rowspan="2">昭和 44 年竣工、平成 15 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保</td><td>屋上</td><td>軽油</td><td>390</td><td>70</td></tr><tr><td>地階</td><td>軽油</td><td>490</td><td>8</td></tr><tr><td rowspan="2">本庁舎</td><td rowspan="2">令和 11 年完成予定（新耐震基準）</td><td>西棟屋上</td><td>特A重油</td><td>120,000</td><td>168</td></tr><tr><td>東棟屋上</td><td>特A重油</td><td>120,000</td><td>168</td></tr><tr><td>城山分庁舎</td><td>平成18年竣工（新耐震基準）</td><td>1階</td><td>ガソリン</td><td>10</td><td>17</td></tr><tr><td>三軒茶屋分庁舎</td><td>昭和 46 年（平成 16 年耐震工事済）</td><td>屋上</td><td>軽油</td><td>90</td><td>2.7</td></tr><tr><td>梅丘分庁舎</td><td>昭和 58 年竣工（新耐震基準）</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>二子玉川分庁舎</td><td>昭和 53 年竣工、平成 23 年耐震診断の結果 Is 値 0.75 以上を確保</td><td>屋上</td><td>ガソリン</td><td>39</td><td>5</td></tr><tr><td>事務センター</td><td>平成元年竣工（新耐震基準）</td><td>屋上</td><td>軽油</td><td>490</td><td>16.6</td></tr><tr><td rowspan="3">北沢総合支所庁舎</td><td rowspan="3">平成2年竣工（新耐震基準） 昭和 42 年竣工、平成 15 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保 令和2年改築</td><td>8階</td><td>プロパン</td><td>(※1)</td><td>73</td></tr><tr><td>地下3階</td><td>軽油</td><td>950</td><td>9</td></tr><tr><td>屋上</td><td>A重油</td><td>6500</td><td>72</td></tr><tr><td>砧総合支所庁舎</td><td>平成21年竣工（新耐震基準）</td><td>地下</td><td>軽油</td><td>10,000</td><td>72</td></tr><tr><td>烏山総合支所庁舎</td><td>平成3年竣工（新耐震基準）</td><td>地下</td><td>特A重油</td><td>1,950</td><td>8.8</td></tr></table> ※1 プロパンガスボンベ10本設置	庁舎	耐震性	非常用発電機				場所	燃料種別	容量 (ℓ)	作動時間 (h)	本庁第2庁舎	昭和 44 年竣工、平成 15 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保	屋上	軽油	390	70	地階	軽油	490	8	本庁舎	令和 11 年完成予定（新耐震基準）	西棟屋上	特A重油	120,000	168	東棟屋上	特A重油	120,000	168	城山分庁舎	平成18年竣工（新耐震基準）	1階	ガソリン	10	17	三軒茶屋分庁舎	昭和 46 年（平成 16 年耐震工事済）	屋上	軽油	90	2.7	梅丘分庁舎	昭和 58 年竣工（新耐震基準）	二	二	二	二	二子玉川分庁舎	昭和 53 年竣工、平成 23 年耐震診断の結果 Is 値 0.75 以上を確保	屋上	ガソリン	39	5	事務センター	平成元年竣工（新耐震基準）	屋上	軽油	490	16.6	北沢総合支所庁舎	平成2年竣工（新耐震基準） 昭和 42 年竣工、平成 15 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保 令和2年改築	8階	プロパン	(※1)	73	地下3階	軽油	950	9	屋上	A重油	6500	72	砧総合支所庁舎	平成21年竣工（新耐震基準）	地下	軽油	10,000	72	烏山総合支所庁舎	平成3年竣工（新耐震基準）	地下	特A重油	1,950	8.8
	庁舎	耐震性			非常用発電機																																																																																																																																																																																	
場所			燃料種別	容量 (ℓ)	作動時間 (h)																																																																																																																																																																																	
本庁第1庁舎	昭和 35 年竣工、平成 13 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保	屋上	軽油	950	76																																																																																																																																																																																	
		地階（※1）	軽油	41	2																																																																																																																																																																																	
		地階	灯油	950	7																																																																																																																																																																																	
本庁第2庁舎	昭和 44 年竣工、平成 15 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保	屋上	軽油	390	70																																																																																																																																																																																	
		地階	軽油	490	8																																																																																																																																																																																	
本庁第3庁舎	平成4年竣工（新耐震基準）	屋上	軽油	500	47																																																																																																																																																																																	
		駐車場	軽油	20,000	72																																																																																																																																																																																	
本庁舎	令和9年完成予定（新耐震基準）	西棟屋上	特A重油	120,000	168																																																																																																																																																																																	
		東棟屋上	特A重油	120,000	168																																																																																																																																																																																	
城山分庁舎	平成18年竣工（新耐震基準）	1階	ガソリン	10	17																																																																																																																																																																																	
北沢総合支所庁舎	平成2年竣工（新耐震基準）	8階	プロパン	(※2)	38																																																																																																																																																																																	
		地下3階	軽油	490	4.5																																																																																																																																																																																	
玉川総合支所庁舎	昭和 42 年竣工、平成 15 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保 令和2年改築	屋上	A重油	6500	72																																																																																																																																																																																	
		地下（※1）		95	6																																																																																																																																																																																	
砧総合支所庁舎	平成21年竣工（新耐震基準）	地下	軽油	10,000	72																																																																																																																																																																																	
烏山総合支所庁舎	平成3年竣工（新耐震基準）	地下	特A重油	1,950	8.8																																																																																																																																																																																	
庁舎	耐震性	非常用発電機																																																																																																																																																																																				
		場所	燃料種別	容量 (ℓ)	作動時間 (h)																																																																																																																																																																																	
本庁第2庁舎	昭和 44 年竣工、平成 15 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保	屋上	軽油	390	70																																																																																																																																																																																	
		地階	軽油	490	8																																																																																																																																																																																	
本庁舎	令和 11 年完成予定（新耐震基準）	西棟屋上	特A重油	120,000	168																																																																																																																																																																																	
		東棟屋上	特A重油	120,000	168																																																																																																																																																																																	
城山分庁舎	平成18年竣工（新耐震基準）	1階	ガソリン	10	17																																																																																																																																																																																	
三軒茶屋分庁舎	昭和 46 年（平成 16 年耐震工事済）	屋上	軽油	90	2.7																																																																																																																																																																																	
梅丘分庁舎	昭和 58 年竣工（新耐震基準）	二	二	二	二																																																																																																																																																																																	
二子玉川分庁舎	昭和 53 年竣工、平成 23 年耐震診断の結果 Is 値 0.75 以上を確保	屋上	ガソリン	39	5																																																																																																																																																																																	
事務センター	平成元年竣工（新耐震基準）	屋上	軽油	490	16.6																																																																																																																																																																																	
北沢総合支所庁舎	平成2年竣工（新耐震基準） 昭和 42 年竣工、平成 15 年耐震改修 →新耐震基準と同等の性能を確保 令和2年改築	8階	プロパン	(※1)	73																																																																																																																																																																																	
		地下3階	軽油	950	9																																																																																																																																																																																	
		屋上	A重油	6500	72																																																																																																																																																																																	
砧総合支所庁舎	平成21年竣工（新耐震基準）	地下	軽油	10,000	72																																																																																																																																																																																	
烏山総合支所庁舎	平成3年竣工（新耐震基準）	地下	特A重油	1,950	8.8																																																																																																																																																																																	
5	201 ～ 202	ア 災害対策本部機能の強化 災害対策本部長室等を耐震性が優れている本庁第3庁舎に移転した。 ○ 本庁第3庁舎全体に供給できる非常用発電機と72時間稼働できる燃料タンクを整備した。 ○ 必要給水量の確保として飲料用にも使用できる井戸と浄水設備を設置した。また、4日分の容量を確保できる排水貯留槽を設置した。 【新庁舎における災害対策機能の強化】 2027年に完成予定である新庁舎について災害対策機能の強化に向けた施設計画を進めていく。	166	ア 災害対策本部機能 区は新たな本庁舎の整備に際し、以下のとおり、災害対策本部機能の強化を図った。今後は、機能の維持に努めるとともに、更なる強化を検討する。 ○ 本庁舎全体に供給できる非常用発電機と72時間稼働できる燃料タンクを整備した。 ○ 新庁舎は大地震動後、人命の安全確保に加えて十分な機能確保ができる免震構造とした。 ○ 発災直後から災害対策機能が確立できるよう災害対策本部長室、災害対策本部会議室、オペレーションルーム、無線室等の災害対策本部機能を本庁舎東棟3階に集約した。 ○ 大規模災害時の対応において、被害状況の把握、災対統括部から災対各部間の情報伝達や情																																																																																																																																																																																		

章	頁	修正前	頁	修正後
		○ 新庁舎は大地震動後、人命の安全確保に加えて十分な機能確保ができる免震構造とする。 ○ 発災直後から災害対策機能が確立できるよう災害対策本部長室、災害対策本部会議室、オペレーションルーム、無線室等の災害対策本部機能を東棟3階に集約する。 ○ 大規模災害時の対応において、被害状況の把握、災対統括部から災対各部間の情報伝達や情報共有を行うため、サーバー室を東棟地下1階と西棟地下2階に設置する。 ○ 情報収集・分析及び災害対策本部内での情報共有を迅速かつ効果的なものにし、対応方針等の意思決定を適切に行うことを目的とした防災情報システムを導入する。 ○ 災害時の電力確保として、受変電設備や非常用発電機を東西に分散して適切に設置し、災害発生時からインフラ復旧までの庁舎機能を維持する。 ○ マンホールトイレに代わり、東西1期棟の屋内トイレを災害時に使用する。 ○ 広場は緊急車両（自衛隊・警察車両など）・物資供給車両のスペースとしての活用、東2期棟1階に様々な情報発信の場として、エフエム世田谷のサテライトスタジオの設置、区民会館を災害時の物資集積場所として利用するなど、物資・情報供給拠点として活用する。 ○ 低層階全体の災害対策施設へと転換できるよう、東2期棟1階の区民交流スペースを災害時に活用可能なスペースとする。 ○ 災害時の本庁舎従事職員1300人分の食糧、飲料水3日分及び排便収納袋を収納する防災備蓄倉庫を東1期棟地下1階に配置する。 ○ <u>東西敷地に1箇所ずつ防火水槽を設置する。</u> ○ <u>区民、職員が災害時に適切に避難できるよう分かりやすい案内を行うとともに、障害者の避難も考慮し、デジタルサイネージの活用、火災報知器と連動した光警報器や音声誘導装置等を設置する。</u> ○ <u>太陽光発電やコジェネ発電を設置し、日常利用時の環境性能と災害時の防災性能を両立する。</u> ○ <u>情報収集のため、防災無線、電話、情報、テレビ等が利用できるよう、各機器には非常用電源を供給する。</u> ○ <u>上水を受水できない場合、受水槽の水を活用し、感震器により作動する遮断弁を計画する。また、防災井戸の地下水は、区民及び職員への給水や雨水の貯留がなくなった場合に、トイレ洗浄水への利用とする。</u> ○ <u>震災時に下水道本管に放流できない場合、トイレなどの排水をピット内の汚水槽に放流できるよう切替装置を計画する。汚水槽の容量は東棟・西棟の合計で約250㎡を確保する。</u> ○ <u>震災時に破断による供給停止のリスクが小さく、東京ガスによる遮断弁の開作業により復旧する中圧ガスを引き込む。</u> ○ <u>ガス熱源機器の稼働により、空調可能範囲は発電機容量を拡張する。</u> ○ <u>震災時に冷暖房を必要とする室は、発電機からの電源供給、ガス熱源機器により運転する。</u> イ 区本部の代替機能の確保 ○ 区は、区本部が被災した場合等、区本部を<u>本庁第3庁舎内</u>に設置できない場合は、下記の順位に従い、区本部の予備施設を指定する。 〔区本部施設の指定〕 本部長室等を<u>原則本庁第3庁舎内に設置する。</u> ○ <u>本部長室等を本庁第3庁舎内</u>に設置できない場合に備え、次のとおり、区本部の予備施設を		報共有を行うため、サーバー室を東棟地下1階と西棟地下2階に設置した。 ○ <u>区民、職員が災害時に適切に避難できるよう分かりやすい案内を行うとともに、障害者の避難も考慮し、デジタルサイネージの活用、火災報知器と連動した光警報器や音声誘導装置等を設置した。</u> ○ 情報収集・分析及び災害対策本部内での情報共有を迅速かつ効果的なものにし、対応方針等の意思決定を適切に行うことを目的とした<u>総合</u>防災情報システムを導入した。 ○ <u>東西敷地に1箇所ずつ防火水槽を設置した。</u> ○ 災害時の電力確保として、受変電設備や非常用発電機を東西に分散して適切に設置し、災害発生時からインフラ復旧までの庁舎機能を維持する。 ○ <u>情報収集のため、防災無線、電話、情報、テレビ等が利用できるよう、各機器には非常用電源を供給している。</u> ○ マンホールトイレに代わり、東西1期棟の屋内トイレを災害時に使用する。 【今後の検討項目】 ○ 広場は緊急車両（自衛隊・警察車両など）・物資供給車両のスペースとしての活用、東2期棟1階に様々な情報発信の場として、エフエム世田谷のサテライトスタジオの設置、区民会館を災害時の物資集積場所として利用するなど、物資・情報供給拠点として活用する。 ○ 低層階全体の災害対策施設へと転換できるよう、東2期棟1階の区民交流スペースを災害時に活用可能なスペースとする。 ○ 災害時の本庁舎従事職員1,300人分の食糧、飲料水3日分及び排便収納袋を収納する防災備蓄倉庫を東1期棟地下1階に配置する。 イ 区本部の代替機能の確保 ○ 区は、区本部が被災した場合等、区本部を<u>本庁舎東棟内</u>に設置できない場合は、下記の順位に従い、区本部の予備施設を指定する。 〔区本部施設の指定〕 本部長室等を○<u>本庁舎東棟内</u>に設置できない場合に備え、次のとおり、区本部の予備施設を指定し、通信設備などの整備を図る。

章	頁	修正前	頁	修正後
		指定し、通信設備などの整備を図る。		
5	203	③ 区及び防災関係機関による防災訓練 ○ 区、防災関係機関が災害時の協力態勢と応急対策活動の習熟を図り、災害時の防災行動力の向上を目指す。	167	③ 区及び防災関係機関による防災訓練 ○ 区、防災関係機関が災害時の協力体制と応急対策活動の習熟を図り、災害時の防災行動力の向上を目指す。
5	204	2 業務継続体制の確保 <u>災害時には、本地域防災計画で定める応急活動を行う一方で、区の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保できるよう、あらかじめ対策をたてておく必要がある。</u>	168	2 業務継続体制の確保 削除
5	204 ～ 205	(2) 詳細な取組み内容 業務継続計画とは、災害発生時等に優先すべき業務を特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保・配分やそのための手続きの簡略化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図り適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。 <u>○ 世田谷区業務継続計画（BCP）の策定</u> - 区は、都の計画を踏まえ平成22年11月に「世田谷区業務継続計画＜震災編＞」（BCP）を策定し、現在は平成30年（2018年）修正が最新版となっている。 <u>世田谷区業務継続計画は、震災時に区民の生命及び財産を保護し、区民生活に必要不可欠な業務を早期再開することを目的とする。</u> <u>「業務継続計画」は、「世田谷区地域防災計画」、各種マニュアル等との整合を図ることとする。</u> <u>区は、平成30年（2018年）の計画の修正にあたっては、「世田谷区震災時職員行動マニュアル」及び「世田谷区震災復興マニュアル」との整合を図った。これら既存のマニュアルを有効活用するため、各個別マニュアルは、「世田谷区地域防災計画」の一部を構成するとともに、「業務継続計画」を具体化するものとして位置付けを併せて持つこととした。</u> <u>○ 業務継続の取組みは、以下の特徴を持っている。</u> <u>事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。</u> <u>災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。</u> <u>各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。</u> <u>重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。</u> <u>重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。</u> <u>指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。</u> <u>〔BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図〕</u>	168	(2) 詳細な取組み内容 業務継続計画とは、災害発生時等に優先すべき業務を特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保・配分やそのための手続きの簡略化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図り適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。 区は、都の計画を踏まえ平成22年11月に「世田谷区業務継続計画＜震災編＞」（BCP）を策定し、現在は平成30年（2018年）修正が最新版となっている。

章	頁	修正前	頁	修正後																														
		 ○ BCP の策定に当たっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組みを平時から実施することが重要である。																																
5	205	3 消火・救助・救急活動体制の整備 （１）対策内容と役割分担 消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対地域本部 災対統括部</td><td>○ 東京消防庁等と連携し、消火・救助・救急活動等を行うため、必要な体制を整備</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 ○ 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ○ 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 区内の消防団の教育訓練を充実○</td></tr><tr><td colspan="2">関係防災機関</td><td>○ 防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部 災対統括部	○ 東京消防庁等と連携し、消火・救助・救急活動等を行うため、必要な体制を整備	警視庁・警察署		○ 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 ○ 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化	東京消防庁・消防署		○ 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ○ 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 区内の消防団の教育訓練を充実○	関係防災機関		○ 防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正	168	3 消火・救助・救急活動体制の整備 （１）対策内容と役割分担 消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対地域本部 災対統括部</td><td>○ 東京消防庁等と連携し、消火・救助・救急活動等を<u>迅速かつ的確</u>に行うため、必要な体制を整備</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 ○ 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ○ 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ○ 区内の消防団の教育訓練を充実 ○ <u>外国人への救急対応の充実強化</u></td></tr><tr><td colspan="2">関係防災機関</td><td>○ 防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部 災対統括部	○ 東京消防庁等と連携し、消火・救助・救急活動等を <u>迅速かつ的確</u> に行うため、必要な体制を整備	警視庁・警察署		○ 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 ○ 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化	東京消防庁・消防署		○ 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ○ 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ○ 区内の消防団の教育訓練を充実 ○ <u>外国人への救急対応の充実強化</u>	関係防災機関		○ 防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正
機関名		対策内容																																
区	◎災対地域本部 災対統括部	○ 東京消防庁等と連携し、消火・救助・救急活動等を行うため、必要な体制を整備																																
警視庁・警察署		○ 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 ○ 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化																																
東京消防庁・消防署		○ 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ○ 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 区内の消防団の教育訓練を充実○																																
関係防災機関		○ 防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正																																
機関名		対策内容																																
区	◎災対地域本部 災対統括部	○ 東京消防庁等と連携し、消火・救助・救急活動等を <u>迅速かつ的確</u> に行うため、必要な体制を整備																																
警視庁・警察署		○ 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 ○ 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化																																
東京消防庁・消防署		○ 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ○ 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ○ 区内の消防団の教育訓練を充実 ○ <u>外国人への救急対応の充実強化</u>																																
関係防災機関		○ 防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正																																
5	205 ～ 206	（２）詳細な取組み内容 ① 消防団体制の強化 【実施主体】東京消防庁・消防署 消防団は、震災時には消防署隊と連携し災害活動に当たるとともに、<u>普段</u>は地域住民への防災指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。 こうした住民指導体制の充実を図るため、人口動態、職業構成など、区内の特性に対応した事業所団員等、<u>消防団員</u>の確保策を推進し、消防団組織を強化するほか、活動の拠点として、分団本部を整備する。 また、消防団員が、生業において使用する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体	168 ～ 169	（２）詳細な取組み内容 ① 消防団体制の強化 【実施主体】東京消防庁・消防署 消防団は、震災時には消防署隊と連携し災害活動に当たるとともに、<u>平時</u>は地域住民への防災指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。 こうした住民指導体制の充実を図るため、人口動態、職業構成など、区内の特性に対応した事業所団員等、<u>を含めた</u>消防団員の確保策を推進し、消防団組織を強化するほか、活動の拠点として、分団本部を整備する。 また、消防団員が、生業において使用する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体																														

章	頁	修正前	頁	修正後
		制（特殊技能団員、消防団協力事業所等）の整備を図るとともに、可搬ポンプ、可搬ポンプ積載車及び簡易救助器具、防塵マスク、照明器具、携帯無線機、非常食料、応急救護資器材等の整備・増強を図る。		制（特殊技能団員、消防団協力事業所等）の整備を図るとともに、可搬ポンプ、可搬ポンプ積載車、簡易救助器具、防塵マスク、照明器具、携帯無線機、非常食料、応急救護資器材等の整備・増強を図る。
5	206	② 東京消防庁・消防署の消防活動体制 【実施主体】東京消防庁・消防署 ○ 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制を確立する。 ○ 震災時等に重機等の特殊な車両や資器材の円滑な活用が図れるよう、平時から技術者養成や訓練を継続して行うことで更なる災害対応力の向上に努める。 ○ 震災時に同時多発する救急事象に対応するため、整備計画に基づいて救急隊の増強整備を図り、非常用救急車の運用を含め震災時の傷病者搬送体制を強化する。 ○ 長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、震災時等における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図る。 ○ 緊急消防援助隊など全国からの応援部隊の受入れや平常時の消防隊の訓練などが可能な総合的な防災拠点を活用し、災害対応力の強化を図る。	169	② 東京消防庁・消防署の消防活動体制 【実施主体】東京消防庁・消防署 ○ 平時の消防力を震災時においても最大限に活用するため、過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化する。 ○ 震災時等に重機等の特殊な車両やドローン等の資器材の円滑な活用が図れるよう、平時から技術者養成や訓練を継続して行うことで更なる災害対応力の向上に努める。 ○ 震災時に同時多発する救急事象に対応するため、整備計画に基づいて救急隊の増強整備を図り、非常用救急車の運用を含め震災時の傷病者搬送体制を強化する。 ○ 長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、震災時等における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図る。 ○ 緊急消防援助隊など全国からの応援部隊の受入れや平常時の消防隊の訓練などが可能な総合的な防災拠点を活用し、災害対応力の強化を図る。 ○ 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図る。
5	206	③ 警視庁・警察署の救出救助体制 【実施主体】警視庁・警察署 ○ 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。	169	③ 警視庁・警察署の救出救助体制 【実施主体】警視庁・警察署 ○ 災害時に必要な装備資器材の充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動体制を整備する。
5	207	4 広域連携体制の構築 （１）他区市町村等との協力 ○ 災対各部に受援業務担当を設置し、受援調整会議を通じた応援要請及び応援職員の受入を円滑に実施できる体制を整備する。	170	4 広域連携体制の構築 （１）他区市町村等との協力 ○ 災対各部に受援業務担当を設置し、受援調整会議を通じた応援要請及び応援職員の受入を円滑に実施できる体制を整備する。 また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
5	210	第2 応急対策 1 初動態勢 （１）区の活動体制 〔世田谷区災害対策本部組織図〕 副本部長（副区長及び教育長）	173	第2 応急対策 1 初動態勢 （１）区の活動体制 〔世田谷区災害対策本部組織図〕 副本部長（危機管理監、副区長及び教育長）
5	211	① 区本部の設置等 ア 区本部の設置 ○ 新型コロナウイルス等感染症について拡大防止を図るため、必要に応じ、災害対策本部の設置及び運営にあたり、災害対策本部設置場所の座席配置の工夫や換気の徹底、手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底、共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底に努める。	173	① 区本部の設置等 ア 区本部の設置 削除

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																									
		また、電話やＴＶ会議システム等の活用を図る。																																																																											
5	212	② 区本部等の配備態勢計画 イ 区本部の配備態勢 <table><tr><td rowspan="2">災害</td><td>区内震度</td><td>4</td><td></td><td>5 弱以上</td><td></td></tr><tr><td>水害</td><td>発生若しくは はおそれがあるとき</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">情報連絡態勢</td><td>災害対策課・広報広聴課職員</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>・災害対策課、各総合支所地域振興課（調整係、地域振興・防災係等）、広報広聴課、総務課、職員厚生課職員全員 ・上記以外の全所属係長級以上の職員</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>非常配備態勢</td><td>・上記以外の全職員 ※区内で震度５弱・強の地震が発生した場合、保育園職員及び清掃事務所勤務職員は、指定する職員のみ参集する。</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>別途指令する</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	災害	区内震度	4		5 弱以上		水害	発生若しくは はおそれがあるとき				情報連絡態勢	災害対策課・広報広聴課職員	○	○	○		・災害対策課、各総合支所地域振興課（調整係、地域振興・防災係等）、広報広聴課、総務課、職員厚生課職員全員 ・上記以外の全所属係長級以上の職員		○	○		非常配備態勢	・上記以外の全職員 ※区内で震度５弱・強の地震が発生した場合、保育園職員及び清掃事務所勤務職員は、指定する職員のみ参集する。			○		その他	別途指令する					175	② 区本部等の配備態勢計画 イ 区本部の配備態勢 <table><tr><td rowspan="3">災害</td><td>区内震度</td><td>4</td><td></td><td>5 弱以上</td><td></td></tr><tr><td>東海地震</td><td>調査情報（臨時）</td><td>注意情報</td><td></td><td>警戒宣言</td></tr><tr><td>水害</td><td>発生若しくは はおそれがあるとき</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">情報連絡態勢</td><td>災害対策課・広報広聴課職員</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・災害対策課、各総合支所地域振興課（調整係、地域振興・防災係等）、広報広聴課、総務課、職員厚生課職員全員 ・上記以外の全所属係長級以上の職員</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非常配備態勢</td><td>・上記以外の全職員 ※区内で震度５弱・強の地震が発生した場合、保育園職員及び清掃事務所勤務職員は、指定する職員のみ参集する。</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>別途指令する</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr></table>	災害	区内震度	4		5 弱以上		東海地震	調査情報（臨時）	注意情報		警戒宣言	水害	発生若しくは はおそれがあるとき				情報連絡態勢	災害対策課・広報広聴課職員	○				・災害対策課、各総合支所地域振興課（調整係、地域振興・防災係等）、広報広聴課、総務課、職員厚生課職員全員 ・上記以外の全所属係長級以上の職員		○			非常配備態勢	・上記以外の全職員 ※区内で震度５弱・強の地震が発生した場合、保育園職員及び清掃事務所勤務職員は、指定する職員のみ参集する。			○		その他	別途指令する				○
災害	区内震度	4			5 弱以上																																																																								
	水害	発生若しくは はおそれがあるとき																																																																											
情報連絡態勢	災害対策課・広報広聴課職員	○	○	○																																																																									
	・災害対策課、各総合支所地域振興課（調整係、地域振興・防災係等）、広報広聴課、総務課、職員厚生課職員全員 ・上記以外の全所属係長級以上の職員		○	○																																																																									
非常配備態勢	・上記以外の全職員 ※区内で震度５弱・強の地震が発生した場合、保育園職員及び清掃事務所勤務職員は、指定する職員のみ参集する。			○																																																																									
その他	別途指令する																																																																												
災害	区内震度	4		5 弱以上																																																																									
	東海地震	調査情報（臨時）	注意情報		警戒宣言																																																																								
	水害	発生若しくは はおそれがあるとき																																																																											
情報連絡態勢	災害対策課・広報広聴課職員	○																																																																											
	・災害対策課、各総合支所地域振興課（調整係、地域振興・防災係等）、広報広聴課、総務課、職員厚生課職員全員 ・上記以外の全所属係長級以上の職員		○																																																																										
非常配備態勢	・上記以外の全職員 ※区内で震度５弱・強の地震が発生した場合、保育園職員及び清掃事務所勤務職員は、指定する職員のみ参集する。			○																																																																									
その他	別途指令する				○																																																																								
5	213	③ 災害等の警戒勤務態勢 ア 管理職等による警戒待機勤務 自然災害等にいち早く対応し、被害の発生や拡大を未然に防止するため、管理職等による夜間及び土曜日・日曜日・休日における警戒待機勤務を実施する。 <table><tr><td>勤務場所</td><td>区役所本庁舎内</td></tr><tr><td>勤務者</td><td>管理職員等</td></tr><tr><td>基本的な職務内容</td><td>（ア）地震災害発生時の初動対応（災害対策本部要員として従事） （イ）（ア）に準ずる災害及び危機事態に対する初動対応</td></tr></table> ＊世田谷区災害等に対する職員の警戒待機に関する規程〔資料編資料第 36・P94〕 1 災害対策職員住宅 区危機管理部災害対策課兼務の災害対策職員住宅入居職員が、平常時は輪番制で待機するとともに、災害時は連絡態勢が整うまでの間の連絡業務や、初動期の情報収集その他の応急対策活動に従事するものとする。	勤務場所	区役所本庁舎内	勤務者	管理職員等	基本的な職務内容	（ア）地震災害発生時の初動対応（災害対策本部要員として従事） （イ）（ア）に準ずる災害及び危機事態に対する初動対応	175	③ 災害対策職員住宅 区危機管理部災害対策課兼務の災害対策職員住宅入居職員が、平常時は輪番制で待機するとともに、災害時は連絡態勢が整うまでの間の連絡業務や、初動期の情報収集その他の応急対策活動に従事するものとする。																																																																			
勤務場所	区役所本庁舎内																																																																												
勤務者	管理職員等																																																																												
基本的な職務内容	（ア）地震災害発生時の初動対応（災害対策本部要員として従事） （イ）（ア）に準ずる災害及び危機事態に対する初動対応																																																																												
5	215	2 消火・救助・救急活動 （１）対策内容と役割分担	177	2 消火・救助・救急活動 （１）対策内容と役割分担																																																																									

章	頁	修正前		頁	修正後	
		機関名	対策内容		機関名	対策内容
		区	○ 都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び区民等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。 ○ 必要があるときは区本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、関係機関に通報する。 ○ 区の地域に災害救助法が適用されたときは、本部長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。 夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。○		区	○ 都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び区民等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。 ○ 必要があるときは区本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、関係機関に通報する。 ○ 区の地域に災害救助法が適用されたときは、本部長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。 ○ 夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。 ○ 人命救助活動の円滑化を図るため、都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。
		防災区民組織、区民等	○ 自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。 ○ 詳細は、第2部「第2章 区民と地域の防災力向上」のとおり。		防災区民組織、区民等	○ 自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。 ○ 詳細は、第2部「第2章 区民と地域の防災力向上」のとおり。
		東京消防庁・消防署・消防団	○ 災害の規模等に応じ、所定の計画に基づき部隊を運用する。 ○ 限られた消防力を最大限に活用し、消火活動を実施する。 ○ 特別救助隊及び救急隊が連携し、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団、防災区民組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。○		東京消防庁・消防署・消防団	○ 災害の規模等に応じ、所定の計画に基づき部隊を運用する。 ○ 限られた消防力を最大限に活用し、消火活動を実施する。 ○ 特別救助隊及び救急隊が連携し、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団、防災区民組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 ○ 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 ○ 区本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。
		警視庁・警察署	○ 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 ○ 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○ 救出救助活動に当たっては、重機类等装備資器材等を有効に活用する。 ○ 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ○ 東京消防庁・消防署、自衛隊、防災区民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。		警視庁・警察署	○ 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 ○ 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○ 救出救助活動に当たっては、重機类等装備資器材等を有効に活用する。 ○ 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ○ 東京消防庁・消防署、自衛隊、防災区民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。
		自衛隊	○ 知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣する。主な活動は下記のとおり。 被害状況の把握避難の援助避難者等の搜索援助 人員及び物資の緊急搬送応急医療、救護及び防疫 など		自衛隊	○ 知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣する。主な活動は下記のとおり。 ・被害状況の把握 ・避難の援助 ・避難者等の搜索援助 ・人員及び物資の緊急搬送 ・応急医療、救護及び防疫 など
		都本部	救出・救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする 救出・救助統括室を開催し、調整を図る ○ 。		都本部	○ 救出・救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする 救出救助統括室において調整を図る。 ○ 人命救助活動の円滑化を図るため、区市町村からの情報提供を受け、安否不明者の氏名情報等を公表する。
5	216	（2）詳細な取組み内容 ③ 東京消防庁・消防署の活動態勢 ア 消防活動体制 （ア）震災署隊本部の設置		178 ～ 179	（2）詳細な取組み内容 ③ 東京消防庁・消防署の活動態勢 ア 消防活動体制 （ア）署隊本部の設置	

章	頁	修正前	頁	修正後																
		消防署には、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時震災に即応できる体制を確保している。<u>発災</u>時には、これら機能を強化し震災消防活動体制の中核とする。 （イ）配備動員態勢 <table><tr><th>種別</th><th>内容</th></tr><tr><td>震災配備態勢</td><td><u>区内震度5弱</u>の地震が発生した場合、又は地震が発生し、当該地震による被害状況等により警防本部長が必要と認めたときは、<u>所要の人員を確保</u>する。</td></tr><tr><td>震災非常配備態勢</td><td><u>区内震度5強</u>以上の地震が発生した場合、又は地震が発生し、<u>警防本部長が必要と認めた場合は、全職員及び全団員を確保</u>する。</td></tr><tr><td>非常招集</td><td><u>震災非常配備態勢が発令されたときは、全消防職員及び全消防団員は、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</u></td></tr></table>	種別	内容	震災配備態勢	<u>区内震度5弱</u> の地震が発生した場合、又は地震が発生し、当該地震による被害状況等により警防本部長が必要と認めたときは、 <u>所要の人員を確保</u> する。	震災非常配備態勢	<u>区内震度5強</u> 以上の地震が発生した場合、又は地震が発生し、 <u>警防本部長が必要と認めた場合は、全職員及び全団員を確保</u> する。	非常招集	<u>震災非常配備態勢が発令されたときは、全消防職員及び全消防団員は、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</u>		消防署には、災害活動組織として署隊本部を常設し、常時震災に即応できる体制を確保している。<u>震災</u>時には、これら機能を強化し震災消防活動体制の中核とする。 （イ）配備動員態勢 <table><tr><th>種別</th><th>内容</th></tr><tr><td>震災<u>第一非常</u>配備態勢</td><td><u>東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強</u>の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、<u>直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始</u>する。</td></tr><tr><td>震災<u>第二非常</u>配備態勢</td><td><u>東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱</u>以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、<u>直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始</u>する。</td></tr><tr><td>非常招集</td><td><u>震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。</u> <u>震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</u></td></tr></table>	種別	内容	震災 <u>第一非常</u> 配備態勢	<u>東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強</u> の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、 <u>直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始</u> する。	震災 <u>第二非常</u> 配備態勢	<u>東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱</u> 以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、 <u>直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始</u> する。	非常招集	<u>震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。</u> <u>震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</u>
種別	内容																			
震災配備態勢	<u>区内震度5弱</u> の地震が発生した場合、又は地震が発生し、当該地震による被害状況等により警防本部長が必要と認めたときは、 <u>所要の人員を確保</u> する。																			
震災非常配備態勢	<u>区内震度5強</u> 以上の地震が発生した場合、又は地震が発生し、 <u>警防本部長が必要と認めた場合は、全職員及び全団員を確保</u> する。																			
非常招集	<u>震災非常配備態勢が発令されたときは、全消防職員及び全消防団員は、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</u>																			
種別	内容																			
震災 <u>第一非常</u> 配備態勢	<u>東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強</u> の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、 <u>直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始</u> する。																			
震災 <u>第二非常</u> 配備態勢	<u>東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱</u> 以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、 <u>直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始</u> する。																			
非常招集	<u>震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。</u> <u>震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</u>																			
5	216 ～ 217	イ 震災消防活動 （ア）活動の方針 ○ 火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 ○ 震災消防活動体制を<u>早期に確立し</u>、消火活動と並行して救助・救急<u>活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。</u> ○ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。 （イ）部隊の運用等 ○ 地震に伴う火災・救助・救急等の災害発生件数・規模等により、所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 ○ 地震被害予測システム<u>及び延焼シミュレーション等を活用した</u>震災消防活動支援システム<u>による</u>効率的な部隊運用を図る。 （ウ）情報収集 ○ 方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119 番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、<u>災害時支援ボランティア情報など</u>積極的な災害情報収集を行う。 ○ 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。	179	イ 震災消防活動 （ア）活動の方針 ○ <u>延焼</u>火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 ○ 震災消防活動体制が<u>確立したときは</u>、消火活動と並行して救助・救急<u>等の活動を行う。</u> ○ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。 （イ）部隊の運用等 ○ 地震に伴う火災・救助・救急等の災害発生件数・規模等により、所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 ○ 地震被害予測システム、<u>延焼シミュレーションシステム等、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し</u>、効率的な部隊運用を図る。 （ウ）情報収集 ○ <u>警防本部、</u>方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119 番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、<u>ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し</u>、積極的な災害情報収集を行う。 ○ 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。																
5	217	ウ 消火活動 （ア）防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 （イ）延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。 （ウ）道路<u>閉鎖</u>、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、	179 ～ 180	ウ 消火活動 （ア）防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 （イ）延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。<u>この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離大量送水装備を運用する。</u>																

章	頁	修正前	頁	修正後																												
		可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。		(ウ) 道路 閉塞 、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。																												
5	217	エ 救助・救急活動 (ア) 救助・救急活動は、特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 <u>(イ) 救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、関係事業所との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。</u> <u>(ウ) 救助・救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。</u> <u>(エ) 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。</u> <u>(オ) 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、自主防災組織等と連携し、救助・救急の万全を期する。</u>	180	エ 救助・救急活動 (ア) 救助・救急活動は、特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。<u>通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。</u> <u>(イ) 消防ヘリコプターやドローンを活用し、航空隊や即応対処部隊による情報収集、災害規模に応じた航空消防救助機動部隊等の効果的な部隊投入による救助活動等の各種活動を行う。</u> <u>(ウ) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。</u> <u>(エ) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。</u> <u>(オ) 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。</u> <u>(カ) 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。</u>																												
5	218	④ 消防団の活動態勢 <table><tr><th>事項</th><th>内容</th></tr><tr><td>出火防止</td><td>発災と同時に付近の区民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。</td></tr><tr><td>情報収集活動</td><td><u>災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。</u></td></tr><tr><td>消火活動</td><td><u>同時多発火災の拡大防止を図るため、消防隊との連携を強化するとともに、分団受け持ち区域内の建物火災等の消火活動あるいは避難道路防護活動を消防団独自に、若しくは消防署隊と協力して行う。</u></td></tr><tr><td>消防署隊への応援</td><td><u>所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害の排除等の活動を行う。</u></td></tr><tr><td>救出・救護</td><td><u>簡易救助器具を活用し、区民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。</u></td></tr><tr><td>避難場所の防護等</td><td><u>避難命令、避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。</u></td></tr></table>	事項	内容	出火防止	発災と同時に付近の区民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。	情報収集活動	<u>災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。</u>	消火活動	<u>同時多発火災の拡大防止を図るため、消防隊との連携を強化するとともに、分団受け持ち区域内の建物火災等の消火活動あるいは避難道路防護活動を消防団独自に、若しくは消防署隊と協力して行う。</u>	消防署隊への応援	<u>所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害の排除等の活動を行う。</u>	救出・救護	<u>簡易救助器具を活用し、区民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。</u>	避難場所の防護等	<u>避難命令、避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。</u>	180	④ 消防団の活動態勢 <table><tr><th>事項</th><th>内容</th></tr><tr><td>出火防止</td><td>発災と同時に付近の区民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。</td></tr><tr><td>情報収集活動</td><td><u>災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部に伝達する。</u></td></tr><tr><td>消火活動</td><td><u>同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。</u></td></tr><tr><td>消防署隊への応援</td><td><u>所轄消防署（所）の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。</u></td></tr><tr><td>救出・救護</td><td><u>救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。</u></td></tr><tr><td>避難場所の防護等</td><td><u>避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達と同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。</u></td></tr></table>	事項	内容	出火防止	発災と同時に付近の区民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。	情報収集活動	<u>災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部に伝達する。</u>	消火活動	<u>同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。</u>	消防署隊への応援	<u>所轄消防署（所）の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。</u>	救出・救護	<u>救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。</u>	避難場所の防護等	<u>避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達と同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。</u>
事項	内容																															
出火防止	発災と同時に付近の区民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。																															
情報収集活動	<u>災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。</u>																															
消火活動	<u>同時多発火災の拡大防止を図るため、消防隊との連携を強化するとともに、分団受け持ち区域内の建物火災等の消火活動あるいは避難道路防護活動を消防団独自に、若しくは消防署隊と協力して行う。</u>																															
消防署隊への応援	<u>所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害の排除等の活動を行う。</u>																															
救出・救護	<u>簡易救助器具を活用し、区民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。</u>																															
避難場所の防護等	<u>避難命令、避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。</u>																															
事項	内容																															
出火防止	発災と同時に付近の区民に対して出火防止と初期消火を呼びかける。																															
情報収集活動	<u>災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部に伝達する。</u>																															
消火活動	<u>同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。</u>																															
消防署隊への応援	<u>所轄消防署（所）の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。</u>																															
救出・救護	<u>救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。</u>																															
避難場所の防護等	<u>避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達と同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。</u>																															
5	220	3 応援協力・派遣要請 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>○ 都、特別区、災害時相互援助自治体、協定締結団体、防災関係機関との相互協力</td></tr><tr><td>◎災害対統括部</td><td>○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 都、特別区、災害時相互援助自治体、協定締結団体、防災関係機関との相互協力	◎災害対統括部	○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置	182	3 応援協力・派遣要請 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>○ 都、特別区、災害時相互援助自治体、協定締結団体、防災関係機関との相互協力</td></tr><tr><td>◎災害対統括部</td><td>○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 都、特別区、災害時相互援助自治体、協定締結団体、防災関係機関との相互協力	◎災害対統括部	○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置																
機関名	対策内容																															
区	○ 都、特別区、災害時相互援助自治体、協定締結団体、防災関係機関との相互協力																															
◎災害対統括部	○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置																															
機関名	対策内容																															
区	○ 都、特別区、災害時相互援助自治体、協定締結団体、防災関係機関との相互協力																															
◎災害対統括部	○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置																															

章	頁	修正前	頁	修正後										
		<table><tr><td></td><td>を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊派遣を要請 ○ 要請するいとまがない場合は、直接自衛隊の部隊へ通報し、知事に通知</td></tr></table>		を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊派遣を要請 ○ 要請する いとまがない場合は、直接 自衛隊 の部隊へ通報し、知事に通知		<table><tr><td></td><td>を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣を要請 ○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知</td></tr></table>		を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊 への災害 派遣を要請 ○ いとまがない場合は、直接 関係 部隊へ通報し、 速やかに 知事に通知						
	を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊派遣を要請 ○ 要請する いとまがない場合は、直接 自衛隊 の部隊へ通報し、知事に通知													
	を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊 への災害 派遣を要請 ○ いとまがない場合は、直接 関係 部隊へ通報し、 速やかに 知事に通知													
	220	<table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都本部</td><td>○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。 ○ 他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施 ○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請</td></tr></table>	機関名	対策内容	都本部	○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせん する。 ○ 他の地方公共団体・ 九都県市・全国知事会 との応援協力について実施 ○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請	182	<table><tr><th colspan="2">容と役割分担</th></tr><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都本部</td><td>○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせん ○ 他の地方公共団体・全国知事会・九都県市との応援協力について実施 ○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請</td></tr></table>	容と役割分担		機関名	対策内容	都本部	○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせん ○ 他の地方公共団体・ 全国知事会・九都県市 との応援協力について実施 ○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請
機関名	対策内容													
都本部	○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせん する。 ○ 他の地方公共団体・ 九都県市・全国知事会 との応援協力について実施 ○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請													
容と役割分担														
機関名	対策内容													
都本部	○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせん ○ 他の地方公共団体・ 全国知事会・九都県市 との応援協力について実施 ○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請													
5	221	（３）詳細な取組み内容 ① 区と区内防災機関等との協力 ○ 区は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、日頃から情報共有し、協力 態勢 の確立を図るものとする。	183	（３）詳細な取組み内容 ① 区と区内防災機関等との協力 ○ 区は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、日頃から情報共有し、協力 体制 の確立を図るものとする。										
5	223	⑤ 区による自衛隊への災害派遣要請 ア 派遣の要請 ○ 区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命又は財産保護のため、自衛隊派遣の必要があると認めた場合には、都知事に対し自衛隊派遣を要請するものとする。	185	⑤ 区による自衛隊への災害派遣要請 ア 派遣の要請 ○ 区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命又は財産保護のため、自衛隊派遣の必要があると認めた場合には、都知事に対し自衛隊 への災害 派遣を要請するものとする。										
5	224	イ 派遣要請の方法 （エ）その他参考となる事項 ※ 都知事が災害派遣を要請する際に派遣を希望する人員、 船舶 、航空機等の概数を明らかにできる場合は、その他参考となるべき事項の一つとして当該事項を示す。	186	イ 派遣要請の方法 （エ）その他参考となる事項 ※ 都知事が災害派遣を要請する際に派遣を希望する人員、航空機等の概数を明らかにできる場合は、その他参考となるべき事項の一つとして当該事項を示す。										
5	225	ウ 災害派遣部隊の活動範囲及び活動内容 （イ）救援活動全般の方針 ○ 陸上自衛隊第１普通科連隊（練馬） は、発震に際し速やかに東京都 23 区に対する即時救援活動を実施する。	187	ウ 災害派遣部隊の活動範囲及び活動内容 （イ）救援活動全般の方針 ○ 自衛隊 は、発震に際し速やかに東京都 23 区に対する即時救援活動を実施する。										
5	225	（ウ）平時・非常事態宣言発令時及び発震時の連絡調整 ○ 陸上自衛隊第１普通科連隊（練馬） が担当する。発震後、状況により上級部隊（師団、方面総監部等）が一元的に実施することがある。	187	（ウ）平時・非常事態宣言発令時及び発震時の連絡調整 ○ 陸上自衛隊第１普通科連隊（練馬） 又は地方協力本部 が担当する。発震後、状況により上級部隊（師団、方面総監部等）が一元的に実施することがある。										
5	228	⑥ 応援の受入れに係る新型コロナウイルス等感染症に係る留意事項について 区は、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大期等、応援の受入れにあたり特に留意が必要な場合には、次の感染症の拡大防止を図るための措置について留意する。 ア 応援要員を含む職員が活動する場所において、十分な換気に努め、手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底、共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底に努める。	－	削除										

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>イ 遠隔地においても処理が可能となる業務等の可能性のほか、地元事業者等への業務委託等についても検討する。</u> <u>ウ 応援要請にあたっては、区内の感染者発生状況等の情報について、応援側地方公共団体及び関係機関に提供する。また、受援開始後の情報についても、災害対応に従事する職員等に係る状況を含め、同様に応援側地方公共団体及び関係機関に提供する。</u> <u>エ 新型コロナウイルス等感染症への感染が疑われる応援要員が生じた場合は、保健所及び応援側地方公共団体及び関係機関への連絡し、必要な対応の調整を行う。</u>		
5	228	4 応急活動拠点の調整 区は、都のオープンスペースや航空機の使用に関する取組みについて、必要に応じて支援する。 <u>＜都が実施する取組み＞</u> <u>○ 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、都本部で総合的に調整する。</u> <u>○ 都本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、現地機動班、都各局、区市町村、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。</u> <u>○ 都各局及び区市町村は、オープンスペースの利用要望を都本部に提出する。</u> <u>○ 都本部は、都各局及び区市町村の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。</u> <u>○ オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都本部へ報告する。</u> <u>○ 都本部は、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。</u> <u>○ 都本部は、航空機使用について東京航空局等と連携・協力し、次の調整を行う。</u> <u>○ 離発着場の指定</u> <u>○ 応急対策に使用する航空機の需給調整</u>	189	4 応急活動拠点の調整 区は、都のオープンスペースや航空機の使用に関する取組みについて、必要に応じて支援する。 <u>（都が実施する取組は、東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」P325を参照）</u>
5	229	5 他自治体への応援 <u>○ 応援職員の派遣にあたり、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止を図る必要がある場合、感染予防に必要な携行品を持参するとともに、派遣先においても基本的な感染予防対策及び健康管理を徹底する。</u>	190	5 他自治体への応援 削除

【震災編】
第2部
施策ごとの具体的計画
(予防・応急・復旧計画)

第6章
情報通信の確保

章	頁	修正前	頁	修正後						
6	235	第1節 現在の到達状況 1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 防災行政無線網及び MCA 無線網を、防災機関、区の出先機関等との間に整備している。また、都との間に都防災無線及び災害情報システム（DIS）を整備するとともに、高所カメラの画像情報をインターネットで閲覧できるシステムを整えている。 さらに、福祉避難所（高齢者）（障害者）へデジタル MCA 無線を設置するとともに、拠点隊へは簡易無線機をそれぞれ配備し、情報連絡体制の多重化を図った。 2 区民等への情報提供 区は、ホームページ、ツイッター、携帯電話会社の3社（NTT ドコモ、au、ソフトバンク）が運用している「緊急速報メール（エリアメール）」等を活用した区民への情報提供や、報道機関への情報提供体制を整えている。 3 区民相互の情報収集・確認等 通信事業者による安否確認サービス普及啓発を実施している。 電話や携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業者が提供している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。	194	第1節 現在の到達状況と課題 1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 災行政無線網及び MCA 無線網を、防災機関、区の出先機関等との間に整備している。さらに、福祉避難所（高齢者）（障害者）へデジタル MCA 無線を設置するとともに、拠点隊へは簡易無線機をそれぞれ配備し、情報連絡体制の多重化を図った。 また、都との間に都防災無線及び都災害情報システム（DIS）を整備するとともに、区内部および出先機関との情報連携として総合防災情報システムを整備した。 その他、災害発生時に区内全体を俯瞰することが可能な高所カメラを整備している。 【課題】 震災時に通信手段の機能が大きく低下することで、区内の被害状況や各局における対応状況について、多重化された様々な手段を有効に活用して情報連携を行う必要があるため、状況に応じた運用フローの確立と、運用の定着化が必要である。 2 区民等への情報提供 区は、防災行政無線、防災ポータルサイト、区ホームページ、災害・防犯情報メール、X（旧ツイッター）、LINE、携帯電話会社の4社（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）が運用している「緊急速報メール（エリアメール）」、エフエム世田谷等を活用した区民への情報提供や、報道機関への情報提供体制を整えている。 【課題】 防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくい、携帯電話などを持たない区民への情報提供や外国語対応などについて、他媒体の活用も含め、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。 3 区民相互の情報収集・確認等 通信事業者による災害用伝言サービス普及啓発を実施している。 【課題】 電話や携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、在宅避難を推進する上で、相互通信可能な情報ツール等により、避難者のニーズを収集することが必要である。 ※「Twitter」「ツイッター」の表記は、「X（旧ツイッター）」とし、以降も同様に修正。ただし、同様の修正の新旧対照表への記載は省略する。						
6	236	第2節 課題 【被害想定（東京湾北部地震）】 <table><tr><th>被害項目</th><th>想定される被害</th></tr><tr><td>固定電話不通率</td><td>最大で 12.7%</td></tr><tr><td>停電率</td><td>最大で 19.4%</td></tr></table>	被害項目	想定される被害	固定電話不通率	最大で 12.7%	停電率	最大で 19.4%	－	削除 ※「第2節 課題」は、修正後は「第1節 現在の到達状況と課題」に統合している。
被害項目	想定される被害									
固定電話不通率	最大で 12.7%									
停電率	最大で 19.4%									

章	頁	修正前	頁	修正後
		1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 <u>震災時に、電話、FAX等の通信手段の機能が大きく低下し、都や区市町村の行政機関内部における情報連絡、外郭団体や協力機関等との情報連絡が影響を受ける。</u> <u>その結果、区内の被害状況や各局における対応状況について、情報の一元化がスムーズに行われなくなるなど被害の全容が把握できず、その後の応急・復旧活動に支障が生じ得る。</u> <u>このため、次の対策が必要である。</u> ○ <u>新たに福祉避難所協力協定を締結した施設へ、デジタル MCA 無線を配備する必要がある。</u> ○ <u>多様な通信機器に対する機器操作習熟が必要である。</u> ○ <u>時系列に応じた区及び防災機関等からの情報収集体制を整備する必要がある。</u> <u>防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくい、携帯電話などを持たない区民への情報提供、外国語対応など、確実に情報提供できる体制となっていないことから、他媒体の活用等により、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。</u> <u>区民生活の安定や安全を図るため、積極的に情報を発信するための仕組みを整備する。</u> 2 区民相互の情報連絡等の促進支援 <u>電話や携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業者が提供している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。</u>		
6	237	第3節 対策の方向性 1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 防災行政無線に加え、情報基盤における防災及び災害対策の拡充やそれを補完する多様な通信手段を配備するなど、行政機関内の情報連絡体制を確保する。情報基盤における防災及び災害対策の拡充に当たっては被害情報等を迅速かつ正確に収集・一元化・分析するため、地理情報システム（GIS）機能、<u>ビククデータ</u>や SNS 分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用等、最新の情報通信関連技術の活用を考慮する。<u>また、防災行政無線、専用電話、衛星携帯電話等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築するとともに、多様な通信機器に対する機器操作を習得させる。</u> さらに、時系列に応じた区及び防災機関等からの情報収集体制を整備する。 2 報道機関との連携、区民等への情報提供 <u>防区ホームページのサーバー容量の増強や災害時における災害用トップページへの早期切替に係る運用や、SNS やデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用、鉄道事業者による情報提供により、区民への情報提供を推進する。</u> また、効率的な情報共有と集計を推進し、報道発表を迅速化して報道対応の円滑化を図るなど、報道機関との連携を密にする。 さらに、区民生活の安定や安全を図るため、防災行政無線放送に併せて、区ホームページ、災害・防犯情報メール、<u>ツイッター</u>、緊急速報メール、エフエム世田谷、Y a h o o ! 防災速報で同時に情報発信した場合に、同内容を発信していることが区民にわかりやすく伝わるよう発信する仕組みを整備する<u>とともに、防災行政無線放送の伝達、音達性能の向上の検討を行う。</u>	195	第2節 対策の方向性 1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 防災行政無線に加え、情報基盤における防災及び災害対策の拡充やそれを補完する多様な通信手段を配備するなど、行政機関内の情報連絡体制を確保する。<u>また、新たに福祉避難所協力協定を締結した施設へ、デジタル MCA 無線を配備する。</u>情報基盤における防災及び災害対策の拡充に当たっては被害情報等を迅速かつ正確に収集・一元化・分析するため、<u>総合防災情報システム</u>、地理情報システム（GIS）機能、<u>高所カメラ情報</u>や SNS 分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用等、最新の情報通信関連技術の活用を考慮する。 <u>また、防災行政無線、専用電話、衛星携帯電話、モバイル衛星通信機器等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築するとともに、設置施設においては無線通信訓練を定期的に行い、多様な通信機器に対する機器操作を習得させる。</u> さらに、時系列に応じた区及び防災機関等からの情報収集体制を整備する。 2 報道機関との連携、区民等への情報提供 <u>防災ポータルや区ホームページでは広域負荷分散等によるアクセス集中対策を行うとともに、LINE やフー株式会社との協定により、区ホームページのキャッシュサイトを用意しているほか、SNS やデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用、鉄道事業者による情報提供により、区民への情報提供を推進する。</u> また、効率的な情報共有と集計を推進し、報道発表を迅速化して報道対応の円滑化を図るなど、報道機関との連携を密にする。 さらに、区民生活の安定や安全を図るため、防災行政無線放送に併せて、区ホームページ、<u>防災ポータル</u>

章	頁	修正前	頁	修正後												
		3 区民相互の情報連絡等の促進支援 通信事業者による安否確認手段の確保等により、帰宅困難者への情報提供を充実する<u>など</u>、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。 また、<u>安否確認</u>サービスの利用経験を促進する。		<u>ルサイト</u>、災害・防犯情報メール、<u>X（旧ツイッター）</u>、<u>LINE</u>、緊急速報メール、エフエム世田谷、Yahoo!防災速報で同時に情報発信した場合に、同内容を発信していることが区民にわかりやすく伝わるよう発信する仕組みを整備する。 3 区民相互の情報連絡等の促進支援 通信事業者による安否確認手段の確保等により、帰宅困難者への情報提供を充実する<u>ほか、モバイル衛星通信機器等の活用などにより</u>情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。 また、<u>災害用伝言</u>サービスの利用経験を促進する<u>ため、避難所等において、災害用伝言サービスの訓練を通じ、普及・啓発を図る。</u> <u>その他、在宅避難を推進する上で、住民ニーズを正確に吸い上げるために、相互通信可能な情報ツール等の導入を検討する。</u>												
6	238	<u>第4節 到達目標</u> <u>1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備</u> <u>区庁舎内、出先機関等の区の施設、防災関係機関等における地域防災無線の適正な配備、また、地域防災無線を補う通信手段としてのデジタル MCA 無線の適正配備新たな通信手段の導入等により、情報連絡体制を強化する。</u> <u>なお、無線機の配備後も、設置施設においては無線通信訓練を定期的に行い、使用方法の習熟に努める。</u> <u>2 区民等への情報提供体制の整備</u> <u>区庁内のみならず、都や関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、迅速な報道体制と区民に提供する災害情報の充実を図り、自助・共助における意思決定を支援する仕組みを一層強化する。</u> <u>また、ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールを活用し、迅速な情報提供体制を整備する。</u> <u>3 区民相互の情報連絡等の促進支援</u> <u>避難所等において、災害時特設公衆電話を用いた安否確認サービスの訓練を通じ、普及・啓発を図る。</u>	－	削除 ※「第4節 到達目標」は、修正後は「第2節 対策の方向性」に統合している。												
6	239	<u>第5節 具体的な取組み</u> 第1 予防対策 1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 （1）対策内容と役割分担 <u>区各部、出先機関等の区施設、防災関係機関、都等との情報連絡体制を構築する。</u> <u>また、区民、被災者、避難者等への情報伝達手段を確保する。</u> <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対統括部</td></tr><tr><td></td><td> ○ 都本部との情報連絡体制を構築 ○ 固定系や移動系の防災行政無線の整備 ○ 地震計ネットワークの運用 ○ 緊急地震速報の利用 ○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用 </td></tr></table>	機関名	対策内容	区	災対統括部		○ 都本部との情報連絡体制を構築 ○ 固定系や移動系の防災行政無線の整備 ○ 地震計ネットワークの運用 ○ 緊急地震速報の利用 ○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用	196	<u>第3節 具体的な取組み</u> 第1 予防対策 1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対統括部</td></tr><tr><td></td><td> ○ 都本部との情報連絡体制を構築 ○ 固定系や移動系の防災行政無線の整備 ○ 地震計ネットワークの運用 ○ 緊急地震速報の利用 ○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用 ○ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の利用 ○ Lアラート（災害情報共有システム）の利用 </td></tr></table>	機関名	対策内容	区	災対統括部		○ 都本部との情報連絡体制を構築 ○ 固定系や移動系の防災行政無線の整備 ○ 地震計ネットワークの運用 ○ 緊急地震速報の利用 ○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用 ○ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の利用 ○ Lアラート（災害情報共有システム）の利用
機関名	対策内容															
区	災対統括部															
	○ 都本部との情報連絡体制を構築 ○ 固定系や移動系の防災行政無線の整備 ○ 地震計ネットワークの運用 ○ 緊急地震速報の利用 ○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用															
機関名	対策内容															
区	災対統括部															
	○ 都本部との情報連絡体制を構築 ○ 固定系や移動系の防災行政無線の整備 ○ 地震計ネットワークの運用 ○ 緊急地震速報の利用 ○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用 ○ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の利用 ○ Lアラート（災害情報共有システム）の利用															

章	頁	修正前		頁	修正後	
			○ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の利用 ○ Lアラート（災害情報共有システム）の利用 ○ 地理空間情報の活用 ○ SNS 分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用 ○ 庁内各部との連絡体制を構築 警視庁・警察署○ 関係防災機関との情報連絡体制の構築 東京消防庁・消防署○ 各方面本部、消防署、消防団及び関係防災機関との情報連絡のための消防・救急無線等の整備 ○ 関係防災機関相互の災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築 ○ 画像情報を活用した災害情報収集体制の整備 ○ 震災消防対策システムの運用 都総務局○ 都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築（都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網の整備） ○ 国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築 陸上自衛隊○ 都本部との情報連絡体制を構築			○ 地理空間情報の活用 ○ SNS 分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用 ○ 総合防災情報システム及び各種無線を活用した庁内外関係機関との連絡体制を構築、訓練の実施 警視庁・警察署○ 関係防災機関との情報連絡体制の構築 東京消防庁・消防署○ 各方面本部、消防署、消防団及び関係防災機関との情報連絡のための消防・救急デジタル無線等の運用 ○ 関係防災機関相互の災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築 ○ 画像情報を活用した災害情報収集体制の整備 ○ 震災消防対策システムの運用 都総務局○ 都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築（都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網の整備） ○ 国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築 陸上自衛隊○ 都本部との情報連絡体制を構築 各通信事業者○ 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進
6	240	（２）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対統括部 ① 電話通信網の活用 イ 移動通信網 災害時に有線回線等が利用できない場合は、携帯電話、衛星電話等の移動通信網を活用する。 情報システムを災害時にも有効に活用するため、複数のネットワーク網を主要拠点間に構築し、障害を受けた場合の迅速な通信復旧方法、体制を整備する。 ② 世田谷区防災行政無線の整備 電話通信網が機能不全に陥った場合を想定し、緊急時の情報連絡手段として防災行政無線を整備し、継続的な無線通信訓練等を実施し、習熟を図る。		196 ～ 197	（２）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対統括部 ① 電話通信網の活用 イ 移動通信網 災害時に有線回線等が利用できない場合は、携帯電話、衛星電話等の移動通信網を活用する。 ② 情報システム用通信網の整備 情報システムを災害時にも有効に活用するため、複数のネットワーク網を主要拠点間に構築し、障害を受けた場合の迅速な通信復旧方法、体制を整備する。 ※民間事業者による地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA：Broadband Wireless Access）システムの導入に合わせ、地域 BWA を活用した災害情報の伝達について検討する。 ③ 世田谷区防災行政無線の整備 電話通信網が機能不全に陥った場合を想定し、緊急時の情報連絡手段として防災行政無線を整備し、継続的な無線通信訓練等を実施し、習熟を図る。	
6	－	新設		197 ～ 198	④ 総合防災情報システムの整備 災害対応を迅速かつ円滑に行うことを目的として、情報収集・意思決定ならびに情報発信機能を一元的に管理・運用可能な総合防災情報システムを構築し、全庁研修や継続的な無線通信訓練等を実施し、習熟を図る。 ⑤ 高所カメラの活用 災害発生時において被害状況の把握及び迅速な災害対応の実現のために、キャロットタワーと二子玉川ライズに区内全体を俯瞰することが可能な高所カメラを整備する。	
6	240 ～ 241	【実施主体】東京消防庁・消防署 ○ 消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。		198	【実施主体】東京消防庁・消防署 ○ 消防・救急デジタル無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。	

章	頁	修正前	頁	修正後								
		○ 都、区市町村及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取り組みを進める。 ○ 救急告示医療機関等に病院端末装置を拡充整備し、情報共有の強化を図る。 ○ 高所カメラの整備、緊急情報伝達システム、地震被害判読システム及び他機関保有映像の活用などにより、情報収集伝達体制を強化する。		○ 都、区市町村及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制を構築する。 ○ 救急告示医療機関等に病院端末装置の活用により、情報共有の強化を図る。 ○ 高所カメラの整備、緊急情報伝達システム、地震被害判読システム及び他機関保有映像の活用により、情報収集伝達体制を強化する。								
6	241 ～ 242	【実施主体】都総務局 ○ 都防災行政無線は、総合的な防災行政無線網として、都防災センター、区市町村、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に整備している。 ○ 都防災行政無線は、電話、FAX 機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を整備している。 ※非常通信の運用に関する協定書〔資料編資料協定第 22・P432〕 <table><thead><tr><th>構成</th><th>機能等</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 都災害情報システム (DIS)</td><td>災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。 また、被害箇所や気象情報、被害想定などの防災基盤情報を地図情報上にレイヤ標記し、作成地図機能を活用することで、災害対策の意思決定を支援する。 クラウド技術の活用や区市町村等の保有するシステム、都民向け都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図る。</td></tr><tr><td>② 画像伝送システム</td><td>区市町村及び建設事務所等には、画像伝送システム端末を整備しており、これにより被害状況の伝送やテレビ会議を行う。また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。</td></tr><tr><td>③ 地震被害判読システム</td><td>警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握する地震被害判読システムを整備している。</td></tr></tbody></table> ○ 都は、消防防災無線（総務省消防庁所管）又は自治体間を結ぶ地域衛星通信ネットワーク等を利用して、他県等との相互応援協定に基づく応援依頼や災害対策活動を行うため、他県等と通信する。 ○ 都は、防災行政無線網、災害情報システム（DIS）、画像情報等について、東部方面総監部等への情報提供体制を構築し、自衛隊との情報共有を強化する。 ○ 都は、九都県市と相互連携と協力体制を確保するため、地域衛星通信ネットワークや災害時優先電話などで相互に連絡を取り合う。 ○ 都、東京消防庁、都内の各区市町村及び気象庁が設置した地震計（103 基）を災害情報システム（DIS）に取り込み、気象庁へ送信することでネットワーク化を図り、各防災機関に震度情報を提供する。これにより、各防災機関が相互に協力しながら、迅速な初動対応を行い、被害を最小限に抑える体制を確立する。 ○ 現行の災害情報システム（DIS）は、平成 23 年度から運用が続けているが、10 年が経過するタイミングである令和 3 年度稼働に向けた再構築を予定している。再構築に当たっては、被害情報等を迅速かつ正確に収集・一元化・分析するため、GIS 機能、ビックデータや SNS 分析ツ	構成	機能等	① 都災害情報システム (DIS)	災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。 また、被害箇所や気象情報、被害想定などの防災基盤情報を地図情報上にレイヤ標記し、作成地図機能を活用することで、災害対策の意思決定を支援する。 クラウド技術の活用や区市町村等の保有するシステム、都民向け都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図る。	② 画像伝送システム	区市町村及び建設事務所等には、画像伝送システム端末を整備しており、これにより被害状況の伝送やテレビ会議を行う。また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。	③ 地震被害判読システム	警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握する地震被害判読システムを整備している。	198 ～ 199	【実施主体】都総務局 ○ 都防災行政無線は、総合的な防災行政無線網として、都防災センター、区市町村、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、東京都立病院機構、水道施設等の都の主要出先機関との間に整備している。 ○ 都防災行政無線は、電話、FAX 機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を整備している。 ※非常通信の運用に関する協定書〔資料編資料協定第●●・P●●〕 ※東京都地域防災計画 震災編（令和 5 年修正）〔本冊 P371、372〕 ○ 都は、消防防災無線（総務省消防庁所管）又は自治体間を結ぶ地域衛星通信ネットワーク等を利用して、他県等との相互応援協定に基づく応援依頼や災害対策活動を行うため、他県等と通信する。 ○ 都は、防災行政無線網、都災害情報システム（DIS）、画像情報等について、東部方面総監部等への情報提供体制を構築し、自衛隊との情報共有を強化する。 ○ 都は、九都県市と相互連携と協力体制を確保するため、地域衛星通信ネットワークや災害時優先電話などで相互に連絡を取り合う。 ○ 都、東京消防庁、都内の各区市町村及び気象庁が設置した地震計（103 基）を都災害情報システム（DIS）に取り込み、気象庁へ送信することでネットワーク化を図り、各防災機関に震度情報を提供する。これにより、各防災機関が相互に協力しながら、迅速な初動対応を行い、被害を最小限に抑える体制を確立する。 ○ 令和 3 年度から運用中の都災害情報システム（DIS）は、被害情報等を迅速かつ正確に収集・一元化・分析し、応急対策へ活用することを目的とし、地理情報システム（GIS）機能のほか、SNS 分析ツール等、最新の情報通信関連技術を採用した。
構成	機能等											
① 都災害情報システム (DIS)	災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。 また、被害箇所や気象情報、被害想定などの防災基盤情報を地図情報上にレイヤ標記し、作成地図機能を活用することで、災害対策の意思決定を支援する。 クラウド技術の活用や区市町村等の保有するシステム、都民向け都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図る。											
② 画像伝送システム	区市町村及び建設事務所等には、画像伝送システム端末を整備しており、これにより被害状況の伝送やテレビ会議を行う。また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。											
③ 地震被害判読システム	警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握する地震被害判読システムを整備している。											

章	頁	修正前	頁	修正後												
		ールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用等、最新の情報通信関連技術の活用を考慮する。														
6	－	新設	199	【実施主体】各通信事業者 ○ 通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。 ○ 基幹の通信回線の冗長化を推進する。 ○ 電気通信設備について、非常用電源の長時間化を推進する。												
6	242 ～ 244	【実施主体】その他共通事項等 ○ アマチュア無線を活用する場合は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟を経由して情報収集を行う。 【無線体系イメージ】 （出典：総務省ホームページ）	200	【実施主体】その他共通事項等 ○ アマチュア無線を活用する場合は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟を経由して情報収集を行う。 （無線体系の詳細は、東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）第7章「情報通信の確保」P374を参照）												
6	245	2 区民等への情報提供体制の整備 （1）対策内容と役割分担 ホームページ等の強化や災害情報の充実により、区民への情報提供体制を整備するとともに、報道対応の円滑化を図る。 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区 ◎災対財政・</td><td>○ 新聞社及び放送機関との連携体制を整備</td></tr></table>	機関名	対策内容	区 ◎災対財政・	○ 新聞社及び放送機関との連携体制を整備	200	2 区民等への情報提供体制の整備 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区 ◎災対財政・</td><td>○ 新聞社及び放送機関との連携体制を整備</td></tr><tr><td>広報部</td><td>○ 誰にでも伝わるよう、区民への情報伝達手段の多様化を図る。</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 地域住民への情報連絡のために固定系や移動系の防災行政無線を整</td></tr></table>	機関名	対策内容	区 ◎災対財政・	○ 新聞社及び放送機関との連携体制を整備	広報部	○ 誰にでも伝わるよう、 区民への情報伝達手段の多様化を図る。	災対統括部	○ 地域住民への情報連絡のために固定系や移動系の防災行政無線を整
機関名	対策内容															
区 ◎災対財政・	○ 新聞社及び放送機関との連携体制を整備															
機関名	対策内容															
区 ◎災対財政・	○ 新聞社及び放送機関との連携体制を整備															
広報部	○ 誰にでも伝わるよう、 区民への情報伝達手段の多様化を図る。															
災対統括部	○ 地域住民への情報連絡のために固定系や移動系の防災行政無線を整															

章		頁		修正前		修正後		
			広報部	○ 区民への情報伝達手段の多様化を図る。			災対地域本部	備
			災対統括部	○ 地域住民への情報連絡のために固定系や移動系の防災行政無線を整備 ○ 区民への情報伝達手段の多様化を図る。 ○ 区民生活の安定や安全を図るため、初動期及び復旧対策における区民への情報提供の具体的な仕組みを検討				○ 区民への情報伝達手段の多様化を図る。 ○ 区民生活の安定や安全を図るため、初動期及び復旧対策における区民への情報提供の具体的な仕組みを検討
		警視庁・警察署 東京消防庁・消防署	○ ホームページ、SNS 等を活用した各種情報の提供		○ ホームページ、SNS 等を活用した各種情報の提供			
		東京電力 グループ 東京 ガス 通信事業者	○ 災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立		○ 災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立			
		関東総合通信局	○ Lアラート（ 災害情報共有システム ）等による区民への防災情報伝達システムの整備促進		○ Lアラート等による区民への防災情報伝達システムの整備促進			
		都政策企画局	○ 放送要請・報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備		○ 防災X（旧ツイッター）をはじめとする防災関連情報を、東京都庁広報広聴課X（旧ツイッター）により幅広く発信 ○ 放送要請・報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備			
		都総務局	○ 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立 ○ 防災 ツイッター 、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用 ○ ライフラインの被害及び復旧状況を把握するため、ライフライン対策連絡協議会を設置		○ 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立 ○ 防災 X（旧ツイッター） 、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用 ○ ライフラインの被害及び復旧状況を把握するため、ライフライン対策連絡協議会を設置			
		都 生活文化局	在住外国人等への情報の提供 ○ 防災ツイッターをはじめとする防災関連情報を、東京都庁広報課ツイッターにより幅広く発信		在住外国人等への情報の提供○			
		都都市整備局	○ 避難誘導等の移動支援及び災害等の情報提供手段としてユビキタス技術の活用を検討		○ 災害発生時に的確な対応が取れるよう、最先端のデジタル技術を活用した情報収集発信体制を確立			
		都産業労働局 都建設局 都港湾局 都水道局 都下水道局	○ 災害発生時に的確な対応が図れるよう、必要な情報収集発信体制を確立		○ 災害発生時に的確な対応が図れるよう、必要な情報収集発信体制を確立			
6	246 ～ 247	（２）詳細な取組み内容				201 ～ 202	（２）詳細な取組み内容	
		【実施主体】区災対財政・広報部、区災対統括部、区災対地域本部					【実施主体】区災対財政・広報部、区災対統括部、区災対地域本部	
		① 世田谷区防災情報に関するシステムの整備					① 世田谷区防災情報に関するシステムの整備	
		項目	取組み内容			項目	取組み内容	
		高所カメラ情報システム	キャロットタワー屋上に設置の高所カメラにより、災害初期情報等の被害状況を迅速かつ適確に把握する。高所カメラ映像については、区のホームページ上で見ることができる。 ＊高所カメラ設備一覧〔資料編資料第 47・P123〕			区民向け 高所カメラ情報システム	キャロットタワー屋上に設置の高所カメラにより、災害初期情報等の被害状況を迅速かつ適確に把握する。高所カメラ映像については、区のホームページ上で見ることができる。 ＊高所カメラ設備一覧〔資料編資料第●●・P●●〕	
		その他の情報提供手段	○ 地域メディアを活用した防災情報提供システム 区民が災害時に必要とする災害情報、安否・生活情報、復旧・復興情報の伝達に世田谷サービス公社（エフエム世田谷）、世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布局、イッツ・コミュニケーショ			その他の情報提供手段	○ 地域メディアを活用した防災情報提供システム 区民が災害時に必要とする災害情報、安否・生活情報、復旧・復興情報の伝達に世田谷サービス公社（エフエム世田谷）、世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布局、イッツ・コミュニケーショ	

章	頁	修正前			頁	修正後		
			ンズ）等、地域メディアを活用する。 ○ 世田谷サービス公社（エフエム世田谷）の活用強化 緊急放送割り込み装置や非常用放送設備、地域防災系無線設備を設置し、緊急時に迅速に災害情報等を放送できる体制をとる。 区がエフエム世田谷に要請した場合、エフエム世田谷はスタッフを災害対策本部に派遣し、24 時間態勢でその場から災害防災情報等を放送する。 ＊災害時等における協力態勢に関する協定書（世田谷サービス公社）〔資料編資料協定第 77・P545〕 ＊災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布局、イツ・コミュニケーションズ）〔資料編資料協定第 64・P519〕				ンズ）等、地域メディアを活用する。 ○ 世田谷サービス公社（エフエム世田谷）の活用強化 緊急放送割り込み装置や非常用放送設備、地域防災系無線設備を設置し、緊急時に迅速に災害情報等を放送できる体制をとる。 区がエフエム世田谷に要請した場合、エフエム世田谷はスタッフを災害対策本部に派遣し、24 時間態勢でその場から災害防災情報等を放送する。 ＊災害時等における協力態勢に関する協定書（世田谷サービス公社）〔資料編資料協定第●●・P●●〕 ＊災害時における世田谷区とケーブルテレビ事業者との相互協力に関する基本協定（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布局、イツ・コミュニケーションズ）〔資料編資料協定第●●・P●●〕	
		その他の情報提供手段・地域メディアを活用した防災情報提供システム	○ 区の各種ホームページの活用 以下のホームページを活用し、防災・災害関連情報を迅速に区民に提供する。 ・ 区ホームページ 区の施策や取組み、イベント情報等を提供するホームページ。 ・ 防災気象情報ホームページ 気象注意報、警報や台風情報等の防災気象情報を提供するホームページ。 ・ 雨量・水位情報ホームページ 区内の雨量、水位情報や河川監視カメラ画像等を提供するホームページ。 ○ 災害・防犯情報メール配信サービス メールアドレスを登録した方を対象に地震発生時や気象警報が発令された場合、雨量・河川水位が一定の基準値を超えた場合に注意喚起のメールを送信するほか、防犯に関する情報を送信する。 ○ 防災無線電話応答サービス 防災無線の放送内容が聞き取れなかった時、専用電話番号に電話すると、自動録音された放送内容（24 時間以内に放送された内容のみ）を聞くことができる。 ※一度に大量の電話アクセスに対応するため、回線の増加を実施している。 ○ 緊急速報メール 災害・避難情報に関する緊急性の高い情報を、区内にいる方の携帯電話に対して、メール配信するもの。 ○防災速報 「防災速報」アプリをインストール・設定した方に対して、災害等に関連する情報を流す。 ○ 世田谷区危機管理部ツイッター 災害等に関連する情報を流す。			その他の情報提供手段・地域メディアを活用した防災情報提供システム	○ 各種ポータルサイトの活用 以下のホームページを活用し、防災・災害関連情報を迅速に区民に提供する。 ・ 防災ポータル 災害時における、避難情報や避難所の開設情報や日頃からの備えに役立つ情報などを掲載している。 ・ 各種ホームページ － 区ホームページ 区の施策や取組み、イベント情報等を提供するホームページ。 － 防災気象情報ホームページ 気象注意報、警報や台風情報等の防災気象情報を提供するホームページ。 － 雨量・水位情報ホームページ 区内の雨量、水位情報や河川監視カメラ画像等を提供するホームページ。 ○ 災害・防犯情報メール配信サービス メールアドレスを登録した方を対象に地震発生時や気象警報が発令された場合、雨量・河川水位が一定の基準値を超えた場合に注意喚起のメールを送信するほか、防犯に関する情報を送信する。 ○ 防災無線電話応答サービス 防災無線の放送内容が聞き取れなかった時、専用電話番号に電話すると、自動録音された放送内容（24 時間以内に放送された内容のみ）を聞くことができる。 ○ 緊急速報メール 災害・避難情報に関する緊急性の高い情報を、区内にいる方の携帯電話に対して、メール配信するもの。 ○ 世田谷区危機管理部・世田谷区広報X(旧ツイッター)、LINE 気象・災害等に関連する情報や停電情報を配信する。 ○ Yahoo!防災速報 「Yahoo!防災速報」アプリをインストール・設定した方に	

章	頁	修正前		頁	修正後							
			○ Y a h o o ! 防災速報 「Y a h o o ! 防災速報」アプリをインストール・設定した方に対して、災害等に関連する情報を流す。			対して、災害等に関連する情報を流す。						
6	248	② 世田谷区情報システム用通信網の整備 情報システムを災害時にも有効に活用するため、複数のネットワーク網を主要拠点間に構築し、障害を受けた場合の迅速な通信復旧方法、体制を整備する。 <table><tr><th>項目</th><th>取組み内容</th></tr><tr><td>自営線光ファイバー網</td><td><u>区では、区内情報基盤として自営線光ファイバー網を整備しており、区役所、総合支所、キャロットタワーなどの主要拠点を中心にの区施設を結んでいる。この基盤は、日常の事務での個人情報や様々な重要情報を管理する第2ネットワーク（区内イントラネット）と区民への情報提供を主な目的として構築されている。</u></td></tr><tr><td>防災用ネットワーク網</td><td><u>区では、災害時における情報収集、情報共有の強化を目的として、上記自営線光ファイバー網とは異なる防災専用のネットワーク網を整備しており、区役所、総合支所、区内警察署、消防署等を結んでいる。</u></td></tr></table> ③ 新技術の活用 <u>近年の通信技術の発達に伴い、インターネット技術を活用した災害時の情報収集及び提供の重要性が高まっている。また、メール機能や Web 機能、デジタルカメラ機能や GPS（GlobalPositioningSystem）等を搭載した携帯電話の普及も進んでおり、効果的な情報収集・提供手段の一つとなりうる。</u> <u>区は、これらの技術を活用して災害時に迅速な情報収集を行う仕組みや、区民への防災情報の迅速な提供等を行うための仕組みづくり等の検討を進める。</u>		項目	取組み内容	自営線光ファイバー網	<u>区では、区内情報基盤として自営線光ファイバー網を整備しており、区役所、総合支所、キャロットタワーなどの主要拠点を中心にの区施設を結んでいる。この基盤は、日常の事務での個人情報や様々な重要情報を管理する第2ネットワーク（区内イントラネット）と区民への情報提供を主な目的として構築されている。</u>	防災用ネットワーク網	<u>区では、災害時における情報収集、情報共有の強化を目的として、上記自営線光ファイバー網とは異なる防災専用のネットワーク網を整備しており、区役所、総合支所、区内警察署、消防署等を結んでいる。</u>	202	② 世田谷区情報システム用通信網の整備 情報システムを災害時にも有効に活用するため、複数のネットワーク網を主要拠点間に構築し、障害を受けた場合の迅速な通信復旧方法、体制を整備する。	
項目	取組み内容											
自営線光ファイバー網	<u>区では、区内情報基盤として自営線光ファイバー網を整備しており、区役所、総合支所、キャロットタワーなどの主要拠点を中心にの区施設を結んでいる。この基盤は、日常の事務での個人情報や様々な重要情報を管理する第2ネットワーク（区内イントラネット）と区民への情報提供を主な目的として構築されている。</u>											
防災用ネットワーク網	<u>区では、災害時における情報収集、情報共有の強化を目的として、上記自営線光ファイバー網とは異なる防災専用のネットワーク網を整備しており、区役所、総合支所、区内警察署、消防署等を結んでいる。</u>											
6	248	④ 広報体制の整備 ○ 区民生活の安定や安全を図るため、初動期（発災から 72 時間）及び復旧対策における区民への情報提供の具体的な仕組みを検討する。 情報発信の内容 情報発信の方法及び使用する媒体 区民からの問い合わせ体制（電話対応人員の確保など）の整備 ○ 報道機関等に情報を発信するための庁内体制を整備する。 発信する情報の一元管理担当部署、担当者（役職） ・ 会見スペースの確保 ○ <u>記者クラブのスペース確保</u> ・ 資器材の確保 ○ <u>定例会見の実施時期・頻度</u> など		202	③ 広報体制の整備 ○ 区民生活の安定や安全を図るため、初動期（発災から 72 時間）及び復旧対策における区民への情報提供の具体的な仕組みを検討する。 <u>・ 情報発信の内容</u> <u>・ 情報発信の方法及び使用する媒体</u> <u>・ 区民からの問い合わせ体制（電話対応人員の確保など）の整備</u> ○ 報道機関等に情報を発信するための庁内体制を整備する。 <u>・ 発信する情報の一元管理</u> <u>・ 担当部署、担当者（役職）</u> <u>・ 会見スペースの確保</u> <u>・ 報道機関の対応スペース確保</u> <u>・ 資器材の確保</u> <u>・ 臨時記者会見の開催検討</u> など							
6	248 ～ 249	⑤ 多様な情報伝達手段の検討 ○ 他自治体の事例を参考に、防災行政無線放送の補完となる情報伝達手段の調査研究を行い、実施する。		202	④ 多様な情報伝達手段の検討 ○ 他自治体の事例を参考に、防災行政無線放送の補完となる情報伝達手段の調査研究を行い、実施する。							

章	頁	修正前	頁	修正後																				
		○ 民間事業者による地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA：Broadband Wireless Access）システムの導入に合わせ、地域 BWA を活用した災害情報の伝達について検討する。 ○ 外国人への情報伝達について、外国人への情報発信ツール、外国人にもわかりやすいやさしい日本語を活用しての情報発信について検討する。		○ 外国人への情報伝達について、外国人への情報発信ツール、外国人にもわかりやすいやさしい日本語を活用しての情報発信について検討する。																				
6	249	【実施主体】各ライフライン事業者 ライフライン 5 社（NTT 東日本、NTT ドコモ、東京電力、東京ガス、都水道局）は、在京ラジオ 7 社（日本放送協会、TBS ラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE）と構築している恒久的ネットワークにより、在京ラジオ 7 社と必要に応じて、被害状況、復旧状況などの情報を共有する。 【実施主体】各放送機関 放送施設の整備を行う。	203	【実施主体】各ライフライン事業者 ライフライン 6 社（NTT 東日本、NTT ドコモ、KDDI、東京電力パワーグリッド、東京ガス、都水道局）は、在京ラジオ 7 社（日本放送協会、TBS ラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE）と構築している恒久的ネットワークにより、在京ラジオ 7 社と必要に応じて、被害状況、復旧状況などの情報を共有する。 【実施主体】通信事業者 3 社（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク） 「災害時訪日外国人支援 SMS」として、通信 3 社は訪日外国人に向け、SMS を用いて動画ニュースや災害時無料 Wi-Fi 等の情報を 4 言語で適時に配信を行う。 【実施主体】各通信事業者 ○ 通信設備及び通信回線について、耐震化を推進する。 ○ 基幹の通信回線の冗長化を推進する。 ○ 電気通信設備について、非常用電源の長時間化を推進する。																				
6	249	3 区民相互の情報連絡等の促進支援 （１）対策内容と役割分担 区民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、区民が事前にその方法を熟知するよう啓発していく。また、災害情報などの入手方法も確認できる体制の整備を推進する。 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td> ○ 地域住民相互間の安否確認手段の周知 ○ T V データ放送による災害情報（避難所の開設情報など）の取得方法の周知 </td></tr><tr><td>都交通局 鉄道事業者</td><td> ○ 駅における情報提供体制の整備 ○ ホームページや SNS 等を利用した情報提供体制の整備 </td></tr><tr><td>都総務局</td><td> ○ 都民相互間の安否確認手段の確保・周知 ○ その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進 </td></tr><tr><td>通信事業者</td><td>○ 安否確認手段の確保及び周知</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 地域住民相互間の安否確認手段の周知 ○ T V データ放送による災害情報（避難所の開設情報など）の取得方法の周知	都交通局 鉄道事業者	○ 駅における情報提供体制の整備 ○ ホームページや SNS 等を利用した情報提供体制の整備	都総務局	○ 都民相互間の安否確認手段の確保・周知 ○ その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進	通信事業者	○ 安否確認手段の確保及び周知	203	3 区民相互の情報連絡等の促進支援 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td> ○ 地域住民相互間の安否確認手段の周知 ○ T V データ放送による災害情報（避難所の開設情報など）の取得方法の周知 </td></tr><tr><td>都交通局 鉄道事業者</td><td> ○ 駅における情報提供体制の整備 ○ ホームページや SNS 等を利用した情報提供体制の整備 </td></tr><tr><td>都総務局</td><td> ○ 都民相互間の安否確認手段の確保・周知 ○ その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進 </td></tr><tr><td>各通信事業者</td><td>○ 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	○ 地域住民相互間の安否確認手段の周知 ○ T V データ放送による災害情報（避難所の開設情報など）の取得方法の周知	都交通局 鉄道事業者	○ 駅における情報提供体制の整備 ○ ホームページや SNS 等を利用した情報提供体制の整備	都総務局	○ 都民相互間の安否確認手段の確保・周知 ○ その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進	各通信事業者	○ 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進
機関名	対策内容																							
区	○ 地域住民相互間の安否確認手段の周知 ○ T V データ放送による災害情報（避難所の開設情報など）の取得方法の周知																							
都交通局 鉄道事業者	○ 駅における情報提供体制の整備 ○ ホームページや SNS 等を利用した情報提供体制の整備																							
都総務局	○ 都民相互間の安否確認手段の確保・周知 ○ その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進																							
通信事業者	○ 安否確認手段の確保及び周知																							
機関名	対策内容																							
区	○ 地域住民相互間の安否確認手段の周知 ○ T V データ放送による災害情報（避難所の開設情報など）の取得方法の周知																							
都交通局 鉄道事業者	○ 駅における情報提供体制の整備 ○ ホームページや SNS 等を利用した情報提供体制の整備																							
都総務局	○ 都民相互間の安否確認手段の確保・周知 ○ その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進																							
各通信事業者	○ 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進																							
6	250	第 2 応急対策 1 防災機関相互の情報通信連絡体制（第一報） （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> ○ 都総務局からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知 ○ 震災及び水災に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及 </td></tr></table>	機関名	対策内容	東京消防庁・消防署	○ 都総務局からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知 ○ 震災及び水災に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及	204	第 2 応急対策 1 防災機関相互の情報通信連絡体制（第一報） （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> ○ 都総務局からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知 ○ 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総 </td></tr></table>	機関名	対策内容	東京消防庁・消防署	○ 都総務局からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知 ○ 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総												
機関名	対策内容																							
東京消防庁・消防署	○ 都総務局からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知 ○ 震災及び水災に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及																							
機関名	対策内容																							
東京消防庁・消防署	○ 都総務局からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知 ○ 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総																							

章	頁	修正前	頁	修正後																								
		<table><tr><td></td><td>びその他の関係機関に通報するとともに、区民に周知</td><td></td></tr></table>		びその他の関係機関に通報するとともに、区民に周知			<table><tr><td></td><td>務局、区及びその他の関係機関に通報するとともに、区民に周知</td><td></td></tr></table>		務局、 区 及びその他の関係機関に通報するとともに、区民に周知																			
	びその他の関係機関に通報するとともに、区民に周知																											
	務局、 区 及びその他の関係機関に通報するとともに、区民に周知																											
6	251	（３）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対財政・広報部、区災対統括部、区災対地域本部 ○ 区本部が設置された場合は、各機関は必要に応じて区本部に情報連絡要員を派遣する。 ○ 区本部においては、区災対統括部が情報連絡体制を統括する。 ○ 都本部に対する情報連絡は、都防災行政無線を使用する。 ○ 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。 ○ 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。 ○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民の自発的な防災組織及び一般区民等に周知する。 ○ 災害発生時、区本部設置時には、区は放送機関等に放送要請による対応を行う場合があるほか、区本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難勧告等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。	205	（３）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対統括部、区災対財政・広報部、区災対地域本部 ○ 区本部が設置された場合は、各機関は必要に応じて区本部に情報連絡要員を派遣する。 ○ 区本部においては、区災対統括部が情報連絡体制を統括する。 ○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民の自発的な防災組織及び一般区民等に周知する。 ○ 災害発生時、区本部設置時には、区は放送機関等に放送要請による対応を行う場合があるほか、区本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。																								
6	252	2 防災機関相互の情報通信連絡体制の確立（被害状況等） （１）対策内容と役割分担 都災害情報システムのほか、専用電話、衛星携帯電話など、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握を行う。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対各部</td><td>○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで情報収集、都及び関係機関へ伝達・報告</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 区への通報、関係機関との情報交換 ○ 安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 ○ 地震被害判読システム等による災害情報収集</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 地震被害予測システム等による被害予測 ○ 高所カメラ、被害判読システム、早期災害情報システム等による災害情報収集 ○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての都への通報、関係機関との情報交換</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対各部	○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで情報収集、都及び関係機関へ伝達・報告	警視庁・警察署		○ 区への通報、関係機関との情報交換 ○ 安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 ○ 地震被害判読システム等による災害情報収集	東京消防庁・消防署		○ 地震被害予測システム等による被害予測 ○ 高所カメラ、被害判読システム、早期災害情報システム等による災害情報収集 ○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての 都 への通報、関係機関との情報交換	206	2 防災機関相互の情報通信連絡体制の確立（被害状況等） （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対各部</td><td>○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで情報収集、都及び関係機関への伝達・報告</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 区への通報、関係機関との情報交換 ○ 安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 ○ 地震被害判読システム等による災害情報収集</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 地震被害予測システム等による被害予測 ○ 高所カメラ、地震被害判読システム、早期災害情報システム等による災害情報収集 ○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての区への通報、関係機関との情報交換</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対各部	○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで情報収集、都及び関係機関へ の 伝達・報告	警視庁・警察署		○ 区への通報、関係機関との情報交換 ○ 安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 ○ 地震被害判読システム等による災害情報収集	東京消防庁・消防署		○ 地震被害予測システム等による被害予測 ○ 高所カメラ、 地震 被害判読システム、早期災害情報システム等による災害情報収集 ○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての 区 への通報、関係機関との情報交換
機関名		対策内容																										
区	災対各部	○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで情報収集、都及び関係機関へ伝達・報告																										
警視庁・警察署		○ 区への通報、関係機関との情報交換 ○ 安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 ○ 地震被害判読システム等による災害情報収集																										
東京消防庁・消防署		○ 地震被害予測システム等による被害予測 ○ 高所カメラ、被害判読システム、早期災害情報システム等による災害情報収集 ○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての 都 への通報、関係機関との情報交換																										
機関名		対策内容																										
区	災対各部	○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで情報収集、都及び関係機関へ の 伝達・報告																										
警視庁・警察署		○ 区への通報、関係機関との情報交換 ○ 安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 ○ 地震被害判読システム等による災害情報収集																										
東京消防庁・消防署		○ 地震被害予測システム等による被害予測 ○ 高所カメラ、 地震 被害判読システム、早期災害情報システム等による災害情報収集 ○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての 区 への通報、関係機関との情報交換																										
6	253 ～ 255	（２）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対財政・広報部、区災対統括部、区災対地域本部 ① 災害情報の伝達 <table><tr><td>ア 地象・水象・その他災害原因に関する情報</td><td>イ 災害状況に関する情報</td></tr><tr><td>ウ 関係機関に対する措置の要請・指示</td><td>エ 区民に対する勧告・指示</td></tr></table>	ア 地象・水象・その他災害原因に関する情報	イ 災害状況に関する情報	ウ 関係機関に対する措置の要請・指示	エ 区民に対する 勧告・指示	206 ～ 207	（２）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対統括部、区災対財政・広報部、区災対地域本部 ① 災害情報の伝達 <table><tr><td>ア 地象・水象・その他災害原因に関する情報</td><td>イ 災害状況に関する情報</td></tr><tr><td>ウ 関係機関に対する措置の要請・指示</td><td>エ 区民に対する避難指示等</td></tr></table>	ア 地象・水象・その他災害原因に関する情報	イ 災害状況に関する情報	ウ 関係機関に対する措置の要請・指示	エ 区民に対する 避難指示等																
ア 地象・水象・その他災害原因に関する情報	イ 災害状況に関する情報																											
ウ 関係機関に対する措置の要請・指示	エ 区民に対する 勧告・指示																											
ア 地象・水象・その他災害原因に関する情報	イ 災害状況に関する情報																											
ウ 関係機関に対する措置の要請・指示	エ 区民に対する 避難指示等																											

章	頁	修正前	頁	修正後
		オ その他の災害関係情報 ② 区における情報の収集及び伝達 ア 収集事項 収集すべき情報は、次のとおりである。 （ア）異常現象の発生内容、又は災害発生の原因経過情報 （イ）区内の被害に関する情報 （ウ）各機関の対策の実施状況 （エ）その他 イ 収集方法 <u>収集の方法は、次の方法による。</u> （ア）都本部及び防災関係機関との情報連絡体制による情報収集 （イ）高所カメラによる情報収集 （ウ）インターネット、アマチュア無線等による情報収集 ＊災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書 〔資料編資料協定第 61・P513〕 <u>（エ）区民、防災区民組織及び民間協力団体等による「防災情報の災害時の助け合いネットワーク」の活用</u> <u>（オ）</u> 参集職員による情報収集 <u>（カ）</u> 区災対各部の情報連絡班等による情報収集 <u>（キ）</u> その他 ウ 伝達方法 <u>情報の伝達は、次の方法による。</u> （ア）災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。 【報告すべき事項】 災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所または地域、被害状況（被害の程度は、認定基準、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項） 【報告の方法】 原則として、災害情報システム（DIS）への入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。）。 【報告の種類・期限等】 <u>○ 災害救助法に基づく報告</u> 災害救助法に基づく報告については、第 2 部第 12 章第 5 節第 2「9 災害救助法等の適用」に定めるところによる。 （イ）区民等に対しては、防災行政無線、広報車、世田谷サービス公社（エフエム世田谷）、世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツ		オ その他の災害関係情報 ② 区における情報の収集及び伝達 ア 収集事項 収集すべき情報は、次のとおりである。 （ア）異常現象の発生内容、又は災害発生の原因経過情報 （イ）区内の被害に関する情報 （ウ）各機関の対策の実施状況 （エ）その他 イ 収集方法 （ア）都本部及び防災関係機関との情報連絡体制による情報収集 （イ）高所カメラによる情報収集 （ウ）インターネット、アマチュア無線等による情報収集 ＊災害時におけるアマチュア無線を活用した災害情報収集に関する協定書 〔資料編資料協定第●●・P●●〕 <u>（エ）</u> 参集職員による情報収集 <u>（オ）</u> 区災対各部の情報連絡班等による情報収集 <u>（カ）</u> その他 ウ 伝達方法 （ア）災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。 【報告すべき事項】 災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所または地域、被害状況（被害の程度は、認定基準、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項） 【報告の方法】 原則として、<u>都</u>災害情報システム（DIS）への入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。）。 【報告の種類・期限等】 災害救助法に基づく報告については、第 2 部第 12 章第 3 節第 2「9 災害救助法等の適用」に定めるところによる。 （イ）区民等に対しては、防災行政無線、広報車、世田谷サービス公社（エフエム世田谷）、世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）、<u>防災ポータル</u>、ホームページ、災害・防犯情報メール配信サービス等を活用する。 （ウ）必要に応じ、まちづくりセンター、避難所などへの掲示を行う。

章	頁	修正前	頁	修正後																																											
		ツ・コミュニケーションズ)、ホームページ、災害・防犯情報メール配信サービス、 災害情報 テレホンサービス 等を活用する。 (ウ) 必要に応じ、まちづくりセンター、避難所などへの掲示を行う。																																													
6	255	【実施主体】各通信事業者 ○ 次により臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 ・ 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。 ・ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。 ・ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱う。 ○ 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスを速やかに提供する。 ○ 通信の被害、そ通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びホームページ等を通じて広報する。	207 ～ 208	【実施主体】各通信事業者 ○ 次により臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 ・ 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。 ・ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。 ・ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱う。 ○ 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用伝言サービスを速やかに提供する。 ○ 通信の被害、疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びホームページ、SNS等を通じて広報する。 ※「そ通」の表記は、「疎通」とし、以降も同様に修正。ただし、同様の修正の新旧対照表への記載は省略する。																																											
6	255 ～ 256	3 広報体制 （1）対策内容と役割分担 区民へ正確な情報を迅速かつ確実に提供を行う。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="4">区</td><td>◎災対財政・広報部</td><td>○ 被災者に対する広報 ○ 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ○ 多様な伝達手段による区民への情報提供</td></tr><tr><td>◎災対地域本部</td><td>○ 警察署・消防署等と連携した広報活動 ○ 被災者に対する広報</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 多様な伝達手段による区民への情報提供</td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>○ 余震、津波等気象庁の情報ほか</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 災害情報、消防活動状況等の広報</td></tr><tr><td colspan="2">都水道局</td><td>○ 地震発生直後に行う広報 ○ 応急対策開始後に行う広報 ○ 応急対策の進捗に伴う広報 ○ 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報</td></tr><tr><td colspan="2">都下水道局</td><td>○ 下水道施設の被害及び復旧等の状況及び下水道使用自粛等の協力要請についての広報</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対財政・広報部	○ 被災者に対する広報 ○ 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ○ 多様な伝達手段による区民への情報提供	◎災対地域本部	○ 警察署・消防署等と連携した広報活動 ○ 被災者に対する広報	災対統括部	○ 多様な伝達手段による区民への情報提供	警視庁・警察署	○ 余震、津波等気象庁の情報ほか	東京消防庁・消防署		○ 災害情報、消防活動状況等の広報	都水道局		○ 地震発生直後に行う広報 ○ 応急対策開始後に行う広報 ○ 応急対策の進捗に伴う広報 ○ 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報	都下水道局		○ 下水道施設の被害 及び 復旧等の 状況及び下水道使用自粛等の協力要請 についての広報	208 ～ 209	3 広報体制 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対財政・広報部</td><td>○ 被災者に対する広報 ○ 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ○ 多様な伝達手段による区民への情報提供</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 警察署・消防署等と連携した広報活動 ○ 被災者に対する広報</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 多様な伝達手段による区民への情報提供</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 余震、津波等気象庁の情報ほか</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 災害情報、消防活動状況等の広報</td></tr><tr><td colspan="2">都水道局</td><td>○ 地震発生直後に行う広報 ○ 応急対策開始後に行う広報 ○ 応急対策の進捗に伴う広報 ○ 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報</td></tr><tr><td colspan="2">都下水道局</td><td>○ 下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等についての広報</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対財政・広報部	○ 被災者に対する広報 ○ 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ○ 多様な伝達手段による区民への情報提供	災対地域本部	○ 警察署・消防署等と連携した広報活動 ○ 被災者に対する広報	災対統括部	○ 多様な伝達手段による区民への情報提供	警視庁・警察署		○ 余震、津波等気象庁の情報ほか	東京消防庁・消防署		○ 災害情報、消防活動状況等の広報	都水道局		○ 地震発生直後に行う広報 ○ 応急対策開始後に行う広報 ○ 応急対策の進捗に伴う広報 ○ 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報	都下水道局		○ 下水道施設の被害 状況 や復旧 状況 、 下水道の使用制限 や使用自粛等についての広報
機関名		対策内容																																													
区	◎災対財政・広報部	○ 被災者に対する広報 ○ 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ○ 多様な伝達手段による区民への情報提供																																													
	◎災対地域本部	○ 警察署・消防署等と連携した広報活動 ○ 被災者に対する広報																																													
	災対統括部	○ 多様な伝達手段による区民への情報提供																																													
	警視庁・警察署	○ 余震、津波等気象庁の情報ほか																																													
東京消防庁・消防署		○ 災害情報、消防活動状況等の広報																																													
都水道局		○ 地震発生直後に行う広報 ○ 応急対策開始後に行う広報 ○ 応急対策の進捗に伴う広報 ○ 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報																																													
都下水道局		○ 下水道施設の被害 及び 復旧等の 状況及び下水道使用自粛等の協力要請 についての広報																																													
機関名		対策内容																																													
区	◎災対財政・広報部	○ 被災者に対する広報 ○ 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ○ 多様な伝達手段による区民への情報提供																																													
	災対地域本部	○ 警察署・消防署等と連携した広報活動 ○ 被災者に対する広報																																													
	災対統括部	○ 多様な伝達手段による区民への情報提供																																													
警視庁・警察署		○ 余震、津波等気象庁の情報ほか																																													
東京消防庁・消防署		○ 災害情報、消防活動状況等の広報																																													
都水道局		○ 地震発生直後に行う広報 ○ 応急対策開始後に行う広報 ○ 応急対策の進捗に伴う広報 ○ 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報																																													
都下水道局		○ 下水道施設の被害 状況 や復旧 状況 、 下水道の使用制限 や使用自粛等についての広報																																													

章	頁	修正前		頁	修正後	
		NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ KDDI ソフトバンク	○ 通信の被害、 そ通状況 の案内等 災害用安否確認 サービス提供開始の案内○		各通信事業者	○ 通信の被害、 疎通状況 の案内等 ○ 災害用伝言 サービス提供開始の案内 ○ 災害時用公衆電話の開設状況 ○ 避難所 Wi-Fi 等の開設状況
		首都高速道路 東日本高速道路 中日本高速道路	応急対策の措置状況等		東京電力 パワーグリッド	○ 電気による二次災害等を防止するための方法等
		東京電力 グループ	○ 電気による二次災害等を防止するための方法等		東京 ガスグループ	○ ガス供給の応急対応、復旧状況 ○ マイコンメーター復帰操作、 ガス機器の使用上の注意事項等
		東京 ガス	被害地区における ○ガス機器の使用上の注意事項等		各放送機関	○ 発災時の応急措置、災害に関する警報等の周知
		日本郵便	業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等		都本部	○ 震災発生直後に行う広報内容 ○ 被災者に対する広報 ○ 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ○ 多様な通信手段による住民への情報提供
		自衛隊	情報収集と広報活動		都生活 文化スポーツ局	被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、災害対策本部の発する情報を基に○、（一財）東京都つながり創生財団と連携して、外国人が必要とする情報の収集・提供、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等 を行う。
		各放送機関	○ 発災時の応急措置、災害に関する警報等の周知		東京管区气象台	○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、地震活動の見通しや防災上の留意事項など
		都本部	○ 震災発生直後に行う広報内容 ○ 被災者に対する広報 ○ 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供 ○ 多様な通信手段による住民への情報提供		関東総合通信局	○ 電気通信事業者の被災・復旧状況等 ○ 放送局の被災・復旧状況等
		都生活 文化局	各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に 広報活動を実施 ○ 都庁総合ホームページを災害対策用へ切り替え、迅速な情報提供を行う。			
		東京管区气象台	○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、地震活動の見通しや防災上の留意事項など			
		関東総合通信局	○ 電気通信事業者の被災・復旧状況等 ○ 放送局の被災・復旧状況等			
		日本銀行	災害応急対策に関する情報			
		JR 東日本	災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況等			
		（2）業務手順 ① 区本部からの報道機関への発表 ○ 報道機関については、臨時記者室及び臨時合同発表室（プレスセンター）となる区民会館集会所を案内する（事前に設置状況を確認）。 ○ 報道機関からの問い合わせに係る対応は、区災対財政・広報部とする。 ○ 区災対各部から区災対統括部に集まる様々な情報のうち、区民や報道機関に発表すべき情報については、原則、区災対統括部との調整により区災対財政・広報部から発信する。			（2）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対財政・広報部、区災対統括部、区災対地域本部 ○ 広報内容は、次のとおりである。 ① 災害状況、避難方法等 ② 食料、物資等の配布状況 ③ 医療機関の診療状況 ④ 応急復旧状況等 ⑤ その他必要事項 ○ 広報の方法は、 前節 の情報の伝達方法による。 ○ 区災対財政・広報部は、 コミュニティ FM 局 やケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。	
6	256 ～ 257	（3）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対財政・広報部、区災対統括部、区災対地域本部 ○ 広報内容は、次のとおりである。 ① 災害状況、避難方法等 ② 食料、物資等の配布状況 ③ 医療機関の診療状況 ④ 応急復旧状況等 ⑤ その他必要事項 ○ 広報の方法は、 前節 の情報の伝達方法による。 ○ 区災対財政・広報部は、 世田谷サービス公社（エフエム世田谷） やケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。		209	（2）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対財政・広報部、区災対統括部、区災対地域本部 ○ 広報内容は、次のとおりである。 ① 災害状況、避難方法、 避難所開設情報 等 ② 食料、物資等の配布状況 ③ 医療機関の診療状況 ④ 応急復旧状況等 ⑤ その他必要事項 （デマ・流言打ち消し情報等） ○ 広報の方法は、 前項 の情報の伝達方法による。 ○ 区災対財政・広報部は、 世田谷サービス公社（エフエム世田谷） やケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。	

章	頁	修正前		頁	修正後																				
		① 報道対応 ・ 災害に関する情報等区民に周知すべき事項は、区災対財政・広報部（政策経営部長又は広報広聴課長）が報道機関に発表するものとする。 ・ 日本放送協会又は民間放送各社に放送依頼を行う場合は、都総務局に対して、次の事項を明らかにしてあつせんを依頼する。 ア 放送要請の理由 イ 放送事項 ウ 希望する放送日時及び送信系統 エ その他必要な事項 ・ 世田谷サービス公社（エフエム世田谷）及び世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布局、イツツ・コミュニケーションズ）については、随時情報を提供する。			① 報道対応 ・ <u>区本部は、警察、消防、区市町村等から提供された人的被害関連情報の一元的な集約・調整、整理・突合・精査を行い、報道機関への発表を行う。</u> ・ 災害に関する情報等区民に周知すべき事項は、区災対財政・広報部（政策経営部長又は広報広聴課長）が報道機関に発表するものとする。 ・ 日本放送協会又は民間放送各社に放送依頼を行う場合は、都総務局に対して、次の事項を明らかにしてあつせんを依頼する。 ア 放送要請の理由 イ 放送事項 ウ 希望する放送日時及び送信系統 エ その他必要な事項 ・ 世田谷サービス公社（エフエム世田谷）及び世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布局、イツツ・コミュニケーションズ）については、随時情報を提供する。																				
6	258	【実施主体】警視庁・警察署 ○ 広報内容は、次のとおりである。 ① 余震等の地震情報 ② 地域の被害情報及び見通し ③ 避難情報等 ④ 交通規制、交通機関等の交通情報 ⑤ 主要道路、高速道路、橋等の被害情報 ⑥ 被災地域、避難場所、避難所等に関する情報 ⑦ 電気、ガス、水道、電話等のライフラインの被害情報		210	【実施主体】警視庁・警察署 ○ 広報内容は、次のとおりである。 ① 余震等の地震情報 ② 地域の被害情報及び見通し ③ 避難情報等 ④ 交通規制、交通機関等の交通情報 ⑤ 主要道路、高速道路、橋等の被害情報 ⑥ 被災地域、避難場所、避難所等に関する情報 ⑦ 電気、ガス、水道、電話等のライフラインの被害情報 ⑧ <u>デマ・流言打ち消し情報</u>																				
6	258	【実施主体】東京消防庁・消防署 ○ 広報内容は、次のとおりである。 ① 出火防止・初期消火の呼びかけ ② 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障害者等）への支援の呼び掛け ③ 火災及び水災に関する情報 ④ <u>避難勧告又は指示</u>に関する情報 ⑤ 救急告示医療機関等の診療情報 ⑥ その他区民が必要としている情報		210	【実施主体】東京消防庁・消防署 ○ 広報内容は、次のとおりである。 ① 出火防止・初期消火の呼びかけ ② 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障害者・<u>難病患者・乳幼児・妊産婦</u>等）への支援の呼び掛け ③ 火災及び水災に関する情報 ④ <u>避難指示等</u>に関する情報 ⑤ 救急告示医療機関等の診療情報 ⑥ その他区民が必要としている情報																				
6	259	4 広聴体制 （１）対策内容と役割分担 <u>発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関することなどの相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。</u> <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対財政・広報部</td><td>○ 各地域の相談窓口開設について区民等へ周知</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 区民の各種相談に応じる臨時の総合相談窓口を開設</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	◎災対財政・広報部	○ 各地域の相談窓口開設について区民等へ周知	災対地域本部	○ 区民の各種相談に応じる臨時の総合相談窓口を開設		211	4 広聴体制 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対財政・広報部</td><td>○ 各地域の相談窓口開設について区民等へ周知</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 区民の各種相談に応じる臨時の総合相談窓口を開設</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 臨時相談所を開設 ○ 交通規制に係るテレホンコーナーを開設</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対財政・広報部	○ 各地域の相談窓口開設について区民等へ周知	災対地域本部	○ 区民の各種相談に応じる臨時の総合相談窓口を開設	警視庁・警察署		○ 臨時相談所を開設 ○ 交通規制に係るテレホンコーナーを開設
機関名		対策内容																							
区	◎災対財政・広報部	○ 各地域の相談窓口開設について区民等へ周知																							
	災対地域本部	○ 区民の各種相談に応じる臨時の総合相談窓口を開設																							
機関名		対策内容																							
区	◎災対財政・広報部	○ 各地域の相談窓口開設について区民等へ周知																							
	災対地域本部	○ 区民の各種相談に応じる臨時の総合相談窓口を開設																							
警視庁・警察署		○ 臨時相談所を開設 ○ 交通規制に係るテレホンコーナーを開設																							

章	頁	修正前		頁	修正後													
		<table><tr><td>警視庁・警察署</td><td> ○ 臨時相談所を開設 ○ 交通規制に係るテレホンコーナーを開設 </td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> ○ 災害の規模に応じて消防相談所を開設 </td></tr></table>	警視庁・警察署	○ 臨時相談所を開設 ○ 交通規制に係るテレホンコーナーを開設	東京消防庁・消防署	○ 災害の規模に応じて消防相談所を開設			<table><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> ○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談に対応 </td></tr></table>	東京消防庁・消防署	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談に対応							
警視庁・警察署	○ 臨時相談所を開設 ○ 交通規制に係るテレホンコーナーを開設																	
東京消防庁・消防署	○ 災害の規模に応じて消防相談所を開設																	
東京消防庁・消防署	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談に対応																	
6	259 ～ 260	5 区民相互の情報連絡等の促進支援 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td> ○ 区民、事業者及び帰宅困難者に対し、都や報道機関等と連携して、区民相互の情報連絡を支援するための情報提供を行う。 </td></tr><tr><td>通信事業者</td><td> ○ 区民、事業者及び帰宅困難者に情報提供を行う。 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、「災害用伝言板（web171）」等の災害用安否確認サービスの利用を呼びかける。 </td></tr></table> (2) 詳細な取組み内容 ○ 区は、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。 ○ 通信事業者は、行政機関と連携し、区民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。また、災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の安否確認サービスの利用を呼びかける。 ○ 報道機関は、行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、区民、事業者及び帰宅困難者に提供する。		機関名	対策内容	区	○ 区民、事業者及び帰宅困難者に対し、都や報道機関等と連携して、区民相互の情報連絡を支援するための情報提供を行う。	通信事業者	○ 区民、事業者及び帰宅困難者に情報提供を行う。 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、「災害用伝言板（web171）」等の災害用安否確認サービスの利用を呼びかける。	211 ～ 212	5 区民相互の情報連絡等の促進支援 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td> ○ 区民、事業者及び帰宅困難者に対し、都や報道機関等と連携して、区民相互の情報連絡を支援するための情報提供を行う。 </td></tr><tr><td>各通信事業者</td><td> ○ 区民、事業者及び帰宅困難者に情報提供を行う。 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、「災害用伝言板（web171）」等の災害用伝言サービスサービスの利用を呼びかける。 </td></tr></table> (2) 詳細な取組み内容 ○ 区は、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。 ○ NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、無料 Wi-Fi サービス（00000JAPAN）を提供するほか、一部の避難所等において携帯電話・スマートフォンの充電サービスを提供する。 ○ NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、通信サービス提供のため、携帯電話の不通地域に移動基地局を派遣し、通信の確保に努める。 ○ 通信事業者は、行政機関と連携し、区民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。 ○ 報道機関は、行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や災害用伝言サービスの利用方法等について、区民、事業者及び帰宅困難者に提供する。		機関名	対策内容	区	○ 区民、事業者及び帰宅困難者に対し、都や報道機関等と連携して、区民相互の情報連絡を支援するための情報提供を行う。	各通信事業者	○ 区民、事業者及び帰宅困難者に情報提供を行う。 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、「災害用伝言板（web171）」等の災害用伝言サービスサービスの利用を呼びかける。
機関名	対策内容																	
区	○ 区民、事業者及び帰宅困難者に対し、都や報道機関等と連携して、区民相互の情報連絡を支援するための情報提供を行う。																	
通信事業者	○ 区民、事業者及び帰宅困難者に情報提供を行う。 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、「災害用伝言板（web171）」等の災害用安否確認サービスの利用を呼びかける。																	
機関名	対策内容																	
区	○ 区民、事業者及び帰宅困難者に対し、都や報道機関等と連携して、区民相互の情報連絡を支援するための情報提供を行う。																	
各通信事業者	○ 区民、事業者及び帰宅困難者に情報提供を行う。 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、「災害用伝言板（web171）」等の災害用伝言サービスサービスの利用を呼びかける。																	

【震災編】
第2部
施策ごとの具体的計画
(予防・応急・復旧計画)

第7章
医療救護等対策

章	頁	修正前	頁	修正後																
7	265	第1節 現在の到達状況 1 初動医療体制の確立 震災時の負傷者に対応していくため、より迅速な医療救護活動が行えるよう実効性のある体制を整えるとともに、都や医療機関等との連携を強化した。 これまでの具体的な取り組みは次の事項である。 ○ 区内病院のうち、災害拠点病院4箇所、災害拠点連携病院2箇所の指定を東京都より受けている（令和2年10月現在）。 ○ 医療救護活動の統括・調整を行うために、区災害医療コーディネーターを中心とした医療救護本部を設置する。 ○ 医療救護本部には、医薬品等管理の統括・調整を行う区災害薬事コーディネーターも常駐し、区災害薬事センターの運営等を行う。 ○ 緊急医療救護所で活動を行うため、区内医療関係団体による緊急医療救護班等を編成する。 ○ 医療救護所で活動を行うため、区内医療関係団体による医療救護班等を編成する。	216	第1節 現在の到達状況と課題 1 初動医療体制の確立 震災時の負傷者に対応していくため、より迅速な医療救護活動が行えるよう実効性のある体制を整えるとともに、都や医療機関等との連携を強化した。 これまでの具体的な取り組みは次の事項である。 ○ 区内病院のうち、災害拠点病院3箇所、災害拠点連携病院2箇所の指定を東京都より受けている（令和6年4月現在）。 ○ 医療救護活動の統括・調整を行うために、保健医療福祉総合プラザ内（保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内）に区災害医療コーディネーターを中心とした医療救護本部を設置する。なお、災害時において保健医療福祉総合プラザは、目前急迫の事態を除き、医療処置等は基本的には実施せず、災害医療に関する調整や指揮に専念する。 ○ 医療救護本部には、医薬品等管理の統括・調整を行う区災害薬事コーディネーターも常駐し、区災害薬事センターの運営等を行う。 ○ 超急性期に緊急医療救護所を迅速に立ち上げ、医療救護活動を行うため、区内医療関係団体による緊急医療救護班等を編成する。 ○ 超急性期における緊急医療救護所の医療救護活動の終了後、段階的に立ち上げる避難所救護所で活動に向け、区内医療関係団体による避難所救護班等を編成する。																
7	265 ～ 266	【緊急医療救護所等】 <table><tr><th>名 称</th><th>説 明</th></tr><tr><td>緊急医療救護所</td><td>発災後、速やかに、災害拠点病院などの隣接地等に設置する医療救護所で、主にトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所</td></tr><tr><td>医療救護所</td><td>おおむね超急性期までに避難所内に設置する医療救護所で、主にトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所 （東京都の地域防災計画では、避難所医療救護所と表記されている）</td></tr><tr><td>医療救護本部</td><td>医療救護活動の統括・調整を行う場所 （東京都の地域防災計画では、医療救護活動拠点と表記されている）</td></tr></table>	名 称	説 明	緊急医療救護所	発災後、速やかに、災害拠点病院などの隣接地等に設置する医療救護所で、主にトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所	医療救護所	おおむね超急性期までに避難所内に設置する医療救護所で、主にトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所 （東京都の地域防災計画では、避難所医療救護所と表記されている）	医療救護本部	医療救護活動の統括・調整を行う場所 （東京都の地域防災計画では、医療救護活動拠点と表記されている）	217	【緊急医療救護所等】 <table><tr><th>名 称</th><th>説 明</th></tr><tr><td>緊急医療救護所</td><td>発災後、速やかに、災害拠点病院などの隣接地等に設置する医療救護所で、主にトリアージ（災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所</td></tr><tr><td>避難所救護所</td><td>おおむね急性期以降に、避難所内に設置又は医療従事者の巡回により傷病者への治療、慢性疾患、災害関連死予防、感染症対策等の対応を行う場所 （東京都地域防災計画では、避難所医療救護所と表記されている）</td></tr><tr><td>医療救護本部</td><td>医療救護活動の統括・調整を行う場所 （東京都地域防災計画では、医療救護活動拠点と表記されている）</td></tr></table>	名 称	説 明	緊急医療救護所	発災後、速やかに、災害拠点病院などの隣接地等に設置する医療救護所で、主にトリアージ（災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所	避難所救護所	おおむね急性期以降に、避難所内に設置又は医療従事者の巡回により傷病者への治療、慢性疾患、災害関連死予防、感染症対策等の対応を行う場所 （東京都地域防災計画では、避難所医療救護所と表記されている）	医療救護本部	医療救護活動の統括・調整を行う場所 （東京都地域防災計画では、医療救護活動拠点と表記されている）
名 称	説 明																			
緊急医療救護所	発災後、速やかに、災害拠点病院などの隣接地等に設置する医療救護所で、主にトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所																			
医療救護所	おおむね超急性期までに避難所内に設置する医療救護所で、主にトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所 （東京都の地域防災計画では、避難所医療救護所と表記されている）																			
医療救護本部	医療救護活動の統括・調整を行う場所 （東京都の地域防災計画では、医療救護活動拠点と表記されている）																			
名 称	説 明																			
緊急医療救護所	発災後、速やかに、災害拠点病院などの隣接地等に設置する医療救護所で、主にトリアージ（災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所																			
避難所救護所	おおむね急性期以降に、避難所内に設置又は医療従事者の巡回により傷病者への治療、慢性疾患、災害関連死予防、感染症対策等の対応を行う場所 （東京都地域防災計画では、避難所医療救護所と表記されている）																			
医療救護本部	医療救護活動の統括・調整を行う場所 （東京都地域防災計画では、医療救護活動拠点と表記されている）																			
7	－	新設	217	【課題】 区内で7,132人の負傷者（うち重傷者は1,212人）の発生が想定されており、迅速な医療救護活動と受入医療機関の確保、医療救護活動の体制強化、二次保健医療圏を含めた情報連絡体制の強化並びに受援体制の課題の整理及び検討が必要である。																
7	266	2 医薬品・医療資器材の確保 ○ 緊急医療救護所には、緊急医療救護所用医療器具等を配備している。 ○ 医療救護所には、医療救護所用災害医療セット等を配備している。 ○ 避難所には、避難所用応急救急セットを配備している。	217 ～ 218	2 医薬品・医療資器材の確保 ○ 緊急医療救護所には、緊急医療救護所用医療器具等を配備している。 ○ 避難所救護所には、避難所救護所用災害医療セット等を配備している。 ○ 避難所には、避難所用応急救急セットを配備している。																

章	頁	修正前	頁	修正後								
		○ 医薬品卸売販売業者 6 社と「災害時における医薬品等の調達に関する協定」を結んでいる（令和 2 年 1 月現在） 3 遺体の取扱い ○ 区内施設に遺体収容所を設置する。 ○ 検視・検案活動は、警視庁・警察署及び都福祉保健局等の関係機関が行い、要請に基づき歯科医師会が身元確認班を編成し協力する。		○ 医薬品卸売販売業者 6 社と「災害時における医薬品等の調達に関する協定」を結んでいる（令和 6 年 6 月現在） 【課題】 医薬品等が不足した場合、医薬品及び資器材を確実に確保する必要がある。 3 遺体の取扱い ○ 区内施設に遺体収容所を設置する。 ○ 検視・検案活動は、警視庁・警察署及び都保健医療局等の関係機関が行い、要請に基づき歯科医師会が身元確認班を編成し協力する。 ○ 都では、都内火葬場の被害状況に対応できるよう、広域火葬実施計画を整備している。 【課題】 被害想定による死者数（区内最大 645 人）に対応するため、関係機関と連携し、体制を強化する必要がある。遺体収容所の運営体制及び業務手順や備蓄内容を整理する。								
7	267	第 2 節 課題 【被害想定（東京湾北部地震）】 <table><tr><td>被 害 項 目</td><td>想定される被害</td></tr><tr><td>負傷者数</td><td>最大 7,449 人（冬の夕方 18 時）</td></tr><tr><td>重傷者数</td><td>最大 1,366 人（冬の夕方 18 時）</td></tr><tr><td>死者数</td><td>最大 655 人（冬の夕方 18 時）</td></tr></table> 1 初動医療体制等の確立 区内で 7,449 人の負傷者（うち重傷者は 1,366 人）の発生が想定されており、迅速な医療救護活動と受入医療機関の確保が必要である。 このため、限られた医療資源を有効に活用するため、医療救護活動の体制強化を図る必要がある。 また、災害時において円滑に医療救護活動を行えるよう、二次保健医療圏を含めた情報連絡体制の強化をする必要がある。 2 医薬品・医療資器材の確保 災害に備え、医薬品等を配備しているが、医薬品が不足した場合、医薬品及び資器材を確実に確保する必要がある。 3 遺体の取扱い 被害想定による死者数（区内最大 655 人）に対応するため、関係機関と連携し、体制を強化する必要がある。遺体収容所の業務手順や備蓄内容を整理する。 都では、都内火葬場の被害状況に対応できるよう、広域火葬実施計画を整備している。	被 害 項 目	想定される被害	負傷者数	最大 7,449 人（冬の夕方 18 時）	重傷者数	最大 1,366 人（冬の夕方 18 時）	死者数	最大 655 人（冬の夕方 18 時）	－	削除 ※「第 2 節 課題」は、修正後は「第 1 節 現在の到達状況と課題」に統合している。
被 害 項 目	想定される被害											
負傷者数	最大 7,449 人（冬の夕方 18 時）											
重傷者数	最大 1,366 人（冬の夕方 18 時）											
死者数	最大 655 人（冬の夕方 18 時）											
7	268	第 3 節 対策の方向性 1 初動医療体制等の確立 関係所管課、医療関係団体、災害拠点病院、災害拠点連携病院、警察、消防等による災害医療運営連絡会で、災害時の医療救護活動について、課題の検討等を行っている。	219 ～ 220	第 2 節 対策の方向性 1 初動医療体制等の確立 関係所管課、医療関係団体、災害拠点病院、災害拠点連携病院、警察、消防等による災害医療運営連絡会で、災害時の医療救護活動について、課題の検討等を行っている。								

章	頁	修正前	頁	修正後																								
		また、医療関係、団体病院、二次保健医療圏の基幹病院との情報連絡体制を強化する。		初動医療体制では、医療救護本部を保健医療福祉総合プラザ内に設置し、区災害医療コーディネーターを中心に、区内病院、二次保健医療圏（東京都地域災害医療コーディネーター）等と連携して、区内の人的被害及び医療機関の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関と迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を強化する。 迅速な医療救護活動の実施に関しては、医療救護本部が、都が設置する医療対策拠点（都立広尾病院）と連携して、災害拠点病院等への支援、保健医療活動チームの受入れ及び配置等を適切に行うために、区内の被災状況や医療機関の活動状況等を迅速かつ正確に把握することが重要であり、地域 BWA 通信機器等の情報収集手段を整備し、確実に情報集約することができるよう具体化を進める。加えて、医療救護本部で集約した緊急医療救護所及び避難所救護所の設置状況、医療機関の活動状況等の情報を広報するため、区民周知方法の具体化を進める。 負傷者の受入医療機関の更なる確保に関しては、災害医療支援病院のうち救急告示を受けた病院を中心に、EMIS（広域災害救急医療情報システム）及び地域 BWA 通信機器等を活用した連携体制の具体化を進める。また、緊急医療救護所の設置場所が区西部に偏っているため、区東部に位置する自衛隊中央病院との緊急医療救護所の開設に関する協定の締結に向けて調整を進める。 これまで超急性期に開設としていた緊急医療救護所及び医療救護所（現在の避難所救護所）については、災害時に限られた医療資源を最大限有効に活用し、実現可能な初動医療体制の構築を図るため、以下の表のとおり整理するとともに、診療所、歯科診療所、薬局及び施術所の診療継続や早期再開に向けた検討を進める。 なお、緊急医療救護所では、被災状況によっては3日間程度、24時間態勢で傷病者への対応を行う可能性があることから、配置する各班の人員では不足することが想定され、追加の人員確保が必要となる。このため、発災後から超急性期までの時期においては、緊急医療救護所の対応に注力することとし、避難所救護班等の名簿登載者を活用するなど交代要員及び応援要員を含めた、運営に必要な人員体制について、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会との調整及び検討を進める。 <table><tr><th colspan="2">名称</th><th>緊急医療救護所</th><th>避難所救護所（旧称：医療救護所）</th></tr><tr><td>1</td><td>時期</td><td>発災後からおおむね超急性期（72 時間）まで</td><td>おおむね急性期（4 日目以降）から慢性期まで</td></tr><tr><td>2</td><td>目的</td><td>傷病者に対する重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供</td><td>地域住民に対する医療等に関する対応</td></tr><tr><td>3</td><td>場所</td><td>災害拠点病院などの近接地等</td><td>区が指定した避難所</td></tr><tr><td>4</td><td>内容</td><td>発災後、速やかに医療従事者が集まり、傷病者にトリアージを実施し、軽症者への治療及び重症者や中等症者の搬送に対応する。</td><td>避難所に設置又は医療従事者の巡回により傷病者への治療、慢性疾患、災害関連死予防、感染症対策等に対応する。</td></tr><tr><td>5</td><td>開設基準</td><td>世田谷区に震度 6 弱以上の地震が発生したときは、全ての緊急医療救護所を開設する。震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したときは、被災状況、災害拠点病院等の傷病者対応状況に応じて、各病院の災害対策本部と協議の上、開設する。</td><td>緊急医療救護所が縮小又は閉鎖され、かつ、被災状況等により、医療救護の必要を認めたときは、避難所救護所の開設判断を行い、開設する。</td></tr></table>	名称		緊急医療救護所	避難所救護所（旧称：医療救護所）	1	時期	発災後からおおむね超急性期（72 時間）まで	おおむね急性期（4 日目以降）から慢性期まで	2	目的	傷病者に対する重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供	地域住民に対する医療等に関する対応	3	場所	災害拠点病院などの近接地等	区が指定した避難所	4	内容	発災後、速やかに医療従事者が集まり、傷病者にトリアージを実施し、軽症者への治療及び重症者や中等症者の搬送に対応する。	避難所に設置又は医療従事者の巡回により傷病者への治療、慢性疾患、災害関連死予防、感染症対策等に対応する。	5	開設基準	世田谷区に震度 6 弱以上の地震が発生したときは、全ての緊急医療救護所を開設する。震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したときは、被災状況、災害拠点病院等の傷病者対応状況に応じて、各病院の災害対策本部と協議の上、開設する。	緊急医療救護所が縮小又は閉鎖され、かつ、被災状況等により、医療救護の必要を認めたときは、避難所救護所の開設判断を行い、開設する。
名称		緊急医療救護所	避難所救護所（旧称：医療救護所）																									
1	時期	発災後からおおむね超急性期（72 時間）まで	おおむね急性期（4 日目以降）から慢性期まで																									
2	目的	傷病者に対する重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供	地域住民に対する医療等に関する対応																									
3	場所	災害拠点病院などの近接地等	区が指定した避難所																									
4	内容	発災後、速やかに医療従事者が集まり、傷病者にトリアージを実施し、軽症者への治療及び重症者や中等症者の搬送に対応する。	避難所に設置又は医療従事者の巡回により傷病者への治療、慢性疾患、災害関連死予防、感染症対策等に対応する。																									
5	開設基準	世田谷区に震度 6 弱以上の地震が発生したときは、全ての緊急医療救護所を開設する。震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したときは、被災状況、災害拠点病院等の傷病者対応状況に応じて、各病院の災害対策本部と協議の上、開設する。	緊急医療救護所が縮小又は閉鎖され、かつ、被災状況等により、医療救護の必要を認めたときは、避難所救護所の開設判断を行い、開設する。																									

章	頁	修正前	頁	修正後														
				6	閉鎖基準	発災後3日目を目途に各病院の災害対策本部と協議の上、閉鎖の可否を判断する。 ライフライン等がほぼ復旧し、地域の医療機関や薬局等がおおむね再開している状況であるときは、避難所に関わる医療関係者と協議の上、閉鎖の可否を判断する。												
7	268	2 医薬品・医療資器材の確保 医薬品や医療資器材の確保に向けて、東京都、薬剤師会及び卸売販売業者と連携した供給体制を強化する。	220	2 医薬品・医療資器材の確保 医薬品等が不足した場合に備え、東京都、薬剤師会、災害拠点病院、災害拠点連携病院及び卸売販売業者との連携強化を図り、医薬品等の備蓄・供給体制を強化する。														
7	269	第4節 到達目標 1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化 区は、医療救護本部を設置し、区災害医療コーディネーターを中心に、区内病院、二次保健医療圏（東京都地域災害医療コーディネーター）等と連携して、区内の人的被害及び医療機関の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関と迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を強化する。 2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化 医薬品や医療資器材の確保に向けて、東京都、薬剤師会及び卸売販売業者と連携した供給体制を強化する。 3 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化 震災時における遺体の検視・検案等に関しては、速やかな検視・検案等に資するため、関係機関と連携し、検案医等の体制や情報連絡体制を確保する。 また、震災時における広域火葬に関しては、速やかに火葬を行う体制の充実・強化を図り、民間事業者や他自治体との連携や協力体制を確保する。	－	削除 ※「第4節 到達目標」は、修正後は「第2節 対策の方向性」に統合している。														
7	270	第5節 具体的な取組み 第1 予防対策 1 初動医療体制等の整備 1－1 情報連絡体制等の確保 広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、基盤整備を強化し、災害時医療体制の充実を図る。 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対医療衛生部</td><td> ○ 医療救護本部における情報収集内容の整理 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡体制等の整理 ○ 緊急医療救護所の連絡体制の整理 ○ 医療救護所の連絡体制の整理 ○ 医療機関の被災状況等の把握方法の整理 </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛生部	○ 医療救護本部における情報収集内容の整理 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡体制等の整理 ○ 緊急医療救護所の連絡体制の整理 ○ 医療救護所の連絡体制の整理 ○ 医療機関の被災状況等の把握方法の整理	221	第3節 具体的な取組み 第1 予防対策 1 初動医療体制等の整備 1－1 情報連絡体制等の確保 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対医療衛生部</td><td> ○ 医療救護本部における情報収集内容の整理 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡体制等の整理 ○ 緊急医療救護所の連絡体制の整理 ○ 避難所救護所の連絡体制の整理 ○ 医療機関の被災状況等の把握方法の整理 ○ 医療関係団体、病院等の緊急連絡先の作成 ○ デジタル MCA 無線、地域 BWA 通信機器等の通信訓練の実施 </td></tr></table>			機関名		対策内容	区	◎災対医療衛生部	○ 医療救護本部における情報収集内容の整理 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡体制等の整理 ○ 緊急医療救護所の連絡体制の整理 ○ 避難所救護所の連絡体制の整理 ○ 医療機関の被災状況等の把握方法の整理 ○ 医療関係団体、病院等の緊急連絡先の作成 ○ デジタル MCA 無線、地域 BWA 通信機器等の通信訓練の実施
機関名		対策内容																
区	◎災対医療衛生部	○ 医療救護本部における情報収集内容の整理 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡体制等の整理 ○ 緊急医療救護所の連絡体制の整理 ○ 医療救護所の連絡体制の整理 ○ 医療機関の被災状況等の把握方法の整理																
機関名		対策内容																
区	◎災対医療衛生部	○ 医療救護本部における情報収集内容の整理 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡体制等の整理 ○ 緊急医療救護所の連絡体制の整理 ○ 避難所救護所の連絡体制の整理 ○ 医療機関の被災状況等の把握方法の整理 ○ 医療関係団体、病院等の緊急連絡先の作成 ○ デジタル MCA 無線、地域 BWA 通信機器等の通信訓練の実施																

章	頁	修正前	頁	修正後																		
		<table><tr><td></td><td></td><td>○ 医療関係団体、病院等の緊急連絡先の作成 ○ デジタルMC A無線等の通信訓練の実施</td></tr><tr><td></td><td>◎災対統括部</td><td>○ 防災行政無線等の整備 ○ 通信訓練等の実施</td></tr><tr><td></td><td>都福祉保健局</td><td>○ 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 ○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立</td></tr><tr><td></td><td>都病院経営本部</td><td>都福祉保健局及び関係機関との連絡体制を確立</td></tr></table>			○ 医療関係団体、病院等の緊急連絡先の作成 ○ デジタルMC A無線等の通信訓練の実施		◎災対統括部	○ 防災行政無線等の整備 ○ 通信訓練等の実施		都福祉保健局	○ 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 ○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立		都病院経営本部	都福祉保健局及び関係機関との連絡体制を確立		<table><tr><td></td><td>◎災対統括部</td><td>○ 防災行政無線等の整備 ○ 通信訓練等の実施</td></tr><tr><td></td><td>都保健医療局</td><td>○ 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 ○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立</td></tr></table>		◎災対統括部	○ 防災行政無線等の整備 ○ 通信訓練等の実施		都保健医療局	○ 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 ○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立
		○ 医療関係団体、病院等の緊急連絡先の作成 ○ デジタルMC A無線等の通信訓練の実施																				
	◎災対統括部	○ 防災行政無線等の整備 ○ 通信訓練等の実施																				
	都福祉保健局	○ 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 ○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立																				
	都病院経営本部	都福祉保健局及び関係機関との連絡体制を確立																				
	◎災対統括部	○ 防災行政無線等の整備 ○ 通信訓練等の実施																				
	都保健医療局	○ 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 ○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立																				
7	270 ～ 271	（２）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対医療衛生部 ○ 区は、医療救護活動の統括・調整を行う医療救護本部に必要な情報収集内容について、整理を行う。 ○ 区は、東京都地域災害医療コーディネーターと連携し、連絡体制等の整理を行う。 ○ 区は、医療救護本部と緊急医療救護所との連絡のためデジタル MCA 無線、地域 BWA 通信機器の操作訓練を行う。 ○ 区は、医療救護本部と避難所救護所との連絡体制について、整理を行う。 ○ 区は、医療機関の被災状況等の把握方法について、EMIS（広域災害救急医療情報システム）を活用するため、病院等に地域 BWA 通信機器等を配備する。 ○ 区は、医療関係団体、病院等の緊急連絡先をまとめる。 【実施主体】区災対統括部、区災対医療衛生部 ○ 区は、災害拠点連携病院等と区との情報連絡体制を構築するため、防災行政無線や地域 BWA 通信機器等の整備を推進するとともに、通信訓練等を実施する。 【実施主体】都 ア 都全域の情報連絡体制 ○ 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、東京都災害時小児周産期リエゾン、東京都災害薬事コーディネーター、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び区市町村などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。 イ 各二次保健医療圏の情報連絡体制 ○ 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療連携会議を開催し、東京 DMAT や地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。	221	（２）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対医療衛生部 ○ 区は、医療救護活動の統括・調整を行う医療救護本部に必要な情報収集内容について、整理を行う。 ○ 区は、東京都地域災害医療コーディネーターと連携し、連絡体制等の整理を行う。 区は、医療救護本部と緊急医療救護所との連絡○体制について、整理を行う。 区は、医療救護本部と医療救護所との連絡体制について、整理を行う。 ○ 区は、医療機関の被災状況等の把握方法について、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の活用と併せて、病院等と調整を行う。 ○ 区は、医療関係団体、病院等の緊急連絡先をまとめる。 【実施主体】区災対統括部、区災対医療衛生部 ○ 区は、災害拠点連携病院等と区との情報連絡体制を構築するため、防災行政無線等の整備を推進するとともに、通信訓練等を実施する。 【実施主体】都 ア 都全域の情報連絡体制 ○ 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び区市町村などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。 イ 各二次保健医療圏の情報連絡体制 ○ 都は、東京都地域災害医療コーディネーターが、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療連携会議を開催し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心として、圏域内の医療資源の把握や医療機関及び行政機関等との連携など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討する。																		
7	272	1－2 医療救護活動等の確保	222	1－2 医療救護活動等の確保																		

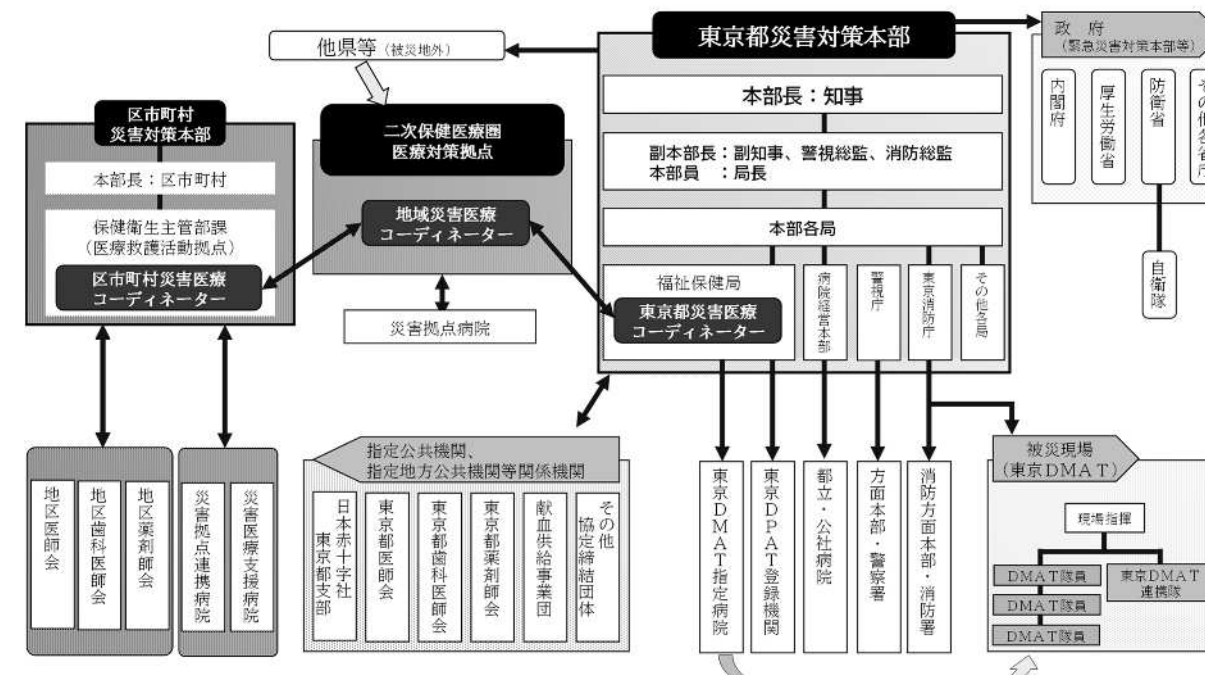
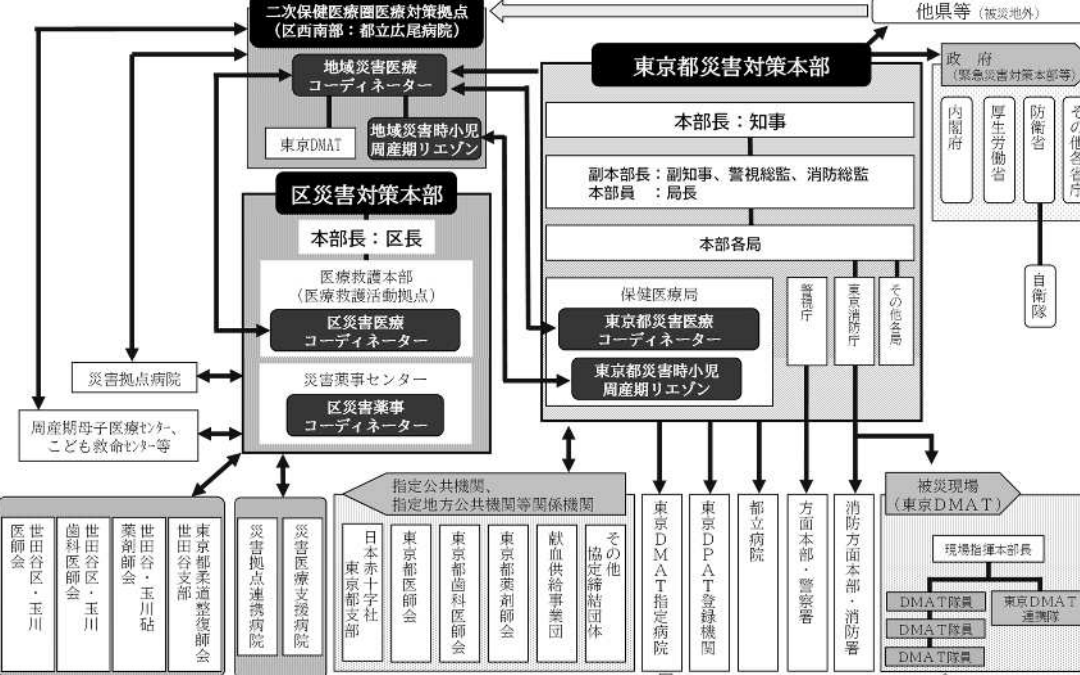
章	頁	修正前	頁	修正後																																
		（１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎ 災 対 医 療 衛 生 部</td><td>○ 医療救護本部の設置、運営内容の整理 ○ 区災害医療コーディネーターの選任 ○ 区災害薬事コーディネーターの選任 ○ 緊急医療救護所の設置、運営内容の整理 ○ 緊急医療救護班等の名簿の作成 ○ 医療救護所の設置、運営内容の整理 ○ 医療救護班等の名簿の作成 ○ 災害医療運営連絡会の運営</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 医療救護所の設置場所の確保、運営体制の整備</td></tr><tr><td>東京消防庁</td><td>○ 東京 DMAT 連携隊を編成し東京 DMAT と連携 ○ 都福祉保健局等とともに、東京 DMAT と連携した救出救助活動の訓練を実施</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉保健局</td><td>○ 東京 DMAT 及び東京 DPAT 隊員を養成 ○ 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 ○ 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練等を実施 ○ 病院や薬局等医療機関の BCP（事業継続計画）策定を支援 ○ DHEAT 構成員の養成 ○ 応援保健医療活動チームの受入体制の整備○</td></tr><tr><td colspan="2">都病院経営本部</td><td>○ 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京 DMAT を整備 ○ 都立・公社病院（※）の医療救護班を整備 ○ 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター）・公社病院（豊島病院）に東京 DPAT を整備 ○ 医療機能を継続するため、都立病院の BCP（事業継続計画）を策定</td></tr></table> ※ 公社：公益財団法人東京都保健医療公社	機関名		対策内容	区	◎ 災 対 医 療 衛 生 部	○ 医療救護本部の設置、運営内容の整理 ○ 区災害医療コーディネーターの選任 ○ 区災害薬事コーディネーターの選任 ○ 緊急医療救護所の設置、運営内容の整理 ○ 緊急医療救護班等の名簿の作成 ○ 医療救護所 の設置、運営内容の整理 ○ 医療救護 班等の名簿の作成 ○ 災害医療運営連絡会の運営	災対地域本部	○ 医療救護所 の設置場所の確保、運営体制の整備	東京消防庁	○ 東京 DMAT 連携隊を編成し東京 DMAT と連携 ○ 都福祉保健局 等とともに、東京 DMAT と連携した救出救助活動の訓練を実施	都福祉保健局		○ 東京 DMAT 及び東京 DPAT 隊員を養成 ○ 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 ○ 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練等を実施 ○ 病院や薬局等医療機関の BCP（事業継続計画） 策定を支援 ○ DHEAT 構成員の養成 ○ 応援保健医療活動チームの受入体制の整備○	都病院経営本部		○ 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京 DMAT を整備 ○ 都立・公社病院（※） の医療救護班を整備 ○ 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター）・ 公社病院（豊島病院） に東京 DPAT を整備 ○ 医療機能を継続するため、都立病院の BCP（事業継続計画） を策定		（１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎ 災 対 医 療 衛 生 部</td><td>○ 医療救護本部の設置、運営内容の整理 ○ 区災害医療コーディネーターの選任 ○ 区災害薬事コーディネーターの選任 ○ 緊急医療救護所の設置、運営内容の整理 ○ 緊急医療救護班等の名簿の作成 ○ 避難所救護所の設置、運営内容の整理 ○ 避難所救護班等の名簿の作成 ○ 災害医療運営連絡会の運営 ○ 保健医療福祉総合プラザ内の関係機関相互の連携体制、医療救護本部等への支援体制の構築</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 避難所救護所の設置場所の確保、運営体制の整備</td></tr><tr><td>東京消防庁</td><td>○ 東京 DMAT 連携隊を編成し東京 DMAT と連携 ○ 都保健医療局等とともに、東京 DMAT と連携した救出救助活動の訓練を実施</td></tr><tr><td colspan="2">都保健医療局、都福祉局</td><td>○ 東京 DMAT 及び東京 DPAT 隊員を養成 ○ 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 ○ 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練等を実施 ○ 病院や薬局等医療機関の事業継続計画策定を支援 ○ DHEAT 構成員の養成 ○ 応援保健医療活動チームの受入体制の整備 ○ 東京都立病院機構との調整</td></tr><tr><td colspan="2">東京都立病院機構</td><td>○ 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京 DMAT を整備 ○ 都立病院の医療救護班を整備 ○ 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター・豊島病院）に東京 DPAT を整備 ○ 医療機能を継続するため、都立病院の事業継続計画を策定</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎ 災 対 医 療 衛 生 部	○ 医療救護本部の設置、運営内容の整理 ○ 区災害医療コーディネーターの選任 ○ 区災害薬事コーディネーターの選任 ○ 緊急医療救護所の設置、運営内容の整理 ○ 緊急医療救護班等の名簿の作成 ○ 避難所救護所 の設置、運営内容の整理 ○ 避難所救護 班等の名簿の作成 ○ 災害医療運営連絡会の運営 ○ 保健医療福祉総合プラザ内の関係機関相互の連携体制、医療救護本部等への支援体制の構築	災対地域本部	○ 避難所救護所 の設置場所の確保、運営体制の整備	東京消防庁	○ 東京 DMAT 連携隊を編成し東京 DMAT と連携 ○ 都保健医療局 等とともに、東京 DMAT と連携した救出救助活動の訓練を実施	都保健医療局、都福祉局		○ 東京 DMAT 及び東京 DPAT 隊員を養成 ○ 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 ○ 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練等を実施 ○ 病院や薬局等医療機関の事業継続計画策定を支援 ○ DHEAT 構成員の養成 ○ 応援保健医療活動チームの受入体制の整備 ○ 東京都立病院機構との調整	東京都立病院機構		○ 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京 DMAT を整備 ○ 都立病院 の医療救護班を整備 ○ 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター・ 豊島病院 ）に東京 DPAT を整備 ○ 医療機能を継続するため、都立病院の事業継続計画を策定
機関名		対策内容																																		
区	◎ 災 対 医 療 衛 生 部	○ 医療救護本部の設置、運営内容の整理 ○ 区災害医療コーディネーターの選任 ○ 区災害薬事コーディネーターの選任 ○ 緊急医療救護所の設置、運営内容の整理 ○ 緊急医療救護班等の名簿の作成 ○ 医療救護所 の設置、運営内容の整理 ○ 医療救護 班等の名簿の作成 ○ 災害医療運営連絡会の運営																																		
	災対地域本部	○ 医療救護所 の設置場所の確保、運営体制の整備																																		
	東京消防庁	○ 東京 DMAT 連携隊を編成し東京 DMAT と連携 ○ 都福祉保健局 等とともに、東京 DMAT と連携した救出救助活動の訓練を実施																																		
都福祉保健局		○ 東京 DMAT 及び東京 DPAT 隊員を養成 ○ 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 ○ 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練等を実施 ○ 病院や薬局等医療機関の BCP（事業継続計画） 策定を支援 ○ DHEAT 構成員の養成 ○ 応援保健医療活動チームの受入体制の整備○																																		
都病院経営本部		○ 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京 DMAT を整備 ○ 都立・公社病院（※） の医療救護班を整備 ○ 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター）・ 公社病院（豊島病院） に東京 DPAT を整備 ○ 医療機能を継続するため、都立病院の BCP（事業継続計画） を策定																																		
機関名		対策内容																																		
区	◎ 災 対 医 療 衛 生 部	○ 医療救護本部の設置、運営内容の整理 ○ 区災害医療コーディネーターの選任 ○ 区災害薬事コーディネーターの選任 ○ 緊急医療救護所の設置、運営内容の整理 ○ 緊急医療救護班等の名簿の作成 ○ 避難所救護所 の設置、運営内容の整理 ○ 避難所救護 班等の名簿の作成 ○ 災害医療運営連絡会の運営 ○ 保健医療福祉総合プラザ内の関係機関相互の連携体制、医療救護本部等への支援体制の構築																																		
	災対地域本部	○ 避難所救護所 の設置場所の確保、運営体制の整備																																		
	東京消防庁	○ 東京 DMAT 連携隊を編成し東京 DMAT と連携 ○ 都保健医療局 等とともに、東京 DMAT と連携した救出救助活動の訓練を実施																																		
都保健医療局、都福祉局		○ 東京 DMAT 及び東京 DPAT 隊員を養成 ○ 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 ○ 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練等を実施 ○ 病院や薬局等医療機関の事業継続計画策定を支援 ○ DHEAT 構成員の養成 ○ 応援保健医療活動チームの受入体制の整備 ○ 東京都立病院機構との調整																																		
東京都立病院機構		○ 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京 DMAT を整備 ○ 都立病院 の医療救護班を整備 ○ 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター・ 豊島病院 ）に東京 DPAT を整備 ○ 医療機能を継続するため、都立病院の事業継続計画を策定																																		
7	272	（２）詳細な取組み内容 ① 医療救護本部の整備 新設	223	（２）詳細な取組み内容 ① 医療救護本部の整備 ○ 区は、医療救護本部の設置時の初動対応、活動場所の確保等を確実かつ迅速に実施するため、保健医療福祉総合プラザ内の関係機関（区、世田谷区保健センター等）の役割分担を明確化した連携協定を締結するなど、相互の連携体制を調整していくとともに、医療救護本部の運営等への支援体制について検討する。																																
7	272	（２）詳細な取組み内容 ② 緊急医療救護所、医療救護所の整備 【実施主体】区災対医療衛生部、区災対地域本部 ○ 区は、緊急医療救護所の設置、運営内容について、医療関係団体、病院等と課題の整理を行っている。 ○ 区は、医療関係団体の協力を得て、緊急医療救護班等の名簿を作成している。	223	（２）詳細な取組み内容 ② 緊急医療救護所、避難所救護所の整備 【実施主体】区災対医療衛生部、区災対地域本部 ○ 区は、緊急医療救護所及び避難所救護所の設置、運営内容について、医療関係団体、病院等と訓練を行い、課題の整理を行っている。 ○ 区は、医療関係団体の協力を得て、緊急医療救護班、避難所救護班等の名簿を作成するととも																																

章	頁	修正前	頁	修正後																																						
		○ 区は、医療救護所の設置、運営内容について、医療関係団体、病院等と課題の整理を行っている。 ○ 区は、医療関係団体の協力を得て、医療救護班等の名簿を作成している。		に、災害時医療救護活動従事者証を事前に交付する。 ○ 区は、避難所救護所を開設する場合は、区からの派遣要請に基づいて医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会が、避難所救護班等の名簿登載者に参集の連絡を行うが、電話やインターネット等通信の不通により連絡がとれない場合を想定し、人員体制等を検討していく。																																						
7	273	④ 東京都の活動 【実施主体】都福祉保健局 ア 東京 DMAT の確保・養成 ○ 都は、平成 16 年に発足させた東京 DMAT を擁する東京 DMAT 指定病院 25 病院の機能を確保できるように、隊員養成を行う。	223	④ 東京都の活動 【実施主体】都保健医療局、都福祉局 ア 東京 DMAT の確保・養成 ○ 都は、平成 16 年に発足させた東京 DMAT を擁する東京 DMAT 指定病院 27 病院の機能を確保できるように、隊員養成を行う。																																						
7	273 ～ 274	エ 医療機関等の機能維持に向けた取組み ○ 都福祉保健局は、医療機関等が BCP（事業継続計画）を策定できるように、支援する。 ○ 病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめ BCP（事業継続計画）を策定するとともに、訓練等を定期的に実施する。 オ DHEAT 構成員の養成・確保 ○ 都は、DHEAT 構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための研修等を実施する。 カ 応援保健医療活動チームの受入れ体制の整備 ○ 都福祉保健局は、都外から参集する応援保健医療活動チームを速やかに受け入れ、迅速な医療救護活動に繋げるために、受入れ体制を整備する。	224	エ 医療機関等の機能維持に向けた取組み ○ 都保健医療局は、医療機関等が事業継続計画を策定できるように、支援する。 ○ 病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめ事業継続計画を策定するとともに、訓練等を定期的に実施する。 オ DHEAT 構成員の養成・確保 ○ 都は、DHEAT 構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るため、国の実施する研修に加え、都独自の研修を実施する。 カ 応援保健医療活動チームの受入れ体制の整備 ○ 都保健医療局は、都外から参集する応援保健医療活動チームを速やかに受け入れ、迅速な医療救護活動に繋げるために、受入れ体制を整備する。																																						
7	274	1－3 負傷者等の搬送体制の確保 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対医療衛生部</td><td>○ 緊急医療救護所における傷病者の搬送体制の構築</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 負傷者の搬送方法の整備 ○ 医療救護所における傷病者の搬送体制の構築</td></tr><tr><td>災対物資管理部</td><td>○ 負傷者の搬送方法の検討 ○ 緊急医療救護所及び医療救護所における傷病者の搬送体制の構築</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁</td><td>○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 救出救助活動拠点等を選定し確保</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉保健局</td><td>○ 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ○ 被災地域外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保 ○ 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛生部	○ 緊急医療救護所における傷病者の搬送体制の構築	災対地域本部	○ 負傷者の搬送方法の整備 ○ 医療救護所 における傷病者の搬送体制の構築	災対物資管理部	○ 負傷者の搬送方法の検討 ○ 緊急医療救護所及び 医療救護所 における傷病者の搬送体制の構築	東京消防庁		○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結	都総務局		○ 救出救助活動拠点等を選定し確保	都福祉保健局		○ 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ○ 被災地域外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保 ○ 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保	224	1－3 負傷者等の搬送体制の確保 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対医療衛生部</td><td>○ 緊急医療救護所における傷病者の搬送体制の構築</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 負傷者の搬送方法の整備 ○ 避難所救護所における傷病者の搬送体制の構築</td></tr><tr><td>災対物資管理部</td><td>○ 負傷者の搬送方法の検討 ○ 緊急医療救護所及び避難所救護所における傷病者の搬送体制の構築</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁</td><td>○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 救出救助活動拠点等を選定し確保</td></tr><tr><td colspan="2">都保健医療局</td><td>○ 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ○ 東京都ドクターヘリによる搬送体制の整備 ○ 被災地域外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保 ○ 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛生部	○ 緊急医療救護所における傷病者の搬送体制の構築	災対地域本部	○ 負傷者の搬送方法の整備 ○ 避難所救護所 における傷病者の搬送体制の構築	災対物資管理部	○ 負傷者の搬送方法の検討 ○ 緊急医療救護所及び 避難所救護所 における傷病者の搬送体制の構築	東京消防庁		○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結	都総務局		○ 救出救助活動拠点等を選定し確保	都保健医療局		○ 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ○ 東京都ドクターヘリによる搬送体制の整備 ○ 被災地域外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保 ○ 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保
機関名		対策内容																																								
区	◎災対医療衛生部	○ 緊急医療救護所における傷病者の搬送体制の構築																																								
	災対地域本部	○ 負傷者の搬送方法の整備 ○ 医療救護所 における傷病者の搬送体制の構築																																								
	災対物資管理部	○ 負傷者の搬送方法の検討 ○ 緊急医療救護所及び 医療救護所 における傷病者の搬送体制の構築																																								
東京消防庁		○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結																																								
都総務局		○ 救出救助活動拠点等を選定し確保																																								
都福祉保健局		○ 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ○ 被災地域外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保 ○ 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保																																								
機関名		対策内容																																								
区	◎災対医療衛生部	○ 緊急医療救護所における傷病者の搬送体制の構築																																								
	災対地域本部	○ 負傷者の搬送方法の整備 ○ 避難所救護所 における傷病者の搬送体制の構築																																								
	災対物資管理部	○ 負傷者の搬送方法の検討 ○ 緊急医療救護所及び 避難所救護所 における傷病者の搬送体制の構築																																								
東京消防庁		○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結																																								
都総務局		○ 救出救助活動拠点等を選定し確保																																								
都保健医療局		○ 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ○ 東京都ドクターヘリによる搬送体制の整備 ○ 被災地域外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保 ○ 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保																																								
7	274 ～ 275	（2）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対地域本部、東京消防庁、都総務局、都福祉保健局 ○ 区及び都は、車両等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。	225	（2）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対地域本部、東京消防庁、都総務局、都保健医療局 ○ 区及び都は、車両等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、さらに搬送手段の拡充を図る。																																						

章	頁	修正前	頁	修正後																																
		【実施主体】都総務局 ○ 自衛隊、警察災害派遣部隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを、国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。 【実施主体】都総務局、都福祉保健局 ○ 自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所や、艦船が接岸できる場所について、あらかじめ候補地を選定する。 【実施主体】都福祉保健局 ○ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営について、体制を整備する。 ○ 応援保健医療活動チームの参集・待機場所について調整・確保する。		【実施主体】都総務局 ○ 自衛隊、警察災害派遣部隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを、国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。 【実施主体】都総務局、都保健医療局 ○ 自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所や、艦船が接岸できる場所について、あらかじめ候補地を選定する。 【実施主体】都保健医療局 ○ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営について、体制を整備する。 ○ 応援保健医療活動チームの参集・待機場所について調整・確保する。																																
7	275	1－4 防疫体制の整備 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">都福祉保健局</td><td>○</td><td>薬品等の受入・調達計画を策定</td></tr><tr><td>○</td><td>防疫に関して周知するためのリーフレットを作成</td></tr><tr><td>○</td><td>区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備</td></tr></table>	機関名		対策内容	都福祉保健局	○	薬品等の受入・調達計画を策定	○	防疫に関して周知するためのリーフレットを作成	○	区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備	225	1－4 防疫体制の整備 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">都保健医療局</td><td>○</td><td>薬品等の受入・調達計画を策定</td></tr><tr><td>○</td><td>防疫に関して周知するためのリーフレットを作成</td></tr><tr><td>○</td><td>区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備</td></tr></table>	機関名		対策内容	都保健医療局	○	薬品等の受入・調達計画を策定	○	防疫に関して周知するためのリーフレットを作成	○	区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備												
機関名		対策内容																																		
都福祉保健局	○	薬品等の受入・調達計画を策定																																		
	○	防疫に関して周知するためのリーフレットを作成																																		
	○	区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備																																		
機関名		対策内容																																		
都保健医療局	○	薬品等の受入・調達計画を策定																																		
	○	防疫に関して周知するためのリーフレットを作成																																		
	○	区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備																																		
7	275	（2）詳細な取組み内容 【実施主体】都福祉保健局 ○ 避難所における飲料水の安全を確保するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄する。	225	（2）詳細な取組み内容 【実施主体】都保健医療局 ○ 避難所における飲料水の安全を確保するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄する。																																
7	276	2 医薬品・医療資器材の確保 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対医療衛生部</td><td>○ 災害薬事センターの設置・運営の整理</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 避難所に備蓄された医薬品等の管理</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 緊急医療救護所及び避難所救護所に配備された医薬品等の管理</td></tr><tr><td colspan="2">薬剤師会</td><td>○ 災害時の情報連絡体制を整備 ○ 薬剤師班の編成体制等を整備</td></tr><tr><td colspan="2">都保健医療局</td><td>○ 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保 ○ 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議 ○ 東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）や医療資器材等を配備</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛生部	○ 災害薬事センターの設置・運営の整理	災対地域本部	○ 避難所に備蓄された医薬品等の管理	災対統括部	○ 緊急医療救護所及び 避難所救護所 に配備された医薬品等の管理	薬剤師会		○ 災害時の情報連絡体制を整備 ○ 薬剤師班の編成体制等を整備	都保健医療局		○ 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保 ○ 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議 ○ 東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）や医療資器材等を配備	226	2 医薬品・医療資器材の確保 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対医療衛生部</td><td>○ 災害薬事センターの設置・運営の整理</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 避難所に備蓄された医薬品等の管理</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 緊急医療救護所及び医療救護所に配備された医薬品等の管理</td></tr><tr><td colspan="2">薬剤師会</td><td>○ 災害時の情報連絡体制を整備 ○ 薬剤師班の編成体制等を整備</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉保健局</td><td>○ 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保 ○ 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議 ○ 東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）や医療資器材等を配備</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛生部	○ 災害薬事センターの設置・運営の整理	災対地域本部	○ 避難所に備蓄された医薬品等の管理	災対統括部	○ 緊急医療救護所及び 医療救護所 に配備された医薬品等の管理	薬剤師会		○ 災害時の情報連絡体制を整備 ○ 薬剤師班の編成体制等を整備	都福祉保健局		○ 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保 ○ 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議 ○ 東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）や医療資器材等を配備
機関名		対策内容																																		
区	◎災対医療衛生部	○ 災害薬事センターの設置・運営の整理																																		
	災対地域本部	○ 避難所に備蓄された医薬品等の管理																																		
	災対統括部	○ 緊急医療救護所及び 避難所救護所 に配備された医薬品等の管理																																		
薬剤師会		○ 災害時の情報連絡体制を整備 ○ 薬剤師班の編成体制等を整備																																		
都保健医療局		○ 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保 ○ 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議 ○ 東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）や医療資器材等を配備																																		
機関名		対策内容																																		
区	◎災対医療衛生部	○ 災害薬事センターの設置・運営の整理																																		
	災対地域本部	○ 避難所に備蓄された医薬品等の管理																																		
	災対統括部	○ 緊急医療救護所及び 医療救護所 に配備された医薬品等の管理																																		
薬剤師会		○ 災害時の情報連絡体制を整備 ○ 薬剤師班の編成体制等を整備																																		
都福祉保健局		○ 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保 ○ 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議 ○ 東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）や医療資器材等を配備																																		

章	頁	修正前	頁	修正後																
7	276	（２）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対医療衛生部、区災対統括部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等 ○ 薬剤師会等と災害時の協力協定を締結するなど、関係機関との連携・協力体制を整備しておく。 ○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等と協議の上、緊急医療救護所、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄している。備蓄量は発災から３日間で必要な量を目安とする。 ○ 災害薬事センターの設置場所は、保健医療福祉総合プラザ（保健医療福祉の拠点「うめとぴあ内」）とする。区は、運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等、災害薬事センターにおける具体的な活動内容等について、薬剤師会及び医薬品卸売販売業者と協議しておく。なお、卸売販売業者は、原則として、緊急医療救護所及び医療救護所で使用する医薬品は直接、各緊急医療救護所及び各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品するものとする。 ○ 区は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。 【実施主体】災害拠点病院等 ○ 災害拠点病院等は、３日分程度の医薬品等を備蓄する。 ○ 災害拠点精神科病院は、医薬品等を備蓄する。 ○ 災害拠点病院、災害拠点連携病院等は、災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画（BCP）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。	226	（２）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対医療衛生部、区災対統括部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等 ○ 薬剤師会等と災害時の協力協定を締結するなど、関係機関との連携・協力体制を整備しておく。 ○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等と協議の上、緊急医療救護所、避難所救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄している。備蓄量は発災から３日間で必要な量を目安とする。 ○ 災害薬事センターの設置場所は、保健医療福祉総合プラザとする。区は、運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等、災害薬事センターにおける具体的な活動内容等について、薬剤師会及び医薬品卸売販売業者と協議しておく。なお、卸売販売業者は、原則として、緊急医療救護所及び避難所救護所で使用する医薬品は直接、各緊急医療救護所及び各避難所救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品するものとする。 ○ 区は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。 【実施主体】災害拠点病院等 ○ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院は、３日分程度の医薬品等を備蓄する。 ○ 災害拠点精神科病院は、医薬品等を備蓄する。 ○ 災害拠点精神科連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。																
7	277 ～ 278	【実施主体】都保健福祉局 〔医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針〕 ア 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。 イ 必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。 ウ 都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる（都に事前連絡が必要）。 エ 都は発災後、医薬品集積センターを設置し、イ及びウによって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で区市町村の災害薬事センターへ提供する。 （東京都地域防災計画震災編より）	227	【実施主体】都保健医療局 〔医薬品等の支援物資を受け入れる際の基本方針〕 ア 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。 イ 必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。 ウ 都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる（都に事前連絡が必要）。 エ 都は発災後、医薬品集積センターを設置し、イ及びウによって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で区市町村の災害薬事センターへ提供する。 *東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）																
7	278	3 遺体の取扱い （１）対策内容と役割分担 行方不明者や死亡者の搜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、区及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対土木部</td><td>○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する等の情報収集 ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項</td></tr></table> <td>228</td> <td> 3 遺体の取扱い （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対土木部</td><td>○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する等の情報収集 ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○ 遺体収容所は、死者の尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・</td></tr></table></td>	機関名		対策内容	区	◎災対土木部	○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項	災対地域本部	○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する等の情報収集 ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項	228	3 遺体の取扱い （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対土木部</td><td>○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する等の情報収集 ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○ 遺体収容所は、死者の尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対土木部	○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項	災対地域本部	○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する等の情報収集 ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○ 遺体収容所は、死者の尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・
機関名		対策内容																		
区	◎災対土木部	○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項																		
	災対地域本部	○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する等の情報収集 ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項																		
機関名		対策内容																		
区	◎災対土木部	○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項																		
	災対地域本部	○ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する等の情報収集 ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○ 遺体収容所は、死者の尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・																		

章	頁	修正前		頁	修正後																																											
			○ 遺体収容所は、死者の尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 ・ 屋内施設 ・ 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設 ・ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設 ・ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設 なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。			公表するよう努める。 ・ 屋内施設 ・ 避難所や避難所救護所など他の用途と競合しない施設 ・ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設 ・ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設 なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。																																										
		都福祉保健局	○ 区市町村が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ○ 都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築○		都保健医療局	○ 区市町村が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ○ 都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 ○ 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築 ○ 火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化																																										
7	279	第2 応急対策		229	第2 応急対策																																											
		【医療救護活動におけるフェーズ区分】 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>想定される状況</th></tr><tr><td>0</td><td>発災直後 （発災～6時間）</td><td>建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況</td></tr><tr><td>1</td><td>超急性期 （6～72時間）</td><td>救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況</td></tr><tr><td>2</td><td>急性期 （72時間～1週間程度）</td><td>被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況</td></tr><tr><td>3</td><td>亜急性期 （1週間～1か月程度）</td><td>地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況</td></tr><tr><td>4</td><td>慢性期 （1～3か月程度）</td><td>避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況</td></tr><tr><td>5</td><td>中長期 （3か月以降）</td><td>医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況</td></tr></table>		区分		想定される状況	0	発災直後 （発災～6時間）	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	1	超急性期 （6～72時間）	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況	2	急性期 （72時間～1週間程度）	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	3	亜急性期 （1週間～1か月程度）	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況	4	慢性期 （1～3か月程度）	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	5	中長期 （3か月以降）	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況		【医療救護活動におけるフェーズ区分】 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>想定される状況</th></tr><tr><td>0</td><td>発災直後 （発災～6時間）</td><td>建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況</td></tr><tr><td>1</td><td>超急性期 （6～72時間）</td><td>救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況</td></tr><tr><td>2</td><td>急性期 （72時間～1週間程度）</td><td>緊急医療救護所がほぼ閉鎖され、地域内の診療所等による医療提供が再開し始めるとともに、被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況</td></tr><tr><td>3</td><td>亜急性期 （1週間～1か月程度）</td><td>地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況</td></tr><tr><td>4</td><td>慢性期 （1～3か月程度）</td><td>避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況</td></tr><tr><td>5</td><td>中長期 （3か月以降）</td><td>避難所救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況</td></tr></table>		区分		想定される状況	0	発災直後 （発災～6時間）	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	1	超急性期 （6～72時間）	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況	2	急性期 （72時間～1週間程度）	緊急医療救護所がほぼ閉鎖され、地域内の診療所等による医療提供が再開し始めるとともに、被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	3	亜急性期 （1週間～1か月程度）	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況	4	慢性期 （1～3か月程度）	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	5	中長期 （3か月以降）	避難所救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況
区分		想定される状況																																														
0	発災直後 （発災～6時間）	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況																																														
1	超急性期 （6～72時間）	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況																																														
2	急性期 （72時間～1週間程度）	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況																																														
3	亜急性期 （1週間～1か月程度）	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況																																														
4	慢性期 （1～3か月程度）	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況																																														
5	中長期 （3か月以降）	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況																																														
区分		想定される状況																																														
0	発災直後 （発災～6時間）	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況																																														
1	超急性期 （6～72時間）	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況																																														
2	急性期 （72時間～1週間程度）	緊急医療救護所がほぼ閉鎖され、地域内の診療所等による医療提供が再開し始めるとともに、被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況																																														
3	亜急性期 （1週間～1か月程度）	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況																																														
4	慢性期 （1～3か月程度）	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況																																														
5	中長期 （3か月以降）	避難所救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況																																														
7	281	1 初動医療体制		231	1 初動医療体制																																											
		都福祉保健局を保健医療調整本部として位置付け、関係各機関と協力し、以下本章における保健医療活動の総合調整を図る。			都保健医療局を保健医療福祉調整本部として位置付け、関係各機関と協力し、以下本章における保健医療活動の総合調整を図る。																																											
7	281	1－1 医療情報の収集伝達体制		231	1－1 医療情報の収集伝達体制																																											
		（1）対策内容と役割分担			（1）対策内容と役割分担																																											
		区は、医療機関の被害状況や活動状況の情報等について迅速かつ的確に把握する。																																														

章	頁		修正前	頁	修正後																												
			<table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対医療衛生部</td><td>○ 医師会及び区災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 地域住民に対する情報提供</td></tr><tr><td colspan="2">医師会 歯科医師会 薬剤師会等</td><td>○ 被害状況及び活動状況等を把握し、都及び区市町村へ報告</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉保健局</td><td>○ 区市町村、東京消防庁・消防署、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有 ○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛生部	○ 医師会及び区災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置	災対地域本部	○ 地域住民に対する情報提供	医師会 歯科医師会 薬剤師会等		○ 被害状況及び活動状況等を把握し、都及び区市町村へ報告	都福祉保健局		○ 区市町村、東京消防庁・消防署、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有 ○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報		<table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対医療衛生部</td><td>○ 医師会及び区災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点（<u>都立広尾病院</u>）に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 地域住民に対する情報提供</td></tr><tr><td colspan="2">医師会 歯科医師会 薬剤師会等</td><td>○ 被害状況及び活動状況等を把握し、都及び区市町村へ報告</td></tr><tr><td colspan="2">都保健医療局、都福祉局</td><td>○ 区市町村、東京消防庁・消防署、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、<u>東京 DMAT</u> や<u>地域災害時小児周産期リエゾン</u>の支援を受け、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有 ○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛生部	○ 医師会及び区災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点（ <u>都立広尾病院</u> ）に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置	災対地域本部	○ 地域住民に対する情報提供	医師会 歯科医師会 薬剤師会等		○ 被害状況及び活動状況等を把握し、都及び区市町村へ報告	都保健医療局、都福祉局		○ 区市町村、東京消防庁・消防署、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、 <u>東京 DMAT</u> や <u>地域災害時小児周産期リエゾン</u> の支援を受け、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有 ○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報
機関名		対策内容																															
区	◎災対医療衛生部	○ 医師会及び区災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置																															
	災対地域本部	○ 地域住民に対する情報提供																															
医師会 歯科医師会 薬剤師会等		○ 被害状況及び活動状況等を把握し、都及び区市町村へ報告																															
都福祉保健局		○ 区市町村、東京消防庁・消防署、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有 ○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報																															
機関名		対策内容																															
区	◎災対医療衛生部	○ 医師会及び区災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点（ <u>都立広尾病院</u> ）に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置																															
	災対地域本部	○ 地域住民に対する情報提供																															
医師会 歯科医師会 薬剤師会等		○ 被害状況及び活動状況等を把握し、都及び区市町村へ報告																															
都保健医療局、都福祉局		○ 区市町村、東京消防庁・消防署、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、 <u>東京 DMAT</u> や <u>地域災害時小児周産期リエゾン</u> の支援を受け、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有 ○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報																															
7	281	（２）業務手順 【発災直後の医療連携体制（イメージ）】 	231	（２）業務手順 【発災直後の医療連携体制（イメージ）】 																													
7	282	（３）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対医療衛生部、区災対地域本部 ○ 区は、医療救護本部を設置し、区災害医療コーディネーターを中心に医師会等の関係機関と連携して、区内の人的被害及び医療機関（病院、診療所、歯科診療所及び薬局等）の被災状況や活動状況	232	（３）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対医療衛生部、区災対地域本部 ○ 区は、医療救護本部を<u>保健医療福祉総合プラザ内</u>に設置し、区災害医療コーディネーターを中心に医師会等の関係機関と連携して、区内の人的被害及び医療機関（病院、診療所、歯科診療所及び薬																													

章	頁	修正前	頁	修正後																																								
		等を把握し、区災害医療コーディネーターが区西南部二次保健医療圏の医療対策拠点（都立広尾病院）の地域災害医療コーディネーターに報告する。 ○ 緊急医療救護所、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を区民に周知する。 ＊災害時医療救護活動マニュアル（都福祉保健局） ＊災害時歯科医療救護活動マニュアル（都福祉保健局） ＊災害時における薬剤師班活動マニュアル（都福祉保健局）		局等）の被災状況や活動状況等を把握し、区災害医療コーディネーターが区西南部二次保健医療圏の医療対策拠点（都立広尾病院）の東京都地域災害医療コーディネーターに報告する。 ○ 緊急医療救護所、避難所救護所の設置状況や医療機関の活動状況を区民に周知する。 ＊災害時医療救護活動マニュアル（都保健医療局） ＊災害時歯科医療救護活動マニュアル（都保健医療局） ＊災害時における薬剤師班活動マニュアル（都保健医療局）																																								
		【実施主体】都福祉保健局 ○ 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からのDMAT・DPAT・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。 ○ 二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に圏域内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を収集する。 ○ 収集した医療情報を区市町村等の関係機関に提供する。 ○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。		【実施主体】都保健医療局、都福祉局 ○ 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からのDMAT・DPAT・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。 ○ 二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に圏域内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を収集する。 ○ 収集した医療情報を区市町村等の関係機関に提供する。 ○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。																																								
		【実施主体】都福祉保健局、都病院経営本部 ○ 防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用して、医療機関から情報収集を行う。		【実施主体】都保健医療局、東京都立病院機構 ○ 防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用して、医療機関から情報収集を行う。																																								
7	283 ～ 284	1－2 初動期の医療救護活動 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対医療衛生部</td><td>○ 医療救護本部において、区災害医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーターの助言を受け、医療救護活動の統括・調整を行う。 ○ 緊急医療救護班等により緊急医療救護所を設置・運営する。 ○ 災対地域本部により医療救護所が設置され次第、医療救護班等により運営を開始する。 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。○</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>災害時における医療救護を応急に開設 ○ 避難所等に医療救護所を設置 ○ 避難所等において定点・巡回して活動を実施</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 ○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施</td></tr><tr><td colspan="2">医師会</td><td>○ 区との協定に基づき、緊急医療救護班、医療救護班を派遣する。</td></tr><tr><td colspan="2">歯科医師会</td><td>○ 区との協定に基づき、緊急歯科医療救護班、歯科医療救護班を派遣する。</td></tr><tr><td colspan="2">薬剤師会</td><td>○ 区との協定に基づき、緊急薬剤師班、薬剤師班を派遣する</td></tr><tr><td colspan="2">柔道整復師会</td><td>○ 区との協定に基づき、緊急柔道整復師班、柔道整復師班を派遣する。</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛生部	○ 医療救護本部において、区災害医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーターの助言を受け、医療救護活動の統括・調整を行う。 ○ 緊急医療救護班等により緊急医療救護所を設置・運営する。 ○ 災対地域本部により 医療救護 所が設置され次第、 医療救護 班等により運営を開始する。 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。○	災対地域本部	災害時における医療救護を応急に開設 ○ 避難所等に医療救護所を設置 ○ 避難所等において定点・巡回して活動を実施	東京消防庁・消防署		○ 都福祉保健局 と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 ○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施	医師会		○ 区との協定に基づき、緊急医療救護班、 医療救護 班を派遣する。	歯科医師会		○ 区との協定に基づき、緊急歯科医療救護班、歯科 医療救護 班を派遣する。	薬剤師会		○ 区との協定に基づき、緊急薬剤師班、薬剤師班を派遣する	柔道整復師会		○ 区との協定に基づき、緊急柔道整復師班、柔道整復師班を派遣する。	232 ～ 233	1－2 超急性期及び急性期の医療救護活動 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対医療衛生部</td><td>○ 医療救護本部において、区災害医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーターの助言を受け、医療救護活動の統括・調整を行う。 ○ 緊急医療救護班等により緊急医療救護所を設置・運営する。 ○ 災対地域本部により避難所救護所が設置され次第、避難所救護班等により運営を開始する。 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。 ○ 災害薬事センターを設置して区市町村災害薬事コーディネーターの管理の下、医薬品供給や薬剤師班派遣業を調整</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○一部の避難所に避難所救護所を設置 ○ 避難所等において定点・巡回して活動を実施</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 都保健医療局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 ○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施</td></tr><tr><td colspan="2">医師会</td><td>○ 区との協定に基づき、緊急医療救護班、避難所救護班を派遣する。</td></tr><tr><td colspan="2">歯科医師会</td><td>○ 区との協定に基づき、緊急歯科医療救護班、歯科避難所救護班を派遣する。</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛生部	○ 医療救護本部において、区災害医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーターの助言を受け、医療救護活動の統括・調整を行う。 ○ 緊急医療救護班等により緊急医療救護所を設置・運営する。 ○ 災対地域本部により 避難所救護 所が設置され次第、 避難所救護 班等により運営を開始する。 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。 ○ 災害薬事センターを設置して区市町村災害薬事コーディネーターの管理の下、医薬品供給や薬剤師班派遣業を調整	災対地域本部	○ 一部の避難所に避難所救護所を設置 ○ 避難所等において定点・巡回して活動を実施	東京消防庁・消防署		○ 都保健医療局 と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 ○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施	医師会		○ 区との協定に基づき、緊急医療救護班、 避難所救護 班を派遣する。	歯科医師会		○ 区との協定に基づき、緊急歯科医療救護班、歯科 避難所救護 班を派遣する。
機関名		対策内容																																										
区	◎災対医療衛生部	○ 医療救護本部において、区災害医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーターの助言を受け、医療救護活動の統括・調整を行う。 ○ 緊急医療救護班等により緊急医療救護所を設置・運営する。 ○ 災対地域本部により 医療救護 所が設置され次第、 医療救護 班等により運営を開始する。 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。○																																										
	災対地域本部	災害時における医療救護を応急に開設 ○ 避難所等に医療救護所を設置 ○ 避難所等において定点・巡回して活動を実施																																										
東京消防庁・消防署		○ 都福祉保健局 と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 ○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施																																										
医師会		○ 区との協定に基づき、緊急医療救護班、 医療救護 班を派遣する。																																										
歯科医師会		○ 区との協定に基づき、緊急歯科医療救護班、歯科 医療救護 班を派遣する。																																										
薬剤師会		○ 区との協定に基づき、緊急薬剤師班、薬剤師班を派遣する																																										
柔道整復師会		○ 区との協定に基づき、緊急柔道整復師班、柔道整復師班を派遣する。																																										
機関名		対策内容																																										
区	◎災対医療衛生部	○ 医療救護本部において、区災害医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーターの助言を受け、医療救護活動の統括・調整を行う。 ○ 緊急医療救護班等により緊急医療救護所を設置・運営する。 ○ 災対地域本部により 避難所救護 所が設置され次第、 避難所救護 班等により運営を開始する。 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。 ○ 災害薬事センターを設置して区市町村災害薬事コーディネーターの管理の下、医薬品供給や薬剤師班派遣業を調整																																										
	災対地域本部	○ 一部の避難所に避難所救護所を設置 ○ 避難所等において定点・巡回して活動を実施																																										
東京消防庁・消防署		○ 都保健医療局 と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 ○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施																																										
医師会		○ 区との協定に基づき、緊急医療救護班、 避難所救護 班を派遣する。																																										
歯科医師会		○ 区との協定に基づき、緊急歯科医療救護班、歯科 避難所救護 班を派遣する。																																										

章	頁	修正前		頁	修正後														
		<table><tr><td></td><td>○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施</td></tr><tr><td>助産師会</td><td>○ 区との協定に基づき、妊産婦支援班を派遣する。</td></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣 ○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京 DPAT を派遣 ○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○ 都病院経営本部のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請 ○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保（各二次保健医療圏） ○ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援</td></tr></table>		○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施	助産師会	○ 区との協定に基づき、妊産婦支援班を派遣する。	都福祉保健局	○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣 ○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京 DPAT を派遣 ○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○ 都病院経営本部 のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請 ○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保（各二次保健医療圏） ○ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、 都職員 とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援			<table><tr><td>薬剤師会</td><td>○ 区との協定に基づき、緊急薬剤師班、薬剤師班を派遣する</td></tr><tr><td>柔道整復師会</td><td>○ 区との協定に基づき、緊急柔道整復師班、柔道整復師班を派遣する。 ○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施</td></tr><tr><td>助産師会</td><td>○ 区との協定に基づき、妊産婦等支援班を派遣する。</td></tr><tr><td>都保健医療局、都福祉局</td><td>○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣 ○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京 DPAT を派遣 ○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○ 東京都立病院機構のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請 ○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保（各二次保健医療圏） ○ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京 DMAT の支援を受け、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整 ○ 地域災害時小児周産期リエゾンは、都職員とともに圏域内の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から東京都地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援</td></tr></table>	薬剤師会	○ 区との協定に基づき、緊急薬剤師班、薬剤師班を派遣する	柔道整復師会	○ 区との協定に基づき、緊急柔道整復師班、柔道整復師班を派遣する。 ○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施	助産師会	○ 区との協定に基づき、妊産婦等支援班を派遣する。	都保健医療局、都福祉局	○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣 ○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京 DPAT を派遣 ○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○ 東京都立病院機構 のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請 ○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保（各二次保健医療圏） ○ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、 東京 DMAT の支援を受け、都職員 とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整 ○ 地域災害時小児周産期リエゾンは、都職員とともに圏域内の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から 東京都 地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援
	○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施																		
助産師会	○ 区との協定に基づき、妊産婦支援班を派遣する。																		
都福祉保健局	○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣 ○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京 DPAT を派遣 ○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○ 都病院経営本部 のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請 ○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保（各二次保健医療圏） ○ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、 都職員 とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援																		
薬剤師会	○ 区との協定に基づき、緊急薬剤師班、薬剤師班を派遣する																		
柔道整復師会	○ 区との協定に基づき、緊急柔道整復師班、柔道整復師班を派遣する。 ○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施																		
助産師会	○ 区との協定に基づき、妊産婦等支援班を派遣する。																		
都保健医療局、都福祉局	○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 ○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣 ○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京 DPAT を派遣 ○ 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○ 東京都立病院機構 のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請 ○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保（各二次保健医療圏） ○ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、 東京 DMAT の支援を受け、都職員 とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整 ○ 地域災害時小児周産期リエゾンは、都職員とともに圏域内の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から 東京都 地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援																		
7	285	（２）業務手順 【超急性期に想定される傷病者】の流れ		234	（２）業務手順 【災害時医療救護】の流れ														

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																																																																																																																					
		(ア) 緊急医療救護班 医師会は、次により緊急医療救護班を編成する。緊急医療救護班には、各班に班長を置くこととする。 なお、関東中央病院については、世田谷区医師会及び玉川医師会両方から班を出動する。 <table><tr><td colspan="2"></td><td>世田谷区医師会</td><td>玉川医師会</td><td>計</td></tr><tr><td colspan="2">班数</td><td>5 班 (関東中央病院含む)</td><td>2 班 (関東中央病院含む)</td><td>7 班</td></tr><tr><td colspan="2">期間</td><td>3 日</td><td>3 日</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">延出動班数</td><td>15 班</td><td>6 班</td><td>21 班</td></tr><tr><td rowspan="4">班の構成人員</td><td>医師</td><td>5</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>看護師</td><td>3</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>事務</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>10</td><td>10</td><td></td></tr></table> (イ) 緊急歯科医療救護班 歯科医師会は、次により緊急歯科医療救護班を編成する。 なお、関東中央病院については、世田谷区歯科医師会及び玉川歯科医師会両方から班を出動する。 <table><tr><td colspan="2"></td><td>世田谷区 歯科医師会 (関東中央病院含む)</td><td>玉川 歯科医師会 (関東中央病院含む)</td><td>計</td></tr><tr><td colspan="2">班数</td><td>5 班</td><td>2 班</td><td>7 班</td></tr><tr><td colspan="2">期間</td><td>3 日</td><td>3 日</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">延出動班数</td><td>15 班</td><td>6 班</td><td>21 班</td></tr><tr><td rowspan="2">班の構成 人員</td><td>歯科医師</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr></table> (ウ) 緊急薬剤師班 薬剤師会は、次により緊急薬剤師班を編成する。 <table><tr><td colspan="2"></td><td>世田谷 薬剤師会</td><td>玉川砧 薬剤師会</td><td>計</td></tr><tr><td colspan="2">班数</td><td>1 班</td><td>5 班</td><td>6 班</td></tr><tr><td colspan="2">期間</td><td>3 日</td><td>3 日</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">延出動班数</td><td>3 班</td><td>15 班</td><td>18 班</td></tr><tr><td rowspan="2">班の構成 人員</td><td>薬剤師</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr></table> (エ) 緊急柔道整復師班 柔道整復師会は、次により緊急柔道整復師班を編成する。 <table><tr><td colspan="2"></td><td>柔道整復師会</td></tr><tr><td colspan="2">班数</td><td>6 班</td></tr></table>			世田谷区医師会	玉川医師会	計	班数		5 班 (関東中央病院含む)	2 班 (関東中央病院含む)	7 班	期間		3 日	3 日		延出動班数		15 班	6 班	21 班	班の構成人員	医師	5	5		看護師	3	3		事務	2	2		計	10	10				世田谷区 歯科医師会 (関東中央病院含む)	玉川 歯科医師会 (関東中央病院含む)	計	班数		5 班	2 班	7 班	期間		3 日	3 日		延出動班数		15 班	6 班	21 班	班の構成 人員	歯科医師	2	2		計	2	2				世田谷 薬剤師会	玉川砧 薬剤師会	計	班数		1 班	5 班	6 班	期間		3 日	3 日		延出動班数		3 班	15 班	18 班	班の構成 人員	薬剤師	2	2		計	2	2				柔道整復師会	班数		6 班		各班の班編成は、以下の（ア）から（エ）までの表のとおりとし、緊急医療救護所の開設時には、この表に定める人員の配置を基本とする。なお、緊急医療救護所では、発災後 72 時間までを目途に活動するため、各班の交代要員及び応援要員を別途調整する。 (ア) 緊急医療救護班 医師会は、次により緊急医療救護班を編成する。緊急医療救護班には、各班に班長を置くこととする。 なお、関東中央病院については、世田谷区医師会及び玉川医師会両方から班を出動する。 <table><tr><td>出動先</td><td>世田谷区医師会</td><td>玉川医師会</td><td>計</td></tr><tr><td>至誠会第二病院</td><td>医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名</td><td></td><td>10 名</td></tr><tr><td>関東中央病院</td><td>医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名</td><td>医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名</td><td>20 名</td></tr><tr><td>玉川病院</td><td></td><td>医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名</td><td>10 名</td></tr><tr><td>都立松沢病院</td><td>医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名</td><td></td><td>10 名</td></tr><tr><td>国立成育医療研究センター</td><td>医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名</td><td></td><td>10 名</td></tr><tr><td>自衛隊中央病院（調整中）</td><td>医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名</td><td></td><td>10 名</td></tr><tr><td>合計</td><td>医師 25 名 看護師 15 名 事務員 10 名</td><td>医師 10 名 看護師 6 名 事務員 4 名</td><td>70 名</td></tr></table> 【備考】看護師、事務員の確保ができない場合、代替として医師を配置することとする。 (イ) 緊急歯科医療救護班 歯科医師会は、次により緊急歯科医療救護班を編成する。 なお、関東中央病院については、世田谷区歯科医師会及び玉川歯科医師会両方から班を出動する。 <table><tr><td>出動先</td><td>世田谷区歯科医師会</td><td>玉川歯科医師会</td><td>計</td></tr><tr><td>至誠会第二病院</td><td>歯科医師 2 名</td><td></td><td>2 名</td></tr><tr><td>関東中央病院</td><td>歯科医師 2 名</td><td>歯科医師 2 名</td><td>4 名</td></tr><tr><td>玉川病院</td><td></td><td>歯科医師 2 名</td><td>2 名</td></tr><tr><td>都立松沢病院</td><td>歯科医師 2 名</td><td></td><td>2 名</td></tr><tr><td>国立成育医療研究センター</td><td>歯科医師 2 名</td><td></td><td>2 名</td></tr><tr><td>自衛隊中央病院（調整中）</td><td>歯科医師 2 名</td><td></td><td>2 名</td></tr><tr><td>合計</td><td>歯科医師 10 名</td><td>歯科医師 4 名</td><td>14 名</td></tr></table>	出動先	世田谷区医師会	玉川医師会	計	至誠会第二病院	医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名		10 名	関東中央病院	医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名	医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名	20 名	玉川病院		医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名	10 名	都立松沢病院	医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名		10 名	国立成育医療研究センター	医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名		10 名	自衛隊中央病院（調整中）	医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名		10 名	合計	医師 25 名 看護師 15 名 事務員 10 名	医師 10 名 看護師 6 名 事務員 4 名	70 名	出動先	世田谷区歯科医師会	玉川歯科医師会	計	至誠会第二病院	歯科医師 2 名		2 名	関東中央病院	歯科医師 2 名	歯科医師 2 名	4 名	玉川病院		歯科医師 2 名	2 名	都立松沢病院	歯科医師 2 名		2 名	国立成育医療研究センター	歯科医師 2 名		2 名	自衛隊中央病院（調整中）	歯科医師 2 名		2 名	合計	歯科医師 10 名	歯科医師 4 名	14 名
		世田谷区医師会	玉川医師会	計																																																																																																																																																																					
班数		5 班 (関東中央病院含む)	2 班 (関東中央病院含む)	7 班																																																																																																																																																																					
期間		3 日	3 日																																																																																																																																																																						
延出動班数		15 班	6 班	21 班																																																																																																																																																																					
班の構成人員	医師	5	5																																																																																																																																																																						
	看護師	3	3																																																																																																																																																																						
	事務	2	2																																																																																																																																																																						
	計	10	10																																																																																																																																																																						
		世田谷区 歯科医師会 (関東中央病院含む)	玉川 歯科医師会 (関東中央病院含む)	計																																																																																																																																																																					
班数		5 班	2 班	7 班																																																																																																																																																																					
期間		3 日	3 日																																																																																																																																																																						
延出動班数		15 班	6 班	21 班																																																																																																																																																																					
班の構成 人員	歯科医師	2	2																																																																																																																																																																						
	計	2	2																																																																																																																																																																						
		世田谷 薬剤師会	玉川砧 薬剤師会	計																																																																																																																																																																					
班数		1 班	5 班	6 班																																																																																																																																																																					
期間		3 日	3 日																																																																																																																																																																						
延出動班数		3 班	15 班	18 班																																																																																																																																																																					
班の構成 人員	薬剤師	2	2																																																																																																																																																																						
	計	2	2																																																																																																																																																																						
		柔道整復師会																																																																																																																																																																							
班数		6 班																																																																																																																																																																							
出動先	世田谷区医師会	玉川医師会	計																																																																																																																																																																						
至誠会第二病院	医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名		10 名																																																																																																																																																																						
関東中央病院	医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名	医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名	20 名																																																																																																																																																																						
玉川病院		医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名	10 名																																																																																																																																																																						
都立松沢病院	医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名		10 名																																																																																																																																																																						
国立成育医療研究センター	医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名		10 名																																																																																																																																																																						
自衛隊中央病院（調整中）	医師 5 名 看護師 3 名 事務員 2 名		10 名																																																																																																																																																																						
合計	医師 25 名 看護師 15 名 事務員 10 名	医師 10 名 看護師 6 名 事務員 4 名	70 名																																																																																																																																																																						
出動先	世田谷区歯科医師会	玉川歯科医師会	計																																																																																																																																																																						
至誠会第二病院	歯科医師 2 名		2 名																																																																																																																																																																						
関東中央病院	歯科医師 2 名	歯科医師 2 名	4 名																																																																																																																																																																						
玉川病院		歯科医師 2 名	2 名																																																																																																																																																																						
都立松沢病院	歯科医師 2 名		2 名																																																																																																																																																																						
国立成育医療研究センター	歯科医師 2 名		2 名																																																																																																																																																																						
自衛隊中央病院（調整中）	歯科医師 2 名		2 名																																																																																																																																																																						
合計	歯科医師 10 名	歯科医師 4 名	14 名																																																																																																																																																																						

章	頁	修正前		頁	修正後																																																								
		<table><tr><td>関東中央病院期間</td><td>3日</td></tr><tr><td>延出動班数</td><td>18班</td></tr><tr><td>都立松沢病院</td><td>柔道整復師4名</td></tr><tr><td>国立成育医療研究センター</td><td>柔道整復師4名</td></tr></table>	関東中央病院期間	3日	延出動班数	18班	都立松沢病院	柔道整復師4名	国立成育医療研究センター	柔道整復師4名			(ウ) 緊急薬剤師班 薬剤師会は、次により緊急薬剤師班を編成する。 <table><tr><td>出動先</td><td>世田谷薬剤師会</td><td>玉川砦薬剤師会</td><td>計</td></tr><tr><td>至誠会第二病院</td><td></td><td>薬剤師2名</td><td>2名</td></tr><tr><td>関東中央病院</td><td>薬剤師2名</td><td></td><td>2名</td></tr><tr><td>玉川病院</td><td></td><td>薬剤師2名</td><td>2名</td></tr><tr><td>都立松沢病院</td><td>薬剤師2名</td><td></td><td>2名</td></tr><tr><td>国立成育医療研究センター</td><td></td><td>薬剤師2名</td><td>2名</td></tr><tr><td>自衛隊中央病院（調整中）</td><td>薬剤師2名</td><td></td><td>2名</td></tr><tr><td>合計</td><td>薬剤師6名</td><td>薬剤師6名</td><td>12名</td></tr></table> (エ) 緊急柔道整復師班 柔道整復師会は、次により緊急柔道整復師班を編成する。 <table><tr><td>出動先</td><td>東京都柔道整復師会世田谷支部</td></tr><tr><td>至誠会第二病院</td><td>柔道整復師4名</td></tr><tr><td>関東中央病院</td><td>柔道整復師4名</td></tr><tr><td>玉川病院</td><td>柔道整復師4名</td></tr><tr><td>都立松沢病院</td><td>柔道整復師4名</td></tr><tr><td>国立成育医療研究センター</td><td>柔道整復師4名</td></tr><tr><td>自衛隊中央病院（調整中）</td><td>柔道整復師4名</td></tr><tr><td>合計</td><td>柔道整復師24名</td></tr></table>	出動先	世田谷薬剤師会	玉川砦薬剤師会	計	至誠会第二病院		薬剤師2名	2名	関東中央病院	薬剤師2名		2名	玉川病院		薬剤師2名	2名	都立松沢病院	薬剤師2名		2名	国立成育医療研究センター		薬剤師2名	2名	自衛隊中央病院（調整中）	薬剤師2名		2名	合計	薬剤師6名	薬剤師6名	12名	出動先	東京都柔道整復師会世田谷支部	至誠会第二病院	柔道整復師4名	関東中央病院	柔道整復師4名	玉川病院	柔道整復師4名	都立松沢病院	柔道整復師4名	国立成育医療研究センター	柔道整復師4名	自衛隊中央病院（調整中）	柔道整復師4名	合計	柔道整復師24名
関東中央病院期間	3日																																																												
延出動班数	18班																																																												
都立松沢病院	柔道整復師4名																																																												
国立成育医療研究センター	柔道整復師4名																																																												
出動先	世田谷薬剤師会	玉川砦薬剤師会	計																																																										
至誠会第二病院		薬剤師2名	2名																																																										
関東中央病院	薬剤師2名		2名																																																										
玉川病院		薬剤師2名	2名																																																										
都立松沢病院	薬剤師2名		2名																																																										
国立成育医療研究センター		薬剤師2名	2名																																																										
自衛隊中央病院（調整中）	薬剤師2名		2名																																																										
合計	薬剤師6名	薬剤師6名	12名																																																										
出動先	東京都柔道整復師会世田谷支部																																																												
至誠会第二病院	柔道整復師4名																																																												
関東中央病院	柔道整復師4名																																																												
玉川病院	柔道整復師4名																																																												
都立松沢病院	柔道整復師4名																																																												
国立成育医療研究センター	柔道整復師4名																																																												
自衛隊中央病院（調整中）	柔道整復師4名																																																												
合計	柔道整復師24名																																																												
7	288	ウ 活動場所 〔緊急医療救護所一覧〕 <table><tr><td>分類</td><td>名称</td><td>所在地</td></tr><tr><td rowspan="4">災害拠点病院</td><td>至誠会第二病院</td><td>世田谷区上祖師谷5－19－1</td></tr><tr><td>関東中央病院</td><td>世田谷区上用賀6－25－1</td></tr><tr><td>松沢病院</td><td></td></tr><tr><td>玉川病院</td><td>世田谷区瀬田4－8－1</td></tr><tr><td rowspan="2">災害拠点連携病院</td><td>世田谷北部病院</td><td>世田谷区上北沢2－1－1世田谷区南烏山2－9－17</td></tr><tr><td>国立成育医療研究センター</td><td>世田谷区大蔵2－10－1</td></tr></table>	分類	名称	所在地	災害拠点病院	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5－19－1	関東中央病院	世田谷区上用賀6－25－1	松沢病院		玉川病院	世田谷区瀬田4－8－1	災害拠点連携病院	世田谷北部病院	世田谷区上北沢2－1－1 世田谷区南烏山2－9－17	国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵2－10－1	237	ウ 活動場所 〔緊急医療救護所一覧〕 <table><tr><td>分類</td><td>名称</td><td>所在地</td></tr><tr><td rowspan="3">災害拠点病院</td><td>至誠会第二病院</td><td>世田谷区上祖師谷5－19－1</td></tr><tr><td>関東中央病院</td><td>世田谷区上用賀6－25－1</td></tr><tr><td>玉川病院</td><td>世田谷区瀬田4－8－1</td></tr><tr><td rowspan="2">災害拠点連携病院</td><td>都立松沢病院</td><td>世田谷区上北沢2－1－1</td></tr><tr><td>国立成育医療研究センター</td><td>世田谷区大蔵2－10－1</td></tr><tr><td>災害医療支援病院</td><td>自衛隊中央病院（注：緊急医療救護所設置については調整中）</td><td>世田谷区池尻1－2－24</td></tr></table>	分類	名称	所在地	災害拠点病院	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5－19－1	関東中央病院	世田谷区上用賀6－25－1	玉川病院	世田谷区瀬田4－8－1	災害拠点連携病院	都立松沢病院	世田谷区上北沢2－1－1	国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵2－10－1	災害医療支援病院	自衛隊中央病院（注：緊急医療救護所設置については調整中）	世田谷区池尻1－2－24																						
分類	名称	所在地																																																											
災害拠点病院	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5－19－1																																																											
	関東中央病院	世田谷区上用賀6－25－1																																																											
	松沢病院																																																												
	玉川病院	世田谷区瀬田4－8－1																																																											
災害拠点連携病院	世田谷北部病院	世田谷区上北沢2－1－1 世田谷区南烏山2－9－17																																																											
	国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵2－10－1																																																											
分類	名称	所在地																																																											
災害拠点病院	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5－19－1																																																											
	関東中央病院	世田谷区上用賀6－25－1																																																											
	玉川病院	世田谷区瀬田4－8－1																																																											
災害拠点連携病院	都立松沢病院	世田谷区上北沢2－1－1																																																											
	国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵2－10－1																																																											
災害医療支援病院	自衛隊中央病院（注：緊急医療救護所設置については調整中）	世田谷区池尻1－2－24																																																											
7	289	オ 活動内容 (イ) 緊急歯科医療救護班 ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ その他緊急医療救護所の運営に関すること	237	オ 活動内容 (イ) 緊急歯科医療救護班 ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ トリアージの実施支援その他緊急医療救護所の運営に関すること																																																									

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																																									
		(ウ) 緊急薬剤師班 ○ 緊急医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 緊急医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ○ その他緊急医療救護所の運営に関すること (エ) 緊急柔道整復師班 ○ 医師の指示に<u>よる応急手当の業務（柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する業務の範囲内に限るものとする。）</u> ○ その他緊急医療救護所の運営に関すること		(ウ) 緊急薬剤師班 ○ 緊急医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 緊急医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ○ <u>トリアージの実施支援</u>その他緊急医療救護所の運営に関すること (エ) 緊急柔道整復師班 ○ 医師の指示に<u>基づく応急手当及び柔道整復師が業務で行う施術</u> ○ <u>トリアージの実施支援</u>その他緊急医療救護所の運営に関すること																																																																																									
7	289	③ <u>医療救護</u>所における<u>医療救護</u>班等の活動 【実施主体】区災対医療衛生部、区災対地域本部 ア 派遣要請 (ア) <u>医療救護</u>班等は、<u>医療救護</u>班、歯科<u>医療救護</u>班、薬剤師班、柔道整復師班により構成される。 区は、災害状況に応じ医療救護の必要を認めた場合は、区災対地域本部により<u>医療救護</u>所が<u>設置</u>され次第、速やかに医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会に、<u>医療救護</u>班、歯科<u>医療救護</u>班、薬剤師班及び柔道整復師班の派遣を要請する。	237	③ <u>避難所救護</u>所における<u>避難所救護</u>班等の活動 【実施主体】区災対医療衛生部、区災対地域本部 ア 派遣要請 (ア) <u>避難所救護</u>班等は、<u>避難所救護</u>班、歯科<u>避難所救護</u>班、薬剤師班、柔道整復師班により構成される。 区は、災害状況に応じ医療救護の必要を認めた場合は、区災対地域本部により<u>避難所救護</u>所の<u>設置が決定</u>され次第、<u>区災対医療衛生部より</u>速やかに医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会に、<u>避難所救護</u>班、歯科<u>避難所救護</u>班、薬剤師班及び柔道整復師班の派遣を要請する。																																																																																									
7	289	(イ) 区は、<u>医療救護</u>班等だけでは対応が困難な場合は、<u>地域</u>災害医療コーディネーターを通じて<u>都福祉保健局</u>長及びその他関係機関に協力を要請する。	238	(イ) 区は、<u>避難所救護</u>班等だけでは対応が困難な場合は、<u>区災害医療コーディネーターより東京</u>災害医療コーディネーターを通じて<u>都保健医療局</u>長及びその他関係機関に協力を要請する。																																																																																									
7	290	イ 班編成 <u>(ア) 医療救護班</u> 医師会は、次により<u>医療</u>救護班を編成する。 <table><tr><td></td><td></td><td><u>世田谷区医師会</u></td><td><u>玉川医師会</u></td><td><u>計</u></td></tr><tr><td></td><td><u>班数</u></td><td><u>15 班</u></td><td><u>5 班</u></td><td><u>20 班</u></td></tr><tr><td></td><td><u>期間</u></td><td><u>3 日</u></td><td><u>3 日</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>延出動班数</u></td><td><u>45 班</u></td><td><u>15 班</u></td><td><u>60 班</u></td></tr><tr><td rowspan="4"><u>班の構成人員</u></td><td><u>医師</u></td><td><u>5</u></td><td><u>5</u></td><td></td></tr><tr><td><u>看護師及保健師</u></td><td><u>3</u></td><td><u>3</u></td><td></td></tr><tr><td><u>事務</u></td><td><u>2</u></td><td><u>2</u></td><td></td></tr><tr><td><u>計</u></td><td><u>10</u></td><td><u>10</u></td><td></td></tr></table> (イ) 歯科<u>医療</u>救護班 歯科医師会は、次により歯科<u>医療</u>救護班を編成する。 <table><tr><td></td><td></td><td><u>世田谷区</u> <u>歯科医師会</u></td><td><u>玉川</u> <u>歯科医師会</u></td><td><u>計</u></td></tr><tr><td></td><td><u>班数</u></td><td><u>15 班</u></td><td><u>5 班</u></td><td><u>20 班</u></td></tr><tr><td></td><td><u>期間</u></td><td><u>3 日</u></td><td><u>3 日</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>延出動班数</u></td><td><u>45 班</u></td><td><u>15 班</u></td><td><u>60 班</u></td></tr><tr><td rowspan="4"><u>班の構成</u></td><td><u>歯科医師</u></td><td><u>1</u></td><td><u>1</u></td><td></td></tr><tr><td><u>歯科衛生士</u></td><td><u>1</u></td><td><u>1</u></td><td></td></tr><tr><td><u>歯科技工士</u></td><td><u>1</u></td><td><u>1</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			<u>世田谷区医師会</u>	<u>玉川医師会</u>	<u>計</u>		<u>班数</u>	<u>15 班</u>	<u>5 班</u>	<u>20 班</u>		<u>期間</u>	<u>3 日</u>	<u>3 日</u>			<u>延出動班数</u>	<u>45 班</u>	<u>15 班</u>	<u>60 班</u>	<u>班の構成人員</u>	<u>医師</u>	<u>5</u>	<u>5</u>		<u>看護師及保健師</u>	<u>3</u>	<u>3</u>		<u>事務</u>	<u>2</u>	<u>2</u>		<u>計</u>	<u>10</u>	<u>10</u>				<u>世田谷区</u> <u>歯科医師会</u>	<u>玉川</u> <u>歯科医師会</u>	<u>計</u>		<u>班数</u>	<u>15 班</u>	<u>5 班</u>	<u>20 班</u>		<u>期間</u>	<u>3 日</u>	<u>3 日</u>			<u>延出動班数</u>	<u>45 班</u>	<u>15 班</u>	<u>60 班</u>	<u>班の構成</u>	<u>歯科医師</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		<u>歯科衛生士</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		<u>歯科技工士</u>	<u>1</u>	<u>1</u>						238 ～ 239	イ 班編成 <u>班編成は、以下の（ア）から（エ）までの表のとおりとする。なお、発災後の避難所の開設数や医療従事者の被災状況等に応じて各班の従事者数は変動する。</u> <u>また、被災状況等により、各避難所救護所には必ずしも医療従事者が常駐せず、巡回訪問での対応となる場合がある。</u> <u>(ア) 避難所救護班</u> 医師会は、次により<u>避難所</u>救護班を編成する。 <table><tr><td><u>出動先</u></td><td><u>世田谷区医師会</u></td><td><u>玉川医師会</u></td></tr><tr><td><u>20 避難所（最大）</u></td><td><u>医師 5 名×最大 15 避難所</u> <u>看護師 3 名×最大 15 避難所</u> <u>事務員 2 名×最大 15 避難所</u></td><td><u>医師 5 名×最大 5 避難所</u> <u>看護師 3 名×最大 5 避難所</u> <u>事務員 2 名×最大 5 避難所</u></td></tr><tr><td><u>合計</u></td><td><u>医師 最大 75 名</u> <u>看護師 最大 45 名</u> <u>事務員 最大 30 名</u></td><td><u>医師 最大 25 名</u> <u>看護師 最大 15 名</u> <u>事務員 最大 10 名</u></td></tr></table> <u>【備考】看護師、事務員の確保ができない場合、代替として医師を配置することとする。</u> (イ) 歯科<u>避難所</u>救護班 歯科医師会は、次により歯科<u>避難所</u>救護班を編成する。 <table><tr><td><u>出動先</u></td><td><u>世田谷区歯科医師会</u></td><td><u>玉川歯科医師会</u></td></tr><tr><td><u>20 避難所（最大）</u></td><td><u>歯科医師 1 名×最大 15 避難所</u> <u>歯科衛生士 1 名×最大 15 避難所</u> <u>歯科技工士 1 名×最大 15 避難所</u></td><td><u>歯科医師 1 名×最大 5 避難所</u> <u>歯科衛生士 1 名×最大 5 避難所</u> <u>歯科技工士 1 名×最大 5 避難所</u></td></tr></table>	<u>出動先</u>	<u>世田谷区医師会</u>	<u>玉川医師会</u>	<u>20 避難所（最大）</u>	<u>医師 5 名×最大 15 避難所</u> <u>看護師 3 名×最大 15 避難所</u> <u>事務員 2 名×最大 15 避難所</u>	<u>医師 5 名×最大 5 避難所</u> <u>看護師 3 名×最大 5 避難所</u> <u>事務員 2 名×最大 5 避難所</u>	<u>合計</u>	<u>医師 最大 75 名</u> <u>看護師 最大 45 名</u> <u>事務員 最大 30 名</u>	<u>医師 最大 25 名</u> <u>看護師 最大 15 名</u> <u>事務員 最大 10 名</u>	<u>出動先</u>	<u>世田谷区歯科医師会</u>	<u>玉川歯科医師会</u>	<u>20 避難所（最大）</u>	<u>歯科医師 1 名×最大 15 避難所</u> <u>歯科衛生士 1 名×最大 15 避難所</u> <u>歯科技工士 1 名×最大 15 避難所</u>	<u>歯科医師 1 名×最大 5 避難所</u> <u>歯科衛生士 1 名×最大 5 避難所</u> <u>歯科技工士 1 名×最大 5 避難所</u>
		<u>世田谷区医師会</u>	<u>玉川医師会</u>	<u>計</u>																																																																																									
	<u>班数</u>	<u>15 班</u>	<u>5 班</u>	<u>20 班</u>																																																																																									
	<u>期間</u>	<u>3 日</u>	<u>3 日</u>																																																																																										
	<u>延出動班数</u>	<u>45 班</u>	<u>15 班</u>	<u>60 班</u>																																																																																									
<u>班の構成人員</u>	<u>医師</u>	<u>5</u>	<u>5</u>																																																																																										
	<u>看護師及保健師</u>	<u>3</u>	<u>3</u>																																																																																										
	<u>事務</u>	<u>2</u>	<u>2</u>																																																																																										
	<u>計</u>	<u>10</u>	<u>10</u>																																																																																										
		<u>世田谷区</u> <u>歯科医師会</u>	<u>玉川</u> <u>歯科医師会</u>	<u>計</u>																																																																																									
	<u>班数</u>	<u>15 班</u>	<u>5 班</u>	<u>20 班</u>																																																																																									
	<u>期間</u>	<u>3 日</u>	<u>3 日</u>																																																																																										
	<u>延出動班数</u>	<u>45 班</u>	<u>15 班</u>	<u>60 班</u>																																																																																									
<u>班の構成</u>	<u>歯科医師</u>	<u>1</u>	<u>1</u>																																																																																										
	<u>歯科衛生士</u>	<u>1</u>	<u>1</u>																																																																																										
	<u>歯科技工士</u>	<u>1</u>	<u>1</u>																																																																																										
<u>出動先</u>	<u>世田谷区医師会</u>	<u>玉川医師会</u>																																																																																											
<u>20 避難所（最大）</u>	<u>医師 5 名×最大 15 避難所</u> <u>看護師 3 名×最大 15 避難所</u> <u>事務員 2 名×最大 15 避難所</u>	<u>医師 5 名×最大 5 避難所</u> <u>看護師 3 名×最大 5 避難所</u> <u>事務員 2 名×最大 5 避難所</u>																																																																																											
<u>合計</u>	<u>医師 最大 75 名</u> <u>看護師 最大 45 名</u> <u>事務員 最大 30 名</u>	<u>医師 最大 25 名</u> <u>看護師 最大 15 名</u> <u>事務員 最大 10 名</u>																																																																																											
<u>出動先</u>	<u>世田谷区歯科医師会</u>	<u>玉川歯科医師会</u>																																																																																											
<u>20 避難所（最大）</u>	<u>歯科医師 1 名×最大 15 避難所</u> <u>歯科衛生士 1 名×最大 15 避難所</u> <u>歯科技工士 1 名×最大 15 避難所</u>	<u>歯科医師 1 名×最大 5 避難所</u> <u>歯科衛生士 1 名×最大 5 避難所</u> <u>歯科技工士 1 名×最大 5 避難所</u>																																																																																											

章	頁	修正前					頁	修正後																																																																																																						
			計	3	3			合計	歯科医師 最大 15 名 歯科衛生士 最大 15 名 歯科技工士 最大 15 名	歯科医師 最大 5 名 歯科衛生士 最大 5 名 歯科技工士 最大 5 名																																																																																																				
		(ウ) 薬剤師班 薬剤師会は、次により薬剤師班を編成する。 <table><tr><td colspan="2"></td><td>世田谷区 薬剤師会</td><td>玉川砧 薬剤師会</td><td>計</td></tr><tr><td colspan="2">班数</td><td>9 班</td><td>11 班</td><td>20 班</td></tr><tr><td colspan="2">期間</td><td>3 日</td><td>3 日</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">延出動班数</td><td>27 班</td><td>33 班</td><td>60 班</td></tr><tr><td rowspan="2">班の構成 人員</td><td>薬剤師</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr></table> (エ) 柔道整復師班 柔道整復師会は、次により柔道整復師班を編成する。 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">柔道整復師会</td></tr><tr><td colspan="2">班数</td><td colspan="3">20 班</td></tr><tr><td colspan="2">期間</td><td colspan="3">3 日</td></tr><tr><td colspan="2">延出動班数</td><td colspan="3">60 班</td></tr><tr><td rowspan="2">班の構成人員</td><td>柔道整復師</td><td colspan="3">4</td></tr><tr><td>計</td><td colspan="3">4</td></tr></table>											世田谷区 薬剤師会	玉川砧 薬剤師会	計	班数		9 班	11 班	20 班	期間		3 日	3 日		延出動班数		27 班	33 班	60 班	班の構成 人員	薬剤師	2	2		計	2	2				柔道整復師会			班数		20 班			期間		3 日			延出動班数		60 班			班の構成人員	柔道整復師	4			計	4				(ウ) 薬剤師班 薬剤師会は、次により薬剤師班を編成する。 <table><tr><td>出動先</td><td>世田谷薬剤師会</td><td>玉川砧薬剤師会</td></tr><tr><td>20 避難所 (最大)</td><td>薬剤師 2 名×最大 9 避難所</td><td>薬剤師 2 名×最大 11 避難所</td></tr><tr><td>合計</td><td>薬剤師 最大 18 名</td><td>薬剤師 最大 22 名</td></tr></table> (エ) 柔道整復師班 柔道整復師会は、次により柔道整復師班を編成する。 <table><tr><td>出動先</td><td>東京都柔道整復師会世田谷支部</td></tr><tr><td>20 避難所 (最大)</td><td>柔道整復師 2 名以上×最大 20 避難所</td></tr><tr><td>合計</td><td>柔道整復師 最大 40 名以上</td></tr></table>			出動先	世田谷薬剤師会	玉川砧薬剤師会	20 避難所 (最大)	薬剤師 2 名×最大 9 避難所	薬剤師 2 名×最大 11 避難所	合計	薬剤師 最大 18 名	薬剤師 最大 22 名	出動先	東京都柔道整復師会世田谷支部	20 避難所 (最大)	柔道整復師 2 名以上×最大 20 避難所	合計	柔道整復師 最大 40 名以上																							
		世田谷区 薬剤師会	玉川砧 薬剤師会	計																																																																																																										
班数		9 班	11 班	20 班																																																																																																										
期間		3 日	3 日																																																																																																											
延出動班数		27 班	33 班	60 班																																																																																																										
班の構成 人員	薬剤師	2	2																																																																																																											
	計	2	2																																																																																																											
		柔道整復師会																																																																																																												
班数		20 班																																																																																																												
期間		3 日																																																																																																												
延出動班数		60 班																																																																																																												
班の構成人員	柔道整復師	4																																																																																																												
	計	4																																																																																																												
出動先	世田谷薬剤師会	玉川砧薬剤師会																																																																																																												
20 避難所 (最大)	薬剤師 2 名×最大 9 避難所	薬剤師 2 名×最大 11 避難所																																																																																																												
合計	薬剤師 最大 18 名	薬剤師 最大 22 名																																																																																																												
出動先	東京都柔道整復師会世田谷支部																																																																																																													
20 避難所 (最大)	柔道整復師 2 名以上×最大 20 避難所																																																																																																													
合計	柔道整復師 最大 40 名以上																																																																																																													
7	291	ウ 活動場所 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班の救護活動は、原則としては、あらかじめ区が指定した医療救護所において行う。 〔医療救護所一覧〕 <table><tr><th>番号</th><th>学校名</th><th>医師会名</th><th>医療 救護班</th><th>歯科 医師会名</th><th>歯科 医療 救護班</th><th>薬剤師会名</th><th>薬剤師 班</th><th>柔道 整復師会</th><th>柔道 整復師 班</th><th>拠点隊 (まちづくり センター)</th></tr><tr><td>1</td><td>池尻小学校</td><td rowspan="12">世田谷区医師会</td><td>第 1 班</td><td rowspan="12">世田谷区歯科医師会</td><td>第 1 班</td><td rowspan="9">世田谷薬剤師会</td><td>第 1 班</td><td rowspan="12">柔道整復師会</td><td>第 1 班</td><td>池尻</td></tr><tr><td>2</td><td>桜小学校</td><td>第 2 班</td><td>第 2 班</td><td>第 2 班</td><td>第 2 班</td><td>上町</td></tr><tr><td>3</td><td>桜丘中学校</td><td>第 3 班</td><td>第 3 班</td><td>第 3 班</td><td>第 3 班</td><td>経堂</td></tr><tr><td>4</td><td>池之上小学校 (旧北沢小学校) (※)</td><td>第 8－1 班</td><td>第 4 班</td><td>第 8 班</td><td>第 4 班</td><td>北沢</td></tr><tr><td>5</td><td>代田小学校</td><td>第 5 班</td><td>第 5 班</td><td>第 7 班</td><td>第 5 班</td><td>新代田</td></tr><tr><td>6</td><td>松沢中学校</td><td>第 6 班</td><td>第 6 班</td><td>第 9 班</td><td>第 6 班</td><td>松沢</td></tr><tr><td>7</td><td>駒沢小学校</td><td>第 7－1 班</td><td>第 7 班</td><td>第 4 班</td><td>第 7 班</td><td>上馬</td></tr><tr><td>8</td><td>駒繫小学校</td><td>第 7－2 班</td><td>第 8 班</td><td>第 5 班</td><td>第 8 班</td><td>下馬</td></tr><tr><td>9</td><td>代沢小学校</td><td>第 8－2 班</td><td>第 9 班</td><td>第 6 班</td><td>第 9 班</td><td>代沢</td></tr><tr><td>10</td><td>芦花中学校</td><td>第 9－1 班</td><td>第 10 班</td><td rowspan="3">玉川砧薬剤師会</td><td>第 5 班</td><td>第 10 班</td><td>上祖師谷</td></tr><tr><td>11</td><td>烏山小学校</td><td>第 9－2 班</td><td>第 11 班</td><td>第 6 班</td><td>第 11 班</td><td>烏山</td></tr><tr><td>12</td><td>祖師谷小学校</td><td>第 10－1 班</td><td>第 12 班</td><td>第 1 班</td><td>第 12 班</td><td>祖師谷</td></tr></table>					番号	学校名	医師会名	医療 救護班	歯科 医師会名	歯科 医療 救護班	薬剤師会名	薬剤師 班	柔道 整復師会	柔道 整復師 班	拠点隊 (まちづくり センター)	1	池尻小学校	世田谷区医師会	第 1 班	世田谷区歯科医師会	第 1 班	世田谷薬剤師会	第 1 班	柔道整復師会	第 1 班	池尻	2	桜小学校	第 2 班	第 2 班	第 2 班	第 2 班	上町	3	桜丘中学校	第 3 班	第 3 班	第 3 班	第 3 班	経堂	4	池之上小学校 (旧北沢小学校) (※)	第 8－1 班	第 4 班	第 8 班	第 4 班	北沢	5	代田小学校	第 5 班	第 5 班	第 7 班	第 5 班	新代田	6	松沢中学校	第 6 班	第 6 班	第 9 班	第 6 班	松沢	7	駒沢小学校	第 7－1 班	第 7 班	第 4 班	第 7 班	上馬	8	駒繫小学校	第 7－2 班	第 8 班	第 5 班	第 8 班	下馬	9	代沢小学校	第 8－2 班	第 9 班	第 6 班	第 9 班	代沢	10	芦花中学校	第 9－1 班	第 10 班	玉川砧薬剤師会	第 5 班	第 10 班	上祖師谷	11	烏山小学校	第 9－2 班	第 11 班	第 6 班	第 11 班	烏山	12	祖師谷小学校	第 10－1 班	第 12 班	第 1 班	第 12 班	祖師谷	239	ウ 活動場所 避難所救護班、歯科避難所救護班、薬剤師班、柔道整復師班の救護活動は、原則としては、あらかじめ区が指定した医療救護所において行う。 ＊災害拠点病院・災害拠点連携病院・医療救護所・緊急医療救護所・福祉避難所（母子）一覧 〔資料編資料第●・P●〕		
番号	学校名	医師会名	医療 救護班	歯科 医師会名	歯科 医療 救護班	薬剤師会名	薬剤師 班	柔道 整復師会	柔道 整復師 班	拠点隊 (まちづくり センター)																																																																																																				
1	池尻小学校	世田谷区医師会	第 1 班	世田谷区歯科医師会	第 1 班	世田谷薬剤師会	第 1 班	柔道整復師会	第 1 班	池尻																																																																																																				
2	桜小学校		第 2 班		第 2 班		第 2 班		第 2 班	上町																																																																																																				
3	桜丘中学校		第 3 班		第 3 班		第 3 班		第 3 班	経堂																																																																																																				
4	池之上小学校 (旧北沢小学校) (※)		第 8－1 班		第 4 班		第 8 班		第 4 班	北沢																																																																																																				
5	代田小学校		第 5 班		第 5 班		第 7 班		第 5 班	新代田																																																																																																				
6	松沢中学校		第 6 班		第 6 班		第 9 班		第 6 班	松沢																																																																																																				
7	駒沢小学校		第 7－1 班		第 7 班		第 4 班		第 7 班	上馬																																																																																																				
8	駒繫小学校		第 7－2 班		第 8 班		第 5 班		第 8 班	下馬																																																																																																				
9	代沢小学校		第 8－2 班		第 9 班		第 6 班		第 9 班	代沢																																																																																																				
10	芦花中学校		第 9－1 班		第 10 班	玉川砧薬剤師会	第 5 班		第 10 班	上祖師谷																																																																																																				
11	烏山小学校		第 9－2 班		第 11 班		第 6 班		第 11 班	烏山																																																																																																				
12	祖師谷小学校		第 10－1 班		第 12 班		第 1 班		第 12 班	祖師谷																																																																																																				

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																
		<table><tr><td>13</td><td>希望丘小学校</td><td rowspan="3"></td><td>第10－2班</td><td rowspan="3"></td><td>第13班</td><td rowspan="3"></td><td>第3班</td><td rowspan="3"></td><td>第13班</td><td>船橋</td></tr><tr><td>14</td><td>明正小学校</td><td>第11－1班</td><td>第14班</td><td>第2班</td><td>第14班</td><td>成城</td></tr><tr><td>15</td><td>砧南中学校</td><td>第11－2班</td><td>第15班</td><td>第4班</td><td>第15班</td><td>喜多見</td></tr><tr><td>16</td><td>用賀中学校</td><td rowspan="5">玉川 医師会</td><td>第1班</td><td rowspan="5">玉川 歯科 医師会</td><td>第1班</td><td rowspan="5"></td><td>第4班</td><td rowspan="5"></td><td>第16班</td><td>用賀</td></tr><tr><td>17</td><td>玉川中学校</td><td>第2班</td><td>第2班</td><td>第2班</td><td>第17班</td><td>上野毛</td></tr><tr><td>18</td><td>深沢小学校</td><td>第3班</td><td>第3班</td><td>第5班</td><td>第18班</td><td>深沢</td></tr><tr><td>19</td><td>二子玉川小学校</td><td>第4班</td><td>第4班</td><td>第3班</td><td>第19班</td><td>二子玉川</td></tr><tr><td>20</td><td>九品仏小学校</td><td>第5班</td><td>第5班</td><td>第1班</td><td>第20班</td><td>九品仏</td></tr></table> ※ 旧北沢小学校は、令和5年度まで池之上小学校の仮校舎として使用。	13	希望丘小学校		第10－2班		第13班		第3班		第13班	船橋	14	明正小学校	第11－1班	第14班	第2班	第14班	成城	15	砧南中学校	第11－2班	第15班	第4班	第15班	喜多見	16	用賀中学校	玉川 医師会	第1班	玉川 歯科 医師会	第1班		第4班		第16班	用賀	17	玉川中学校	第2班	第2班	第2班	第17班	上野毛	18	深沢小学校	第3班	第3班	第5班	第18班	深沢	19	二子玉川小学校	第4班	第4班	第3班	第19班	二子玉川	20	九品仏小学校	第5班	第5班	第1班	第20班	九品仏		
13	希望丘小学校		第10－2班			第13班				第3班			第13班	船橋																																																						
14	明正小学校		第11－1班			第14班				第2班			第14班	成城																																																						
15	砧南中学校		第11－2班		第15班	第4班	第15班		喜多見																																																											
16	用賀中学校	玉川 医師会	第1班	玉川 歯科 医師会	第1班		第4班		第16班	用賀																																																										
17	玉川中学校		第2班		第2班		第2班		第17班	上野毛																																																										
18	深沢小学校		第3班		第3班		第5班		第18班	深沢																																																										
19	二子玉川小学校		第4班		第4班		第3班		第19班	二子玉川																																																										
20	九品仏小学校		第5班		第5班		第1班		第20班	九品仏																																																										
7	292	オ 活動内容 （ア）医療救護班 ○ 傷病者に対するトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置及び医療 ○ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 助産救護 ○ 死亡の確認及び遺体の検案への協力 ○ その他、都と協議の上必要と認められる業務 （イ）歯科医療救護班 ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力 （ウ）薬剤師班 ○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 医療救護所及び災害薬事センター等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ○ 避難所等での一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所等での衛生管理・防疫対策への協力 （エ）柔道整復師班 ○ 救護所等において医師の指示による応急手当の業務（柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する業務○の範囲内に限るものとする。）	239	オ 活動内容 （ア）避難所救護班 ○ 傷病者に対するトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置 ○ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 慢性疾患への対応、災害関連死予防及び感染症対策 ○ 死亡の確認及び遺体の検案への協力 ○ その他、区と協議の上必要と認められる業務 （イ）歯科避難所救護班 ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 避難所等での口腔ケア、高齢者の誤嚥性肺炎予防等の口腔衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力 （ウ）薬剤師班 ○ 避難所救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 避難所救護所及び災害薬事センター等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ○ 避難所等での一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所等での衛生管理・防疫対策への協力 （エ）柔道整復師班 ○ 避難所救護所等において医師の指示に基づく応急手当及び柔道整復師が業務で行う施術 ○ 避難所等での生活不活発病の予防への協力																																																																
7	292	④ 妊産婦支援班の活動	240	④ 妊産婦等支援班の活動																																																																
7	292 ～ 293	⑤ 都医療救護班等の活動 <table><tr><td>【実施主体】都福祉保健局</td></tr></table> ア 災害医療コーディネーター ○ 区災害医療コーディネーターは、区が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う。 ○ 区災害医療コーディネーターは、関係機関と連携し、地域の状況を区西南部二次保健医療圏の地域医療コーディネーターに報告し、必要な支援を要請する。	【実施主体】 都福祉保健局	240 ～ 241	⑤ 都医療救護班等の活動 <table><tr><td>【実施主体】都保健医療局、都福祉局</td></tr></table> ア 災害医療コーディネーター ○ 東京都災害医療コーディネーターは、都が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、東京 DMAT、医療救護班等の派遣や医療救護所、医療機関の確保等について都に対して医学的な助言を行う。 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、二次保健医療圏域内の負傷者の状況、医療機関の	【実施主体】 都保健医療局、都福祉局																																																														
【実施主体】 都福祉保健局																																																																				
【実施主体】 都保健医療局、都福祉局																																																																				

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>イ</u> 東京 DMAT の活動 ○ 東京 DMAT の出動に当たっては、東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。 ○ 災害発生直後からおおむね 72 時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣する。 ○ 都は、東京 DMAT が効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。 ○ 都は、各被災現場の被害状況、出動可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、出動先及び出動順序について、都福祉保健局、都病院経営本部、東京消防庁と協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。 ○ 都は、災害現場の東京 DMAT との連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。 <u>ウ</u> 東京 DPAT の活動 ○ 東京 DPAT は、「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。 ○ 都は、災害発生直後から、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者の対応、災害派遣医療チーム等との連携を行うため、東京 DPAT を派遣する。 ○ 都は、各被災現場の被害状況、出動可能な登録医療機関及びチーム数等を踏まえ、出動先及び出動順序について、都福祉保健局、都病院経営本部と協議し決定する。決定に際しては、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに助言を求める。		対応状況等を踏まえ、東京都災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。 <u>イ</u> 災害時小児周産期リエゾンの活動 ○ 東京都災害時小児周産期リエゾンは、重点的に小児周産期領域に係る医療救護活動を行う地域の選定、多数傷病者を受け入れる二次保健医療圏の設定等について、東京都災害医療コーディネーターと連携の上、都に対して医学的な助言を行う。 ○ 地域災害時小児周産期リエゾンは、小児周産期領域に係る二次保健医療圏域内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、災害時小児周産期リエゾンと調整する。 <u>ウ</u> 東京 DMAT の活動 ○ 東京 DMAT の出動に当たっては、医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーターの支援活動を除いて東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。 ○ 災害発生直後からおおむね 72 時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣する。 ○ 都は、東京 DMAT が効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。 ○ 都は、各被災現場の被害状況、出動可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、出動先及び出動順序について、都保健医療局、東京消防庁と協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。 ○ 都は、災害現場の東京 DMAT との連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。 ○ 都は、東京都地域災害医療コーディネーターの活動を補佐するため、医療対策拠点に、東京 DMAT を派遣する。 <u>エ</u> 東京 DPAT の活動 ○ 東京 DPAT は、「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。 ○ 都は、災害発生直後から、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者の対応、災害派遣医療チーム等との連携を行うため、東京 DPAT を派遣する。 ○ 都は、各被災現場の被害状況、出動可能な登録医療機関及びチーム数等を踏まえ、出動先及び出動順序について、都保健医療局が決定する。決定に際しては、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに助言を求める。
7	293	<u>エ</u> 医療救護班の活動 ＜都医療救護班等の編成＞ ○ 都医療救護班（計 219 班）平成 31 年 3 月 31 日現在 （ア）都立・公社病院：26 班（医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名） （イ）都医師会：94 班（医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名） （ウ）日赤東京都支部：32 班（医師 1 名、看護師 3 名、事務その他 2 名） （エ）災害拠点病院：69 班（医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名）	241	<u>オ</u> 医療救護班の活動 ＜都医療救護班等の編成＞ ○ 都医療救護班（計 219 班）令和 5 年 3 月 31 日現在 （ア）都立・公社病院：26 班（医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名） （イ）都医師会：94 班（医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名） （ウ）日赤東京都支部：32 班（医師 1 名、看護師 3 名、事務その他 2 名） （エ）災害拠点病院：67 班（医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名）

章	頁	修正前	頁	修正後								
7	295	1－3 負傷者等の搬送体制 (1) 対応内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td> ○ 東京消防庁・消防署等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 ○ その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 ○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	○ 東京消防庁・消防署等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 ○ その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 ○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請	242	1－3 負傷者等の搬送体制 (1) 対応内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都保健医療局</td><td> ○ 東京消防庁・消防署等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 ○ その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 ○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都保健医療局	○ 東京消防庁・消防署等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 ○ その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 ○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
機関名	対策内容											
都福祉保健局	○ 東京消防庁・消防署等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 ○ その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 ○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請											
機関名	対策内容											
都保健医療局	○ 東京消防庁・消防署等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 ○ その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 ○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請											
7	296	(3) 詳細な取組み内容 ○ 緊急医療救護所、避難所救護所又は避難所等において、災害拠点病院等での医療を必要とする傷病者があった場合は、区災害医療コーディネーターは東京都地域災害医療コーディネーター、もしくは災害拠点病院等に対して、その受入れを要請する。 ○ 都及び区災対物資管理部は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。 ○ 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都保健医療局及び区が、東京消防庁・消防署等の関係機関と連携し、車両等により行う。 ○ 医療機関や緊急医療救護所、避難所救護所で対応できない重症者は、日本 DMAT などの医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、都又は区が調達する。	243	(2) 詳細な取組み内容 ○ 緊急医療救護所、避難所救護所又は避難所等において、災害拠点病院等での医療を必要とする傷病者があった場合は、区災害医療コーディネーターは東京都地域災害医療コーディネーター、もしくは災害拠点病院等に対して、その受入れを要請する。 ○ 都及び区災対物資管理部は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。 ○ 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都保健医療局及び区が、東京消防庁・消防署等の関係機関と連携し、車両等により行う。 ○ 医療機関や緊急医療救護所、避難所救護所で対応できない重症者は、日本 DMAT などの医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、都又は区が調達する。								
7	297	1－5 保健衛生体制 避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活、被災のショック等は、心身の健康に様々な影響を及ぼす。心身の健康障害（エコノミークラス症候群～肺塞栓症～心的外傷後ストレス障害＝PTSD）の発生防止や在宅療養者の症状悪化等を防ぐための対策が必要である。	243	1－4 保健衛生体制 避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活、被災のショック等は、心身の健康に様々な影響を及ぼす。心身の健康障害（エコノミークラス症候群～肺塞栓症～心的外傷後ストレス障害＝PTSD）の発生防止や在宅療養者の症状悪化等を防ぐための対策が必要である。 区は、災害時における健康危機管理に関する人材育成を通して、都を調整窓口とする DHEAT の派遣等に対応した調整及び受援力の向上に努める。								
7	297	(1) 対応内容と役割分担 避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td> ○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ○ DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 区市町村における保健活動班の活動を支援 ○ 区市町村が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 ○ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村及び国を通じて他道府県市に保健活動班の派遣を要請 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣 ○ 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ○ DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 区市町村における保健活動班の活動を支援 ○ 区市町村が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 ○ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村及び国を通じて他道府県市に保健活動班の派遣を要請 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣 ○ 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護	243 ～ 244	(1) 対応内容と役割分担 避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都保健医療局、都福祉局</td><td> ○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ○ DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 区市町村における保健活動班の活動を支援 ○ 区市町村が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 ○ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村、国及び他県市等に保健活動班の派遣を要請 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣 ○ 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都保健医療局、都福祉局	○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ○ DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 区市町村における保健活動班の活動を支援 ○ 区市町村が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 ○ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村、国及び他県市等に保健活動班の派遣を要請 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣 ○ 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護
機関名	対策内容											
都福祉保健局	○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ○ DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 区市町村における保健活動班の活動を支援 ○ 区市町村が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 ○ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村及び国を通じて他道府県市に保健活動班の派遣を要請 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣 ○ 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護											
機関名	対策内容											
都保健医療局、都福祉局	○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ○ DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 区市町村における保健活動班の活動を支援 ○ 区市町村が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 ○ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村、国及び他県市等に保健活動班の派遣を要請 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣 ○ 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護											

章	頁	修正前	頁	修正後
7	298	（３）詳細な取組み内容 ① 保健所の指揮調整機能支援等 【実施主体】 都福祉保健局 ア 保健所の指揮調整機能支援等 ○ DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 被災区、中核市及び保健所政令市からの要請に基づき、DHEAT を派遣する。 ○ 国へ他道府県及び指定都市からの DHEAT の応援派遣に関する調整を依頼する。 ○ 他道府県及び指定都市からの DHEAT の派遣場所の調整を行う。	244	（３）詳細な取組み内容 ① 保健所の指揮調整機能支援等 【実施主体】 都保健医療局 ○ DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 被災区、中核市及び保健所政令市からの要請に基づき、DHEAT を派遣する。 ○ 国へ他道府県及び指定都市からの DHEAT の応援派遣に関する調整を依頼する。 ○ 他道府県及び指定都市からの DHEAT の派遣場所の調整を行う。
7	299	【実施主体】 都福祉保健局、区 ○ 医療支援チーム等の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。 【実施主体】 都福祉保健局 ○ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 区市町村における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村に保健活動班の派遣要請を行うとともに、他県市に保健活動班の派遣を要請する。	245	【実施主体】 都保健医療局、区 ○ 医療支援チーム等の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。 【実施主体】 都保健医療局 ○ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 区市町村における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村に保健活動班の派遣要請を行うとともに、国及び他県市等に保健活動班の派遣を要請する。 ○ 要配慮者等の栄養・食生活の支援について、都栄養士会と連携して実施する。
7	300	③ 地域精神保健活動 イ 医療衛生支援班 【実施主体】 都福祉保健局	246	③ 地域精神保健活動 イ 医療衛生支援班 【実施主体】 都保健医療局、都福祉局
7	301	④ 精神医療体制の確保 【実施主体】 都福祉保健局、区 ○ 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。 ○ 被災住民等の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。 ○ 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。 【実施主体】 都福祉保健局 ○ 被災した精神科病院の入院患者については、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受入れを円滑に行う。また、東京精神科病院協会等と連携し、別途受入れ先を確保する。 ○ 転院については、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣し、日本 DMAT 等との連携により行う。 ○ 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。 ○ 精神科災害医療体制の状況を把握し、必要に応じて厚生労働省（DPAT 事務局）及び他県の精神科病院に転院先の要請を行う。 （措置入院の体制確保） ○ 措置患者の緊急受入れについては、一時的に都立病院で行い、その後、東京都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。 ○ 措置診察体制のため指定医の確保等を行う。	247	④ 精神医療体制の確保 【実施主体】 都保健医療局、都福祉局、区 ○ 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。 ○ 被災住民等の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。 ○ 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。 【実施主体】 都保健医療局、都福祉局 ○ 被災した精神科病院の入院患者については、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受入れを円滑に行う。また、東京精神科病院協会等と連携し、別途受入れ先を確保する。 ○ 転院については、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣し、日本 DMAT 等との連携により行う。 ○ 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。 ○ 精神科災害医療体制の状況を把握し、必要に応じて厚生労働省（DPAT 事務局）及び他県の精神科病院に転院先の要請を行う。 （措置入院の体制確保） ○ 措置患者の緊急受入れについては、一時的に都立病院で行い、その後、東京都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。 ○ 措置診察体制のため指定医の確保等を行う。

章	頁	修正前	頁	修正後								
7	301	⑤ 在宅難病患者への対応 【実施主体】 都、区災対医療保健衛生対策本部	247	⑤ 在宅難病患者への対応 【実施主体】 都、区災対医療衛生部								
7	302	⑥ 在宅人工呼吸器使用者等への対応 【実施主体】 区災対医療衛生部、区災対地域本部 ○ 区災対医療衛生部及び区災対地域本部（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は、「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。 ○ 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。 ○ 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は、都へ支援を要請する。 【実施主体】 都福祉保健局 ○ 区市町村からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他縣市等と調整に努める。	248	⑥ 在宅人工呼吸器使用者等への対応 【実施主体】 区災対医療衛生部、区災対地域本部 ○ 区災対医療衛生部及び区災対地域本部（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。 ○ 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。 ○ 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は、都へ支援を要請する。 【実施主体】 都保健医療局 ○ 区市町村からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他縣市等と調整に努める。								
7	302	⑦ 透析患者等への対応 【実施主体】 都福祉保健局 ○ 日本透析医学会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。 ○ 被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と調整する。 ○ 他縣市への支援要請について、必要な調整を図る。	248	⑦ 透析患者等への対応 【実施主体】 災対医療衛生部 ○ 区は、都区部災害時透析医療ネットワーク等と連携し、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集するとともに、避難所における透析患者を把握し、透析患者に対して透析医療機関に関する情報等を提供する。 【実施主体】 都保健医療局 ○ 都透析医学会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。 ○ 被災状況に応じ、水の供給、患者搬送について関係機関と調整する。 ○ 他縣市への支援要請について、必要な調整を図る。								
7	302	⑧ 被災動物の保護 【実施主体】 都福祉保健局	248	⑧ 被災動物の保護 【実施主体】 都保健医療局								
7	303	2 医薬品・医療資器材の供給 （1）対策内容と役割分担 区の災害時医薬品供給体制を再検討し、医療物資供給体制を強化する。 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td> ○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達	249	2 医薬品・医療資器材の供給 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都保健医療局</td><td> ○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都保健医療局	○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬
機関名	対策内容											
都福祉保健局	○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達											
機関名	対策内容											
都保健医療局	○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬											

章	頁	修正前		頁	修正後	
			○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。 ○ 必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供			品等の確保に努める。 ○ 必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供
		都病院経営本部	○ 都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。		東京都立病院機構	○ 都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。
7	305	（２）業務手順 ③ ①②どちらの場合でも、発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は、以下のとおりとする。 （医療救護所） 発注：区の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請） 納品：卸が各医療救護所へ直接納品		251	（２）業務手順 ③ ①②どちらの場合でも、発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は、以下のとおりとする。 （医療救護所 <u>（緊急医療救護所及び避難所救護所）</u> ） 発注：区の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請） 納品：卸が各医療救護所へ直接納品	
7	307	【実施主体】 都福祉保健局	○ 区市町村から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給を要請する。 ○ 血液製剤が不足する場合は、都は他道府県を通じて他道府県血液センター（他道府県支部）に応援を依頼し、都外からの供給によりその確保を図る。	252	【実施主体】 都保健医療局	○ 区市町村から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給を要請する。 ○ 血液製剤が不足する場合は、都は他道府県を通じて他道府県血液センター（他道府県支部）に応援を依頼し、都外からの供給によりその確保を図る。
7	307 ～ 308	（３）詳細な取組み内容 【実施主体】 区災対医療衛生部 【医薬品等の備蓄・供給体制】 ① 医療 <u>救護所</u> 、避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。 ② 災害薬事コーディネーターは、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。 ③ 災害薬事コーディネーターは、区災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。 【災害薬事コーディネーターの業務】 災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。 ア 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等 イ 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等 ウ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等 ④ 区は、災害発生時において医薬品等を確保する必要があるときは、災害薬事コーディネーターによる調整のもと、医薬品卸売販売業者に対し、医薬品等の調達について協力を要請する。 ⑤ 緊急医療救護所や <u>医療救護所</u> 等において、発災直後は区の備蓄を使用する。不足する場合は、薬剤師会と協議の上、薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要		252 ～ 253	（３）詳細な取組み内容 【実施主体】 区災対医療衛生部 【医薬品等の備蓄・供給体制】 ① <u>緊急</u> 医療 <u>救護所</u> 、 <u>避難所救護所</u> 、避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。 ② 災害薬事コーディネーターは、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。 ③ 災害薬事コーディネーターは、区災害医療コーディネーター及び 東京都 地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。 【災害薬事コーディネーターの業務】 災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。 ア 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等 イ 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等 ウ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等 ④ 区は、災害発生時において医薬品等を確保する必要があるときは、災害薬事コーディネーターによる調整のもと、医薬品卸売販売業者に対し、医薬品等の調達について協力を要請する。 ⑤ 緊急医療救護所や <u>避難所救護所</u> 等において、発災直後は区の備蓄を使用する。不足する場合は、薬剤師会と協議の上、薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出	

章	頁	修正前	頁	修正後																																		
		請の前に卸売販売業者からの調達を行う。）。 ⑥ 備蓄等の提供だけでは医薬品等が不足する場合には、災害薬事コーディネーターによる調整のもと、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、 都福祉保健局 へ調達を要請する。 ⑦ 区は、区立 小・中学校 の防災倉庫に、応急用としての「避難所用応急救急セット」を配備する。 ⑧ 公共施設等に配備されている自動体外式除細動器を、災害時においても活用する。		要請の前に卸売販売業者からの調達を行う。）。 ⑥ 備蓄等の提供だけでは医薬品等が不足する場合には、災害薬事コーディネーターによる調整のもと、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、 都保健医療局 へ調達を要請する。 ⑦ 区は、区立 小中学校 の防災倉庫に、応急用としての「避難所用応急救急セット」を配備する。 ⑧ 公共施設等に配備されている自動体外式除細動器を、災害時においても活用する。																																		
7	308	<table><tr><td>【実施主体】</td><td>都福祉保健局</td></tr><tr><td colspan="2">○ 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用は、その補完的な位置付けとする。 ・ 都薬剤師会は、区災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。</td></tr></table>	【実施主体】	都福祉保健局	○ 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用は、その補完的な位置付けとする。 ・ 都薬剤師会は、区災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。		253 ～ 254	<table><tr><td>【実施主体】</td><td>都保健医療局</td></tr><tr><td colspan="2">○ 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用は、その補完的な位置付けとする。 ・ 都薬剤師会は、区災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。</td></tr></table>	【実施主体】	都保健医療局	○ 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用は、その補完的な位置付けとする。 ・ 都薬剤師会は、区災害医療コーディネーター及び 東京都 地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。																											
【実施主体】	都福祉保健局																																					
○ 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用は、その補完的な位置付けとする。 ・ 都薬剤師会は、区災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。																																						
【実施主体】	都保健医療局																																					
○ 災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とし、支援物資（製薬団体等から提供される無償の医薬品等）の利用は、その補完的な位置付けとする。 ・ 都薬剤師会は、区災害医療コーディネーター及び 東京都 地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。																																						
7	296 ～ 297	※「1－4 医療施設の確保」は、「3 医療施設の確保」として構成変更。 1－4 医療施設の確保 （1）対応内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎区災害医療コーディネーター</td><td>○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</td></tr><tr><td>自衛隊</td><td>○ 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉保健局</td><td>○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</td></tr><tr><td colspan="2">都病院経営本部</td><td>○ 都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化</td></tr></table> （自衛隊との連携については、第2部第5章第 5 節第2「3 応援協力・派遣要請」参照。） （2）業務手順 ○ 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。 ○ 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。 （3）詳細な取り組み内容 ○ 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。 ○ 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。 ○ 災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として、診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や、その他医療救護活動を行う。 ○ 救急告示を受けた有床診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、傷病者の医療救護活動を行い、診療継続に努める。	機関名		対策内容	区	◎区災害医療コーディネーター	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請	自衛隊	○ 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施	都総務局		○ 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請	都福祉保健局		○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請	都病院経営本部		○ 都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化	254 ～ 255	3 医療施設の確保 （1）対応内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎区災害医療コーディネーター</td><td>○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</td></tr><tr><td>自衛隊</td><td>○ 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請</td></tr><tr><td colspan="2">都保健医療局</td><td>○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請</td></tr><tr><td colspan="2">東京都立病院機構</td><td>○ 都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化</td></tr></table> （自衛隊との連携については、第2部第5章第 3 節第2「3 応援協力・派遣要請」参照。） （2）業務手順 ○ 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。 ○ 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。 （3）詳細な取り組み内容 ○ 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。 ○ 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。 ○ 災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として、診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や、その他医療救護活動を行う。 ○ 救急告示を受けた有床診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、傷病者の医療救護活動を行い、診療継続に努める。 ○ 他県市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、災害対策本部を通じて応援自治体に	機関名		対策内容	区	◎区災害医療コーディネーター	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請	自衛隊	○ 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施	都総務局		○ 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請	都保健医療局		○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請	東京都立病院機構		○ 都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化
機関名		対策内容																																				
区	◎区災害医療コーディネーター	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請																																				
	自衛隊	○ 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施																																				
都総務局		○ 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請																																				
都福祉保健局		○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請																																				
都病院経営本部		○ 都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化																																				
機関名		対策内容																																				
区	◎区災害医療コーディネーター	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請																																				
	自衛隊	○ 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施																																				
都総務局		○ 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請																																				
都保健医療局		○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請																																				
東京都立病院機構		○ 都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化																																				

章	頁	修正前	頁	修正後																																		
		○ 他縣市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、災害対策本部を通じて応援自治体に受入要請する。 ○ 医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。 ○ 被災病院にいる措置入院患者及び隔離・拘束中の患者については、災害拠点精神病院へ、医療保護入院患者については、災害拠点精神科連携病院へ、それぞれ搬送して治療を行う。		受入要請する。 ○ 緊急医療救護所等から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。 ○ 被災病院にいる措置入院患者及び隔離・拘束中の患者については、災害拠点精神病院へ、医療保護入院患者については、災害拠点精神科連携病院へ、それぞれ搬送して治療を行う。																																		
7	310	3 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等 （１）対策内容と役割分担 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区は連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。 ① 遺体の搜索についての取組み内容 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対土木部</td><td>○ 関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括を実施</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 関係機関と連携し、遺体の収容を実施</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取扱 ○ 区が実施する遺体の搜索・収容に協力 警視庁・警察署において、行方不明の届出受理、情報入手、調査実施 ○ 身元不明者の、特徴等を写真撮影、遺品保存して身元確認</td></tr><tr><td colspan="2">陸上自衛隊</td><td>○ 行方不明者等の救助・救出活動で発見した遺体を関係機関へ引継</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 関係機関との連絡調整</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対土木部	○ 関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括を実施	災対地域本部	○ 関係機関と連携し、遺体の収容を実施	警視庁・警察署		○ 救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取扱 ○ 区が実施する遺体の搜索・収容に協力 警視庁・警察署において、行方不明の届出受理、情報入手、調査実施 ○ 身元不明者の、特徴等を写真撮影、遺品保存して身元確認	陸上自衛隊		○ 行方不明者等の救助・救出活動で発見した遺体を関係機関へ引継	都総務局		○ 関係機関との連絡調整	255	4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等 （１）対策内容と役割分担 ① 遺体の搜索についての取組み内容 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対土木部</td><td>○ 関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括を実施</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 関係機関と連携し、遺体の収容を実施</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取扱 ○ 区が実施する遺体の搜索・収容に協力 ○ 警視庁・警察署において、行方不明の届出受理、情報入手、調査実施</td></tr><tr><td colspan="2">陸上自衛隊</td><td>○ 行方不明者等の救助・救出活動で発見した遺体を関係機関へ引継</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 関係機関との連絡調整</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対土木部	○ 関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括を実施	災対地域本部	○ 関係機関と連携し、遺体の収容を実施	警視庁・警察署		○ 救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取扱 ○ 区が実施する遺体の搜索・収容に協力 ○ 警視庁・警察署において、行方不明の届出受理、情報入手、調査実施	陸上自衛隊		○ 行方不明者等の救助・救出活動で発見した遺体を関係機関へ引継	都総務局		○ 関係機関との連絡調整
機関名		対策内容																																				
区	◎災対土木部	○ 関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括を実施																																				
	災対地域本部	○ 関係機関と連携し、遺体の収容を実施																																				
警視庁・警察署		○ 救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取扱 ○ 区が実施する遺体の搜索・収容に協力 警視庁・警察署において、行方不明の届出受理、情報入手、調査実施 ○ 身元不明者の、特徴等を写真撮影、遺品保存して身元確認																																				
陸上自衛隊		○ 行方不明者等の救助・救出活動で発見した遺体を関係機関へ引継																																				
都総務局		○ 関係機関との連絡調整																																				
機関名		対策内容																																				
区	◎災対土木部	○ 関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括を実施																																				
	災対地域本部	○ 関係機関と連携し、遺体の収容を実施																																				
警視庁・警察署		○ 救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取扱 ○ 区が実施する遺体の搜索・収容に協力 ○ 警視庁・警察署において、行方不明の届出受理、情報入手、調査実施																																				
陸上自衛隊		○ 行方不明者等の救助・救出活動で発見した遺体を関係機関へ引継																																				
都総務局		○ 関係機関との連絡調整																																				
7	310	③ 遺体収容所の設置とその活動についての取組み内容 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設 ○ 警察署に報告するとともに、区民等へ周知 ○ 状況に応じて、関係機関に応援を要請 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、関係機関と連絡調整を実施 ○ 警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底</td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等を編成、○派遣命令</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉保健局</td><td>○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 区長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設 ○ 警察署に報告するとともに、区民等へ周知 ○ 状況に応じて、関係機関に応援を要請 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、関係機関と連絡調整を実施 ○ 警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底	警視庁・警察署	○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 遺体取扱対策本部を設置し、 検視班等 を編成、 ○派遣命令	都福祉保健局		○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 区長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援	256	③ 遺体収容所の設置とその活動についての取組み内容 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設 ○ 警察署に報告するとともに、区民等へ周知 ○ 状況に応じて、関係機関に応援を要請 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、関係機関と連絡調整を実施 ○ 警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底</td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 遺体取扱対策本部を設置し、遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成 ○ 開設された遺体収容所に検視班等を派遣</td></tr><tr><td colspan="2">都保健医療局</td><td>○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 区長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設 ○ 警察署に報告するとともに、区民等へ周知 ○ 状況に応じて、関係機関に応援を要請 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、関係機関と連絡調整を実施 ○ 警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底	警視庁・警察署	○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 遺体取扱対策本部を設置し、遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成 ○ 開設された遺体収容所に検視班等を派遣	都保健医療局		○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 区長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援												
機関名		対策内容																																				
区	◎災対地域本部	○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設 ○ 警察署に報告するとともに、区民等へ周知 ○ 状況に応じて、関係機関に応援を要請 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、関係機関と連絡調整を実施 ○ 警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底																																				
	警視庁・警察署	○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 遺体取扱対策本部を設置し、 検視班等 を編成、 ○派遣命令																																				
都福祉保健局		○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 区長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援																																				
機関名		対策内容																																				
区	◎災対地域本部	○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設 ○ 警察署に報告するとともに、区民等へ周知 ○ 状況に応じて、関係機関に応援を要請 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、関係機関と連絡調整を実施 ○ 警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底																																				
	警視庁・警察署	○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 遺体取扱対策本部を設置し、遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成 ○ 開設された遺体収容所に検視班等を派遣																																				
都保健医療局		○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 区長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援																																				
7	311	④ 検視・検案・身元確認等についての取組み内容 ア 区・都等が行う対策 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対医療衛</td><td>○ 必要に応じ、歯科医師会の業務への協力（事務作業の補助等）を行う。</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛	○ 必要に応じ、歯科医師会の業務への協力（事務作業の補助等）を行う。	256 ～ 257	④ 検視・検案・身元確認等についての取組み内容 ア 区・都等が行う対策 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対医療衛</td><td>○ 必要に応じ、歯科医師会の業務への協力（事務作業の補助等）を行う。</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛	○ 必要に応じ、歯科医師会の業務への協力（事務作業の補助等）を行う。																						
機関名		対策内容																																				
区	◎災対医療衛	○ 必要に応じ、歯科医師会の業務への協力（事務作業の補助等）を行う。																																				
機関名		対策内容																																				
区	◎災対医療衛	○ 必要に応じ、歯科医師会の業務への協力（事務作業の補助等）を行う。																																				

章	頁	修正前					頁	修正後																														
				<table><tr><td></td><td>生部</td><td></td></tr><tr><td></td><td>災対地域本部</td><td>○ 検視・検案は、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定</td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td></td><td>○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。</td></tr></table>		生部			災対地域本部	○ 検視・検案は、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定	警視庁・警察署		○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。								<table><tr><td></td><td>生部</td><td></td></tr><tr><td></td><td>災対地域本部</td><td>○ 検視・検案は、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定</td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td></td><td>○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。</td></tr><tr><td>都保健医療局</td><td></td><td>○ 監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 ○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請</td></tr><tr><td>監察医務院</td><td></td><td>○ 検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 ○ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。</td></tr></table>		生部			災対地域本部	○ 検視・検案は、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定	警視庁・警察署		○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。	都保健医療局		○ 監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 ○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請	監察医務院		○ 検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 ○ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。		
	生部																																					
	災対地域本部	○ 検視・検案は、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定																																				
警視庁・警察署		○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。																																				
	生部																																					
	災対地域本部	○ 検視・検案は、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定																																				
警視庁・警察署		○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。																																				
都保健医療局		○ 監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 ○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請																																				
監察医務院		○ 検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 ○ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。																																				
7	311	ウ 身元確認に関する機関別活動内容					257	ウ 身元確認に関する機関別活動内容																														
				<table><tr><td>機関名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>○ 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、証拠採取に努める。 ○ 身元判明の際、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長に引き継ぐ。</td></tr></table>	機関名	対策内容	警視庁・警察署	○ 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、証拠採取に努める。 ○ 身元判明の際、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長に引き継ぐ。								<table><tr><td>機関名</td><td>対策内容</td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>○ 行方不明者と身元不明者の照合、DNA 型鑑定等の身元調査を行う。 ○ 身元判明の際、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続）。</td></tr></table>	機関名	対策内容	警視庁・警察署	○ 行方不明者と身元不明者の照合、DNA 型鑑定等の身元調査を行う。 ○ 身元判明の際、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続）。																		
機関名	対策内容																																					
警視庁・警察署	○ 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、証拠採取に努める。 ○ 身元判明の際、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長に引き継ぐ。																																					
機関名	対策内容																																					
警視庁・警察署	○ 行方不明者と身元不明者の照合、DNA 型鑑定等の身元調査を行う。 ○ 身元判明の際、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続）。																																					
7	312	⑦ 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組み内容 【死亡届の受理等について】 ・ 死亡届を受理するためには、戸籍システムの復旧が必要となる。また、世田谷区が本籍地でない場合には、住民記録のシステム復旧および本籍市区町村長の戸籍システム復旧も必要となる。					258	⑦ 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組み内容 【死亡届の受理等について】 ・ 死亡届を受理するためには、戸籍システムの復旧が必要となる。また、世田谷区が本籍地でない場合には、国の戸籍情報連携システムの復旧も必要となる。																														
7	317	(2) 業務手順 ④ 検視・検案等 【実施主体】警視庁・警察署、区災対医療衛生部、区災対地域本部 ア 検視・検案 (ア) 検視は、警視庁・警察署が行うため、警視庁・警察署は検視班を編成し、遺体収容所に派遣する。検視後の遺体は、都福祉保健局の監察医務院に引継ぎ、検案を受ける。					262	(2) 業務手順 ④ 検視・検案等 【実施主体】警視庁・警察署、区災対医療衛生部、区災対地域本部 ア 検視・検案 (ア) 検視は、警視庁・警察署が行うため、警視庁・警察署は検視班を編成し、遺体収容所に派遣する。検視後の遺体は、都保健医療局の監察医務院に引継ぎ、検案を受ける。																														
7	317	〔身元確認班配置表（世田谷区歯科医師会）〕 <table><tr><td>班名</td><td>配置場所 （遺体収容所）</td><td>所在地</td><td>敷地面積 ㎡</td><td>総床面積 ㎡ （専有面積 ㎡）</td></tr><tr><td>第5班</td><td>代田南地区会館</td><td>代田1-21-11</td><td>1,204</td><td>748</td></tr></table>					班名	配置場所 （遺体収容所）	所在地	敷地面積 ㎡	総床面積 ㎡ （専有面積 ㎡）	第5班	代田南地区会館	代田1-21-11	1,204	748	262	〔身元確認班配置表（世田谷区歯科医師会）〕 <table><tr><td>班名</td><td>配置場所 （遺体収容所）</td><td>所在地</td><td>敷地面積 ㎡</td><td>総床面積 ㎡ （専有面積 ㎡）</td></tr><tr><td>第5班</td><td>松原地区会館</td><td>松原 5-17-6</td><td>534</td><td>461</td></tr></table>					班名	配置場所 （遺体収容所）	所在地	敷地面積 ㎡	総床面積 ㎡ （専有面積 ㎡）	第5班	松原地区会館	松原 5-17-6	534	461						
班名	配置場所 （遺体収容所）	所在地	敷地面積 ㎡	総床面積 ㎡ （専有面積 ㎡）																																		
第5班	代田南地区会館	代田1-21-11	1,204	748																																		
班名	配置場所 （遺体収容所）	所在地	敷地面積 ㎡	総床面積 ㎡ （専有面積 ㎡）																																		
第5班	松原地区会館	松原 5-17-6	534	461																																		
7	318 ～	第3 復旧対策					263	第3 復旧対策																														

章

頁

319

1 防疫体制の確立

(1) 対策内容と役割分担

震災時には、水道等のライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化などにより衛生環境が悪化し、各種感染症が発生するおそれがあるだけでなく、発災時に新興感染症が発生する可能性もある。

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

機関名		対策内容
区	◎ 災 対 医 療衛生部	○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除等を行う。 ○ 「医療衛生総務・情報管理班」「医療衛生支援班」「衛生指導班」において、区全体の防疫活動を実施 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡 ○ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都福祉保健局又は医師会等に協力を要請 ○ 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。 ○ 被災地域、地区や避難所における感染症発生状況の把握 ○ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 ○ 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○ 医療衛生支援班は、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。 ○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力 ○ 飲料水等及び食品の衛生と安全の確保
	都福祉保健局	○ 区の防疫活動を支援・指導 ○ 都医師会、都薬剤師会等に区の防疫活動に対する協力を要請 ○ 他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて区が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 ○ 区が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局において調達 ○ 区の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 区における保健活動班の活動を支援 ○ 「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護
	都保健所	○ 市町村の防疫活動を支援・指導 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施

頁

修正前

1 防疫体制の確立

(1) 対策内容と役割分担

機関名		対策内容
区	◎ 災 対 医 療衛生部	○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除等を行う。 ○ 「医療衛生総務・情報管理班」「医療衛生支援班」「衛生指導班」において、区全体の防疫活動を実施 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡 ○ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都保健医療局又は医師会等に協力を要請 ○ 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。 ○ 被災地域、地区や避難所における感染症発生状況の把握 ○ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 ○ 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○ 医療衛生支援班は、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。 ○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力 ○ 飲料水等及び食品の衛生と安全の確保
	都保健医療局	○ 区の防疫活動を支援・指導 ○ 都医師会、都薬剤師会等に区の防疫活動に対する協力を要請 ○ 他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて区が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 ○ 区が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都保健医療局において調達 ○ 区の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 区における保健活動班の活動を支援 ○ 「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護
	都保健所	○ 市町村の防疫活動を支援・指導 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保

頁

修正後

章	頁	修正前		頁	修正後							
		<table><tr><td></td><td> ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 </td></tr><tr><td>都医師会</td><td> ○ 都福祉保健局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 ○ 都福祉保健局（都保健所を含む）又は区と協議の上、防疫活動を実施 </td></tr></table> （第2部第9章第5節第2「2 避難所の開設・管理運営」参照） <u>（2）業務手順</u> <table><tr><td><u>【実施主体】区災対医療衛生部</u></td></tr><tr><td> ○ <u>防疫用器材の調達</u> <u>初期防疫活動においては、区の備蓄物品を使用するとともに、状況により必要品を購入又はその他の方法により調達する。</u> <u>消毒薬及び殺虫剤は、区備蓄分及び業者から調達する。</u> </td></tr></table>		○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保	都医師会	○ 都福祉保健局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 ○ 都福祉保健局（都保健所を含む）又は区と協議の上、防疫活動を実施	<u>【実施主体】区災対医療衛生部</u>	○ <u>防疫用器材の調達</u> <u>初期防疫活動においては、区の備蓄物品を使用するとともに、状況により必要品を購入又はその他の方法により調達する。</u> <u>消毒薬及び殺虫剤は、区備蓄分及び業者から調達する。</u>		<table><tr><td>都医師会</td><td> ○ 都保健医療局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 ○ 都保健医療局（都保健所を含む）又は区と協議の上、防疫活動を実施 </td></tr></table> （第2部第9章第3節第2「2 避難所の開設・管理運営」参照）	都医師会	○ 都保健医療局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 ○ 都保健医療局（都保健所を含む）又は区と協議の上、防疫活動を実施
	○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○ 市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保											
都医師会	○ 都福祉保健局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 ○ 都福祉保健局（都保健所を含む）又は区と協議の上、防疫活動を実施											
<u>【実施主体】区災対医療衛生部</u>												
○ <u>防疫用器材の調達</u> <u>初期防疫活動においては、区の備蓄物品を使用するとともに、状況により必要品を購入又はその他の方法により調達する。</u> <u>消毒薬及び殺虫剤は、区備蓄分及び業者から調達する。</u>												
都医師会	○ 都保健医療局長（都及び区市が設置する保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力 ○ 都保健医療局（都保健所を含む）又は区と協議の上、防疫活動を実施											
7	320	② 感染症対策 <table><tr><td><u>【実施主体】都、区災対医療衛生部</u></td></tr><tr><td> ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と都保健所、区災対医療衛生部が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保・必要に応じ行政検体の確保・搬送を行う。 ○ 都福祉保健局、都保健所及び区災対医療衛生部は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。 ○ 都保健所及び区災対医療衛生部は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、都福祉保健局と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。 </td></tr></table>	<u>【実施主体】都、区災対医療衛生部</u>	○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と都保健所、区災対医療衛生部が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保・必要に応じ行政検体の確保・搬送を行う。 ○ 都福祉保健局、都保健所及び区災対医療衛生部は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。 ○ 都保健所及び区災対医療衛生部は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、都福祉保健局と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。	265	② 感染症対策 <table><tr><td><u>【実施主体】都、区災対医療衛生部</u></td></tr><tr><td> ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都保健医療局と都保健所、区災対医療衛生部が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保・必要に応じ行政検体の確保・搬送を行う。 ○ 都保健医療局、都保健所及び区災対医療衛生部は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。 ○ 都保健所及び区災対医療衛生部は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、都保健医療局と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。 </td></tr></table>	<u>【実施主体】都、区災対医療衛生部</u>	○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都保健医療局と都保健所、区災対医療衛生部が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保・必要に応じ行政検体の確保・搬送を行う。 ○ 都保健医療局、都保健所及び区災対医療衛生部は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。 ○ 都保健所及び区災対医療衛生部は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、都保健医療局と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。				
<u>【実施主体】都、区災対医療衛生部</u>												
○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都福祉保健局と都保健所、区災対医療衛生部が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保・必要に応じ行政検体の確保・搬送を行う。 ○ 都福祉保健局、都保健所及び区災対医療衛生部は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。 ○ 都保健所及び区災対医療衛生部は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、都福祉保健局と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。												
<u>【実施主体】都、区災対医療衛生部</u>												
○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都保健医療局と都保健所、区災対医療衛生部が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保・必要に応じ行政検体の確保・搬送を行う。 ○ 都保健医療局、都保健所及び区災対医療衛生部は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。 ○ 都保健所及び区災対医療衛生部は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、都保健医療局と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。												
7	321	<table><tr><td><u>【実施主体】都</u></td></tr><tr><td> ○ 都福祉保健局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。 </td></tr></table>	<u>【実施主体】都</u>	○ 都福祉保健局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。	265	<table><tr><td><u>【実施主体】都</u></td></tr><tr><td> ○ 都保健医療局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。 </td></tr></table>	<u>【実施主体】都</u>	○ 都保健医療局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。				
<u>【実施主体】都</u>												
○ 都福祉保健局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。												
<u>【実施主体】都</u>												
○ 都保健医療局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。												
7	321	③ 被災動物の保護 <table><tr><td><u>【実施主体】都福祉保健局</u></td></tr></table>	<u>【実施主体】都福祉保健局</u>	265	③ 被災動物の保護 <table><tr><td><u>【実施主体】都保健医療局</u></td></tr></table>	<u>【実施主体】都保健医療局</u>						
<u>【実施主体】都福祉保健局</u>												
<u>【実施主体】都保健医療局</u>												
7	322	2 火葬 ② 広域火葬の実施について <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td> ○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ○ 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ○ 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請	266 ～ 267	2 火葬 ② 広域火葬の実施について <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都保健医療局</td><td> ○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ○ 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都保健医療局	○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ○ 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請
機関名	対策内容											
都福祉保健局	○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ○ 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請											
機関名	対策内容											
都保健医療局	○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ○ 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請											

章	頁	修正前	頁	修正後
		○ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 ○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 ○ 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。		○ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 ○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 ○ 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
7	322	（２）業務手順 【火葬体制】 火葬場 世田谷区 都本部 (都保健福祉局) 広域火葬体制 都内公営・民間火葬場 葬祭関係事業団体等 他府県 (公営火葬場) 連携 応援要請 施設割当 協力要請 応援要請 ・都に被災状況の報告 ・火葬場、搬送手段の確保 ・都内施設の被災状況調査 ・遺体総数の把握 ・国に状況報告 ・広域火葬への応援・協力要請	267	（２）業務手順 【火葬体制】 火葬場 世田谷区 都本部 (都保健医療局) 広域火葬体制 都内公営・民間火葬場 葬祭関係事業団体等 他府県 (公営火葬場) 連携 応援要請 施設割当 協力要請 応援要請 ・都に被災状況の報告 ・火葬場、搬送手段の確保 ・都内施設の被災状況調査 ・遺体総数の把握 ・国に状況報告 ・広域火葬への応援・協力要請
7	323	（３）詳細な取り組み内容 ② 火葬 【実施主体】 区区民支援部、区災対土木部、区災対地域本部 区は、災害発生後、速やかに区内の死者数を把握するとともに、臨海斎場及び近隣の火葬場の被災状況を把握の上、火葬を行う。区の対応のみでは施設が足りない場合は、都に対し広域火葬の応援・協力を要請する。 都は、都内の火葬場等の被災状況や区市町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。 <u>広域火葬とは、既存の火葬場の火葬能力だけでは当該区市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合において、都福祉保健局の調整の下で都内全域及び近隣県等の火葬場の応援・協力により、広域的に火葬を行うことをいう。</u>広域火葬体制の下では、自然死、病死等の事由による遺体についても災害による遺体と同様の取扱いとし、区の窓口において火葬の受付を行うとともに、火葬に関する区民からの相談に応じる。	267 ～ 268	（３）詳細な取り組み内容 ② 火葬 【実施主体】 区区民支援部、区災対土木部、区災対地域本部 区は、災害発生後、速やかに区内の死者数を把握するとともに、臨海斎場及び近隣の火葬場の被災状況を把握の上、火葬を行う。区の対応のみでは施設が足りない場合は、都に対し広域火葬の応援・協力を要請する。 都は、都内の火葬場等の被災状況や区市町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。 広域火葬体制の下では、自然死、病死等の事由による遺体についても災害による遺体と同様の取扱いとし、区の窓口において火葬の受付を行うとともに、火葬に関する区民からの相談に応じる。

【震災編】
第2部
施策ごとの具体的計画
(予防・応急・復旧計画)

第8章
帰宅困難者対策

章	頁	修正前	頁	修正後
8	325	本章における対策の基本的考え方 ○ 帰宅困難者対策の基本的考え方 大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、区内において混乱が想定される。事業者や学校などにおいて、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要がある。また、帰宅困難者の搬送について、国や都を中心とした広域的な応援調整が必要となる。 本章では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく区民、事業者、学校など社会全体で連携し取組みを進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現することを目標とする。 帰宅困難者の定義「内閣府：大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」より 【帰宅困難者】 地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）。 【駅前滞留者】 特定の駅周辺における「滞留者」を指し、帰宅可能な近距離の徒歩帰宅者及びそれ以外	269	本章における対策の基本的考え方 ○ 帰宅困難者対策の基本的考え方 大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、区内において混乱が想定される。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動等を最優先として取り組む必要があり、さらに膨大な人数の帰宅困難者に対応していくには限界がある。また、大勢が一斉に帰宅することで道路や歩道に多くの人が滞留し、警察・消防・自衛隊の車両が速やかに現場に到着できないなど、救命救助活動に支障をきたすほか、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされる恐れがある。このようなことから、「公助」に限らず民間事業者や学校などにおいて、「自助」「共助」が連携した総合的な取組みが必要になる。例えば、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要がある。 本章では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく区民、事業者、学校など社会全体で連携し取組みを進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現することを目標とする。 ※ 帰宅困難者の定義「内閣府：大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」より 【帰宅困難者】 ・地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）。 【駅前滞留者】 ・特定の駅周辺における「滞留者」を指し、帰宅可能な近距離の徒歩帰宅者及びそれ以外の帰宅困難者等。
8	329	第1節 現在の到達状況 1 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 都は、国と共に東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる協議会を、平成23年9月に設置し、平成24年9月に最終報告及び各種ガイドラインを取りまとめた。 2 都実施計画の策定 都は、平成24年11月に、帰宅困難者対策の事業方針や行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定した。 3 都帰宅困難者対策条例の施行 都は、平成25年4月に「東京都帰宅困難者対策条例」を施行し、帰宅困難者対策を総合的に推進している。 区は、都や関係機関と連携して、一斉帰宅駅周辺の混雑防止に努めるとともに、帰宅困難者が安全に帰	272 ～ 273	第1節 現在の到達状況と課題 1 東日本大震災時の状況 東日本大震災では、交通機関等の運行停止により、通勤、通学、買い物客等多くの帰宅困難者が発生した。東日本大震災では、区内幹線道路に帰宅困難者が大量に発生したため、区は緊急的な措置として、区立の集会施設などを24箇所開放した。 2 一時滞在施設等の確保 ○ 都は、区内において「一時滞在施設」（7箇所）を指定した。 ○ 区は、帰宅困難者の受入れに協力できる民間事業者と協定を締結し、12箇所の一時滞在施設を確保した。 ＊帰宅困難者のための支援施設、「一時滞在施設」一覧〔資料編資料第●・P●●〕 ○ 区は、東日本大震災を踏まえ、駅や幹線道路に近い区民施設11箇所及び協定締結施設1箇所を、「帰宅困難者支援施設」として選定している（令和6年6月現在）。帰宅困難者支援施設では、飲料水やト

章	頁	修正前	頁	修正後				
		宅できるよう帰宅者への支援に努めている。 4 東日本大震災時の状況 東日本大震災では、交通機関等の運行停止により、通勤、通学、買い物客等多くの帰宅困難者が発生した。東日本大震災では、区内幹線道路に帰宅困難者が大量に発生したため、区は緊急的な措置として、区立の集会施設などを 24 箇所開放した。 5 一時滞在施設の確保 ○ 都は、都立施設 200 箇所を一時滞在施設（約 7 万人分）として指定し、備蓄品の配備を行うとともに、都と一時滞在施設間の情報連絡体制の整備等を行った。また、区内において「一時滞在施設」（7 箇所）を指定した。 ○ 区は、帰宅困難者の受入れに協力できる民間事業者と協定を締結し、3 箇所の一時滞在施設を確保した。 ＊帰宅困難者のための支援施設、「一時滞在施設」一覧〔資料編資料第 57・P137〕 6 帰宅困難者支援施設の指定 ○区は、東日本大震災を踏まえ、駅や幹線道路に近い区民施設 11 箇所及び協定締結施設 1 箇所を、「帰宅困難者支援施設」として選定している（令和 2 年 4 月現在）。帰宅困難者支援施設では、飲料水やトイレ、情報などを提供する。 ＊帰宅困難者支援施設一覧〔資料編資料第 58・P138〕 7 帰宅支援ステーションの確保 ○都は、混乱収拾後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを 10,752 箇所確保した（((令和 2 年 4 月現在))）。災害時帰宅支援ステーションでは、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する。 ＊災害時帰宅支援ステーション一覧〔資料編資料第 59・P139〕 【帰宅困難者対策】 平成 26 年 6 月二子玉川駅周辺で、SNS 活用により、帰宅困難者対策訓練を実施した。 二子玉川駅周辺では、平成 27 年度から、駅周辺事業者等による駅前滞留者対策の検討を行ってきた。 平成 29 年 1 月には連絡会が発足し、定期的に情報共有等を行っている。 8 帰宅困難者支援の取組み 【帰宅困難者対策】 ○ 平成 26 年 6 月二子玉川駅周辺で、SNS 活用により、帰宅困難者対策訓練を実施した。 ○ 二子玉川駅周辺では、平成 27 年度から、駅周辺事業者等による駅前滞留者対策の検討を行ってきた。平成 29 年 1 月には連絡会が発足し、定期的に情報共有等を行っている。		イレ、情報などを提供する。 なお、区民施設 11 箇所においては、大容量ポータブル蓄電池を使用して、スマートフォン等の充電も提供する。 ＊帰宅困難者支援施設一覧〔資料編資料第●・P●●〕 ○ 都は、混乱収拾後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを 10,439 箇所確保した（(令和 4 年 10 月現在)）。災害時帰宅支援ステーションでは、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する。 ＊災害時帰宅支援ステーション一覧〔資料編資料第●・P●●〕 【課題】 ○ 帰宅困難者に対して、一斉帰宅の抑制を前提とした一時滞在施設、帰宅困難者支援施設及び災害時帰宅支援ステーションを周知する必要がある。 ○ 大量の帰宅困難者が殺到することが想定される主要駅周辺地域等における対策が必要である。 ○ 発災時に確実かつ迅速に施設運営ができるように、平時から施設との連携が重要である。 3 帰宅困難者支援の取組み 平成 26 年から二子玉川駅周辺では、二子玉川ライズと連携を図り、毎年帰宅困難者受入訓練を実施している。 【課題】 ○ 鉄道の運行が再開された場合、駅等には多くの帰宅困難者が殺到する恐れがある。地震による混乱収拾後の帰宅方法についての事業者等への周知徹底や、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制、徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援施策などの支援体制の充実が必要である。 ○ 発災時にスマートフォンをはじめとした情報端末からの情報入手の重要性が高まってきており、適時適切な情報発信や通信環境の強靱化等が一層求められる。 ○ 新 B0P、区立・私立の学校や保育園、児童館、幼稚園、一時預かり事業実施施設における児童・生徒等の保護策を充実させる必要がある。				
8	331 ～ 332	第 2 節 課題 【被害想定（東京湾北部地震）】※都内での想定 <table><tr><th>被害項目</th><th>想定される被害</th></tr><tr><td>都内滞留者数</td><td>最大 13,874,939 人</td></tr></table>	被害項目	想定される被害	都内滞留者数	最大 13,874,939 人	－	削除 ※「第 2 節 課題」は、修正後は「第 1 節 現在の到達状況と課題」に統合している。
被害項目	想定される被害							
都内滞留者数	最大 13,874,939 人							

章 頁		修正前	頁	修正後
		帰宅困難者数 最大 5,166,126 人		
		1 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの周知徹底における課題 都帰宅困難者対策条例で規定した内容について、区民、事業者、学校などにおいても周知を図り、従業員等の施設内待機に係る計画の作成や3日間の水・食料等の備蓄を行うことが必要である。 2 帰宅困難者への情報通信体制整備に関する課題 東日本大震災では、通信事業者の安否確認に関するツールは十分に活用されたとは言い難く、行政と民間が連携して帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備する必要がある。 3 一時滞在施設等に関する課題 被害想定では、行き場のない帰宅困難者が多数発生すると想定されており、都や区や関係団体が連携し、滞在を支援する施設の確保及び体制の充実が必要である。 ○ 帰宅困難者の円滑な支援を行うため、国・都と情報共有について連携した対応を行っていく仕組みが必要である。 ○ 帰宅困難者となる人々に対して一時滞在施設、帰宅困難者支援施設及び災害時帰宅支援ステーションを周知する必要がある。 ○ 大量の帰宅困難者が殺到することが想定される主要駅周辺地域等における対策が必要である。 4 帰宅支援に関する課題 ○ 混乱収拾後の、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制や、徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援施策などの支援体制の充実が必要である。 また、東日本大震災の教訓を踏まえて、関係団体が事前の役割分担の下、連携・協力する体制を推進する必要がある。 ○ さらに、新 BOP、区立・私立保育園、児童館、私立幼稚園、一時預かり事業実施施設における児童、生徒等の保護策を充実させる必要がある。 駅施設の混雑状況		

章	頁	修正前	頁	修正後
8	333 ～ 334	第3節 対策の方向性 4 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの周知徹底 都帰宅困難者対策条例で規定した内容を区民、事業者、学校等に周知していく（従業員の一齐帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など）。 5 情報通信基盤の整備 国、都、区市町村、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。 6 帰宅困難者の支援施設に関する課題 <u>帰宅困難者が滞在する施設の確保に向けて、区関連施設を指定するとともに、国、都、事業者団体等と連携し、帰宅困難者を支援する施設の充実を目指す。</u> 7 帰宅支援のための対策 帰宅支援の対策として、主要な沿線沿いの災害時帰宅支援施策の更なる充実、地域での取組みの推進を目指す。 ○ 区、事業者、就労者、区民が一体となった実践的な対策訓練等を継続的に実施する。 ○ 国・都と情報共有について連携した対応を検討していく。 ○ 二子玉川だけでなく、さらに三軒茶屋や下北沢などの主要駅においても帰宅困難者対策を進めていく。 ○ 帰宅困難者ハンドブック等を活用して、一時滞在施設及び帰宅困難者支援施設について周知を図っていく。 ○ 新 BOP、区立・私立保育園、児童館、<u>私立</u>幼稚園、一時預かり事業実施施設における児童、生徒等の保護策を充実させていく。	273 ～ 274	第2節 対策の方向性 4 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの周知徹底 都帰宅困難者対策条例で規定した内容を区民、事業者、学校等に周知していく（従業員の一齐帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など）。 <u>事業所防災リーダー制度を活用し、区内滞留者の大半を占める企業等の従業員への対策徹底を図る。また、SNS・WEB メディア等も活用した広報を実施していく。</u> 5 情報通信基盤の整備 国、都、区市町村、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。 <u>都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発するとともに、このシステムが十分に活用できるよう、一時滞在施設における通信体制の強靱化等に努める。</u> 6 帰宅支援のための対策 帰宅支援の対策として、主要な沿線沿いの災害時帰宅支援施策の更なる充実、地域での取組みの推進を目指す。 ○ 区、事業者、就労者、区民が一体となった実践的な対策訓練等を継続的に実施する。 ○ 国・都と情報共有について連携した対応を検討していく。 ○ 二子玉川だけでなく、さらに三軒茶屋や下北沢などの主要駅においても帰宅困難者対策を進めていく。 ○ 帰宅困難者ハンドブック等を活用して、一時滞在施設、<u>帰宅困難者支援施設及び災害時帰宅支援ステーション</u>について周知を図っていく。 ○ 新 BOP、区立・私立の<u>学校</u>や保育園、児童館、幼稚園、一時預かり事業実施施設における児童、生徒等の保護策を充実させていく。
8	335	第4節 到達目標 1 事業所における帰宅困難者対策の強化 <u>都帰宅困難者対策条例に基づき、都内の事業所は、一齐帰宅を抑止し、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などの取組みを行う。</u> 2 災害時帰宅支援の充実 <u>混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者の支援及び駅周辺における混乱防止のため、都や関係諸機関と協力し、情報提供を図るなど災害時の帰宅困難者支援の充実を図る。</u>	－	削除 ※「第4節 到達目標」は、修正後は「第2節 対策の方向性」に統合している。
8	336	第5節 具体的な取組み 第1 予防対策 1 帰宅困難者対策条例に基づく取組みの周知徹底 （1）対策内容と役割分担	275	第3節 具体的な取組み 第1 予防対策 1 帰宅困難者対策条例に基づく取組みの周知徹底 （1）対策内容と役割分担

章	頁	修正前	頁	修正後																						
		首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例の内容を周知する必要がある。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="4">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの区民・事業者への周知 ○ 駅ごとの駅前対策協議会等を設置・運営支援 ○ 駅周辺の滞留者の一時滞在所となる誘導先を確保</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの区民・事業者への周知</td></tr><tr><td>災対土木部</td><td>○ 鉄道・バス・タクシー等事業者との連携・対策 ○ 駅ごとの駅前対策協議会等を運営支援</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの区民・事業者への周知 ○ 駅ごとの駅前対策協議会等 を 設置・運営支援 ○ 駅周辺の滞留者の一時滞在所となる誘導先を確保	災対統括部	○ 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの区民・事業者への周知	災対土木部	○ 鉄道・バス・タクシー等事業者との連携・対策 ○ 駅ごとの駅前対策協議会等 を 運営支援				<table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの区民・事業者への周知 ○ 駅ごとの駅前対策協議会等の設置・運営支援 ○ 駅周辺の滞留者の一時滞在所となる誘導先を確保</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの区民・事業者への周知</td></tr><tr><td>災対土木部</td><td>○ 鉄道・バス・タクシー等事業者との連携・対策 ○ 駅ごとの駅前対策協議会等の運営支援</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの区民・事業者への周知 ○ 駅ごとの駅前対策協議会等 の 設置・運営支援 ○ 駅周辺の滞留者の一時滞在所となる誘導先を確保	災対統括部	○ 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの区民・事業者への周知	災対土木部	○ 鉄道・バス・タクシー等事業者との連携・対策 ○ 駅ごとの駅前対策協議会等 の 運営支援
機関名		対策内容																								
区	◎災対地域本部	○ 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの区民・事業者への周知 ○ 駅ごとの駅前対策協議会等 を 設置・運営支援 ○ 駅周辺の滞留者の一時滞在所となる誘導先を確保																								
	災対統括部	○ 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの区民・事業者への周知																								
	災対土木部	○ 鉄道・バス・タクシー等事業者との連携・対策 ○ 駅ごとの駅前対策協議会等 を 運営支援																								
機関名		対策内容																								
区	◎災対地域本部	○ 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの区民・事業者への周知 ○ 駅ごとの駅前対策協議会等 の 設置・運営支援 ○ 駅周辺の滞留者の一時滞在所となる誘導先を確保																								
	災対統括部	○ 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの区民・事業者への周知																								
	災対土木部	○ 鉄道・バス・タクシー等事業者との連携・対策 ○ 駅ごとの駅前対策協議会等 の 運営支援																								
8	337	<table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都総務局</td><td>○ 都帰宅困難者対策実施計画に基づく取組みの推進 ○ 都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○ 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置</td></tr><tr><td>都都市整備局</td><td>○ 都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進</td></tr><tr><td>東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所</td><td>○ 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 ○ 団体における連携協力体制の整備</td></tr></table>	機関名	対策内容	都総務局	○ 都帰宅困難者対策実施計画に基づく取組みの推進 ○ 都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○ 都は、 国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置	都都市整備局	○ 都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進	東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	○ 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 ○ 団体における連携協力体制の整備	275	<table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都総務局</td><td>○ 都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○ 国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置 ○ 事業所防災リーダー制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化</td></tr><tr><td>都都市整備局</td><td>○ 都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進</td></tr><tr><td>東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所</td><td>○ 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 ○ 団体における連携協力体制の整備 ○ 事業所防災リーダーの普及啓発への協力</td></tr></table>	機関名	対策内容	都総務局	○ 都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○ 国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置 ○ 事業所防災リーダー制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化	都都市整備局	○ 都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進	東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	○ 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 ○ 団体における連携協力体制の整備 ○ 事業所防災リーダーの普及啓発への協力						
機関名	対策内容																									
都総務局	○ 都帰宅困難者対策実施計画に基づく取組みの推進 ○ 都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○ 都は、 国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置																									
都都市整備局	○ 都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進																									
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	○ 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 ○ 団体における連携協力体制の整備																									
機関名	対策内容																									
都総務局	○ 都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○ 国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置 ○ 事業所防災リーダー制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化																									
都都市整備局	○ 都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進																									
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	○ 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 ○ 団体における連携協力体制の整備 ○ 事業所防災リーダーの普及啓発への協力																									
8	337	（２）詳細な取組み内容 都及び区は、帰宅困難者対策に関する対策全般について、都帰宅困難者対策実施計画に基づき、取組みを推進する。 ① 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの周知徹底 ○ 都及び区は、都民、事業者、学校等、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。 ○ 都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するための事業方針及び行政の支援策等を取りまとめた都帰宅困難者対策実施計画に基づく取組みを推進するとともに、区民や事業者等に周知していく。 ○ 帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。 ア 都帰宅困難者対策条例の概要 <table><tr><td>○ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化</td></tr><tr><td>○ 企業等従業員の３日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化</td></tr><tr><td>○ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化</td></tr><tr><td>○ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化</td></tr></table>	○ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化	○ 企業等従業員の３日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化	○ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化	○ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化	276	（２）詳細な取組み内容 ① 都帰宅困難者対策条例に基づく取組みの周知徹底 ○ 都は、平成 25 年 4 月に「東京都帰宅困難者対策条例」を施行し、帰宅困難者対策を総合的に推進している。 ○ 都及び区は、都民、事業者、学校等、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。 ○ 都は、事業所の防災担当者等が東京都と直接つながって、発災時に災害情報や防災行動の協力依頼等を届ける「事業所防災リーダー」制度を活用し、平時にも防災コンテンツ等を配信して従業員向けに一斉帰宅抑制等の普及啓発を図る。 ○ 都は、事業所防災リーダー等を対象に、継続的に事業所の防災人材を育成するためのコンテンツをとりまとめた「事業所防災リーダー必携」を作成し、帰宅困難者対策の内容などについて普及啓発を促進する。事業所防災リーダー等を通じて事業所単位の防災力の向上を図るとともに、地域と連携した共助の取組へと促していく。また、「企業防災アドバイザー」の派遣等により、個々の事業所の状況に応じた防災対策の徹底を図る。 ○ 都は、事業所防災リーダーを拡大し活用促進を図るため、事業所防災リーダーシステムを強化し、事業所ごとの支援用 Web ページの作成や気象警報等の即時反映など、平時も発災時も利用しやすい仕組みを開発した。また、リーダーの意義等についてより効果的に発信できるよう、企業の経営層に																		
○ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化																										
○ 企業等従業員の３日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化																										
○ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化																										
○ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化																										

章	頁	修正前	頁	修正後
		○ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等 ○ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力 ○ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）		<u>向けた媒体を活用するなど属性に応じた広報展開を実施する。</u> ○ 帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。
8	337 ～ 338	② 事業者における施設内待機計画の策定 【実施主体】事業者 ア 従業員等の施設内待機に係る計画の策定 ○ 事業者は、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、消防計画・事業所防災計画を定めておく。 ○ その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても可能な範囲において計画に明記する。 ○ <u>テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、あらかじめ役割分担を取り決める。</u> ○ 事業者は、計画を従業員等に周知する。 ○ 都及び区は、都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備の促進を図る。	276	② 事業者における施設内待機計画の策定 【実施主体】事業者 ア 従業員等の施設内待機に係る計画の策定 ○ 事業者は、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、消防計画・事業所防災計画を定めておく。 ○ その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても可能な範囲において計画に明記する。 ○ 事業者は、計画を従業員等に周知する。 ○ 都及び区は、都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備促進を図る。 ○ <u>都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。</u>
8	338 ～ 339	イ 備蓄 ○ <u>従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。</u> ○ 発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。ただし、震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討していく。 ○ <u>事業者は、共助の観点から、外部の帰宅困難者のために、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。</u> ○ <u>備蓄の考え方は、下記の「一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について」のとおりとする。</u> <u>【「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」における一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について】</u> <u>1 対象となる企業等</u> <u>国、都、区市町村等の官公庁も含む全ての事業者</u> <u>2 対象となる従業員等</u> <u>雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員</u> <u>3 3日分の備蓄量の目安</u> <u>・ 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットルとする。</u> <u>・ 主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。</u> <u>・ 毛布については、1人当たり1枚とする。</u> <u>・ その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。</u> <u>4 備蓄品目の例示</u> <u>（1）水：ペットボトル入り飲料水</u>	276 ～ 277	イ 備蓄 ○ 発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。ただし、震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討していく。 ○ <u>備蓄量、備蓄品目等は、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン（平成24年9月）」を踏まえて検討する。</u>

章	頁	修正前	頁	修正後
		（2）主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺 ※ 水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。 （3）その他の物資（特に必要性が高いもの） ・ 毛布やそれに類する保温シート ・ 簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等） ・ 敷物（ビニールシート等） ・ 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池 ・ 救急医療薬品類 （備考） 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。（例）非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図 2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。 （例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源		
8	340 ～ 341	③ 駅前滞留者対策ガイドライン 【駅前対策協議会（仮称）による取組み】 ○ 駅前対策協議会（仮称）では、平時より参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築する必要がある。図上訓練や情報連絡訓練などで検証し、地域の行動ルールに反映させる。 ○ 電話の輻輳や停電等の影響を受けないように、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備する。 ○ 駅前対策協議会（仮称）が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、情報提供手段について検討する。あらかじめ、情報収集や駅前への情報提供について、駅前対策協議会（仮称）で参加団体の役割分担や手順を決めておく。 ○ 駅前対策協議会（仮称）は、区が行う一時滞在施設の確保に協力する。 ○ 災害時における避難経路等の安全点検等を平時から実施し、地域の防災力を高めるよう取り組むことが重要である。 ○ 都と区は、都内の大規模ターミナル駅周辺など、多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域については、重点的に施策を行っていくことも検討する。この際、駅前対策協議会（仮称）と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、区と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組みを促すよう普及啓発していく。	278	③ 駅前滞留者対策ガイドライン 【駅前対策協議会（仮称）による取組み】 ○ 駅前対策協議会（仮称）では、平時より参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築する必要がある。図上訓練や情報連絡訓練などで検証し、地域の行動ルールに反映させる。 ○ 電話の輻輳や停電等の影響を受けないように、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備する。 ○ 駅前対策協議会（仮称）が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、情報提供手段について検討する。あらかじめ、情報収集や駅前への情報提供について、駅前対策協議会（仮称）で参加団体の役割分担や手順を決めておく。 ○ 駅前対策協議会（仮称）は、区が行う一時滞在施設の確保に協力する。 ○ 災害時における避難経路等の安全点検等を平時から実施し、地域の防災力を高めるよう取り組むことが重要である。 ○ 都と区は、都内の大規模ターミナル駅周辺など、多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域については、重点的に施策を行っていくことも検討する。この際、駅前対策協議会（仮称）と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、区と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組みを促すよう普及啓発していく。 ○ 都が開発する帰宅困難者対策オペレーションシステムとの連携等も検討していく。
8	341	④ 集客施設及び駅等の利用者保護 イ 利用者保護の対応方法の検討 ○ 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。 この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦）通学中の小中学生や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。	279	④ 集客施設及び駅等の利用者保護 イ 利用者保護の対応方法の検討 ○ 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。 この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）や通学中の小中学生や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

章	頁	修正前	頁	修正後																																		
		- 要配慮者、通学の小中学生への対応 事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。 外国人への対応 誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。		- 要配慮者、通学の小中学生への対応 事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておく。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。 外国人の誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。																																		
8	342	カ 学校等における児童・生徒等の安全確保 区立小中学校、保育園、通所福祉施設において、施設内での長時間にわたる待機に備えた対応マニュアル等の作成や飲料水、非常食、毛布などの物資の備蓄を行う。 - 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。 キ 区民における準備 - 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。	280	カ 学校等における児童・生徒等の安全確保 - 小中学校、保育園、通所福祉施設において、施設内での長時間にわたる待機に備えた対応マニュアル等の作成や飲料水、非常食、毛布などの物資の備蓄を行う。 - 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備するとともに、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。 キ 区民における準備 - 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。特に、携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。																																		
8	343	2 帰宅困難者への情報通信体制整備 （１）対策内容と役割分担<table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>災対財政・広報部</td><td>○ 事業者及び帰宅困難者への情報提供</td></tr><tr><td>◎災対統括部</td><td>○ 事業者及び帰宅困難者への情報提供ツールの周知</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備</td></tr><tr><td colspan="2">通信事業者</td><td>○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営○</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対財政・広報部	○ 事業者及び帰宅困難者への情報提供	◎災対統括部	○ 事業者及び帰宅困難者への情報提供ツールの周知	警視庁・警察署		○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備	通信事業者		○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用 安否確認 サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施	都総務局		○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営○	280	2 帰宅困難者への情報通信体制整備 （１）対策内容と役割分担<table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>災対財政・広報部</td><td>○ 事業者及び帰宅困難者への情報提供</td></tr><tr><td>◎災対統括部</td><td>○ 事業者及び帰宅困難者への情報提供ツールの周知</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備</td></tr><tr><td colspan="2">通信事業者</td><td>○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td> 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 - 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 - 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用の Wi-Fi 及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備。またスマートフォン充電用の蓄電池を配備 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に対し補助を実施 一時滞在施設における電力・通信体制の強靱化の取組推進 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布 </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対財政・広報部	○ 事業者及び帰宅困難者への情報提供	◎災対統括部	○ 事業者及び帰宅困難者への情報提供ツールの周知	警視庁・警察署		○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備	通信事業者		○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用 伝言 サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施	都総務局		帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 - 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 - 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用の Wi-Fi 及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備。またスマートフォン充電用の蓄電池を配備 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に対し補助を実施 一時滞在施設における電力・通信体制の強靱化の取組推進 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布
機関名		対策内容																																				
区	災対財政・広報部	○ 事業者及び帰宅困難者への情報提供																																				
	◎災対統括部	○ 事業者及び帰宅困難者への情報提供ツールの周知																																				
警視庁・警察署		○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備																																				
通信事業者		○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用 安否確認 サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施																																				
都総務局		○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営○																																				
機関名		対策内容																																				
区	災対財政・広報部	○ 事業者及び帰宅困難者への情報提供																																				
	◎災対統括部	○ 事業者及び帰宅困難者への情報提供ツールの周知																																				
警視庁・警察署		○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備																																				
通信事業者		○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用 伝言 サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施																																				
都総務局		帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 - 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 - 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用の Wi-Fi 及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備。またスマートフォン充電用の蓄電池を配備 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に対し補助を実施 一時滞在施設における電力・通信体制の強靱化の取組推進 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布																																				

章	頁	修正前	頁	修正後																																																							
8	343	（２）詳細な取組み内容 【実施主体】都、区、事業者等 ○ 都及び区は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。 ○ 帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保するため、関係機関の役割分担・連携要領、情報提供内容について、内閣府が定めた帰宅困難者等への情報提供ガイドラインを基に、国・都・区・事業者等は取組みを進めていく。	281	（２）詳細な取組み内容 【実施主体】都、区、事業者等 ○ 都及び区は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。 ○ 帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保するため、関係機関の役割分担・連携要領、情報提供内容について、内閣府が定めた帰宅困難者等への情報提供ガイドラインを基に、国・都・区・事業者等は取組みを進めていく。 ○ <u>都は、スマートフォンの GPS 情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。</u> ○ <u>都は、一時滞在施設専用の案内表示を作成し、施設へ展開する。</u>																																																							
8	343 ～ 344	3 一時滞在施設の確保 （１）対策内容と役割分担 <u>駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受入れるための施設（一時滞在施設）を確保する。</u> <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td> ○ 帰宅困難者支援施設の選定、運営体制の構築 ○ 一時滞在施設の周知・運営の具体化 ○ 事業者や関係団体と、一時滞在施設の提供に関する協定締結 </td></tr><tr><td>災対統括部</td><td> ○ 一時滞在施設の周知 ○ 事業者や関係団体と、一時滞在施設の提供に関する協定締結 </td></tr><tr><td colspan="2">事業者団体</td><td> ○ 加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼 </td></tr><tr><td colspan="2">事業者</td><td> ○ 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 ○ 帰宅困難者の受入れにできる限り協力 </td></tr><tr><td colspan="2">一時滞在施設となる施設</td><td> 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備○ </td></tr><tr><td colspan="2">区</td><td> ○ 区民等に対して一時滞在施設について普及啓発 ○ 一時滞在施設の名称や所在地等を、各防災関係機関へ周知 </td></tr><tr><td colspan="2">国都総務局</td><td> ○ 一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）について整理 ○ 民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化 </td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td> ○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○ 国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請 ○ 都帰宅困難者対策実施計画に基づく対策を推進 </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 帰宅困難者支援施設の選定、運営体制の構築 ○ 一時滞在施設の周知・運営の具体化 ○ 事業者や関係団体と、一時滞在施設の提供に関する協定締結	災対統括部	○ 一時滞在施設の周知 ○ 事業者や関係団体と、一時滞在施設の提供に関する協定締結	事業者団体		○ 加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼	事業者		○ 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 ○ 帰宅困難者の受入れにできる限り協力	一時滞在施設となる施設		行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備○	区		○ 区民等に対して一時滞在施設について普及啓発 ○ 一時滞在施設の名称や所在地等を、各防災関係機関へ周知	国都総務局		○ 一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）について整理 ○ 民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化	都総務局		○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○ 国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請 ○ 都帰宅困難者対策実施計画に基づく対策を推進	281 ～ 282	3 一時滞在施設の確保及び運営の支援 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td> ○ 帰宅困難者支援施設の選定、運営体制の構築 ○ 一時滞在施設の周知・運営の具体化 ○ 事業者や関係団体と、一時滞在施設の提供に関する協定締結 </td></tr><tr><td>災対統括部</td><td> ○ 一時滞在施設の周知 ○ 事業者や関係団体と、一時滞在施設の提供に関する協定締結 </td></tr><tr><td colspan="2">事業者団体</td><td> ○ 加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼 </td></tr><tr><td colspan="2">事業者</td><td> ○ 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 ○ 帰宅困難者の受入れにできる限り協力 </td></tr><tr><td colspan="2">一時滞在施設となる施設</td><td> ○ 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備 ○ <u>事業所防災リーダーへの登録</u> </td></tr><tr><td colspan="2">区</td><td> ○ 区民等に対して一時滞在施設について普及啓発 ○ 一時滞在施設の名称や所在地等を、各防災関係機関へ周知 </td></tr><tr><td colspan="2">国都総務局</td><td> ○ 一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）について整理 ○ 民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化 </td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td> ○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○ 国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請し、<u>民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施</u> ○ 都帰宅困難者対策実施計画に基づく対策を推進 </td></tr><tr><td colspan="2"><u>都主税局</u></td><td> <u>○ 民間の一時滞在施設における防災備蓄倉庫に対する税制上の支援の実施</u> </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 帰宅困難者支援施設の選定、運営体制の構築 ○ 一時滞在施設の周知・運営の具体化 ○ 事業者や関係団体と、一時滞在施設の提供に関する協定締結	災対統括部	○ 一時滞在施設の周知 ○ 事業者や関係団体と、一時滞在施設の提供に関する協定締結	事業者団体		○ 加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼	事業者		○ 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 ○ 帰宅困難者の受入れにできる限り協力	一時滞在施設となる施設		○ 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備 ○ <u>事業所防災リーダーへの登録</u>	区		○ 区民等に対して一時滞在施設について普及啓発 ○ 一時滞在施設の名称や所在地等を、各防災関係機関へ周知	国都総務局		○ 一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）について整理 ○ 民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化	都総務局		○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○ 国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請し、<u>民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施</u> ○ 都帰宅困難者対策実施計画に基づく対策を推進	<u>都主税局</u>		<u>○ 民間の一時滞在施設における防災備蓄倉庫に対する税制上の支援の実施</u>
機関名		対策内容																																																									
区	◎災対地域本部	○ 帰宅困難者支援施設の選定、運営体制の構築 ○ 一時滞在施設の周知・運営の具体化 ○ 事業者や関係団体と、一時滞在施設の提供に関する協定締結																																																									
	災対統括部	○ 一時滞在施設の周知 ○ 事業者や関係団体と、一時滞在施設の提供に関する協定締結																																																									
事業者団体		○ 加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼																																																									
事業者		○ 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 ○ 帰宅困難者の受入れにできる限り協力																																																									
一時滞在施設となる施設		行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備○																																																									
区		○ 区民等に対して一時滞在施設について普及啓発 ○ 一時滞在施設の名称や所在地等を、各防災関係機関へ周知																																																									
国都総務局		○ 一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）について整理 ○ 民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化																																																									
都総務局		○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○ 国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請 ○ 都帰宅困難者対策実施計画に基づく対策を推進																																																									
機関名		対策内容																																																									
区	◎災対地域本部	○ 帰宅困難者支援施設の選定、運営体制の構築 ○ 一時滞在施設の周知・運営の具体化 ○ 事業者や関係団体と、一時滞在施設の提供に関する協定締結																																																									
	災対統括部	○ 一時滞在施設の周知 ○ 事業者や関係団体と、一時滞在施設の提供に関する協定締結																																																									
事業者団体		○ 加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼																																																									
事業者		○ 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 ○ 帰宅困難者の受入れにできる限り協力																																																									
一時滞在施設となる施設		○ 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備 ○ <u>事業所防災リーダーへの登録</u>																																																									
区		○ 区民等に対して一時滞在施設について普及啓発 ○ 一時滞在施設の名称や所在地等を、各防災関係機関へ周知																																																									
国都総務局		○ 一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）について整理 ○ 民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化																																																									
都総務局		○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○ 国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請し、<u>民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施</u> ○ 都帰宅困難者対策実施計画に基づく対策を推進																																																									
<u>都主税局</u>		<u>○ 民間の一時滞在施設における防災備蓄倉庫に対する税制上の支援の実施</u>																																																									

章	頁	修正前		頁	修正後													
		都都市整備局	○ 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進		都総務局 都都市整備局	○ 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進												
8	344	（２）詳細な取組み内容 ① 帰宅困難者支援施設の選定 【実施主体】区災対地域本部、区災対統括部 東日本大震災を踏まえ、区として帰宅困難者支援施設を選定し、駅や幹線道路に近い区民施設 12 箇所 を、帰宅困難者が発生した場合の支援場所として活用することとした。 帰宅困難者支援施設では、飲料水やトイレ、情報などを提供する。 〔徒歩帰宅者に対する支援〕 <table><tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr><tr><td>区</td><td>帰宅困難者支援施設に指定した 11 箇所の施設では、飲料水やトイレ、情報などを提供する。 区の帰宅困難者支援施設（11 箇所）は以下のとおりである。 太子堂区民センター、上馬地区会館、経堂地区会館、北沢総合支所、新代田区民センター、深沢区民センター、桜新町区民集会所、砧区民会館成城ホール、大蔵第二運動場ロビー、烏山区民センター、上北沢区民センター 区が協定締結した帰宅困難者支援施設（1 箇所）は以下のとおりである。 世田谷郵便局</td></tr><tr><td>都</td><td>帰宅支援ステーションに指定した都立学校等で水、トイレ、休息の場の提供等を行う、また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等と帰宅困難者支援に関する協定を締結し、飲料水、トイレ等の提供を要請する。</td></tr></table>		機関名	内容	区	帰宅困難者支援施設に 指定 した 11 箇所の施設では、飲料水やトイレ、情報などを提供する。 区の帰宅困難者支援施設（11 箇所）は以下のとおりである。 太子堂区民センター、上馬地区会館、経堂地区会館、北沢総合支所、新代田区民センター、深沢区民センター、桜新町区民集会所、砧区民会館成城ホール、大蔵第二運動場ロビー、烏山区民センター、上北沢区民センター 区が協定締結した帰宅困難者支援施設（1 箇所）は以下のとおりである。 世田谷郵便局	都	帰宅支援ステーションに指定した都立学校等で水、トイレ、休息の場の提供等を行う、また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等と帰宅困難者支援に関する協定を締結し、飲料水、トイレ等の提供を要請する。	282	（２）詳細な取組み内容 ① 帰宅困難者支援施設の選定 【実施主体】区災対地域本部、区災対統括部 東日本大震災を踏まえ、区として帰宅困難者支援施設を選定し、駅や幹線道路に近い区民施設 11 箇所及び協定締結施設 1 箇所 を、帰宅困難者が発生した場合の支援場所として活用することとした。 〔徒歩帰宅者に対する支援〕 <table><tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr><tr><td>区</td><td>帰宅困難者支援施設に選定した 12 箇所の施設では、飲料水やトイレ、情報などを提供する。 なお、区の帰宅困難者支援施設（11 箇所）では、大容量ポータブル蓄電池を使用して、スマートフォン等の充電も提供する。 区の帰宅困難者支援施設（11 箇所）は以下のとおりである。 太子堂区民センター、上馬地区会館、経堂地区会館、北沢総合支所、代田区民センター、深沢区民センター、桜新町区民集会所、砧区民会館成城ホール、大蔵第二運動場ロビー、烏山区民センター、上北沢区民センター 区が協定締結した帰宅困難者支援施設（1 箇所）は以下のとおりである。 世田谷郵便局 </td></tr><tr><td>都</td><td>災害時帰宅支援ステーションに指定した都立学校等で水、トイレ、休息の場の提供等を行う、また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等と帰宅困難者支援に関する協定を締結し、飲料水、トイレ等の提供を要請する。</td></tr></table>		機関名	内容	区	帰宅困難者支援施設に 選定 した 12 箇所の施設では、飲料水やトイレ、情報などを提供する。 なお、区の帰宅困難者支援施設（11 箇所）では、大容量ポータブル蓄電池を使用して、スマートフォン等の充電も提供する。 区の帰宅困難者支援施設（11 箇所）は以下のとおりである。 太子堂区民センター、上馬地区会館、経堂地区会館、北沢総合支所、代田区民センター、深沢区民センター、桜新町区民集会所、砧区民会館成城ホール、大蔵第二運動場ロビー、烏山区民センター、上北沢区民センター 区が協定締結した帰宅困難者支援施設（1 箇所）は以下のとおりである。 世田谷郵便局	都	災害時 帰宅支援ステーションに指定した都立学校等で水、トイレ、休息の場の提供等を行う、また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等と帰宅困難者支援に関する協定を締結し、飲料水、トイレ等の提供を要請する。
機関名	内容																	
区	帰宅困難者支援施設に 指定 した 11 箇所の施設では、飲料水やトイレ、情報などを提供する。 区の帰宅困難者支援施設（11 箇所）は以下のとおりである。 太子堂区民センター、上馬地区会館、経堂地区会館、北沢総合支所、新代田区民センター、深沢区民センター、桜新町区民集会所、砧区民会館成城ホール、大蔵第二運動場ロビー、烏山区民センター、上北沢区民センター 区が協定締結した帰宅困難者支援施設（1 箇所）は以下のとおりである。 世田谷郵便局																	
都	帰宅支援ステーションに指定した都立学校等で水、トイレ、休息の場の提供等を行う、また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等と帰宅困難者支援に関する協定を締結し、飲料水、トイレ等の提供を要請する。																	
機関名	内容																	
区	帰宅困難者支援施設に 選定 した 12 箇所の施設では、飲料水やトイレ、情報などを提供する。 なお、区の帰宅困難者支援施設（11 箇所）では、大容量ポータブル蓄電池を使用して、スマートフォン等の充電も提供する。 区の帰宅困難者支援施設（11 箇所）は以下のとおりである。 太子堂区民センター、上馬地区会館、経堂地区会館、北沢総合支所、代田区民センター、深沢区民センター、桜新町区民集会所、砧区民会館成城ホール、大蔵第二運動場ロビー、烏山区民センター、上北沢区民センター 区が協定締結した帰宅困難者支援施設（1 箇所）は以下のとおりである。 世田谷郵便局																	
都	災害時 帰宅支援ステーションに指定した都立学校等で水、トイレ、休息の場の提供等を行う、また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等と帰宅困難者支援に関する協定を締結し、飲料水、トイレ等の提供を要請する。																	
8	345	③ 都との連携 【実施主体】都 ○ 区は、都が「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に基づいて実施する取組みについて協力する。 ○ 都は、広域的な立場から、国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。国が所有・管理する施設については、区市町村又は都からの要請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受入れる。 ○ 都は、都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の確保に向けた環境の整備を促進する。 ○ 都は、鉄道、幹線道路沿線にある公的施設から、都が実施する災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の連携を踏まえ、選定基準に基づいて施設を指定している。		283	③ 都との連携 【実施主体】都 ○ 区は、都が「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に基づいて実施する取組みについて協力する。													

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																																												
8	346	④ 事業者における対策 【実施主体】事業者、学校、マンション開発者、マンション管理者等 ○ 事業者、学校、マンション開発者、マンション管理者等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、区と協定を締結する。 ○ 事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。 ○ 一時滞在施設として確保した公立施設の名称や所在地等は、原則として公表する。	283	④ 事業者における対策 【実施主体】事業者、学校、マンション開発者、マンション管理者等 ○ 事業者、学校、マンション開発者、マンション管理者等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、区と協定を締結する。 ○ 事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。 ○ 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。																																																																																												
8	347	4 徒歩帰宅支援のための体制整備 （１）対策内容と役割分担 混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、都や区、関係機関等が連携して、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援、代替輸送手段の確保等の体制を構築する。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="5">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者に周知</td></tr><tr><td>○ 帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備</td><td></td></tr><tr><td>災対保健福祉部</td><td>○ 帰宅困難児童等の保護・対応</td></tr><tr><td>災対教育部</td><td>○ 帰宅困難児童等の保護・対応</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 帰宅困難者等への情報提供を区民・事業者に周知</td></tr><tr><td colspan="2">事業者</td><td>○ 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 協定等を締結し、災害時帰宅支援施設を運営できる体制を整備</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 帰宅ルールを策定</td></tr><tr><td colspan="2">通信事業者</td><td>○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者に周知</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者に周知</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 全都立学校（島しょを除く）を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討○</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者に周知	○ 帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備		災対保健福祉部	○ 帰宅困難児童等の保護・対応	災対教育部	○ 帰宅困難児童等の保護・対応	災対統括部	○ 帰宅困難者等への情報提供を区民・事業者に周知	事業者		○ 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発			○ 協定等を締結し、災害時帰宅支援施設を運営できる体制を整備			○ 帰宅ルールを策定	通信事業者		○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備			○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施	都総務局		帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者に周知			災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者に周知			○ 全都立学校（島しょを除く）を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保			○ 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布			沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討○	284	4 帰宅支援のための体制整備 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="4">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者に周知</td></tr><tr><td>○ 帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備</td><td></td></tr><tr><td>災対保健福祉部</td><td>○ 帰宅困難児童等の保護・対応</td></tr><tr><td>災対教育部</td><td>○ 帰宅困難児童等の保護・対応</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 帰宅困難者等への情報提供を区民・事業者に周知</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">区国都総務局</td><td>○ 鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について区民・事業者に周知</td></tr><tr><td colspan="2">事業者学校</td><td>○ 混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前策定</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 協定等を締結し、災害時帰宅支援施設を運営できる体制を整備</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 帰宅ルールを策定</td></tr><tr><td colspan="2">通信事業者</td><td>○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 全都立学校（島しょを除く）を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者に周知	○ 帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備		災対保健福祉部	○ 帰宅困難児童等の保護・対応	災対教育部	○ 帰宅困難児童等の保護・対応	災対統括部	○ 帰宅困難者等への情報提供を区民・事業者に周知		区国都総務局		○ 鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について区民・事業者に周知	事業者学校		○ 混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前策定			○ 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発			○ 協定等を締結し、災害時帰宅支援施設を運営できる体制を整備			○ 帰宅ルールを策定	通信事業者		○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備			○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施	都総務局		○ 全都立学校（島しょを除く）を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保			○ 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布			○ 沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討			○ 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備
機関名		対策内容																																																																																														
区	◎災対地域本部	○ 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者に周知																																																																																														
	○ 帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備																																																																																															
	災対保健福祉部	○ 帰宅困難児童等の保護・対応																																																																																														
	災対教育部	○ 帰宅困難児童等の保護・対応																																																																																														
	災対統括部	○ 帰宅困難者等への情報提供を区民・事業者に周知																																																																																														
事業者		○ 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発																																																																																														
		○ 協定等を締結し、災害時帰宅支援施設を運営できる体制を整備																																																																																														
		○ 帰宅ルールを策定																																																																																														
通信事業者		○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備																																																																																														
		○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施																																																																																														
都総務局		帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者に周知																																																																																														
		災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者に周知																																																																																														
		○ 全都立学校（島しょを除く）を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保																																																																																														
		○ 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布																																																																																														
		沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討○																																																																																														
機関名		対策内容																																																																																														
区	◎災対地域本部	○ 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者に周知																																																																																														
	○ 帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備																																																																																															
	災対保健福祉部	○ 帰宅困難児童等の保護・対応																																																																																														
	災対教育部	○ 帰宅困難児童等の保護・対応																																																																																														
災対統括部	○ 帰宅困難者等への情報提供を区民・事業者に周知																																																																																															
区国都総務局		○ 鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について区民・事業者に周知																																																																																														
事業者学校		○ 混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前策定																																																																																														
		○ 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発																																																																																														
		○ 協定等を締結し、災害時帰宅支援施設を運営できる体制を整備																																																																																														
		○ 帰宅ルールを策定																																																																																														
通信事業者		○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備																																																																																														
		○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施																																																																																														
都総務局		○ 全都立学校（島しょを除く）を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保																																																																																														
		○ 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布																																																																																														
		○ 沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討																																																																																														
		○ 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備																																																																																														
8	－	※「1 帰宅困難者対策条例に基づく取組みの周知徹底 （２）詳細な取組み内容 オ 帰宅ルールの設定」は、「4 帰宅支援のための体制整備 （２）詳細な取組み内容 イ 帰宅時間が集中しないための対応」及び「ウ 帰宅状況の把握」に構成変更。 （２）詳細な取組み内容	285 ～ 286	（２）詳細な取組み内容																																																																																												

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>オ 帰宅ルールの設定</u> <u>（ア）帰宅時間が集中しないための対応</u> 日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。 <u>（イ）帰宅状況の把握</u> 従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。 また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。		<u>① 混乱収拾後の帰宅方法の周知</u> 【実施主体】区、国、都、事業者、高校 ○ <u>都は、国と共同で運営する、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等から成る「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」において、「一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針」により、鉄道等公共交通機関が復旧した場合に帰宅者が駅に集中することを避けるなど、混乱収拾後の適切な帰宅方法・ルールのあり方を定めた。都は、事業所防災リーダーも活用しながら、都民・事業者に周知していく。</u> ○ <u>都は、事業所防災リーダーへの情報発信や、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じた都内滞留者への情報発信を通じて、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援する。</u> ○ <u>事業者等は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、以下の帰宅行動指針等を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。</u> <u>ア 帰宅行動指針</u> ○ <u>帰宅困難者等は、帰宅が可能な状況になった場合であっても、直ちに帰宅を開始するのではなく、帰宅手段や混雑状況等を確認し、帰宅の時機を見極めてから帰宅を開始する。</u> ○ <u>鉄道が運転再開した場合であっても、再開直後は輸送力の低下が想定されるため、徒歩帰宅が可能な距離の帰宅困難者等は、可能な限り徒歩で帰宅する。また、企業等や一時滞在施設の管理者等は、徒歩帰宅が可能な距離の帰宅困難者等は徒歩で帰宅するよう促す。</u> ○ <u>徒歩で帰宅する帰宅困難者等は、性急に帰宅を開始せず、帰宅経路の選定や所要時間、所持品、トイレが使用できる中継点等を確認し、帰宅開始の時期を見極める。</u> ○ <u>鉄道を利用して帰宅する帰宅困難者等は、目的の駅までの全区間が運転再開したことが確認できてから移動を開始する。</u> ○ <u>すでに混雑の発生が確認されている、あるいは、今後混雑が予想される場所には近づかず、混雑が緩和されるまでは待機場所での待機を継続する。</u> ○ <u>小さなこどものお迎えや家族の介護等やむを得ない事情により早期に帰宅する判断をした帰宅困難者等は、対応者を家庭内で1名にする等により、移動者数の増加抑制に努める。</u> <u>イ 帰宅時間が集中しないための対応</u> 日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。 <u>ウ 帰宅状況の把握</u> 従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。 また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。
8	347	<u>① 災害時帰宅支援ステーションによる支援</u> 【実施主体】都、事業者、都立高校 <u>事業者、都立高校は、都が実施する次の取組みに協力、連携する。</u> ○ 都は、全都立学校（島しょを除く）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。また、沿道の民間施設等と協定を締結して災害時帰宅支援ステーション	286	<u>② 災害時帰宅支援ステーションによる支援</u> 【実施主体】都、事業者、都立高校 ○ 都は、全都立学校（島しょを除く）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。また、沿道の民間施設等と協定を締結して災害時帰宅支援ステーションの拡大を図る。

章	頁	修正前	頁	修正後																																					
		ションの拡大を図る。																																							
8	348	③ 帰宅支援対象道路 【実施主体】都 ○ 都は、帰宅支援対象道路として指定した16路線について都民へ周知を図る。 【世田谷区内の帰宅支援対象道路（5路線）】 ○ 世田谷区内では、「玉川通り」、「甲州街道」、「井の頭通り」、「環状7号線」、「環状8号線」の5路線が帰宅支援対象道路に指定されている。	286	④ 帰宅支援対象道路 【実施主体】都 ○ 都は、帰宅支援対象道路として指定した16路線について都民へ周知を図る。 ○ 世田谷区内では、「玉川通り」、「甲州街道」、「井の頭通り」、「環状7号線」、「環状8号線」の5路線が帰宅支援対象道路に指定されている。																																					
8	350 ～ 351	第2 応急対策 1 駅等の混乱防止策 震災時には、列車の運転を見合わせるなどから、駅を含めた駅周辺等においては、帰宅しようとする乗客などが殺到し、混乱が生じる可能性があるが、行政の「公助」に限界があるため、駅周辺の関係者が行政と連携し、混乱防止を図る。 1－1 駅周辺の混乱防止 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ○ 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導</td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>○ 所轄の警察署は、区等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 所轄の消防署は、区等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施</td></tr><tr><td colspan="2">事業者等</td><td>○ 施設内に待機している利用者を保護し、情報を提供 ○ 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を実施</td></tr><tr><td colspan="2">商店街</td><td>○ 炊き出し等の実施</td></tr><tr><td colspan="2">通信事業者</td><td>○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の利用を周知</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供</td></tr><tr><td colspan="2">報道機関</td><td>○ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ○ 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導	警視庁・警察署	○ 所轄の警察署は、区等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施	東京消防庁・消防署		○ 所轄の消防署は、区等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施	事業者等		○ 施設内に待機している利用者を保護し、情報を提供 ○ 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を実施	商店街		○ 炊き出し等の実施	通信事業者		○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の利用を周知	都総務局		○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供	報道機関		○ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供	288	第2 応急対策 1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応 1－1 情報収集と判断 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 区内の帰宅困難者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 区内の帰宅困難者の滞留状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断</td></tr><tr><td>都総務局</td><td>○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 都内の帰宅困難者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 都内の帰宅困難者の滞留状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断</td></tr><tr><td colspan="2">国 交通事業者</td><td>○ 公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区市町村と共有</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 区内の帰宅困難者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 区内の帰宅困難者の滞留状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断	都総務局	○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 都内の帰宅困難者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 都内の帰宅困難者の滞留状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断	国 交通事業者		○ 公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区市町村と共有
機関名		対策内容																																							
区	◎災対地域本部	○ 駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ○ 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導																																							
	警視庁・警察署	○ 所轄の警察署は、区等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施																																							
東京消防庁・消防署		○ 所轄の消防署は、区等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施																																							
事業者等		○ 施設内に待機している利用者を保護し、情報を提供 ○ 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を実施																																							
商店街		○ 炊き出し等の実施																																							
通信事業者		○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の利用を周知																																							
都総務局		○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供																																							
報道機関		○ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供																																							
機関名		対策内容																																							
区	◎災対地域本部	○ 区内の帰宅困難者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 区内の帰宅困難者の滞留状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断																																							
	都総務局	○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 都内の帰宅困難者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 都内の帰宅困難者の滞留状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断																																							
国 交通事業者		○ 公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区市町村と共有																																							
8	354	1－3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>一時滞在施設となる施設</td><td>○ 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れ</td></tr></table>	機関名	対策内容	一時滞在施設となる施設	○ 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れ	288	1－2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 協定を締結している民間一時滞在施設等に開設要請 ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、帰宅困難者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 協定を締結している民間一時滞在施設等に開設要請 ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、帰宅困難者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施																											
機関名	対策内容																																								
一時滞在施設となる施設	○ 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れ																																								
機関名		対策内容																																							
区	◎災対地域本部	○ 協定を締結している民間一時滞在施設等に開設要請 ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、帰宅困難者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施																																							

章	頁	修正前	頁	修正後				
				<table><tr><td>一時滞在施設となる施設</td><td>○ 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れ</td></tr><tr><td>都総務局</td><td>○ 都立一時滞在施設に開設要請 ○ 区市町村を通じ、民間一時滞在施設に開設要請 ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じた施設運営の支援等を実施</td></tr></table>	一時滞在施設となる施設	○ 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れ	都総務局	○ 都立一時滞在施設に開設要請 ○ 区市町村を通じ、民間一時滞在施設に開設要請 ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じた施設運営の支援等を実施
一時滞在施設となる施設	○ 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れ							
都総務局	○ 都立一時滞在施設に開設要請 ○ 区市町村を通じ、民間一時滞在施設に開設要請 ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じた施設運営の支援等を実施							
8	354 ～ 355	（３）詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】施設管理者</td></tr></table> ア 一時滞在施設の開設 ○ 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。 なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。 また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。	【実施主体】施設管理者	289 ～ 290	（３）詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】施設管理者</td></tr></table> ア 一時滞在施設の開設 ○ 都災害対策本部（帰宅困難者対策部門）は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設へ直接開設要請を行う。また、区市町村に対し、協定を締結した民間一時滞在施設等や区市町村立の一時滞在施設へ開設要請するよう、呼びかける。 ○ 区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等に対し開設要請を行う。 ○ 施設の開設要請後は、施設管理者もしくは区が、都の DIS もしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。 ○ 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。 なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。 また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合でかつ、一時滞在施設としての開設が困難な場合は、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。	【実施主体】施設管理者		
【実施主体】施設管理者								
【実施主体】施設管理者								
8	355	イ 一時滞在施設の運営の流れ 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。 ○ 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね６時間後まで） ・ 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 ・ 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定 ・ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備 ・ 施設利用案内の掲示等 施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。 「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」 「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」 「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること」 「負傷者の治療等、施設において対応できない事項」等	290 ～ 291	イ 一時滞在施設の運営の流れ 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。 ○ 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね６時間後まで） ・ 従業員の安否確認 ・ 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 ・ 施設内の受入スペースや要配慮者優先スペース、立入禁止区域の設定 ・ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備 ・ 施設利用案内の掲示等 施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。 「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」 「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」 「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること」				

章	頁	修正前	頁	修正後															
		- 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi 等の通信手段の確保 - 区市町村等への一時滞在施設の開設報告 ○ 帰宅困難者の受入等（おおむね 12 時間後まで） - 帰宅困難者の受入開始 - 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動 - 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給 - し尿処理・ごみ処理のルールの確立 - テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達 - 受入可能人数を超過した場合の区市町村等への報告 ○ 運営体制の強化等（おおむね 1 日後から 3 日後まで） - 受入者も含めた施設の運営 - 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供		「負傷者の治療等、施設において対応できない事項」等 - 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi 等の通信手段の確保 - 区市町村等への一時滞在施設の開設報告 ○ 帰宅困難者の受入等（おおむね 12 時間後まで） - 帰宅困難者の受入開始 <u>携帯トイレ</u>・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動 - 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給 - し尿処理・ごみ処理のルールの確立 - テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達 - 受入可能人数を超過した場合の区市町村等への報告 ○ 運営体制の強化等（おおむね 1 日後から 3 日後まで） - 受入者も含めた施設の運営 <u>及び区への運営状況報告</u> - 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供 <u>公共交通機関の復旧・運行再開情報や災害時帰宅支援ステーションの開設情報などを適宜入手して帰宅困難者へ提供する。ただし、鉄道の復旧直後は輸送力が限られ、駅に人が殺到すると危険なため、なるべく帰宅のタイミングをずらすことなどの注意事項も合わせて伝えるようにすることが望ましい。</u>															
8	－	新設	291	1－3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="4">区</td><td>◎<u>災対地域本部</u></td><td rowspan="4">○ <u>帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報提供</u></td></tr><tr><td>○<u>災対統括部</u></td></tr><tr><td>○<u>災対財政・</u></td></tr><tr><td><u>広報部</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>都総務局</u></td><td> ○ <u>帰宅困難者等に対し、防災ポータルや防災ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供</u> ○ <u>一時滞在施設に対し、DIS のほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有</u> ○ <u>帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報発信</u> ○ <u>事業所防災リーダーを通じて都内の事業所に対し、随時災害情報等を提供</u> </td></tr><tr><td colspan="2"><u>報道機関</u></td><td>○ <u>行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供</u></td></tr></table> （2）詳細な取組み内容 【実施主体】<u>災対地域本部、災対統括部、災対財政・広報部、都総務局</u> ○ <u>区及び都は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、防災ポータル・ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。</u> ○ <u>都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムの整備を行い、順次利用可能な機能を活用していく。</u> ○ <u>情報提供に当たっては、民間の地図アプリや報道機関とも連携するなど幅広い提供方法を検討</u>	機関名		対策内容	区	◎ <u>災対地域本部</u>	○ <u>帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報提供</u>	○ <u>災対統括部</u>	○ <u>災対財政・</u>	<u>広報部</u>	<u>都総務局</u>		○ <u>帰宅困難者等に対し、防災ポータルや防災ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供</u> ○ <u>一時滞在施設に対し、DIS のほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有</u> ○ <u>帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報発信</u> ○ <u>事業所防災リーダーを通じて都内の事業所に対し、随時災害情報等を提供</u>	<u>報道機関</u>		○ <u>行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供</u>
機関名		対策内容																	
区	◎ <u>災対地域本部</u>	○ <u>帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報提供</u>																	
	○ <u>災対統括部</u>																		
	○ <u>災対財政・</u>																		
	<u>広報部</u>																		
<u>都総務局</u>		○ <u>帰宅困難者等に対し、防災ポータルや防災ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供</u> ○ <u>一時滞在施設に対し、DIS のほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有</u> ○ <u>帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報発信</u> ○ <u>事業所防災リーダーを通じて都内の事業所に対し、随時災害情報等を提供</u>																	
<u>報道機関</u>		○ <u>行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供</u>																	

章	頁	修正前	頁	修正後																																		
				する。 ○ 都は、事業所防災リーダーシステムにより、事業所ごとのマイページに対し、適宜災害情報・鉄道運行情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。また、発災時の行動などについての事業所からの問合せに対し、本システムを活用し、チャットボットで対応する。																																		
8	356	2 事業所等における帰宅困難者対策 発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、その対応について定める。	292	2 事業所等における帰宅困難者対策 削除																																		
8	356	（１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都総務局</td><td>○ 事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供 ○ 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請 ○ 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底</td></tr></table>	機関名	対策内容	都総務局	○ 事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供 ○ 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請 ○ 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底	292	（１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都総務局</td><td>○ 事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供 ○ 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請 ○ 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底</td></tr></table>	機関名	対策内容	都総務局	○ 事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供 ○ 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請 ○ 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底																										
機関名	対策内容																																					
都総務局	○ 事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供 ○ 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請 ○ 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底																																					
機関名	対策内容																																					
都総務局	○ 事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供 ○ 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請 ○ 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底																																					
8	358	（３）詳細な取組み内容 ④ 情報提供体制の確保 <table><tr><td>【実施主体】国、都、区、事業者</td></tr><tr><td>○ 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。 ○ そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。</td></tr></table>	【実施主体】国、都、区、事業者	○ 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。 ○ そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。	293	（３）詳細な取組み内容 ④ 情報提供体制の確保 <table><tr><td>【実施主体】国、都、区、事業者</td></tr><tr><td>○ 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。 ○ 都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していくとともに、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスやLINE アカウントに対して、様々な災害情報や防災行動のお願いなどを発信する。</td></tr></table>	【実施主体】国、都、区、事業者	○ 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。 そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。 ○ 都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していくとともに、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスやLINE アカウントに対して、様々な災害情報や防災行動のお願いなどを発信する。																														
【実施主体】国、都、区、事業者																																						
○ 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。 ○ そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。																																						
【実施主体】国、都、区、事業者																																						
○ 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。 そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。 ○ 都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していくとともに、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスやLINE アカウントに対して、様々な災害情報や防災行動のお願いなどを発信する。																																						
8	350 ～ 351	※「1－2 集客施設及び駅等における利用者保護」は、「3－2 集客施設及び駅等における利用者保護」として構成変更。 1－2 集客施設及び駅等における利用者保護 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる体制を構築 ○ 集客施設及び駅等において、利用者を一時滞在施設等へ誘導</td></tr><tr><td>災対財政・広報部</td><td>○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる体制を構築</td></tr><tr><td colspan="2">集客施設及び駅等の事業者</td><td>○ 集客施設及び駅等において、利用者を保護 ○ 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導</td></tr><tr><td colspan="2">鉄道事業者</td><td>○ 駅利用者に必要な情報を提供</td></tr><tr><td colspan="2">国 都総務局</td><td>○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築 ○ 集客施設及び駅等において、利用者を保護</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる体制を構築 ○ 集客施設及び駅等において、利用者を一時滞在施設等へ誘導	災対財政・広報部	○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる体制を構築	集客施設及び駅等の事業者		○ 集客施設及び駅等において、利用者を保護 ○ 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導	鉄道事業者		○ 駅利用者に必要な情報を提供	国 都総務局		○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築 ○ 集客施設及び駅等において、利用者を保護	294	3－2 集客施設及び駅等における利用者保護 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる体制を構築 ○ 集客施設及び駅等において、利用者を一時滞在施設等へ誘導</td></tr><tr><td>災対財政・広報部</td><td>○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる体制を構築</td></tr><tr><td colspan="2">集客施設及び駅等の事業者</td><td>○ 集客施設及び駅等において、利用者を保護 ○ 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導</td></tr><tr><td colspan="2">鉄道事業者</td><td>○ 駅利用者に必要な情報を提供</td></tr><tr><td colspan="2">国 都総務局</td><td>○ 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて集客施設や駅利用者等へ、都内の混雑に関する情報や一時滞在施設の開設・運営情報等を提供できるよう整備 ○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる体制を構築 ○ 集客施設及び駅等において、利用者を一時滞在施設等へ誘導	災対財政・広報部	○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる体制を構築	集客施設及び駅等の事業者		○ 集客施設及び駅等において、利用者を保護 ○ 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導	鉄道事業者		○ 駅利用者に必要な情報を提供	国 都総務局		○ 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて集客施設や駅利用者等へ、都内の混雑に関する情報や一時滞在施設の開設・運営情報等を提供できるよう整備 ○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報
機関名		対策内容																																				
区	◎災対地域本部	○ 事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる体制を構築 ○ 集客施設及び駅等において、利用者を一時滞在施設等へ誘導																																				
	災対財政・広報部	○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる体制を構築																																				
集客施設及び駅等の事業者		○ 集客施設及び駅等において、利用者を保護 ○ 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導																																				
鉄道事業者		○ 駅利用者に必要な情報を提供																																				
国 都総務局		○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築 ○ 集客施設及び駅等において、利用者を保護																																				
機関名		対策内容																																				
区	◎災対地域本部	○ 事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる体制を構築 ○ 集客施設及び駅等において、利用者を一時滞在施設等へ誘導																																				
	災対財政・広報部	○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる体制を構築																																				
集客施設及び駅等の事業者		○ 集客施設及び駅等において、利用者を保護 ○ 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導																																				
鉄道事業者		○ 駅利用者に必要な情報を提供																																				
国 都総務局		○ 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて集客施設や駅利用者等へ、都内の混雑に関する情報や一時滞在施設の開設・運営情報等を提供できるよう整備 ○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報																																				

章	頁	修正前	頁	修正後														
		<table><tr><td></td><td>○ 駅前を滞留者一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導</td><td></td></tr></table>		○ 駅前を滞留者一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導			<table><tr><td></td><td>を得られる仕組みを構築</td><td></td></tr></table>		を得られる仕組みを構築									
	○ 駅前を滞留者一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導																	
	を得られる仕組みを構築																	
8	353	（３）詳細な取組み内容 【実施主体】集客施設及び駅等の事業者 ○ 施設の安全性の確認 ・ 施設の安全の確認 事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。 ・ 施設の周囲の安全の確認 安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。 ○ 一時滞在施設への誘導等 ・ 事業者等による案内又は誘導 保護した利用者については、区市町村や関係機関との連携の下、事業者や駅前対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。 ・ 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合 災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区市町村や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受入れる一時滞在施設となることも想定する。 さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。 ○ 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。	296	（３）詳細な取組み内容 【実施主体】集客施設及び駅等の事業者 ○ 施設の安全性の確認及び利用者の保護 ・ 事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。 ・ 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、施設の周辺の安全を確認する。 安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。 ○ 一時滞在施設への誘導等 ・ 事業者等による案内又は誘導 保護した利用者については、区市町村や関係機関との連携の下、事業者や駅前対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。 ・ 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合 災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区市町村や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受入れる一時滞在施設となることも想定する。 さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。 ○ 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携の下、施設内保護が困難な事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。														
8	359	第3 復旧対策 1 徒歩帰宅者の代替輸送 （１）対策内容と役割分担 職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。しかし、首都直下地震等が発生した場合には、鉄道などの公共交通機関の多くが長期間にわたり、運行を停止することが想定される。 ここでは、帰宅困難者が帰宅するに当たり必要な情報提供などについて定める。	297	第3 復旧対策 1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進 （１）対策内容と役割分担 ① 帰宅ルールの周知・運用 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知</td></tr><tr><td>災対財政・広報部</td><td>○ 報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知</td></tr><tr><td colspan="2">事業者等</td><td>○ 従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するなど留意</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知	災対財政・広報部	○ 報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知	事業者等		○ 従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するなど留意			○ 事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知
機関名		対策内容																
区	◎災対地域本部	○ 事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知																
	災対財政・広報部	○ 報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知																
事業者等		○ 従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するなど留意																
		○ 事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知																
8	359	① 鉄道運行情報等の提供 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都総務局</td><td>○ 都内の交通事業者からの情報を集約し、都のホームページにおける帰宅困難者対</td></tr></table>	機関名	対策内容	都総務局	○ 都内の交通事業者からの情報を集約し、都のホームページにおける帰宅困難者対	297	② 鉄道運行情報等の提供 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都総務局</td><td>○ 事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供</td></tr></table>	機関名	対策内容	都総務局	○ 事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供						
機関名	対策内容																	
都総務局	○ 都内の交通事業者からの情報を集約し、都のホームページにおける帰宅困難者対																	
機関名	対策内容																	
都総務局	○ 事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供																	

章	頁	修正前	頁	修正後								
		<table><tr><td></td><td>策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民等に提供</td></tr></table>		策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民等に提供		<table><tr><td></td><td>○ 都内の交通事業者からの情報を集約し、帰宅困難者オペレーションシステム、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民、一時滞在施設等に提供</td></tr></table>		○ 都内の交通事業者からの情報を集約し、 帰宅困難者オペレーションシステム 、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民、 一時滞在施設 等に提供				
	策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民等に提供											
	○ 都内の交通事業者からの情報を集約し、 帰宅困難者オペレーションシステム 、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民、 一時滞在施設 等に提供											
8	361	2 徒歩帰宅者の支援 （１）対策内容と役割分担 帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都総務局</td><td> ○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都総務局	○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施	298	2 徒歩帰宅者の支援 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都総務局</td><td> ○ 事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供 ○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都総務局	○ 事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供 ○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施
機関名	対策内容											
都総務局	○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施											
機関名	対策内容											
都総務局	○ 事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供 ○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施											

【震災編】
第2部
施策ごとの具体的計画
(予防・応急・復旧計画)

第9章
避難者対策

章	頁	修正前	頁	修正後
9	363	○ 避難者対策の重要性と対策内容の基本的考え方 本章では、避難者対策として、<u>避難所・避難場所等</u>の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る取組みを定めている。	299	○ 避難者対策の重要性と対策内容の基本的考え方 本章では、避難者対策として、<u>避難場所・避難所等</u>の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る取組みを定めている。
9	367	第1節 現在の到達状況 1 避難体制の整備 区は、<u>危険が切迫した場合に、区民等を守るため、避難準備・高齢者等避難開始の発令及び避難勧告又は避難指示（緊急）の発令を行う。この際に、迅速かつ適切に対応できるよう関係機関との連携体制、避難に関する手順について検討を進めている。</u>	302	第1節 現在の到達状況と課題 1 避難体制の整備 区は、<u>要配慮者対策の支援や外国人への防災知識の普及・啓発等、高齢者や障害者、外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について検討を進めている。</u> <u>【課題】</u> <u>自治体の枠を越える大規模災害や複合的な災害が発生した場合における、避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要である。</u> <u>また、昨今の災害を踏まえ、高齢者や障害者、外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について、更なる検討が必要である。</u>
9	367 ～ 368	2 避難所・避難場所の指定及び管理運営の整備 区では、町会・自治会等が選定する「一時（いつとき）集合所」、区が指定する「指定避難所（及び予備避難所）」「福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）」、都が指定する「広域避難場所」の大きく分けて4種類の避難先がある。避難所が不足している状況から、関係団体との連携を図り、避難所の確保を推進し、各避難所又は避難場所等の役割について、区民に周知している。 また、指定避難所となる区立小中学校の耐震化は<u>令和2年度時点で71.1%</u>となっており、「避難所運営マニュアル」を、指定避難所<u>となる学校</u>ごとに避難所運営<u>組織</u>がそれぞれ作成・更新している。区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、避難所運営委員は自宅等の安全確認後に自動参集することを「避難所運営マニュアル」に記載し、そのマニュアルに基づいて開設、運営の訓練を行っている。 【避難所運営要員の確保】 ○ <u>避難所運営組織の中核をなす町会・自治会への加入率低下・高齢化の進行により、実働人員の確保が困難である。</u> 【避難所における運営訓練】 ○ 指定避難所（区立小中学校等）において、避難所運営訓練を実施している。 【避難所への飲料水の搬送】 <u>地域住民等でも容易に給水活動に使用できるよう、都水道局が施設整備を順次行っており、施設の使用について区と都で覚書を締結した。</u> ○ 都水道局から、消火栓を活用して応急給水を行うことのできるスタンドパイプ等の資器材の提供を受けており、平成26年度までに区内の全ての指定避難所に配備した。 ○ 避難所で飲み水を確保できるよう都水道局に<u>よる</u>応急給水栓の設置工事を行って<u>おり、現在75箇所</u>に設置している。（令和<u>2年3月</u>） 【避難所におけるペット・補助犬対応】 ○ 避難所運営マニュアルで標準的なルールを定め、パンフレット「災害時にペットを守るために」で周知している。 ○ 補助犬の対応を避難所運営マニュアル（標準版）に記載した。 【福祉避難所（高齢者）（障害者）の指定】	302 ～ 303	2 避難所・避難場所の指定及び管理運営の整備 区では、町会・自治会等が選定する「一時（いつとき）集合所」、区が指定する「指定避難所（及び予備避難所）」「福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）」、都が指定する「広域避難場所」の大きく分けて4種類の避難先がある。避難所が不足している状況から、関係団体との連携を図り、避難所の確保を推進し、各避難所又は避難場所等の役割について、区民に周知している。 また、指定避難所となる区立小中学校<u>等</u>の耐震化は<u>令和5年度時点で100%</u>となっており、「避難所運営マニュアル」を、指定避難所ごとに避難所運営<u>委員会</u>がそれぞれ作成・更新している。区内で震度5弱以上（<u>一部避難所では、震度6弱以上</u>）の地震が発生した場合、避難所運営委員は自宅等の安全確認後に自動参集することを「避難所運営マニュアル」に記載し、そのマニュアルに基づいて開設、運営の訓練を行っている。 【避難所運営要員の確保】 ○ <u>避難所運営委員会の中核をなす町会・自治会への加入率低下・高齢化の進行により、実働人員の確保が課題である。避難所運営訓練や防災訓練等への参加を促進し、新たな担い手の確保に努めている。</u> 【避難所における運営訓練】 ○ 指定避難所（区立小中学校等）において、避難所運営訓練を実施している。 【避難所における飲料水の確保】 ○ 都水道局から、消火栓を活用して応急給水を行うことのできるスタンドパイプ等の資器材の提供を受けており、平成26年度までに区内の全ての指定避難所に配備した。 ○ 避難所で飲み水を確保できるよう<u>区と都水道局で覚書を締結し、</u>都水道局に<u>において</u>応急給水栓の設置工事を行って<u>いる。なお、現在95箇所</u>に設置している。（令和<u>6年6月現在</u>） 【避難所におけるペット・補助犬対応】 ○ 避難所運営マニュアルで標準的なルールを定め、パンフレット「災害時にペットを守るために」で周知している。 ○ 補助犬の対応を避難所運営マニュアル（標準版・<u>解説版</u>）に記載した。 【福祉避難所（高齢者）（障害者）の指定】

章	頁	修正前	頁	修正後
		○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）指定施設については、96施設（高齢者施設 55施設、障害者施設 41施設）と協定を締結している。 【福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設・運営支援】 ○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）の円滑な開設・運営を支援するため、協定施設との連絡会や訓練を実施するなど、実効性の高いマニュアル整備に取り組んでいる。 【福祉避難所（母子）の指定】 ○ 福祉避難所（母子）の指定施設については、令和2年3月時点で9施設と協定を締結している。 【福祉避難所（母子）の開設・運営支援】 ○ 福祉避難所（母子）の円滑な開設・運営に向け、平成30年度には、災对各部の役割分担や実施体制、設営・運営・閉鎖の標準的な手順等を示す「福祉避難所（母子）運営マニュアル【全体版】」及び、各施設の特性を踏まえた開設準備や運営等の手順等を示す「福祉避難所（母子）運営マニュアル【施設版】」を策定した。 ○ 避難所によっては、管理運営の担い手が不足している場合がある。 ○ 指定施設1箇所において、マニュアルの検証等を目的として訓練を実施した。		○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）指定施設については、105施設（高齢者施設 63施設、障害者施設 42施設）と協定を締結している。 【福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設・運営支援】 ○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）の円滑な開設・運営を支援するため、協定施設との連絡会や訓練を実施するなど、実効性の高いマニュアル整備に取り組んでいる。 【福祉避難所（母子）の指定】 ○ 福祉避難所（母子）の指定施設については、令和6年6月時点で8施設と協定を締結している。 【福祉避難所（母子）の開設・運営支援】 ○ 福祉避難所（母子）の円滑な開設・運営に向け、協定施設との意見交換会や図上訓練を実施するなど、実効性の高いマニュアル整備に取り組んでいる。 【課題】 避難所には収容可能人数を大幅に超える数の避難者が避難するものと想定され、過密な状況となることから、適切な避難所運営が困難となることが懸念されている。 避難所によっては、管理運営の担い手が不足している場合がある。 避難所における安全・安心の確保のため、避難所運営マニュアル等に反映する等、避難所管理運営の推進を図る必要がある。
9	368	3 多様性に配慮した女性の視点を踏まえた避難所運営体制の確立 区では、平成30年3月に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に向け、様々な分野において取組みを推進している。 また、区では、「世田谷区第二次男女共同参画プラン（平成29年度～平成38年度）」において、世田谷区防災会議女性の視点部会における検討を踏まえ、地域の防災力向上を図るために、政策・方針決定過程から女性の参画を進めている。 さらに、多様性に配慮した女性の視点からの避難所運営体制の確立に向け、地域の避難所運営組織への啓発活動や、「避難所運営マニュアル（標準版）」に多様性に配慮した女性の視点を反映するなどの取組みを実施している。	303	3 多様性に配慮した視点を踏まえた避難所運営体制の確立 区では、平成30年3月に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に向け、様々な分野において取組みを推進している。 また、区では、「世田谷区第二次男女共同参画プラン（平成30年度～平成38年度）」において、世田谷区防災会議女性の視点部会における検討を踏まえ、地域の防災力向上を図るために、政策・方針決定過程から女性の参画を進めている。 さらに、多様性に配慮した視点からの避難所運営体制の確立に向け、地域の避難所運営委員会への啓発活動や、「避難所運営マニュアル（標準版・解説版）」に多様性に配慮した視点を反映するなどの取組みを実施している。 【課題】 避難所における安全・安心の確保や、多様性に配慮した幅広いニーズに応えるため、避難所運営マニュアル等に反映する等、避難所管理運営上の配慮の推進を図る必要がある。 多様性に配慮した視点を普及・啓発する担い手が不足していることから、担い手を育成していく必要がある。
9	368	4 避難行動要支援者の支援体制 区では、世田谷区避難行動要支援者避難支援プランを作成し、地域住民相互の助け合い活動が円滑に行えるよう、地域の助けあい活動のための仕組みづくりを行っている。 ○ 令和元年11月現在、避難行動要支援者支援事業については、100町会・自治会と協定を締結している。 ○ 区内の避難行動要支援者の人数は、8,375人となっている。 ○ 避難行動要支援者支援事業の協定を締結した町会・自治会においては、避難行動要支援者のうち、本人が事前に町会・自治会に提供する名簿への登載に同意した者は 4,030人中2,404人となってお	303 ～ 304	4 避難行動要支援者の支援体制 区では、世田谷区避難行動要支援者避難支援プランを作成し、地域住民相互の助け合い活動が円滑に行えるよう、地域の助けあい活動のための仕組みづくりを行っている。 ○ 令和6年4月現在、避難行動要支援者支援事業については、104町会・自治会と協定を締結している。 ○ 区内の避難行動要支援者の人数は、8,522人となっている （令和6年7月現在）。 ○ 避難行動要支援者支援事業の協定を締結した町会・自治会においては、避難行動要支援者のうち、本人が事前に町会・自治会に提供する名簿への登載に同意した者は 4,153人中2,246人となってお

章	頁	修正前	頁	修正後																											
		り、同意率は約6割となっている。 ○ 重層的な安否確認体制を整備するため、介護事業者等との連携強化に向けた検討会や図上演習等を実施している。		り、同意率は約5割となっている。 ○ 重層的な安否確認体制を整備するため、介護事業者等との連携強化に向けた検討会や図上演習等を実施している。 ○ 避難行動要支援の個別避難計画の作成支援を通じて、対象者やその支援者に対して災害時への備えの確認を促すとともに、区としても災害時の避難先や緊急連絡先などを把握している。 【課題】 新たな被害想定では、死者の中に避難行動要支援者が多くを占めているため、支援体制の一層の強化が必要である。具体的には、以下の項目が挙げられる。 ○ 避難行動要支援者支援事業の協定締結数の不足及び協定を締結した町会・自治会における高齢化に伴う担い手不足について、対策を講じる必要がある。 ○ 重層的な安否確認体制の整備については、介護事業者等との連携強化に引き続き取り組むとともに、今後は障害者関連の事業者とも連携を図る必要がある。																											
9	369 ～ 370	第2節 課題 【被害想定（東京湾北部地震）】 <table><tr><th colspan="2">被害項目</th><th>想定される被害</th></tr><tr><td colspan="2">避難者数</td><td>最大 242,390 人</td></tr><tr><td></td><td>避難所へ避難する人</td><td>最大 157,553 人</td></tr><tr><td></td><td>避難所以外のところへ避難する人</td><td>最大 84,837 人</td></tr><tr><td colspan="2">停電率</td><td>最大 19.4%</td></tr><tr><td colspan="2">固定電話不通率</td><td>最大 12.7%</td></tr><tr><td colspan="2">低圧ガス供給支障率</td><td>最大 1.2%</td></tr><tr><td colspan="2">上水道断水率</td><td>最大 30.8%</td></tr><tr><td colspan="2">下水道管きよ被害率</td><td>最大 24.7%</td></tr></table> 1 避難体制の整備 自治体の枠を越えた大規模災害時における、避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要である。 2 避難所・避難場所の指定及び管理運営の整備 避難所における安全・安心の確保のため、マニュアル等に反映したり、避難所管理運営の推進を図る必要がある。 ○ 町会・自治会とともに避難所運営を支える新たな担い手の加入も視野に入れながら避難所運営組織を充実していくことが必要である。 ○ 避難所運営要員がほとんど参集できない場合や学校に関係者がいない場合等で、避難所の対応方法や役割分担について整理していく必要がある。 【避難所における運営訓練】 ○ 訓練の円滑な進行が求められるため、避難所本来の運営体制強化やレベルアップが疎かになる傾向がある。	被害項目		想定される被害	避難者数		最大 242,390 人		避難所へ避難する人	最大 157,553 人		避難所以外のところへ避難する人	最大 84,837 人	停電率		最大 19.4%	固定電話不通率		最大 12.7%	低圧ガス供給支障率		最大 1.2%	上水道断水率		最大 30.8%	下水道管きよ被害率		最大 24.7%	－	削除 ※「第2節 課題」は、修正後は「第1節 現在の到達状況と課題」に統合している。
被害項目		想定される被害																													
避難者数		最大 242,390 人																													
	避難所へ避難する人	最大 157,553 人																													
	避難所以外のところへ避難する人	最大 84,837 人																													
停電率		最大 19.4%																													
固定電話不通率		最大 12.7%																													
低圧ガス供給支障率		最大 1.2%																													
上水道断水率		最大 30.8%																													
下水道管きよ被害率		最大 24.7%																													

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>○ 避難所を運営委員のみで運営していくことは困難であるため、避難者等を含めた区民が運営委員と協力し、一体となって避難所を開設・運営していかなければならないことについて、区民への一層の周知が必要である。</u> <u>○ 避難所外との物資輸送や情報伝達、予備避難所の開設・運営について、検討を進める必要がある。</u> <u>【避難所における飲料水等の確保】</u> <u>○ 地域住民等が給水活動を行える体制づくりについて、検討する必要がある。</u> <u>【避難所におけるペット対応】</u> <u>○ 東京都の方針を受けて、原則犬・猫等の小動物（避難者に危険を及ぼさない動物等）の同行避難を行う。</u> <u>○ ペット同行避難の標準的なルールを、個々の避難所の実情に合わせてどのように適用していくのか検討するとともに、避難所運営組織及び飼い主への周知が必要である。</u> <u>【福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設・運営の支援】</u> <u>○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）の協定施設数の更なる拡充が必要であるとともに、福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設に向けた災対マニュアル及び協定施設向けの運営マニュアルについて、受入れの優先判断や移送方法、施設との情報伝達、必要物資の搬送方法等の検討を行う必要がある。</u> <u>【福祉避難所（母子）の開設・運営等】</u> <u>○ 福祉避難所（母子）の円滑な開設・運営に向け、マニュアル未整備の指定施設の解消、備蓄の拡充と保管場所の確保、継続的な運営訓練の実施、医療体制との連携の検討等に取り組んでいく必要がある。</u> <u>【避難所や車中泊等の避難者の保健衛生対策】</u> <u>○ 過去の大規模災害を踏まえ、避難所や車中泊等の避難者の健康管理や感染症予防について検討を行う必要がある。</u> <u>○ 避難所の開設・運営において、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止を図るための対策について検討する必要がある。</u> <u>【避難所の停電対策】</u> <u>○ 令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）による大規模停電が発生したことを踏まえ、特に多くの方が避難する避難所の電源を確保する必要がある。</u> 3 多様性に配慮した女性の視点を踏まえた避難所運営体制の確立 <u>避難所における安全・安心の確保や、女性や要配慮者のニーズに応えるため、マニュアル等に反映したり、避難所管理運営の推進を図る必要がある。</u> <u>○ 救援物資の配分や避難所生活の運営等において、男女共同参画や性的マイノリティへの配慮など、多様性に配慮した女性の視点から十分に対応できるように、議論を行う必要がある。</u> <u>○ 多様性に配慮した女性の視点を取り入れた避難所運営体制の充実強化を図るためには、避難所運営における女性の参画を推進する必要がある。</u> <u>○ 避難所運営で必要と考えるものや、避難所生活・応急仮設住宅生活における心身への影響は、性別や心身の状況等で異なるため、平常時から災害時における多様性に配慮した女性の視点について理解を促進する必要がある。</u> 4 避難行動要支援者の支援体制		

章	頁	修正前	頁	修正後
		新たな被害想定では、死者の中に避難行動要支援者が多くを占めているため、支援体制の一層の強化が必要である。具体的には、以下の項目が挙げられる。 ○ 避難行動要支援者支援事業の協定締結数の不足及び協定を締結した町会・自治会における高齢化に伴う担い手不足について、対策を講じる必要がある。 ○ 重層的な安否確認体制の整備については、介護事業者等との連携強化に引き続き取り組むとともに、今後は障害者関連の事業者とも連携を図る必要がある。		
9	371	第3節 対策の方向性 1 避難体制の整備 的確な避難勧告・避難指示（緊急）の発令、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、区民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。	305	第2節 対策の方向性 1 避難体制の整備 的確な避難指示等の発令、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、区民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。
9	371 ～ 372	2 避難所・避難場所の指定及び管理運営の整備 避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所等の指定及び安全化を図る。 また、災害関連死にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保に向けて、避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における要配慮者のニーズに応じた対策、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮について検討する。 【避難所運営要員の確保】 ○ 避難所運営を支える人員を確保し、避難所運営組織の構成メンバーが交代した場合にも活動を継続できるよう、継続的な確認、訓練を実施する。 【避難所における運営訓練】 ○ 避難所運営委員会を中心に数多くの区民が参加し、自助・共助による避難所の開設・運営ができるよう、訓練の実施や意識の啓発に努める。 ○ 訓練実施時は、目的を明確にするよう働きかけ、有効な知識・技能の習得を進める。 ○ 訓練参加者の固定化を避けるための有効な周知・啓発手段について、運営委員会等区民と行政の協力で検討していく。 ○ 避難所外との物資輸送や情報伝達、予備避難所の開設・運営について、検討を進める。 【避難所への飲料水の搬送】 ○ 地域住民等でも容易に給水活動が行えるよう、給水拠点での応急給水訓練を定期的実施する。 【避難所におけるペット・補助犬対応】 ○ ペット同行避難を考慮し、ルールの周知を図っていくため、ペット同行避難訓練の実施や同行避難時の注意点等の啓発に努める。 ○ 補助犬の対応を考慮した避難所運営訓練の実現に向けて検討を行う。 【福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設・運営への支援】 ○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設・運営について、受入れの優先判断及び移送方法、資器材や介護用品等の必要物資の確保及び搬送方法、施設との情報伝達方法等を検討する。 【福祉避難所（母子）の開設・運営等】 ○ 協定締結団体（大学等）との連携を強化し、全指定施設への福祉避難所（母子）運営マニュアル【施設版】整備の早期実現に取り組む。 ○ 実践的な運営訓練の継続的な実施に取り組む。 ○ 設営や開設直後の運営に必要な備蓄品を拡充し、広域防災倉庫等に福祉避難所（母子）用スペース	305 ～ 306	2 避難所・避難場所の指定及び管理運営の整備 避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所等の指定及び安全化を図る。 また、災害関連死にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保に向けて、避難所における安全性の確保や避難所運営マニュアル等における要配慮者のニーズに応じた対策、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮について検討する。 【避難所運営要員の確保】 ○ 避難所運営を支える人員を確保し、避難所運営委員会の構成メンバーが交代した場合にも活動を継続できるよう、継続的な確認、訓練を実施する。 ○ 避難所運営要員がほとんど参集できない場合や学校に関係者がいない場合等で、避難所の対応方法や役割分担について整理していく。 ○ 避難所を運営委員のみで運営していくことは困難であるため、避難者等を含めた区民が運営委員と協力し、一体となって避難所を開設・運営していかなければならないことについて、区民への一層の周知を行う。 【避難所における運営訓練】 ○ 避難所運営委員会を中心に数多くの区民が参加し、自助・共助による避難所の開設・運営ができるよう、訓練の実施や意識の啓発に努める。 ○ 訓練実施時は、目的を明確にするよう働きかけ、有効な知識・技能の習得を進める。 ○ 訓練参加者の固定化を避けるための有効な周知・啓発手段について、運営委員会等区民と行政の協力で検討していく。 ○ 避難所外との物資輸送や情報伝達について、検討を進める。 【予備避難所の開設・運営】 ○ 協定締結団体等との連携を強化し、予備避難所の開設・運営手順の早期整備に取り組む。 【避難所における飲料水の確保】 ○ 地域住民等でも容易に給水活動が行えるよう、給水拠点での応急給水訓練を定期的実施する。 ○ 避難所の応急給水栓による給水訓練の実施を推進する。 【避難所におけるペット・補助犬対応】 ○ ペットについては、在宅避難が基本となることの周知啓発に努める。 ○ その上で、全ての避難所においてペット同行避難が可能な体制を順次整備する。 ○ 補助犬の対応を考慮した避難所運営訓練の実現に向けて検討を行う。

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>を設けるとともに、保管場所確保に取り組む。</u> ○ <u>福祉避難所（母子）の円滑な運営に向け、災害医療コーディネーターや区内の医療機関等、発災からの時間経過も考慮しながら、医療体制との適切な連携のあり方を検討する。</u> 【避難所や車中泊等の避難者の保健衛生対策】 ○ 過去の大規模災害を踏まえ、避難所や車中泊等の避難者の健康管理について検討する。 ○ 指定避難所以外の施設も活用し、避難所のスペースの確保に努める（震災時、水害時）。 ○ <u>新型コロナウイルス等感染症</u>への対策を想定した避難所開設・運営における留意事項等を作成<u>する。</u> ○ <u>避難所への避難の際は新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールしたうえで避難頂くよう区民に周知する。</u> 【避難所の停電対策】 ○ 避難所に配備しているガソリン、ガスボンベ式発電機などの燃料が枯渇した場合を想定し、電気自動車（庁有車）及び外部給電器を導入する。 ○ 避難が長期化した場合の携帯電話への充電手段を確保するため、避難所や帰宅困難者支援施設に<u>大容量ポータブル蓄電池を配備する。</u>		【福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設・運営への支援】 ○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設・運営について、受入れの優先判断及び移送方法、資器材や介護用品等の必要物資の確保及び搬送方法、施設との情報伝達方法等を検討する。 ○ <u>福祉避難所（高齢者）（障害者）の協定施設数の更なる拡充が必要とともに、福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設に向けた災対マニュアル及び協定施設向けの運営マニュアルについて、受入れの優先判断や移送方法、施設との情報伝達、必要物資の搬送方法等を検討する。</u> 【福祉避難所（母子）の開設・運営等】 ○ 協定締結団体（大学等）との連携を強化し、福祉避難所（母子）運営マニュアル【施設版】整備の早期実現に取り組む。 ○ 実践的な<u>図上</u>訓練の継続的な実施に取り組む。 ○ <u>福祉避難所（母子）の開設・運営について、受入れの優先判断及び施設と〇の情報伝達方法等を検討する。</u> 【避難所や車中泊等の避難者の保健衛生対策】 ○ 過去の大規模災害を踏まえ、避難所や車中泊等の避難者の健康管理について検討する。 ○ 指定避難所以外の施設も活用し、避難所のスペースの確保に努める（震災時、水害時）。 ○ <u>インフルエンザなど特に急性呼吸器感染症</u>への対策を想定した避難所開設・運営における留意事項等を作成<u>した（避難所運営マニュアル別冊感染症対策テキスト）。</u> 【避難所の停電対策】 ○ 避難所に配備しているガソリン、ガスボンベ式発電機などの燃料が枯渇した場合を想定し、電気自動車（庁有車）及び外部給電器を導入する。 ○ <u>令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）による大規模停電が発生したことを踏まえ、特に多くの方が避難する避難所の電源を確保する。</u> ○ 避難が長期化した場合の携帯電話への充電手段を確保するため、避難所や帰宅困難者支援施設に<u>発電機・蓄電池等</u>を配備した。
9	372	3 多様性に配慮した<u>女性</u>の視点を踏まえた避難所運営体制の確立 避難所運営マニュアル等における<u>女性や要配慮者</u>のニーズに応じた対策について定める。 ○ 世田谷区第二次男女共同参画プランに掲げた施策に沿った事業展開をすることで、災害対策における男女共同参画の視点等に立った配慮を進めていく。 ○ 災害対策の検討過程における<u>多様性に配慮した</u>女性の視点は重要な観点であることから、災害に関する方針等の検討過程への女性の参画の拡大を図っていく。 ○ 災害時における<u>男女共同参画や性的マイノリティ、要配慮者等</u>への配慮の必要性やその対応等に対する理解を広めていく。	306	3 多様性に配慮した視点を踏まえた避難所運営体制の確立 避難所運営マニュアル等における<u>多様性に配慮した幅広い</u>のニーズに応じた対策について定める。 ○ 世田谷区第二次男女共同参画プランに掲げた施策に沿った事業展開をすることで、災害対策における男女共同参画の視点等に立った配慮を進めていく。 ○ 災害対策の検討過程における女性の視点は重要な観点であることから、災害に関する方針等の検討過程への女性の参画の拡大を図っていく。 ○ 災害時における<u>男女共同参画の視点及び年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず多様性</u>への配慮の必要性やその対応等に対する理解を広めていく。 ○ <u>避難所運営で必要と考えるものや、避難所生活・応急仮設住宅生活における心身への影響は、性別や心身の状況等で異なるため、平常時から災害時における多様性に配慮した視点について理解を促進する。</u>
9	372	4 避難行動要支援者対策の強化 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」（<u>平成 29 年 3 月</u>改定）に基づき、避難行動要支援者の	306 ～	4 避難行動要支援者対策の強化 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」（<u>令和 4 年 4 月</u>改定）に基づき、避難行動要支援者の安

章	頁	修正前	頁	修正後																
		安否確認・避難支援、避難生活の支援等の取組みを推進する。 ○ 避難行動要支援者の安否確認を迅速かつ円滑に行うため、他分野にわたる対策において関係機関、関係各部とさらに検討を進め、支援体制の強化を図る。 ○ 引き続き町会・自治会との避難行動要支援者支援事業に取り組むとともに、新たな地域の人材（担い手）が参加・協働できる仕組みづくりを検討する。 ○ 重層的な安否確認体制を整備するため、介護事業者等との取組みに加えて、障害者関連の事業者とも連携を図る。 ○ 避難生活の支援において、在宅や避難所、福祉避難所で生活している要配慮者への福祉サービスの再開・提供、健康状態の把握や見守り、物資の調達・供給体制等について検討を行う。	307	否確認・避難支援、避難生活の支援等の取組みを推進する。 ○ 避難行動要支援者の安否確認を迅速かつ円滑に行うため、他分野にわたる対策において関係機関、関係各部とさらに検討を進め、支援体制の強化を図る。 ○ 引き続き町会・自治会との避難行動要支援者支援事業に取り組むとともに、新たな地域の人材（担い手）が参加・協働できる仕組みづくりを検討する。 ○ 重層的な安否確認体制を整備するため、介護事業者等との取組みに加えて、障害者関連の事業者とも連携を図る。 ○ 避難生活の支援において、在宅や避難所、福祉避難所で生活している要配慮者への福祉サービスの再開・提供、健康状態の把握や見守り、福祉的な支援、物資の調達・供給体制等について検討を行う。																
9	373	第4節 到達目標 1 避難先の確保や避難誘導の仕組みの構築 災害時に想定している避難者数は、区内の避難所の想定収容人数を大幅に超えている。そのため、関係団体等と連携し、避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築する。 2 避難所等の確保や安全性等の確保 避難所が不足している状況にあることから、区有施設の更なる有効活用や、一定規模以上の建物を有する民間施設との避難所提供に関する協定の締結を積極的に進めることにより、避難所の拡充を図っていく。また、災害時に避難所等の円滑な開設・運営を行うことのできる体制を構築する。 3 多様性に配慮した女性の視点を踏まえた避難所運営体制の確立 安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、女性や要配慮者など多様性に配慮した女性の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。被災女性等に対する相談窓口を設置するなど、支援体制を推進する。 4 避難行動要支援者の安否確認体制の強化 災害救助では、災害発生から 72 時間が経過すると生存率が急激に低下するといわれている。中でも避難行動要支援者は自力での避難や救助を求めることが困難なため、本人・家族による「自助」や地域住民による「共助」による取組みを基本として、発災直後から安否確認を開始し、発災後 48 時間程度までに安否確認情報を集約することを目標に体制づくりを進める。	－	削除 ※「第4節 到達目標」は、修正後は「第2節 対策の方向性」に統合している。																
9	374	第5節 具体的な取組み 第1 予防対策 1 避難体制の整備 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 発災時に備えた地域の実情の把握</td></tr><tr><td></td><td>○ 避難勧告等を行う場合の対応を検討</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 発災時に備えた地域の実情の把握		○ 避難勧告等 を行う場合の対応を検討	308	第3節 具体的な取組み 第1 予防対策 1 避難体制の整備 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 発災時に備えた地域の実情の把握</td></tr><tr><td></td><td>○ 避難指示等を行う場合の対応を検討</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 発災時に備えた地域の実情の把握		○ 避難指示等 を行う場合の対応を検討
機関名		対策内容																		
区	◎災対地域本部	○ 発災時に備えた地域の実情の把握																		
		○ 避難勧告等 を行う場合の対応を検討																		
機関名		対策内容																		
区	◎災対地域本部	○ 発災時に備えた地域の実情の把握																		
		○ 避難指示等 を行う場合の対応を検討																		

章	頁	修正前		頁	修正後																			
		<table><tr><td></td><td> ○ 防災訓練等の実施 ○ 避難場所、避難所等の周知 </td></tr><tr><td>災対保健福祉部</td><td> ○ 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成 ○ 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」の策定 ○ 避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制の整備 </td></tr><tr><td>災対統括部</td><td> ○ 避難場所使用に関する他の区との調整 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所等の周知 ○ 避難勧告等発令基準の整備 </td></tr><tr><td>町会・自治会</td><td> ○ 地域の助けあい活動の実施 ○ 防災訓練等の実施 ○ 一時集合所の選定 </td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> ○ 区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ○ 緊急通報システム等の活用 ○ 地域が一体となった協力体制づくりの推進 ○ 社会福祉施設等と地域の連携を促進 </td></tr></table>		○ 防災訓練等の実施 ○ 避難場所、避難所等の周知	災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成 ○ 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」の策定 ○ 避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制の整備	災対統括部	○ 避難場所使用に関する他の区との調整 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所等の周知 ○ 避難勧告等発令基準の整備	町会・自治会	○ 地域の助けあい活動の実施 ○ 防災訓練等の実施 ○ 一時集合所の選定	東京消防庁・消防署	○ 区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ○ 緊急通報システム等の活用 ○ 地域が一体となった協力体制づくりの推進 ○ 社会福祉施設等と地域の連携を促進		<table><tr><td></td><td> ○ 防災訓練等の実施 ○ 避難場所、避難所等の周知 </td></tr><tr><td>◎災対保健福祉部</td><td> ○ 避難行動要支援者名簿の更新 ○ 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」の策定 ○ 避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制の整備 </td></tr><tr><td>災対統括部</td><td> ○ 避難場所使用に関する他の区との調整 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所等の周知 ○ 避難指示等発令基準の整備 </td></tr><tr><td>町会・自治会</td><td> ○ 地域の助けあい活動の実施 ○ 防災訓練等の実施 ○ 一時集合所の選定 </td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> ○ 区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ○ 救急直接通報等の活用 ○ 地域が一体となった協力体制づくりの推進 ○ 社会福祉施設等と地域の連携を促進 </td></tr></table>		○ 防災訓練等の実施 ○ 避難場所、避難所等の周知	◎災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者名簿の更新 ○ 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」の策定 ○ 避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制の整備	災対統括部	○ 避難場所使用に関する他の区との調整 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所等の周知 ○ 避難指示等発令基準の整備	町会・自治会	○ 地域の助けあい活動の実施 ○ 防災訓練等の実施 ○ 一時集合所の選定	東京消防庁・消防署	○ 区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ○ 救急直接通報等の活用 ○ 地域が一体となった協力体制づくりの推進 ○ 社会福祉施設等と地域の連携を促進
	○ 防災訓練等の実施 ○ 避難場所、避難所等の周知																							
災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成 ○ 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」の策定 ○ 避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制の整備																							
災対統括部	○ 避難場所使用に関する他の区との調整 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所等の周知 ○ 避難勧告等発令基準の整備																							
町会・自治会	○ 地域の助けあい活動の実施 ○ 防災訓練等の実施 ○ 一時集合所の選定																							
東京消防庁・消防署	○ 区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ○ 緊急通報システム等の活用 ○ 地域が一体となった協力体制づくりの推進 ○ 社会福祉施設等と地域の連携を促進																							
	○ 防災訓練等の実施 ○ 避難場所、避難所等の周知																							
◎災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者名簿の更新 ○ 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」の策定 ○ 避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制の整備																							
災対統括部	○ 避難場所使用に関する他の区との調整 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所等の周知 ○ 避難指示等発令基準の整備																							
町会・自治会	○ 地域の助けあい活動の実施 ○ 防災訓練等の実施 ○ 一時集合所の選定																							
東京消防庁・消防署	○ 区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ○ 救急直接通報等の活用 ○ 地域が一体となった協力体制づくりの推進 ○ 社会福祉施設等と地域の連携を促進																							
9	374	<table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td> ○ 区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援 ○ 災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ○ 緊急通報システムの活用を促進 </td></tr></table>		機関名	対策内容	都福祉保健局	○ 区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援 ○ 災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ○ 緊急通報システムの活用を促進	308	<table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉局</td><td> ○ 区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援 ○ 災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ○ 緊急通報システムの活用を促進 </td></tr></table>		機関名	対策内容	都福祉局	○ 区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援 ○ 災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ○ 緊急通報システムの活用を促進										
機関名	対策内容																							
都福祉保健局	○ 区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援 ○ 災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ○ 緊急通報システムの活用を促進																							
機関名	対策内容																							
都福祉局	○ 区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援 ○ 災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ○ 緊急通報システムの活用を促進																							
9	375	（２）詳細な取組み内容 ① 避難体制の整備 ○ 区は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。		309	（２）詳細な取組み内容 ① 避難体制の整備 ○ 区は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。																			
9	375	○ 避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。		309	○ 避難指示等を発令するいとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。																			
9	375	・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。		309	・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。実施内容の詳細については、別途作成する災害時物資配送計画において定める。																			
9	375	○ 避難所は、スペースや備蓄が限られており、周辺の住民全員を受け入れることはできないため、基本的には、自宅の倒壊や火災等により生活ができなくなった方のために開設される。そのため、区では自宅が安全な場合、避難所生活ではなく自宅での生活続ける「在宅避難」とそのための備えを周知する。 ○ 内閣府が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難勧告等が適切なタイミングで適		309	○ 避難所は、スペースや備蓄が限られており、周辺の住民全員を受け入れることはできないため、基本的には、自宅の倒壊や火災等により生活ができなくなった方のために開設される。そのため、区では自宅が安全な場合、避難所生活ではなく自宅での生活続ける「在宅避難」とそのための備えを周知する（再掲）。 ○ 内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適																			

章	頁	修正前	頁	修正後
		当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「 立退き避難が必要な居住者等に求める行動 」（P.10）（「 近隣の安全な場所への移動 」「 屋内安全確保 」等）について、日頃から住民等への周知徹底に努める。		当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「 避難情報等と居住者等がとるべき行動 」（P26）について、日頃から住民等への周知徹底に努める。
9	376	② 地域における要配慮者の安全対策 ○ 安全対策の普及・啓発 ・ 外国人に対しても、「災害時区民行動マニュアル」 「世田谷区防災マップアプリ」 の英語版・中国語版・ハングル版を作成し、防災知識の普及・啓発に努めている。また、「せたがや便利帳」の英語・中国語・ハングル版を作成・配布している。 ・ 避難所運営マニュアル（標準版）の案内掲示として、外国の方などにも分かりやすい表現「やさしい日本語」を作成している。 ・ 平成19年9月には、聴覚障害者のための防災手帳の配布を開始した。 ・ 在宅要医療者に対して、災害時の準備の啓発用として「災害の備え」リーフレットを配布している。 ・ 区の保健師が中心となって、かかりつけ医、訪問看護ステーション等の協力の下、在宅で人工呼吸器を使用している方 の災害時個別支援計画を作成している。	310	② 地域における要配慮者の安全対策 ○ 安全対策の普及・啓発 ・ 外国人に対しても、「災害時区民行動マニュアル」の英語版・中国語版・ハングル版を作成し、防災知識の普及・啓発に努めている。また、「せたがや便利帳」の英語・中国語・ハングル版を作成・配布している。 ・ 避難所運営マニュアル（標準版）の案内掲示として、外国の方などにも分かりやすい表現「やさしい日本語」を作成している。 ・ 平成19年9月には、聴覚障害者のための防災手帳の配布を開始した。 ・ 在宅要医療者に対して、災害時の準備の啓発用として「災害の備え」リーフレットを配布している。 ・ 災害に備え、在宅で人工呼吸器を使用している方を対象に 災害時個別支援計画を作成している。
9	376 ～ 377	③ 災害時の助けあいネットワークの整備（避難行動要支援者対策） ア 世田谷区避難行動要支援者避難支援プランの整備等 ○ 平成25年の災害対策基本法の改正を受けて、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が全面的に改訂され、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が作成された。これを踏まえて、区では、平成22年に策定した「世田谷区災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を改定し、平成29年3月に「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」を策定した。	310	③ 災害時の助けあいネットワークの整備（避難行動要支援者対策） ○ 区では、「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン（ 令和4年4月 ）」を策定し、 避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を取りまとめている。
9	377 ～ 379	○ 災害時に実効性のある安否確認・避難支援等がなされるよう、避難支援者等と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの「 個別計画 」の策定を推進する。 イ 避難行動要支援者の避難支援に関する全体的な考え方 （ア）避難支援者となる者 災害対策基本法 における「避難支援等関係者」のことであり、避難行動要支援者の安否確認や避難生活の支援等に携わる関係者とする。 ○ 町会・自治会 ○ 民生委員・児童委員 ○ 世田谷区社会福祉協議会 ○ 世田谷ボランティア協会 ○ 地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター） ○ 保健福祉サービス事業者 ○ 警察署 ○ 消防署・消防団 （イ）避難行動要支援者対象者名簿に掲載する者の範囲	311	○ 災害時に実効性のある安否確認・避難支援等がなされるよう、避難支援者 や福祉の専門職 等と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの「 個別避難計画 」に関する理解促進と作成件数の増加を図る。 ○ 区は、個別避難計画作成率の向上及び実効性のある計画作成に向け、要配慮者に対する業務に精通している居宅介護支援事業者・指定特定相談支援事業所・その他一般事業者に対し計画作成の業務委託を実施する。

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>区は、避難行動要支援者として避難行動要支援者対象者名簿に掲載する対象者は、要配慮者のうち、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に自力で避難することが難しい者又は避難に時間を要する者等で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者とし、次に掲げる対象範囲に該当する者とする（対象者：約8,600人）。</u> <u>なお、福祉施設や医療機関等に入所・入院している者は、当該施設の職員等が災害時の避難支援等を行うことが可能なため、対象から除外する。</u> <u>A 要介護度4又は5に認定されている者</u> <u>B ひとりぐらしの高齢者又は高齢者のみ世帯で、要介護度3に該当する者（その者の近隣に、常時その者の様子を知り得る親族がいる者を除く。）</u> <u>C 身体障害者手帳1級で、次の種別に該当する者</u> <u>視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚</u> <u>※ 聴覚障害については2級までを対象とする</u> <u>D 愛の手帳1度又は2度の者</u> <u>E 精神障害や難病の者等のうち区長が特に支援が必要と認めた者</u> <u>（ウ）避難行動要支援者対象者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</u> <u>区は、区の福祉担当部署で管理している情報をもとに、名簿登載の対象範囲に該当する者を抽出した避難行動要支援者対象者名簿を作成する。</u> <u>（エ）避難行動要支援者対象者名簿の記載項目</u> <u>避難行動要支援者対象名簿に登載する情報は、次のとおりである。</u> <u>A 氏名 B 生年月日 C 年齢</u> <u>D 性別 E 住所 F 電話番号・FAX番号</u> <u>G 避難支援等を必要とする事由（高齢者等・身体障害・知的障害の別）</u> <u>H 世帯主氏名 I 町会・自治会名</u> <u>J 避難所名</u> <u>K その他、避難支援等の実施に関し区長が必要と認める事項</u> <u>（オ）行政機関への配備・共有</u> <u>避難行動要支援者対象者名簿は、次に掲げる行政機関へ配備し、平常時から避難行動要支援者情報を把握・共有し、災害時に迅速に活用できるよう努める。</u> <u>A 東京消防庁・消防署 B 警視庁・警察署</u> <u>C まちづくりセンター D 総合支所保健福祉課</u> <u>E 保健福祉政策部保健医療福祉推進課 F 総合支所地域振興課</u> <u>避難行動要支援者の情報については、個人情報保護審議会へ諮問した上で、要介護・身体障害・知的障害など一定以上の個人情報をまとめ、関係所管で共有している。同情報は、警視庁・警察署・東京消防庁・消防署へも随時提供する。</u> <u>（カ）避難行動要支援者同意者名簿の作成及び事前の提供</u>		

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>区は、平常時から名簿情報を提供するため、避難行動要支援者本人の同意を得た上で避難行動要支援者同意者名簿を作成し、区と協定を締結した町会・自治会及び該当地区の民生委員・児童委員に提供する。</u> <u>避難行動要支援者同意者名簿は、避難行動要支援者対象者名簿をもとに作成し、避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。</u> <u>A 氏名 B 年齢 C 性別</u> <u>D 住所 E 電話番号・FAX番号</u> <u>F 避難支援等を必要とする事由（高齢者等・身体障害・知的障害の別）</u> <u>G 世帯主氏名 H 町会・自治会名 I 避難所名</u> <u>J その他、避難支援等の実施に際し区長が必要と認める事項</u> <u>（キ）避難行動要支援者対象者名簿・避難行動要支援者同意者名簿の更新</u> <u>原則として、避難行動要支援者対象者名簿は年に3回、避難行動要支援者同意者名簿は年に1回更新するものとする。</u> <u>（ク）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために区が求める措置及び区が講ずる措置</u> <u>避難行動要支援者対象者名簿について、区は、世田谷区個人情報保護条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び安全の保護を図る。</u> <u>避難行動要支援者同意者名簿には、町会・自治会等への個人情報の提供について、避難行動要支援者本人の同意を得た者のみを登載する。また、区は、町会・自治会等と、名簿の管理等について事故・漏えいの防止や名簿管理者の区への届け出などの遵守事項を定めた協定を締結する。</u> <u>（ケ）避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</u> <u>避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば自ら避難行動をとることが可能な者もいる。そのため、避難支援者が避難行動要支援者同意者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、情報伝達に当たっては、次の点に特に配慮する。</u> <u>○ 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現を用いた説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。</u> <u>○ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なる場合がある。</u> <u>○ 高齢者や障害者の特性に応じて必要な情報を選んで流す。</u> <u>○ 防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、緊急速報メールなど、多様な手段による情報伝達手段を確保する。</u> <u>（コ）避難支援者の安全確保</u> <u>避難支援者に対し、災害時には自身や家族の安全を確保のうえで避難行動要支援者への安否確認・避難支援等の支援を行うことの周知に努める。</u>		
9	379	④ 災害時における要配慮者対策	311	④ 災害時における要配慮者対策

章	頁	修正前		頁	修正後																																																																					
		【実施主体】㊟区災対保健福祉部、区災対区民支援部、区災対医療衛生部、区災対地域本部、東京消防庁・消防署、民生委員・児童委員、町会・自治会 区では、平常時から地域との協力体制を構築するとともに、災害時には、避難行動要支援者を含む要配慮者への的確な対策を行う体制の整備を図る。			【実施主体】区災対保健福祉部、区災対区民支援部、区災対医療衛生部、区災対地域本部、東京消防庁・消防署、民生委員・児童委員、町会・自治会 区では、平常時から地域との協力体制を構築するとともに、災害時には、避難行動要支援者を含む要配慮者への的確な対策を行う体制の整備を図る。																																																																					
9	380	ア 避難行動要支援者担当組織の設置と地域等との連携 地域の区民組織、民生・児童委員、介護事業者、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）、各まちづくりセンター等と連携の上、有効な安否確認ができる手段の確立について、検討する。		311	ア 避難行動要支援者担当組織の設置と地域等との連携 地域の区民組織、民生委員・児童委員、介護事業者、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）、各まちづくりセンター等と連携の上、有効な安否確認ができる手段の確立について、検討する。																																																																					
9	380	イ 外国人災害時情報センターの設置 なお、平成19年3月には、指定避難所での案内表示の充実のため、全避難所に多言語シートを配備した。		311	イ 外国人災害時情報センターの設置 なお、平成19年3月には、指定避難所での案内表示の充実のため、全避難所に多言語シートを配備した。（コミュニケーションボード）																																																																					
9	381	㊥ 東京消防庁・消防署の要配慮者対策 ウ 総合的な防火防災診断の推進 要配慮者の居住環境の安全化を図るため、区、福祉関係機関、町会・自治会等と連携を図り、総合的な防火防災診断を実施する。		312	㊥ 東京消防庁・消防署の要配慮者対策 ウ 住まいの防火防災診断の推進 要配慮者の居住環境の安全化を図るため、区、福祉関係機関、町会・自治会等と連携を図り、総合的な防火防災診断を実施する。																																																																					
9	381	2 避難場所・避難所等の指定・安全化 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>㊟災対統括部</td><td>○ 災害対策基本法に基づく広域避難場所・指定避難所等の指定及び区民への周知</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 避難場所・指定避難所等の地域住民への周知 ○ 避難場所・指定避難所等の安全性確保</td></tr><tr><td>災対保健福祉部</td><td>○ 福祉避難所の指定・確保及び地域住民への周知 ○ 福祉避難所の安全性確保</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 消防水利の整備 ○ 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認</td></tr><tr><td colspan="2">都建設局</td><td>○ 避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋りょうを整備 ○ 避難場所や救助拠点となる都立公園の整備</td></tr><tr><td colspan="2">都水道局</td><td>○ 避難所への供給ルートの耐震継手化を推進</td></tr><tr><td colspan="2">都下水道局 （南部下水道事務所）</td><td>○ 避難所などからの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化</td></tr><tr><td colspan="2">東京電力グループ 東京ガス</td><td>○ 避難道路沿い施設の安全化</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 指定管理者等の役割の明確化 ○ 避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールの検討 避難場所・避難所等の住民への周知○</td></tr><tr><td colspan="2">都環境局</td><td>○ 避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化</td></tr><tr><td colspan="2">都都市整備局</td><td>○ 東京都震災対策条例に基づく、区部における避難場所、避難道路、地区内残留地区の指定</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	㊟災対統括部	○ 災害対策基本法に基づく広域避難場所・指定避難所等の指定及び区民への周知	災対地域本部	○ 避難場所・指定避難所等の地域住民への周知 ○ 避難場所・指定避難所等の安全性確保	災対保健福祉部	○ 福祉避難所の指定・確保及び地域住民への周知 ○ 福祉避難所の安全性確保	東京消防庁・消防署		○ 消防水利の整備 ○ 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認	都建設局		○ 避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋りょうを整備 ○ 避難場所や救助拠点となる都立公園の整備	都水道局		○ 避難所 への供給ルートの耐震継手化を推進	都下水道局 （南部下水道事務所）		○ 避難所などからの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化	東京電力 グループ 東京 ガス		○ 避難道路沿い施設の安全化	都総務局		○ 指定管理者等 の役割の明確化 ○ 避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールの検討 避難場所・避難所等の住民への周知○	都環境局		○ 避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化	都都市整備局		○ 東京都震災対策条例に基づく、区部における避難場所、 避難道路、地区内残留地区 の指定	313	2 避難場所・避難所等の指定・安全化 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>㊟災対統括部</td><td>○ 災害対策基本法に基づく広域避難場所・指定避難所等の指定及び区民への周知</td></tr><tr><td>㊟災対地域本部</td><td>○ 避難場所・指定避難所等の地域住民への周知 ○ 避難場所・指定避難所等の安全性確保</td></tr><tr><td>㊟災対保健福祉部</td><td>○ 福祉避難所の指定・確保及び地域住民への周知 ○ 福祉避難所の安全性確保</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 消防水利の整備 ○ 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認</td></tr><tr><td colspan="2">都建設局</td><td>○ 避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋りょうを整備 ○ 避難場所や救助拠点となる都立公園の整備</td></tr><tr><td colspan="2">都水道局</td><td>○ 避難所等への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化の実施</td></tr><tr><td colspan="2">都下水道局 （南部下水道事務所）</td><td>○ 避難所などからの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化</td></tr><tr><td colspan="2">東京電力パワーグリッド 東京ガスグループ</td><td>○ 避難道路沿い施設の安全化</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 公共施設の基本的な役割の明確化 ○ 避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールの検討 ○ 避難場所・避難所等の住民への周知 ○ 状況に応じた多様な避難行動の推進 ○ 避難所等における通信環境等の確保の促進</td></tr><tr><td colspan="2">都環境局</td><td>○ 避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化</td></tr><tr><td colspan="2">都都市整備局</td><td>○ 東京都震災対策条例に基づく、区部における避難場所、地区内残留地区、避難道路の指定</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	㊟災対統括部	○ 災害対策基本法に基づく広域避難場所・指定避難所等の指定及び区民への周知	㊟ 災対地域本部	○ 避難場所・指定避難所等の地域住民への周知 ○ 避難場所・指定避難所等の安全性確保	㊟ 災対保健福祉部	○ 福祉避難所の指定・確保及び地域住民への周知 ○ 福祉避難所の安全性確保	東京消防庁・消防署		○ 消防水利の整備 ○ 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認	都建設局		○ 避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋りょうを整備 ○ 避難場所や救助拠点となる都立公園の整備	都水道局		○ 避難所等への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化の実施	都下水道局 （南部下水道事務所）		○ 避難所などからの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化	東京電力 パワーグリッド 東京 ガスグループ		○ 避難道路沿い施設の安全化	都総務局		○ 公共施設の基本的な 役割の明確化 ○ 避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールの検討 ○ 避難場所・避難所等の住民への周知 ○ 状況に応じた多様な避難行動の推進 ○ 避難所等における通信環境等の確保の促進	都環境局		○ 避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化	都都市整備局		○ 東京都震災対策条例に基づく、区部における避難場所、 地区内残留地区、避難道路 の指定
機関名		対策内容																																																																								
区	㊟災対統括部	○ 災害対策基本法に基づく広域避難場所・指定避難所等の指定及び区民への周知																																																																								
	災対地域本部	○ 避難場所・指定避難所等の地域住民への周知 ○ 避難場所・指定避難所等の安全性確保																																																																								
	災対保健福祉部	○ 福祉避難所の指定・確保及び地域住民への周知 ○ 福祉避難所の安全性確保																																																																								
東京消防庁・消防署		○ 消防水利の整備 ○ 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認																																																																								
都建設局		○ 避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋りょうを整備 ○ 避難場所や救助拠点となる都立公園の整備																																																																								
都水道局		○ 避難所 への供給ルートの耐震継手化を推進																																																																								
都下水道局 （南部下水道事務所）		○ 避難所などからの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化																																																																								
東京電力 グループ 東京 ガス		○ 避難道路沿い施設の安全化																																																																								
都総務局		○ 指定管理者等 の役割の明確化 ○ 避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールの検討 避難場所・避難所等の住民への周知○																																																																								
都環境局		○ 避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化																																																																								
都都市整備局		○ 東京都震災対策条例に基づく、区部における避難場所、 避難道路、地区内残留地区 の指定																																																																								
機関名		対策内容																																																																								
区	㊟災対統括部	○ 災害対策基本法に基づく広域避難場所・指定避難所等の指定及び区民への周知																																																																								
	㊟ 災対地域本部	○ 避難場所・指定避難所等の地域住民への周知 ○ 避難場所・指定避難所等の安全性確保																																																																								
	㊟ 災対保健福祉部	○ 福祉避難所の指定・確保及び地域住民への周知 ○ 福祉避難所の安全性確保																																																																								
東京消防庁・消防署		○ 消防水利の整備 ○ 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認																																																																								
都建設局		○ 避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋りょうを整備 ○ 避難場所や救助拠点となる都立公園の整備																																																																								
都水道局		○ 避難所等への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化の実施																																																																								
都下水道局 （南部下水道事務所）		○ 避難所などからの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化																																																																								
東京電力 パワーグリッド 東京 ガスグループ		○ 避難道路沿い施設の安全化																																																																								
都総務局		○ 公共施設の基本的な 役割の明確化 ○ 避難所での避難者と帰宅困難者の受入ルールの検討 ○ 避難場所・避難所等の住民への周知 ○ 状況に応じた多様な避難行動の推進 ○ 避難所等における通信環境等の確保の促進																																																																								
都環境局		○ 避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化																																																																								
都都市整備局		○ 東京都震災対策条例に基づく、区部における避難場所、 地区内残留地区、避難道路 の指定																																																																								

章	頁	修正前	頁	修正後																																														
				<table><tr><td>都デジタルサービス局</td><td>○ 避難所として指定されている都立施設等の情報インフラの整備推進</td></tr><tr><td>都各局</td><td>○ 都立施設の活用に係る区市町村への協力</td></tr><tr><td></td><td>○ 指定管理者等の役割の明確化</td></tr></table>	都デジタルサービス局	○ 避難所として指定されている都立施設等の情報インフラの整備推進	都各局	○ 都立施設の活用に係る区市町村への協力		○ 指定管理者等の役割の明確化																																								
都デジタルサービス局	○ 避難所として指定されている都立施設等の情報インフラの整備推進																																																	
都各局	○ 都立施設の活用に係る区市町村への協力																																																	
	○ 指定管理者等の役割の明確化																																																	
9	382	（２）詳細な取組み内容 ○ 区長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、避難場所及び避難所を指定する。	313	（２）詳細な取組み内容 ○ 区長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。また、指定避難所の指定に当たっては、指定一般避難所と指定福祉避難所を分けて指定する。 ○ 災害対策基本法及び施行令に基づき指定緊急避難場所及び指定避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所の別を含む）を指定した場合は、都に報告するとともに、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ○ ハザードマップの配布などにより、指定緊急避難場所や避難路等の周知に努める。また、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場所と指定避難所は役割が違うこと、指定福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。																																														
9	382	<table><tr><th>区分</th><th>指定基準等</th></tr><tr><td rowspan="5">避難所</td><td>・ 自宅での生活に支障をきたすため、被災者が一時的に避難生活を行う場所</td></tr><tr><td>・ 指定避難所、予備避難所及び福祉避難所を準備</td></tr><tr><td>指定避難所</td></tr><tr><td>・ 区立小中学校等を指定</td></tr><tr><td>・ 災害時に、まず開設する避難所</td></tr><tr><td>予備避難所</td></tr><tr><td>・ 区内協定団体等の施設 43 箇所指定。</td></tr><tr><td>・ 指定避難所が被災で機能しない場合や指定避難所では被災者を収容しきれない場合等は、区の要請に基づき開設する。</td></tr><tr><td>福祉避難所</td></tr><tr><td>・ 自宅や指定避難所等での生活に支障をきたすため、特別な配慮を必要とする要配慮者を一時的に受入れ、保護する</td></tr><tr><td>・ 高齢者・障害者向けと妊産婦・乳幼児向けの福祉避難所を準備</td></tr><tr><td>(高齢者) (障害者)</td></tr><tr><td>・ 区内協定団体等の施設 96 箇所指定</td></tr><tr><td>・ 自宅や指定避難所等での生活が困難な配慮を要する者のうち、高齢者や障害者及びその家族のために、区の要請に基づき開設する。</td></tr><tr><td>(母子)</td></tr><tr><td>・ 区内協定施設</td></tr><tr><td>・ 自宅や指定避難所等での生活が困難な要配慮者のうち、妊産婦・乳幼児及びその家族のために、区の要請に基づき、開設する。</td></tr><tr><td rowspan="2">避難場所</td><td>一時集合所</td></tr><tr><td>広域避難場所</td></tr></table>	区分	指定基準等	避難所	・ 自宅での生活に支障をきたすため、被災者が一時的に避難生活を行う場所	・ 指定避難所、予備避難所及び福祉避難所を準備	指定避難所	・ 区立小中学校等を指定	・ 災害時に、まず開設する避難所	予備避難所	・ 区内協定団体等の施設 43 箇所指定。	・ 指定避難所が被災で機能しない場合や指定避難所では被災者を収容しきれない場合等は、区の要請に基づき開設する。	福祉避難所	・ 自宅や指定避難所等での生活に支障をきたすため、特別な配慮を必要とする要配慮者を一時的に受入れ、保護する	・ 高齢者・障害者向けと妊産婦・ 乳幼児向け の福祉避難所を準備	(高齢者) (障害者)	・ 区内協定団体等の施設 96 箇所指定	・ 自宅や指定避難所等での生活が困難な配慮を要する者のうち、高齢者や障害者及びその家族のために、区の要請に基づき開設する。	(母子)	・ 区内協定施設	・ 自宅や指定避難所等での生活が困難な要配慮者のうち、妊産婦・ 乳幼児 及びその家族のために、区の要請に基づき、開設する。	避難場所	一時集合所	広域避難場所	314	<table><tr><th>区分</th><th>指定基準等</th></tr><tr><td rowspan="5">避難所</td><td>・ 自宅での生活に支障をきたすため、被災者が一時的に避難生活を行う場所</td></tr><tr><td>・ 指定避難所、予備避難所及び福祉避難所を準備</td></tr><tr><td>指定避難所</td></tr><tr><td>・ 区立小中学校等を指定</td></tr><tr><td>・ 災害時に、まず開設する避難所</td></tr><tr><td>予備避難所</td></tr><tr><td>・ 区内協定団体等の施設 41 箇所指定。</td></tr><tr><td>・ 指定避難所が被災で機能しない場合や指定避難所では被災者を収容しきれない場合等は、区の要請に基づき開設する。</td></tr><tr><td>福祉避難所</td></tr><tr><td>・ 自宅や指定避難所等での生活に支障をきたすため、特別な配慮を必要とする要配慮者を一時的に受入れ、保護する</td></tr><tr><td>・ 高齢者・障害者向けと妊産婦・乳児向けの福祉避難所を準備</td></tr><tr><td>(高齢者) (障害者)</td></tr><tr><td>・ 区内協定団体等の施設 105 箇所指定</td></tr><tr><td>・ 自宅や指定避難所等での生活が困難な配慮を要する者のうち、高齢者や障害者及びその家族のために、区の要請に基づき開設する。</td></tr><tr><td>(母子)</td></tr><tr><td>・ 区内協定施設</td></tr><tr><td>・ 自宅や指定避難所等での生活が困難な要配慮者のうち、妊産婦・乳児及びその家族のために、区の要請に基づき、開設する。</td></tr><tr><td rowspan="2">避難場所</td><td>一時集合所</td></tr><tr><td>指定緊急避難場所</td></tr></table>	区分	指定基準等	避難所	・ 自宅での生活に支障をきたすため、被災者が一時的に避難生活を行う場所	・ 指定避難所、予備避難所及び福祉避難所を準備	指定避難所	・ 区立小中学校等を指定	・ 災害時に、まず開設する避難所	予備避難所	・ 区内協定団体等の施設 41 箇所指定。	・ 指定避難所が被災で機能しない場合や指定避難所では被災者を収容しきれない場合等は、区の要請に基づき開設する。	福祉避難所	・ 自宅や指定避難所等での生活に支障をきたすため、特別な配慮を必要とする要配慮者を一時的に受入れ、保護する	・ 高齢者・障害者向けと妊産婦・ 乳児向け の福祉避難所を準備	(高齢者) (障害者)	・ 区内協定団体等の施設 105 箇所指定	・ 自宅や指定避難所等での生活が困難な配慮を要する者のうち、高齢者や障害者及びその家族のために、区の要請に基づき開設する。	(母子)	・ 区内協定施設	・ 自宅や指定避難所等での生活が困難な要配慮者のうち、妊産婦・ 乳児 及びその家族のために、区の要請に基づき、開設する。	避難場所	一時集合所	指定緊急避難場所
区分	指定基準等																																																	
避難所	・ 自宅での生活に支障をきたすため、被災者が一時的に避難生活を行う場所																																																	
	・ 指定避難所、予備避難所及び福祉避難所を準備																																																	
	指定避難所																																																	
	・ 区立小中学校等を指定																																																	
	・ 災害時に、まず開設する避難所																																																	
予備避難所																																																		
・ 区内協定団体等の施設 43 箇所指定。																																																		
・ 指定避難所が被災で機能しない場合や指定避難所では被災者を収容しきれない場合等は、区の要請に基づき開設する。																																																		
福祉避難所																																																		
・ 自宅や指定避難所等での生活に支障をきたすため、特別な配慮を必要とする要配慮者を一時的に受入れ、保護する																																																		
・ 高齢者・障害者向けと妊産婦・ 乳幼児向け の福祉避難所を準備																																																		
(高齢者) (障害者)																																																		
・ 区内協定団体等の施設 96 箇所指定																																																		
・ 自宅や指定避難所等での生活が困難な配慮を要する者のうち、高齢者や障害者及びその家族のために、区の要請に基づき開設する。																																																		
(母子)																																																		
・ 区内協定施設																																																		
・ 自宅や指定避難所等での生活が困難な要配慮者のうち、妊産婦・ 乳幼児 及びその家族のために、区の要請に基づき、開設する。																																																		
避難場所	一時集合所																																																	
	広域避難場所																																																	
区分	指定基準等																																																	
避難所	・ 自宅での生活に支障をきたすため、被災者が一時的に避難生活を行う場所																																																	
	・ 指定避難所、予備避難所及び福祉避難所を準備																																																	
	指定避難所																																																	
	・ 区立小中学校等を指定																																																	
	・ 災害時に、まず開設する避難所																																																	
予備避難所																																																		
・ 区内協定団体等の施設 41 箇所指定。																																																		
・ 指定避難所が被災で機能しない場合や指定避難所では被災者を収容しきれない場合等は、区の要請に基づき開設する。																																																		
福祉避難所																																																		
・ 自宅や指定避難所等での生活に支障をきたすため、特別な配慮を必要とする要配慮者を一時的に受入れ、保護する																																																		
・ 高齢者・障害者向けと妊産婦・ 乳児向け の福祉避難所を準備																																																		
(高齢者) (障害者)																																																		
・ 区内協定団体等の施設 105 箇所指定																																																		
・ 自宅や指定避難所等での生活が困難な配慮を要する者のうち、高齢者や障害者及びその家族のために、区の要請に基づき開設する。																																																		
(母子)																																																		
・ 区内協定施設																																																		
・ 自宅や指定避難所等での生活が困難な要配慮者のうち、妊産婦・ 乳児 及びその家族のために、区の要請に基づき、開設する。																																																		
避難場所	一時集合所																																																	
	指定緊急避難場所																																																	

章	頁	修正前	頁	修正後	
					広域避難場所 広域火災や延焼等から避難する場所（東京都震災対策条例に基づき指定される避難場所）
9	383	① 避難所の指定 （ア）指定避難所の指定基準及び機能 B 機能 【実施主体】区災対地域本部、区災対教育部 ○ 区立小・中学校には、食料等の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、指定避難所機能の強化を図るとともに、日頃から学校・家庭・地域・関係防災機関等との計画的、継続的な連携・協力を図っていく。 ○ 避難所運営組織は、日頃から避難所運営訓練等を行い、災害時に自主的に避難所開設ができるように努める。	315	① 避難所の指定 （ア）指定避難所の指定基準及び機能 B 機能 【実施主体】区災対地域本部、区災対教育部 ○ 区立小中学校等には、食料等の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、指定避難所機能の強化を図るとともに、日頃から学校・家庭・地域・関係防災機関等との計画的、継続的な連携・協力を図っていく。 ○ 避難所運営委員会は、日頃から避難所運営訓練等を行い、災害時に自主的に避難所開設ができるように努める。	
9	383	（イ）予備避難所の指定基準及び機能 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、予備避難所の確保に努める。	315	（イ）予備避難所の指定基準及び機能 避難所が不足する場合に備え、都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用など、予備避難所の確保に努める。	
9	384	○ 野外の受入れ施設 C 野外受入施設の開設に必要な資材が不足する時は、都福祉保健局に調達を依頼する。	316	○ 野外の受入れ施設 C 野外受入施設の開設に必要な資材が不足する時は、都福祉局に調達を依頼する。	
9	385	イ 福祉避難所（高齢者）（障害者）の指定基準及び機能 （イ）機能 E 福祉避難所（高齢者）（障害者）で必要な物資の備蓄 ○ アルファ化米やスタンドパイプ等の必要物資を福祉避難所（高齢者）（障害者）に備蓄・貸与する。	317	イ 福祉避難所（高齢者）（障害者）の指定基準及び機能 （イ）機能 E 福祉避難所（高齢者）（障害者）で必要な物資の備蓄 ○ アルファ米や資機材等の必要物資を福祉避難所（高齢者）（障害者）に備蓄・貸与する。	
9	386	ウ 福祉避難所（母子）の指定基準及び機能 （ア）指定基準 B 福祉避難所（母子）の整備方針 協定に基づく指定施設について、施設機能や他の災害対策機能の設置状況等を考慮しながら、備えるべき機能の確保策や運営計画について協議し、整備を推進していく。	318	ウ 福祉避難所（母子）の指定基準及び機能 （ア）指定基準 B 福祉避難所（母子）の整備方針 協定に基づく指定施設の備えるべき機能及び運営計画について、各施設の実態に応じた内容を調整する。	
9	386 ～ 387	（イ）機能 B 福祉避難所（母子）への受入れ 指定避難所等において避難生活が困難な妊産婦・乳児については、健康相談等の保健活動を通じてスクリーニングを行い、指定施設の受け入れ状況と調整を行った上で、受入れの手続を行う。 C 開設・運営の事前準備 ○ 福祉避難所（母子）の開設・運営が円滑に行えるよう、福祉避難所（母子）に指定されている施設と協議や訓練を実施し、災害発生時期や施設の個別状況を踏まえた運営マニュアルの見直しを継続して行う。 ○ 協定に基づく独立行政法人国立成育医療研究センターによる妊産婦等の受入れや、公益社団法人東京都助産師会による助産師の派遣について、より効率的かつ効果的な仕組みとなるよう、必要な協議を継続して行う。	318	（イ）機能 B 福祉避難所（母子）への受入れ 指定避難所等において避難生活が困難な妊産婦・乳児については、妊産婦・乳児の状況を踏まえ、指定施設と調整を行った上で、受入れの手続を行う。 C 開設・運営の事前準備 ○ 福祉避難所（母子）の開設・運営が円滑に行えるよう、福祉避難所（母子）に指定されている施設と協議や訓練を実施し、施設の個別状況を踏まえた運営マニュアルの見直しを継続して行う。 ○ 協定に基づく独立行政法人国立成育医療研究センターによる妊産婦等の受入れや、公益社団法人東京都助産師会による助産師の派遣について、より効率的かつ効果的な仕組みとなるよう、必要な協議を継続して行う。 D 福祉避難所（母子）で必要な物資の備蓄	

章	頁	修正前	頁	修正後																																
		D 福祉避難所（母子）で必要な物資の備蓄 離乳食や超音波心音計等、福祉避難所（母子）で必要となる資器材及び用品等について、広域用防災倉庫等に福祉避難所（母子）用のスペースを設確保し、備蓄に取り組む。		福祉避難所（母子）で必要となる資器材及び物品等について、広域用防災倉庫等に福祉避難所（母子）用のスペースを確保し、備蓄に取り組む。																																
9	389 ～ 390	② 避難場所 イ 広域避難場所の指定基準及び機能 （ウ）<u>広域避難場所等</u>の整備計画 <table><tr><th>所管</th><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>都</td><td><u>広域避難場所</u>の指定</td><td>都は、区部においては、<u>平成 30 年 6 月</u>現在、<u>広域避難場所 213</u>箇所を指定している。</td></tr><tr><td>都・区 ・区 対 統 括 部</td><td><u>広域避難場所</u>標識の整備</td><td>都は、区内 <u>21</u> 箇所の「<u>広域避難場所</u>」周辺に延べ <u>112 基</u>の標示板を設置した。<u>なお、広域避難場所標識の変更に伴い、平成 4 ～ 8 年度に設置場所の変更・廃止を含め見直し、順次建替を実施した。（平成 19 年度 6 基、合計 112 基）</u> <u>広域避難場所標識を新たに設置する場合又は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した広域避難場所であることを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。</u></td></tr><tr><td>区 対 統 括 部</td><td><u>広域避難場所</u>の標示</td><td>住居表示街区案内板に、取替時、該当<u>広域避難場所</u>名を明示する。</td></tr><tr><td>区 対 統 括 部</td><td>利用管理の協議</td><td><u>「広域避難場所」内</u>施設の管理者等と、災害時の運用方法及び必要な施設整備について、理解を求め、協議する。</td></tr></table> <u>〔広域避難場所〕</u> <table><tr><td>区内 <u>（23 箇所）</u></td><td><u>40. 駒場東大一帯 （※目黒区、渋谷区も利用）</u> <u>42. 世田谷公園一帯 （※目黒区も利用）</u> <u>54. 日本大学文理学部一帯</u> <u>55. 羽根木公園一帯</u> <u>56. 昭和女子大学一帯</u> <u>57. 駒沢オリンピック公園一帯 （※目黒区も利用）</u> <u>58. 都立園芸高校</u> <u>59. 砧公園・大蔵運動公園一帯</u></td></tr></table>	所管	項目	内容	都	<u>広域避難場所</u> の指定	都は、区部においては、 <u>平成 30 年 6 月</u> 現在、 <u>広域避難場所 213</u> 箇所を指定している。	都・区 ・区 対 統 括 部	<u>広域避難場所</u> 標識の整備	都は、区内 <u>21</u> 箇所の「 <u>広域避難場所</u> 」周辺に延べ <u>112 基</u> の標示板を設置した。 <u>なお、広域避難場所標識の変更に伴い、平成 4 ～ 8 年度に設置場所の変更・廃止を含め見直し、順次建替を実施した。（平成 19 年度 6 基、合計 112 基）</u> <u>広域避難場所標識を新たに設置する場合又は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した広域避難場所であることを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。</u>	区 対 統 括 部	<u>広域避難場所</u> の標示	住居表示街区案内板に、取替時、該当 <u>広域避難場所</u> 名を明示する。	区 対 統 括 部	利用管理の協議	<u>「広域避難場所」内</u> 施設の管理者等と、災害時の運用方法及び必要な施設整備について、理解を求め、協議する。	区内 <u>（23 箇所）</u>	<u>40. 駒場東大一帯 （※目黒区、渋谷区も利用）</u> <u>42. 世田谷公園一帯 （※目黒区も利用）</u> <u>54. 日本大学文理学部一帯</u> <u>55. 羽根木公園一帯</u> <u>56. 昭和女子大学一帯</u> <u>57. 駒沢オリンピック公園一帯 （※目黒区も利用）</u> <u>58. 都立園芸高校</u> <u>59. 砧公園・大蔵運動公園一帯</u>	320	② 避難場所 イ 広域避難場所の指定基準及び機能 （ウ）<u>避難場所等</u>の整備計画 <table><tr><th>所管</th><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>都</td><td><u>避難場所</u>の指定</td><td>都は、区部においては、<u>令和 4 年 9 月</u>現在、<u>避難場所 221</u>箇所を指定している。</td></tr><tr><td>都・区 ・区 対 統 括 部</td><td><u>避難場所</u>標識の整備</td><td>都は、区内 <u>25</u> 箇所の<u>避難場所</u>周辺に延べ <u>123 基</u>の標示板を設置した。 <u>避難場所標識を新たに設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するとともに、当該標識の見方に関する周知を図る。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。</u></td></tr><tr><td>区 対 統 括 部</td><td><u>避難場所</u>の標示</td><td>住居表示街区案内板に、取替時、該当<u>避難場所</u>名を明示する。</td></tr><tr><td>区 対 統 括 部</td><td>利用管理の協議</td><td><u>避難場所内</u>施設の管理者等と、災害時の運用方法及び必要な施設整備について、理解を求め、協議する。</td></tr></table>	所管	項目	内容	都	<u>避難場所</u> の指定	都は、区部においては、 <u>令和 4 年 9 月</u> 現在、 <u>避難場所 221</u> 箇所を指定している。	都・区 ・区 対 統 括 部	<u>避難場所</u> 標識の整備	都は、区内 <u>25</u> 箇所の <u>避難場所</u> 周辺に延べ <u>123 基</u> の標示板を設置した。 <u>避難場所標識を新たに設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するとともに、当該標識の見方に関する周知を図る。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。</u>	区 対 統 括 部	<u>避難場所</u> の標示	住居表示街区案内板に、取替時、該当 <u>避難場所</u> 名を明示する。	区 対 統 括 部	利用管理の協議	<u>避難場所内</u> 施設の管理者等と、災害時の運用方法及び必要な施設整備について、理解を求め、協議する。
所管	項目	内容																																		
都	<u>広域避難場所</u> の指定	都は、区部においては、 <u>平成 30 年 6 月</u> 現在、 <u>広域避難場所 213</u> 箇所を指定している。																																		
都・区 ・区 対 統 括 部	<u>広域避難場所</u> 標識の整備	都は、区内 <u>21</u> 箇所の「 <u>広域避難場所</u> 」周辺に延べ <u>112 基</u> の標示板を設置した。 <u>なお、広域避難場所標識の変更に伴い、平成 4 ～ 8 年度に設置場所の変更・廃止を含め見直し、順次建替を実施した。（平成 19 年度 6 基、合計 112 基）</u> <u>広域避難場所標識を新たに設置する場合又は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した広域避難場所であることを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。</u>																																		
区 対 統 括 部	<u>広域避難場所</u> の標示	住居表示街区案内板に、取替時、該当 <u>広域避難場所</u> 名を明示する。																																		
区 対 統 括 部	利用管理の協議	<u>「広域避難場所」内</u> 施設の管理者等と、災害時の運用方法及び必要な施設整備について、理解を求め、協議する。																																		
区内 <u>（23 箇所）</u>	<u>40. 駒場東大一帯 （※目黒区、渋谷区も利用）</u> <u>42. 世田谷公園一帯 （※目黒区も利用）</u> <u>54. 日本大学文理学部一帯</u> <u>55. 羽根木公園一帯</u> <u>56. 昭和女子大学一帯</u> <u>57. 駒沢オリンピック公園一帯 （※目黒区も利用）</u> <u>58. 都立園芸高校</u> <u>59. 砧公園・大蔵運動公園一帯</u>																																			
所管	項目	内容																																		
都	<u>避難場所</u> の指定	都は、区部においては、 <u>令和 4 年 9 月</u> 現在、 <u>避難場所 221</u> 箇所を指定している。																																		
都・区 ・区 対 統 括 部	<u>避難場所</u> 標識の整備	都は、区内 <u>25</u> 箇所の <u>避難場所</u> 周辺に延べ <u>123 基</u> の標示板を設置した。 <u>避難場所標識を新たに設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するとともに、当該標識の見方に関する周知を図る。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。</u>																																		
区 対 統 括 部	<u>避難場所</u> の標示	住居表示街区案内板に、取替時、該当 <u>避難場所</u> 名を明示する。																																		
区 対 統 括 部	利用管理の協議	<u>避難場所内</u> 施設の管理者等と、災害時の運用方法及び必要な施設整備について、理解を求め、協議する。																																		

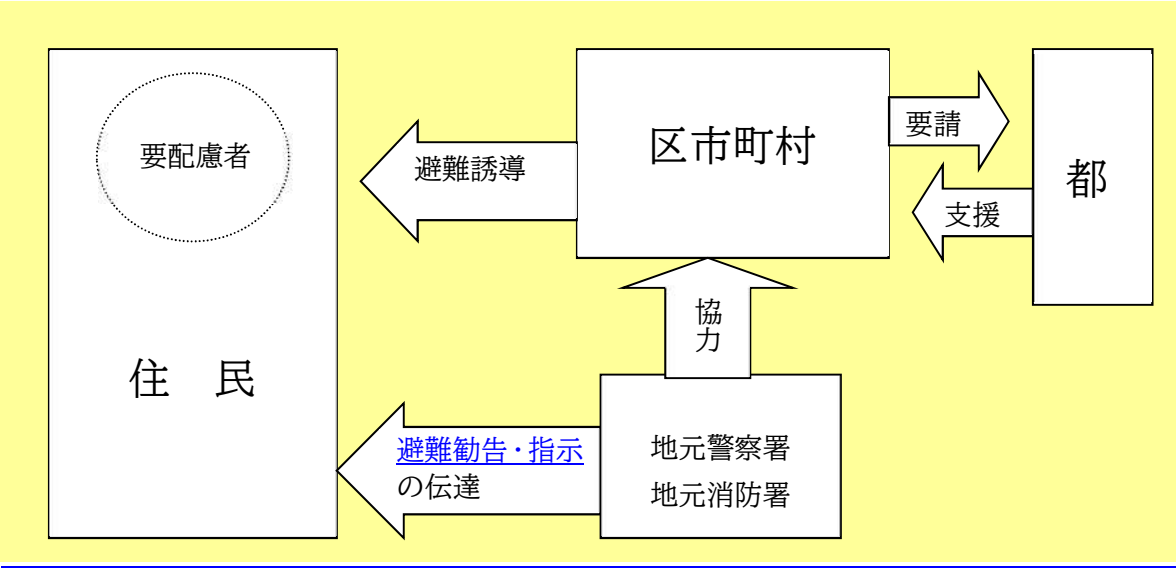
章	頁	修正前			頁	修正後																						
				60. 馬事公苑・東京農業大学一帯 61. 祖師谷公園・総合工科高校一帯 62. 第一生命グランド一帯 63. 芦花公園・明大八幡山グランド一帯（※杉並区も利用） 128. 玉川野毛町公園一帯 142. 成城学園一帯 159. 国士舘大学一帯 160. きたみふれあい広場一帯（※狛江市も利用） 161. 学芸大学附属高校一帯 162. 烏山北住宅・日本女子体育大学一帯 186. 多摩川河川敷・二子橋一帯 187. 多摩川河川敷・田園調布先一帯（※大田区も利用） 209. 東京学芸大学附属世田谷小・中学校一帯 214. 太子堂円泉ヶ丘公園・三宿の森緑地一帯 238. 駒場地区 区外 （1箇所） 合計 24箇所 ※数字は避難場所番号																								
9	390	ウ 避難道路の指定基準及び機能 （ア）指定基準 「広域避難場所」への距離が長い地区、又は火災の延焼危険の高い地区で、道路の道幅は原則として15m以上のもの。 ※平成20年2月、都の広域避難場所の見直しにより、それまで避難道路に指定されていた目黒通り（等々力六丁目から多摩川河川敷）は、指定を解除された。 ※平成25年5月、都の広域避難場所の見直しにより、それまで避難道路に指定されていた駒沢通り（目黒区中央町二丁目から駒沢オリンピック公園一帯）は指定を解除された。			320	ウ 避難道路の指定基準及び機能 （ア）指定基準 避難場所への距離が長い地区、又は火災の延焼危険の高い地区で、道路の道幅は原則として15m以上のもの。 ※平成20年2月、都の避難場所の見直しにより、それまで避難道路に指定されていた目黒通り（等々力六丁目から多摩川河川敷）は、指定を解除された。 ※平成25年5月、都の避難場所の見直しにより、それまで避難道路に指定されていた駒沢通り（目黒区中央町二丁目から駒沢オリンピック公園一帯）は指定を解除された。																						
9	392	3 避難所等の管理運営体制の整備等 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対地域本部</td><td> ○「避難所運営マニュアル」作成・管理 ○避難所の食料備蓄や必要な資器材、台帳等の管理・整備 ○避難所の衛生管理対策の促進 ○動物の同行避難の体制整備 学校災害対策本部との連携○ </td></tr><tr><td>災対教育部</td><td> ○災対地域本部への協力 ○学校災害対策本部との連携（災対地域本部との連携・協力） </td></tr><tr><td>災対医療衛生部</td><td> ○動物の同行避難の普及啓発 ○都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備 </td></tr></table>			機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○「避難所運営マニュアル」作成・管理 ○避難所の食料備蓄や必要な資器材、台帳等の管理・整備 ○避難所の衛生管理対策の促進 ○動物の同行避難の体制整備 学校災害対策本部との連携○	災対教育部	○災対地域本部への協力 ○学校災害対策本部との連携（災対地域本部との連携・協力）	災対医療衛生部	○動物の同行避難の普及啓発 ○都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備	321 ～ 322	3 避難所等の管理運営体制の整備等 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対地域本部</td><td> ○「避難所運営マニュアル」（各避難所用）作成・管理 ○避難所の食料備蓄や必要な資器材、台帳等の管理・整備 ○避難所の衛生管理対策の促進 （総括） ○動物の同行避難の体制整備 ○学校災害対策本部との連携 ○予備避難所の開設・運用手順の整備 </td></tr><tr><td>災対教育部</td><td> ○災対地域本部への協力 ○学校災害対策本部との連携（災対地域本部との連携・協力） </td></tr><tr><td>災対医療衛生部</td><td> ○動物の同行避難の普及啓発 </td></tr></table>			機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○「避難所運営マニュアル」（各避難所用）作成・管理 ○避難所の食料備蓄や必要な資器材、台帳等の管理・整備 ○避難所の衛生管理対策の促進 （総括） ○動物の同行避難の体制整備 ○学校災害対策本部との連携 ○予備避難所の開設・運用手順の整備	災対教育部	○災対地域本部への協力 ○学校災害対策本部との連携（災対地域本部との連携・協力）	災対医療衛生部	○動物の同行避難の普及啓発
機関名		対策内容																										
区	◎災対地域本部	○「避難所運営マニュアル」作成・管理 ○避難所の食料備蓄や必要な資器材、台帳等の管理・整備 ○避難所の衛生管理対策の促進 ○動物の同行避難の体制整備 学校災害対策本部との連携○																										
	災対教育部	○災対地域本部への協力 ○学校災害対策本部との連携（災対地域本部との連携・協力）																										
	災対医療衛生部	○動物の同行避難の普及啓発 ○都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備																										
機関名		対策内容																										
区	◎災対地域本部	○「避難所運営マニュアル」（各避難所用）作成・管理 ○避難所の食料備蓄や必要な資器材、台帳等の管理・整備 ○避難所の衛生管理対策の促進 （総括） ○動物の同行避難の体制整備 ○学校災害対策本部との連携 ○予備避難所の開設・運用手順の整備																										
	災対教育部	○災対地域本部への協力 ○学校災害対策本部との連携（災対地域本部との連携・協力）																										
	災対医療衛生部	○動物の同行避難の普及啓発																										

章	頁	修正前		頁	修正後																																								
		<table><tr><td></td><td>○ 避難所の環境衛生・食品衛生管理対策の促進</td></tr><tr><td>災対清掃部</td><td>○ し尿処理等に関するマニュアル作成</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 「避難所運営マニュアル」標準版の作成・更新 ○ 避難所の食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備 要配慮者で在宅避難する者への支援体制の構築 ○ 動物の同行避難の体制整備支援</td></tr><tr><td>災対保健福祉部</td><td>要配慮者で在宅避難する者への支援体制の構築 ○ 「福祉避難所（高齢者・障害者・母子）運営マニュアル」の作成・更新</td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>○ 避難所の防火安全対策の策定等による区の避難所運営支援</td></tr><tr><td>町会・自治会</td><td>○ 避難所運営訓練の実施</td></tr><tr><td>都生活文化局</td><td>○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施など</td></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>○ 避難所管理運営指針の改訂に伴う要配慮者に係る指針の改定 ○ 区避難所運営体制整備の支援・情報共有 ○ 避難所の衛生管理対策の推進 ○ 飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援 ○ 区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備 ○ 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保</td></tr><tr><td>都教育庁</td><td>○ 「学校危機管理マニュアル」に基づき、避難所指定の学校における避難所の支援に関する運営計画を策定</td></tr></table>		○ 避難所の環境衛生・食品衛生管理対策の促進	災対清掃部	○ し尿処理等に関するマニュアル作成	災対統括部	○ 「避難所運営マニュアル」標準版の作成・更新 ○ 避難所の食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備 要配慮者で在宅避難する者への支援体制の構築 ○ 動物の同行避難の体制整備支援	災対保健福祉部	要配慮者で在宅避難する者への支援体制の構築 ○ 「福祉避難所（高齢者・障害者・母子）運営マニュアル」の作成・更新	東京消防庁・消防署	○ 避難所の防火安全対策の策定等による区の避難所運営支援	町会・自治会	○ 避難所運営訓練の実施	都生活 文化局	○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施など	都福祉保健局	○ 避難所管理運営指針の改訂に伴う要配慮者に係る指針の改定 ○ 区避難所運営体制整備の支援・情報共有 ○ 避難所の衛生管理対策の推進 ○ 飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援 ○ 区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備 ○ 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保	都教育庁	○ 「学校危機管理マニュアル」に基づき、避難所指定の学校における避難所の支援に関する運営計画を策定			<table><tr><td></td><td>○ 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備 ○ 避難所の環境衛生・食品衛生管理対策の促進</td></tr><tr><td>災対医療衛生部 災対地域本部</td><td>○ 避難所における動物受入体制の整備・強化</td></tr><tr><td>災対清掃部</td><td>○ 避難所の衛生管理対策の促進（ごみ、し尿の分別方法、集積所管理方法の周知）</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 「避難所運営マニュアル」標準版の作成・更新 ○ 避難所の食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備 ○ 動物の同行避難の体制整備支援</td></tr><tr><td>災対保健福祉部</td><td>○ 「福祉避難所（高齢者・障害者・母子）運営マニュアル」の作成・更新</td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>○ 避難所の防火安全対策の策定等による区の避難所運営支援</td></tr><tr><td>町会・自治会</td><td>○ 避難所運営訓練の実施</td></tr><tr><td>都生活文化スポーツ局</td><td>○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施など</td></tr><tr><td>都福祉局</td><td>○ 避難所管理運営指針の改訂に伴う要配慮者に係る指針の改定 ○ 区避難所運営体制整備の支援・情報共有 ○ 避難所の衛生管理対策の推進 ○ 飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援 ○ 区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備 ○ 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保</td></tr><tr><td>都教育庁</td><td>○ 「学校危機管理マニュアル」に基づき、避難所指定の学校における避難所の支援に関する運営計画を策定</td></tr><tr><td>日赤東京都支部</td><td>○ 避難所の環境改善に資する資器材を日赤各地区に配備</td></tr></table>		○ 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備 ○ 避難所の環境衛生・食品衛生管理対策の促進	災対医療衛生部 災対地域本部	○ 避難所における動物受入体制の整備・強化	災対清掃部	○ 避難所の衛生管理対策の促進（ごみ、し尿の分別方法、集積所管理方法の周知）	災対統括部	○ 「避難所運営マニュアル」標準版の作成・更新 ○ 避難所の食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備 ○ 動物の同行避難の体制整備支援	災対保健福祉部	○ 「福祉避難所（高齢者・障害者・母子）運営マニュアル」の作成・更新	東京消防庁・消防署	○ 避難所の防火安全対策の策定等による区の避難所運営支援	町会・自治会	○ 避難所運営訓練の実施	都生活 文化スポーツ局	○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施など	都福祉局	○ 避難所管理運営指針の改訂に伴う要配慮者に係る指針の改定 ○ 区避難所運営体制整備の支援・情報共有 ○ 避難所の衛生管理対策の推進 ○ 飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援 ○ 区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備 ○ 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保	都教育庁	○ 「学校危機管理マニュアル」に基づき、避難所指定の学校における避難所の支援に関する運営計画を策定	日赤東京都支部	○ 避難所の環境改善に資する資器材を日赤各地区に配備
	○ 避難所の環境衛生・食品衛生管理対策の促進																																												
災対清掃部	○ し尿処理等に関するマニュアル作成																																												
災対統括部	○ 「避難所運営マニュアル」標準版の作成・更新 ○ 避難所の食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備 要配慮者で在宅避難する者への支援体制の構築 ○ 動物の同行避難の体制整備支援																																												
災対保健福祉部	要配慮者で在宅避難する者への支援体制の構築 ○ 「福祉避難所（高齢者・障害者・母子）運営マニュアル」の作成・更新																																												
東京消防庁・消防署	○ 避難所の防火安全対策の策定等による区の避難所運営支援																																												
町会・自治会	○ 避難所運営訓練の実施																																												
都生活 文化局	○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施など																																												
都福祉保健局	○ 避難所管理運営指針の改訂に伴う要配慮者に係る指針の改定 ○ 区避難所運営体制整備の支援・情報共有 ○ 避難所の衛生管理対策の推進 ○ 飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援 ○ 区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備 ○ 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保																																												
都教育庁	○ 「学校危機管理マニュアル」に基づき、避難所指定の学校における避難所の支援に関する運営計画を策定																																												
	○ 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備 ○ 避難所の環境衛生・食品衛生管理対策の促進																																												
災対医療衛生部 災対地域本部	○ 避難所における動物受入体制の整備・強化																																												
災対清掃部	○ 避難所の衛生管理対策の促進（ごみ、し尿の分別方法、集積所管理方法の周知）																																												
災対統括部	○ 「避難所運営マニュアル」標準版の作成・更新 ○ 避難所の食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備 ○ 動物の同行避難の体制整備支援																																												
災対保健福祉部	○ 「福祉避難所（高齢者・障害者・母子）運営マニュアル」の作成・更新																																												
東京消防庁・消防署	○ 避難所の防火安全対策の策定等による区の避難所運営支援																																												
町会・自治会	○ 避難所運営訓練の実施																																												
都生活 文化スポーツ局	○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施など																																												
都福祉局	○ 避難所管理運営指針の改訂に伴う要配慮者に係る指針の改定 ○ 区避難所運営体制整備の支援・情報共有 ○ 避難所の衛生管理対策の推進 ○ 飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援 ○ 区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備 ○ 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保																																												
都教育庁	○ 「学校危機管理マニュアル」に基づき、避難所指定の学校における避難所の支援に関する運営計画を策定																																												
日赤東京都支部	○ 避難所の環境改善に資する資器材を日赤各地区に配備																																												
9	392	（２）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対地域本部、区災対教育部、区災対医療衛生部、区災対清掃部、区災対統括部、区災対保健福祉部 ① 指定避難所等 ○ 指定避難所等の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所運営マニュアル」を作成する。マニュアルの作成にあたっては、避難所運営マニュアル（標準版）を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等に配慮する。 ○ 指定避難所等のにおける貯水槽、仮設トイレ、簡易トイレ（屋内設置用）、マット、非常用電源、通信機器等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。		322	（２）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対地域本部、区災対教育部、区災対医療衛生部、区災対清掃部、区災対統括部、区災対保健福祉部 ① 指定避難所 ○ 指定避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所運営マニュアル」を作成する。マニュアルの作成にあたっては、避難所運営マニュアル（標準版）を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等に配慮する。 ○ 指定避難所における貯水槽、仮設トイレ、簡易トイレ（屋内設置用）、マット、非常用電源、通信機器等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 ○ 避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努める。 ② 予備避難所 ○ 協定締結団体等との連携を強化し、予備避難所の開設時期や担い手の確保等について具体的な検討・協議を行い、開設・運営手順の早期整備に取り組む。																																								

章	頁	修正前	頁	修正後
9	393	③ 福祉避難所（母子） ○ 協定締結団体（大学等）との連携を強化し、全指定施設の福祉避難所（母子）運営マニュアル【施設版】整備の早期実現に取り組む。 ○ 実践的な運営訓練の継続的な実施に取り組む。 ○ 設営や開設直後の運営に必要な備蓄品を拡充し、広域防災倉庫等に福祉避難所（母子）用スペースを設けるとともに、保管場所確保に取り組む。 災害医療コーディネーターや区内の医療機関等、発災から時間経過も考慮しながら、医療体制との適切な連携のあり方を検討する。	323	④ 福祉避難所（母子） ○ 協定締結団体（大学等）との連携を強化し、福祉避難所（母子）運営マニュアル【施設版】整備の早期実現に取り組む。 ○ 実践的な図上訓練の継続的な実施に取り組む。 ○ 福祉避難所（母子）の開設・運営について、受入れの優先判断及び施設との情報伝達方法等を検討する。
9	393	④ 多様性に配慮した視点を踏まえた避難所運営体制 ○ 避難所の運営において女性の参画を推進するとともに、避難所運営マニュアル（標準版）に基づき、要配慮者や女性のニーズを踏まえた対応に配慮する。	323	⑤ 多様性に配慮した視点を踏まえた避難所運営体制 ○ 避難所の運営において女性の参画を推進するとともに、避難所運営マニュアル（標準版・解説版）に基づき、要配慮者や女性のニーズを踏まえた対応に配慮する。
9	393	⑤ 避難所内での感染症防止対策 ○ 避難所となる区立小中学校においては、体育館以外にも、教室、視聴覚室、ランチルーム等も含めて避難スペースとして活用し、発熱等の症状がある避難者を隔離できる専用スペースや動線を確保する。 ○ 避難所の開設・運営における新型コロナウイルス等感染症の対策を想定した留意事項を作成し、各避難所の運営マニュアルに反映させる。 ○ 避難所の開設・運営に関係する人員に対し、感染症防止対策に関する留意事項を整理した上で、研修等を実施する（避難者受入れ時、発熱等の症状のある区民に対する対応等）。 ○ 避難所への避難の際は新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールしたうえで避難頂くよう区民に周知する。	323	⑥ 避難所内での感染症防止対策 ○ 避難所となる区立小中学校等においては、体育館以外にも、教室、視聴覚室、ランチルーム等も含めて避難スペースとして活用し、発熱等の症状がある避難者を隔離できる専用スペースや動線を確保する。 ○ 避難所の開設・運営における感染症等の対策を想定した避難所運営マニュアル別冊感染症対策テキストを作成した。
9	394	⑥ 食料・資器材・人的支援の確保 ○ 従前の避難所運営組織のメンバーのみで運営を担うのではなく、避難所への避難者や在宅での避難者にも協力をよびかけるなど、人材の確保に努める。 ○ 避難所や帰宅困難者支援施設に大容量ポータブル蓄電池を配備する。 ○ 感染症対策を考慮し、マスク、体温計、消毒用アルコール、石鹸等を避難所の備蓄品として配備する。	323	⑦ 食料・資器材・人的支援の確保 ○ 従前の避難所運営委員のみで運営を担うのではなく、避難所への避難者や在宅での避難者にも協力をよびかけるなど、人材の確保に努める。 ○ 避難所や帰宅困難者支援施設に大容量ポータブル蓄電池を配備した。 ○ 感染症対策を考慮し、マスク、体温計、消毒用アルコール、石鹸等を避難所の備蓄品として配備した。
9	394	⑦ 衛生管理・トイレ等の機能の確保 ○ 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。 ○ 避難所や車中泊等の避難者の健康障害の発生防止のための事前の方策を検討する。 ○ 「避難所運営マニュアル（標準版）」等を活用し、トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関して周知する。	323 ～ 324	⑧ 衛生管理・トイレ等の機能の確保 ○ 避難所運営委員会の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。 ○ 避難所や車中泊等の避難者の健康障害の発生防止のための事前の方策を検討する。 ○ 「避難所運営マニュアル（標準版・解説版）」等を活用し、トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関して周知する。
9	394	⑨ 動物救護体制 ○ ペットの同行避難の体制づくりを進めるとともに、関係団体と動物救護活動への協力体制を整備する。 ○ 災害発生時には、飼育動物も多大な被害を受けることから、動物の飼い主に対して、平常時から飼育動物のしつけや身元の表示、餌・水・常備薬・ケージなどの備蓄について普及啓発を実施する。 ○ ペット同行避難の必要がないよう、自宅の耐震化、ペットの預け先の確保等について普及啓発	324	⑩ 動物救護体制 ○ 災害発生時には、飼育動物も多大な被害を受けることから、動物の飼い主に対して、平常時から飼育動物のしつけや身元の表示、餌・水・常備薬・ケージなどの備蓄について普及啓発を実施する。 ○ 在宅避難に向けた自宅の耐震化、ペットの預け先の確保等について普及啓発を実施する。 ○ ペット同行避難訓練を実施している避難所の訓練内容やポイントについて、動画を活用した各避難所への共有や、職員を対象とした獣医師等による研修を実施し、地域及び関係団体、関係所管

章	頁	修正前	頁	修正後																																						
		する。		の対応力の向上を図る。 ○ 被災動物ボランティアを活用し、避難所におけるペット同行避難の支援、避難所情報の発信、預かりの場の提供等、動物救護活動への協力体制を整備する。 ○ 全ての避難所運営訓練において、ペットの同行避難場所の確認、避難場所の設営等を順次実施し、実効性を高める。 ○ 既に災害時協定を締結している東京都獣医師会世田谷支部に加え、東京都動物愛護相談センターや、関係団体と様々な形での災害時における協力体制の強化を図る。																																						
9	396 ～ 397	第2 応急対策 1 避難誘導 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対統括部</td><td>○ 災害対策基本法に規定する区長の役割 (避難勧告・避難指示（緊急）の発令、避難誘導) ○ 都への補完要請 ○ 水防法に基づく避難指示</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 避難勧告・避難指示（緊急）の発令 ○ 区民等への避難誘導 ○ 避難行動要支援者の安否確認等 ○ 避難所等の運用 ○ 水防法に基づく避難指示</td></tr><tr><td>災対保健福祉部</td><td>○ 避難行動要支援者の安否確認等 ○ 要配慮者に関する情報収集</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 警察官を配置し、区及び関係機関と連携して、次の措置をとる。 ① 避難状況の把握 ② 広域避難場所の秩序保持 ③ 被害情報の収集と広報活動 ④ 行方不明者の把握 ⑤ 相談所の開設等による相談等の受理 ○ (区長が避難指示できない場合) 警察官による避難指示 ○ 区民の避難誘導</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び区へのその内容の通報 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 ○ 避難勧告又は指示の伝達</td></tr><tr><td colspan="2">京王電鉄</td><td>○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導 ○ 利用者への避難方法の周知徹底</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対統括部	○ 災害対策基本法に規定する区長の役割 (避難勧告・避難指示（緊急） の発令、 避難誘導) ○ 都への補完要請 ○ 水防法に基づく 避難 指示	災対地域本部	○ 避難勧告・避難指示（緊急） の発令 ○ 区民等への避難誘導 ○ 避難行動要支援者の安否確認等 ○ 避難所等の運用 ○ 水防法に基づく 避難 指示	災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者の安否確認等 ○ 要配慮者に関する情報収集	警視庁・警察署		○ 警察官を配置し、区及び関係機関と連携して、次の措置をとる。 ① 避難状況の把握 ② 広域避難場所 の秩序保持 ③ 被害情報の収集と広報活動 ④ 行方不明者の把握 ⑤ 相談所の開設等による相談等の受理 ○ (区長が避難指示できない場合) 警察官による避難指示 ○ 区民の避難誘導	東京消防庁・消防署		○ 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合 の 関係機関と連携した 避難勧告又は指示 及び 区へのその内容の通報 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 ○ 避難勧告又は指示 の伝達	京王電鉄		○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導 ○ 利用者への避難方法の周知徹底	326 ～ 327	第2 応急対策 1 避難誘導 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対統括部</td><td>○ 災害対策基本法に規定する区長の役割 (避難指示等の発令、警戒区域の設定、避難誘導) ○ 都への補完要請 ○ 水防法に基づく立退き指示</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 避難指示等の発令 ○ 区民等への避難誘導 ○ 避難行動要支援者の安否確認等 ○ 避難所等の運用 ○ 水防法に基づく立退き指示</td></tr><tr><td>災対保健福祉部</td><td>○ 避難行動要支援者の安否確認等 ○ 要配慮者に関する情報収集</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 警察官を配置し、区及び関係機関と連携して、次の措置をとる。 ① 避難状況の把握 ② 避難場所の秩序保持 ③ 被害情報の収集と広報活動 ④ 行方不明者の把握 ⑤ 相談所の開設等による相談等の受理 ○ (区長が避難指示できない場合) 警察官による避難指示 ○ 区民の避難誘導</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における関係機関と連携した避難指示等及びその後の区への通報 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 ○ 避難指示等の伝達</td></tr><tr><td colspan="2">京王電鉄</td><td>○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導 ○ 利用者への避難方法の周知徹底</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対統括部	○ 災害対策基本法に規定する区長の役割 (避難指示等 の発令、 警戒区域の設定 、 避難誘導) ○ 都への補完要請 ○ 水防法に基づく 立退き 指示	災対地域本部	○ 避難指示等 の発令 ○ 区民等への避難誘導 ○ 避難行動要支援者の安否確認等 ○ 避難所等の運用 ○ 水防法に基づく 立退き 指示	災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者の安否確認等 ○ 要配慮者に関する情報収集	警視庁・警察署		○ 警察官を配置し、区及び関係機関と連携して、次の措置をとる。 ① 避難状況の把握 ② 避難場所 の秩序保持 ③ 被害情報の収集と広報活動 ④ 行方不明者の把握 ⑤ 相談所の開設等による相談等の受理 ○ (区長が避難指示できない場合) 警察官による避難指示 ○ 区民の避難誘導	東京消防庁・消防署		○ 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合 における 関係機関と連携した 避難指示等 及び その後の区への通報 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 ○ 避難指示等 の伝達	京王電鉄		○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導 ○ 利用者への避難方法の周知徹底
機関名		対策内容																																								
区	◎災対統括部	○ 災害対策基本法に規定する区長の役割 (避難勧告・避難指示（緊急） の発令、 避難誘導) ○ 都への補完要請 ○ 水防法に基づく 避難 指示																																								
	災対地域本部	○ 避難勧告・避難指示（緊急） の発令 ○ 区民等への避難誘導 ○ 避難行動要支援者の安否確認等 ○ 避難所等の運用 ○ 水防法に基づく 避難 指示																																								
	災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者の安否確認等 ○ 要配慮者に関する情報収集																																								
警視庁・警察署		○ 警察官を配置し、区及び関係機関と連携して、次の措置をとる。 ① 避難状況の把握 ② 広域避難場所 の秩序保持 ③ 被害情報の収集と広報活動 ④ 行方不明者の把握 ⑤ 相談所の開設等による相談等の受理 ○ (区長が避難指示できない場合) 警察官による避難指示 ○ 区民の避難誘導																																								
東京消防庁・消防署		○ 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合 の 関係機関と連携した 避難勧告又は指示 及び 区へのその内容の通報 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 ○ 避難勧告又は指示 の伝達																																								
京王電鉄		○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導 ○ 利用者への避難方法の周知徹底																																								
機関名		対策内容																																								
区	◎災対統括部	○ 災害対策基本法に規定する区長の役割 (避難指示等 の発令、 警戒区域の設定 、 避難誘導) ○ 都への補完要請 ○ 水防法に基づく 立退き 指示																																								
	災対地域本部	○ 避難指示等 の発令 ○ 区民等への避難誘導 ○ 避難行動要支援者の安否確認等 ○ 避難所等の運用 ○ 水防法に基づく 立退き 指示																																								
	災対保健福祉部	○ 避難行動要支援者の安否確認等 ○ 要配慮者に関する情報収集																																								
警視庁・警察署		○ 警察官を配置し、区及び関係機関と連携して、次の措置をとる。 ① 避難状況の把握 ② 避難場所 の秩序保持 ③ 被害情報の収集と広報活動 ④ 行方不明者の把握 ⑤ 相談所の開設等による相談等の受理 ○ (区長が避難指示できない場合) 警察官による避難指示 ○ 区民の避難誘導																																								
東京消防庁・消防署		○ 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合 における 関係機関と連携した 避難指示等 及び その後の区への通報 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 ○ 避難指示等 の伝達																																								
京王電鉄		○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導 ○ 利用者への避難方法の周知徹底																																								

章		頁	修正前	頁	修正後																												
			<table><tr><td>小田急電鉄</td><td>○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導（放送・掲示・チラシ配布）</td></tr><tr><td>東急電鉄</td><td>○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導（放送・掲示・チラシ配布・マニュアル作成）</td></tr><tr><td>避難支援者</td><td>○ 避難支援者は、自らの安全を確認したうえで、災害時助け合いネットワーク等で、日頃から把握している避難行動要支援者について、安否確認や避難支援に努める。</td></tr><tr><td>都本部</td><td>○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区市町村の代行（避難指示、応急措置）） ○ 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整・区の補完</td></tr><tr><td>都関係各局</td><td>○ 区市町村からの要請対応</td></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>○ 要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整</td></tr><tr><td>都建設局</td><td>○ 地すべり等防止法に基づく避難指示 ○ 水防法に基づく 避難 指示</td></tr></table>	小田急電鉄	○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導（放送・掲示・チラシ配布）	東急電鉄	○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導（放送・掲示・チラシ配布・マニュアル作成）	避難支援者	○ 避難支援者は、自らの安全を確認したうえで、災害時助け合いネットワーク等で、日頃から把握している避難行動要支援者について、安否確認や避難支援に努める。	都本部	○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区市町村の代行（避難指示、応急措置）） ○ 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整・区の補完	都関係各局	○ 区市町村からの要請対応	都福祉保健局	○ 要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整	都建設局	○ 地すべり等防止法に基づく避難指示 ○ 水防法に基づく 避難 指示		<table><tr><td>小田急電鉄</td><td>○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導（放送・掲示・チラシ配布）</td></tr><tr><td>東急電鉄</td><td>○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導（放送・掲示・チラシ配布・マニュアル作成）</td></tr><tr><td>避難支援者</td><td>○ 避難支援者は、自らの安全を確認したうえで、災害時助け合いネットワーク等で、日頃から把握している避難行動要支援者について、安否確認や避難支援に努める。</td></tr><tr><td>都本部</td><td>○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区市町村の代行（避難指示、応急措置）） ○ 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整・区の補完</td></tr><tr><td>都関係各局</td><td>○ 区市町村からの要請対応</td></tr><tr><td>都福祉局</td><td>○ 要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整</td></tr><tr><td>都建設局</td><td>○ 地すべり等防止法に基づく避難指示 ○ 水防法に基づく 立退き 指示</td></tr></table>	小田急電鉄	○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導（放送・掲示・チラシ配布）	東急電鉄	○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導（放送・掲示・チラシ配布・マニュアル作成）	避難支援者	○ 避難支援者は、自らの安全を確認したうえで、災害時助け合いネットワーク等で、日頃から把握している避難行動要支援者について、安否確認や避難支援に努める。	都本部	○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区市町村の代行（避難指示、応急措置）） ○ 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整・区の補完	都関係各局	○ 区市町村からの要請対応	都福祉局	○ 要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整	都建設局	○ 地すべり等防止法に基づく避難指示 ○ 水防法に基づく 立退き 指示
小田急電鉄	○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導（放送・掲示・チラシ配布）																																
東急電鉄	○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導（放送・掲示・チラシ配布・マニュアル作成）																																
避難支援者	○ 避難支援者は、自らの安全を確認したうえで、災害時助け合いネットワーク等で、日頃から把握している避難行動要支援者について、安否確認や避難支援に努める。																																
都本部	○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区市町村の代行（避難指示、応急措置）） ○ 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整・区の補完																																
都関係各局	○ 区市町村からの要請対応																																
都福祉保健局	○ 要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整																																
都建設局	○ 地すべり等防止法に基づく避難指示 ○ 水防法に基づく 避難 指示																																
小田急電鉄	○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導（放送・掲示・チラシ配布）																																
東急電鉄	○ 駅構内及び列車内の旅客に対する避難誘導（放送・掲示・チラシ配布・マニュアル作成）																																
避難支援者	○ 避難支援者は、自らの安全を確認したうえで、災害時助け合いネットワーク等で、日頃から把握している避難行動要支援者について、安否確認や避難支援に努める。																																
都本部	○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区市町村の代行（避難指示、応急措置）） ○ 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整・区の補完																																
都関係各局	○ 区市町村からの要請対応																																
都福祉局	○ 要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整																																
都建設局	○ 地すべり等防止法に基づく避難指示 ○ 水防法に基づく 立退き 指示																																
9	397 ～ 398	（2）業務手順 〔避難勧告等〕 〔避難誘導〕	327	（2）業務手順 〔高齢者等避難・避難指示〕 〔避難誘導〕																													

章	頁	修正前	頁	修正後
				
9	399	（３）詳細な取組み内容 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動については、風水害編第３部第６章「避難者対策」に記載する。	328	（３）詳細な取組み内容 避難指示等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動については、風水害編第３部第６章「避難者対策」に記載する。
9	399	① 避難勧告等 【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部 ○ 避難の勧告・指示 ア 区内において危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と協議の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示する。	328	① 避難指示等 【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部 ○ 避難指示等 ア 区内において危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と協議の上、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難を指示する。避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、近傍の堅固な建物への退避等の緊急に安全を確保するための措置を指示する。
9	399	② 避難誘導 【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対保健福祉部、区災対教育部 ○ 協力要請 区は、避難の勧告又は指示を決定したときは、速やかに警視庁・警察署・東京消防庁・消防署等関係機関に対して避難誘導に関する協力を要請する。 ○ 避難勧告・指示による避難 避難の勧告又は指示が出された場合、集団を形成し、警視庁・警察署及び東京消防庁・消防署等の協力を得て、避難を行う。 - 防災区民組織や町会・自治会、事業所等においては、組織単位ごとに集団を形成し、あらかじめ指定してある一時集合所に避難者を集合させる。 - その後、防災区民組織の班長や事業所の管理者等各組織のリーダーを中心に集団を編成し、延焼等により被害の拡大が予想される場合は、広域避難場所等に避難する。 ○ 避難行動要支援者の支援 避難支援者は自らの安全を確認したうえで、災害時助け合いネットワーク等で、日頃から把握している避難行動要支援者について、安否確認や避難支援に努める。 ○ 区が避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合	329	② 避難誘導 【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対保健福祉部、区災対教育部 ○ 協力要請 区は、避難指示等を決定したときは、速やかに警視庁・警察署・東京消防庁・消防署等関係機関に対して避難誘導に関する協力を要請する。 ○ 避難指示等による避難 避難指示等を発令した場合、集団を形成し、警視庁・警察署及び東京消防庁・消防署等の協力を得て、避難誘導を行う。 - 防災区民組織や町会・自治会、事業所等においては、組織単位ごとに集団を形成し、あらかじめ指定してある一時集合所に避難者を集合させる。 - その後、防災区民組織の班長や事業所の管理者等各組織のリーダーを中心に集団を編成し、延焼等により被害の拡大が予想される場合は、避難場所等に避難する。 ○ 避難行動要支援者の支援 避難支援者は自らの安全を確認したうえで、災害時助け合いネットワーク等で、日頃から把握している避難行動要支援者について、安否確認や避難支援に努める。 ○ 区が避難指示等を発令するいとまがない場合

章	頁	修正前	頁	修正後																																								
		区が 避難の勧告又は指示を行う いとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域各組織の実情に応じて、発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。 ○ 小中学校、保育園等での避難 区立小中学校・保育園・幼稚園・児童館等においては、震災の状況に応じ、校（園・館）長以下各職員により、生徒、児童等の避難誘導、保護に努める。		区が 避難指示等を発令する いとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域各組織の実情に応じて、発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。 ○ 区立 小中学校、保育園等での避難 区立小中学校・保育園・幼稚園・児童館等においては、震災の状況に応じ、校（園・館）長以下各職員により、生徒、児童等の避難誘導、保護に努める。																																								
9	400	【実施主体】警視庁・警察署 ○ 避難勧告・指示による避難 区長による避難の勧告、指示があった場合等は、できる限り必要な部隊を編成派遣し、避難地域の責任者、管理者等のリーダーと緊密に連携して避難誘導にあたる。	329	【実施主体】警視庁・警察署 ○ 避難指示等による避難 区長による避難指示等があった場合等は、できる限り必要な部隊を編成派遣し、避難地域の責任者、管理者等のリーダーと緊密に連携して避難誘導にあたる。																																								
9	400	【実施主体】東京消防庁・消防署 ○ 各関係機関への情報連絡 避難の勧告又は指示により、地域住民が避難を行う場合○は、災害の規模、道路、橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に必要な情報を区等関係機関に通報する。 ○ 避難誘導 区民の避難が開始された場合は、消防団員は資器材を活用して地域住民の避難の誘導に当たる。 ○ 避難経路の安全確保 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所や避難道路の安全確保に努める。 ○ 避難勧告又は指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難勧告又は指示の伝達を行う。	330	【実施主体】東京消防庁・消防署 ○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合における避難の指示等及びその後の区への通報 ○ 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報する。 ○ 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車やヘリコプターの活用等により避難指示等の伝達を行う。 ○ 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。 【実施主体】消防団 ○ 避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。																																								
9	401 ～ 402	2 避難所の開設・管理運営 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="6">区</td><td>災対保健福祉部</td><td>○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）の開設・管理運営</td></tr><tr><td>災対物資管理部</td><td>○ 食料・生活必需品等の供給</td></tr><tr><td rowspan="4">災対医療衛生部</td><td>○ 避難住民に対する健康相談の支援</td></tr><tr><td>○ 飲料水等・食品の衛生的な取扱指導・安全の確保</td></tr><tr><td>○ 公衆浴場の衛生管理</td></tr><tr><td>○ 感染症予防・拡大防止対策</td></tr><tr><td>災対財政・広報部</td><td>○ 区民への情報提供</td></tr><tr><td>災対清掃部</td><td>○ 避難所の衛生管理対策</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 避難状況の把握 ○ 避難所の秩序保持 ○ 被害情報の収集と広報活動 ○ 行方不明者の把握 ○ 相談所の開設等による相談等の受理</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対保健福祉部	○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）の開設・管理運営	災対物資管理部	○ 食料・生活必需品等の供給	災対医療衛生部	○ 避難住民に対する健康相談の支援	○ 飲料水等・食品の衛生的な取扱指導・安全の確保	○ 公衆浴場の衛生管理	○ 感染症予防・拡大防止対策	災対財政・広報部	○ 区民への情報提供	災対清掃部	○ 避難所の衛生管理対策	警視庁・警察署		○ 避難状況の把握 ○ 避難所の秩序保持 ○ 被害情報の収集と広報活動 ○ 行方不明者の把握 ○ 相談所の開設等による相談等の受理	331 ～ 332	2 避難所の開設・管理運営 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="6">区</td><td>◎災対保健福祉部</td><td>○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）の開設・管理運営</td></tr><tr><td>災対物資管理部</td><td>○ 食料・生活必需品等の供給</td></tr><tr><td rowspan="4">災対医療衛生部</td><td>○ 避難住民に対する健康相談の支援</td></tr><tr><td>○ 飲料水等・食品の衛生的な取扱指導・安全の確保</td></tr><tr><td>○ 公衆浴場の衛生管理</td></tr><tr><td>○ 感染症予防・拡大防止対策 ○ 避難所の衛生管理対策（総括）</td></tr><tr><td>災対財政・広報部</td><td>○ 区民への情報提供</td></tr><tr><td>災対清掃部</td><td>○ 避難所の衛生管理対策 （ごみ、し尿の分別方法、集積所管理方法の周知）</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 避難状況の把握 ○ 避難所の秩序保持 ○ 被害情報の収集と広報活動</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎ 災対保健福祉部	○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）の開設・管理運営	災対物資管理部	○ 食料・生活必需品等の供給	災対医療衛生部	○ 避難住民に対する健康相談の支援	○ 飲料水等・食品の衛生的な取扱指導・安全の確保	○ 公衆浴場の衛生管理	○ 感染症予防・拡大防止対策 ○ 避難所の衛生管理対策（総括）	災対財政・広報部	○ 区民への情報提供	災対清掃部	○ 避難所の衛生管理対策 （ごみ、し尿の分別方法、集積所管理方法の周知）	警視庁・警察署		○ 避難状況の把握 ○ 避難所の秩序保持 ○ 被害情報の収集と広報活動
機関名		対策内容																																										
区	災対保健福祉部	○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）の開設・管理運営																																										
	災対物資管理部	○ 食料・生活必需品等の供給																																										
	災対医療衛生部	○ 避難住民に対する健康相談の支援																																										
		○ 飲料水等・食品の衛生的な取扱指導・安全の確保																																										
		○ 公衆浴場の衛生管理																																										
		○ 感染症予防・拡大防止対策																																										
災対財政・広報部	○ 区民への情報提供																																											
災対清掃部	○ 避難所の衛生管理対策																																											
警視庁・警察署		○ 避難状況の把握 ○ 避難所の秩序保持 ○ 被害情報の収集と広報活動 ○ 行方不明者の把握 ○ 相談所の開設等による相談等の受理																																										
機関名		対策内容																																										
区	◎ 災対保健福祉部	○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）の開設・管理運営																																										
	災対物資管理部	○ 食料・生活必需品等の供給																																										
	災対医療衛生部	○ 避難住民に対する健康相談の支援																																										
		○ 飲料水等・食品の衛生的な取扱指導・安全の確保																																										
		○ 公衆浴場の衛生管理																																										
		○ 感染症予防・拡大防止対策 ○ 避難所の衛生管理対策（総括）																																										
災対財政・広報部	○ 区民への情報提供																																											
災対清掃部	○ 避難所の衛生管理対策 （ごみ、し尿の分別方法、集積所管理方法の周知）																																											
警視庁・警察署		○ 避難状況の把握 ○ 避難所の秩序保持 ○ 被害情報の収集と広報活動																																										

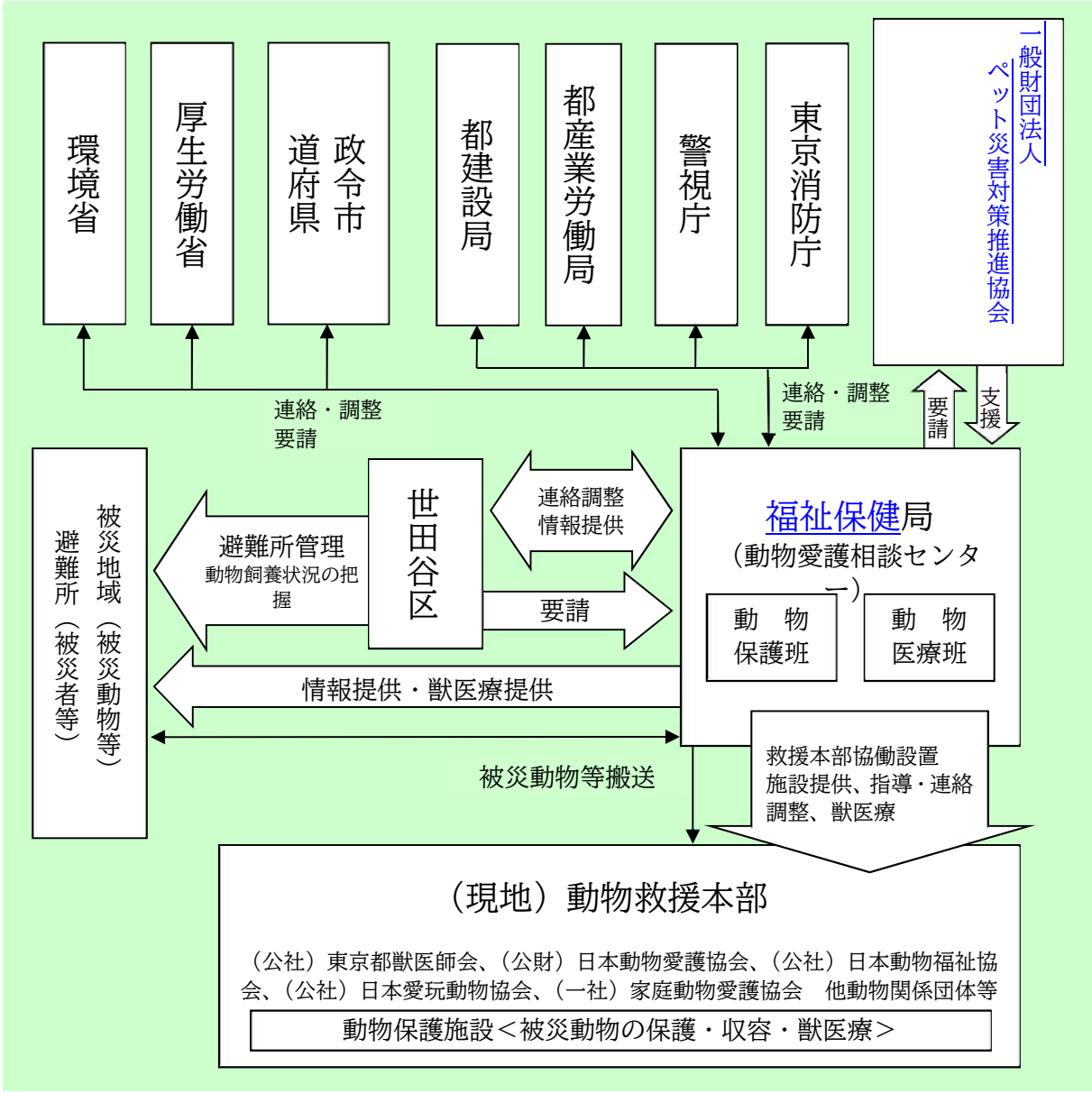
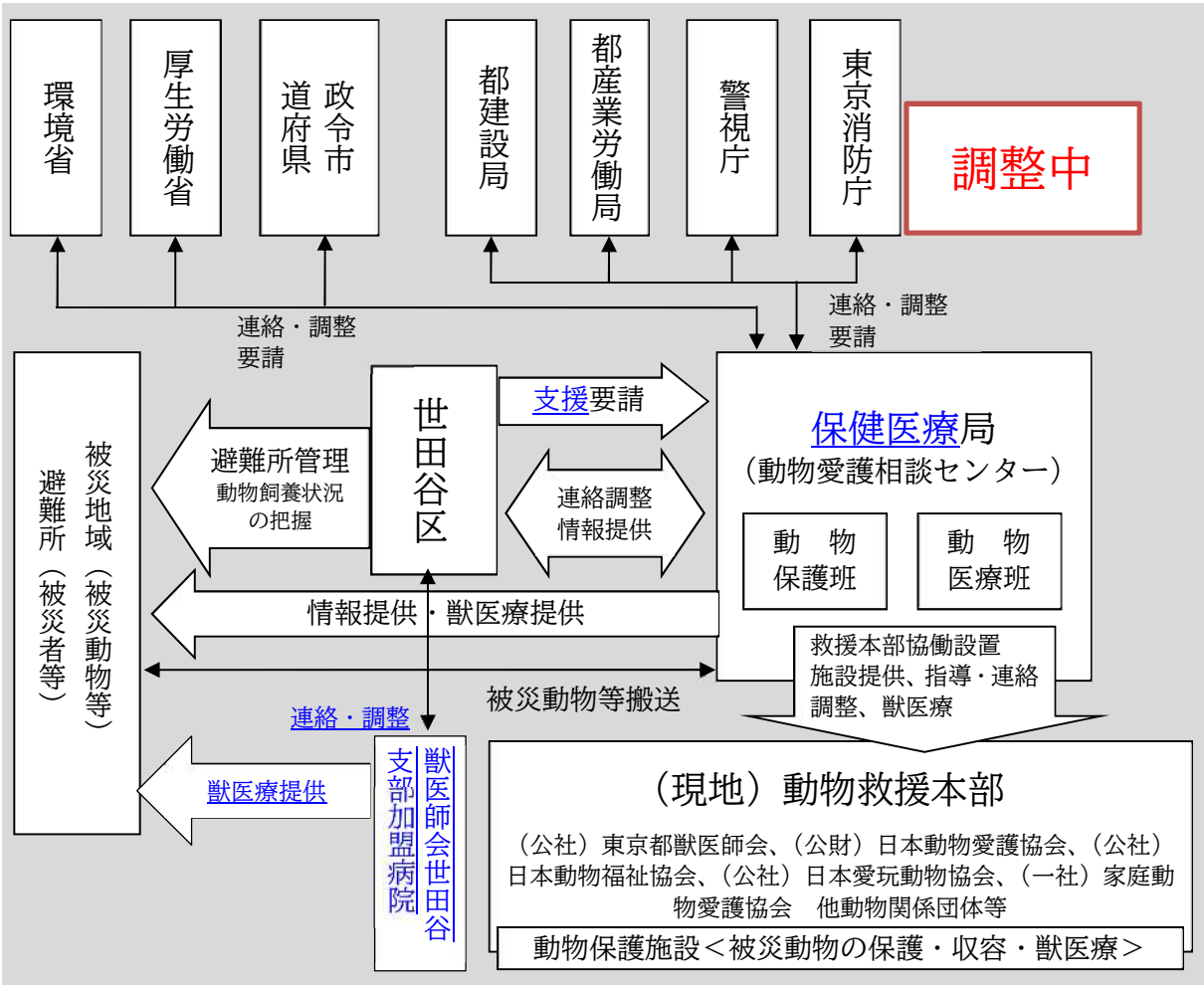
章	頁	修正前		頁	修正後																										
		<table><tr><td>避難所運営組織</td><td>○ 避難所の開設・管理運営</td></tr><tr><td>都本部</td><td>○ 必要な避難所確保のための区市町村支援</td></tr><tr><td>都財務局</td><td>○ 野外受入施設の開設に向けたテントの調達</td></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>○ DISによる避難所及び福祉避難所（高齢者）（障害者）開設状況の把握・国への報告 ○ 避難所管理運営に関する支援 ○ 福祉避難所等への福祉専門職派遣による運営支援 ○ 野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 保健医療調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 区市町村の衛生管理対策支援 ○ 生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都総務局・日赤東京都支部等に対して応援要請等の措置を講じる。</td></tr><tr><td>都教育庁</td><td>○ 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援 ○ 学校危機管理マニュアル等に基づく、避難所の開設・管理運営への協力</td></tr></table>	避難所運営組織	○ 避難所の開設・管理運営	都本部	○ 必要な避難所確保のための区市町村支援	都財務局	○ 野外受入施設の開設に向けたテントの調達	都福祉保健局	○ DISによる避難所及び福祉避難所（高齢者）（障害者）開設状況の把握・国への報告 ○ 避難所管理運営に関する支援 ○ 福祉避難所等への福祉専門職派遣による運営支援 ○ 野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 保健医療調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 区市町村の衛生管理対策支援 ○ 生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都総務局・日赤東京都支部等に対して応援要請等の措置を講じる。	都教育庁	○ 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援 ○ 学校危機管理マニュアル等に基づく、避難所の開設・管理運営への協力			<table><tr><td></td><td>○ 行方不明者の把握 ○ 相談所の開設等による相談等の受理</td></tr><tr><td>避難所運営委員会</td><td>○ 避難所の開設・管理運営</td></tr><tr><td>都本部</td><td>○ 必要な避難所等の確保のための区市町村支援</td></tr><tr><td>都財務局</td><td>○ 野外受入施設の開設に向けたテントの調達</td></tr><tr><td>都福祉局</td><td>○ DISによる避難所及び福祉避難所（高齢者）（障害者）開設状況の把握・国への報告 ○ 避難所管理運営に関する支援 ○ 避難所・福祉避難所・社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 ○ 野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都総務局・日赤東京都支部に対して応援要請等の措置を講じる。</td></tr><tr><td>都保健医療局</td><td>区市町村の衛生管理対策支援 保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。</td></tr><tr><td>都教育庁</td><td>○ 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援 ○ 学校危機管理マニュアル等に基づく、避難所の開設・管理運営への協力</td></tr><tr><td>日赤東京都支部</td><td>日赤各地区からの申請により、避難住民に対して災害救援物資を配分 避難住民に対するこころのケアを実施</td></tr></table>		○ 行方不明者の把握 ○ 相談所の開設等による相談等の受理	避難所運営委員会	○ 避難所の開設・管理運営	都本部	○ 必要な避難所等の確保のための区市町村支援	都財務局	○ 野外受入施設の開設に向けたテントの調達	都福祉局	○ DISによる避難所及び福祉避難所（高齢者）（障害者）開設状況の把握・国への報告 ○ 避難所管理運営に関する支援 ○ 避難所・福祉避難所・社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 ○ 野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都総務局・日赤東京都支部に対して応援要請等の措置を講じる。	都保健医療局	区市町村の衛生管理対策支援 保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。	都教育庁	○ 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援 ○ 学校危機管理マニュアル等に基づく、避難所の開設・管理運営への協力	日赤東京都支部	日赤各地区からの申請により、避難住民に対して災害救援物資を配分 避難住民に対するこころのケアを実施
		避難所運営組織	○ 避難所の開設・管理運営																												
都本部	○ 必要な避難所確保のための区市町村支援																														
都財務局	○ 野外受入施設の開設に向けたテントの調達																														
都福祉保健局	○ DISによる避難所及び福祉避難所（高齢者）（障害者）開設状況の把握・国への報告 ○ 避難所管理運営に関する支援 ○ 福祉避難所等への福祉専門職派遣による運営支援 ○ 野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 保健医療調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 区市町村の衛生管理対策支援 ○ 生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都総務局・日赤東京都支部等に対して応援要請等の措置を講じる。																														
都教育庁	○ 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援 ○ 学校危機管理マニュアル等に基づく、避難所の開設・管理運営への協力																														
	○ 行方不明者の把握 ○ 相談所の開設等による相談等の受理																														
避難所運営委員会	○ 避難所の開設・管理運営																														
都本部	○ 必要な避難所等の確保のための区市町村支援																														
都財務局	○ 野外受入施設の開設に向けたテントの調達																														
都福祉局	○ DISによる避難所及び福祉避難所（高齢者）（障害者）開設状況の把握・国への報告 ○ 避難所管理運営に関する支援 ○ 避難所・福祉避難所・社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 ○ 野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都総務局・日赤東京都支部に対して応援要請等の措置を講じる。																														
都保健医療局	区市町村の衛生管理対策支援 保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療活動の総合調整を図る。																														
都教育庁	○ 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援 ○ 学校危機管理マニュアル等に基づく、避難所の開設・管理運営への協力																														
日赤東京都支部	日赤各地区からの申請により、避難住民に対して災害救援物資を配分 避難住民に対するこころのケアを実施																														
		（2）業務手順 【東京都】 ・避難所確保支援 ・食料・生活必需品等の供給支援 ・管理運営・衛生管理対策支援（福祉保健局） ・開設状況把握（福祉保健局） ・避難所運営協力（教育庁） 【区】 避難所開設・管理運営																													

章	頁	修正前	頁	修正後
9				
9	402 ～ 403	(3) 詳細な取組み内容 ① 指定避難所の開設等 【実施主体】区災対地域本部、区災対教育部、避難所運営組織 ア 指定避難所の開設 ○ 区と地域住民が協働して指定避難所の開設を行う。 ○ 指定避難所の開設に当たっては、その開設の判断を含めて、区本部と避難所運営組織、学校災害対策本部が十分な調整を図りながら行うものとする。ただし、災害の発生状況により十分な調整が取れない時は、避難所運営組織が指定避難所を開設することができる。 ○ 指定避難所の統括管理責任者は、指定避難所の属する地域の災対地域本部長（総合支所長）とする。 ○ ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求める。 ○ 指定避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延	332	(2) 詳細な取組み内容 ① 指定避難所の開設等 【実施主体】区災対地域本部、区災対教育部、避難所運営委員会 ア 指定避難所の開設 ○ 発災直後においては、避難所運営組織を中心として、指定避難所の開設を行う。 ○ 指定避難所の開設に当たっては、その開設の判断を含めて、区本部と避難所運営委員会、学校災害対策本部が十分な調整を図りながら行うものとする。ただし、災害の発生状況により十分な調整が取れない時は、避難所運営委員会が指定避難所を開設することができる。 ○ 指定避難所の統括管理責任者は、指定避難所の属する地域の災対地域本部長（総合支所長）とする。 ○ ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求める。 ○ 指定避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延

章	頁	修正前	頁	修正後								
		長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。 ○ 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局及び地元警察署、消防署等関係機関に報告する。都への報告は、原則として都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、都防災行政無線で行う。 ○ 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を設定する。 ○ 避難住民の生活環境上、必要な物品を確保する。 ○ 在宅避難者等（在宅避難する要配慮者を含む。）に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。 ○ 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。 ○ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。		長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。 ○ 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉局及び地元警察署、消防署等関係機関に報告する。都への報告は、原則として都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、都防災行政無線で行う。 ○ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 ＊避難所運営マニュアル（区災害対策課、総合支所、学校、避難所運営委員会）								
9	403	イ 指定避難所の管理運営 ○ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、特設公衆電話、インターネット、FAX 等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。 ○ 原則として犬、猫等の小動物（避難者に危害を及ぼさない小動物等）の同行避難の受入れを行う。	333	イ 指定避難所の管理運営 ○ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、特設公衆電話、Wi-Fi 環境、FAX 等の整備、SNS での情報発信を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。 ○ 原則として犬、猫等の小動物（避難者に危害を及ぼさない小動物等）の同行避難の受入れを行う。 ○ 避難所ごとにボランティアマッチングサテライトを開設し、避難所でのボランティアニーズを把握する。								
9	404	<table><tr><td>② 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設等</td></tr><tr><td>【実施主体】 区災対保健福祉部、区災対地域本部</td></tr><tr><td>ア 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設</td></tr><tr><td>○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）を開設した場合は、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間を、速やかに所定の様式により都知事（都福祉保健局）及び所轄の警察署、消防署等関係機関に連絡する。</td></tr></table>	② 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設等	【実施主体】 区災対保健福祉部、区災対地域本部	ア 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設	○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）を開設した場合は、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間を、速やかに所定の様式により都知事（ 都福祉保健局 ）及び所轄の警察署、消防署等関係機関に連絡する。	333	<table><tr><td>② 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設等</td></tr><tr><td>【実施主体】 区災対保健福祉部、区災対地域本部</td></tr><tr><td>ア 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設</td></tr><tr><td>○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）を開設した場合は、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間を、速やかに所定の様式により都知事（都福祉局）及び所轄の警察署、消防署等関係機関に連絡する。</td></tr></table>	② 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設等	【実施主体】 区災対保健福祉部、区災対地域本部	ア 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設	○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）を開設した場合は、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間を、速やかに所定の様式により都知事（ 都福祉局 ）及び所轄の警察署、消防署等関係機関に連絡する。
② 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設等												
【実施主体】 区災対保健福祉部、区災対地域本部												
ア 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設												
○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）を開設した場合は、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間を、速やかに所定の様式により都知事（ 都福祉保健局 ）及び所轄の警察署、消防署等関係機関に連絡する。												
② 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設等												
【実施主体】 区災対保健福祉部、区災対地域本部												
ア 福祉避難所（高齢者）（障害者）の開設												
○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）を開設した場合は、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間を、速やかに所定の様式により都知事（ 都福祉局 ）及び所轄の警察署、消防署等関係機関に連絡する。												
9	404	イ 福祉避難所（高齢者）（障害者）の管理運営 ○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）の運営に必要な物品・資器材及び食料・飲料水等については、多様な手段・方式を用いて、必要な物資等を調達する。 （ウ）周辺の広域避難場所用倉庫の活用	334	イ 福祉避難所（高齢者）（障害者）の管理運営 ○ 福祉避難所（高齢者）（障害者）の運営に必要な物品・資器材及び食料・飲料水等については、多様な手段・方式を用いて、必要な物資等を調達する。 （ウ）周辺の広域用防災倉庫の活用								
9	405	③ 福祉避難所（母子）の開設等 ア 福祉避難所（母子）の開設 ○ 福祉避難所（母子）の開設を決定した場合は、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により都知事（都福祉保健局）及び所轄の警察署、消防署等関係機関等に連絡する。	334	③ 福祉避難所（母子）の開設等 ア 福祉避難所（母子）の開設 ○ 福祉避難所（母子）の開設を決定した場合は、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により都知事（都福祉局）及び所轄の警察署、消防署等関係機関等に連絡する。								
9	405	ウ 福祉避難所（母子）の受入判断 ○ 指定避難所を巡回訪問する各支所の保健師等が、受け入れ要件に該当する避難者について、「確認シート」等を基に情報収集を行い、各地域本部から集まった情報をもとに、災対保健福	335	ウ 福祉避難所（母子）の受入判断 ○ 各指定避難所にて、受け入れ要件に該当する避難者について情報収集を行い、各地域本部から集まった情報をもとに、災対保健福祉部で受入れの優先判断を行い、入所者を決定する。								

章	頁	修正前	頁	修正後				
		祉部で受入れの優先判断を行い、入所者を決定する。						
9	405	④ 多様性に配慮した女性の視点を踏まえた避難所運営体制の確立 【実施主体】区災対地域本部、避難所運営組織	335	④ 多様性に配慮した視点を踏まえた避難所運営体制の確立 【実施主体】区災対地域本部、避難所運営委員会				
9	406	⑤ 感染症防止対策を踏まえた避難所運営体制の確立 ○ <u>区は、新型コロナウイルス等感染症の発生およびまん延防止のため、発生した災害（震災、水害など）、被災者の状況、避難所の収容人数等を考慮し、指定避難所以外の予備避難所なども開設するなど、可能な限り多くの避難所の確保・開設を図る。</u> ○ <u>区は、</u>避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染防止対策を徹底し、避難所内の十分な換気に努める。	335	⑤ 感染症防止対策を踏まえた避難所運営体制の確立 ○ <u>避難所運営委員会は、区が発行する避難所運営マニュアル別冊感染症対策テキストを参考に、</u>避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染防止対策を徹底し、避難所内の十分な換気に努める。				
9	407	⑧ 飲料水等の安全確保 【実施主体】区災対医療衛生部、都福祉保健局	336	⑧ 飲料水等の安全確保 【実施主体】区災対医療衛生部、都福祉局				
9	408	⑩ トイレ機能の確保 【実施主体】区災対清掃部、区災対地域本部 ○ 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。 ○ <u>発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、</u>区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。 ○ 発災後4日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。 ○ 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。	337	⑩ トイレ機能の確保 【実施主体】区災対地域本部 ○ 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。 ○ <u>都内では、し尿収集車両の保有台数が極めて少ないことから、</u>区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。 ○ 発災後4日目から、区は、し尿の収集・運搬を開始するため、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。 ○ <u>携帯用トイレ等の</u>備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。				
9	408 ～ 409	⑪ 衛生管理対策 ○ インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。	338	⑪ 衛生管理対策 ○ インフルエンザ等の感染症予防（手洗い等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。				
9	410	※ 指定避難所、指定緊急避難場所の指定 1 指定緊急避難場所、指定避難所とは <u>平成 25 年6月災害対策基本法の改正において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別された。法で定められる指定緊急避難場所、指定避難所の定義は以下のとおりである。</u> <table><tr><td>指定緊急避難場所</td><td><u>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所。異常な現象※ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。</u> <u>※ 洪水・崖崩れ、土石流及び地滑り・高潮・地震・津波・大規模な火事・内水氾濫・火山現象</u></td></tr><tr><td>指定避難所</td><td><u>災害の危険性があり避難した区民等を災害の危険性が無くなるまでに、必要な間滞在させ、また、家に戻れなくなった区民等を一時的に滞在させるための施設。</u></td></tr></table>	指定緊急避難場所	<u>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所。異常な現象※ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。</u> <u>※ 洪水・崖崩れ、土石流及び地滑り・高潮・地震・津波・大規模な火事・内水氾濫・火山現象</u>	指定避難所	<u>災害の危険性があり避難した区民等を災害の危険性が無くなるまでに、必要な間滞在させ、また、家に戻れなくなった区民等を一時的に滞在させるための施設。</u>	－	削除
指定緊急避難場所	<u>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所。異常な現象※ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。</u> <u>※ 洪水・崖崩れ、土石流及び地滑り・高潮・地震・津波・大規模な火事・内水氾濫・火山現象</u>							
指定避難所	<u>災害の危険性があり避難した区民等を災害の危険性が無くなるまでに、必要な間滞在させ、また、家に戻れなくなった区民等を一時的に滞在させるための施設。</u>							

章	頁	修正前	頁	修正後																														
		*指定緊急避難場所一覧（災害対策基本法）〔資料編資料第 69・P170〕 *指定避難所一覧（災害対策基本法）〔資料編資料第 70・P172〕																																
9	411	3 車中泊 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="5">区</td><td rowspan="5">災対地域本部</td><td>○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発</td></tr><tr><td>○ 避難所環境の整備促進</td></tr><tr><td>○ 車中泊者等の状況把握及び都福祉保健局への報告</td></tr><tr><td>○ 避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援 （エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）</td></tr><tr><td></td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対地域本部	○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発	○ 避難所環境の整備促進	○ 車中泊者等の状況把握及び 都福祉保健局 への報告	○ 避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援 （エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）		339	3 車中泊 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="5">区</td><td rowspan="5">災対地域本部</td><td>○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発</td></tr><tr><td>○ 避難所環境の整備促進</td></tr><tr><td>○ 車中泊者等の状況把握及び都福祉局への報告</td></tr><tr><td>○ 避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援 （エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）</td></tr><tr><td></td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対地域本部	○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発	○ 避難所環境の整備促進	○ 車中泊者等の状況把握及び 都福祉局 への報告	○ 避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援 （エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）											
機関名		対策内容																																
区	災対地域本部	○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発																																
		○ 避難所環境の整備促進																																
		○ 車中泊者等の状況把握及び 都福祉保健局 への報告																																
		○ 避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援 （エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）																																
機関名		対策内容																																
区	災対地域本部	○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発																																
		○ 避難所環境の整備促進																																
		○ 車中泊者等の状況把握及び 都福祉局 への報告																																
		○ 避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援 （エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）																																
9	411	<table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都保健福祉局</td><td>○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○車中泊者等の情報収集（区市町村） ○避難所管理運営に関する支援（再掲）</td></tr></table>	機関名	対策内容	都保健福祉局	○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○車中泊者等の情報収集（区市町村） ○避難所管理運営に関する支援（再掲）	339	<table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉局</td><td>○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○車中泊者等の情報収集（区市町村） ○避難所管理運営に関する支援（再掲）</td></tr></table>	機関名	対策内容	都福祉局	○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○車中泊者等の情報収集（区市町村） ○避難所管理運営に関する支援（再掲）																						
機関名	対策内容																																	
都保健福祉局	○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○車中泊者等の情報収集（区市町村） ○避難所管理運営に関する支援（再掲）																																	
機関名	対策内容																																	
都福祉局	○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○車中泊者等の情報収集（区市町村） ○避難所管理運営に関する支援（再掲）																																	
9	411	（２）詳細な取組み内容 発災時には、以下のとおり対応することを原則とするが、地域性や避難所運営組織等の状況を踏まえ、適切な対応を図る。 【実施主体】区災対地域本部 ○ 都における震災時の車中泊に係る基本的な考え方（P489）に基づき、啓発事項（P490）について、発災後にも積極的な呼びかけ等を行い、混乱を防止する。 ○ 在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかける。 ○ 区は、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。 ○ 健康面等についての相談・支援などは、区において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等との連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。	－	削除																														
9	412	4 動物救護 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td rowspan="2">◎災対医療衛生部</td><td>○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等</td></tr><tr><td>○ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 地域及び関係団体、関係所管との連携強化及び普及啓発</td></tr><tr><td colspan="2">災対地域本部</td><td>○ 同行避難動物の飼養場所等の確保</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉保健局</td><td>○ 被災動物の保護 ○ 関係団体等との連絡調整 ○ 関係団体等との連絡調整</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛生部	○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等	○ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供	災対地域本部	○ 地域及び関係団体、関係所管との連携強化及び普及啓発	災対地域本部		○ 同行避難動物の飼養場所等の確保	都福祉保健局		○ 被災動物の保護 ○ 関係団体等との連絡調整 ○ 関係団体等との連絡調整	339	4 動物救護 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td rowspan="2">◎災対医療衛生部</td><td>○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等</td></tr><tr><td>○ 避難所等における動物の飼養状況の把握、都・関係団体への情報提供</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 地域及び関係団体、関係所管との連携強化及び普及啓発</td></tr><tr><td colspan="2">同行避難動物の飼養場所等の確保</td><td>○ 同行避難動物の飼養場所等の確保</td></tr><tr><td colspan="2">都保健医療局</td><td>○ 被災動物の保護 ○ 関係団体等との連絡調整 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛生部	○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等	○ 避難所等における動物の飼養状況の把握、都・関係団体への情報提供	災対地域本部	○ 地域及び関係団体、関係所管との連携強化及び普及啓発	同行避難動物の飼養場所等の確保		○ 同行避難動物の飼養場所等の確保	都保健医療局		○ 被災動物の保護 ○ 関係団体等との連絡調整 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置
機関名		対策内容																																
区	◎災対医療衛生部	○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等																																
		○ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供																																
	災対地域本部	○ 地域及び関係団体、関係所管との連携強化及び普及啓発																																
災対地域本部		○ 同行避難動物の飼養場所等の確保																																
都福祉保健局		○ 被災動物の保護 ○ 関係団体等との連絡調整 ○ 関係団体等との連絡調整																																
機関名		対策内容																																
区	◎災対医療衛生部	○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等																																
		○ 避難所等における動物の飼養状況の把握、都・関係団体への情報提供																																
	災対地域本部	○ 地域及び関係団体、関係所管との連携強化及び普及啓発																																
同行避難動物の飼養場所等の確保		○ 同行避難動物の飼養場所等の確保																																
都保健医療局		○ 被災動物の保護 ○ 関係団体等との連絡調整 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置																																

章	頁	修正前	頁	修正後
		○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等		○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等
9	412	(2) 業務手順 	340	(2) 業務手順 
9	413	(3) 詳細な取組み内容 【実施主体】区災対医療衛生部 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じる<u>とともに</u>、ペットが飼い主とともに避難所に同行避難してくることが想定<u>されている</u>。区は動物愛護の観点及び放し飼い状態の動物による区民への危害発生を防ぐため、動物救護体制の整備を図っていく。	340	(3) 詳細な取組み内容 【実施主体】区災対医療衛生部 災害に備え、ペットに関する在宅避難の啓発を避難所運営訓練や犬のしつけ方、講演等、あらゆる機会を通じ発信し、在宅避難の取組みを進めるが、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じる<u>こと及び</u>、ペットが飼い主とともに避難所に同行避難してくることが想定<u>される</u>。区は動物愛護の観点及び放し飼い状態の動物による区民への危害発生を防ぐため、動物救護体制の整備を図っていく。
9	413	① 動物救護体制の整備 ○ <u>既に災害時協定を締結している東京都獣医師会のほかに、都や関係団体と様々な形で災害時における協力体制の強化を図る。</u>	340	① 動物救護体制の整備 ○ <u>区は、東京都動物愛護相談センターを通じてペット災害支援協議会に災害時のペットの餌等の支援を要請する。</u>

章	頁	修正前	頁	修正後																								
				○ 事前に登録された被災動物ボランティアが避難所における同行避難に対する支援、避難所情報の発信、預かりの場の提供を行う。																								
9	414	③ 避難所での受入れ ○ 都の方針を受けて、原則として、犬、猫等の小動物（避難者に危害を及ぼさない小動物）の同行避難を行う。	341	③ 避難所での受入れ ○ 原則として、犬、猫等の小動物（避難者に危害を及ぼさない小動物）の同行避難を行う。																								
9	414	5 ボランティアの受入れ （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対保健福祉部</td><td> ○ 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れ ○ 区ボランティアマッチングセンターにおいて、必要なボランティアを派遣 </td></tr><tr><td colspan="2">都生活文化局</td><td> ○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で、都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援 ○ 都防災（語学）ボランティアを派遣 </td></tr><tr><td colspan="2">都福祉保健局</td><td> ○ 福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援 </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対保健福祉部	○ 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れ ○ 区ボランティアマッチングセンターにおいて、必要なボランティアを派遣	都生活 文化局		○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で、都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援 ○ 都防災（語学）ボランティアを派遣	都福祉保健局		○ 福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援	341	5 ボランティアの受入れ （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対保健福祉部</td><td> ○ 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れ ○ 区ボランティアマッチングセンターにおいて、必要なボランティアを派遣 ○ 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・区民活動団体等と連携 </td></tr><tr><td colspan="2">都生活文化スポーツ局</td><td> ○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で、都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 都防災（語学）ボランティアを派遣 </td></tr><tr><td colspan="2">都福祉局</td><td> ○ 福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援 </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対保健福祉部	○ 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れ ○ 区ボランティアマッチングセンターにおいて、必要なボランティアを派遣 ○ 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・区民活動団体等と連携	都生活 文化スポーツ局		○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で、都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 都防災（語学）ボランティアを派遣	都福祉局		○ 福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援
機関名		対策内容																										
区	◎災対保健福祉部	○ 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れ ○ 区ボランティアマッチングセンターにおいて、必要なボランティアを派遣																										
都生活 文化局		○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で、都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援 ○ 都防災（語学）ボランティアを派遣																										
都福祉保健局		○ 福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援																										
機関名		対策内容																										
区	◎災対保健福祉部	○ 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れ ○ 区ボランティアマッチングセンターにおいて、必要なボランティアを派遣 ○ 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・区民活動団体等と連携																										
都生活 文化スポーツ局		○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で、都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 都防災（語学）ボランティアを派遣																										
都福祉局		○ 福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援																										
9	414	（２）業務手順・取組み内容 【実施主体】区災対保健福祉部 ○ 区ボランティアマッチングセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。 ○ ボランティア等と連携した要配慮者対策は、次のとおりである。 ア 介護、看護など専門的な職種である他の自治体からの応援職員について、受入れ及び従事の体制の整備を図る。 イ 福祉保健所（高齢者）（障害者）（母子）等において、施設職員との調整を行った上でボランティアと連携した介護、看護等の活動を行う。 ウ 区は、日常保健福祉に従事しているボランティアの人たちが、災害時にも十分な力を発揮できる体制をつくるため、ボランティア団体、社会福祉施設等と連携・調整する。	341 ～ 342	（２）業務手順・取組み内容 【実施主体】区災対保健福祉部 ○ 区ボランティアマッチングセンター （区内5箇所の大学）を通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。 ○ 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・区民活動団体等との連携を図る。 ○ ボランティア等と連携した要配慮者対策は、次のとおりである。 ア 介護、看護など専門的な職種である他の自治体からの応援職員について、受入れ及び従事の体制の整備を図る。 イ 福祉避難所（高齢者）（障害者）（母子）等において、施設職員との調整を行った上でボランティアと連携した介護、看護等の活動を行う。 ウ 区は、日常保健福祉に従事しているボランティアの人たちが、災害時にも十分な力を発揮できる体制をつくるため、ボランティア団体、社会福祉施設等と連携・調整する。																								
9	415	6 被災者の他地区への移送 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td></td><td> ○ 人員・救急物資等の輸送（被災地側） ・ 移送について知事（都福祉保健局）に要請 ・ 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・ 避難所運営への積極的な協力 </td></tr></table>	機関名		対策内容	区		○ 人員・救急物資等の輸送（被災地側） ・ 移送について知事（都福祉保健局）に要請 ・ 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・ 避難所運営への積極的な協力	342	6 被災者の他地区への移送 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td></td><td> ○ 人員・救急物資等の輸送（被災地側） ・ 移送について知事（都福祉局）に要請 ・ 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・ 避難所運営への積極的な協力 </td></tr></table>	機関名		対策内容	区		○ 人員・救急物資等の輸送（被災地側） ・ 移送について知事（都福祉局）に要請 ・ 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・ 避難所運営への積極的な協力												
機関名		対策内容																										
区		○ 人員・救急物資等の輸送（被災地側） ・ 移送について知事（都福祉保健局）に要請 ・ 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・ 避難所運営への積極的な協力																										
機関名		対策内容																										
区		○ 人員・救急物資等の輸送（被災地側） ・ 移送について知事（都福祉局）に要請 ・ 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 ・ 避難所運営への積極的な協力																										

章	頁	修正前		頁	修正後													
		<table><tr><td></td><td>(受入側) ・ 受入態勢を整備 ・ 移送後の避難所運営 </td></tr><tr><td>都本部</td><td>○ 都県境を越える避難についての調整</td></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 区市町村による要配慮者等の移送支援</td></tr></table>		(受入側) ・ 受入態勢を整備 ・ 移送後の避難所運営	都本部	○ 都県境を越える避難についての調整	都福祉保健局	○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 区市町村による要配慮者等の移送支援			<table><tr><td></td><td>(受入側) ・ 受入態勢を整備 ・ 移送後の避難所運営 </td></tr><tr><td>都本部</td><td>○ 都県境を越える避難についての調整</td></tr><tr><td>都福祉局</td><td>○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 区市町村による要配慮者等の移送支援</td></tr></table>		(受入側) ・ 受入態勢を整備 ・ 移送後の避難所運営	都本部	○ 都県境を越える避難についての調整	都福祉局	○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 区市町村による要配慮者等の移送支援	
	(受入側) ・ 受入態勢を整備 ・ 移送後の避難所運営																	
都本部	○ 都県境を越える避難についての調整																	
都福祉保健局	○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 区市町村による要配慮者等の移送支援																	
	(受入側) ・ 受入態勢を整備 ・ 移送後の避難所運営																	
都本部	○ 都県境を越える避難についての調整																	
都福祉局	○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 区市町村による要配慮者等の移送支援																	
9	416	(3) 詳細な取組み内容 ① 被災者の他地区への移送 ○ 区長は、区の避難所に被災者を受入れることが困難な時は、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、知事（ 都福祉保健局 ）に要請する。		343	(3) 詳細な取組み内容 ① 被災者の他地区への移送 ○ 区長は、区の避難所に被災者を受入れることが困難な時は、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、知事（ 都福祉局 ）に要請する。													
9	416	② 人員・救急物資等の輸送 <table><tr><td colspan="2">【実施主体】区災対物資管理部</td></tr><tr><td colspan="2">イ 人員の輸送 (ア) 被災者の輸送 これらの輸送については、災害の状況等を十分考慮し、関係機関と密接な連絡をとりながら実施する。</td></tr></table>		【実施主体】区災対物資管理部		イ 人員の輸送 (ア) 被災者の輸送 これらの輸送については、災害の状況等を十分考慮し、関係機関と密接な連絡をとりながら実施する。		343	② 人員・救急物資等の輸送 <table><tr><td colspan="2">【実施主体】区災対物資管理部</td></tr><tr><td colspan="2">イ 人員の輸送 これらの輸送については、災害の状況等を十分考慮し、関係機関と密接な連絡をとりながら実施する。</td></tr></table>		【実施主体】区災対物資管理部		イ 人員の輸送 これらの輸送については、災害の状況等を十分考慮し、関係機関と密接な連絡をとりながら実施する。					
【実施主体】区災対物資管理部																		
イ 人員の輸送 (ア) 被災者の輸送 これらの輸送については、災害の状況等を十分考慮し、関係機関と密接な連絡をとりながら実施する。																		
【実施主体】区災対物資管理部																		
イ 人員の輸送 これらの輸送については、災害の状況等を十分考慮し、関係機関と密接な連絡をとりながら実施する。																		

【震災編】

第2部

施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画)

第10章

物流・備蓄・輸送対策の推進

章	頁	修正前	頁	修正後
10	421	第1節 現在の到達状況 1 食料・水・生活必需品等の確保 区と都は、避難者用に、ビスケット、アルファ化米などの食料、調製粉乳のほか、毛布、肌着、敷物、紙おむつ、生理用品などの生活必需品を備蓄するとともに、食料や生活必需品等物資の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等に協力を依頼している。 また、都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1箇所の災害時給水ステーション（給水拠点）を整備している。区は震災時の飲料水等を確保するため、区立小中学校等に応急給水資器材等を設置している。 ○ 都と区を合わせて、おおむね3日分の食料を確保（4日目からは、国・他道府県等や物販事業者（小売事業者等）からの調達物資（炊き出し等）での対応を想定） ○ 被災乳幼児（2歳未満）用の調整粉乳等を都と区を合わせて、おおむね7日以上確保 ○ 家庭内備蓄の普及啓発	348	第1節 現在の到達状況と課題 1 食料・水・生活必需品等の確保 区と都は、避難者用に、ビスケット、アルファ米などの食料、調製粉乳のほか、毛布、肌着、敷物、携帯トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ器具、感染症対策に必要な物資等の生活必需品を備蓄するとともに、食料や生活必需品等物資の調達について、あらかじめ物販事業者や協定締結団体等に協力を依頼している。 また、都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1箇所の災害時給水ステーション（給水拠点）を整備している。区は震災時の飲料水等を確保するため、区立小中学校等に応急給水資器材等を設置している。 ○ 都と区を合わせて、おおむね3日分の食料の調達（4日目からは、国・他道府県等からの支援物資や物販事業者（小売事業者等）からの調達物資（炊き出し等）での対応を想定） ○ 被災乳幼児（2歳未満）用の調製粉乳等を都と区を合わせて、おおむね7日以上確保 ○ 在宅避難の推進による家庭内備蓄の普及啓発
10	－	新設	348	【課題】 ○ 被害の程度によっては、物資の途絶が長期間に及び、備蓄している食料や生活必需品が足りなくなるおそれがある。 ○ 高齢者など要配慮者及び女性の視点、一定数の避難所外避難者分を含めた食料・生活必需品の備蓄や多様なニーズに対応できる調達体制を整備する必要がある。 ○ 飲料水については、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応も図る必要がある。
10	421	2 区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備 区は、避難者用の備蓄物資を保管するための区防災倉庫を整備している。 都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、区は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点を指定している。 また、区は、防災倉庫や地域内輸送拠点等から避難所への物資輸送を協定締結団体や物流事業者の協力を得て行う。 義援物資については、都と区が被害の状況等を把握し、その募集を行うか否かを検討し決定することとなっている。 ○ 区防災倉庫 111 箇所（避難所運営用防災倉庫 95 箇所、広域用防災倉庫 16 箇所）を整備（令和2年4月現在） ○ 地域内輸送拠点は、第1順位として羽田クロノゲート（ヤマト運輸（株））、第2順位としてヤマト運輸（株）成城支店、国土舘大学、世田谷区立大蔵第二運動場を指定する。まず、第1順位の羽田クロノゲートで物資の集積や配送を始め、羽田クロノゲートの被災状況や物資の集積状況や態勢等に応じて、ヤマト運輸（株）成城支店や国土舘大学、大蔵第二運動場を順次開設していく。	348 ～ 349	2 区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備 区は、避難者用の備蓄物資を保管するための区防災倉庫を整備 ・保全している。 都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、区は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点を指定している。 また、区は、防災倉庫や地域内輸送拠点等から避難所への物資輸送を協定締結団体や物流事業者の協力を得て行う。 義援物資については、都と区が被害の状況等を把握し、その募集を行うか否かを検討し決定することとなっている。 ○ 区防災倉庫 112 箇所（避難所運営用防災倉庫 96 箇所、広域用防災倉庫 16 箇所）を整備（令和6年9月現在） ○ 地域内輸送拠点は、第1順位として羽田クロノゲート（ヤマト運輸（株））、第2順位としてヤマト運輸（株）成城支店、世田谷区立大蔵第二運動場、国土舘大学を指定する。まず、第1順位の羽田クロノゲートで物資の集積や配送を始め、羽田クロノゲートの被災状況や物資の受け入れ状況や態勢等を考慮して、ヤマト運輸（株）成城支店や大蔵第二運動場、国土舘大学をできる限り速やかに順次開設していく。 【課題】 ○ 都の備蓄・調達物資の保管を含めた3日分の食料確保やニーズの多様化に対応するためには更なる保管スペースの確保が必要である。 ○ 物資の保管要領や発災時の荷捌きの仕組み等について物流事業者との連携は不可欠であり、区防災

章	頁	修正前	頁	修正後												
				<u>倉庫及び地域内輸送拠点における災害時の効率的な運営体制について検証する必要がある。</u> ○ <u>発災時に迅速かつ的確に物資を輸送するため、区防災倉庫及び地域内輸送拠点の地理的配置についても検証する必要がある。</u>												
10	422	3 輸送体制の整備 <u>発災時における物資輸送を的確に行うことができるよう、輸送ルートの検討、輸送手段○、荷受け・荷さばき、物資の在庫管理など、物流事業者等と協力し、効率的かつ効果的な物資輸送体制を整備する必要がある。</u>	349	3 輸送体制の整備 <u>区は、物資輸送のオペレーションは区災対物資管理部が行うこととし、区内運送業者等との協定・契約締結等により、災害時に使用できる車両等の確保に努めるとともに、令和6年度には新たな物資配送計画を整備しその実効性の向上に努めている。</u> <u>また、燃料の供給に関する協定を締結し、燃料等の確保に努めている。</u> 【課題】 ○ <u>発災から3日間を確実に乗り切るため、更なる災害時の輸送手段の確保、荷受け・荷捌き、物資の在庫管理など、物流事業者等と連携した物資配送体制の整備と訓練が必要である。</u> ○ <u>国、都等からのプッシュ型支援・プル型支援による支援物資を効率的に避難所等まで届けるため、物資配送体制の整備が必要である。</u>												
10	423	<u>第2節 課題</u> <u>【被害想定（東京湾北部地震）】</u> <table><tr><th colspan="2"><u>被害項目</u></th><th><u>想定される被害</u></th></tr><tr><td colspan="2"><u>避難者数</u></td><td><u>最大 242,390 人（冬の夕方18時）</u></td></tr><tr><td></td><td><u>避難所へ避難する人</u></td><td><u>最大 157,553 人（冬の夕方18時）</u></td></tr><tr><td></td><td><u>避難所以外のところへ避難する人</u></td><td><u>最大 84,836 人（冬の夕方18時）</u></td></tr></table> <u>1 食料・水・生活必需品の確保に向けた課題</u> <u>被害の程度によっては、物資の途絶が3日以上に及び、備蓄している食料や生活必需品が足りなくな</u> <u>るおそれがある。</u> <u>また、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の備蓄や多様なニーズに対</u> <u>応できる調達体制を整備する必要がある。</u> <u>飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を再開するた</u> <u>めに被害箇所を復旧するとともに、復旧するまでの間、応急給水により必要な飲料水等を確保する必要が</u> <u>ある。また、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応も図る必要がある。</u> <u>2 区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備</u> <u>物資の保管場所の不足、区防災倉庫及び地域内輸送拠点での物流事業者との連携不足等により、発災</u> <u>時の荷さばきの仕組みが機能不全になるおそれがあり、区防災倉庫及び地域内輸送拠点における災害時</u> <u>の効率的な運営体制について検証する必要がある。</u> <u>また、発災時に迅速かつ的確に物資を輸送するため、区防災倉庫及び地域内輸送拠点の地理的配置に</u> <u>ついても検証する必要がある。</u> <u>3 輸送体制の整備</u> <u>発災時における物資輸送を的確に行うことができるよう、輸送ルートの検討、輸送手段、荷受け・荷さ</u>	<u>被害項目</u>		<u>想定される被害</u>	<u>避難者数</u>		<u>最大 242,390 人（冬の夕方18時）</u>		<u>避難所へ避難する人</u>	<u>最大 157,553 人（冬の夕方18時）</u>		<u>避難所以外のところへ避難する人</u>	<u>最大 84,836 人（冬の夕方18時）</u>	－	削除 ※「第2節 課題」は、修正後は「第1節 現在の到達状況と課題」に統合している。
<u>被害項目</u>		<u>想定される被害</u>														
<u>避難者数</u>		<u>最大 242,390 人（冬の夕方18時）</u>														
	<u>避難所へ避難する人</u>	<u>最大 157,553 人（冬の夕方18時）</u>														
	<u>避難所以外のところへ避難する人</u>	<u>最大 84,836 人（冬の夕方18時）</u>														

章	頁	修正前	頁	修正後
		ばき、物資の在庫管理など、物流事業者等と協力し、効率的かつ効果的な物資輸送体制を整備する必要がある。		
10	424	第3節 対策の方向性 1 食料・水・生活必需品等の確保 ○ 食料・生活必需品等の確保 都と区で連携し、発災後3日分の食料・生活必需品等の確保に努める。また、備蓄にあたっては、 多様性に配慮した女性の視点 にも留意し、食料・生活必需品の確保に努める。	350	第2節 対策の方向性 1 食料・水・生活必需品等の確保 ○ 食料・生活必需品等の確保 都と区で連携し、発災後3日分の食料・生活必需品等の確保に努める。また、備蓄にあたっては、 多様性に配慮した視点 にも留意し、食料・生活必需品の確保に努める。
10	424	○ 水の確保 災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等については、区が確保している受水槽、消火栓及び避難所応急給水栓等の施設を活用するなど、多面的な飲料水の確保に向けて必要な取組みを行う。	350	○ 水の確保 災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等については、区が確保している受水槽、消火栓及び避難所応急給水栓等の施設を活用するなど、多面的な飲料水 及び生活用水 の確保に向けて必要な取組みを行う。
10	424	2 区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備 物流事業者と連携した区防災倉庫及び地域内輸送拠点における効率的な運営体制を構築するとともに、事業者と連携し、集積した支援物資を保管する場所を確保する。 ○ また、区防災倉庫の整理統合や新しい倉庫の確保について検討を行う。 ○ 3 輸送体制の整備 発災時における関係者間の情報共有や連絡調整の迅速化等のため、発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を検討する。	350	2 区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備 ○ 都が確保している備蓄・調達物資を活用し、発災後3日分の食料・生活必需品等を備蓄するため、保管スペースの確保に努める。また、区防災倉庫の整理統合や倉庫の拡充について検討を行う。 ○ 令和13年度完成予定の上用賀公園拡張事業において、計画中の体育館に大規模備蓄倉庫を整備するとともに、地域内輸送拠点としての活用に努める。なお、竣工前における上用賀公園拡張用地の有効活用についても検討を行う。 3 輸送体制の整備 ○ 区は、物流事業者等の資源や専門性を活かした効率的な物資配送体制を整備する。 ○ 他自治体や協定事業者等からの支援物資、調達物資を迅速かつ確実に配送するため、第1順位の地域内輸送拠点である羽田クロノゲートに加え第2順位の地域内輸送拠点や区民会館等の物資集積拠点の効果的な活用を検討する。 ○ 上用賀公園の拡張事業において計画中の体育館を地域内輸送拠点として活用することで、羽田クロノゲートを補完し複線型の物資配送体制を整備する。 *災害時物資配送計画[P●●]（区災害対策課）
10	425	第4節 到達目標 1 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築 必要となる食料・水・生活必需品等については、発災後3日間は都と連携して、備蓄・調達で対応するものとする。また、避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、事業者等との連携等により、調達体制を構築するとともに、備蓄にあたっては、多様性に配慮した女性の視点にも留意した食料・生活必需品の備蓄を推進する。 2 支援物資の荷さばき機能の強化 地域内輸送拠点での物資の受入れ・仕分け・積替え等の荷さばき作業を、事業者等との連携により、円滑に進める体制を構築する。 3 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築	－	削除 ※「第4節 到達目標」は、修正後は「第2節 対策の方向性」に統合している。

章	頁	修正前	頁	修正後								
		区本部における物資輸送のオペレーション体制を再検討し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行う体制の構築を図る。										
10	426	第5節 具体的な取組み 第1 予防対策 1 食料及び生活必需品等の確保 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>○ 広域的な見地から区市町村備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進</td></tr></table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	○ 広域的な見地から区市町村備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進	351	第3節 具体的な取組み				
機関名	対策内容											
都福祉保健局	○ 広域的な見地から区市町村備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進											
10	426	① 詳細な取組み内容 ○ 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大避難者数等を基準とする。平成24年に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」による避難所生活者数約 16万人を想定し、一人1日3食分の食料を確保する。	351	①詳細な取組み内容 ○ 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における発災から3日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とする。令和4年に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」による避難所生活者数約 17万人を想定し、一人1日3食分の食料を確保する。								
10	427	【実施主体】 都福祉保健局 ○ 区の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、区と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の備蓄の継続に努める。 ○ 被災乳幼児（0歳児）用として必要な調製粉乳は、都及び区で確保する。災害発生後の最初の3日分は区で対応し、都は広域的見地から区を補完するため、以後の4日分を確保する。	352	【実施主体】 都福祉局 ○ 区の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、区と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の備蓄を確保し、その継続に努める。 ○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。 ○ 被災乳幼児（0歳児）用として必要な調製粉乳は、都及び区で確保する。災害発生後の最初の3日分は区で対応し、都は広域的見地から区を補完するため、以後の4日分を確保する。								
10	428 ～ 429	2 飲料水及び生活用水の確保 (2) 詳細な取組み内容 ③ 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備 【実施主体】 都水道局 ○ 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。 ○ 飲料水の災害時給水ステーション（給水拠点）となる浄水場（所）、給水所等において、仮設給水栓など応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。また、近くにこれらの施設のない地域には、概ね2kmの範囲内に災害時給水ステーション（給水拠点）の確保を目的に応急給水槽（1,500m3又は100m3）を建設する。 ○ 平成11年度には、中町二丁目公園（中町2-34）に応急給水槽（100m3）を建設したことにより、区内のほぼ全域が災害時給水ステーション（給水拠点）から2kmの範囲内となった。	353 ～ 354	2 飲料水及び生活用水の確保 (2) 詳細な取組み内容 ③ 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備 【実施主体】 都水道局 ○ 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。 ○ 飲料水の災害時給水ステーション（給水拠点）となる浄水場（所）、給水所等において、仮設給水栓など応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。								
10	429	3 区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>○ 迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置</td></tr></table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	○ 迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置	354	3 区防災倉庫及び地域内輸送拠点の整備 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉局</td><td>○ 迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置</td></tr></table>	機関名	対策内容	都福祉局	○ 迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置
機関名	対策内容											
都福祉保健局	○ 迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置											
機関名	対策内容											
都福祉局	○ 迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置											

章	頁	修正前	頁	修正後								
		<table><tr><td></td><td>○ 都の備蓄物資を管理 ○ 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築</td></tr></table>		○ 都の備蓄物資を管理 ○ 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築		<table><tr><td></td><td>○ 都の備蓄物資を管理 ○ 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築</td></tr></table>		○ 都の備蓄物資を管理 ○ 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築				
	○ 都の備蓄物資を管理 ○ 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築											
	○ 都の備蓄物資を管理 ○ 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築											
10	429	（２）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対物資管理部 区防災倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。また、災害時に迅速な備蓄物資の配布をするための体制を構築する。 ① 区による防災倉庫の整備 ア 避難所運営用防災倉庫の整備 ○ 避難所として指定されている区立小・中学校等では、自宅での居住が困難な被災者に対して、一時的に生活する場所として必要な食料品、生活必需品等を備蓄している。	354	（２）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対物資管理部 ① 区による防災倉庫の整備 ○ 発災後３日分の食料・生活必需品等を備蓄するため、保管スペースの確保に努める。 ○ 平時から物流事業者等の専門性を活かした的確な備蓄物資管理を実施し、災害時においても当該事業者の専門性を活かせる一元的な物資管理体制を検討する。 ア 避難所運営用防災倉庫の整備 ○ 避難所として指定されている区立小中学校等では、避難者が一時的に生活する場として必要な食料品、生活必需品等を備蓄している。 ○ 区立小中学校の改築時における防災倉庫の拡張など、避難所運営用防災倉庫のあり方を検討する。								
10	430	イ 広域用防災倉庫 ○ 広域用防災倉庫は、避難所運営用防災倉庫の補完的機能を持たせるとともに、その他必要な物品を備蓄する。	354	イ 広域用防災倉庫 ○ 広域用防災倉庫は、避難所運営用防災倉庫の補完的機能を持たせるとともに、その他必要な物品を備蓄する。 ○ 発災後３日分の食料・生活必需品等を備蓄するため、避難所運営用防災倉庫の状況を踏まえ、広域用防災倉庫として必要な保管スペースの確保の検討を進める。								
10	430	② 備蓄物品 ア 避難所用備蓄物品 避難所用備蓄物品については、統一された物品が備蓄されている。防災倉庫の資機材が被災時に活用できるよう、訓練等で使い方の習熟を図る。	355	② 備蓄物品 ア 避難所用備蓄物品 避難所用備蓄物品については、統一された物品が備蓄されている。防災倉庫の資機材が被災時に活用できるよう、訓練により使い方の習熟を図る。								
10	430	イ その他の備蓄物品 広域用防災倉庫は、避難所運営用防災倉庫を補完する倉庫として、おおむね避難所用防災倉庫と同様の物品を備蓄している。その他、必要な物品を備蓄している。	355	イ その他の備蓄物品 広域用防災倉庫は、避難所運営用防災倉庫を補完する倉庫として、避難所用防災倉庫とおおむね同様な物品及びその他必要な物品を備蓄している。								
10	430	④ 輸送手段 区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、都福祉保健局に報告する。 【実施主体】都福祉保健局 区が指定した地域内輸送拠点を把握する。	355	④ 輸送手段 区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、都福祉局に報告する。								
10	430	4 輸送体制の整備 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都各局</td><td> ○ 各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークを整備 ○ 都災害情報システム（DIS）を活用した情報連絡体制の整備 ○ 物資輸送に関する訓練の実施 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都各局	○ 各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークを整備 ○ 都災害情報システム（DIS）を活用した情報連絡体制の整備 ○ 物資輸送に関する訓練の実施	355	4 輸送体制の整備 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都各局</td><td> ○ 各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークを整備 ○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した情報連絡体制の整備 ○ 物資輸送に関する訓練の実施 </td></tr></table>	機関名	対策内容	都各局	○ 各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークを整備 ○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した情報連絡体制の整備 ○ 物資輸送に関する訓練の実施
機関名	対策内容											
都各局	○ 各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークを整備 ○ 都災害情報システム（DIS）を活用した情報連絡体制の整備 ○ 物資輸送に関する訓練の実施											
機関名	対策内容											
都各局	○ 各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークを整備 ○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した情報連絡体制の整備 ○ 物資輸送に関する訓練の実施											
10	431	（２）詳細な取組み内容	356	（２）詳細な取組み内容								

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																
		① 陸上輸送体制の整備 ア 輸送拠点の指定 <table><tr><th colspan="2">応急対策活動の種類</th><th>種別</th><th>施設名称</th></tr><tr><td rowspan="2">輸送拠点</td><td>広域輸送</td><td>陸上輸送基地</td><td>京浜トラックターミナル</td></tr><tr><td>地域内輸送</td><td>地域内輸送拠点</td><td>羽田クロノゲート（第1順位） ヤマト運輸（株）成城支店（第2順位） 国土舘大学（第2順位） 大蔵第二運動場（第2順位）※</td></tr></table> ※ 第1順位の羽田クロノゲートで物資の集積や配送を基本とし、直接、避難所等に輸送することとする。羽田クロノゲートの被災状況や物資の集積状況や態勢等に応じて、ヤマト運輸（株）成城支店や国土舘大学、大蔵第二運動場を順次開設していく。	応急対策活動の種類		種別	施設名称	輸送拠点	広域輸送	陸上輸送基地	京浜トラックターミナル	地域内輸送	地域内輸送拠点	羽田クロノゲート（第1順位） ヤマト運輸（株）成城支店（第2順位） 国土舘大学（第2順位） 大蔵第二運動場（第2順位）※		① 陸上輸送体制の整備 ア 輸送拠点の指定 <table><tr><th colspan="2">応急対策活動の種類</th><th>種別</th><th>施設名称</th></tr><tr><td rowspan="2">輸送拠点</td><td>広域輸送</td><td>陸上輸送基地</td><td>京浜トラックターミナル</td></tr><tr><td>地域内輸送</td><td>地域内輸送拠点</td><td>羽田クロノゲート（第1順位） ヤマト運輸（株）成城支店（第2順位） 大蔵第二運動場（第2順位）※ 国土舘大学（第2順位）</td></tr></table> ※ 第1順位のヤマト運輸株式会社の羽田クロノゲートでの物資の集積や配送を基本とし、ヤマト運輸株式会社の営業所を通じて避難所等に輸送することとする。羽田クロノゲートの被災状況や物資の集積状況、態勢等を考慮して、ヤマト運輸（株）成城支店や大蔵第二運動場、国土舘大学をできる限り速やかに開設していく。	応急対策活動の種類		種別	施設名称	輸送拠点	広域輸送	陸上輸送基地	京浜トラックターミナル	地域内輸送	地域内輸送拠点	羽田クロノゲート（第1順位） ヤマト運輸（株）成城支店（第2順位） 大蔵第二運動場（第2順位）※ 国土舘大学（第2順位）																																										
応急対策活動の種類		種別	施設名称																																																																	
輸送拠点	広域輸送	陸上輸送基地	京浜トラックターミナル																																																																	
	地域内輸送	地域内輸送拠点	羽田クロノゲート（第1順位） ヤマト運輸（株）成城支店（第2順位） 国土舘大学（第2順位） 大蔵第二運動場（第2順位）※																																																																	
応急対策活動の種類		種別	施設名称																																																																	
輸送拠点	広域輸送	陸上輸送基地	京浜トラックターミナル																																																																	
	地域内輸送	地域内輸送拠点	羽田クロノゲート（第1順位） ヤマト運輸（株）成城支店（第2順位） 大蔵第二運動場（第2順位）※ 国土舘大学（第2順位）																																																																	
10	432	ウ 緊急物資その他の集積地及び配送拠点 地域内輸送拠点のほかに、主に区内の食料等の調達物資の集積地及び配送拠点として、各総合支所を単位に区民会館を指定する。	356	ウ 緊急物資その他の集積地及び配送拠点 地域内輸送拠点のほかに、協定事業者や民間事業者等からの調達物資の集積地及び配送拠点として、各総合支所を単位に区民会館を指定する。																																																																
10	432	〔災害時における食料及び生活必需品等の集積地〕 <table><tr><th rowspan="2">集積地名</th><th rowspan="2">所在地</th><th rowspan="2">電話</th><th colspan="2">建物</th></tr><tr><th>構造</th><th>面積（㎡）</th></tr><tr><td>世田谷区民会館</td><td>世田谷4-21-27</td><td>5432-2837</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>5,446</td></tr><tr><td>北沢区民会館（北沢タウンホール）</td><td>北沢2-8-18</td><td>5478-8006</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>1,829</td></tr><tr><td>玉川区民会館</td><td>等々力3-4-1</td><td>3702-1675</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>1,734</td></tr><tr><td>砧区民会館（成城ホール）</td><td>成城6-2-1</td><td>3482-1313</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>1,834</td></tr><tr><td>烏山区民会館</td><td>烏山6-2-19</td><td>3326-3511</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>5,310</td></tr></table>	集積地名	所在地	電話	建物		構造	面積（㎡）	世田谷区民会館	世田谷4-21-27	5432-2837	鉄筋コンクリート	5,446	北沢区民会館（北沢タウンホール）	北沢2-8-18	5478-8006	鉄筋コンクリート	1,829	玉川区民会館	等々力3-4-1	3702-1675	鉄筋コンクリート	1,734	砧区民会館（成城ホール）	成城6-2-1	3482-1313	鉄筋コンクリート	1,834	烏山区民会館	烏山6-2-19	3326-3511	鉄筋コンクリート	5,310	357	〔災害時における食料及び生活必需品等の集積地〕 <table><tr><th rowspan="2">集積地名</th><th rowspan="2">所在地</th><th rowspan="2">電話</th><th colspan="2">建物</th></tr><tr><th>構造</th><th>面積（㎡）</th></tr><tr><td>世田谷区民会館</td><td>世田谷4-21-27</td><td>5432-2837</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>5,446</td></tr><tr><td>北沢区民会館（北沢タウンホール）</td><td>北沢2-8-18</td><td>5478-8006</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>1,829</td></tr><tr><td>玉川区民会館（せせらぎホール）</td><td>等々力3-4-1</td><td>3702-1675</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>1,734</td></tr><tr><td>砧区民会館（成城ホール）</td><td>成城6-2-1</td><td>3482-1313</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>1,834</td></tr><tr><td>烏山区民会館</td><td>烏山6-2-19</td><td>3326-3511</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>5,310</td></tr></table>	集積地名	所在地	電話	建物		構造	面積（㎡）	世田谷区民会館	世田谷4-21-27	5432-2837	鉄筋コンクリート	5,446	北沢区民会館（北沢タウンホール）	北沢2-8-18	5478-8006	鉄筋コンクリート	1,829	玉川区民会館（ せせらぎホール ）	等々力3-4-1	3702-1675	鉄筋コンクリート	1,734	砧区民会館（成城ホール）	成城6-2-1	3482-1313	鉄筋コンクリート	1,834	烏山区民会館	烏山6-2-19	3326-3511	鉄筋コンクリート	5,310
集積地名	所在地	電話				建物																																																														
			構造	面積（㎡）																																																																
世田谷区民会館	世田谷4-21-27	5432-2837	鉄筋コンクリート	5,446																																																																
北沢区民会館（北沢タウンホール）	北沢2-8-18	5478-8006	鉄筋コンクリート	1,829																																																																
玉川区民会館	等々力3-4-1	3702-1675	鉄筋コンクリート	1,734																																																																
砧区民会館（成城ホール）	成城6-2-1	3482-1313	鉄筋コンクリート	1,834																																																																
烏山区民会館	烏山6-2-19	3326-3511	鉄筋コンクリート	5,310																																																																
集積地名	所在地	電話	建物																																																																	
			構造	面積（㎡）																																																																
世田谷区民会館	世田谷4-21-27	5432-2837	鉄筋コンクリート	5,446																																																																
北沢区民会館（北沢タウンホール）	北沢2-8-18	5478-8006	鉄筋コンクリート	1,829																																																																
玉川区民会館（ せせらぎホール ）	等々力3-4-1	3702-1675	鉄筋コンクリート	1,734																																																																
砧区民会館（成城ホール）	成城6-2-1	3482-1313	鉄筋コンクリート	1,834																																																																
烏山区民会館	烏山6-2-19	3326-3511	鉄筋コンクリート	5,310																																																																
10	433	オ 民間の物資集積協力施設 〔災害時協力協定締結先大学（輸送拠点）〕 <table><tr><th>地域</th><th>大学名</th><th>所在地</th></tr><tr><td rowspan="2">世田谷</td><td>昭和女子大学</td><td>太子堂1-7</td></tr><tr><td>駒澤大学</td><td>駒沢1-23-1</td></tr><tr><td>北沢</td><td>日本大学文理学部</td><td>桜上水3-25-40</td></tr><tr><td rowspan="3">玉川</td><td>日本体育大学</td><td>深沢7-1-1</td></tr><tr><td>産業能率大学</td><td>等々力6-39-15</td></tr><tr><td>多摩美術大学</td><td>上野毛3-15-34</td></tr><tr><td rowspan="2">砧</td><td>日本大学商学部</td><td>砧5-2-1</td></tr><tr><td>成城大学</td><td>成城6-1-20</td></tr><tr><td>烏山</td><td>日本女子体育大学※</td><td>北烏山8-19-1</td></tr></table> ※日本女子体育大学は令和2年4月から令和5年3月までの期間は校舎改築工事のため使用しな	地域	大学名	所在地	世田谷	昭和女子大学	太子堂1-7	駒澤大学	駒沢1-23-1	北沢	日本大学文理学部	桜上水3-25-40	玉川	日本体育大学	深沢7-1-1	産業能率大学	等々力6-39-15	多摩美術大学	上野毛3-15-34	砧	日本大学商学部	砧5-2-1	成城大学	成城6-1-20	烏山	日本女子体育大学※	北烏山8-19-1	357	オ 民間の物資集積協力施設 〔災害時協力協定締結先大学（輸送拠点）〕 <table><tr><th>地域</th><th>大学名</th><th>所在地</th></tr><tr><td rowspan="2">世田谷</td><td>昭和女子大学</td><td>太子堂1-7</td></tr><tr><td>駒澤大学</td><td>駒沢1-23-1</td></tr><tr><td>北沢</td><td>日本大学文理学部</td><td>桜上水3-25-40</td></tr><tr><td rowspan="3">玉川</td><td>日本体育大学</td><td>深沢7-1-1</td></tr><tr><td>産業能率大学</td><td>等々力6-39-15</td></tr><tr><td>多摩美術大学</td><td>上野毛3-15-34</td></tr><tr><td rowspan="2">砧</td><td>日本大学商学部</td><td>砧5-2-1</td></tr><tr><td>成城大学</td><td>成城6-1-20</td></tr><tr><td>烏山</td><td>日本女子体育大学</td><td>北烏山8-19-1</td></tr></table>	地域	大学名	所在地	世田谷	昭和女子大学	太子堂1-7	駒澤大学	駒沢1-23-1	北沢	日本大学文理学部	桜上水3-25-40	玉川	日本体育大学	深沢7-1-1	産業能率大学	等々力6-39-15	多摩美術大学	上野毛3-15-34	砧	日本大学商学部	砧5-2-1	成城大学	成城6-1-20	烏山	日本女子体育大学	北烏山8-19-1												
地域	大学名	所在地																																																																		
世田谷	昭和女子大学	太子堂1-7																																																																		
	駒澤大学	駒沢1-23-1																																																																		
北沢	日本大学文理学部	桜上水3-25-40																																																																		
玉川	日本体育大学	深沢7-1-1																																																																		
	産業能率大学	等々力6-39-15																																																																		
	多摩美術大学	上野毛3-15-34																																																																		
砧	日本大学商学部	砧5-2-1																																																																		
	成城大学	成城6-1-20																																																																		
烏山	日本女子体育大学※	北烏山8-19-1																																																																		
地域	大学名	所在地																																																																		
世田谷	昭和女子大学	太子堂1-7																																																																		
	駒澤大学	駒沢1-23-1																																																																		
北沢	日本大学文理学部	桜上水3-25-40																																																																		
玉川	日本体育大学	深沢7-1-1																																																																		
	産業能率大学	等々力6-39-15																																																																		
	多摩美術大学	上野毛3-15-34																																																																		
砧	日本大学商学部	砧5-2-1																																																																		
	成城大学	成城6-1-20																																																																		
烏山	日本女子体育大学	北烏山8-19-1																																																																		

章	頁	修正前	頁	修正後																			
		い。																					
10	－	新設	357	キ 協定事業者との連携強化 災対物資管理部、災対地域本部、災対統括部は、物資を迅速かつ確実に指定避難所まで届けられるよう、平時から物資配送計画に基づき協定事業者等との情報共有及び連携強化を図るとともに、物資輸送のオペレーション訓練等を行い、物資供給体制の実効性及び即応性を向上させる。																			
10	433	② 空路輸送体制の整備 ア ヘリコプターの活用 <table><tr><td>【実施主体】 都、区</td></tr></table> 災害時には、道路障害や交通混雑のため被災状況の把握、人員の移動及び陸上輸送が困難となることも予測される。 都及び区は、ヘリコプターによる援助物資や人員の緊急空輸を考慮して、予め災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関との調整を図るものとする。	【実施主体】 都、区	358	② 空路輸送体制の整備 ア ヘリコプターの活用 <table><tr><td>【実施主体】 都、区</td></tr></table> 都及び区は、ヘリコプターによる援助物資や人員の緊急空輸を考慮して、予め災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関との調整を図るものとする。	【実施主体】 都、区																	
【実施主体】 都、区																							
【実施主体】 都、区																							
10	434	イ ヘリサインの設置 <table><tr><td>【実施主体】 都関係局、区</td></tr></table> 震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や都本部と連携し、迅速かつ効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行う。そのため、ヘリサインは、応援航空部隊の道しるべとして、また、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たす。 区では、区内小中学校 38 箇所（ 平成 25 年 3 月現在）にヘリサインを設置している。	【実施主体】 都関係局、区	358	イ ヘリサインの設置 <table><tr><td>【実施主体】 都関係局、区</td></tr></table> 区では、区内小中学校 42 箇所（ 令和 6 年 3 月現在）にヘリサインを設置している。	【実施主体】 都関係局、区																	
【実施主体】 都関係局、区																							
【実施主体】 都関係局、区																							
10	434	5 輸送車両等の確保 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対物資管理部</td><td>○ 車両等の調達先及び調達予定数、調達体制、手順を整える。 ○ 災対各部の災害応急等に使用する車両の緊急車両事前届出を図る。</td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>○ 緊急通行車両等の確認</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対物資管理部	○ 車両等の調達先及び調達予定数、調達体制、手順を整える。 ○ 災対各部の災害応急等に使用する車両の緊急車両事前届出を図る。	警視庁・警察署	○ 緊急通行車両等の確認	358 ～ 359	5 輸送車両等の確保 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対物資管理部</td><td>○ 車両等の調達先及び調達予定数、調達体制、手順を整える。 ○ 物流事業者及び災対各部の災害応急等に使用する車両の緊急通行車両の事前届出を図る。</td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>○ 緊急通行車両等の確認</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対物資管理部	○ 車両等の調達先及び調達予定数、調達体制、手順を整える。 ○ 物流事業者及び災対各部の災害応急等に使用する車両の緊急通行車両の事前届出を図る。	警視庁・警察署	○ 緊急通行車両等の確認	東京消防庁・消防署		○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認
機関名		対策内容																					
区	◎災対物資管理部	○ 車両等の調達先及び調達予定数、調達体制、手順を整える。 ○ 災対各部の災害応急等に使用する車両の緊急車両事前届出を図る。																					
	警視庁・警察署	○ 緊急通行車両等の確認																					
機関名		対策内容																					
区	◎災対物資管理部	○ 車両等の調達先及び調達予定数、調達体制、手順を整える。 ○ 物流事業者及び災対各部の災害応急等に使用する車両の緊急通行車両の事前届出を図る。																					
	警視庁・警察署	○ 緊急通行車両等の確認																					
東京消防庁・消防署		○ 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認																					
10	434	（２）詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】 区災対物資管理部</td></tr></table> ○ 緊急車両の 事前申請 等、区保有車両の災害時利用に向けた管理を行う。	【実施主体】 区災対物資管理部	359	（２）詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】 区災対物資管理部</td></tr></table> ○ 緊急車両の 確認申出 等、区保有車両の災害時利用に向けた管理を行う。	【実施主体】 区災対物資管理部																	
【実施主体】 区災対物資管理部																							
【実施主体】 区災対物資管理部																							
10	435	6 燃料の確保 （２）詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】 区災対物資管理部</td></tr></table> ○ 区は、都石油商業組合世田谷支部、世田谷石油燃料商業組合（世田谷燃料組合睦会、玉川燃料睦会）、一般社団法人東京都 LP ガス 協会山ノ手 支部と災害時協力協定を締結し、避難所等における炊き出し活動等に必要な燃料の確保対策を進めている。	【実施主体】 区災対物資管理部	359	6 燃料の確保 （２）詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】 区災対物資管理部</td></tr></table> ○ 区は、都石油商業組合世田谷支部、世田谷石油燃料商業組合（世田谷燃料組合睦会、玉川燃料睦会）、一般社団法人東京都 LP ガス 協会城西南 支部と災害時協力協定を締結し、避難所等における炊き出し活動等に必要な燃料の確保対策を進めている。	【実施主体】 区災対物資管理部																	
【実施主体】 区災対物資管理部																							
【実施主体】 区災対物資管理部																							

章	頁	修正前	頁	修正後								
10	436	第2 応急対策 1 備蓄物資の供給 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>○ 都備蓄物資を区へ放出</td></tr></table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	○ 都備蓄物資を区へ放出	360	第2 応急対策 1 備蓄物資の供給 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉局</td><td>○ 都備蓄物資を区へ放出</td></tr></table>	機関名	対策内容	都福祉局	○ 都備蓄物資を区へ放出
機関名	対策内容											
都福祉保健局	○ 都備蓄物資を区へ放出											
機関名	対策内容											
都福祉局	○ 都備蓄物資を区へ放出											
10	436	（2）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部、区災対統括部 ① 食品の給与 ○ 震災時における被災者への食品等の給与を実施する。 ○ 被災者に対する食品の給与は、区が開設する避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行う。 ○ 被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。 ○ 備蓄物資として都福祉保健局が区に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て、区が輸送し被災者に給与する。 ○ ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。 ○ 必要に応じて、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。	360	（2）詳細な取組み内容 【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部、区災対統括部 ① 食品の給与 ○ 被災者に対する食品の給与は、区が開設する避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行う。 ○ 被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。 ○ 備蓄物資として都福祉局が区に事前に配置してあるものは、都福祉局長の承認を得て、区が輸送し被災者に給与する。 ○ ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。 ○ 都に対しての要請は、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により行い、地域内輸送拠点で受領する。								
10	437	② 生活必需品の給（貸）与 ○ 震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与を実施する。 ○ 被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。 ○ 区が被災し、区において給（貸）与の実施が困難な場合は、知事に応援を要請する。 ○ 備蓄物資（毛布、敷物等）として、都福祉保健局が区に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て区が輸送し被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。 ○ 必要に応じて、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。	361	② 生活必需品の給（貸）与 ○ 被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。 ○ 区が被災し、区において給（貸）与の実施が困難な場合は、都本部に応援を要請する。 ○ 備蓄物資（毛布、敷物等）として、都福祉局が区に事前に配置してあるものは、都福祉局長の承認を得て区が輸送し被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。 ○ 国の物資調達・輸送調整等支援システム、都の DIS（東京都災害情報システム）への入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。								
10	438	【実施主体】都福祉保健局 ○ 災害救助法適用後、区長から要請があった場合は、都福祉保健局が備蓄している物資を放出し、区の指定する地域内輸送拠点に輸送する。 ○ 主として避難所生活者を対象に食料及び生活必需品を放出する。 ○ 緊急を要し、区からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。 ○ 都備蓄倉庫には、あらかじめ協力を依頼している物流事業者、都福祉保健局職員等を配置し、搬出作業を行う。 ○ 被災地以外の隣接区市の避難所に避難した被災者に対しても、当該区市長において救援に協力	361 ～ 362	【実施主体】都福祉局 ○ 災害救助法適用後、区長から要請があった場合は、都福祉局が備蓄している物資を放出し、区の指定する地域内輸送拠点に輸送する。 ○ 主として避難所生活者を対象に食料及び生活必需品を放出する。 ○ 緊急を要し、区からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。 ○ 都備蓄倉庫には、あらかじめ協力を依頼している物流事業者、都福祉局職員等を配置し、搬出作業を行う。 ○ 被災地以外の隣接区市の避難所に避難した被災者に対しても、当該区市長において救援に協力								

章	頁	修正前	頁	修正後																																															
		するよう連絡する。 ○ 区長から調製粉乳の調達依頼があった場合は、 都福祉保健局 保有の備蓄調製粉乳を放出する。		するよう連絡する。 ○ 区長から調製粉乳の調達依頼があった場合は、 都福祉局 保有の備蓄調製粉乳を放出する。																																															
10	438 ～ 439	2 飲料水の供給 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th rowspan="2">機関名</th><th colspan="3">対策内容</th></tr><tr><th>災害時給水ステーション （給水拠点）</th><th>車両輸送</th><th>仮設給水栓</th></tr><tr><td>◎区災対地域本部 施設管理者等</td><td>応急給水槽での資器材の 設置 区民への給水活動</td><td>車両輸送による応急 給水の受け入れ及び 住民、施設利用者へ の給水活動</td><td>区民への給水活動 仮設給水栓の管理</td></tr><tr><td>区災対物資管理部</td><td>給水所の開設決定</td><td>東京都への車両輸送 による応急給水依頼</td><td></td></tr><tr><td>都水道局</td><td>災害時給水ステーション （給水拠点）（浄水場 （所）・給水所等）にお ける資器材の設置</td><td>車両への注水 水の輸送</td><td>仮設給水栓の設置 区民への給水活動（区 へ引き継ぐまで）</td></tr></table> （２）業務手順 <table><tr><td>発 災</td></tr><tr><td>↓</td></tr><tr><td>応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立</td></tr><tr><td>↓</td></tr><tr><td>応急給水に必要な人員を災害時給水ステーション（給水拠点）に配置</td></tr><tr><td>↓</td></tr><tr><td>応急給水に必要な資器材等を設置</td></tr><tr><td>↓</td></tr><tr><td>応急給水を実施</td></tr></table>	機関名	対策内容			災害時給水ステーション （給水拠点）	車両輸送	仮設給水栓	◎区災対地域本部 施設管理者等	応急給水槽での資器材の 設置 区民への給水活動	車両輸送による応急 給水の受け入れ及び 住民、施設利用者へ の給水活動	区民への給水活動 仮設給水栓の管理	区災対物資管理部	給水所の開設決定	東京都への車両輸送 による応急給水依頼		都水道局	災害時給水ステーション （給水拠点）（浄水場 （所）・給水所等）にお ける資器材の設置	車両への注水 水の輸送	仮設給水栓の設置 区民への給水活動（区 へ引き継ぐまで）	発 災	↓	応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立	↓	応急給水に必要な人員を災害時給水ステーション（給水拠点）に配置	↓	応急給水に必要な資器材等を設置	↓	応急給水を実施	362	2 飲料水の供給 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th rowspan="2">機関名</th><th colspan="3">対策内容</th></tr><tr><th>災害時給水ステーション （給水拠点）</th><th>車両輸送</th><th>仮設給水栓</th></tr><tr><td>◎区災対地域本部 施設管理者等</td><td>応急給水槽での資器材の 設置 区民への給水活動</td><td>車両輸送による応急 給水の受け入れ及び 住民、施設利用者へ の給水活動</td><td>避難所、消火栓等※で の仮設給水栓の設置 区民への給水活動 仮設給水栓の管理</td></tr><tr><td>区災対物資管理部</td><td>給水所の開設決定</td><td>東京都への車両輸送 による応急給水依頼</td><td></td></tr><tr><td>都水道局</td><td>災害時給水ステーション （給水拠点）（浄水場 （所）・給水所等）にお ける資器材の設置</td><td>車両への注水 水の輸送</td><td>上記以外の消火栓等で の仮設給水栓の設置 区民への給水活動（区 へ引き継ぐまで）</td></tr></table> ※都水道局から区へ貸与した応急給水用資機材を使用	機関名	対策内容			災害時給水ステーション （給水拠点）	車両輸送	仮設給水栓	◎区災対地域本部 施設管理者等	応急給水槽での資器材の 設置 区民への給水活動	車両輸送による応急 給水の受け入れ及び 住民、施設利用者へ の給水活動	避難所、消火栓等※で の仮設給水栓の設置 区民への給水活動 仮設給水栓の管理	区災対物資管理部	給水所の開設決定	東京都への車両輸送 による応急給水依頼		都水道局	災害時給水ステーション （給水拠点）（浄水場 （所）・給水所等）にお ける資器材の設置	車両への注水 水の輸送	上記以外の消火栓等で の仮設給水栓の設置 区民への給水活動（区 へ引き継ぐまで）
機関名	対策内容																																																		
	災害時給水ステーション （給水拠点）	車両輸送	仮設給水栓																																																
◎区災対地域本部 施設管理者等	応急給水槽での資器材の 設置 区民への給水活動	車両輸送による応急 給水の受け入れ及び 住民、施設利用者へ の給水活動	区民への給水活動 仮設給水栓の管理																																																
区災対物資管理部	給水所の開設決定	東京都への車両輸送 による応急給水依頼																																																	
都水道局	災害時給水ステーション （給水拠点）（浄水場 （所）・給水所等）にお ける資器材の設置	車両への注水 水の輸送	仮設給水栓の設置 区民への給水活動（区 へ引き継ぐまで）																																																
発 災																																																			
↓																																																			
応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立																																																			
↓																																																			
応急給水に必要な人員を災害時給水ステーション（給水拠点）に配置																																																			
↓																																																			
応急給水に必要な資器材等を設置																																																			
↓																																																			
応急給水を実施																																																			
機関名	対策内容																																																		
	災害時給水ステーション （給水拠点）	車両輸送	仮設給水栓																																																
◎区災対地域本部 施設管理者等	応急給水槽での資器材の 設置 区民への給水活動	車両輸送による応急 給水の受け入れ及び 住民、施設利用者へ の給水活動	避難所、消火栓等※で の仮設給水栓の設置 区民への給水活動 仮設給水栓の管理																																																
区災対物資管理部	給水所の開設決定	東京都への車両輸送 による応急給水依頼																																																	
都水道局	災害時給水ステーション （給水拠点）（浄水場 （所）・給水所等）にお ける資器材の設置	車両への注水 水の輸送	上記以外の消火栓等で の仮設給水栓の設置 区民への給水活動（区 へ引き継ぐまで）																																																
10	439	（３）詳細な取組み内容 ① 震災時の応急給水の方法 <table><tr><td>【実施主体】区災対物資管理部、区災対地域本部、都水道局</td></tr><tr><td>○ 発災時、1人1日最低必要量（3リットル）の飲料水を確保するため、互いに協力して応急給水体制の確立を図る。</td></tr></table>	【実施主体】区災対物資管理部、区災対地域本部、都水道局	○ 発災時、 1人1日最低必要量（3リットル） の飲料水を確保するため、互いに協力して応急給水体制の確立を図る。	362	（２）詳細な取組み内容 ① 震災時の応急給水の方法 <table><tr><td>【実施主体】区災対物資管理部、区災対地域本部、都水道局</td></tr><tr><td>○ 発災時、1日1人当たり3リットルの飲料水を確保するため、互いに協力して応急給水体制の確立を図る。</td></tr></table>	【実施主体】区災対物資管理部、区災対地域本部、都水道局	○ 発災時、 1日1人当たり3リットル の飲料水を確保するため、互いに協力して応急給水体制の確立を図る。																																											
【実施主体】区災対物資管理部、区災対地域本部、都水道局																																																			
○ 発災時、 1人1日最低必要量（3リットル） の飲料水を確保するため、互いに協力して応急給水体制の確立を図る。																																																			
【実施主体】区災対物資管理部、区災対地域本部、都水道局																																																			
○ 発災時、 1日1人当たり3リットル の飲料水を確保するため、互いに協力して応急給水体制の確立を図る。																																																			
10	440	② 災害時給水ステーション（給水拠点）等での都と区の役割分担 〔都水道局と区の給水体制〕 <table><tr><td rowspan="6">区 災 対 物 資 管 理</td><td>ア 給水地点は、災害の状況によりそれぞれ定める。</td></tr><tr><td>イ 応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を行う。</td></tr><tr><td>ウ 浄水場（所）・給水所において、区は、被災者への応急給水を行う。</td></tr><tr><td>エ 建築物等に設置されている受水槽の水の積極的活用を図る。</td></tr><tr><td>オ 生活用水として、震災対策用井戸の活用を図る。</td></tr><tr><td></td></tr></table>	区 災 対 物 資 管 理	ア 給水地点は、災害の状況によりそれぞれ定める。	イ 応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を行う。	ウ 浄水場（所）・給水所において、区は、被災者への応急給水を行う。	エ 建築物等に設置されている受水槽の水の積極的活用を図る。	オ 生活用水として、震災対策用井戸の活用を図る。		363	② 災害時給水ステーション（給水拠点）等での都と区の役割分担 <table><tr><td>【実施主体】区災対物資管理部、区災対地域本部</td></tr><tr><td>ア 給水地点は、災害の状況によりそれぞれ定める。</td></tr><tr><td>イ 応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を行う。</td></tr><tr><td>ウ 浄水場（所）・給水所において、区は、被災者への応急給水を行う。</td></tr><tr><td>エ 建築物等に設置されている受水槽の水の積極的活用を図る。</td></tr><tr><td>オ 生活用水として、震災対策用井戸の活用を図る。</td></tr><tr><td>カ 発災時、区が通水状況を水道局に確認した後、区や区民が応急給水用資器材を設置して応急給</td></tr></table>	【実施主体】 区災対物資管理部、区災対地域本部	ア 給水地点は、災害の状況によりそれぞれ定める。	イ 応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を行う。	ウ 浄水場（所）・給水所において、区は、被災者への応急給水を行う。	エ 建築物等に設置されている受水槽の水の積極的活用を図る。	オ 生活用水として、震災対策用井戸の活用を図る。	カ 発災時、区が通水状況を水道局に確認した後、区や区民が応急給水用資器材を設置して応急給																																	
区 災 対 物 資 管 理	ア 給水地点は、災害の状況によりそれぞれ定める。																																																		
	イ 応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を行う。																																																		
	ウ 浄水場（所）・給水所において、区は、被災者への応急給水を行う。																																																		
	エ 建築物等に設置されている受水槽の水の積極的活用を図る。																																																		
	オ 生活用水として、震災対策用井戸の活用を図る。																																																		
【実施主体】 区災対物資管理部、区災対地域本部																																																			
ア 給水地点は、災害の状況によりそれぞれ定める。																																																			
イ 応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を行う。																																																			
ウ 浄水場（所）・給水所において、区は、被災者への応急給水を行う。																																																			
エ 建築物等に設置されている受水槽の水の積極的活用を図る。																																																			
オ 生活用水として、震災対策用井戸の活用を図る。																																																			
カ 発災時、区が通水状況を水道局に確認した後、区や区民が応急給水用資器材を設置して応急給																																																			

章	頁	修正前		頁	修正後																																																				
			部 区 災 対 地 域 本 部 カ 応急給水槽（45 箇所）用として災害用給水袋（3 リットル、1 箇所 5,000 枚）及びポリバケツを配備している。 キ 発災時、区が通水状況を水道局に確認した後、区や区民が応急給水用資器材を設置して応急給水を行う。 ○ 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、区において受水槽の水を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。 ○ 応急給水槽等の災害時給水ステーション（給水拠点）や避難所等での給水活動、避難所応急給水栓を活用した応急給水については、防災区民組織やボランティアの協力を得て実施する。 都 水 道 局 ア 浄水場（所）・給水所において、都は、応急給水に必要な参集職員を指定しており、災害時には資器材等を設営、応急給水を行う。 イ 消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資器材を水道局が区に貸与する。 ウ 車両輸送を必要とする医療施設等については、組立式給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する。 後方医療機関となる医療施設及び重度心身障害児（者）施設等への給水については、所在地区の関係行政機関等から都本部を通じ、緊急要請があった場合、都は、車両輸送により対応する。		水を行う。 ○ 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、区において受水槽の水を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。 ○ 応急給水槽等の災害時給水ステーション（給水拠点）や避難所等での給水活動、避難所応急給水栓を活用した応急給水については、防災区民組織やボランティアの協力を得て実施する。 【実施主体】都水道局 ア 浄水場（所）・給水所において、都は、応急給水に必要な参集職員を指定しており、災害時には資器材等を設営、応急給水を行う。なお、都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った災害時給水ステーション（給水拠点）では、区が指定した住民による応急給水も可能である。 イ 消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資器材を水道局が区に貸与する。 ウ 車両輸送を必要とする医療施設等については、組立式給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する。 医療施設及び重度心身障害児（者）施設等の福祉施設への給水については、所在地区の関係行政機関等から都本部を通じ、緊急要請があった場合、都は、車両輸送により対応する。																																																				
*給水施設の維持管理及び運用に関する協定書〔資料編資料協定第 30・P448〕																																																									
10	441	3 物資の調達要請 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対物資管理</td><td>○ 必要な物資の調達計画を策定</td></tr><tr><td>理部</td><td>○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 協定締結団体への要請をする</td></tr><tr><td colspan="2">都本部</td><td>○ あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 国・他道府県等との連絡調整</td></tr><tr><td colspan="2">都生活文化局</td><td>○ 都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉保健局</td><td>○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請</td></tr><tr><td colspan="2">都産業労働局</td><td>○ 米穀、副食品及び調味料を調達</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	◎災対物資管理	○ 必要な物資の調達計画を策定	理部	○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請			○ 協定締結団体への要請をする	都本部		○ あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請			○ 国・他道府県等との連絡調整	都生活文化局		○ 都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達	都福祉保健局		○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請	都産業労働局		○ 米穀、副食品及び調味料を調達	364	3 物資の調達要請 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対物資管理</td><td>○ 必要な物資の調達計画を策定</td></tr><tr><td>理部</td><td>○ 状況により、物資の調達を都福祉局に要請</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 協定締結団体への要請をする</td></tr><tr><td colspan="2">都本部</td><td>○ あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 国・他道府県等との連絡調整</td></tr><tr><td colspan="2">都生活文化スポーツ局</td><td>○ 都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉局</td><td>○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請</td></tr><tr><td colspan="2">都産業労働局</td><td>○ 米穀、副食品及び調味料を調達</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対物資管理	○ 必要な物資の調達計画を策定	理部	○ 状況により、物資の調達を都福祉局に要請			○ 協定締結団体への要請をする	都本部		○ あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請			○ 国・他道府県等との連絡調整	都生活文化スポーツ局		○ 都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達	都福祉局		○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請	都産業労働局		○ 米穀、副食品及び調味料を調達
機関名		対策内容																																																							
区	◎災対物資管理	○ 必要な物資の調達計画を策定																																																							
	理部	○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請																																																							
		○ 協定締結団体への要請をする																																																							
都本部		○ あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請																																																							
		○ 国・他道府県等との連絡調整																																																							
都生活文化局		○ 都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達																																																							
都福祉保健局		○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請																																																							
都産業労働局		○ 米穀、副食品及び調味料を調達																																																							
機関名		対策内容																																																							
区	◎災対物資管理	○ 必要な物資の調達計画を策定																																																							
	理部	○ 状況により、物資の調達を都福祉局に要請																																																							
		○ 協定締結団体への要請をする																																																							
都本部		○ あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請																																																							
		○ 国・他道府県等との連絡調整																																																							
都生活文化スポーツ局		○ 都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達																																																							
都福祉局		○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請																																																							
都産業労働局		○ 米穀、副食品及び調味料を調達																																																							
10	442	（2）詳細な取組み内容 ○ 都への要請 災害救助法適用後、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。		364	（2）詳細な取組み内容 ③ 都への要請 災害救助法適用後、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。																																																				
10	442	4 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">都福祉保健局</td><td>○ 広域輸送基地の開設</td></tr></table>		機関名		対策内容				都福祉保健局		○ 広域輸送基地の開設	365	4 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">都福祉局</td><td>○ 広域輸送基地の開設</td></tr></table>	機関名		対策内容				都福祉局		○ 広域輸送基地の開設																																		
機関名		対策内容																																																							
都福祉保健局		○ 広域輸送基地の開設																																																							
機関名		対策内容																																																							
都福祉局		○ 広域輸送基地の開設																																																							

章	頁	修正前		頁	修正後													
		都港湾局	○ 広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等作業 ○ 広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送		都港湾局	○ 広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等作業 ○ 広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送												
10	442	5 義援物資の取扱い 区及び都福祉保健局は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。また、個人からは救援物資ではなく義援金により援助するように呼びかける。		365	5 義援物資の取扱い 区及び都福祉局は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。また、個人からは救援物資ではなく義援金により援助するように呼びかける。													
10	443	6 輸送車両の確保 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="5">区</td><td>◎災対物資管理部</td><td>○ 必要な車両等の調達・調整 ○ 配車計画の作成 ○ 緊急通行車両等の事前届出 ○ 協定締結団体への要請のための連絡態勢・手順の調整 ○ 必要な車両が調達不能の場合は、都財務局へ調達あっせんを要請</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	◎災対物資管理部	○ 必要な車両等の調達・調整 ○ 配車計画の作成 ○ 緊急通行車両等の事前届出 ○ 協定締結団体への要請のための連絡態勢・手順の調整 ○ 必要な車両が調達不能の場合は、都財務局へ調達あっせんを要請	365 ～ 366	6 輸送車両の確保 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="5">区</td><td>◎災対物資管理部</td><td>○ 必要な車両等の調達・調整 ○ 配車計画の作成 ○ 緊急通行車両等の確認申出 ○ 協定締結団体への要請のための連絡態勢・手順の調整 ○ 必要な車両が調達不能の場合は、都本部へ調達あっせんを要請</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	◎災対物資管理部	○ 必要な車両等の調達・調整 ○ 配車計画の作成 ○ 緊急通行車両等の確認申出 ○ 協定締結団体への要請のための連絡態勢・手順の調整 ○ 必要な車両が調達不能の場合は、都本部へ調達あっせんを要請
機関名		対策内容																
区	◎災対物資管理部	○ 必要な車両等の調達・調整 ○ 配車計画の作成 ○ 緊急通行車両等の事前届出 ○ 協定締結団体への要請のための連絡態勢・手順の調整 ○ 必要な車両が調達不能の場合は、都財務局へ調達あっせんを要請																
	機関名		対策内容															
	区	◎災対物資管理部	○ 必要な車両等の調達・調整 ○ 配車計画の作成 ○ 緊急通行車両等の確認申出 ○ 協定締結団体への要請のための連絡態勢・手順の調整 ○ 必要な車両が調達不能の場合は、都本部へ調達あっせんを要請															
		10	443	(2) 詳細な取組み内容 ① 車両の調達及び配車 ア 調達 <table><tr><td>【実施主体】区災対物資管理部</td></tr></table> (ア) 乗用車及び貨物自動車は、庁有車を使用し、災害の状況に応じて配車計画を作成する。また、災害時には交通規制が行われるため、緊急通行車両等の事前届出を行っておく。 (イ) 災害が発生又は発生するおそれがある時点で、車両が不足する場合は、区と災害時協力協定を締結している民間協力団体等から調達する。 (ウ) 必要な車両が調達不能の場合は、都財務局に対して調達のあっせんを要請する。 (エ) 災害時の交通規制、その他災害の状況に応じて車両の使用ができないなどの場合は、必要に応じてバイク、自転車等を活用する。 (オ) 搬送に必要な車両は、区所有の車両を充てるほか、都トラック協会世田谷支部等の協力及び都財務局の車両のあっせんにより確保する。	【実施主体】区災対物資管理部	366	(2) 詳細な取組み内容 ① 車両の調達及び配車 ア 調達 <table><tr><td>【実施主体】区災対物資管理部</td></tr></table> (ア) 乗用車及び貨物自動車は、公用車を使用し、災害の状況に応じて配車計画を作成する。また、災害時には交通規制が行われるため、緊急通行車両等の確認申出を行っておく。 (イ) 災害が発生又は発生するおそれがある時点で、車両が不足する場合は、区と災害時協力協定を締結している民間協力団体等から調達する。 (ウ) 必要な車両が調達不能の場合は、都本部に対して調達のあっせんを要請する。 (エ) 災害時の交通規制、その他災害の状況に応じて車両の使用ができないなどの場合は、必要に応じてバイク、自転車等を活用する。 (オ) 搬送に必要な車両は、区所有の車両を充てるほか、都トラック協会世田谷支部等の協力及び都本部の車両のあっせんにより確保する。		【実施主体】区災対物資管理部									
		【実施主体】区災対物資管理部																
【実施主体】区災対物資管理部																		
10		444	ウ 配車計画 (ウ) 配車手続 A 区災対地域本部においては、区災対地域本部に所属する庁有車より配車を行う。 B 区災対各部（区災対地域本部）において車両を必要とする場合は、車種、トン数、台数、引渡場所、日時を明示の上、区災対物資管理部に請求する。 C 区災対物資管理部は、庁有車のほか、供給先から調達した車を請求部に引渡する。 D 区災対物資管理部は、供給先から調達した車両について、交通規制「除外」手続を速やかに行う。		367	ウ 配車計画 (ウ) 配車手続 A 区災対地域本部においては、区災対地域本部に所属する庁有車より配車を行う。 B 区災対各部（区災対地域本部）において車両を必要とする場合は、車種、トン数、台数、引渡場所、日時を明示の上、区災対物資管理部に請求する。 C 区災対物資管理部は、庁有車のほか、供給先から調達した車を請求部に引渡する。 D 区災対物資管理部は、供給先から調達した車両について、交通規制「除外」手続を速やかに行う。												
10	444	<table><tr><td>【実施主体】東京消防庁・消防署</td></tr></table> 消防機関が災害活動上必要と認める場合は、原則として災害現場又はその付近のものを活用		【実施主体】東京消防庁・消防署	367	<table><tr><td>【実施主体】都本部</td></tr></table> 他道府県及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中受入れを行う。		【実施主体】都本部										
【実施主体】東京消防庁・消防署																		
【実施主体】都本部																		

章	頁	修正前	頁	修正後																														
		するが、これにより難しい場合は、調達計画に基づき調達するものとする。また、さらに不足する場合は、区本部を通じて関係機関に要請するものとする。 <table><tr><td colspan="2">【実施主体】都財務局</td></tr></table> 他道府県及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中受入を行う。	【実施主体】都財務局																															
【実施主体】都財務局																																		
10	446	8 燃料 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対物資管理部</td><td>○ 区内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、協定締結団体等に提供する。</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対物資管理部	○ 区内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、協定締結団体等に提供する。	368	8 燃料 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対物資管理部</td><td>○ 区内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、協定締結団体等に燃料を提供する。</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対物資管理部	○ 区内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、協定締結団体等に 燃料を 提供する。																		
機関名		対策内容																																
区	◎災対物資管理部	○ 区内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、協定締結団体等に提供する。																																
機関名		対策内容																																
区	◎災対物資管理部	○ 区内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、協定締結団体等に 燃料を 提供する。																																
10	447	第3 復旧対策 1 多様なニーズへの対応 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。 区は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。	369	第3 復旧対策 1 多様なニーズへの対応 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。 区は、ボランティア・区民活動団体等と連携しながら、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。																														
10	447 ～ 448	2 炊き出し （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 震災後およそ4日目以降、原則として食料の配布等により給食する。</td></tr><tr><td>災対物資管理部</td><td>○ 都福祉保健局への調達要請</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉保健局</td><td>○ 区長から炊き出しの要請に対応する。</td></tr></table> （２）業務手順	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 震災後およそ4日目以降、原則として食料の配布等により給食する。	災対物資管理部	○ 都福祉保健局 への調達要請	都福祉保健局		○ 区長から炊き出しの要請に対応する。	369	2 炊き出し （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 震災後およそ4日目以降、原則として食料の配布等により給食する。</td></tr><tr><td>災対物資管理部</td><td>○ 都福祉局への調達要請</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉局</td><td>○ 区長から炊き出しの要請に対応する。</td></tr></table> （２）詳細な取組み内容 <table><tr><td colspan="2">【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部</td></tr><tr><td colspan="2">○ 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。 ○ ボランティア・区民活動団体等と連携し、円滑な炊き出しの実施に努めるものとする。 ○ 区で被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。 ○ 炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。</td></tr><tr><td colspan="2">【実施主体】都福祉局</td></tr><tr><td colspan="2">○ 被災した区市町村長から炊き出しの要請があった場合、都福祉局は、都本部等に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して応援要請等の措置を講じる。</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 震災後およそ4日目以降、原則として食料の配布等により給食する。	災対物資管理部	○ 都福祉局 への調達要請	都福祉局		○ 区長から炊き出しの要請に対応する。	【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部		○ 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。 ○ ボランティア・区民活動団体等と連携し、円滑な炊き出しの実施に努めるものとする。 ○ 区で被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について 都福祉局 に応援を要請する。 ○ 炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。		【実施主体】 都福祉局		○ 被災した区市町村長から炊き出しの要請があった場合、 都福祉局 は、都本部等に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して応援要請等の措置を講じる。	
機関名		対策内容																																
区	◎災対地域本部	○ 震災後およそ4日目以降、原則として食料の配布等により給食する。																																
	災対物資管理部	○ 都福祉保健局 への調達要請																																
都福祉保健局		○ 区長から炊き出しの要請に対応する。																																
機関名		対策内容																																
区	◎災対地域本部	○ 震災後およそ4日目以降、原則として食料の配布等により給食する。																																
	災対物資管理部	○ 都福祉局 への調達要請																																
都福祉局		○ 区長から炊き出しの要請に対応する。																																
【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部																																		
○ 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。 ○ ボランティア・区民活動団体等と連携し、円滑な炊き出しの実施に努めるものとする。 ○ 区で被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について 都福祉局 に応援を要請する。 ○ 炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。																																		
【実施主体】 都福祉局																																		
○ 被災した区市町村長から炊き出しの要請があった場合、 都福祉局 は、都本部等に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して応援要請等の措置を講じる。																																		

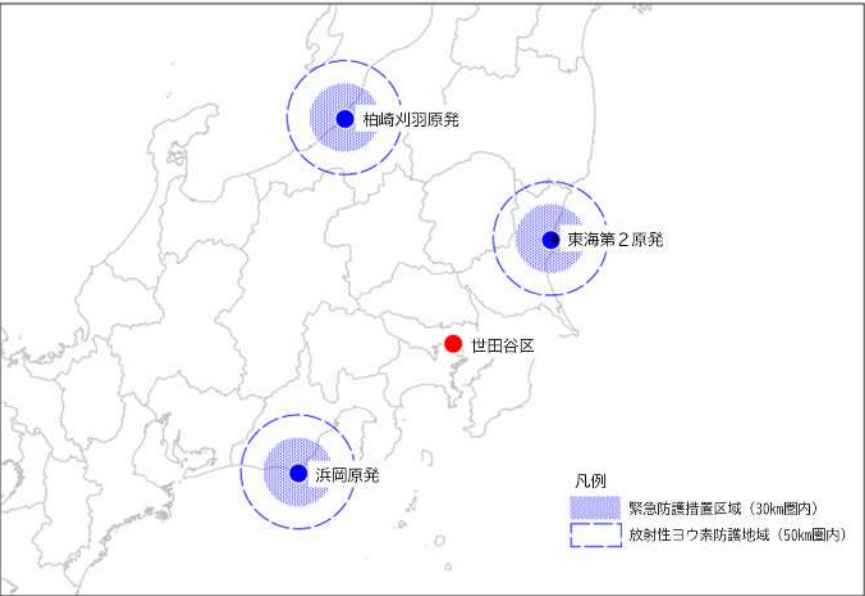
章	頁	修正前	頁	修正後																		
		区 食料の確保 (人員、場所、食料、調理器具、水・熱源等) ↓ 食料の配布 ↓ 区での実施が困難な場合 応援要請 都福祉保健局 要請対応 (団体等に協力依頼) (3) 詳細な取組み内容 【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部 ○ 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。 ○ 区で被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。 【実施主体】都福祉保健局 ○ 被災した区市町村長から炊き出しの要請があった場合、都福祉保健局は、都本部等に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して応援要請等の措置を講じる。																				
10	448	3 水の安全確保 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対医療衛生部</td><td>○ 状況に応じて、衛生指導班を編成し、飲料水が塩素消毒されているか確認を行う。</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉保健局</td><td>○ 区民への消毒薬の配布及び消毒の確認並びに飲料水の消毒指導を行う。</td></tr></table> (2) 業務手順 〔水の安全確保の流れ〕	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛生部	○ 状況に応じて、衛生指導班を編成し、飲料水が塩素消毒されているか確認を行う。	都福祉保健局		○ 区民への消毒薬の配布及び消毒の確認並びに飲料水の消毒指導を行う。	369	3 水の安全確保 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対医療衛生部</td><td>○ 状況に応じて、衛生指導班を編成し、飲料水が塩素消毒されているか確認を行う。</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉局</td><td>○ 区民への消毒薬の配布及び消毒の確認並びに飲料水の消毒指導を行う。</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対医療衛生部	○ 状況に応じて、衛生指導班を編成し、飲料水が塩素消毒されているか確認を行う。	都福祉局		○ 区民への消毒薬の配布及び消毒の確認並びに飲料水の消毒指導を行う。
機関名		対策内容																				
区	◎災対医療衛生部	○ 状況に応じて、衛生指導班を編成し、飲料水が塩素消毒されているか確認を行う。																				
都福祉保健局		○ 区民への消毒薬の配布及び消毒の確認並びに飲料水の消毒指導を行う。																				
機関名		対策内容																				
区	◎災対医療衛生部	○ 状況に応じて、衛生指導班を編成し、飲料水が塩素消毒されているか確認を行う。																				
都福祉局		○ 区民への消毒薬の配布及び消毒の確認並びに飲料水の消毒指導を行う。																				

章	頁	修正前	頁	修正後								
		発災 ↓ 応急給水の実施 ↓ 活動人員・検査薬・消毒薬・移動手段等の確保 ↓ 消毒されているか確認 ↓ 消毒薬の配布・消毒指導 ↓ ライフライン復旧 ↓ 給水設備の点検・残留塩素濃度の確認										
10	450	5 物資の輸送 都、他道府県等からの支援物資は、原則、 都福祉保健局 が区の指定する地域内輸送拠点等まで輸送する。 地域内輸送拠点から避難所等への支援物資の輸送は、民間協力団体と連携して区が実施する。	370	5 物資の輸送 都、他道府県等からの支援物資は、原則、 都 が区の指定する地域内輸送拠点等まで輸送する。 地域内輸送拠点から避難所等への支援物資の輸送は、 協定事業者や 民間協力団体と連携して区が実施する。								
10	450	（１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区の指定する地域内輸送拠点に輸送</td></tr></table>	機関名	対策内容	都福祉保健局	○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区の指定する地域内輸送拠点に輸送	370	（１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉局</td><td>○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区の指定する地域内輸送拠点に輸送</td></tr></table>	機関名	対策内容	都福祉局	○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区の指定する地域内輸送拠点に輸送
機関名	対策内容											
都福祉保健局	○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区の指定する地域内輸送拠点に輸送											
機関名	対策内容											
都福祉局	○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区の指定する地域内輸送拠点に輸送											
10	451	（３）詳細な業務内容 <table><tr><td>【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部</td></tr><tr><td>○ 地域内輸送拠点を指定し、都福祉保健局に報告する。</td></tr></table>	【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部	○ 地域内輸送拠点を指定し、 都福祉保健局 に報告する。	371	（３）詳細な業務内容 <table><tr><td>【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部</td></tr><tr><td>○ 地域内輸送拠点を指定し、都総務局に報告する。</td></tr></table>	【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部	○ 地域内輸送拠点を指定し、 都総務局 に報告する。				
【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部												
○ 地域内輸送拠点を指定し、 都福祉保健局 に報告する。												
【実施主体】区災対地域本部、区災対物資管理部												
○ 地域内輸送拠点を指定し、 都総務局 に報告する。												
10	451	○ 食料・生活必需品等の搬送 ② 区が備蓄する物資及び都が区に事前に配置している物資で 都福祉保健局 長の承認を得て区が使用する物資は、区が搬送する。 ③ 都からの救援物資は、 都福祉保健局 が区の集積地まで搬送し、集積地からは区が搬送する。	372	○ 食料・生活必需品等の搬送 ② 区が備蓄する物資及び都が区に事前に配置している物資で 都福祉局 長の承認を得て区が使用する物資は、区が搬送する。 ③ 都からの救援物資は、 都 が区の集積地まで搬送し、集積地からは区が搬送する。								

【震災編】
第2部
施策ごとの具体的計画
(予防・応急・復旧計画)

第11章
放射性物質対策

章	頁	修正前	頁	修正後
11	457	第1節 現在の到達状況 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応は、以下のとおりとなっている。 1 区有施設等における放射線測定・放射性物質検査等 東日本大震災において、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の飛散が懸念されたことから、区民の健康不安の払拭と安心の確保を図るため、区管理施設における空間放射線量の測定、プール水の放射性物質検査並びに区立小中学校及び保育園の給食の放射性物質検査を実施した。 2 区民への正確な情報提供等 ホームページ等を活用し、区民へ情報の発信を行うとともに、放射性物質に対する健康不安について、区民からの相談に対応した。また、区内における空間放射線量の測定結果について、区立幼稚園、小・中学校、保育園の保護者及び区立公園の利用者等に対し、情報提供を実施した。	376	第1節 現在の到達状況と課題 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応は、以下のとおりとなっている。 1 区有施設等における放射線測定・放射性物質検査等 東日本大震災において、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の飛散が懸念されたことから、区民の健康不安の払拭と安心の確保を図るため、区管理施設における空間放射線量の測定、プール水の放射性物質検査並びに区立小中学校及び保育園の給食の放射性物質検査を実施した。 【課題】 福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえ、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。 2 区民への正確な情報提供等 ホームページ等を活用し、区民へ情報の発信を行うとともに、放射性物質に対する健康不安について、区民からの相談に対応した。また、区内における空間放射線量の測定結果について、区立幼稚園、小中学校、保育園の保護者及び区立公園の利用者等に対し、情報提供を実施した。 【課題】 放射線に関する情報について、区民に正確な情報を提供し、問い合わせや相談があった場合には、関係所管で連携しながら適切に対応する必要がある。
11	458	第2節 課題 1 より円滑に対応できる体制の構築 福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえ、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。 2 区民への情報提供策の構築 放射線に関する情報について、区民に正確な情報を提供し、問い合わせや相談があった場合には、関係所管で連携しながら適切に対応する必要がある。 空間放射線量については、区で実施している定点測定のほか、都健康安全研究センター（新宿区）でのモニタリングポストの数値を注視し、変動が見られた場合は、測定体制の強化を図る必要がある。また、食品に対する放射性物質の影響が考えられる場合は、速やかに給食食材に対する既存の検査体制を強化する必要がある。	－	削除 ※「第2節 課題」は、修正後は「第1節 現在の到達状況と課題」に統合している。

章	頁	修正前	頁	修正後
				
11	459	第3節 対策の方向性	376	第2節 対策の方向性
11	459	第4節 到達目標 1 円滑かつ的確に対応できる体制を構築 <u>放射性物質等による影響が生じた際に、被害情報等の正確な情報を収集し、庁内における情報の共有化や必要な連絡調整を行う等、各部が連携して円滑かつ的確に対応できる体制を構築する。</u> 2 適切な情報提供による区民の不安を払拭 <u>放射性物質及び放射線による影響を考慮し、学校や公園等の空間放射線量を測定して公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、区民に対する正確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。</u>	—	削除
11	460	第5節 具体的な取組み 第1 予防対策 新設（「第2節 課題」より移動）	377	第3節 具体的な取組み 第1 予防対策 <u>〔原子力発電所の場所〕</u> <u>世田谷区から近い現在の原子力発電所は、以下のとおりである。</u>

章	頁	修正前	頁	修正後												
11	461	3 放射線等使用施設の安全化 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。</td></tr><tr><td>都総務局 都福祉保健局 都産業労働局</td><td>○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進</td></tr></table>	機関名	対策内容	都 福祉保健局	○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。	都総務局 都 福祉保健局 都産業労働局	○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進	378	3 放射線等使用施設の安全化 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都保健医療局</td><td>○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。</td></tr><tr><td>都総務局 都保健医療局 都産業労働局</td><td>○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進</td></tr></table>	機関名	対策内容	都 保健医療局	○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。	都総務局 都 保健医療局 都産業労働局	○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進
機関名	対策内容															
都 福祉保健局	○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。															
都総務局 都 福祉保健局 都産業労働局	○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進															
機関名	対策内容															
都 保健医療局	○ RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。															
都総務局 都 保健医療局 都産業労働局	○ 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○ 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進															
11	463	第2 応急対策 2 区民への情報提供等 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都保健医療局</td><td>○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 保健所において被ばく線量等の測定 ○ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表</td></tr></table>	機関名	対策内容	都 保健医療局	○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 保健所において被ばく線量等の測定 ○ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表	379	第2 応急対策 2 区民への情報提供等 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 保健所において被ばく線量等の測定 ○ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表</td></tr></table>	機関名	対策内容	都 福祉保健局	○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 保健所において被ばく線量等の測定 ○ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表				
機関名	対策内容															
都 保健医療局	○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 保健所において被ばく線量等の測定 ○ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表															
機関名	対策内容															
都 福祉保健局	○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 保健所において被ばく線量等の測定 ○ 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表															
11	463 ～ 464	3 放射線等使用施設の応急措置 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>国 (原子力規制委員会) (国土交通省)</td><td>① 内閣府の対応 ア 原子力緊急事態宣言の発出 イ 原子力災害対策本部の設置</td></tr></table>	機関名	対策内容	国 (原子力規制委員会) (国土交通省)	① 内閣府の対応 ア 原子力緊急事態宣言の発出 イ 原子力災害対策本部の設置	380	3 放射線等使用施設の応急措置 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>国 (内閣府) (原子力規制委員会)</td><td>① 内閣府の対応 ア 原子力緊急事態宣言の発出 イ 原子力災害対策本部の設置</td></tr></table>	機関名	対策内容	国 (内閣府) (原子力規制委員会)	① 内閣府の対応 ア 原子力緊急事態宣言の発出 イ 原子力災害対策本部の設置				
機関名	対策内容															
国 (原子力規制委員会) (国土交通省)	① 内閣府の対応 ア 原子力緊急事態宣言の発出 イ 原子力災害対策本部の設置															
機関名	対策内容															
国 (内閣府) (原子力規制委員会)	① 内閣府の対応 ア 原子力緊急事態宣言の発出 イ 原子力災害対策本部の設置															

章	頁	修正前		頁	修正後									
		（警察庁） （総務省消防庁） （海上保安庁） （経済産業省） （厚生労働省）	② 各省庁の対応 ア 事故情報の収集、整理及び分析 イ 関係省庁の講ずべき措置（事業者からの通報） ウ 係官及び専門家の現地派遣 エ 対外発表 オ その他必要な事項 ③ 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係各省との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。		（国土交通省） （警察庁） （総務省消防庁） （海上保安庁） （経済産業省） （厚生労働省）	② 各省庁の対応 ア 事故情報の収集、整理及び分析 イ 関係省庁の講ずべき措置（事業者からの通報） ウ 係官及び専門家の現地派遣 エ 対外発表 オ その他必要な事項 ③ 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係各省との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。								
		都総務局	○ 事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国との連絡を密にし、専門家の派遣要請や区民の避難など必要な措置を講ずる。		都総務局	○ 事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国との連絡を密にし、専門家の派遣要請や区民の避難など必要な措置を講ずる。								
		都 福祉保健局	○ RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施		都 保健医療局	○ RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施								
11	466	4 核燃料物質輸送車両等の応急対策 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> ○ 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施 </td></tr></table>		機関名	対策内容	東京消防庁・消防署	○ 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施	382	4 核燃料物質輸送車両等の応急対策 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> ○ 事故の通報を受けた旨を都総務局、区に通報 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施 </td></tr></table>		機関名	対策内容	東京消防庁・消防署	○ 事故の通報を受けた旨を都総務局、区に通報 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
機関名	対策内容													
東京消防庁・消防署	○ 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施													
機関名	対策内容													
東京消防庁・消防署	○ 事故の通報を受けた旨を都総務局、区に通報 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施													
11	468	第3 復旧対策 1 保健医療活動 （１）役割分担と対策内容 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td> 都福祉保健局 都病院経営本部 </td><td> ○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定 </td></tr></table>		機関名	対策内容	都福祉保健局 都病院経営本部	○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定	384	第3 復旧対策 1 保健医療活動 （１）役割分担と対策内容 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td> 都保健医療局 都病院経営本部 </td><td> ○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定 </td></tr></table>		機関名	対策内容	都保健医療局 都病院経営本部	○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定
機関名	対策内容													
都福祉保健局 都病院経営本部	○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定													
機関名	対策内容													
都保健医療局 都病院経営本部	○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定													
11	468	2 放射性物質への対応 （１）役割分担と対策内容 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td> 区 都各局 </td><td> ○ 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。 </td></tr></table> （２）詳細な取組み内容 放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、空間放射線量の測定、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。		機関名	対策内容	区 都各局	○ 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。	384	2 放射性物質への対応 （１）役割分担と対策内容 放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、空間放射線量の測定、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td> 区 都各局 </td><td> ○ 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。 </td></tr></table>		機関名	対策内容	区 都各局	○ 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。
機関名	対策内容													
区 都各局	○ 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。													
機関名	対策内容													
区 都各局	○ 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。													

【震災編】
第2部
施策ごとの具体的計画
(予防・応急・復旧計画)

第12章
区民の生活の早期再建

章	頁	修正前	頁	修正後
12	471	○ 区民の生活の早期再建に向けた基本的考え方 本章では、罹災証明書の交付、応急仮設住宅の供給、応急修理の実施、災害用トイレ及びし尿処理体制、がれき処理等の区民の生活再建についての対策を示す。	385	○ 区民の生活の早期再建に向けた基本的考え方 本章では、罹災証明書の交付、応急仮設住宅の供給、応急修理の実施、災害用トイレ及びし尿処理体制、災害廃棄物処理等の区民の生活再建についての対策を示す。 ※「がれき」「がれき処理」の表記は、「災害廃棄物」「災害廃棄物処理」とし、以降も同様に修正。ただし、同様の修正の新旧対照表への記載は省略する。
12	475	第1節 現在の到達状況 1 被災者の生活再建対策 被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「罹災証明書」の早期交付が可能となる体制等の構築を目指す。 義援金の配分については、都義援金配分委員会にて決定することとしている。 災害時のトイレ衛生対策罹災証明書の交付対象となる家屋は、約20万件と想定されるため、建物被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。 被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。 区は、様々な被災者のニーズに対応するため、相談しやすい体制を構築する必要がある。 2 災害時のトイレ衛生対策 指定避難所となる区立小中学校の給排水設備の耐震化を推進するとともに、水洗トイレが使用できない場合に備え、区立小中学校や周辺の区立公園などへの災害用マンホールトイレの整備及び避難所運営用防災倉庫などへの排便収納袋の備蓄を進めている。 また、都下水道局との協議により、避難所周辺のマンホールを災害時仮設トイレ用マンホールとして指定し、さらに、し尿の汲み取りを要する状況が生じた場合に備えて民間事業者と「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定」、「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定」を締結している。 下水道整備地域が区内のほぼ全域を占めるため、区ではし尿収集車を保有しておらず、都内の民間事業者を含めても保有台数が極めて少ないことから、民間事業者を含む広域的な応援態勢が不可欠である。 3 ごみ処理、災害廃棄物（震災がれき等）の処理 都は、平成25年2月に「東京都震災がれき処理マニュアル」を改定するとともに、平成29年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物処理のマニュアル作成を進めている。 23区では、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を策定し、災害廃棄物（震災がれき等）の処理にあたっては、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、都等で構成される、「災害廃棄物処理対策本部」を設置し、協働して処理を行う方針を明確にした。また、23区と東京二十三区清掃一部事務組合の間で、令和2年4月1日付で「災害廃棄物の共同処理に関する協定」を締結している。 区では、これを受けて平成31年3月に作成した災害廃棄物のマニュアルを基にして、令和2年6月に「世田谷区災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物等を迅速かつ的確に処理をすることで、区民の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図ることとしている。 4 応急教育	388 ～ 389	第1節 現在の到達状況と課題 1 被災者の生活再建対策 被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「罹災証明書」の早期交付が可能となる体制等の構築を目指す。 義援金の配分については、都義援金配分委員会にて決定することとしている。 【課題】 罹災証明書の交付対象となる家屋は、約20万件と想定されるため、建物被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。 被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。 区は、様々な被災者のニーズに対応するため、相談しやすい体制を構築する必要がある。 2 災害時のトイレ衛生対策 指定避難所となる区立小中学校の給排水設備の耐震化を推進するとともに、水洗トイレが使用できない場合に備え、区立小中学校や周辺の区立公園などへの災害用マンホールトイレの整備及び避難所運営用防災倉庫などへの排便収納袋の備蓄を進めている。 また、都下水道局との協議により、避難所周辺のマンホールを災害時仮設トイレ用マンホールとして指定し、さらに、し尿の汲み取りを要する状況が生じた場合に備えて民間事業者と「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協力協定」、「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定」を締結している。 【課題】 下水道整備地域が区内のほぼ全域を占めるため、区ではし尿収集車を保有しておらず、都内の民間事業者を含めても保有台数が極めて少ないことから、民間事業者を含む広域的な応援態勢が不可欠である。 また、携帯用トイレ（排便収納袋）の排出方法や収集・運搬方法の周知、収集・運搬に要する車両や処理・処分先の確保が必要となる。 3 ごみ処理、災害廃棄物（災害がれき等）の処理 区は、ごみ、災害廃棄物（災害がれき等）を迅速かつ的確に処理をすることで、区民の生活環境の保全と公衆衛生の確保をするために、「世田谷区災害廃棄物処理計画」を策定している。 また、23区と東京二十三区清掃一部事務組合の間で、「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」を締結し、災害廃棄物の処理にあたっては、「（仮称）特別区災害廃棄物処理対策本部」を設置し、共同して処理を行うとともに、特別区内で処理しきれない場合等は、都を通じて広域処理を行うこととしている。 【課題】

章	頁	修正前	頁	修正後																
		災害時における学校の教育活動を早期に再開するため、各校共通の応急教育計画を策定している。		災害廃棄物を一時的に保管するための仮置場等を確保する必要がある。また、速やかに処理し、経費を縮減していくためには、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場等の開設当初から分別を徹底して行う必要がある。 4 応急教育 災害時における学校の教育活動を早期に再開するため、各校共通の応急教育計画を策定している。 5 応急保育 災害時における保育活動を早期に再開するため、保育園防災マニュアルを策定し、防災対策及び応急保育実施のための取組みを進めている。 6 子どもの遊び場及び居場所の確保 災害時における子どもの遊び場や居場所の確保に向け、世田谷区業務継続計画（震災編）において児童館の再開を非常時優先業務に位置づけている。 【課題】 災害によって傷ついた子どもの心身の早期回復や、保護者が子どもの世話から一時的に離れて生活再建に向けた時間を確保する観点から、身近な地域・地区において子どもの遊び場や居場所を早期に確保・再開する必要がある。																
12	476 ～ 477	<u>第2節 課題</u> <u>【被害想定（東京湾北部地震）】</u> <table><tr><th><u>被害項目</u></th><th><u>想定される被害</u></th></tr><tr><td><u>建物被害棟数</u></td><td><u>6,074 棟（全壊）、17,627 棟（半壊）</u> <u>21,727 棟（焼失）</u></td></tr><tr><td><u>がれきの推定発生量</u></td><td><u>257 万トン、324 万㎡</u></td></tr><tr><td><u>避難人口</u></td><td><u>242,390 万人</u></td></tr><tr><td><u>避難所生活者数</u></td><td><u>157,553 人</u></td></tr><tr><td><u>疎開者数、福祉避難所避難者等</u></td><td><u>84,836 人</u></td></tr><tr><td><u>上水道の断水率</u></td><td><u>最大 30.8%</u></td></tr><tr><td><u>下水道管きよ被害率</u></td><td><u>最大 24.7%</u></td></tr></table> <u>1 早急な対応を要する生活再建対策に向けた課題</u> 罹災証明書は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるものであるから、迅速に交付する必要がある。 罹災証明書の交付対象となる家屋は、約 20 万件と想定されるため、建物被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。 被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。 区は、様々な被災者のニーズに対応するため、相談しやすい体制を構築する必要がある。 <u>2 災害時のトイレ衛生対策の課題</u>	<u>被害項目</u>	<u>想定される被害</u>	<u>建物被害棟数</u>	<u>6,074 棟（全壊）、17,627 棟（半壊）</u> <u>21,727 棟（焼失）</u>	<u>がれきの推定発生量</u>	<u>257 万トン、324 万㎡</u>	<u>避難人口</u>	<u>242,390 万人</u>	<u>避難所生活者数</u>	<u>157,553 人</u>	<u>疎開者数、福祉避難所避難者等</u>	<u>84,836 人</u>	<u>上水道の断水率</u>	<u>最大 30.8%</u>	<u>下水道管きよ被害率</u>	<u>最大 24.7%</u>	—	削除 ※「第2節 課題」は、修正後は「第1節 現在の到達状況と課題」に統合している。
<u>被害項目</u>	<u>想定される被害</u>																			
<u>建物被害棟数</u>	<u>6,074 棟（全壊）、17,627 棟（半壊）</u> <u>21,727 棟（焼失）</u>																			
<u>がれきの推定発生量</u>	<u>257 万トン、324 万㎡</u>																			
<u>避難人口</u>	<u>242,390 万人</u>																			
<u>避難所生活者数</u>	<u>157,553 人</u>																			
<u>疎開者数、福祉避難所避難者等</u>	<u>84,836 人</u>																			
<u>上水道の断水率</u>	<u>最大 30.8%</u>																			
<u>下水道管きよ被害率</u>	<u>最大 24.7%</u>																			

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>災害時のトイレ衛生対策は、心身の健康の確保及び衛生保持の観点から非常に重要な課題である。断水や停電、下水道機能の停止により水洗トイレが使えなくなり、トイレ環境が悪化すると、便器に汚物があふれ、衛生的にも精神的にも深刻な状況になったという被災地の意見も出されている。トイレは、重要なライフラインの1つであり、災害時のトイレ衛生対策が重要である。</u> <u>発災時には、上水道の 30.8%、下水道の 24.7%が被害を受けると想定されている。上下水道の復旧までの間を乗り切るため、被災後のトイレ機能の確保に向けた手続きを講じる必要がある。また、下水道整備地域が区内のほぼ全域を占めるため、区ではし尿収集車を保有しておらず、都内の民間事業者を含めても保有台数が極めて少ないことから、民間事業者を含む広域的な応援態勢が不可欠である。</u> <u>また、水洗トイレが使えないことなどにより携帯用トイレ（排便収納袋）の利用が見込まれる中、それらの排出方法や収集・運搬方法の周知、収集・運搬に要する車両や処理・処分先の確保が必要となる。</u> <u>3 災害廃棄物（震災がれき等）の処理に向けた課題</u> <u>区の被害想定から、建物倒壊等の被害により約 1 5 4 万トン、建物倒壊等による被害以外のものを含めて、災害廃棄物（震災がれき等）が最大約 257 万トン発生すると推計されている。</u> <u>このため、災害廃棄物（震災がれき等）を一時的に保管するための「がれき仮置場」（災害廃棄物処理計画で記載されている「仮置場等」 以下「仮置場等」という。）を確保する必要がある。また、速やかに処理し、費用を縮減していくためには、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場等の開設当初から分別を徹底して行う必要がある。</u>		
12	478	第3節 対策の方向性 1 生活再建対策の早急な実施 被災者の生活の安定を早期に回復できるよう、罹災証明書の交付、臨時総合相談窓口の設置、共通番号を活用した被災者台帳の整備、<u>被災者を支援するためのシステム開発</u>等により、生活再建に向けた行政手続きの確立を図る。 <u>「被災者生活再建支援システム」</u>を活用した効果的な被災者支援を行うため、都内自治体共通の業務標準フローに沿って業務を実現するための体制整備を推進していく。 義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。区は、様々な被災者が相談しやすい体制を構築する。特に家族の世話や介護等をする被災者は、就労等が難しいため、相談・支援等の体制を検討する。 2 災害時のトイレ衛生対策 停電、断水、給排水管や污水处理施設の損傷など、様々な理由で使用できなくなる水洗トイレを健康と衛生に直結するライフラインの一つと捉え、発災から復旧までの時系列ごとの避難所や在宅におけるトイレ対策を検討する。 災害時のトイレ衛生対策の課題は、施設ごと、被災状況ごと、避難先ごとに異なる。今後、トイレ衛生対策の実態把握に努め、優先的に検討すべき事項を整理する。 特に、既設トイレの実態把握の対応、水洗トイレ使用可否判断と対応、災害用トイレの設置・使用・維持管理方法、避難所と在宅被災者（集合住宅・独立住宅）との連携方法を検討する。 さらに、在宅や学校、事業所等での災害時トイレの初期対応方法を啓発していく。 併せて、し尿の収集・運搬に関しては、協定を締結している民間事業者との協力態勢を具体化した上	390	第2節 対策の方向性 1 生活再建対策の早急な実施 被災者の生活の安定を早期に回復できるよう、罹災証明書の交付、臨時総合相談窓口の設置、<u>建物被害認定を早急に実施する体制整備</u>、共通番号を活用した被災者台帳の整備、<u>被災者生活再建支援業務に係るシステムの活用</u>等により、生活再建に向けた行政手続きの確立を図る。 <u>被災者生活再建支援業務に係るシステム</u>を活用した効果的な被災者支援を行うため、都内自治体共通の業務標準フローに沿って業務を実現するための体制整備を推進していく。 義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。区は、様々な被災者が相談しやすい体制を構築する。特に家族の世話や介護等をする被災者は、就労等が難しいため、相談・支援等の体制を検討する。 2 災害時のトイレ衛生対策 停電、断水、給排水管や污水处理施設の損傷など、様々な理由で使用できなくなる水洗トイレを健康と衛生に直結するライフラインの一つと捉え、発災から復旧までの時系列ごとの避難所や在宅におけるトイレ対策を検討する。 災害時のトイレ衛生対策の課題は、施設ごと、被災状況ごと、避難先ごとに異なる。今後、トイレ衛生対策の実態把握に努め、優先的に検討すべき事項を整理する。 特に、既設トイレの実態把握の対応、水洗トイレ使用可否判断と対応、災害用トイレの設置・使用・維持管理方法、避難所と在宅被災者（集合住宅・独立住宅）との連携方法を検討する。 さらに、在宅や学校、事業所等での災害時トイレの初期対応方法を啓発していく。 <u>避難所等では、上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。</u>

章	頁	修正前	頁	修正後
		で、処理体制の整備についての調整を行っていく。 <u>3 ごみ、災害廃棄物（震災がれき等）の集積場所と最終処分場の確保</u> <u>区は、他区や東京二十三区清掃一部事務組合、都と連携して収集・運搬体制を整え、一時的な集積場所や仮置場等、最終処分場等の確保を推進するなど、的確な広域処理体制の構築を図る。</u>		<u>なお、都内ではし尿収集車両の保有台数が極めて少ないことから、区は、災害用トイレの確保やし尿を下水道へ直接投入する方法など、被災状況に応じた収集・運搬体制の確保に努める。</u> 併せて、し尿の収集・運搬に関しては、協定を締結している民間事業者との協力態勢を具体化した上で、処理体制の整備についての調整を行っていく。 <u>都は、区が備蓄している災害用トイレやし尿収集車が不足する場合、広域的な応援の調整を行い、生活環境の保持を図る。</u> <u>3 児童館の早期再開をはじめとした子どもの遊び場及び居場所の確保のための環境づくり</u> <u>地区における身近な子どもの居場所であり、子どもの見守りの中核を担う児童館の早期再開に向け、職員確保等の体制構築を具体的に進めていく。児童館施設が使用できない場合においても、移動児童館事業の実施など他の場所で子どもの遊び場・居場所を確保する取組みを進める。</u> <u>さらには、災害時における子どもの遊び場や居場所の確保に向けた環境づくりとして、平時より児童館が中核となって他の居場所をはじめ身近な地区の子どもの見守りに関わる団体等とのネットワーク強化を図るとともに、こうしたネットワークを活用しながら、災害時における子どもの居場所や遊びの重要性について周知啓発を図っていく。</u>
12	479	<u>第4節 到達目標</u> <u>1 生活再建の迅速化</u> <u>都、東京消防庁・消防署、区の関係所管の役割分担を明確にし、災害時に迅速に罹災証明書交付手続等に対応できる体制を構築する。</u> <u>また、義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。</u> <u>区は、様々な被災者避難者のニーズに対応するため、様々な団体と連携しながら相談しやすい体制を構築する。</u> <u>2 災害用トイレ及びし尿収集・運搬体制の確保</u> <u>避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。</u> <u>なお、発災から少なくとも3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、区は、災害用トイレの確保やし尿を下水道へ直接投入する方法など、被災状況に応じた収集・運搬体制の確保に努める。</u> <u>都は、区が備蓄している災害用トイレや保有しているし尿収集車が不足する場合、広域的な応援の調整を行い、生活環境の保持を図る。</u> <u>3 ごみ、災害廃棄物（震災がれき等）処理体制の構築</u> <u>都、他区、東京二十三区清掃一部事務組合の災害廃棄物処理計画やマニュアルの策定状況を踏まえながら、区の計画やマニュアルの検証・修正を進めていく。</u> <u>また、災害廃棄物（震災がれき等）の処理を的確かつ迅速に進めていくため、仮置場等の確保や民間事業者を含む広域的な処理体制についての連携体制の構築等の課題に取り組む。</u>	－	削除 ※「第4節 到達目標」は、修正後は「第2節 対策の方向性」に統合している。
12	480	<u>第5節 具体的な取組み</u> <u>第1 予防対策</u>	391	<u>第3節 具体的な取組み</u> <u>第1 予防対策</u>

章	頁	修正前	頁	修正後																										
		1生活再建のための事前準備 (1)対策内容と役割分担 区は、被災者生活再建支援システムを活用した罹災証明書交付の体制整備や、世田谷区震災復興マニュアル等の習熟により、迅速な生活復旧体制の確保を図る。 また、住宅及び宅地の応急危険度判定の実施体制を確立するとともに、仮設住宅対応の拡大抑制を図る観点から、被災住宅の応急修理支援に向けた支援体制を確立する。		1生活再建のための事前準備 (1)対策内容と役割分担 削除																										
12	480	②災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対区民支援部</td><td>○内閣府のガイドライン等に基づき、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付体制を予め検討し、不足が想定されるマンパワー等を検討する。 ○住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修を実施 ○東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る連携体制の確立</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修に参加</td></tr><tr><td>災対都市整備部</td><td>○住家被害認定調査に関する支援を実施</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○火災による被害状況調査体制の充実 ○区との協定締結や事前協議による火災の罹災証明書交付に係る連携体制の確立</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対区民支援部	○内閣府のガイドライン等に基づき、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付体制を予め検討し、不足が想定されるマンパワー等を検討する。 ○住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修を実施 ○東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る連携体制の確立	災対地域本部	○住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修に参加	災対都市整備部	○住家被害認定調査に関する支援を実施	東京消防庁・消防署		○火災による被害状況調査体制の充実 ○ 区との協定締結や事前協議による火災の罹災証明書交付に係る 連携体制の確立	391	②災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>◎災対区民支援部</td><td>○内閣府のガイドライン等に基づき、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付体制を予め検討し、不足が想定されるマンパワー等への対策を検討する。 ○住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修を実施 ○東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る情報収集等、連携体制の確立</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修に参加</td></tr><tr><td>災対都市整備部</td><td>○住家被害認定調査に関する支援を実施</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○火災による被害状況調査体制の充実 ○区との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る火災被害の情報収集等、連携体制の確立</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対区民支援部	○内閣府のガイドライン等に基づき、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付体制を予め検討し、不足が想定されるマンパワー等 への対策 を検討する。 ○住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修を実施 ○東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る 情報収集等 、連携体制の確立	災対地域本部	○住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修に参加	災対都市整備部	○住家被害認定調査に関する支援を実施	東京消防庁・消防署		○火災による被害状況調査体制の充実 ○ 区との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る火災被害の情報収集等 、連携体制の確立
機関名		対策内容																												
区	◎災対区民支援部	○内閣府のガイドライン等に基づき、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付体制を予め検討し、不足が想定されるマンパワー等を検討する。 ○住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修を実施 ○東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る連携体制の確立																												
	災対地域本部	○住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修に参加																												
	災対都市整備部	○住家被害認定調査に関する支援を実施																												
東京消防庁・消防署		○火災による被害状況調査体制の充実 ○ 区との協定締結や事前協議による火災の罹災証明書交付に係る 連携体制の確立																												
機関名		対策内容																												
区	◎災対区民支援部	○内閣府のガイドライン等に基づき、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付体制を予め検討し、不足が想定されるマンパワー等 への対策 を検討する。 ○住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修を実施 ○東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る 情報収集等 、連携体制の確立																												
	災対地域本部	○住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修に参加																												
	災対都市整備部	○住家被害認定調査に関する支援を実施																												
東京消防庁・消防署		○火災による被害状況調査体制の充実 ○ 区との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る火災被害の情報収集等 、連携体制の確立																												
12	481	③義援金の配分事務 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対区民支援部</td><td>○義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確化</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局 都福祉保健局</td><td>○義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるよう、あらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部その他関係機関の中から選任 ○義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確化 ○義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対区民支援部	○義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確化	都総務局 都 福祉保健局		○義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるよう、あらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部その他関係機関の中から選任 ○義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確化 ○義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認	391	③義援金の配分事務 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対区民支援部</td><td>○義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確化</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局 都福祉局</td><td>○都義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるよう、あらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部その他関係機関の中から選任 ○義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確化 ○義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対区民支援部	○義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確化	都総務局 都 福祉局		○ 都 義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるよう、あらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部その他関係機関の中から選任 ○義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確化 ○義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認								
機関名		対策内容																												
区	◎災対区民支援部	○義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確化																												
都総務局 都 福祉保健局		○義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるよう、あらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部その他関係機関の中から選任 ○義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確化 ○義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認																												
機関名		対策内容																												
区	◎災対区民支援部	○義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確化																												
都総務局 都 福祉局		○ 都 義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるよう、あらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部その他関係機関の中から選任 ○義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確化 ○義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認																												
12	－	新設	392	④建設型応急住宅に関する計画の策定 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対都市整備部</td><td>○あらかじめ建設候補地を決定</td></tr><tr><td colspan="2">都住宅政策本部</td><td>○建設候補地について、年1回区市町村から報告を求める。 ○建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討 ○規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対都市整備部	○あらかじめ建設候補地を決定	都住宅政策本部		○建設候補地について、年1回区市町村から報告を求める。 ○建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討 ○規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討																	
機関名		対策内容																												
区	◎災対都市整備部	○あらかじめ建設候補地を決定																												
都住宅政策本部		○建設候補地について、年1回区市町村から報告を求める。 ○建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討 ○規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討																												
12	481	(2)詳細な取組み内容 ①応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保 【実施主体】区災対都市整備部	392	(2)詳細な取組み内容 ①被災建築物応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保 【実施主体】◎区災対都市整備部																										

章	頁	修正前	頁	修正後																																																													
		都と連携し、 応急危険度判定員 及び被災宅地危険度判定士の確保を推進する。		都と連携し、 被災建築物応急危険度判定員 及び被災宅地危険度判定士の確保を推進する。																																																													
12	481	② 罹災証明書の交付 【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部、東京消防庁・消防署、都主税局	392	② 罹災証明書の交付 【実施主体】◎区災対区民支援部、区災対地域本部、東京消防庁・消防署、都主税局																																																													
12	481	③ 義援金の配分事務 【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部	392	③ 義援金の配分事務 【実施主体】◎区災対区民支援部、区災対地域本部																																																													
12	－	新設	392 ～ 393	④ 建設型応急住宅に関する計画の策定 【実施主体】◎区災対都市整備部、都住宅政策本部 ○ 区は、あらかじめ、次の点を考慮の上、建設候補地を決定する。 ・ 接道及び用地の整備状況 ・ ライフラインの状況（埋設配管） ・ 避難場所などの利用の有無 ○ 都住宅政策本部は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくため、年1回区から報告を求める。 ○ 都住宅政策本部は、区から報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。 ○ 都住宅政策本部は、発災後迅速に建設型応急住宅を着工できるよう、区と連携して候補地における具体的な配置計画等を検討する。 ○ 都住宅政策本部は、国の基準や災害関連死対策の観点を踏まえ、入居者の孤立防止や団地・地域住民との交流に配慮し、規模に応じた集会室や談話室等の設置について検討する。																																																													
12	482	2 災害用トイレの確保及びし尿の収集・運搬 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>◎災対清掃部</td><td>○ 関係団体と連携し、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿の収集・運搬体制等を確保</td></tr><tr><td></td><td>○ 都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール等への収集・運搬体制の確保等</td></tr><tr><td></td><td>○ 避難所等から排出された携帯用トイレ（排便収納袋）の収集・運搬体制の確保と清掃工場等での焼却処理の要請</td></tr><tr><td colspan="2">都下水道局</td><td>○ 下水道管の耐震化</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ し尿の受入れ体制の整備</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ トイレの設置ができるマンホールの指定拡大（区部）</td></tr><tr><td colspan="2">都環境局</td><td>区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進○</td></tr></table>	機関名		対策内容		◎ 災対清掃部	○ 関係団体と連携し、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿の収集・運搬体制等を確保		○ 都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール等への収集・運搬体制の確保等		○ 避難所等から排出された携帯用トイレ（排便収納袋）の収集・運搬体制の確保と清掃工場等での焼却処理の要請	都下水道局		○ 下水道管の耐震化			○ し尿の受入れ体制の整備			○ トイレの設置ができるマンホールの指定拡大（区部）	都環境局		区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進○	393	2 災害用トイレの確保及びし尿の収集・運搬 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="4">区</td><td>◎災対統括部</td><td>○ 災害用トイレの確保（他自治体調整）</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 災害用トイレの確保（地域間調整）</td></tr><tr><td></td><td>○ 避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保</td></tr><tr><td></td><td>○ 避難所等におけるマンホールトイレ等の管理</td></tr><tr><td></td><td>災対土木部</td><td>○ 公園等におけるマンホールトイレ等の整備</td></tr><tr><td></td><td>◎災対清掃部</td><td>○ 関係団体と連携し、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿の収集・運搬体制等を確保</td></tr><tr><td></td><td></td><td>○ 都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール等への収集・運搬体制の確保等</td></tr><tr><td></td><td></td><td>○ 避難所等から排出された携帯用トイレ（排便収納袋）の収集・運搬体制の確保と清掃工場等での焼却処理の要請</td></tr><tr><td colspan="2">都下水道局</td><td>○ 避難所等から排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などの推進</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ し尿の受入れ体制の整備</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 災害用トイレの設置ができるマンホールの指定拡大（区部）</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 関係各局や区市町村と連携し、総合的なトイレ対策の推進</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉局</td><td>○ トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎ 災対統括部	○ 災害用トイレの確保（他自治体調整）	災対地域本部	○ 災害用トイレの確保（地域間調整）		○ 避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保		○ 避難所等におけるマンホールトイレ等の管理		災対土木部	○ 公園等におけるマンホールトイレ等の整備		◎ 災対清掃部	○ 関係団体と連携し、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿の収集・運搬体制等を確保			○ 都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール等への収集・運搬体制の確保等			○ 避難所等から排出された携帯用トイレ（排便収納袋）の収集・運搬体制の確保と清掃工場等での焼却処理の要請	都下水道局		○ 避難所等から排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などの推進			○ し尿の受入れ体制の整備			○ 災害用 トイレの設置ができるマンホールの指定拡大（区部）	都総務局		○ 関係各局や区市町村と連携し、総合的なトイレ対策の推進	都福祉局		○ トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。
機関名		対策内容																																																															
	◎ 災対清掃部	○ 関係団体と連携し、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿の収集・運搬体制等を確保																																																															
		○ 都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール等への収集・運搬体制の確保等																																																															
		○ 避難所等から排出された携帯用トイレ（排便収納袋）の収集・運搬体制の確保と清掃工場等での焼却処理の要請																																																															
都下水道局		○ 下水道管の耐震化																																																															
		○ し尿の受入れ体制の整備																																																															
		○ トイレの設置ができるマンホールの指定拡大（区部）																																																															
都環境局		区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進○																																																															
機関名		対策内容																																																															
区	◎ 災対統括部	○ 災害用トイレの確保（他自治体調整）																																																															
	災対地域本部	○ 災害用トイレの確保（地域間調整）																																																															
		○ 避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保																																																															
		○ 避難所等におけるマンホールトイレ等の管理																																																															
	災対土木部	○ 公園等におけるマンホールトイレ等の整備																																																															
	◎ 災対清掃部	○ 関係団体と連携し、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿の収集・運搬体制等を確保																																																															
		○ 都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール等への収集・運搬体制の確保等																																																															
		○ 避難所等から排出された携帯用トイレ（排便収納袋）の収集・運搬体制の確保と清掃工場等での焼却処理の要請																																																															
都下水道局		○ 避難所等から排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などの推進																																																															
		○ し尿の受入れ体制の整備																																																															
		○ 災害用 トイレの設置ができるマンホールの指定拡大（区部）																																																															
都総務局		○ 関係各局や区市町村と連携し、総合的なトイレ対策の推進																																																															
都福祉局		○ トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。																																																															

章	頁	修正前	頁	修正後
				都環境局 ○ 区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進 ○ <u>し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を円滑に実施</u>
12	482	（２）詳細な取組み内容 ① 災害用トイレの確保 ○ <u>避難者等の災害用トイレの確保に努める。</u> ※ <u>阪神・淡路大震災において、神戸市では、仮設トイレの設置目標を順次高め、当初 150 人に 1 基を目標にし、100 人に 1 基で苦情がかなり減り、75 人に 1 基で苦情はほぼ無くなった（出典：阪神・淡路大震災教訓情報資料集（内閣府））。</u> 【実施主体】区災対地域本部、区災対土木部、区災対統括部 ○ 避難所等におけるし尿処理 ア 指定避難所となる区立小中学校では、給排水設備の耐震性の確保に努めている。 イ 水洗トイレが使用できない場合に備え、指定避難所となる区立小中学校や、公園等に、マンホールトイレを計画的に整備する。 ＊指定避難所マンホールトイレ整備実績一覧〔資料編資料第 87・P200〕 ウ 都下水道局との協議により、避難所周辺等の耐震化工事済みの道路上マンホールを、災害時の仮設トイレ用マンホールとして指定していく。 ＊災害時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書〔資料編資料協定第 20・P427〕 エ 都下水道局では、避難所等から排水を受入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化と避難所等へのアクセス道路を対象にマンホールの浮上抑制対策を実施している。 <u>オ トイレの数が不足する場合等に備え、排便収納袋の備蓄を行う。</u> ○ <u>要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮。</u> ○ <u>トイレ使用時の防犯対策に努める。</u> ○ 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成<u>する。</u> 【実施主体】事業所及び家庭 ○ 当面の目標として、<u>1 週間分</u>の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄 ○ 水の<u>汲み置き</u>等により生活用水を確保 ② 災害用トイレの普及啓発 ○ 新たに災害時トイレ衛生対策に係る啓発物を作成するなど、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ区民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 ○ <u>災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、</u>災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・運営訓練等）を実施する。 ③ し尿の収集 ○ 区は、都下水道局との覚書の締結により、水再生センター及び主要管きょの指定マンホールへの搬入体制を整備する。	394 ～ 395	（２）詳細な取組み内容 ① 災害用トイレの確保 【実施主体】区災対地域本部、区災対土木部、区災対統括部 ○ <u>災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。</u> ○ 避難所等におけるし尿処理 ア 指定避難所となる区立小中学校では、給排水設備の耐震性の確保に努めている。 イ 水洗トイレが使用できない場合に備え、指定避難所となる区立小中学校や、公園等に、マンホールトイレを計画的に整備する。 ＊指定避難所マンホールトイレ整備実績一覧〔資料編資料第●・P●●〕 ウ 都下水道局との協議により、避難所周辺等の耐震化工事済みの道路上マンホールを、災害時の仮設トイレ用マンホールとして指定していく。 ＊災害時における下水道マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書〔資料編資料協定第●・P●●〕 エ 都下水道局では、避難所等から排水を受入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化と避難所等へのアクセス道路を対象にマンホールの浮上抑制対策を実施している。 ○ <u>強固な構造や防犯性、利用者の利便性にも配慮。</u> ○ 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成<u>。</u> ○ <u>要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進。</u> 【実施主体】事業所及び家庭 ○ 当面の目標として、<u>最低 3 日間分、推奨 1 週間分</u>の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄 ○ 水の<u>くみ置き</u>等により生活用水を確保 ② 災害用トイレの普及啓発 ○ 新たに災害時トイレ衛生対策に係る啓発物を作成するなど、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ区民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。 ○ 災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・運営訓練等）を実施する。 ③ し尿の収集 ○ 区は、都下水道局との覚書の締結により、水再生センター及び主要管きょの指定マンホールへの搬入体制を整備する。 ○ 区は、避難所等から排出される携帯用トイレ（排便収納袋）について、清掃工場での焼却処理を東京二十三区清掃一部事務組合に要請するほか、<u>東京二十三区清掃一部事務組合と連携し、都を通じて被災地以外の自治体等に要請を行うなどにより、広域的な処理体制を構築し、処理</u>

章	頁	修正前	頁	修正後																												
		○ 区は、避難所等から排出される携帯用トイレ（排便収納袋）について、清掃工場での焼却処理を東京二十三区清掃一部事務組合に要請するほか、都を通じた被災地以外の自治体への応援や民間事業者の処理施設での受入れについても協議を進める。		体制を整備する。																												
12	484	3 ごみ処理 （１）対策内容と役割分担 ごみの処理は、区を実施主体とし、他区や東京二十三区清掃一部事務組合等と連携して対応する。 区の被災状況により、必要に応じて都を通じて被災地以外の自治体等への応援要請を行い、収集・運搬・処理体制を迅速に整備する。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対清掃部</td><td>○ ごみ、災害廃棄物（災害がれき等）の処理に関する窓口 ○ 処理体制の整備・推進 ○ 仮置場等候補地の選定 ○ 関係団体等と連携し、民間事業者を含む廃棄物関連施設や運搬車両等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材等に対する備えを検証、確保</td></tr><tr><td>災対土木部</td><td>○ 仮置場等候補地の確保</td></tr><tr><td colspan="2">都環境局</td><td>○ 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進</td></tr></table> （２）詳細な取り組み内容 【実施主体】区災対清掃部 ○ 区は、ごみの一時的な集積や運搬、清掃事務所や民間事業者の施設等で必要となる人員や資機材について把握し、都を通じて被災地以外の自治体等に要請を行うなどにより、収集・運搬体制の整備を図る。 ○ 区は、収集した可燃ごみの処理について、東京二十三区清掃一部事務組合と連携し、必要に応じて都を通じて被災地以外の自治体等に要請を行うなどにより、広域的な処理体制を構築し、処理体制を整備する。 ○ 区は、あらかじめ災害時における廃棄物処理体制を準備しておくことが重要であることから、23区連携による自治体間の情報連絡手段の強化や災害時協力協定の締結、民間事業者等との連携、一時的な集積場所や仮置場の確保を図る。	機関名		対策内容	区	◎災対清掃部	○ ごみ、災害廃棄物（災害がれき等）の処理に関する窓口 ○ 処理体制の整備・推進 ○ 仮置場等候補地の選定 ○ 関係団体等と連携し、民間事業者を含む廃棄物関連施設や運搬車両等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材等に対する備えを検証、確保	災対土木部	○ 仮置場等候補地の確保	都環境局		○ 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築	都総務局		○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的な ごみ 処理体制について連携体制の構築を推進	395	3 ごみ、災害廃棄物（災害がれき等）の処理 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対清掃部</td><td>○ ごみ、災害廃棄物（災害がれき等）の処理に関する窓口 ○ 処理体制の整備・推進 ○ 仮置場等候補地の選定 ○ 関係団体等と連携し、民間事業者を含む廃棄物関連施設や運搬車両等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材等に対する備えを検証、確保</td></tr><tr><td>災対土木部</td><td>○ 仮置場等候補地の確保</td></tr><tr><td colspan="2">都環境局</td><td>○ 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的なな処理体制について連携体制の構築を推進</td></tr></table> （２）詳細な取り組み内容 【実施主体】区災対清掃部 ○ 都、他区、東京二十三区清掃一部事務組合の災害廃棄物処理計画やマニュアルの策定状況を踏まえながら、区の計画やマニュアルの検証・修正を行うとともに、計画に基づく処理体制の整備を進める。 ○ 災害時における廃棄物の処理にあたっては、23区と東京二十三区一部事務組合と共同処理を行うことから、共同処理体制の整備や災害時協力協定の締結団体との連携体制の構築等に取り組む。	機関名		対策内容	区	◎災対清掃部	○ ごみ、災害廃棄物（災害がれき等）の処理に関する窓口 ○ 処理体制の整備・推進 ○ 仮置場等候補地の選定 ○ 関係団体等と連携し、民間事業者を含む廃棄物関連施設や運搬車両等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材等に対する備えを検証、確保	災対土木部	○ 仮置場等候補地の確保	都環境局		○ 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施	都総務局		○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的な な 処理体制について連携体制の構築を推進
機関名		対策内容																														
区	◎災対清掃部	○ ごみ、災害廃棄物（災害がれき等）の処理に関する窓口 ○ 処理体制の整備・推進 ○ 仮置場等候補地の選定 ○ 関係団体等と連携し、民間事業者を含む廃棄物関連施設や運搬車両等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材等に対する備えを検証、確保																														
	災対土木部	○ 仮置場等候補地の確保																														
都環境局		○ 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築																														
都総務局		○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的な ごみ 処理体制について連携体制の構築を推進																														
機関名		対策内容																														
区	◎災対清掃部	○ ごみ、災害廃棄物（災害がれき等）の処理に関する窓口 ○ 処理体制の整備・推進 ○ 仮置場等候補地の選定 ○ 関係団体等と連携し、民間事業者を含む廃棄物関連施設や運搬車両等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材等に対する備えを検証、確保																														
	災対土木部	○ 仮置場等候補地の確保																														
都環境局		○ 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施																														
都総務局		○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的な な 処理体制について連携体制の構築を推進																														
12	485	4 災害廃棄物（震災がれき等）の処理 （１）対策内容と役割分担 災害廃棄物（震災がれき等）の処理は、都、他区や東京二十三区清掃一部事務組合等と連携し、仮置場等の設置場所や最終処分場を確保するなど、処理体制を迅速に整備する。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対清掃部</td><td>○ 処理体制の整備・推進 ○ 仮置場等候補地の選定</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対清掃部	○ 処理体制の整備・推進 ○ 仮置場等候補地の選定	－	削除 ※「3 ごみ、災害廃棄物（災害がれき等）の処理」に統合																						
機関名		対策内容																														
区	◎災対清掃部	○ 処理体制の整備・推進 ○ 仮置場等候補地の選定																														

章	頁	修正前	頁	修正後								
		<table><tr><td></td><td> ○ 関係団体等と連携し、民間事業者を含む廃棄物関連施設や運搬車両等の現況を把握し、施設の耐震化の促進、不足が想定されるマンパワーや資機材等に対する備えを検証、確保 </td></tr><tr><td>防災土木部</td><td> ○ 仮置場等候補地の確保 </td></tr><tr><td>都環境局</td><td> ○ 区市町村を通して、都内全域の処理体制を把握 ○ 国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」を拡充 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施 </td></tr><tr><td>都総務局</td><td> ○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的な処理体制につき、連携体制の構築を推進 </td></tr></table> （２）詳細な取組み内容 区が被災自治体となることを想定して、予防対策、応急対策、復旧・復興等に必要な事項を災害廃棄物処理のマニュアルとしてまとめ、水害への対応や都、他区、東京二十三区清掃一部事務組合、民間事業者との協力体制等の内容を加え、「世田谷区災害廃棄物処理計画」を策定した。		○ 関係団体等と連携し、民間事業者を含む廃棄物関連施設や運搬車両等の現況を把握し、施設の耐震化の促進、不足が想定されるマンパワーや資機材等に対する備えを検証、確保	防災土木部	○ 仮置場等候補地の確保	都環境局	○ 区市町村を通して、都内全域の処理体制を把握 ○ 国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」を拡充 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施	都総務局	○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的な処理体制につき、連携体制の構築を推進		
	○ 関係団体等と連携し、民間事業者を含む廃棄物関連施設や運搬車両等の現況を把握し、施設の耐震化の促進、不足が想定されるマンパワーや資機材等に対する備えを検証、確保											
防災土木部	○ 仮置場等候補地の確保											
都環境局	○ 区市町村を通して、都内全域の処理体制を把握 ○ 国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」を拡充 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施											
都総務局	○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的な処理体制につき、連携体制の構築を推進											
12	485	5 災害救助法等 （１）対策内容と役割分担 ① 災害救助法の適用 災害救助法による救助は、災害時の飲料水・食糧・医療等の応急、一時的救助を行うことによって、被災者の生活と社会秩序の保全を目的として実施する。区長は、災害救助法に基づき、都知事が救助に着手した時は、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。	395	4 災害救助法等 （１）対策内容と役割分担 ① 災害救助法の適用 削除（「（２）詳細な取組み内容」へ移動）								
12	486	② 激甚災害法の適用 著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）以下「激甚災害法」という。）が制定されている。激甚災害と指定された場合、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置を内容としている。	396	② 激甚災害法の適用 削除								
12	486	（２）詳細な取組み内容 ① 災害救助法の適用基準 ア 世田谷区の区域内の住家の滅失した世帯数が 150 世帯以上である場合 イ 都の区域内の住家の滅失した世帯数が 2,500 世帯以上の場合であって、区の区域内の住家の滅失した世帯の数が 75 世帯以上である場合 ウ 都の区域内の住家の滅失した世帯数が 12,000 世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合 エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合	396	（２）詳細な取組み内容 ① 災害救助法の適用 ア 災害が発生した段階の適用 災害救助法による救助は、災害時の飲料水・食糧・医療等の応急、一時的救助を行うことによって、被災者の生活と社会秩序の保全を目的として実施する。区長は、災害救助法に基づき、都知事が救助に着手した時は、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。災害救助法の適用基準は、次の通り。 （ア）世田谷区の区域内の住家の滅失した世帯数が 150 世帯以上である場合 （イ）都の区域内の住家の滅失した世帯数が 2,500 世帯以上の場合であって、区の区域内の住家の滅失した世帯の数が 75 世帯以上である場合 （ウ）都の区域内の住家の滅失した世帯数が 12,000 世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発								

章	頁	修正前	頁	修正後
				生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合 <u>(エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合</u>
12	－	新設	396	<u>イ 災害が発生するおそれ段階の適用</u> 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。
12	486 ～ 487	<u>② 被災世帯の算定基準</u> <u>ア 被災世帯の算定</u> <u>住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。</u> <u>*災害救助法施行令（抜粋）〔資料編資料第134・P336〕</u> <u>イ 住家の滅失等の認定</u> <u>(ア) 住家が滅失したもの</u> <u>住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</u> <u>(イ) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの</u> <u>住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</u> <u>(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</u> <u>上記（ア）及び（イ）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</u> <u>*被害程度の認定基準〔資料編資料第88・P202〕</u> <u>*区市町村被害概数情報〔資料編資料第89・P206〕</u> <u>ウ 世帯及び住家の単位</u> <u>世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。</u> <u>住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。</u>	－	削除
12	487	<u>④ 災害救助基金の積立</u> <u>災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、都は、その財源に充てるため災害救助基金を積み立てている。</u> 区では、災害応急対策及び災害復旧に要する経費の財源に充てるため、世田谷区災害対策基金を	397	<u>③ 災害救助基金の積立</u> 区では、災害応急対策及び災害復旧に要する経費の財源に充てるため、世田谷区災害対策基金を積立っている。財政上必要があると認めたときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

章	頁	修正前	頁	修正後												
		積立している。財政上必要があると認めたときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。														
12	488	6 教育・保育対策 (2) 応急保育のための事前準備 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対保健福祉部</td><td>○ 災害時における保育活動を早期に再開するため、応急保育実施のための計画を作成</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対保健福祉部	○ 災害時における保育活動を早期に再開するため、応急保育実施のための計画を作成	397	5 教育・保育対策 (2) 応急保育のための事前準備 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対保健福祉部</td><td>○ 災害時における保育活動を早期に再開するため、応急保育実施のための計画の作成及び更新</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対保健福祉部	○ 災害時における保育活動を早期に再開するため、応急保育実施のための計画の作成及び更新
機関名		対策内容														
区	災対保健福祉部	○ 災害時における保育活動を早期に再開するため、応急保育実施のための計画を作成														
機関名		対策内容														
区	災対保健福祉部	○ 災害時における保育活動を早期に再開するため、応急保育実施のための計画の作成及び更新														
12	－	新設	398 ～ 399	6 子どもの遊び場及び居場所の確保 (1) 対策内容と役割分担 ① 児童館の早期再開のための事前準備 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対保健福祉部</td><td>○ 災害時における子どもの遊び場及び居場所の確保に向け、児童館を早期に再開するための計画を作成</td></tr></table> ② 災害時における子どもの居場所や遊びの重要性に関する周知啓発 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対保健福祉部</td><td>○ 災害時における子どもの遊び場及び居場所の確保に向け、児童館を早期に再開するための計画を作成</td></tr></table> (2) 詳細な取組み内容 ① 児童館の早期再開のための事前準備 【実施主体】区災対保健福祉部 ○ 館長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておかなければならない。 ア 児童の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等との連絡方法に関すること。 イ 警視庁・警察署、東京消防庁・消防署（団）等との連絡網の確立に関すること。 ウ 活動時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想されるため、残留児童の保護について対策を講じておく。 エ 防災物資、備蓄食糧等の準備に関すること。 オ その他必要な事項に関すること。 ② 災害時における子どもの居場所や遊びの重要性に関する周知啓発 【実施主体】区災対保健福祉部 ○ より多くの人々に対して、災害時における子どもの居場所や遊びの重要性についての理解促進を図るため、関係団体等と連携しながら、講演会やシンポジウム等を実施していくとともに、児童館において、遊ぶ権利をはじめとした子どもの権利に関する学習機会を提供していく。	機関名		対策内容	区	◎災対保健福祉部	○ 災害時における子どもの遊び場及び居場所の確保に向け、児童館を早期に再開するための計画を作成	機関名		対策内容	区	◎災対保健福祉部	○ 災害時における子どもの遊び場及び居場所の確保に向け、児童館を早期に再開するための計画を作成
機関名		対策内容														
区	◎災対保健福祉部	○ 災害時における子どもの遊び場及び居場所の確保に向け、児童館を早期に再開するための計画を作成														
機関名		対策内容														
区	◎災対保健福祉部	○ 災害時における子どもの遊び場及び居場所の確保に向け、児童館を早期に再開するための計画を作成														

章	頁	修正前	頁	修正後																																																												
12	491	第2 <table><tr><th>調査名</th><th>対象</th><th>目的</th><th>調査結果</th><th>実施主体</th><th>調査員</th></tr><tr><td>被災建築物応急危険度判定</td><td>被災住宅</td><td>二次災害防止</td><td>危険・要注意・調査済</td><td>自治体</td><td>応急危険度判定員</td></tr><tr><td>被災宅地危険度判定</td><td>被災宅地</td><td>二次災害防止</td><td>危険宅地・要注意宅地・調査済宅地</td><td>自治体</td><td>被災宅地危険度判定士</td></tr><tr><td>住家被害判定</td><td>家屋・住宅</td><td>罹災証明書交付</td><td>全壊・大規模半壊・半壊・中規模半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）</td><td>自治体</td><td>区職員</td></tr><tr><td>地震保険損害調査</td><td>加入した居住用建物</td><td>地震保険査定</td><td>全損・半損・一部損</td><td>損保会社</td><td>鑑定人等</td></tr></table>	調査名	対象	目的	調査結果	実施主体	調査員	被災建築物応急危険度判定	被災住宅	二次災害防止	危険・要注意・調査済	自治体	応急危険度判定員	被災宅地危険度判定	被災宅地	二次災害防止	危険宅地・要注意宅地・調査済宅地	自治体	被災宅地危険度判定士	住家被害判定	家屋・住宅	罹災証明書交付	全壊・大規模半壊・ 半壊 ・中規模半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）	自治体	区職員	地震保険損害調査	加入した居住用建物	地震保険査定	全損・半損・一部損	損保会社	鑑定人等	400	第2 応急対策 <table><tr><th>調査名</th><th>対象</th><th>目的</th><th>調査結果</th><th>実施主体</th><th>調査員</th></tr><tr><td>被災建築物応急危険度判定</td><td>被災住宅</td><td>二次災害防止</td><td>危険・要注意・調査済</td><td>自治体</td><td>応急危険度判定員</td></tr><tr><td>被災宅地危険度判定</td><td>被災宅地</td><td>二次災害防止</td><td>危険宅地・要注意宅地・調査済宅地</td><td>自治体</td><td>被災宅地危険度判定士</td></tr><tr><td>住家の被害認定</td><td>家屋・住宅</td><td>罹災証明書交付</td><td>全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）</td><td>自治体</td><td>区職員</td></tr><tr><td>地震保険損害調査</td><td>加入した居住用建物</td><td>地震保険査定</td><td>全損・半損・一部損</td><td>損保会社</td><td>鑑定人等</td></tr></table>	調査名	対象	目的	調査結果	実施主体	調査員	被災建築物応急危険度判定	被災住宅	二次災害防止	危険・要注意・調査済	自治体	応急危険度判定員	被災宅地危険度判定	被災宅地	二次災害防止	危険宅地・要注意宅地・調査済宅地	自治体	被災宅地危険度判定士	住家の被害認定	家屋・住宅	罹災証明書交付	全壊・大規模半壊・中規模半壊・ 半壊 ・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）	自治体	区職員	地震保険損害調査	加入した居住用建物	地震保険査定	全損・半損・一部損	損保会社	鑑定人等
	調査名	対象	目的	調査結果	実施主体	調査員																																																										
	被災建築物応急危険度判定	被災住宅	二次災害防止	危険・要注意・調査済	自治体	応急危険度判定員																																																										
	被災宅地危険度判定	被災宅地	二次災害防止	危険宅地・要注意宅地・調査済宅地	自治体	被災宅地危険度判定士																																																										
	住家被害判定	家屋・住宅	罹災証明書交付	全壊・大規模半壊・ 半壊 ・中規模半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）	自治体	区職員																																																										
地震保険損害調査	加入した居住用建物	地震保険査定	全損・半損・一部損	損保会社	鑑定人等																																																											
調査名	対象	目的	調査結果	実施主体	調査員																																																											
被災建築物応急危険度判定	被災住宅	二次災害防止	危険・要注意・調査済	自治体	応急危険度判定員																																																											
被災宅地危険度判定	被災宅地	二次災害防止	危険宅地・要注意宅地・調査済宅地	自治体	被災宅地危険度判定士																																																											
住家の被害認定	家屋・住宅	罹災証明書交付	全壊・大規模半壊・中規模半壊・ 半壊 ・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）	自治体	区職員																																																											
地震保険損害調査	加入した居住用建物	地震保険査定	全損・半損・一部損	損保会社	鑑定人等																																																											
12	491	1 被災建築物の応急危険度判定 ○ 実施目的 被災建築物が、余震等による倒壊などから生じる二次災害を防止するため、地震発生後速やかに建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否について判定する。	401	1 被災建築物の応急危険度判定 削除																																																												
12	492	2 被災宅地の危険度判定 ○ 実施目的 災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、二次災害を軽減・防止するために被災宅地危険度判定の実施体制を整備する。	402	2 被災宅地の危険度判定 削除																																																												
12	492 ～ 493	（1）対策内容 <table><tr><td>【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部</td></tr></table> ○ 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。	【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部	402	（2）詳細な取組み内容 <table><tr><td>【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部</td></tr></table> ○ 宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。	【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部																																																										
【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部																																																																
【実施主体】区災対都市整備部、区災対地域本部																																																																
12	493	3 家屋被害状況調査等 （1）対策内容と役割分担 都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用するほか、住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、建物の被害状況を把握する。	402	3 家屋被害状況調査等 （1）対策内容と役割分担 削除																																																												
12	493 ～ 494	4 罹災証明書の交付準備 被災した世帯の再建を促進するために、国・都及び区において、住宅新築、補修に要する資金の貸付等の各種公的融資や租税、保険料等の減免、徴収猶予などの支援措置が実施されることがある。これらの支援措置を受けるにあたり、罹災証明書が必要とされる場合が多く想定される。 区においては、被災世帯に対して、速やかに罹災証明書を交付する。 また、東京消防庁・消防署においては、焼損状況の調査等に基づいて、火災による罹災証明書を交付する。 （1）対策内容と役割分担 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、	403	4 罹災証明書の交付準備 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 住家被害認定調査結果等を把握、区本部に報告し、区本部からは、都に報告</td></tr><tr><td>災対区民支援部</td><td>○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 ○ 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 住家被害認定調査結果等を把握、区本部に報告し、区本部からは、都に報告	災対区民支援部	○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 ○ 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有																																																				
機関名		対策内容																																																														
区	◎災対地域本部	○ 住家被害認定調査結果等を把握、区本部に報告し、区本部からは、都に報告																																																														
	災対区民支援部	○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 ○ 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有																																																														

章	頁	修正前	頁	修正後																		
		住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対地域本部</td><td>○ 住家被害認定調査結果等を把握、区本部に報告し、区本部からは、都に報告</td></tr><tr><td>災対区民支援部</td><td>○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁</td><td>○ 火災による被害状況調査の実施に<u>向けて</u>、<u>区市町村</u>と調整</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○ 職員を被災区市町村へ派遣 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対地域本部	○ 住家被害認定調査結果等を把握、区本部に報告し、区本部からは、都に報告	災対区民支援部	○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定	東京消防庁		○ 火災による被害状況調査の実施に <u>向けて</u> 、 <u>区市町村</u> と調整	都総務局		○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○ 職員を被災区市町村へ派遣 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施		<table><tr><td>東京消防庁</td><td>○ 火災による被害状況調査の実施に<u>向けた</u>、<u>区</u>との調整 ○ <u>火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有</u></td></tr><tr><td>都総務局</td><td>○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○ 職員を被災区市町村へ派遣 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施</td></tr></table>	東京消防庁	○ 火災による被害状況調査の実施に <u>向けた</u> 、 <u>区</u> との調整 ○ <u>火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有</u>	都総務局	○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○ 職員を被災区市町村へ派遣 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施
機関名		対策内容																				
区	◎災対地域本部	○ 住家被害認定調査結果等を把握、区本部に報告し、区本部からは、都に報告																				
	災対区民支援部	○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定																				
東京消防庁		○ 火災による被害状況調査の実施に <u>向けて</u> 、 <u>区市町村</u> と調整																				
都総務局		○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○ 職員を被災区市町村へ派遣 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施																				
東京消防庁	○ 火災による被害状況調査の実施に <u>向けた</u> 、 <u>区</u> との調整 ○ <u>火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有</u>																					
都総務局	○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○ 職員を被災区市町村へ派遣 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施																					
12	494 ～ 495	（３）詳細な取組み内容 ① 交付手続 ○ 区災対地域本部は、管内の罹災者台帳等に基づき、被災者の申請により<u>発行</u>する。 ○ また、東京消防庁・消防署が<u>発行</u>する火災による罹災証明書は、<u>発行</u>窓口の開設時期、開設場所及び必要な情報について区と協議し、罹災者の利便の向上に配慮した上で交付する。 ○ 都は、区市町村の罹災証明書の交付手続事務のほか、家屋の現況調査に関する応援要請に対して、他自治体や公的機関、大学等人員調整を広域的に実施し、手続を推進する。 ○ 罹災<u>証明</u>の<u>発行</u>根拠となる、災害に係る住家被害認定調査を実施する。 ○ 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。 ○ 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。 ○ 東京消防庁は、火災による被害状況調査の実施に向けて、区と連携を図る。 ○ 都は、区が実施する住家被害認定調査のほか、罹災証明書の交付手続事務に関する応援要請に対して、関係機関や他の地方公共団体等人員調整を広域的に実施する。 ○ 都は、共同利用版のシステム利用自治体間における、調査表読込端末の配置や住基情報のインポートなど必要な事項の調整を<u>行なう</u>。 ○ 都は、住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・<u>半壊</u>・一部損壊・<u>床上浸水</u>・<u>床下浸水</u>）等について区市町村間の調整を<u>行なう</u>。	403 ～ 404	（３）詳細な取組み内容 ① 交付手続 ○ 区災対地域本部は、管内の罹災者台帳等に基づき、被災者の申請により<u>交付</u>する。 ○ また、東京消防庁・消防署が<u>交付</u>する火災による罹災証明書は、<u>交付</u>窓口の開設時期、開設場所及び必要な情報について区と協議し、罹災者の利便の向上に配慮した上で交付する。 ○ 都は、区市町村の罹災証明書の交付手続事務のほか、家屋の現況調査に関する応援要請に対して、他自治体や公的機関、大学等人員調整を広域的に実施し、手続を推進する。 ○ 罹災<u>証明書</u>の<u>交付</u>根拠となる、災害に係る住家被害認定調査を実施する。 ○ 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。 ○ 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。 ○ 東京消防庁は、火災による被害状況調査の実施に向けて、区と連携を図る。 ○ <u>区と東京消防庁は、火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために必要な情報の共有を図る。</u> ○ 都は、区が実施する住家被害認定調査のほか、罹災証明書の交付手続事務に関する応援要請に対して、関係機関や他の地方公共団体等人員調整を広域的に実施する。 ○ 都は、共同利用版のシステム利用自治体間における、調査表読込端末の配置や住基情報のインポートなど必要な事項の調整を<u>行う</u>。 ○ <u>都は、住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・<u>中規模半壊</u>・半壊・<u>準半壊</u>・<u>準半壊に至らない（一部損壊）</u>）等について区市町村間の調整を<u>行う</u>。</u> ○ <u>都は、住家被害認定調査や罹災証明書の交付手続事務に係る区市町村向け説明会を実施する。</u> ※罹災証明の「発行」は、の表記は、罹災証明の「交付」とし、以降も同様に修正。ただし、同様の修正の新旧対照表への記載は省略する。																		
12	495 ～	② 証明の範囲	404	② 証明の範囲																		

章	頁	修正前	頁	修正後												
	496	【実施主体】区災対地域本部、区災対区民支援部、東京消防庁・消防署 「災害対策基本法第2条第1号」に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。ただし、消防署長が発行する火災による罹災証明書については、東京消防庁・消防署が別に定める。 〔住家の被害〕 ア 全壊（焼） イ 流失 ウ 半壊（焼） エ 床上浸水 オ 床下浸水 カ 大規模半壊 キ 半壊に至らない		【実施主体】区災対地域本部、区災対区民支援部、東京消防庁・消防署 「災害対策基本法第2条第1号」に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。ただし、消防署長が交付する火災による罹災証明書については、東京消防庁・消防署が別に定める。 〔住家の被害〕 ア 全壊 イ 大規模半壊 ウ 中規模半壊 エ 半壊 オ 準半壊 カ 準半壊に至らない（一部損壊）												
12	495	5 義援金の募集・受付 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都総務局 都福祉保健局</td><td>○ 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握 ○ 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有</td></tr></table>	機関名	対策内容	都総務局 都 福祉保健局	○ 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握 ○ 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有	404 ～ 405	5 義援金の募集・受付 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都総務局 都福祉局</td><td>○ 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握 ○ 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有</td></tr></table>	機関名	対策内容	都総務局 都 福祉局	○ 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握 ○ 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有				
機関名	対策内容															
都総務局 都 福祉保健局	○ 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握 ○ 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有															
機関名	対策内容															
都総務局 都 福祉局	○ 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握 ○ 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有															
12	496	6 トイレの確保及びし尿の収集・運搬 （1）対策内容と役割分担 <u>区は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車両台数等を把握した上で、し尿処理計画を策定し、都下水道局の下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部））、東京二十三区清掃一部事務組合のし尿処理施設や民間の汚泥処理施設などへの搬入を実施する。また、避難所などから排出される携帯用トイレ（排便収納袋）の収集・運搬体制を構築するとともに、清掃工場へ搬入して焼却処理等を行う。</u>	405	6 トイレの確保及びし尿の収集・運搬 （1）対策内容と役割分担 削除												
12	496	<table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対清掃部</td><td>○ し尿処理計画の策定、収集・運搬体制の整備</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対清掃部	○ し尿処理計画の策定、収集・運搬体制の整備	405	<table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対清掃部</td><td>○ し尿処理実施計画の策定、収集・運搬体制の整備</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対清掃部	○ し尿処理 実施 計画の策定、収集・運搬体制の整備
機関名		対策内容														
区	◎災対清掃部	○ し尿処理計画の策定、収集・運搬体制の整備														
機関名		対策内容														
区	◎災対清掃部	○ し尿処理 実施 計画の策定、収集・運搬体制の整備														
12	497	（2）業務手順	405	（2）業務手順 <table><tr><th>区</th><th>都</th></tr><tr><td> 「し尿処理実施計画」の作成 ・ 仮設トイレ等の設置状況を把握、収集・運搬体制を計画 ・ 避難所から都下水道局の水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）、東京二十三区清掃一部事務組合のし尿処理施設等や民間の汚泥処理施設までの搬入道路の被災状況の情報を収集 ↓ し尿収集・運搬の開始 ・ し尿収集車両の収集・搬入経路の確定 ・ 収集現場や搬入先等の人員配置計画の策定 ・ 交通規制等の関係機関との調整 ・ し尿収集車両を確保し、収集開始 </td><td> 区市町村の支援 ・ 被災状況の情報収集 広域連携 ・ 災害用トイレの確保 ・ し尿収集車両の確保 ・ し尿の受入れ </td></tr></table>	区	都	「し尿処理実施計画」の作成 ・ 仮設トイレ等の設置状況を把握、収集・運搬体制を計画 ・ 避難所から都下水道局の水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）、東京二十三区清掃一部事務組合のし尿処理施設等や民間の汚泥処理施設までの搬入道路の被災状況の情報を収集 ↓ し尿収集・運搬の開始 ・ し尿収集車両の収集・搬入経路の確定 ・ 収集現場や搬入先等の人員配置計画の策定 ・ 交通規制等の関係機関との調整 ・ し尿収集車両を確保し、収集開始	区市町村の支援 ・ 被災状況の情報収集 広域連携 ・ 災害用トイレの確保 ・ し尿収集車両の確保 ・ し尿の受入れ								
区	都															
「し尿処理実施計画」の作成 ・ 仮設トイレ等の設置状況を把握、収集・運搬体制を計画 ・ 避難所から都下水道局の水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）、東京二十三区清掃一部事務組合のし尿処理施設等や民間の汚泥処理施設までの搬入道路の被災状況の情報を収集 ↓ し尿収集・運搬の開始 ・ し尿収集車両の収集・搬入経路の確定 ・ 収集現場や搬入先等の人員配置計画の策定 ・ 交通規制等の関係機関との調整 ・ し尿収集車両を確保し、収集開始	区市町村の支援 ・ 被災状況の情報収集 広域連携 ・ 災害用トイレの確保 ・ し尿収集車両の確保 ・ し尿の受入れ															

章	頁	修正前	頁	修正後
		区 「し尿処理計画」の作成 - 仮設トイレ等の設置状況を把握、収集・運搬体制を計画 収集拠点の確保・周知 - 避難所から都下水道局の水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）、東京二十三区清掃一部事務組合のし尿処理施設等や民間の汚泥処理施設までの搬入道路の被災状況の情報を収集 避難所等から排出される携帯用トイレ（排便収納袋）の収集・運搬用車両（平ボディ車両等）の確保、清掃工場での焼却処理に向けた調整、清掃工場での焼却処理が困難な場合、都を通じた被災地以外の自治体への応援要請や民間焼却処理施設への要請 し尿収集・運搬の開始 - し尿収集車両の収集・運搬経路の確定 - 収集現場や搬入先等の人員配置計画の策定 - 交通規制等の関係機関との調整 - し尿収集車両（バキューム車等）確保、収集開始 都 区市町村の支援 - 被災状況の情報収集 広域連携 - 災害用トイレの確保 - し尿収集車両の確保 - し尿の受入れ		
12	497 ～ 498	（３）詳細な取組内容 ① 災害用トイレの活用とし尿の収集・運搬 ○ 都内ではし尿収集車両の保有台数が極めて少ないことから、区部では、し尿を下水道へ直接投入する方法を主として想定するなど、し尿収集車両による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。 ○ し尿の汲み取りを要する状況が生じた場合には、し尿の収集及び運搬に必要な車両・作業員・資機材等の供給を協力協定締結業者に要請する。 ○ 令和２年４月１日付で東京 23 区、東京二十三区清掃一部事務組合、関連事業者との間で、上記「災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定」を締結した。 ○ ２３区内のいずれか１箇所以上で震度６強の揺れを観測した場合は、この協定を優先し、局所的な災害については、各区が締結している協定を適用する。 ○ 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車両（バキューム車）により収集し、下水道局の水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール、東京二十三区清掃一部事務組合のし尿処理施設や民間事業者の汚泥処理施設等に搬入する。 ○ 避難所等から排出される携帯用トイレ（排便収納袋）を平ボディ車両等で収集・運搬し、焼却処理を行う東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場へ搬入する。清掃工場での焼却処理が困難な	405 ～ 406	（３）詳細な取組内容 ① 災害用トイレの活用とし尿の収集・運搬 ○ 都内ではし尿収集車両の保有台数が極めて少ないことから、区部では、し尿を下水道へ直接投入する方法を主として想定するなど、し尿収集車両による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。 ○ 仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。 ○ 区は、し尿収集車両の確保に努めるとともに、携帯用トイレ（排便収納袋）の収集・運搬が可能な車両（平ボディ車等）の確保にも努める。 ○ し尿の汲み取りを要する状況が生じた場合には、し尿の収集及び運搬に必要な車両・作業員・資機材等の供給を協力協定締結業者に要請する。 ○ 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車両により収集し、下水道局の水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール、東京二十三区清掃一部事務組合のし尿処理施設や民間事業者の汚泥処理施設等に搬入する。 ○ 避難所等から排出される携帯用トイレ（排便収納袋）を平ボディ車両等で収集・運搬し、焼却処理を行う東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場へ搬入する。清掃工場での焼却処理が困難な場合は、都を通じて被災地以外の自治体の清掃工場での焼却処理要請や民間事業者の焼却処理施

章	頁	修正前	頁	修正後
		場合は、都を通じて被災地以外の自治体の清掃工場での焼却処理要請や民間事業者の焼却処理施設への要請を行う。 ○ 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。 ○ 確保できるし尿収集車両のみでは対応できない場合に、区は、都を通じて被災地以外の自治体等に応援を要請する。 ○ 都は、区からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。		設への要請を行う。 ○ 確保できるし尿収集車両のみでは対応できない場合に、区は、都を通じて被災地以外の自治体等に応援を要請する。 ○ 都は、区からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。
12	499 ～ 500	<u>【し尿の収集処理体制】</u> <u>ア 発災～1週間程度までの対応</u> し尿の収集処理体制（発災～1週間程度までの対応） し尿の収集処理の流れ（実線）と事務処理の流れ（点線）を示す。 参考：品川清掃作業所 処理量：100kl/日 投入槽：620㎡×2槽 国、都、他府県、品川清掃作業所、民間処理業者、一部事務組合、各区、下水道（マンホール）水再生センター、紙おむつ等の可燃物、し尿（バキューム収集・運搬）※可能な場合、し尿を下水道へ直接投入（主たる処理）	—	削除
		<u>イ 発災～1週間程度以降の対応</u>		

章	頁	修正前	頁	修正後																						
		→ し尿の流れ → 事務処理の流れ 参 考：品川清掃作業所 処理量：1 0 0 kℓ／日 投入槽：6 2 0 m×2 槽 し尿 品川作業所の処理能力を 国 補助・支援（要請） 他府県 広域処理調整・バキューム車要請 都 投入マンホールの指定 下水道（マンホール） 水再生センター し尿 し尿を下水道へ直接投入 支援（要請） 特別区・清掃一組と共同（処理協定・契約調整・搬入調整） 民間処理業者 し尿 紙おむつ等の可燃物 東京二十三区清掃一部事務組合 品川清掃作業所 し尿（バキューム収集・運搬）※可能な場合 各区																								
12	501	7 ごみ処理 震災時におけるごみの収集・運搬にあたっては、人命や財産の保護、衛生上の措置を優先的に講じながら、個々の災害の状況を踏まえ、可能な限り迅速に対応することとする。 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>災対清掃部</td><td> ○ 所管区域内の被災状況を把握 ○ ごみの発生推定量の算出、収集・運搬体制や一時的な集積場所の確保など、ごみ処理計画の速やかな策定 </td></tr><tr><td>都環境局</td><td> ○ 広域的な支援要請を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整 ○ 区の要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の派遣 </td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td> ○ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議 </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対清掃部	○ 所管区域内の被災状況を把握 ○ ごみの発生推定量の算出、収集・運搬体制や一時的な集積場所の確保など、ごみ処理計画の速やかな策定	都環境局	○ 広域的な支援要請を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整 ○ 区の要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の派遣	都総務局		○ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議	407	7 ごみ処理 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>災対清掃部</td><td> ○ 所管区域内の被災状況を把握 ○ ごみの発生推定量の算出、収集・運搬体制や一時的な集積場所の確保など、ごみ処理の計画策定 </td></tr><tr><td>都環境局</td><td> ○ 広域的な支援要請等を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整 ○ 区の要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の派遣 </td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td> ○ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議 </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対清掃部	○ 所管区域内の被災状況を把握 ○ ごみの発生推定量の算出、収集・運搬体制や一時的な集積場所の確保など、ごみ処理の計画策定	都環境局	○ 広域的な支援要請等を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整 ○ 区の要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の派遣	都総務局		○ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議
機関名		対策内容																								
区	災対清掃部	○ 所管区域内の被災状況を把握 ○ ごみの発生推定量の算出、収集・運搬体制や一時的な集積場所の確保など、ごみ処理計画の速やかな策定																								
	都環境局	○ 広域的な支援要請を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整 ○ 区の要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の派遣																								
都総務局		○ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議																								
機関名		対策内容																								
区	災対清掃部	○ 所管区域内の被災状況を把握 ○ ごみの発生推定量の算出、収集・運搬体制や一時的な集積場所の確保など、ごみ処理の計画策定																								
	都環境局	○ 広域的な支援要請等を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整 ○ 区の要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の派遣																								
都総務局		○ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議																								
12	501～502	（2）詳細な取組内容 【実施主体】区災対清掃部、東京二十三区清掃一部事務組合 ② 収集作業等 震災後におけるごみの収集・運搬作業を開始するにあたっては、清掃工場等への搬入について東京二十三区清掃一部事務組合との調整を行う。	407	（2）詳細な取組内容 【実施主体】区災対清掃部 ② 収集作業等 震災後におけるごみの収集・運搬作業を開始するにあたっては、清掃工場等への搬入について東京二十三区清掃一部事務組合との調整を行う。なお、清掃工場等への搬入が困難な場合																						

章	頁	修正前	頁	修正後																											
		区民等に対しては、震災時のごみは収集可能な場所に設けられた臨時集積所に排出するよう指導する。なお、清掃工場等への搬入が困難な場合は、幹線道路に面した公有地等のオープンスペースを一時的な集積場所として活用し、収集・運搬の迅速化を図る。 〔ごみの収集・運搬体制〕 <pre>graph TD subgraph TempSites [] A[区(災害対策本部)] B[区(災対清掃部)事業課 清掃事務所] C[臨時ごみ集積所等 避難所ごみ集積所] D[一時的な集積場所] end subgraph City [] E[都(災害対策本部)] F[都環境局 東京都廃棄物埋立処分場] end G[他自治体等] H[東京二十三区 清掃一部事務組合 清掃工場 不燃・粗大処理施設等] B -- 応援要請 --> A A -- 応援要請 --> E E -- 応援要請 --> G G -- 応援 --> F F -- 応援 --> H C -- 収集・運搬 --> H D -- 収集・運搬 --> C D -- 運搬 --> H H -- 焼却灰等運搬 --> F</pre>		は、幹線道路に面した公有地等のオープンスペースを一時的な集積場所として活用し、収集・運搬の迅速化を図る。																											
12	503	8 災害廃棄物（震災がれき等）の処理 （１）対策内容と役割分担 災害により発生した災害廃棄物（震災がれき等）は一般廃棄物となるため、区が一義的に処理責任を負うこととなる。平成 27 年 3 月に 23 区で策定した「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」や区 の災害廃棄物処理計画に沿って、区の被災状況等や委託要請を踏まえ、他区や東京二十三区清掃一部事務組合との連携や民間事業者からの協力等を得て、区の処理体制を構築するとともに、都への仮置場等の候補地の提供依頼や被災地以外の自治体等への応援要請、最終処分場等の確保なども踏まえ、再利用、適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>災対清掃部</td><td>○ 23 区策定の「処理対策ガイドライン」や区災害廃棄物処理計画等 に沿って対応 ○ 被災状況を都に報告し、必要に応じて被災地以外の自治体等への 応援を要請 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物（震災がれき等）の 発生推定量を算出、集積場所や最終処分場を決定し、「災害廃棄物処 理実行計画」を策定</td></tr><tr><td>災対土木部</td><td>○ 区災害廃棄物処理計画等に沿って対応</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対清掃部	○ 23 区策定の「処理対策ガイドライン」や区災害廃棄物処理計画等 に沿って対応 ○ 被災状況を都に報告し、必要に応じて被災地以外の自治体等への 応援を要請 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物（ 震災がれき等 ）の 発生推定量を算出、 集積場所 や 最終処分場 を決定し、「災害廃棄物処 理実行計画」を策定	災対土木部	○ 区災害廃棄物処理計画等に沿って対応	407 ～ 408	8 災害廃棄物（災害がれき等）の処理 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>災対清掃部</td><td>○ 23 区策定の「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」や区災害 廃棄物処理計画等に沿って対応 ○ 被災状況を都に報告し、必要に応じて被災地以外の自治体等への 応援を要請 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、 仮置場や処理フローを決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定</td></tr><tr><td>災対土木部</td><td>○ 区災害廃棄物処理計画等に沿って対応</td></tr><tr><td>災対都市整備部</td><td>○ 区災害廃棄物処理計画等に沿って対応</td></tr><tr><td colspan="2">都環境局</td><td>○ 広域的な支援要請等を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整 ○ 区の要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の派遣</td></tr><tr><td colspan="2">都建設局</td><td>○ 緊急道路障害物除去路線上の障害物や災害廃棄物の道路障害物除去作業を実 施</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 都本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携 し、災害廃棄物処理対策に関して協議</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対清掃部	○ 23 区策定の「 特別区災害廃棄物 処理対策ガイドライン」や区災害 廃棄物処理計画等に沿って対応 ○ 被災状況を都に報告し、必要に応じて被災地以外の自治体等への 応援を要請 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、 仮置場 や 処理フロー を決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定	災対土木部	○ 区災害廃棄物処理計画等に沿って対応	災対都市整備部	○ 区災害廃棄物処理計画等に沿って対応	都環境局		○ 広域的な支援要請等を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整 ○ 区の要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の派遣	都建設局		○ 緊急道路障害物除去路線上の障害物や 災害廃棄物 の道路障害物除去作業を実 施	都総務局		○ 都本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携 し、 災害廃棄物 処理対策に関して協議
機関名		対策内容																													
区	災対清掃部	○ 23 区策定の「処理対策ガイドライン」や区災害廃棄物処理計画等 に沿って対応 ○ 被災状況を都に報告し、必要に応じて被災地以外の自治体等への 応援を要請 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物（ 震災がれき等 ）の 発生推定量を算出、 集積場所 や 最終処分場 を決定し、「災害廃棄物処 理実行計画」を策定																													
	災対土木部	○ 区災害廃棄物処理計画等に沿って対応																													
機関名		対策内容																													
区	災対清掃部	○ 23 区策定の「 特別区災害廃棄物 処理対策ガイドライン」や区災害 廃棄物処理計画等に沿って対応 ○ 被災状況を都に報告し、必要に応じて被災地以外の自治体等への 応援を要請 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、 仮置場 や 処理フロー を決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定																													
	災対土木部	○ 区災害廃棄物処理計画等に沿って対応																													
	災対都市整備部	○ 区災害廃棄物処理計画等に沿って対応																													
都環境局		○ 広域的な支援要請等を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整 ○ 区の要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の派遣																													
都建設局		○ 緊急道路障害物除去路線上の障害物や 災害廃棄物 の道路障害物除去作業を実 施																													
都総務局		○ 都本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携 し、 災害廃棄物 処理対策に関して協議																													

章		頁		修正前		修正後																																																																																																																																																																																																																								
				<table><tr><td></td><td>災対都市整備部</td><td>○ 区災害廃棄物処理計画等に沿って対応</td></tr><tr><td>都建設局</td><td></td><td>○ 緊急道路障害物除去路線上の障害物やがれきの道路障害物除去作業を実施、 関係各局に報告</td></tr><tr><td>都総務局</td><td></td><td>○ 都本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携し、がれき処理対策に関して協議</td></tr></table>		災対都市整備部	○ 区災害廃棄物処理計画等に沿って対応	都建設局		○ 緊急道路障害物除去路線上の障害物やがれきの道路障害物除去作業を実施、 関係各局に報告	都総務局		○ 都本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携し、がれき処理対策に関して協議																																																																																																																																																																																																																	
	災対都市整備部	○ 区災害廃棄物処理計画等に沿って対応																																																																																																																																																																																																																												
都建設局		○ 緊急道路障害物除去路線上の障害物やがれきの道路障害物除去作業を実施、 関係各局に報告																																																																																																																																																																																																																												
都総務局		○ 都本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携し、がれき処理対策に関して協議																																																																																																																																																																																																																												
12	504 ～ 507	(2) 詳細な取組内容		【実施主体】区災対清掃部、区災対土木部、区災対都市整備部、東京二十三区清掃一部事務組合、都第二建設事務所		408																																																																																																																																																																																																																								
		① 災害廃棄物（震災がれき等）処理計画		ア 災害廃棄物（震災がれき等）処理の基本的な流れ																																																																																																																																																																																																																										
		<pre>graph TD A[緊急道路障害物除去による「がれき」] --> B[一次仮置場] A --> C[一部破砕] D[各家庭等から排出される災害廃棄物、倒壊建物の解体・撤去による災害廃棄物] --> E[地区集積所] E --> B E --> F[二次仮置場] E --> G[一部破砕] B --> H[運搬・分別] C --> H F --> H G --> H H --> I[廃木材] H --> J[コンクリートがら] H --> K[金属くず] H --> L[その他] I --> M[民間施設等の活用] I --> N[ストックヤード] J --> M J --> N K --> O[金属類の再利用] L --> P[最終処分場] M --> Q[廃木材・コンクリートがら破砕処理施設] N --> R[コンクリートがらの再利用] Q --> R R --> S[路盤材・裏込材・埋め戻し材等] Q --> T[廃木材の再利用] T --> U[チップ化等] Q --> V[清掃工場] V --> W[民間事業者処理施設、他自治体処理施設（広域処理）] V --> P</pre>																																																																																																																																																																																																																												
		<table><tr><th rowspan="2">No.</th><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">平時 (処理計画事項)</th><th colspan="6">時間軸</th></tr><tr><th>発災時</th><th>3日目</th><th>2週目</th><th>1か月目</th><th>3か月目</th><th>6か月目</th><th>2年目</th><th>3年目</th></tr><tr><td colspan="3">(計画・進捗管理)</td><td colspan="6">処理計画に基づく行動</td><td colspan="2">推進計画・実行計画に基づく行動</td></tr><tr><td>1</td><td>組織体制の構築</td><td>庁内体制 自治体共同支援組織</td><td colspan="6">指揮命令系統・体制の構築</td><td colspan="2">連携体制の構築</td></tr><tr><td>2</td><td>災害廃棄物の要処理量の算定</td><td>算定方法の決定</td><td colspan="6">要処理量の暫定推定</td><td colspan="2">要処理量の推計(随時)</td></tr><tr><td>3</td><td>推進計画・実行計画</td><td>基本方針の策定 推進計画・実行計画の策定</td><td colspan="6">処理計画に基づき策定</td><td colspan="2">見直し</td></tr><tr><td>4</td><td>国庫補助金事務</td><td>報告書の策定・審査</td><td colspan="6">状況報告(随時)</td><td colspan="2">報告書提出</td></tr><tr><td>5</td><td>処理実績(解体実績を含む)</td><td>公表・報告 施工監理委託</td><td colspan="6">設計</td><td colspan="2">発注</td></tr><tr><td>6</td><td>受援体制</td><td>体制構築 支援の受入</td><td colspan="6">受援体制の構築</td><td colspan="2">支援の受入れ</td></tr><tr><td colspan="3">(災害廃棄物処理)</td><td colspan="6">処理計画に基づく行動</td><td colspan="2">推進計画・実行計画に基づく行動</td></tr><tr><td>1</td><td>道路啓蒙</td><td>道路啓蒙</td><td colspan="6">障害物の除去</td><td colspan="2">道路啓蒙に伴うがれきの一次仮置場への運搬</td></tr><tr><td>2</td><td>人命救助活動・行方不明者捜索</td><td>救命捜索活動</td><td colspan="6">救助活動</td><td colspan="2">支障物の除去支援(一次仮置場への運搬支援)</td></tr><tr><td>3</td><td>被災現場に散乱しがれきの収集運搬</td><td>収集運搬</td><td colspan="6">被災現場への巡回</td><td colspan="2">仮置場への運搬</td></tr><tr><td>4</td><td>被災者による集積・持込み</td><td>住民周知 ステーション回収 一次仮置場での受入</td><td colspan="6">住民への周知</td><td colspan="2">ステーション回収</td></tr><tr><td>5</td><td>被災建物の解体撤去、解体廃棄物の運搬</td><td>申請受付 設計・立会確認 施工・搬出・搬入</td><td colspan="6">家屋解体申請受付</td><td colspan="2">設計・被災者立会確認</td></tr><tr><td>6</td><td>一次仮置場の整備・運営</td><td>整備・運営 監視・モニタリング</td><td colspan="6">整備・管理運営</td><td colspan="2">監視・モニタリング</td></tr><tr><td>7</td><td>二次仮置場の整備・運営</td><td>用地確保 整備・運営 監視・モニタリング</td><td colspan="6">用地交渉</td><td colspan="2">場所決定</td></tr><tr><td>8</td><td>区内処理</td><td>処理方法</td><td colspan="6">可能性把握</td><td colspan="2">試験処理</td></tr><tr><td>9</td><td>区外処理(広域処理)</td><td>都への事務委託</td><td colspan="6">必要性的検討</td><td colspan="2">方針決定</td></tr><tr><td>10</td><td>し尿処理</td><td></td><td colspan="6">収集運搬・処理</td><td colspan="2"></td></tr></table>						No.	項目	平時 (処理計画事項)	時間軸						発災時	3日目	2週目	1か月目	3か月目	6か月目	2年目	3年目	(計画・進捗管理)			処理計画に基づく行動						推進計画・実行計画に基づく行動		1	組織体制の構築	庁内体制 自治体共同支援組織	指揮命令系統・体制の構築						連携体制の構築		2	災害廃棄物の要処理量の算定	算定方法の決定	要処理量の暫定推定						要処理量の推計(随時)		3	推進計画・実行計画	基本方針の策定 推進計画・実行計画の策定	処理計画に基づき策定						見直し		4	国庫補助金事務	報告書の策定・審査	状況報告(随時)						報告書提出		5	処理実績(解体実績を含む)	公表・報告 施工監理委託	設計						発注		6	受援体制	体制構築 支援の受入	受援体制の構築						支援の受入れ		(災害廃棄物処理)			処理計画に基づく行動						推進計画・実行計画に基づく行動		1	道路啓蒙	道路啓蒙	障害物の除去						道路啓蒙に伴うがれきの一次仮置場への運搬		2	人命救助活動・行方不明者捜索	救命捜索活動	救助活動						支障物の除去支援(一次仮置場への運搬支援)		3	被災現場に散乱しがれきの収集運搬	収集運搬	被災現場への巡回						仮置場への運搬		4	被災者による集積・持込み	住民周知 ステーション回収 一次仮置場での受入	住民への周知						ステーション回収		5	被災建物の解体撤去、解体廃棄物の運搬	申請受付 設計・立会確認 施工・搬出・搬入	家屋解体申請受付						設計・被災者立会確認		6	一次仮置場の整備・運営	整備・運営 監視・モニタリング	整備・管理運営						監視・モニタリング		7	二次仮置場の整備・運営	用地確保 整備・運営 監視・モニタリング	用地交渉						場所決定		8	区内処理	処理方法	可能性把握						試験処理		9	区外処理(広域処理)	都への事務委託	必要性的検討						方針決定		10	し尿処理		収集運搬・処理							
No.	項目	平時 (処理計画事項)	時間軸																																																																																																																																																																																																																											
			発災時	3日目	2週目	1か月目	3か月目	6か月目	2年目	3年目																																																																																																																																																																																																																				
(計画・進捗管理)			処理計画に基づく行動						推進計画・実行計画に基づく行動																																																																																																																																																																																																																					
1	組織体制の構築	庁内体制 自治体共同支援組織	指揮命令系統・体制の構築						連携体制の構築																																																																																																																																																																																																																					
2	災害廃棄物の要処理量の算定	算定方法の決定	要処理量の暫定推定						要処理量の推計(随時)																																																																																																																																																																																																																					
3	推進計画・実行計画	基本方針の策定 推進計画・実行計画の策定	処理計画に基づき策定						見直し																																																																																																																																																																																																																					
4	国庫補助金事務	報告書の策定・審査	状況報告(随時)						報告書提出																																																																																																																																																																																																																					
5	処理実績(解体実績を含む)	公表・報告 施工監理委託	設計						発注																																																																																																																																																																																																																					
6	受援体制	体制構築 支援の受入	受援体制の構築						支援の受入れ																																																																																																																																																																																																																					
(災害廃棄物処理)			処理計画に基づく行動						推進計画・実行計画に基づく行動																																																																																																																																																																																																																					
1	道路啓蒙	道路啓蒙	障害物の除去						道路啓蒙に伴うがれきの一次仮置場への運搬																																																																																																																																																																																																																					
2	人命救助活動・行方不明者捜索	救命捜索活動	救助活動						支障物の除去支援(一次仮置場への運搬支援)																																																																																																																																																																																																																					
3	被災現場に散乱しがれきの収集運搬	収集運搬	被災現場への巡回						仮置場への運搬																																																																																																																																																																																																																					
4	被災者による集積・持込み	住民周知 ステーション回収 一次仮置場での受入	住民への周知						ステーション回収																																																																																																																																																																																																																					
5	被災建物の解体撤去、解体廃棄物の運搬	申請受付 設計・立会確認 施工・搬出・搬入	家屋解体申請受付						設計・被災者立会確認																																																																																																																																																																																																																					
6	一次仮置場の整備・運営	整備・運営 監視・モニタリング	整備・管理運営						監視・モニタリング																																																																																																																																																																																																																					
7	二次仮置場の整備・運営	用地確保 整備・運営 監視・モニタリング	用地交渉						場所決定																																																																																																																																																																																																																					
8	区内処理	処理方法	可能性把握						試験処理																																																																																																																																																																																																																					
9	区外処理(広域処理)	都への事務委託	必要性的検討						方針決定																																																																																																																																																																																																																					
10	し尿処理		収集運搬・処理																																																																																																																																																																																																																											
		(災害廃棄物処理の基本的流れは、東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）別冊①資料第2-13-3「災害廃棄物処理の基本的流れ」P361を参照）																																																																																																																																																																																																																												
		(3) 詳細な取組内容																																																																																																																																																																																																																												
		【実施主体】区災対清掃部、区災対土木部、区災対都市整備部、東京二十三区清掃一部事務組合、都第二建設事務所																																																																																																																																																																																																																												

[（災害廃棄物処理の基本的流れは、東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）別冊①資料第2-13-3「災害廃棄物処理の基本的流れ」P361を参照）](#)

（３）詳細な取組内容

【実施主体】区災対清掃部、区災対土木部、区災対都市整備部、東京二十三区清掃一部事務組合、都第二建設事務所

章	頁	修正前	頁	修正後
		【参考】23 区での災害廃棄物（震災がれき等）処理の流れ がれき等の流れ 事務処理の流れ 民間事業者処理施設（焼却） 支援（要請） 資源 契約調整 民間事業者処理施設（破砕処理） 可燃物（産廃は除く） 資源化がれき 調整 共同設置 がれき 焼却 中防処理施設 一部事務組合 東京二十三区清掃 仮設処理施設（※） 可燃 不燃 最終処分 再利用・資源化 がれき 調整（用地等） 広域処理調整・重機等要請 他府県 補助・支援（要請） 国 ※ 仮設処理施設整備に関し、中間処理直前の「震災がれき」を置く三次集積所を併設する。 〔災害廃棄物（震災がれき等）処理のタイムスケジュール〕		

章	頁	修正前	頁	修正後												
		<table><tr><th>段 階</th><th>都</th><th>区市町村</th></tr><tr><td>第1段階 発災直後 ～ 2週間程度 (フローチャートのとおり)</td><td><pre>graph TD; A[緊急道路障害物等による震災がれきの処理] --> B[「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置]; B --> C[災害廃棄物（震災がれき等）の発生量予測]; C --> D[廃棄物処理施設等の被災状況調査]; D --> E[区市町村との連絡調整]; E --> F[広域連絡及び応急要請]; F --> G[仮置場等候補地の把握]; G --> H[最終処分場に関する調整]; H --> I[有害物質に関する対策]; I --> J[国庫補助に関する国との調整等]; J --> K[東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）策定]; K --> L[災害時広報];</pre></td><td> 「がれき処理対策班」の設置 - 緊急道路障害物除去等による震災がれきの除去 - 被害状況の把握 - 域内発生量の予測 - 必要な組織の設置 - 区市町村災害廃棄物処理実行計画の作成 - 他区、東京二十三区清掃一部事務組合との連携、民間事業者等の協力 </td></tr><tr><td>第2段階 第1段階終了後 2週間程度</td><td><pre>graph TD; A[家屋情報提供に関する区との調整] --> B[公共施設の解体に伴う仮置場等の確保]; B --> C[集積場所の確保に関する支援];</pre></td><td> - 解体等の受付開始に伴う準備（解体業者等との契約、がれき仮置場の確保、受付窓口の決定等） </td></tr><tr><td>第3段階 発災1か月後以降</td><td><pre>graph TD; A[広域的な再利用の実施等に係る連絡調整];</pre></td><td> - 災害廃棄物処理実行計画の策定 - 解体・撤去作業及び震災がれきの処理 </td></tr></table>	段 階	都	区市町村	第1段階 発災直後 ～ 2週間程度 (フローチャートのとおり)	<pre>graph TD; A[緊急道路障害物等による震災がれきの処理] --> B[「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置]; B --> C[災害廃棄物（震災がれき等）の発生量予測]; C --> D[廃棄物処理施設等の被災状況調査]; D --> E[区市町村との連絡調整]; E --> F[広域連絡及び応急要請]; F --> G[仮置場等候補地の把握]; G --> H[最終処分場に関する調整]; H --> I[有害物質に関する対策]; I --> J[国庫補助に関する国との調整等]; J --> K[東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）策定]; K --> L[災害時広報];</pre>	「がれき処理対策班」の設置 - 緊急道路障害物除去等による震災がれきの除去 - 被害状況の把握 - 域内発生量の予測 - 必要な組織の設置 - 区市町村災害廃棄物処理実行計画の作成 - 他区、東京二十三区清掃一部事務組合との連携、民間事業者等の協力	第2段階 第1段階終了後 2週間程度	<pre>graph TD; A[家屋情報提供に関する区との調整] --> B[公共施設の解体に伴う仮置場等の確保]; B --> C[集積場所の確保に関する支援];</pre>	解体等の受付開始に伴う準備（解体業者等との契約、がれき仮置場の確保、受付窓口の決定等）	第3段階 発災1か月後以降	<pre>graph TD; A[広域的な再利用の実施等に係る連絡調整];</pre>	- 災害廃棄物処理実行計画の策定 - 解体・撤去作業及び震災がれきの処理		
段 階	都	区市町村														
第1段階 発災直後 ～ 2週間程度 (フローチャートのとおり)	<pre>graph TD; A[緊急道路障害物等による震災がれきの処理] --> B[「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置]; B --> C[災害廃棄物（震災がれき等）の発生量予測]; C --> D[廃棄物処理施設等の被災状況調査]; D --> E[区市町村との連絡調整]; E --> F[広域連絡及び応急要請]; F --> G[仮置場等候補地の把握]; G --> H[最終処分場に関する調整]; H --> I[有害物質に関する対策]; I --> J[国庫補助に関する国との調整等]; J --> K[東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）策定]; K --> L[災害時広報];</pre>	「がれき処理対策班」の設置 - 緊急道路障害物除去等による震災がれきの除去 - 被害状況の把握 - 域内発生量の予測 - 必要な組織の設置 - 区市町村災害廃棄物処理実行計画の作成 - 他区、東京二十三区清掃一部事務組合との連携、民間事業者等の協力														
第2段階 第1段階終了後 2週間程度	<pre>graph TD; A[家屋情報提供に関する区との調整] --> B[公共施設の解体に伴う仮置場等の確保]; B --> C[集積場所の確保に関する支援];</pre>	解体等の受付開始に伴う準備（解体業者等との契約、がれき仮置場の確保、受付窓口の決定等）														
第3段階 発災1か月後以降	<pre>graph TD; A[広域的な再利用の実施等に係る連絡調整];</pre>	- 災害廃棄物処理実行計画の策定 - 解体・撤去作業及び震災がれきの処理														

〔発災直後から2週間までの作業行程〕

章	頁	修正前	頁	修正後													
		都 区 地震発生 緊急輸送道路障害物除去 臨時組織 東京都災害廃棄物対策本部（仮称）設置 がれき処理 対策班設置 国庫補助対象 の調整 被害状況把握 東京都災害廃 棄物処理推進 計画（仮称） 策定 （区） 家屋情報等 提供の調整 解体受付準備 公費による 対象範囲を 通知 調整・提供 通知 支援 災害廃棄物（震災がれき等）処理開始 <tr><td>12</td><td>507</td><td> <u>イ</u> 処理の基本方針 震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行い、埋立処分量の削減を図る。<u>。</u> <u>災害廃棄物（震災がれき等）の処理にあたっては、アスベストなど有害物質、危険物質の分別や処理処分も含め、各区・東京二十三区清掃一部事務組合の連携が不可欠であることから、23 区一体で検討を進めている。平成 27 年 3 月に「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を策定し、令和 2 年 4 月 1 日付で 23 区、東京二十三区清掃一部事務組合、関係団体の間で「災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定」を締結した。</u> </td><td>408 ～ 409</td><td> <u>ア</u> 災害廃棄物処理の基本方針 震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行い、埋立処分量の削減を図る<u>とともに、</u>アスベストなど有害物質、危険物質の分別や処理処分<u>等の環境対策を行う。</u> </td></tr> <tr><td>12</td><td>508</td><td> <u>ウ</u> がれき処理対策班の設置 発災後、区は「<u>震災がれき</u>」の処理を行う臨時組織である「がれき処理対策班」を設置する。「がれき処理対策班」は、区の被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び発生量の推計を都に報告するとともに、区の処理の基本方針を明らかにした<u>災害廃棄物処理基本</u>計画を策定し、他区や東京二十三区清掃一部事務組合との連携、民間事業者等の協力、都や国の支援などを受けながら処理する。 </td><td>409</td><td> <u>イ</u> がれき処理対策班の設置 発災後、区は<u>災害廃棄物</u>の処理を行う臨時組織である「がれき処理対策班」を設置する。「がれき処理対策班」は、区の被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び発生量の推計を都に報告するとともに、区の処理の基本方針を明らかにした<u>がれき処理の実施</u>計画を策定し、他区や東京二十三区清掃一部事務組合との連携、民間事業者等の協力、都や国の支援などを受けながら処理する。 </td></tr> <tr><td>12</td><td>508</td><td> <u>エ</u> 緊急道路啓開作業に伴う「<u>震災がれき等</u>」の搬入 </td><td>409</td><td> <u>ウ</u> 緊急道路啓開作業に伴う<u>災害廃棄物</u>の搬入 </td></tr>	12	507	<u>イ</u> 処理の基本方針 震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行い、埋立処分量の削減を図る。<u>。</u> <u>災害廃棄物（震災がれき等）の処理にあたっては、アスベストなど有害物質、危険物質の分別や処理処分も含め、各区・東京二十三区清掃一部事務組合の連携が不可欠であることから、23 区一体で検討を進めている。平成 27 年 3 月に「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を策定し、令和 2 年 4 月 1 日付で 23 区、東京二十三区清掃一部事務組合、関係団体の間で「災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定」を締結した。</u>	408 ～ 409	<u>ア</u> 災害廃棄物処理の基本方針 震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行い、埋立処分量の削減を図る<u>とともに、</u>アスベストなど有害物質、危険物質の分別や処理処分<u>等の環境対策を行う。</u>	12	508	<u>ウ</u> がれき処理対策班の設置 発災後、区は「<u>震災がれき</u>」の処理を行う臨時組織である「がれき処理対策班」を設置する。「がれき処理対策班」は、区の被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び発生量の推計を都に報告するとともに、区の処理の基本方針を明らかにした<u>災害廃棄物処理基本</u>計画を策定し、他区や東京二十三区清掃一部事務組合との連携、民間事業者等の協力、都や国の支援などを受けながら処理する。	409	<u>イ</u> がれき処理対策班の設置 発災後、区は<u>災害廃棄物</u>の処理を行う臨時組織である「がれき処理対策班」を設置する。「がれき処理対策班」は、区の被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び発生量の推計を都に報告するとともに、区の処理の基本方針を明らかにした<u>がれき処理の実施</u>計画を策定し、他区や東京二十三区清掃一部事務組合との連携、民間事業者等の協力、都や国の支援などを受けながら処理する。	12	508	<u>エ</u> 緊急道路啓開作業に伴う「<u>震災がれき等</u>」の搬入	409	<u>ウ</u> 緊急道路啓開作業に伴う<u>災害廃棄物</u>の搬入
12	507	<u>イ</u> 処理の基本方針 震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行い、埋立処分量の削減を図る。<u>。</u> <u>災害廃棄物（震災がれき等）の処理にあたっては、アスベストなど有害物質、危険物質の分別や処理処分も含め、各区・東京二十三区清掃一部事務組合の連携が不可欠であることから、23 区一体で検討を進めている。平成 27 年 3 月に「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を策定し、令和 2 年 4 月 1 日付で 23 区、東京二十三区清掃一部事務組合、関係団体の間で「災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定」を締結した。</u>	408 ～ 409	<u>ア</u> 災害廃棄物処理の基本方針 震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行い、埋立処分量の削減を図る<u>とともに、</u>アスベストなど有害物質、危険物質の分別や処理処分<u>等の環境対策を行う。</u>													
12	508	<u>ウ</u> がれき処理対策班の設置 発災後、区は「<u>震災がれき</u>」の処理を行う臨時組織である「がれき処理対策班」を設置する。「がれき処理対策班」は、区の被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び発生量の推計を都に報告するとともに、区の処理の基本方針を明らかにした<u>災害廃棄物処理基本</u>計画を策定し、他区や東京二十三区清掃一部事務組合との連携、民間事業者等の協力、都や国の支援などを受けながら処理する。	409	<u>イ</u> がれき処理対策班の設置 発災後、区は<u>災害廃棄物</u>の処理を行う臨時組織である「がれき処理対策班」を設置する。「がれき処理対策班」は、区の被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び発生量の推計を都に報告するとともに、区の処理の基本方針を明らかにした<u>がれき処理の実施</u>計画を策定し、他区や東京二十三区清掃一部事務組合との連携、民間事業者等の協力、都や国の支援などを受けながら処理する。													
12	508	<u>エ</u> 緊急道路啓開作業に伴う「<u>震災がれき等</u>」の搬入	409	<u>ウ</u> 緊急道路啓開作業に伴う<u>災害廃棄物</u>の搬入													

章	頁	修正前	頁	修正後
		発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する道路啓開作業により収集した「 がれき 」を「 震災がれき等 」仮置場等に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。		発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する道路啓開作業により収集した 災害廃棄物 を仮置場等に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。 道路啓開作業等に伴うがれきの仮置場は、区立公園等9箇所を設置する。また、容量を超えた場合には、都立公園2箇所（駒沢・蘆花）に設置する。
12	508	オ 「震災がれき」の撤去及び倒壊建物の解体 「震災がれき」 撤去に関しては、がれき処理対策班において区民からの申請を受け付け、適正に処理する。 なお、倒壊建物の解体は原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅等について国が特例措置を講じた場合は、倒壊建物の解体等に関しても「 震災がれき 」撤去と同様に処理する。 また、撤去及び倒壊建物の解体にあたっては、「 東京都震災がれき処理マニュアル（平成25年8月、東京都） 」、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（ 改訂版 ）」（平成29年9月、環境省）等を参考にして、石綿の飛散防止に配慮する。	409	エ 災害廃棄物の撤去及び倒壊建物の解体 災害廃棄物 撤去に関しては、がれき処理対策班において区民からの申請を受け付け、適正に処理する。 なお、倒壊建物の解体は原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅等について国が特例措置を講じた場合は、倒壊建物の解体等に関しても 災害廃棄物 撤去と同様に処理する。 また、撤去及び倒壊建物の解体にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（令和5年4月、環境省）等を参考にして、石綿の ばく露及び 飛散 漏洩 防止に配慮する。
12	508	カ 「がれき仮置場」の設置 災害の規模や状況にもよるが、区内で発生する 震災がれき の推計量が膨大な量であり、 仮置場等 の設置場所については、ある程度まとまった空間スペースを有する区立公園等を候補地とし、周辺の状況（道路幅員等）を踏まえて設置していくこととする。なお、 仮置場等 で分別等の処理を行った がれき は、できる限りリサイクル処理を行い、埋立処分場等へ負担を極力軽減するよう努める。	409 ～ 410	オ 仮置場の設置 災害の規模や状況にもよるが、区内で発生する 災害廃棄物 の推計量が膨大な量であり、 仮置場 の設置場所については、ある程度まとまった空間スペースを有する区立公園等を候補地とし、周辺の状況（道路幅員等）を踏まえて設置していくこととする。なお、 仮置場 で分別等の処理を行った 災害廃棄物 は、できる限りリサイクル処理を行い、埋立処分場等へ負担を極力軽減するよう努める。
12	509	キ 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置 〔がれき処理部会の構成等〕 ○ 構成局 都環境局・都総務局・都財務局・都主税局・都都市整備局・都建設局・都港湾局	410	カ 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置 削除
12	509	ク 「特別区災害廃棄物処理対策本部」の設置 令和2年4月1日付で、23区と清掃一組との間で「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」を締結した。災害廃棄物の共同処理を円滑に実施するため、「特別区災害廃棄物対策本部」を設置して以下の役割を担う。	410	主 「（仮称）特別区災害廃棄物処理対策本部」の設置 令和2年4月1日付で、23区と清掃一組との間で「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」を締結した。災害廃棄物の共同処理を円滑に実施するため、「 （仮称） 特別区災害廃棄物対策本部」を設置して以下の役割を担う。
12	509	② 土石、竹木等の除去 災害救助法施行令第8条にいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」については、災害救助法に基づき、次に該当する住家を早急に調査の上実施する。 ア 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。 イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。 ウ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない）。 エ 半壊したものであること（全壊の住家は対象とならない）。 オ 原則として災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。	－	削除

章	頁	修正前	頁	修正後																																			
12	511	10 激甚災害の指定 (3) 詳細な取組内容 ① 激甚災害指定の手続 ○ 区長は、災害が発生した場合は、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。(「災害対策基本法第 53 条」) ○ 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。 ○ 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。	411 ～ 412	10 激甚災害の指定 (3) 詳細な取組内容 ① 激甚災害指定の手続 ○ 激甚災害の指定は、昭和 37 年 12 月 7 日に中央防災会議が決定した指定基準があり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。 ○ 局地激甚災害の指定は、市町村段階の被害の規模で捉え、その指定基準は、昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議で定めている。 ○ 区長は、災害が発生した場合は、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。(「災害対策基本法第 53 条」) ○ 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。 ○ 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。																																			
12	－	新設	414 ～ 415	12 子どもの遊び場及び居場所の確保 (1) 児童館の早期再開 ① 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対保健福祉部</td><td>○ あらかじめ定められた早期再開に関する計画に基づき適切に行動</td></tr><tr><td></td><td>○ 児童館を再開する場所の選定・確保</td></tr></table> ② 詳細な取組内容 【実施主体】区災対保健福祉部 ○ 各児童館の被災状況、施設使用可否等の情報収集及び区災対保健福祉部内での周知を行う。 ○ 各担当への連絡調整、その他全般の調整を行う。 ○ 総務・情報連絡班との連絡調整を行う。 ○ 児童館再開の準備と決定を行う。	機関名		対策内容	区	◎災対保健福祉部	○ あらかじめ定められた早期再開に関する計画に基づき適切に行動		○ 児童館を再開する場所の選定・確保																											
機関名		対策内容																																					
区	◎災対保健福祉部	○ あらかじめ定められた早期再開に関する計画に基づき適切に行動																																					
		○ 児童館を再開する場所の選定・確保																																					
12	515	第3 復旧対策 1 罹災証明書の交付 (1) 対策内容と役割分担 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>災対区民支援部</td><td>○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付を支援</td></tr><tr><td></td><td>○ 必要に応じて住家被害の2次調査を実施</td></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td></td><td>○ 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 罹災証明書の交付調整</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 罹災証明書の交付</td></tr></table> 都総務局 ○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握	機関名		対策内容	区	災対区民支援部	○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付を支援		○ 必要に応じて住家被害の2次調査を実施	区		○ 被災者台帳 を 作成 し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理	災対地域本部	○ 罹災証明書の交付調整			○ 罹災証明書の交付	416	第3 復旧対策 1 罹災証明書の交付 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>災対区民支援部</td><td>○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付を支援</td></tr><tr><td></td><td>○ 必要に応じて住家被害の2次調査を実施</td></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td></td><td>○ 被災者台帳の作成・管理</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 罹災証明書の交付調整</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 罹災証明書の交付</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 火災被害の罹災証明書交付について東京消防庁と連携し、交付時期や交付場所等について調整</td></tr></table> 都総務局 ○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握	機関名		対策内容	区	災対区民支援部	○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付を支援		○ 必要に応じて住家被害の2次調査を実施	区		○ 被災者台帳の 作成・管理	災対地域本部	○ 罹災証明書の交付調整			○ 罹災証明書の交付			○ 火災被害の罹災証明書交付について東京消防庁と連携し、交付時期や交付場所等について調整
機関名		対策内容																																					
区	災対区民支援部	○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付を支援																																					
		○ 必要に応じて住家被害の2次調査を実施																																					
区		○ 被災者台帳 を 作成 し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理																																					
	災対地域本部	○ 罹災証明書の交付調整																																					
		○ 罹災証明書の交付																																					
機関名		対策内容																																					
区	災対区民支援部	○ 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付を支援																																					
		○ 必要に応じて住家被害の2次調査を実施																																					
区		○ 被災者台帳の 作成・管理																																					
	災対地域本部	○ 罹災証明書の交付調整																																					
		○ 罹災証明書の交付																																					
		○ 火災被害の罹災証明書交付について東京消防庁と連携し、交付時期や交付場所等について調整																																					

章	頁	修正前	頁	修正後				
		<table><tr><td>東京消防庁</td><td>○ <u>消防署</u>と区市町村が連携し、<u>発行</u>時期や<u>発行</u>場所等について調整を図り、火災<u>の</u>罹災証明書の交付の支援を実施</td></tr></table>	東京消防庁	○ <u>消防署</u> と区市町村が連携し、 <u>発行</u> 時期や <u>発行</u> 場所等について調整を図り、火災 <u>の</u> 罹災証明書の交付の支援を実施		<table><tr><td>東京消防庁</td><td>○ 区市町村が連携し、<u>交付</u>時期や<u>交付</u>場所等について調整を図り、火災<u>被害に係る</u>罹災証明書の交付の支援を実施</td></tr></table>	東京消防庁	○ 区市町村が連携し、 <u>交付</u> 時期や <u>交付</u> 場所等について調整を図り、火災 <u>被害に係る</u> 罹災証明書の交付の支援を実施
東京消防庁	○ <u>消防署</u> と区市町村が連携し、 <u>発行</u> 時期や <u>発行</u> 場所等について調整を図り、火災 <u>の</u> 罹災証明書の交付の支援を実施							
東京消防庁	○ 区市町村が連携し、 <u>交付</u> 時期や <u>交付</u> 場所等について調整を図り、火災 <u>被害に係る</u> 罹災証明書の交付の支援を実施							
12	515	（２）詳細な取組内容 <table><tr><td>【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部、都総務局、東京消防庁</td></tr></table> ○ 都総務局は、罹災証明書交付窓口の開設時期等に関する区市町村間の調整を<u>行なう</u>。また、住家被害認定調査や罹災証明書の交付が進捗する中で課題が発生した場合についても調整を<u>行なう</u>。 ○ 都総務局は、都の復興計画の策定に向けて、住家被害状況の全体像を区市町村から把握する。また被災者に対する支援状況についても全体把握し、都における支援策の検討に活用する。 ○ 東京消防庁は、火災による被害状況調査及び罹災証明書の<u>発行</u>について、区市町村と連携を<u>図る</u>。	【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部、都総務局、東京消防庁	416	（２）詳細な取組内容 <table><tr><td>【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部、都総務局、東京消防庁</td></tr></table> ○ 都総務局は、罹災証明書交付窓口の開設時期等に関する区市町村間の調整を<u>行う</u>。また、住家被害認定調査や罹災証明書の交付が進捗する中で課題が発生した場合についても調整を<u>行う</u>。 ○ 都総務局は、都の復興計画の策定に向けて、住家被害状況の全体像を区市町村から把握する。また被災者に対する支援状況についても全体把握し、都における支援策の検討に活用する。 ○ 東京消防庁は、火災による被害状況調査及び罹災証明書の<u>交付</u>について、区市町村と連携を<u>図り、必要に応じて交付手続きの支援を行う</u>。	【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部、都総務局、東京消防庁		
【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部、都総務局、東京消防庁								
【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部、都総務局、東京消防庁								
12	516	○ 区は、罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、<u>被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する</u>。	416	○ 区は、罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、<u>管理する</u>。				
12	516	２ 被災住宅の応急修理 （１）対策内容と役割分担 <u>首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。</u> <u>このため、都は、応急修理の必要規模について迅速に調査の上、区に募集・受付・審査等について委任するとともに、応急修理方針等を策定し、区、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。原則として、区は、応急修理の募集・受付・審査等の事務を行う。</u>	417	２ 被災住宅の応急修理 （１）対策内容と役割分担				
12	516	（２）詳細な取組内容 <table><tr><td>【実施主体】区災対都市整備部、都住宅政策本部</td></tr></table> ≪都住宅政策本部≫ ○ 応急修理方針等を策定する。 ○ 事前協定等に基づき、関係団体等に対して協力要請をする。 ○ <u>緊急起工に係る事務手続・調整を行う</u>。 ○ 区市町村に対して募集・受付・審査等を事務委任する。 ○ 人員の不足が見込まれる場合は、都本部に支援を要請する。	【実施主体】区災対都市整備部、都住宅政策本部	417	（２）詳細な取組内容 <table><tr><td>【実施主体】区災対都市整備部、都住宅政策本部</td></tr></table> ≪都住宅政策本部≫ ○ 応急修理方針等を策定する。 ○ 事前協定等に基づき、関係団体等に対して協力要請をする。 ○ 区市町村に対して募集・受付・審査等を事務委任する。 ○ 人員の不足が見込まれる場合は、都本部に支援を要請する。	【実施主体】区災対都市整備部、都住宅政策本部		
【実施主体】区災対都市整備部、都住宅政策本部								
【実施主体】区災対都市整備部、都住宅政策本部								
12	516 ～ 517	① 住宅の応急修理の概要 ア 応急修理の目的 災害救助法が適用された地域において、都は震災により住家が <u>半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた</u> 場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。取壊しに伴う <u>がれき</u> の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。 イ 対象者 災害のため住家が <u>半壊、半焼</u> 若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。 ウ 応急修理事務の実施 都が定める実施要領に基づき、都から委任され実施を決めた区は、被災者からの応急修理の申	417 ～ 418	① 住宅の応急修理の概要 ア 応急修理の目的 災害救助法が適用された地域において、都は震災により住家が <u>半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた</u> 場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。取壊しに伴う <u>災害廃棄物</u> の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。 <u>また、屋根等の被害を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者は、緊急の修理の対象者とする</u> 。 イ 対象者 災害のため住家が <u>半壊、半焼</u> 若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。				

章	頁	修正前	頁	修正後																		
		込を受け付け、区長が発行する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応する。 エ 対象戸数 対象戸数は、都知事が決定する。 オ 修理 都が、一般社団法人東京建設業協会又は全国建設労働組合総連合東京都連合会のあっせんする 応急修理を行う ことができる建設業者のリストを提示し、それを参考に区が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 カ 経費 1世帯当たりの限度額は、国の定める基準以内。 キ 期間 原則として、災害発生の日から 1か月以内に完了する。 ク 帳票の作成 応急修理を実施した場合、区及び都は、必要な帳票を整備する。 ケ 体制整備 住宅の応急修理を行うために必要となる作業体制確保等について検討し、実施体制を整備する。		ウ 応急修理事務の実施 都が定める実施要領に基づき、都から委任され実施を決めた区は、被災者からの応急修理の申込を受け付け、区長が交付する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応する。 エ 対象戸数 対象戸数は、都知事が決定する。 オ 修理 都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを提示し、それを参考に区が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 緊急の修理は、災害により受けた被害を補償するものではなく、住家（屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等））について日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に修理し、住宅の損傷が拡充しないようにするために実施する。 カ 経費 1世帯当たりの限度額は、国の定める基準以内。 キ 期間 応急修理は、原則として、災害発生の日から 3か月以内に完了する（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）。 緊急の修理は、災害発生の日から 10日以内に完了する。 ク 帳票の作成 応急修理を実施した場合、区及び都は、必要な帳票を整備する。 ケ 体制整備 住宅の応急修理等を行うために必要となる作業体制確保等について検討し、実施体制を整備する。																		
12	517 ～ 518	3 応急仮設住宅等の供与 （1）対策内容と役割分担 区及び都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する。 区内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに都及び他自治体に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対都市整備部</td><td>○ 応急仮設住宅の供給 ○ 不足分に対する都及び他自治体への協力要請 ○ 必要に応じて、工事監理への協力を努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。</td></tr><tr><td colspan="2">都住宅政策本部</td><td>○ 応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、借上型仮設住宅及び建設型仮設住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表 ○ 応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対都市整備部	○ 応急仮設住宅の供給 ○ 不足分に対する都及び他自治体への協力要請 ○ 必要に応じて、工事監理への協力を努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。	都住宅政策本部		○ 応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、 借上型仮設 住宅及び建設型 仮設 住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表 ○ 応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援	418	3 応急仮設住宅等の供与 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対都市整備部</td><td>○ 応急仮設住宅の供給 ○ 不足分に対する都及び他自治体への協力要請 ○ 必要に応じて、工事監理への協力を努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。</td></tr><tr><td colspan="2">都住宅政策本部</td><td>○ 応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表 ○ 応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対都市整備部	○ 応急仮設住宅の供給 ○ 不足分に対する都及び他自治体への協力要請 ○ 必要に応じて、工事監理への協力を努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。	都住宅政策本部		○ 応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、 賃貸型応急 住宅及び建設型 応急 住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表 ○ 応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。
機関名		対策内容																				
区	災対都市整備部	○ 応急仮設住宅の供給 ○ 不足分に対する都及び他自治体への協力要請 ○ 必要に応じて、工事監理への協力を努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。																				
都住宅政策本部		○ 応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、 借上型仮設 住宅及び建設型 仮設 住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表 ○ 応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援																				
機関名		対策内容																				
区	災対都市整備部	○ 応急仮設住宅の供給 ○ 不足分に対する都及び他自治体への協力要請 ○ 必要に応じて、工事監理への協力を努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。																				
都住宅政策本部		○ 応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、 賃貸型応急 住宅及び建設型 応急 住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表 ○ 応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。																				

章	頁	修正前		頁	修正後																					
			体制の確保を図る。																							
12	518	（２）詳細な取組内容 <<都住宅政策本部>> ○ <u>借上型仮設</u> 住宅の確保に向け、事前協定に基づき、関係団体へ協力を依頼する。 ○ 建設型 <u>仮設</u> 住宅の計画・建設を開始する。必要に応じて、区に工事監理等を委任する。		418	（２）詳細な取組内容 <<都住宅政策本部>> ○ <u>賃貸型応急</u> 住宅の確保に向け、事前協定に基づき、関係団体へ協力を依頼する。 ○ 建設型 <u>応急</u> 住宅の計画・建設を開始する。必要に応じて、区に工事監理等を委任する。																					
12	519	③ 公的住宅の活用による一時提供型住宅 <u>都は都営住宅等の空き家等を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家等の提供を求め、被災者に供給する。</u> <u>区は、区営</u> 住宅等の空室を確保し、被災者に供給する。		419	③ 公的住宅の活用による一時提供型住宅 <u>区及び都は、公的</u> 住宅等の空室を確保し、被災者に供給する。																					
12	519 ～ 520	（４）応急仮設住宅の管理及び入居期間 〔建設型 <u>仮設</u> 住宅〕 <table><tr><th>事 項</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>建設候補地の確保</u></td><td><u>○ 区市町村は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を決定</u> 　　・ <u>接道及び用地の整備状況</u> 　　・ <u>ライフラインの状況（埋設配管）</u> 　　・ <u>避難場所などの利用の有無</u> <u>○ 都は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくために、年１回区市町村から報告を求める。</u></td></tr><tr><td>建設地</td><td>○ 都は<u>区市町村から報告を受けた</u>建設<u>候補</u>地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○ 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 ○ 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁・消防署に必要な情報を提供</td></tr><tr><td><u>建設工事</u></td><td><u>○ 災害発生の日から 20 日以内に着工</u> <u>○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注</u> <u>○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注</u> <u>○ 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任</u> <u>○ 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁・消防署に情報を提供</u></td></tr><tr><td>その他</td><td>○ 区市町村は、東京消防庁・消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導</td></tr></table>		事 項	内 容	<u>建設候補地の確保</u>	<u>○ 区市町村は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を決定</u> ・ <u>接道及び用地の整備状況</u> ・ <u>ライフラインの状況（埋設配管）</u> ・ <u>避難場所などの利用の有無</u> <u>○ 都は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくために、年１回区市町村から報告を求める。</u>	建設地	○ 都は <u>区市町村から報告を受けた</u> 建設 <u>候補</u> 地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○ 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 ○ 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁・消防署に必要な情報を提供	<u>建設工事</u>	<u>○ 災害発生の日から 20 日以内に着工</u> <u>○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注</u> <u>○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注</u> <u>○ 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任</u> <u>○ 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁・消防署に情報を提供</u>	その他	○ 区市町村は、東京消防庁・消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導	420	（４）応急仮設住宅の管理及び入居期間 〔建設型 <u>応急</u> 住宅〕 <table><tr><th>事 項</th><th>内 容</th></tr><tr><td>建設地</td><td>○ 都は<u>区市町村から報告を受けた</u>建設<u>候補</u>地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○ 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 ○ 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁・消防署に必要な情報を提供</td></tr><tr><td><u>構造及び規模等</u></td><td><u>○ 平屋建て・２階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。</u> <u>○ 必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</u> <u>○ １戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。</u> <u>○ １戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。</u> <u>○ 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施</u></td></tr><tr><td><u>建設工事</u></td><td><u>○ 災害発生の日から 20 日以内に着工</u> <u>○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注</u> <u>○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注</u> <u>○ 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任</u> <u>○ 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁・消防署に情報を提供</u></td></tr><tr><td>その他</td><td>○ 区市町村は、東京消防庁・消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導</td></tr></table>		事 項	内 容	建設地	○ 都は <u>区市町村から報告を受けた</u> 建設 <u>候補</u> 地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○ 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 ○ 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁・消防署に必要な情報を提供	<u>構造及び規模等</u>	<u>○ 平屋建て・２階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。</u> <u>○ 必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</u> <u>○ １戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。</u> <u>○ １戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。</u> <u>○ 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施</u>	<u>建設工事</u>	<u>○ 災害発生の日から 20 日以内に着工</u> <u>○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注</u> <u>○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注</u> <u>○ 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任</u> <u>○ 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁・消防署に情報を提供</u>	その他	○ 区市町村は、東京消防庁・消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導
事 項	内 容																									
<u>建設候補地の確保</u>	<u>○ 区市町村は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を決定</u> ・ <u>接道及び用地の整備状況</u> ・ <u>ライフラインの状況（埋設配管）</u> ・ <u>避難場所などの利用の有無</u> <u>○ 都は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくために、年１回区市町村から報告を求める。</u>																									
建設地	○ 都は <u>区市町村から報告を受けた</u> 建設 <u>候補</u> 地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○ 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 ○ 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁・消防署に必要な情報を提供																									
<u>建設工事</u>	<u>○ 災害発生の日から 20 日以内に着工</u> <u>○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注</u> <u>○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注</u> <u>○ 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任</u> <u>○ 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁・消防署に情報を提供</u>																									
その他	○ 区市町村は、東京消防庁・消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導																									
事 項	内 容																									
建設地	○ 都は <u>区市町村から報告を受けた</u> 建設 <u>候補</u> 地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○ 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 ○ 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁・消防署に必要な情報を提供																									
<u>構造及び規模等</u>	<u>○ 平屋建て・２階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。</u> <u>○ 必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</u> <u>○ １戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。</u> <u>○ １戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。</u> <u>○ 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施</u>																									
<u>建設工事</u>	<u>○ 災害発生の日から 20 日以内に着工</u> <u>○ 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注</u> <u>○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注</u> <u>○ 都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任</u> <u>○ 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁・消防署に情報を提供</u>																									
その他	○ 区市町村は、東京消防庁・消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導																									
12	521	４ 公的住宅等の応急修理 <u>（２）詳細な取組内容</u> <u>区、都及び都住宅供給公社は応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な公的住宅等について、応急修理に当たる。</u>		－	削除																					

章	頁	修正前	頁	修正後																																								
12	521	6 被災者の生活相談等の支援 災害により被災した区民は、当面の生活資金や住宅の問題、仕事や医療、教育など日々の生活の様々な不安や問題を抱えて、法律的な助言や制度的な支援、心のケアまで多様な相談窓口や機会を求めている。区では、災害時に区民が抱える様々な問題に対して、相談窓口の開設をはじめとする相談体制の確立により対応する。 *世田谷区震災復興マニュアル (1) 対策内容と役割分担 被災者の生活復旧に向けて、様々な相談に対応する窓口を設ける。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対区民支援部</td><td>○ 被災者のための相談窓口を設置し、被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 被災者のための相談所を設置窓口を設置し、被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 警視庁・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 消防相談所を開設し、各種相談及び指導等を実施</td></tr><tr><td colspan="2">都</td><td>○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施</td></tr><tr><td colspan="2">都生活文化局</td><td>○ 被災者臨時相談窓口を設置 ○ 被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ○ 男女平等参画の視点からの相談支援等の実施</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対区民支援部	○ 被災者のための相談窓口を 設置し 、被災者の生活再建に かかる 活動に必要な 情報提供を行う とともに、 支援状況等を被災者台帳に記録	災対地域本部	○ 被災者のための相談所を 設置 窓口を設置し、被災者の生活再建に かかる 活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録	警視庁・警察署		○ 警視庁・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。	東京消防庁・消防署		○ 消防相談所を開設し、各種相談及び指導等を実施	都		○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施	都生活文化局		○ 被災者臨時相談窓口を設置 ○ 被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ○ 男女平等参画の視点からの相談支援等の実施	421	6 被災者の生活相談等の支援 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対区民支援部</td><td>○ 被災者のための相談窓口の設置を調整し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報を共有するとともに、被災者台帳を作成・管理</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 被災者のための相談所・窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録</td></tr><tr><td colspan="2">警視庁・警察署</td><td>○ 警視庁・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。</td></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応</td></tr><tr><td colspan="2">都</td><td>○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施 ○ 被災者臨時相談窓口を設置 ○ 被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ○ 男女平等参画の視点からの相談支援等の実施</td></tr><tr><td colspan="2">都福祉局 都都市整備局 都住宅政策本部</td><td>○ 区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対区民支援部	○ 被災者のための相談窓口の 設置を調整し 、被災者の生活再建に係る活動に必要な 情報を共有する とともに、 被災者台帳を作成・管理	災対地域本部	○ 被災者のための相談所・窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録	警視庁・警察署		○ 警視庁・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。	東京消防庁・消防署		○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応	都		○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施 ○ 被災者臨時相談窓口を設置 ○ 被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ○ 男女平等参画の視点からの相談支援等の実施	都福祉局 都都市整備局 都住宅政策本部		○ 区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施
機関名		対策内容																																										
区	◎災対区民支援部	○ 被災者のための相談窓口を 設置し 、被災者の生活再建に かかる 活動に必要な 情報提供を行う とともに、 支援状況等を被災者台帳に記録																																										
	災対地域本部	○ 被災者のための相談所を 設置 窓口を設置し、被災者の生活再建に かかる 活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録																																										
警視庁・警察署		○ 警視庁・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。																																										
東京消防庁・消防署		○ 消防相談所を開設し、各種相談及び指導等を実施																																										
都		○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施																																										
都生活文化局		○ 被災者臨時相談窓口を設置 ○ 被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ○ 男女平等参画の視点からの相談支援等の実施																																										
機関名		対策内容																																										
区	◎災対区民支援部	○ 被災者のための相談窓口の 設置を調整し 、被災者の生活再建に係る活動に必要な 情報を共有する とともに、 被災者台帳を作成・管理																																										
	災対地域本部	○ 被災者のための相談所・窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録																																										
警視庁・警察署		○ 警視庁・警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。																																										
東京消防庁・消防署		○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応																																										
都		○ 区市町村が被災者台帳の作成のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を実施 ○ 被災者臨時相談窓口を設置 ○ 被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設 ○ 男女平等参画の視点からの相談支援等の実施																																										
都福祉局 都都市整備局 都住宅政策本部		○ 区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施																																										
12	522	(2) 詳細な取組内容 【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部 ○ 相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記録する。	421	(2) 詳細な取組内容 【実施主体】◎区災対区民支援部、区災対地域本部 ○ 相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記録し、進捗状況を管理する。																																								
12	523	7 義援金の募集・受付・配分 一般から拠出された義援金の受付け並びに都義援金配分委員会から送付された義援金を、确实、迅速に被災者に配分するための手続、事務分担等について必要な事項を定める。 (1) 対策内容と役割分担 義援金の募集から受付、一時保管から配分まで迅速に対応する。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対区民支援部</td><td>② 義援金の配分</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>ア 都義援金配分委員会で定めた配分率・配分方法により、迅速・公平に被災者へ配分する。</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対区民支援部	② 義援金の配分	災対地域本部	ア 都義援金配分委員会で定めた 配分率・配分方法により 、迅速・公平に被災者へ配分する。	422	7 義援金の募集・受付・配分 (1) 対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td>◎災対区民支援部</td><td>② 義援金の配分</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>ア 都義援金配分委員会で定めた配分計画等を踏まえ、迅速・公平に被災者へ配分する。</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対区民支援部	② 義援金の配分	災対地域本部	ア 都義援金配分委員会で定めた 配分計画等を踏まえ 、迅速・公平に被災者へ配分する。																								
機関名		対策内容																																										
区	◎災対区民支援部	② 義援金の配分																																										
	災対地域本部	ア 都義援金配分委員会で定めた 配分率・配分方法により 、迅速・公平に被災者へ配分する。																																										
機関名		対策内容																																										
区	◎災対区民支援部	② 義援金の配分																																										
	災対地域本部	ア 都義援金配分委員会で定めた 配分計画等を踏まえ 、迅速・公平に被災者へ配分する。																																										
12	523	<table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 被災者からの申請により、区市町村と連携して罹災証明を発行</td></tr></table>	機関名		対策内容	東京消防庁・消防署		○ 被災者からの申請により、区市町村と連携して罹災 証明を発行	423	<table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td colspan="2">東京消防庁・消防署</td><td>○ 被災者からの申請により、区市町村と連携して罹災証明書を交付</td></tr></table>	機関名		対策内容	東京消防庁・消防署		○ 被災者からの申請により、区市町村と連携して罹災 証明書を交付																												
機関名		対策内容																																										
東京消防庁・消防署		○ 被災者からの申請により、区市町村と連携して罹災 証明を発行																																										
機関名		対策内容																																										
東京消防庁・消防署		○ 被災者からの申請により、区市町村と連携して罹災 証明書を交付																																										

章	頁	修正前	頁	修正後																						
12	523	<table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉保健局</td><td>① 都義援金配分委員会の設置 ○ 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に都義援金配分委員会 （以下「都委員会」という。）を設置 ② 義援金の管理 ○ 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理</td></tr></table>	機関名	対策内容	都 福祉保健局	① 都義援金配分委員会の設置 ○ 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に都義援金配分委員会 （以下「都委員会」という。） を設置 ② 義援金の管理 ○ 都 福祉保健局 は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理	423	<table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>都福祉局</td><td>① 都義援金配分委員会の設置 ○ 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に都義援金配分委員会を設置 ② 義援金の管理 ○ 都福祉局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理</td></tr></table>	機関名	対策内容	都 福祉局	① 都義援金配分委員会の設置 ○ 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に都義援金配分委員会を設置 ② 義援金の管理 ○ 都 福祉局 は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理														
機関名	対策内容																									
都 福祉保健局	① 都義援金配分委員会の設置 ○ 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に都義援金配分委員会 （以下「都委員会」という。） を設置 ② 義援金の管理 ○ 都 福祉保健局 は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理																									
機関名	対策内容																									
都 福祉局	① 都義援金配分委員会の設置 ○ 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に都義援金配分委員会を設置 ② 義援金の管理 ○ 都 福祉局 は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理																									
12	525	8 被災者の生活再建資金援助等 災害により被害を受けた区民生活の早期の回復を支援するため、災害弔慰金や見舞金等の支給、災害援護資金などの貸付、租税等の徴収猶予及び減免等の支援措置を実施する。 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等の生活支援策を迅速に実施する。 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="5">区</td><td>◎災対区民支援部 ○ 災害弔慰金の支給 ○ 被災者生活再建支援法の運用 ○ 災害障害見舞金の支給 ○ 資金の貸付 ○ 以上業務を都や関係機関と連携して行う</td></tr><tr><td>災対地域本部 ○ 災害弔慰金の支給 ○ 被災者生活再建支援法の運用 ○ 災害障害見舞金の支給 ○ 資金の貸付</td></tr><tr><td>災対物資管理部 ○ 租税等の徴収猶予及び減免</td></tr><tr><td>災対保健福祉部 ○ 租税等の徴収猶予及び減免</td></tr><tr><td>都福祉保健局 ○ 災害弔慰金等の支給 ○ 災害援護資金の貸付 ○ 被災者生活再建支援金の支給</td></tr><tr><td>日赤東京都支部</td><td>災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資を配分</td></tr><tr><td>都福祉保健局 都社会福祉協議会</td><td>○ 生活福祉資金の貸付</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	◎災対区民支援部 ○ 災害弔慰金の支給 ○ 被災者生活再建支援法 の運用 ○ 災害障害見舞金の支給 ○ 資金の貸付 ○ 以上業務を都や関係機関と連携して行う	災対地域本部 ○ 災害弔慰金の支給 ○ 被災者生活再建支援法の運用 ○ 災害障害見舞金の支給 ○ 資金の貸付	災対物資管理部 ○ 租税等の徴収猶予及び減免	災対保健福祉部 ○ 租税等の徴収猶予及び減免	都 福祉保健局 ○ 災害弔慰金等の支給 ○ 災害援護資金の貸付 ○ 被災者生活再建支援金の支給	日赤東京都支部	災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資を配分	都 福祉保健局 都社会福祉協議会	○ 生活福祉資金の貸付	424	8 被災者の生活再建資金援助等 （１）対策内容と役割分担 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="5">区</td><td>◎災対区民支援部 ○ 災害弔慰金の支給の調整 ○ 被災者生活再建支援法適用の調整 ○ 災害障害見舞金の支給の調整 ○ 資金の貸付の調整 ○ 以上業務を都や関係機関と連携して行う</td></tr><tr><td>災対地域本部 ○ 災害弔慰金の支給 ○ 被災者生活再建支援法の運用 ○ 災害障害見舞金の支給 ○ 資金の貸付</td></tr><tr><td>災対物資管理部 ○ 租税等の徴収猶予及び減免</td></tr><tr><td>災対保健福祉部 ○ 租税等の徴収猶予及び減免</td></tr><tr><td>都福祉局 ○ 災害弔慰金等の支給 ○ 災害援護資金の貸付 ○ 被災者生活再建支援金の支給</td></tr><tr><td>都福祉局 都社会福祉協議会</td><td>○ 生活福祉資金の貸付</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	◎災対区民支援部 ○ 災害弔慰金の支給 の調整 ○ 被災者生活再建支援法 適用の調整 ○ 災害障害見舞金の支給 の調整 ○ 資金の貸付 の調整 ○ 以上業務を都や関係機関と連携して行う	災対地域本部 ○ 災害弔慰金の支給 ○ 被災者生活再建支援法の運用 ○ 災害障害見舞金の支給 ○ 資金の貸付	災対物資管理部 ○ 租税等の徴収猶予及び減免	災対保健福祉部 ○ 租税等の徴収猶予及び減免	都 福祉局 ○ 災害弔慰金等の支給 ○ 災害援護資金の貸付 ○ 被災者生活再建支援金の支給	都 福祉局 都社会福祉協議会	○ 生活福祉資金の貸付
機関名	対策内容																									
区	◎災対区民支援部 ○ 災害弔慰金の支給 ○ 被災者生活再建支援法 の運用 ○ 災害障害見舞金の支給 ○ 資金の貸付 ○ 以上業務を都や関係機関と連携して行う																									
	災対地域本部 ○ 災害弔慰金の支給 ○ 被災者生活再建支援法の運用 ○ 災害障害見舞金の支給 ○ 資金の貸付																									
	災対物資管理部 ○ 租税等の徴収猶予及び減免																									
	災対保健福祉部 ○ 租税等の徴収猶予及び減免																									
	都 福祉保健局 ○ 災害弔慰金等の支給 ○ 災害援護資金の貸付 ○ 被災者生活再建支援金の支給																									
日赤東京都支部	災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資を配分																									
都 福祉保健局 都社会福祉協議会	○ 生活福祉資金の貸付																									
機関名	対策内容																									
区	◎災対区民支援部 ○ 災害弔慰金の支給 の調整 ○ 被災者生活再建支援法 適用の調整 ○ 災害障害見舞金の支給 の調整 ○ 資金の貸付 の調整 ○ 以上業務を都や関係機関と連携して行う																									
	災対地域本部 ○ 災害弔慰金の支給 ○ 被災者生活再建支援法の運用 ○ 災害障害見舞金の支給 ○ 資金の貸付																									
	災対物資管理部 ○ 租税等の徴収猶予及び減免																									
	災対保健福祉部 ○ 租税等の徴収猶予及び減免																									
	都 福祉局 ○ 災害弔慰金等の支給 ○ 災害援護資金の貸付 ○ 被災者生活再建支援金の支給																									
都 福祉局 都社会福祉協議会	○ 生活福祉資金の貸付																									
12	526	（２）詳細な取組内容 ② 被災者生活再建支援法の運用 【実施主体】区災対地域本部、区災対区民支援部（ただし、区は被害認定や支給申請書の案内、受付のみ。審査、支給等は国の関係機関が行う。） Ⅰ 目的 「被災者生活再建支援法」は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、区民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。	－	（２）詳細な取組内容 削除																						

章	頁	修正前	頁	修正後												
		オ 対象となる自然災害 <u>暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、災害の程度が以下の場合に対象となる。</u> <u>（ア）「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号」のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市区町村における自然災害</u> <u>（イ）10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害</u> <u>（ウ）100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</u> <u>（エ）（ア）又は（イ）の市区町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</u> <u>（オ）5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、上記（ア）～（ウ）の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</u> <u>（カ）（ア）若しくは（イ）の市区町村を含む都道府県又は（ウ）の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</u> <u>2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）における自然災害</u> カ 支給対象世帯 <u>（ア）住宅が全壊した世帯（全壊世帯）</u> <u>（イ）住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体・敷地被害解体世帯）</u> <u>（ウ）災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）</u> <u>（エ）住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</u> <u>（オ）住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（（イ）から（エ）までに掲げる世帯を除く。）（中規模半壊世帯）</u> キ 支給の概要 <u>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）</u> <u>（ア）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</u> <table><tr><td><u>住宅の被害程度</u></td><td><u>全壊 上記ウの（ア）</u></td><td><u>解体 上記ウの（イ）</u></td><td><u>長期避難 上記ウの（ウ）</u></td><td><u>大規模半壊 上記ウの（エ）</u></td><td><u>中規模半壊 上記ウの（オ）</u></td></tr><tr><td><u>支給額</u></td><td><u>100万円</u></td><td><u>100万円</u></td><td><u>100万円</u></td><td><u>50万円</u></td><td><u>なし</u></td></tr></table>	<u>住宅の被害程度</u>	<u>全壊 上記ウの（ア）</u>	<u>解体 上記ウの（イ）</u>	<u>長期避難 上記ウの（ウ）</u>	<u>大規模半壊 上記ウの（エ）</u>	<u>中規模半壊 上記ウの（オ）</u>	<u>支給額</u>	<u>100万円</u>	<u>100万円</u>	<u>100万円</u>	<u>50万円</u>	<u>なし</u>		
<u>住宅の被害程度</u>	<u>全壊 上記ウの（ア）</u>	<u>解体 上記ウの（イ）</u>	<u>長期避難 上記ウの（ウ）</u>	<u>大規模半壊 上記ウの（エ）</u>	<u>中規模半壊 上記ウの（オ）</u>											
<u>支給額</u>	<u>100万円</u>	<u>100万円</u>	<u>100万円</u>	<u>50万円</u>	<u>なし</u>											

章	頁	修正前	頁	修正後																																																		
12	532	1 5 災害廃棄物（震災がれき等）処理の実施 （1）対策内容と役割分担 災害廃棄物（震災がれき）の処理にあたっては、平成 27 年 3 月に 23 区で策定した「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」等に沿って、区の被災想定に基づいた災害廃棄物発生の推計量や具体的な対応方法を明確にして、平成 3 1 年度に災害廃棄物処理マニュアルを作成するとともに、令和 2 年 6 月には『世田谷区災害廃棄物処理計画』を策定した。区は、マニュアルや計画に基づき、都、他区や東京二十三区清掃一部事務組合との連携するとともに、民間事業者等の協力や都、国の支援などを受けながら、速やかな処理を目指す。 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="4">区</td><td rowspan="4">災対清掃部</td><td>○ 災害廃棄物処理実行計画の見直し</td></tr><tr><td>○ 23 区で策定した「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」や区の災害廃棄物処理計画等に沿った対応</td></tr><tr><td>○ 東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設の被災状況調査と、施設復旧の検討状況を踏まえた収集・運搬体制について、都等と情報共有</td></tr><tr><td>○ 23 区で共同設置する二次仮置場候補地の検討</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="7"></td><td>○ 災害廃棄物の分別・破碎等による最終処分施設等受入れ基準に合った処理の実施</td></tr><tr><td>○ 都を通じた被災地以外の自治体等への広域支援の要請</td></tr><tr><td colspan="2">都環境局</td><td>○ 有害物質対策や集積場所、最終処分場の衛生管理を指導</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 集積場所、最終処分場の確保に関する支援</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 区市町村と連携して国に対して、がれき処理への応援を要請</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対清掃部	○ 災害廃棄物処理実行計画の見直し	○ 23 区で策定した「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」や区の災害廃棄物処理計画等に沿った対応	○ 東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設の被災状況調査と、施設復旧の検討状況を踏まえた収集・運搬体制について、都等と情報共有	○ 23 区で共同設置する二次仮置場候補地の検討			○ 災害廃棄物の分別・破碎等による最終処分施設等受入れ基準に合った処理の実施	○ 都を通じた被災地以外の自治体等への広域支援の要請	都環境局		○ 有害物質対策や集積場所、最終処分場の衛生管理を指導			○ 区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討			○ 集積場所、最終処分場の確保に関する支援	都総務局		○ 区市町村と連携して国に対して、がれき処理への応援を要請	429	1 5 災害廃棄物処理の実施 （1）対策内容と役割分担 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="4">区</td><td rowspan="4">災対清掃部</td><td>○ 災害廃棄物処理実行計画の見直し</td></tr><tr><td>○ 23 区で策定した「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」や区の災害廃棄物処理計画等に沿った対応</td></tr><tr><td>○ 東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設の被災状況調査と、施設復旧の検討状況を踏まえた収集・運搬体制について、都等と情報共有</td></tr><tr><td>○ 23 区で共同設置する二次仮置場候補地の検討</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="6"></td><td>○ 災害廃棄物の分別・破碎等による最終処分施設等受入れ基準に合った処理の実施</td></tr><tr><td>○ 都を通じた被災地以外の自治体等への広域支援の要請</td></tr><tr><td colspan="2">都環境局</td><td>○ 有害物質対策や仮置場等の衛生管理を指導</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○ 仮置場、最終処分場の確保に関する支援</td></tr><tr><td colspan="2">都総務局</td><td>○ 区市町村と連携して国に対して、災害廃棄物処理への応援を要請</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対清掃部	○ 災害廃棄物処理実行計画の見直し	○ 23 区で策定した「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」や区の災害廃棄物処理計画等に沿った対応	○ 東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設の被災状況調査と、施設復旧の検討状況を踏まえた収集・運搬体制について、都等と情報共有	○ 23 区で共同設置する二次仮置場候補地の検討			○ 災害廃棄物の分別・破碎等による最終処分施設等受入れ基準に合った処理の実施	○ 都を通じた被災地以外の自治体等への広域支援の要請	都環境局		○ 有害物質対策や仮置場等の衛生管理を指導			○ 区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討			○ 仮置場、最終処分場の確保に関する支援	都総務局		○ 区市町村と連携して国に対して、災害廃棄物処理への応援を要請
機関名		対策内容																																																				
区	災対清掃部	○ 災害廃棄物処理実行計画の見直し																																																				
		○ 23 区で策定した「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」や区の災害廃棄物処理計画等に沿った対応																																																				
		○ 東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設の被災状況調査と、施設復旧の検討状況を踏まえた収集・運搬体制について、都等と情報共有																																																				
		○ 23 区で共同設置する二次仮置場候補地の検討																																																				
		○ 災害廃棄物の分別・破碎等による最終処分施設等受入れ基準に合った処理の実施																																																				
		○ 都を通じた被災地以外の自治体等への広域支援の要請																																																				
都環境局		○ 有害物質対策や集積場所、最終処分場の衛生管理を指導																																																				
		○ 区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討																																																				
		○ 集積場所、最終処分場の確保に関する支援																																																				
都総務局		○ 区市町村と連携して国に対して、がれき処理への応援を要請																																																				
機関名		対策内容																																																				
区	災対清掃部	○ 災害廃棄物処理実行計画の見直し																																																				
		○ 23 区で策定した「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」や区の災害廃棄物処理計画等に沿った対応																																																				
		○ 東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設の被災状況調査と、施設復旧の検討状況を踏まえた収集・運搬体制について、都等と情報共有																																																				
		○ 23 区で共同設置する二次仮置場候補地の検討																																																				
		○ 災害廃棄物の分別・破碎等による最終処分施設等受入れ基準に合った処理の実施																																																				
		○ 都を通じた被災地以外の自治体等への広域支援の要請																																																				
都環境局		○ 有害物質対策や仮置場等の衛生管理を指導																																																				
		○ 区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討																																																				
		○ 仮置場、最終処分場の確保に関する支援																																																				
都総務局		○ 区市町村と連携して国に対して、災害廃棄物処理への応援を要請																																																				
12	534 ～ 535	1 6 災害救助法の運用等 （3）詳細な取組内容 ① 災害救助法の公布 災害救助法を適用したときは、速やかに次により公布する。 公告 ○月○日発生 の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）により救助を実施する。 平成○年○月○日 東京都知事 ○○○○ ② 救助の種類 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。 〔災害救助法に基づく救助の種類〕 ア 避難所及び応急仮設住宅の供与 イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	430	1 6 災害救助法の運用等 （3）詳細な取組内容 ① 災害救助法の公布 災害救助法を適用したときは、速やかに公布する。 ② 救助の種類 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。 〔災害救助法に基づく救助の種類〕 ○災害が発生した段階の救助 ・避難所及び応急仮設住宅の供与 ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ・被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・被災した住宅の応急修理 ・学用品の給与 ・埋葬、死体の搜索及び処理 ・障害物の除去 ○災害が発生する恐れ段階の救助 ・避難所の供与（要配慮者等の避難のための輸送・賃金職員等雇上げを含む）																																																		

章	頁	修正前	頁	修正後
		エ 医療及び助産 オ 被災者の救出 カ 被災した住宅の応急修理 キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ク 学用品の給与 ケ 埋葬 コ 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの		

【震災編】
第3部
災害復興計画

章	頁	修正前	頁	修正後
1	－	第1章 復興の基本的考え方 新設	433	第1章 復興の基本的考え方 ■復興対策とは（復旧対策との違い） 復旧対策が、区民にとって不可欠な事業を再開し概ね平常業務を執行できる体制を整えるための対策を指すのに対し、復興対策は、区民生活の再構築にあたり更なる安全性の向上や生活環境の向上を図るなど、被災前の状況に対して、災害を踏まえた質的な向上を目指した対策である。
2	540	第2章 復興本部 復興本部の設置 区長は、地震により被害を受けた地域が都の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、世田谷区災害復興本部を設置する。	434	第2章 復興本部 1 復興本部の設置 区長は、地震により被害を受けた地域が区の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、世田谷区災害復興本部を設置する。
2	540	2 復興本部の役割及び災害対策本部との関係 【震災時における都の取組み図】	434	2 復興本部の役割及び災害対策本部との関係 削除
4	542	第3章 災害復興計画の策定 2 世田谷区災害復興計画の策定 ④ 災害復興計画の策定手順 ○2週間～1か月……………災害復興本部における、災害復興基本方針の審議 ○1か月……………災害復興基本方針の策定 ○4か月～5か月……………区民等への災害復興計画素案の公表、意見集約	435	第3章 災害復興計画の策定 2 世田谷区災害復興計画の策定 ④ 災害復興計画の策定手順 ○～2週間……………災害復興本部における、災害復興基本方針の審議 ○2週間……………災害復興基本方針の策定 ○4か月～5か月……………区民等への災害復興計画素案の公表、意見集約

章	頁	修正前	頁	修正後		
		○6か月……………災害復興計画の策定		○6か月 …………… 災害復興計画の策定		
4	543	3 特定分野計画の策定 <u>（１）都市復興基本計画</u> 都市復興の理念・目標、土地利用の方針、都市施設の整備方針、市街地の整備方針など、区が取り組む具体的な復興施策を示す。 （２）住宅復興計画 <u>① 計画内容</u> 応急的な住宅の供給計画（被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給）、恒久的な住宅の供給計画（住宅の取得等に対する都の支援への協力、マンション等再建の支援、民間住宅の供給促進）について、復興施策を示す。	436	3 特定分野計画の策定 <u>（１）世田谷区復興まちづくり計画・地域別復興まちづくり計画</u> 都市復興の理念・目標・ <u>基本方針</u> 、土地利用の方針、都市施設の整備方針、市街地の整備方針など、区が取り組む具体的な復興施策を示す。 <u>災害後の都市の復興に向けた総合的な計画を指す。</u> <u>災害によって被害を受けた都市機能の回復、住民の生活再建、経済活動の再開を目指し、長期的な視点で策定される。</u> （２）住宅復興計画 応急的な住宅の供給計画（被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給）、恒久的な住宅の供給計画（住宅の取得等に対する都の支援への協力、マンション等再建の支援、民間住宅の供給促進）について、復興施策を示す。		
4	544	第4章 災害復興計画 第1節 住宅の確保 <table><tr><td>【実施主体】区災対都市整備部、都都市整備局</td></tr></table>	【実施主体】区災対都市整備部、都都市整備局	437	第4章 災害復興計画 第1節 住宅の確保 <table><tr><td>【実施主体】区災対都市整備部、都都市整備局、<u>都住宅政策本部</u></td></tr></table>	【実施主体】区災対都市整備部、都都市整備局、 <u>都住宅政策本部</u>
【実施主体】区災対都市整備部、都都市整備局						
【実施主体】区災対都市整備部、都都市整備局、 <u>都住宅政策本部</u>						
4	544	2 マンション等再建の支援 <u>① 所有者の合意形成の支援</u> 被害を受けたマンションの再建に必要な居住者の合意形成などを支援する。 <u>② マンションの建替えの支援</u> マンションの建替え等の円滑化に関する法律を活用した支援を行う。また、被害マンションが既存不適格建築物である場合等においては、建築基準法第52条第8項の区域指定、総合設計制度等の活用により、再建を支援する。	437	2 マンション等再建の支援 <u>①</u> 被害を受けたマンションの再建に必要な居住者の合意形成などを支援する。 <u>②</u> マンションの建替え等の円滑化に関する法律を活用した支援を行う。また、被害マンションが既存不適格建築物である場合等においては、建築基準法第52条第8項の区域指定、総合設計制度等の活用により、再建を支援する。		
4	545	第5節 離職者の就労・生活支援 区民生活を再建するためには、経済的な基盤である就業の確保、事業の存続が不可欠である。区は <u>応急的に窓口を開設し</u> 、災害により失職した区民に対し、再就職に関する情報提供や労働・雇用に関する相談を関係機関の協力をもとに実施する。	438	第5節 離職者の就労・生活支援 区民生活を再建するためには、経済的な基盤である就業の確保、事業の存続が不可欠である。区は、 <u>災害により失職した区民に対し、再就職に関する情報提供や労働・雇用に関する相談を関係機関の協力を</u> もとに実施する。		
4	546 ～ 547	第7節 都市の復興 1 <u>都市復興基本方針</u> 災害により市街地が大規模な被害を受けたときは、区はその復興に際し、都及びその他関係地方公共団体と連携を図りつつ、速やかに「 <u>世田谷区都市復興方針</u> （区の市街地の復興に関する基本的方針）」を策定する。 この方針に基づき、市街地の復興に関する事業（以下「市街地復興事業」という。）を推進し、その他必要な施策を実施するものとする。	439	第7節 都市の復興 1 <u>世田谷区復興まちづくり方針および地域別復興まちづくり方針</u> 災害により市街地が大規模な被害を受けたときは、区はその復興に際し、都及びその他関係地方公共団体と連携を図りつつ、速やかに「 <u>世田谷区復興まちづくり方針および地域別復興まちづくり方針</u> （区の市街地の復興に関する基本的方針）」を策定する。 この方針に基づき、市街地の復興に関する事業（以下「市街地復興事業」という。）を推進し、その他必要な施策を実施するものとする。		

章	頁	修正前	頁	修正後												
		2 復興対象地区の指定 区長は、市街地復興事業を推進するため、復興対象地区を指定することができる。なお、この指定をしたときは、その旨を告示する。 <table><tr><th>名称</th><th>内容</th><th>指定の基準</th></tr><tr><td>重点復興地区</td><td>災害により、建築物等の集中的倒壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、都市基盤施設の整備等を緊急かつ重点的に行うことが必要な区域</td><td>基盤未整備地区であって、大被害地区であるもの</td></tr><tr><td>復興促進地区</td><td>災害により、相当数の建築物等が倒壊し、又は焼失し、さらに、その区域内の一部の地域が建築物等の集中的破壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な区域</td><td>基盤未整備地区であって、中被害地区であるもの 基盤整備済み地区であって、大被害地区又は中被害地区であるもの</td></tr><tr><td>復興誘導地区</td><td>災害により、建築物等が倒壊し、又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な区域</td><td>基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって、小被害地区であるもの</td></tr></table> （備考） （１）「都市基盤施設の整備等」とは、災害に強いまちづくりを推進するために耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築又は増築を行うこと、及び、都市基盤施設の整備を行うことをいう。 （２）「基盤整備済み地区」とは、区長が基盤の整備済みと認めた区域をいう。 （３）「基盤未整備地区」とは、基盤整備済み地区に該当しない区域をいう。 （４）「大被害地区」とは、被害度（一の街区における全家屋棟数に占める全壊家屋、半壊家屋、全焼家屋及び半焼家屋の棟数を合算した棟数の割合の百分比をいう。以下同じ。）がおおむね 80%以上である街区が連なり、かつ、当該面積がおおむね 1 ha 以上である区域をいう。 （５）「中被害地区」とは、被害度がおおむね 50%以上 80%未満である街区が連なり、かつ、当該面積がおおむね 1 ha 以上である区域をいう。 （６）「小被害地区」とは、被害度がおおむね 50%未満の部分的な被害が見られる街区が連なり、かつ、当該面積がおおむね 1 ha 以上である区域をいう。 （７）その他、指定の基準に関することは、「世田谷区災害対策条例施行規則」の例による。 3 都市復興基本計画 区は、「東京都都市復興基本計画」との整合を図り、「世田谷区都市復興基本方針」に基づき、「世田谷区都市復興基本計画」を策定する。 4 市街地復興事業の推進	名称	内容	指定の基準	重点復興地区	災害により、建築物等の集中的倒壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、都市基盤施設の整備等を緊急かつ重点的に行うことが必要な区域	基盤未整備地区であって、大被害地区であるもの	復興促進地区	災害により、相当数の建築物等が倒壊し、又は焼失し、さらに、その区域内の一部の地域が建築物等の集中的破壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な区域	基盤未整備地区であって、中被害地区であるもの 基盤整備済み地区であって、大被害地区又は中被害地区であるもの	復興誘導地区	災害により、建築物等が倒壊し、又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な区域	基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって、小被害地区であるもの		2 市街地復興の対象区域の指定 区長は、市街地復興事業を推進するため、市街地復興の対象区域を指定することができる。なお、この指定をしたときは、その旨を告示する。 3 世田谷区復興まちづくり計画および地域別復興まちづくり計画 区は、「東京都復興計画＜都市の復興＞」との整合を図り、「世田谷区復興まちづくり方針」および「地域別復興まちづくり方針」に基づき、「世田谷区復興まちづくり計画」および「地域別復興まちづくり計画」を策定する。 4 復興訓練の継続的な実施（平常時の取組み） 震災後の復興に向けてすみやかな行動ができるよう、区民・職員等による復興訓練等を実践的・継続的に進め、災害時の協力体制を構築する。 （備考） 区では、復興訓練を「世田谷区都市復興プログラム」に則して実施することとしている。 ※ 「世田谷区都市復興プログラム」は、震災が発生した場合に、区が地域住民や事業者、都等と連携しながら復興まちづくりを迅速かつ円滑に進めていくために区職員がとるべき行動手順や役割分担等をわかりやすく整理し、被災後の復興まちづくりの実務で活用することを目的として作成するものである。平常時のまちづくり活動においても復興まちづくりの考えを取り入れ、被災後の復興に関する事業を総合的かつ計画的に推進する。 * 世田谷区都市復興プログラム（令和４年 12 月）
名称	内容	指定の基準														
重点復興地区	災害により、建築物等の集中的倒壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、都市基盤施設の整備等を緊急かつ重点的に行うことが必要な区域	基盤未整備地区であって、大被害地区であるもの														
復興促進地区	災害により、相当数の建築物等が倒壊し、又は焼失し、さらに、その区域内の一部の地域が建築物等の集中的破壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な区域	基盤未整備地区であって、中被害地区であるもの 基盤整備済み地区であって、大被害地区又は中被害地区であるもの														
復興誘導地区	災害により、建築物等が倒壊し、又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な区域	基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって、小被害地区であるもの														

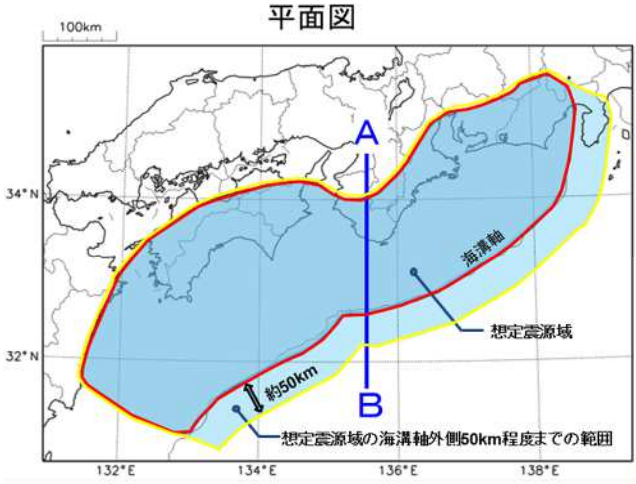
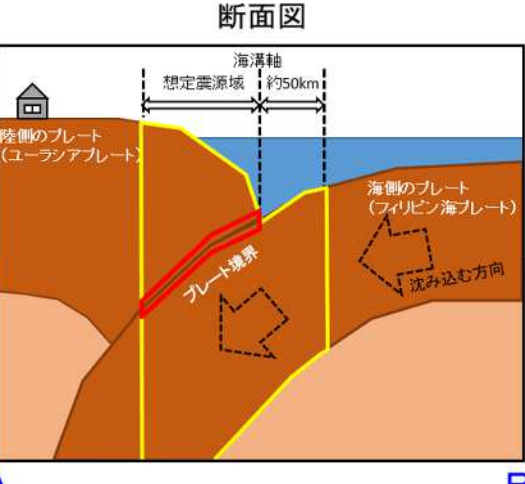
章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>（１）重点復興地区及び復興促進地区</u> <u>区は、「世田谷区都市復興基本計画」に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努める。</u> <u>（２）復興誘導地区</u> <u>区は、「世田谷区都市復興基本計画」に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努める。</u> <u>5 被災市街地復興推進地域</u> <u>区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を制限する必要のある区域については、「被災市街地復興特別措置法」の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。</u> <u>6 復興訓練の継続的な実施（平常時の取組み）</u> 震災後の復興に向けてすみやかな行動ができるよう、<u>区民・専門家・職員等による復興訓練</u>を実践的・継続的に進め、災害時の協力体制を構築する。 （備考） 区では、復興訓練を「世田谷区都市復興プログラム」に則して実施することとしている。 ※「世田谷区都市復興プログラム」は、<u>本計画及び本計画の復興にかかる部分を具体化する「世田谷区震災復興マニュアル」のうちハード面の計画としての都市復興について、自助・共助・公助の基本理念に立ち、区民、事業者、区が協働して震災後の復興に取り組むための方針や行動手順等を、街づくりの視点から復興プロセスの時間経過とともに分かりやすくまとめたものである。</u>		
4	548	第8節 世田谷区震災復興マニュアルの策定 さらに、東京都「区市町村震災復興標準マニュアル（平成29年3月）」等の修正を踏まえ、都の支援・連携内容との整合を図り、平成30年3月に修正した。 同マニュアルは、被災後、混乱期から復興期にかけて区民生活の再建と安定に必要な区の復興対策業務を遅滞なく、かつ混乱のないように行うための震災復興活動の指針として作成するものであり、<u>行政のとりべき施策や必要な事業についてのチェックリストとしての役割と、復興事務遂行上の手引書としての役割を持つ。</u> <u>また、同マニュアルは、各部課において個別に作成、管理している分野別マニュアルの総括編としてまとめており、区の実べき行動や実施すべき事業、復旧すべき施設等についての全体的なチェック機能の強化を図るものとする。</u> <u>なお、同マニュアルは、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。</u> （項目例示） <u>策定担当部課／マニュアルの概要・目的／具体的行動名／所管部課／内容、方法等／準備状況／検討課題／関連する物品・データ・様式等／都との連携</u>	440	第8節 世田谷区震災復興マニュアルの策定 さらに、東京都「区市町村震災復興標準マニュアル（平成29年3月）」等の修正を踏まえ、都の支援・連携内容との整合を図り、平成30年3月に修正した。 同マニュアルは、被災後、混乱期から復興期にかけて区民生活の再建と安定に必要な区の復興対策業務を遅滞なく、かつ混乱のないように行うための震災復興活動の指針として作成するものであり、<u>大きく二つの役割を担っている。</u> <u>世田谷区震災復興マニュアルの役割</u> <u>1 行政のとりべき施策や必要な事業についてのチェックリストとしての役割</u> <u>2 復興事務遂行上の手引書としての役割</u> <u>マニュアルは、地域防災計画の修正や都震災復興マニュアル等の改正時に加え、日常業務における震災後の復旧・復興時をなお、同マニュアルは、想定した事前準備や訓練等の取組み、社会経済情勢の変化や新たな災害関連法制度の動向、災害時の教訓等を踏まえ、有効に運用されるよう必要に応じて適宜見直しを行うものとする。</u>

【震災編】
第4部
南海トラフ地震等防災対策

章	頁	修正前	頁	修正後
1	551	1 南海トラフ地震等防災対策（第2章） 都地域防災計画（令和元年7月修正）では、南海トラフ地震等防災対策について、平成25年5月公表の「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めている。 ただし、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになったのは、島しょ部における津波被害が中心であり、区内陸部においては震度5強程度（東側ケース）と予測されている。そのため、区は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での対策推進地域には指定されていない。 そこで、南海トラフ地震等防災対策については、平成24年4月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とした震災編第1部から第3部を準用するものとする。 2 東海地震事前対策（第3章） 第3章において、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとし、その目的及び基本的な考え方は、第3章第2節「2 基本的な考え方」で定める。	443	1 南海トラフ地震等防災対策（第2章） 都地域防災計画（令和5年5月修正）では、南海トラフ地震等防災対策について、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めている。 ただし、「首都直下地震等による東京の被害想定」等で明らかになったのは、島しょ部における津波被害が中心であり、区内陸部においては震度5強程度（東側ケース）と予測されている。そのため、区は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での対策推進地域には指定されていない。 そこで、南海トラフ地震等防災対策については、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とした震災編第1部から第3部を準用するものとする。 2 東海地震事前対策（第3章） 第3章において、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとし、その目的及び基本的な考え方は、第3章第1節「2 基本的な考え方」で定める。
2	552	南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波などの想定は、平成24年4月18日に都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、区における対策は、第1部から第3部に記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。	444	令和4年5月に都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」における南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度などの想定は、第1部第2章第2節「第1 前提条件」において対策の指標としている首都直下地震よりも小さいため、区における対策は、「第2部 施策ごとの具体的計画」に記載する対策を推進していくこととする。 【南海トラフ地震に関連する情報及び区の対策】 南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。 気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。）。 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。 そのため、区では国から防災対応について指示や呼びかけがあった場合、区民に対して速やかに周知する。 なお、この章に記載のない南海トラフ地震等防災対策については、「第2部 施策ごとの具体的計画」に基づき実施する。

章	頁	修正前	頁	修正後																																																							
2	－	新設（修正前の第3章 第1節 より移動）	445	【南海トラフ地震臨時情報発表時の区の態勢】 <table><tr><th>ケース</th><th>発生した事象</th><th>区の態勢</th></tr><tr><td rowspan="2">南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td><td>南海トラフの想定震源域又はその周辺でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合</td><td>・区内で震度が観測されない又は区内で発生した震度が4 以下の場合、情報連絡態勢を確立する。 ・区内で発生した震度が5 弱以上の場合、非常配備態勢を確立する。</td></tr><tr><td>通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合</td><td>地震は未発生であるが、以降、地震が発生する可能性があるため、情報連絡態勢を確立する。</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td><td>プレート境界のマグニチュード 8.0 以上の地震が発生した場合</td><td>・区内で震度が観測されない又は区内で発生した震度が4 以下の場合、情報連絡態勢を確立する。 ・区内で発生した震度が5 弱以上の場合、非常配備態勢を確立する。</td></tr><tr><td rowspan="2">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td><td>プレート境界のマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合</td><td>・区内で震度が観測されない又は区内で発生した震度が4 以下の場合、情報連絡態勢を確立する。 ・区内で発生した震度が5 弱以上の場合、非常配備態勢を確立する。</td></tr><tr><td>通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合</td><td>区内で震度が5 弱以上の揺れが発生していない場合は、引き続き情報連絡態勢で情報収集を継続する。</td></tr></table> 【参考：区本部の配備態勢（P●●●）】 <table><tr><td rowspan="3">災害</td><td>区内震度</td><td>4</td><td></td><td>5 弱以上</td><td></td></tr><tr><td>東海地震</td><td>調査情報（臨時）</td><td>注意情報</td><td></td><td>警戒宣言</td></tr><tr><td>水害</td><td>発生若しくはおそれがあるとき</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">情報連絡態勢</td><td>災害対策課・広報広聴課職員</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・災害対策課、各総合支所地域振興課（調整係、地域振興・防災係等）、広報広聴課、総務課、職員厚生課職員全員 ・上記以外の全所属係長級以上の職員</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非常配備態勢</td><td>・全職員 ※区内で震度5 弱・強の地震が発生した場合、保育園職員及び清掃事務所勤務職員は、指定する職員のみ参集する。</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>別途指令する</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr></table> *世田谷区災害対策本部運営要綱〔資料編資料第●・P●●●〕	ケース	発生した事象	区の態勢	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフの想定震源域又はその周辺でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合	・区内で震度が観測されない又は区内で発生した震度が4 以下の場合、情報連絡態勢を確立する。 ・区内で発生した震度が5 弱以上の場合、非常配備態勢を確立する。	通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合	地震は未発生であるが、以降、地震が発生する可能性があるため、情報連絡態勢を確立する。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	プレート境界のマグニチュード 8.0 以上の地震が発生した場合	・区内で震度が観測されない又は区内で発生した震度が4 以下の場合、情報連絡態勢を確立する。 ・区内で発生した震度が5 弱以上の場合、非常配備態勢を確立する。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	プレート境界のマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合	・区内で震度が観測されない又は区内で発生した震度が4 以下の場合、情報連絡態勢を確立する。 ・区内で発生した震度が5 弱以上の場合、非常配備態勢を確立する。	通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合	区内で震度が5 弱以上の揺れが発生していない場合は、引き続き情報連絡態勢で情報収集を継続する。	災害	区内震度	4		5 弱以上		東海地震	調査情報（臨時）	注意情報		警戒宣言	水害	発生若しくはおそれがあるとき				情報連絡態勢	災害対策課・広報広聴課職員	○				・災害対策課、各総合支所地域振興課（調整係、地域振興・防災係等）、広報広聴課、総務課、職員厚生課職員全員 ・上記以外の全所属係長級以上の職員		○			非常配備態勢	・全職員 ※区内で震度5 弱・強の地震が発生した場合、保育園職員及び清掃事務所勤務職員は、指定する職員のみ参集する。			○		その他	別途指令する				○
ケース	発生した事象	区の態勢																																																									
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフの想定震源域又はその周辺でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合	・区内で震度が観測されない又は区内で発生した震度が4 以下の場合、情報連絡態勢を確立する。 ・区内で発生した震度が5 弱以上の場合、非常配備態勢を確立する。																																																									
	通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合	地震は未発生であるが、以降、地震が発生する可能性があるため、情報連絡態勢を確立する。																																																									
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	プレート境界のマグニチュード 8.0 以上の地震が発生した場合	・区内で震度が観測されない又は区内で発生した震度が4 以下の場合、情報連絡態勢を確立する。 ・区内で発生した震度が5 弱以上の場合、非常配備態勢を確立する。																																																									
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	プレート境界のマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合	・区内で震度が観測されない又は区内で発生した震度が4 以下の場合、情報連絡態勢を確立する。 ・区内で発生した震度が5 弱以上の場合、非常配備態勢を確立する。																																																									
	通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合	区内で震度が5 弱以上の揺れが発生していない場合は、引き続き情報連絡態勢で情報収集を継続する。																																																									
災害	区内震度	4		5 弱以上																																																							
	東海地震	調査情報（臨時）	注意情報		警戒宣言																																																						
	水害	発生若しくはおそれがあるとき																																																									
情報連絡態勢	災害対策課・広報広聴課職員	○																																																									
	・災害対策課、各総合支所地域振興課（調整係、地域振興・防災係等）、広報広聴課、総務課、職員厚生課職員全員 ・上記以外の全所属係長級以上の職員		○																																																								
非常配備態勢	・全職員 ※区内で震度5 弱・強の地震が発生した場合、保育園職員及び清掃事務所勤務職員は、指定する職員のみ参集する。			○																																																							
その他	別途指令する				○																																																						

章	頁	修正前	頁	修正後																
2	－	新設（修正前の第3章 第1節 より移動）	446	南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件 「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。 ■「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件 「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します。 <table><tr><th>情報名</th><th>情報発表条件</th></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報</td><td>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</td></tr><tr><td>南海トラフ地震関連解説情報</td><td>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</td></tr></table> ■「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。 <table><tr><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr><tr><td>調査中</td><td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上（※1）の地震（※2）が発生 ・1箇所以上のひずみ計（※3）での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</td></tr><tr><td>巨大地震警戒</td><td>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td></tr><tr><td>巨大地震注意</td><td>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td></tr><tr><td>調査終了</td><td>（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td></tr></table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります	キーワード	各キーワードを付記する条件	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上（※1）の地震（※2）が発生 ・1箇所以上のひずみ計（※3）での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
情報名	情報発表条件																			
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合																			
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります																			
キーワード	各キーワードを付記する条件																			
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上（※1）の地震（※2）が発生 ・1箇所以上のひずみ計（※3）での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測																			
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合																			
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合																			
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合																			
2	－	新設（修正前の第3章 第1節 より移動）	447	<監視領域とプレート境界>																

章	頁	修正前	頁	修正後
				平面図  断面図  想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側 50km 程度：図中黄枠部） （※１） モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始します。 （※２） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。 （※３） 当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用します。 （※４） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。 ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。 ○ 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。 ○ 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。 ○ 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行っていません。 （出典）気象庁ホームページ：南海トラフ地震について 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件
3	553	<u>第1節 策定の趣旨</u>	—	<u>削除</u>
3	553	世田谷区の地域は、東海地震が発生した場合、震度5強以下と予想されるところから、強化地域として指定されていないため、区は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。 しかし、震度5強程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、東京は、高度に人口及び都市機能等が集中していることから、社会的混乱の発生が懸念されている。		<u>削除（修正後の第3章 第1節 へ移動）</u>

章	頁	修正前	頁	修正後						
3		<u>このため、世田谷区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、「世田谷区地域防災計画」の付編として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定したものである。</u> <u>【世田谷区地域防災計画（令和3年修正）における東海地震事前対策の取扱いについて】</u> <u>東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正）では、南海トラフ地震等防災対策（第4部第1章第1節1）及び東海地震事前対策（同2）において、暫定的な取扱いについて次のとおりとしている。</u> <u>【都計画 p.638】</u> <u>※ 南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合に、地方公共団体等がとるべき防災対応をあらかじめ定めることが規定された、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日付変更）（以下「変更後の基本計画」という。）を受けた対応については、別途定めることとする。</u> <u>【都計画 p.638～639】</u> <u>※ 変更後の基本計画を踏まえ、気象庁は令和元年5月31日から「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとした。このため、本章においては変更後の基本計画を受けた対応を別途定めるまでの間、気象庁が発表することとしていた「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応することとする。</u> <u>世田谷区地域防災計画（令和3年修正）では、東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正）に準拠し、「東海地震に関連する調査情報（臨時）」及び「東海地震注意情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応することとする。</u>	－	削除						
3										
3	554	【参考】南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件 「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。 ■「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件 「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します。 <table><tr><th>情報名</th><th>情報発表条件</th></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報</td><td>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</td></tr><tr><td>南海トラフ地震関連解説情報</td><td>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</td></tr></table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）	－	削除（第2章 へ移動）
情報名	情報発表条件									
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合									
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）									

章	頁	修正前	頁	修正後										
		※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります ■「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。 <table><tr><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr><tr><td>調査中</td><td>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上（※1）の地震（※2）が発生 ・1箇所以上のひずみ計（※3）での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</td></tr><tr><td>巨大地震警戒</td><td>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td></tr><tr><td>巨大地震注意</td><td>・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td></tr><tr><td>調査終了</td><td>（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td></tr></table>	キーワード	各キーワードを付記する条件	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上（※1）の地震（※2）が発生 ・1箇所以上のひずみ計（※3）での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合		
キーワード	各キーワードを付記する条件													
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上（※1）の地震（※2）が発生 ・1箇所以上のひずみ計（※3）での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測													
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合													
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合													
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合													
3	555	<監視領域とプレート境界> 平面図 断面図 想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側 50km 程度：図中黄枠部）	—	削除（第2章 へ移動）										

章	頁	修正前	頁	修正後
		(※1) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。 (※2) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。 (※3) 当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用します。 (※4) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。 ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。 ○ 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。 ○ 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。 ○ 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行っていません。 （出典）気象庁ホームページ：南海トラフ地震について 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件		
3	556	第2節 事前対策の目的等 1 対策の目的 <u>新設（修正前の第3章 第1節 より移動）</u>	448	第1節 事前対策の目的等 1 対策の目的 世田谷区の地域は、東海地震が発生した場合、震度5強以下と予想されるところから、強化地域として指定されていないため、区は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。 しかし、震度5強程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、東京は、高度に人口及び都市機能等が集中していることから、社会的混乱の発生が懸念されている。
3	－	<u>新設</u>	448	<u>このため、本章は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとるものとして策定する。</u>
3	556	<u>東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報等が発令された場合に、区、都及び各防災機関が一体となって地震被害の発生の防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。</u> <u>この対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条に基づき都防災会議が策定する地震防災強化計画を中心とするが、都地域防災計画において、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていない地域における応急対策及びその他の予防対策についても必要な事項が定められている。</u> <u>（1）この対策は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、都内全域を対象とし区、都及び防災機関等のとるべき事前対策の基本的事項を定める。</u> <u>（2）区及び防災機関等は、この対策に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実施す</u>	－	<u>削除</u>

章	頁	修正前	頁	修正後
		るものとする。		
3	556	2 基本的な考え方 (1) 東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で ある 。 この章では、東海地震の発災前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。	448	2 基本的な考え方 (1) 東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、 これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされていた 。 しかし、中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」報告（平成29年9月）で、現在の科学技術では、確度の高い地震の予測はできないとされたことから、平成29年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている。（従前は、前兆的な「ゆっくりすべり」を監視し、通常とは異なる変化が観測された場合に「東海地震に関連する情報」が気象庁から発表されていた。） そのため、南海トラフ沿いにおける地震に対する区の防災対応は南海トラフ地震等防災対策に基づくものとする。なお、この章では、大震法が廃止されていない状況を踏まえ、 東海地震の発災前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。
3	557	(7) 調査情報、注意情報、予知情報、警戒宣言などが発せられた場合においても、区の都市機能を極力平常どおり確保することを基本とする。 (中略) ウ 警戒宣言の発令から、地震が発生するか又は警戒宣言が解除されるまで (ア) 社会的混乱を防止するための対応措置をとる。 (イ) 都市機能を極力平常どおり確保するため、区役所等の窓口業務等は平常どおり行う。 (ウ) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置をとる。東海地震に係る予防対策は、第2部第2章～第12章 第5節 「第1 予防対策」で対処する。 エ 東海地震の発災後の対応措置 東海地震に係る応急対策は、第2部第2章～第12章 第5節 「第2 応急対策」、「第3 復旧対策」で対処する。 ※ 世田谷区の地域は、強化地域 でないところ から、「大規模地震対策特別措置法」が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。	448	(7) 調査情報、注意情報、予知情報、警戒宣言などが発せられた場合においても、区の都市機能を極力平常どおり確保することを基本とする。 (中略) ウ 警戒宣言の発令から、地震が発生するか又は警戒宣言が解除されるまで (ア) 社会的混乱を防止するための対応措置をとる。 (イ) 都市機能を極力平常どおり確保するため、区役所等の窓口業務等は平常どおり行う。 (ウ) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置をとる。東海地震に係る予防対策は、第2部第2章～第12章 第3節 「第1 予防対策」で対処する。 エ 東海地震の発災後の対応措置 東海地震に係る応急対策は、第2部第2章～第12章 第3節 「第2 応急対策」、「第3 復旧対策」で対処する。 ※ 世田谷区の地域は、強化地域 でないこと から、「大規模地震対策特別措置法」が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。
3	558	第3節 区、都及び防災機関の役割	450	第2節 区、都及び防災機関の役割
3	558	第4節 区民・事業所等のとるべき措置 1 区民のとるべき措置3 事業所のとるべき措置 2 防災区民組織のとるべき措置	450	第3節 区民・事業所等のとるべき措置 削除
3	559	1 区民のとるべき措置 (第2部第2章第5節再掲) (1) 平常時	451	1 区民のとるべき措置 (1) 平常時

章	頁	修正前	頁	修正後
		① 自助による3日以上の食料備蓄 ② 飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）を3日以上分の備蓄、地域内の応急給水拠点の確認 ③ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ④ 日頃からの出火の防止 ⑤ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備 ⑥ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止、窓ガラスへの飛散防止フィルム等の貼り付け ⑦ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策 ⑧ 水、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備 ⑨ 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や安否確認・連絡方法（災害伝言ダイヤル171、携帯電話の災害用伝言板、遠くの親戚宅等）の各家庭における確認 ⑩ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え ⑪ 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備 ⑫ 災害時の情報収集や発信等に重要な携帯電話の充電バッテリー等の準備 ⑬ 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄（ローリングストック）の普及・啓発（最低3日間分、推奨1週間分） ⑭ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 ⑮ 区、都、東京消防庁・消防署、防災区民組織等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加、防災に対する知識・行動力の向上 ⑯ 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力 ⑰ 避難行動要支援者がいる家庭における、区の定める要件に従って、差支えない限りでの、区が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え ⑱ 災害発生時に備え、地域内の危険箇所の点検・把握、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検 ㉑ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与		震災編 第2部第2章第3節「第1 予防対策」を準用する。
3	560	（3）警戒宣言が発せられたときから発災まで ③ ④ テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認する。棚の中の重い物をおろす。	451	（3）警戒宣言が発せられたときから発災まで ③ 消火器の置き場所、消火用水等を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。 ④ テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認する。棚の中の重い物をおろす。
3	560	⑨ 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。	452	⑨ 防火素材で、なるべく動きやすい服装にする。
3	561	2 防災区民組織のとりべき措置 （1）平常時 ① 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。 ② 情報の収集・伝達体制を確立する。 ア 区及び防災機関からされた情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。	452	2 防災区民組織のとりべき措置 （1）平常時 震災編 第2部第2章第3節「第1 予防対策」を準用する。

章	頁	修正前	頁	修正後				
		イ 地区ごとに、収集・伝達すべき情報を定めておく。 ③ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。 ④ 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。 ⑤ 消火、救助、炊き出し資機材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。 ⑥ 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。 ⑦ 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。						
3	562	3 事業所のとるべき措置 (1) 平常時 ① 消防計画、事業所防災計画、BCP（事業継続計画）等の作成 世田谷区は強化地域に指定されていないが、事業所においては、努めて第3章第5節2「(1) 消防計画、事業所防災計画等の作成」記載の内容を消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画、全体についての消防計画に規定しておく。 ② 従業員等に対する防災教育の実施 ③ 自衛消防訓練の実施 ④ 情報の収集・伝達体制の確立 ⑤ 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策 ⑥ 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄	453	3 事業所のとるべき措置 (1) 平常時 第2部第2章第3節「第1 予防対策」を準用する。				
3	563	第5節 災害予防対策 <table border="1"><tr><td>1 広報及び教育</td><td>3 防災訓練の充実</td></tr><tr><td>2 事業所に対する指導等</td><td></td></tr></table> 地震による被害を未然に防止するための予防対策は、第2部第2章～第12章「第1 予防対策」に基づき実施しているところであるが、東海地震については、地震予知ということが前提となっており、これは震災対策上初めてのことである。そこで、区及び防災関係機関は平常時からあらゆる機会を利用して、区民が東海地震に対する知識を習得するとともに警戒宣言発令時等に的確な行動がとれるよう、広報及び教育を行い区民の地震に対する意識の啓発を行う。	1 広報及び教育	3 防災訓練の充実	2 事業所に対する指導等		454	第4節 災害予防対策 削除 区及び防災関係機関は平常時からあらゆる機会を利用して、区民が東海地震に対する知識を習得するとともに警戒宣言発令時等に的確な行動がとれるよう、広報及び教育を行い区民の地震に対する意識の啓発を行う。
1 広報及び教育	3 防災訓練の充実							
2 事業所に対する指導等								
3	565	1 広報及び教育 (1) 防災広報 ③ 広報の方法 テレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報、インターネット等による速報的な広報、印刷物等による地域的・現場的広報等により実施する。 ア テレビ、ラジオ、新聞等による広報 (ア) 世田谷サービス公社 (エフエム世田谷)、世田谷ケーブルテレビ協議会等、地域情報メディアである協定団体と協力し防災知識の普及を図る。 (イ) 区及び各防災機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。 イ インターネット等による広報	455	1 広報及び教育 (1) 防災広報 ③ 広報の方法 テレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報、インターネット等による速報的な広報、印刷物等による地域的・現場的広報等により実施する。 ア テレビ、ラジオ、新聞等による広報 (ア) 世田谷サービス公社、世田谷ケーブルテレビ協議会等、地域情報メディアである協定団体と協力し防災知識の普及を図る。 (イ) 区及び各防災機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。 イ インターネット・アプリ等による広報				

章	頁	修正前	頁	修正後						
		世田谷区ホームページ、 ツイッター 、メール配信サービス等や関係機関へのリンク等を活用して防災知識の普及を図る。		防災ポータル 、世田谷区ホームページ、 X（旧ツイッター） 、 LINE 、メール配信サービス等や関係機関へのリンク等を活用して防災知識の普及を図る。						
3	570	3 防災訓練の充実 <table><tr><td>その他防災機関訓練</td><td>都水道局</td><td> 1 訓練内容 訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び政策連携団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 (1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練 (2) 個別訓練 ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的に実施するほか、必要に応じて随時行う。 </td></tr></table>	その他防災機関訓練	都水道局	1 訓練内容 訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び政策連携団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 (1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練 (2) 個別訓練 ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的に実施するほか、必要に応じて随時行う。	459	3 防災訓練の充実 <table><tr><td>その他防災機関訓練</td><td>都水道局</td><td> 1 訓練内容 訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び東京都政策連携団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 (1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練 (2) 個別訓練 ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的に実施するほか、必要に応じて随時行う。 </td></tr></table>	その他防災機関訓練	都水道局	1 訓練内容 訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び東京都政策連携団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 (1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練 (2) 個別訓練 ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的に実施するほか、必要に応じて随時行う。
その他防災機関訓練	都水道局	1 訓練内容 訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び政策連携団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 (1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練 (2) 個別訓練 ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的に実施するほか、必要に応じて随時行う。								
その他防災機関訓練	都水道局	1 訓練内容 訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び東京都政策連携団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 (1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練 (2) 個別訓練 ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的に実施するほか、必要に応じて随時行う。								
3	571	<table><tr><td>その他防災機関訓練</td><td>東京電力グループ</td><td> 大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの また、国及び地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。 </td></tr></table>	その他防災機関訓練	東京電力 グループ	大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの また、国及び地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。	459	<table><tr><td>その他防災機関訓練</td><td>東京電力パワーグリッド</td><td> 大規模な地震に係る防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの また、国及び地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。 </td></tr></table>	その他防災機関訓練	東京電力 パワーグリッド	大規模な地震に係る防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの また、国及び地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。
その他防災機関訓練	東京電力 グループ	大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの また、国及び地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。								
その他防災機関訓練	東京電力 パワーグリッド	大規模な地震に係る防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの また、国及び地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。								
3	571	<table><tr><td>その他防災機関訓練</td><td>東京ガス</td><td> 地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施する。 訓練内容は、次のとおりである。 1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス工作の巡視、点検等 5 資機材等の点検 6 事業所間との連携 7 警戒解除宣言に係る措置 8 需要家等に対する要請 </td></tr></table>	その他防災機関訓練	東京 ガス	地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施する。 訓練内容は、次のとおりである。 1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス工作の巡視、点検等 5 資機材等の点検 6 事業所間との連携 7 警戒解除宣言に係る措置 8 需要家等に対する要請	460	<table><tr><td>その他防災機関訓練</td><td>東京ガスグループ</td><td> 地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施する。 訓練内容は、次のとおりである。 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス工作の巡視、点検等 5 資機材等の点検 6 事業所間との連携 7 警戒解除宣言に係る措置 8 需要家等に対する要請 </td></tr></table>	その他防災機関訓練	東京 ガスグループ	地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施する。 訓練内容は、次のとおりである。 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス工作の巡視、点検等 5 資機材等の点検 6 事業所間との連携 7 警戒解除宣言に係る措置 8 需要家等に対する要請
その他防災機関訓練	東京 ガス	地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施する。 訓練内容は、次のとおりである。 1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス工作の巡視、点検等 5 資機材等の点検 6 事業所間との連携 7 警戒解除宣言に係る措置 8 需要家等に対する要請								
その他防災機関訓練	東京 ガスグループ	地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施する。 訓練内容は、次のとおりである。 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス工作の巡視、点検等 5 資機材等の点検 6 事業所間との連携 7 警戒解除宣言に係る措置 8 需要家等に対する要請								
3	572		460							

章	頁	修正前				頁	修正後			
			その他防災機関訓練	NTT 東日本	地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒 <u>宣言時</u> の地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする <u>もの</u> <u>国又は都及び各区</u> 市町村等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。			その他防災機関訓練	NTT 東日本	<u>大規模地震を想定し</u> 、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒 <u>宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における</u> 地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする <u>事項</u> <u>中央防災会議、あるいは都道府県、市町村防災会議</u> 等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
3	572	第 <u>6</u> 節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応				461	第 <u>5</u> 節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応			
		<u>1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応</u> <u>2 東海地震注意情報発表時の対応</u>					削除			

章	頁	修正前	頁	修正後
3	574	【東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図】 区市町村 防災担当課 出張所 都各局 主要事業所 区市町村立学校 指定地方行政機関 関東総合通信局 関東森林管理局 関東地方整備局 関東運輸局 東京航空局 第三管区海上保安本部 関東財務局 東京財務事務所 関東信越厚生局 関東農政局 関東経済産業局 関東東北産業保安監督部 気象庁東京管区气象台 東京労働局 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 指定公共機関 日本郵便東京支社 NTT東日本 コミュニケーションズ NTTドコモ 日本銀行 日本赤十字社東京都支部 日本放送協会 東日本高速道路関東支社 中日本高速道路東京支社・八王子支社 首都高速道路 水資源機構 国立病院機構 KDDI ソフトバンク JR東日本 JR東海 JR貨物 東京ガス 日本通運 福山通運 佐川急便 ヤマト運輸 西濃運輸 東京電力グループ 指定地方公共機関 私鉄各社 東海汽船 都トラック協会 都庁輸送組合 東京都医師会 東京都歯科医師会 東京都薬剤師会 献血供給事業団 東京獣医師会 民間放送協会 東京バス協会 東京ハイヤー・タクシー協会 東京都個人タクシー協会 日本エレベーター協会関東支部 東京消防庁 消防方面本部 消防署（分署・出張所） 消防団 警視庁 本部各課 方面本部 警察署 交番等 凡例 - 防災情報システム - 東京都防災行政無線 - 無線・有線電話等 - 有線電話 - 庁内放送	462	【東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図】 区市町村 防災担当課 出張所 都各局 主要事業所 区市町村立学校 指定地方行政機関 関東総合通信局 関東森林管理局 関東地方整備局 関東運輸局 東京航空局 第三管区海上保安本部 関東財務局 東京財務事務所 関東信越厚生局 関東農政局 関東経済産業局 関東東北産業保安監督部 気象庁東京管区气象台 東京労働局 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 指定公共機関 日本郵便東京支社 NTT東日本 コミュニケーションズ NTTドコモ 日本銀行 日本赤十字社東京都支部 日本放送協会 東日本高速道路関東支社 中日本高速道路東京支社・八王子支社 首都高速道路 水資源機構 国立病院機構 KDDI ソフトバンク JR東日本 JR東海 JR貨物 東京ガス 日本通運 福山通運 佐川急便 ヤマト運輸 西濃運輸 東京電力グループ 指定地方公共機関 私鉄各社 東海汽船 都トラック協会 東京都医師会 東京都歯科医師会 東京都薬剤師会 献血供給事業団 東京獣医師会 民間放送協会 東京バス協会 東京ハイヤー・タクシー協会 東京都個人タクシー協会 日本エレベーター協会関東支部 東京消防庁 消防方面本部 消防署（分署・出張所） 消防団 警視庁 本部各課 方面本部 警察署 交番等 凡例 - 防災情報システム - 東京都防災行政無線 - 無線・有線電話等 - 有線電話 - 庁内放送

章	頁	修正前	頁	修正後						
3	576	2 東海地震注意情報発表時の対応 (2) 情報活動 ② 区における伝達系統及び伝達手段 地域系防災行政無線一斉通報、固定系防災行政無線戸別受信機一斉通報、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Fネット）を活用する。 都総務局 総合防災部 世田谷区 (危機管理室) 区各部 総合支所 保健福祉センター まちづくりセンター 区立施設 教育施設 凡例 無線 ——有線	464	2 東海地震注意情報発表時の対応 (2) 情報活動 ② 区における伝達系統及び伝達手段 地域系防災行政無線一斉通報、固定系防災行政無線戸別受信機一斉通報、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Fネット）を活用する。 都総務局 総合防災部 世田谷区 (危機管理部) 区各部 総合支所 保健福祉センター まちづくりセンター 区立施設 教育施設 凡例 無線 ——有線						
3	576	(3) 伝達体制 <table><tr><td>区</td><td>災対統括部 災対財政・広報部</td><td>都から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各所管等に伝達する。</td></tr></table>	区	災対統括部 災対財政・広報部	都から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各所管等に伝達する。	464	(3) 伝達体制 <table><tr><td>区</td><td>◎災対統括部 災対財政・広報部</td><td>都から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各所管等に伝達</td></tr></table>	区	◎災対統括部 災対財政・広報部	都から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各所管等に伝達
区	災対統括部 災対財政・広報部	都から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各所管等に伝達する。								
区	◎災対統括部 災対財政・広報部	都から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各所管等に伝達								
3	577	都各局 ① 都総務局総合防災部は、注意情報を受けたときは、防災行政無線、有線電話及びその他の手段の活用により、直ちにその旨を区市町村、都各局、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊等の各関係機関に伝達 ② 都各局は、都総務局総合防災部から注意情報を受けたときは、有線電話、無線電話等の活用により直ちに部内各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上传達が必要な関係機関に対し周知 ③ 都生活文化局は、上記2のほか、私立学校に対して、以下のとおり伝達 i 幼稚園、専修学校及び各種学校は、所管庁（都・区市）を通じて、電子メール等により伝達 ii 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へは、東京私立初等学校協会及び(一財)東京私立中学高等学校協会を通じて、電話連絡網等により伝達 ④ 都教育庁は、上記2のほか、都立学校及び区市町村教育委員会に伝達	464 ～ 465	都各局 ① 都総務局総合防災部は、注意情報を受けたときは、防災行政無線、有線電話及びその他の手段の活用により、直ちにその旨を区市町村、都各局、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊等の各関係機関に伝達 ② 都各局は、都総務局総合防災部から注意情報を受けたときは、有線電話、無線電話等の活用により直ちに部内各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上传達が必要な関係機関に対し周知 ③ 都生活文化スポーツ局は、上記2のほか、私立学校に対して、以下のとおり伝達 i 幼稚園、専修学校及び各種学校は、所管庁（都・区市）を通じて、電子メール等により伝達 ii 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へは、東京私立初等学校協会及び一般財団法人東京私立中学高等学校協会を通じて、電話連絡網等により伝達 ④ 都教育庁は、上記2のほか、都立学校及び区市町村教育委員会に伝達						
3	577 ～ 578	(5) 防災機関の活動体制 <table><tr><td>東京消防庁・消防署・消防団</td><td>注意情報を受けた場合、震災警戒態勢を発令の上、災害活動を除く平常時の消防業務を停止又は縮小し、次の措置をとる。 ア 東京消防庁管内における活動体制 (ア) 全消防職員及び全消防団員の非常招集</td></tr></table>	東京消防庁・消防署・消防団	注意情報を受けた場合、震災警戒態勢を発令の上、災害活動を除く平常時の消防業務を停止又は縮小し、次の措置をとる。 ア 東京消防庁管内における活動体制 (ア) 全消防職員及び全消防団員の非常招集	465 ～ 466	(5) 防災機関の活動体制 <table><tr><td>東京消防庁・消防署・消防団</td><td>注意情報を受けた場合、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令の上、災害活動を除く平常時の消防業務を停止又は縮小し、次の措置をとる。 ア 東京消防庁管内における活動体制 (ア) 震災態勢</td></tr></table>	東京消防庁・消防署・消防団	注意情報を受けた場合、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令の上、災害活動を除く平常時の消防業務を停止又は縮小し、次の措置をとる。 ア 東京消防庁管内における活動体制 (ア) 震災態勢		
東京消防庁・消防署・消防団	注意情報を受けた場合、震災警戒態勢を発令の上、災害活動を除く平常時の消防業務を停止又は縮小し、次の措置をとる。 ア 東京消防庁管内における活動体制 (ア) 全消防職員及び全消防団員の非常招集									
東京消防庁・消防署・消防団	注意情報を受けた場合、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令の上、災害活動を除く平常時の消防業務を停止又は縮小し、次の措置をとる。 ア 東京消防庁管内における活動体制 (ア) 震災態勢									

章	頁	修正前		頁	修正後	
			(イ) 震災消防活動部隊の編成 (ウ) 関係防災機関 (警察署) への職員の派遣 (エ) 救急医療情報の収集体制の強化 (オ) 救助・救急資機（器）材の準備 (カ) 情報受信体制の強化 (キ) 高所見張員の派遣 (ク) 出火防止、初期消火等の広報の準備 (ケ) その他消防活動上必要な情報の収集			a 情報収集体制を強化 b 震災対策資器材等の準備 (イ) 震災非常配備態勢 主に次の対策をとる。 a 全消防職員及び全消防団員の非常招集 b 震災消防活動部隊の編成 c 気象庁及び関係防災機関への職員の派遣 d 救急医療情報の収集体制の強化 e 救助・救急資機（器）材の準備 f 情報受信体制の強化 g 高所見張員の派遣 h 出火防止、初期消火等の広報の準備 i その他消防活動上必要な情報の収集
3	578	NTT 東日本	東海地震注意情報の連絡を受けた場合又は、警戒宣言が発せられた場合、非常態勢を発令、速やかに地震災害警戒本部を設置し、地震防災応急対策を効果的に実施するため次の各号に掲げる事項について、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行う。 (1) 通信そ通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる「通信手段の確保状況 (2) 所轄する事業部門及び地域等における地震防災応急対策の実施状況 (3) 社員の確保及び避難の状況 (4) 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 (5) その他地震防災応急対策実施上必要な情報及び要望事項等	466	NTT 東日本	東海地震に関連する調査情報が発せられた場合、平常時の活動を継続しつつ、当該情報に関する情報共有を行う。なお、情報の内容に応じ、連絡要員を確保する等、必要な措置を講じる。
3	578	東京電力パワーグリッド株式会社 渋谷支社	(1) 東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社世田谷営業センター非常災害対策支部（準備態勢）を設置する。 (2) 関連請負会社へ情報連絡する。 (3) その他、警戒宣言が発せられた場合に備えての諸準備を開始する。	466	東京電力パワーグリッド株式会社 渋谷支社	(1) 東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社 (世田谷事務所) 非常災害対策支部（準備態勢）を設置する。 (2) 関連請負会社へ情報連絡する。 (3) その他、警戒宣言が発せられた場合に備えての諸準備を開始する。
3	578	東京 ガス	(1) 対策本部、対策支部の設置準備に入る。 (2) 関連企業へ情報連絡する。 (3) その他、警戒宣言が発せられた場合に備えての諸準備を開始する。	466	東京 ガスグループ	(1) 対策本部、対策支部の設置準備に入る。 (2) 関連企業へ情報連絡する。 (3) その他、警戒宣言が発せられた場合に備えての諸準備を開始する。
3	578			466		

章	頁	修正前		頁	修正後	
	～ 579	首都高速道路	(1) 東海地震注意情報を受けた場合は、緊急体制をとり、 あらかじめ指定された 役員及び社員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。 (2) 地震発生に備え、あらかじめ定められた点検体制 及び点検事項により地震発生前に点検を実施する 。		首都高速道路	(1) 東海地震注意情報を受けた場合は、緊急体制をとり、 速やかに 役員及び社員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。 (2) 地震発生に備え、あらかじめ定められた点検体制 の構築など必要な措置を講じる 。
3	579	世田谷サービス公社 (エフエム世田谷)	(1) 放送態勢 注意情報の連絡が入った場合、速やかに特別放送態勢に入る。 (2) 放送内容 ① 注意情報の解説 ② 今後の情報に注意する呼びかけ ③ 混乱の防止と防災知識の啓発	466 ～ 467	世田谷サービス公社	(1) 放送態勢 注意情報の連絡が入った場合、速やかに特別放送態勢に入る。 (2) 放送内容 ① 注意情報の解説 ② 今後の情報に注意する呼びかけ ③ 混乱の防止と防災知識の啓発
3	579	(6) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報 ① 区の広報対応措置 ア 注意情報は、防災無線塔、広報車、窓口等の掲示物、世田谷区ホームページ、災害・防犯情報メール配信サービス、災害情報テレホンサービス、電光表示板で周知する。また、世田谷サービス公社(エフエム世田谷)、世田谷ケーブルテレビ協議会(ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツツ・コミュニケーションズ)へ放送依頼を行う。		467	(6) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報 ① 区の広報対応措置 ア 注意情報は、防災無線塔、広報車、窓口等の掲示物、 防災ポータル 、世田谷区ホームページ、災害・防犯情報メール配信サービス、災害情報テレホンサービス、電光表示板で周知する。また、世田谷サービス公社、世田谷ケーブルテレビ協議会(ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツツ・コミュニケーションズ)へ放送依頼を行う。	
3	580	イ 関連情報は、窓口等の掲示物、世田谷区ホームページ、電光表示板、臨時パンフレット、広報紙で周知する。また、世田谷サービス公社(エフエム世田谷)、世田谷ケーブルテレビ協議会(ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツツ・コミュニケーションズ)へ放送依頼を行う。		467 ～ 468	イ 関連情報は、窓口等の掲示物、 防災ポータル 、世田谷区ホームページ、電光表示板、臨時パンフレット、広報紙で周知する。また、世田谷サービス公社、世田谷ケーブルテレビ協議会(ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツツ・コミュニケーションズ)へ放送依頼を行う。	
3	580	③ 都の広報対応措置 具体的には、旅行の自粛、児童生徒の登下校等に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元、危険物の管理や家具の転倒防止 他 の安全対策の実施等である。		468	③ 都の広報対応措置 具体的には、旅行の自粛、児童生徒の登下校等に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元、危険物の管理や家具の転倒防止 その他 の安全対策の実施等である。	
3	581	東急電鉄	① 従業員は、冷静に旅客の応対に努めるとともに、状況に応じ、旅客にわかりやすい内容の表現で放送し、混乱を起こさぬよう に努める。 ② 状況により、改札規制及び入場制限等の措置を行う。 ③ 状況により、早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止	469	東急電鉄	① お知らせモニター放送装置、ホームページ等を活用しお客さまに情報提供を行い、駅構内の混乱防止 に努める。 ② 状況により、改札規制及び入場制限等の措置を行う。 ③ 状況により、早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止
3	582	第7節 警戒宣言時の応急活動体制		470	第6節 警戒宣言時の応急活動体制	
		1 活動態勢 2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達			5 学校、社会福祉施設等の対策 6 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策 削除	

章	頁	修正前	頁	修正後
		3 消防、危険物等対策 4 警備、交通、公共輸送対策 7 生活物資対策 8 金融対策		
3	582	<警戒宣言文の一例> 東海地震の地震災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼び掛け 大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発表します。 本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。 この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。 強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。 なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。 地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。 平成 年 月 日 内閣総理大臣〇〇〇〇	470	<警戒宣言文の一例> 東海地震の地震災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼び掛け 大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発表します。 本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。 この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。 強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。 なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。 地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。 令和 年 月 日 内閣総理大臣〇〇〇〇
3	583	1 活動態勢 (1) 区の活動態勢<u>(第1非常配備態勢)</u> ② 本部の設置場所 世田谷区災害対策本部は、第三庁舎に設置する。	471	1 活動態勢 (1) 区の活動態勢 ② 本部の設置場所 世田谷区災害対策本部は、本庁舎東棟に設置する。
3	584 ～ 585	(4) 相互応援協力 ○ 区長及び防災機関等の代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は他の区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、ひとまず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理する。 応援を求める理由（あつせんを求める理由） 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ） 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 応援を必要とする日時、活動時間 応援を必要とする場所 応援を必要とする活動内容 その他必要な事項	472	(4) 相互応援協力 ○ 区による都に対する応急措置の要請若しくは応援を求めようとするとき、又は他の区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときについては、震災編 第2部第5章第3節第2「3 応援協力・派遣要請」を準用する。

章	頁	修正前	頁	修正後
3	585	2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達 警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、区及び防災関係機関は、警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられた場合は、機関内部に迅速かつ的確に伝達するとともに、区民に対する広報を緊急に実施する必要がある。 ここでは、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し、必要な事項を定める。	473	2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達 警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、区及び防災関係機関は、警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、機関内部に迅速かつ的確に伝達するとともに、区民に対する広報を緊急に実施する必要がある。 ここでは、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し、必要な事項を定める。
3	585	(1) 警戒宣言等の伝達 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりとする ① 都、防災関係機関の伝達系統及び伝達手段 伝達系統は、地域系防災行政無線一斉通報、固定系防災行政無線戸別受信機一斉通報、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Fネット）を活用する。 ア 都における伝達系統及び伝達手段 第3章第6節1「(2) 調査情報（臨時）発表時の情報活動等」に示す「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」と同じ。 イ 区民に対する伝達系統及び伝達手段 防災無線塔からのサイレン吹鳴・音声放送、各種防災行政無線による一斉通報、世田谷サービス公社（エフエム世田谷）、世田谷ケーブルテレビ協議会、広報車、看板等掲示物、緊急印刷物、世田谷区ホームページ、災害・防犯情報メール配信サービス、災害情報テレホンサービス、電光表示板を活用する。	473	(1) 警戒宣言等の伝達 ① 都、防災関係機関の伝達系統及び伝達手段 伝達系統は、地域系防災行政無線一斉通報、固定系防災行政無線戸別受信機一斉通報、総合防災情報システム、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Fネット）を活用する。 ア 都における伝達系統及び伝達手段 第3章第6節1「(2) 調査情報（臨時）発表時の情報活動等」に示す「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」と同じ。 イ 区民に対する伝達系統及び伝達手段 防災無線塔からのサイレン吹鳴・音声放送、各種防災行政無線による一斉通報、世田谷サービス公社、世田谷ケーブルテレビ協議会、広報車、看板等掲示物、緊急印刷物、防災ポータル、世田谷区ホームページ、X（旧ツイッター）、LINE、災害・防犯情報メール配信サービス、災害情報テレホンサービス、電光表示板を活用する。

章	頁	修正前	頁	修正後
3		【関係機関に対する警戒宣言の連絡伝達系統図】 凡例 —— 防災情報システム - - - 東京都防災行政無線 - · - · 無線・有線電話等 —— 有線電話 —— 庁内放送	—	削除

章	頁	修正前	頁	修正後												
3	588	② 伝達態勢 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>ア 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部、区立施設並びに防災関係機関に対し、地域系防災無線一斉通報、固定系防災無線戸別受信機一斉通報、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Ｆネット）等で伝達するとともに、区災対教育部会を通じて区立学校（区立幼稚園）に伝達する。</td></tr><tr><td>イ 区民に対しては、防災無線塔によるほか、警視庁・警察署・東京消防庁・消防署の協力を得てサイレンの吹鳴による防災信号（図参照）並びに広報車、立看板、掲示物、世田谷区ホームページ、災害・防犯情報メール、電光表示板、緊急印刷物、協定団体である世田谷サービス公社（エフエム世田谷）・世田谷ケーブルテレビ協議会への放送依頼等を活用し、警戒宣言が発せられたことを伝達する。</td></tr><tr><td>ウ 区防災無線によるサイレンは、吹鳴した後、直ちに音声により警戒宣言が発せられた旨の広報を実施する。（警戒宣言時の広報文例参照）</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	ア 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部、区立施設並びに防災関係機関に対し、地域系防災無線一斉通報、固定系防災無線戸別受信機一斉通報、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Ｆネット）等で伝達するとともに、区災対教育部会を通じて区立学校（区立幼稚園）に伝達する。	イ 区民に対しては、防災無線塔によるほか、警視庁・警察署・東京消防庁・消防署の協力を得てサイレンの吹鳴による防災信号（図参照）並びに広報車、立看板、掲示物、世田谷区ホームページ、災害・防犯情報メール、電光表示板、緊急印刷物、協定団体である世田谷サービス公社（ エフエム世田谷 ）・世田谷ケーブルテレビ協議会への放送依頼等を活用し、警戒宣言が発せられたことを伝達する。	ウ 区防災無線によるサイレンは、吹鳴した後、直ちに音声により警戒宣言が発せられた旨の広報を実施する。（警戒宣言時の広報文例参照）	474	② 伝達態勢 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="3">区</td><td>ア 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部、区立施設並びに防災関係機関に対し、地域系防災無線一斉通報、固定系防災無線戸別受信機一斉通報、総合防災情報システム、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Ｆネット）等で伝達するとともに、区災対教育部会を通じて区立学校（区立幼稚園）に伝達する。</td></tr><tr><td>イ 区民に対しては、防災無線塔によるほか、警視庁・警察署・東京消防庁・消防署の協力を得てサイレンの吹鳴による防災信号（図参照）並びに広報車、立看板、掲示物、防災ポータル、世田谷区ホームページ、X（旧ツイッター）、LINE、災害・防犯情報メール、電光表示板、緊急印刷物、協定団体である世田谷サービス公社・世田谷ケーブルテレビ協議会への放送依頼等を活用し、警戒宣言が発せられたことを伝達する。</td></tr><tr><td>ウ 区防災無線によるサイレンは、吹鳴した後、直ちに音声により警戒宣言が発せられた旨の広報を実施する。（警戒宣言時の広報文例参照）</td></tr></table>	機関名	対策内容	区	ア 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部、区立施設並びに防災関係機関に対し、地域系防災無線一斉通報、固定系防災無線戸別受信機一斉通報、 総合防災情報システム 、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Ｆネット）等で伝達するとともに、区災対教育部会を通じて区立学校（区立幼稚園）に伝達する。	イ 区民に対しては、防災無線塔によるほか、警視庁・警察署・東京消防庁・消防署の協力を得てサイレンの吹鳴による防災信号（図参照）並びに広報車、立看板、掲示物、 防災ポータル 、世田谷区ホームページ、 X（旧ツイッター） 、 LINE 、災害・防犯情報メール、電光表示板、緊急印刷物、協定団体である世田谷サービス公社・世田谷ケーブルテレビ協議会への放送依頼等を活用し、警戒宣言が発せられたことを伝達する。	ウ 区防災無線によるサイレンは、吹鳴した後、直ちに音声により警戒宣言が発せられた旨の広報を実施する。（警戒宣言時の広報文例参照）
機関名	対策内容															
区	ア 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部、区立施設並びに防災関係機関に対し、地域系防災無線一斉通報、固定系防災無線戸別受信機一斉通報、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Ｆネット）等で伝達するとともに、区災対教育部会を通じて区立学校（区立幼稚園）に伝達する。															
	イ 区民に対しては、防災無線塔によるほか、警視庁・警察署・東京消防庁・消防署の協力を得てサイレンの吹鳴による防災信号（図参照）並びに広報車、立看板、掲示物、世田谷区ホームページ、災害・防犯情報メール、電光表示板、緊急印刷物、協定団体である世田谷サービス公社（ エフエム世田谷 ）・世田谷ケーブルテレビ協議会への放送依頼等を活用し、警戒宣言が発せられたことを伝達する。															
	ウ 区防災無線によるサイレンは、吹鳴した後、直ちに音声により警戒宣言が発せられた旨の広報を実施する。（警戒宣言時の広報文例参照）															
機関名	対策内容															
区	ア 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部、区立施設並びに防災関係機関に対し、地域系防災無線一斉通報、固定系防災無線戸別受信機一斉通報、 総合防災情報システム 、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Ｆネット）等で伝達するとともに、区災対教育部会を通じて区立学校（区立幼稚園）に伝達する。															
	イ 区民に対しては、防災無線塔によるほか、警視庁・警察署・東京消防庁・消防署の協力を得てサイレンの吹鳴による防災信号（図参照）並びに広報車、立看板、掲示物、 防災ポータル 、世田谷区ホームページ、 X（旧ツイッター） 、 LINE 、災害・防犯情報メール、電光表示板、緊急印刷物、協定団体である世田谷サービス公社・世田谷ケーブルテレビ協議会への放送依頼等を活用し、警戒宣言が発せられたことを伝達する。															
	ウ 区防災無線によるサイレンは、吹鳴した後、直ちに音声により警戒宣言が発せられた旨の広報を実施する。（警戒宣言時の広報文例参照）															
3	589	（２）警戒宣言時の広報 警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えての防災措置が実施される一方、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられる。これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット、ツイッターなどソーシャルメディア等の媒体を活用した広報のほか、区及び防災関係機関においても必要な広報活動を実施する。	475	（２）警戒宣言時の広報 警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えての防災措置が実施される一方、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられる。また、デマや流言等が SNS で拡散するおそれもある。これらに対処するため、テレビ、ラジオ、防災ポータル、世田谷区ホームページ、X（旧ツイッター）、LINE等の媒体を活用した広報のほか、区及び防災関係機関においても必要な広報活動を実施する。												
3	590 ～ 591	① 広報 ア 区の広報 （カ）広報の実施方法 区防災行政無線、広報車、庁舎や区立施設の玄関等に立看板等を掲げる、窓口等の掲示物、世田谷区ホームページ、電光表示板、緊急印刷物、協定団体である世田谷サービス公社（エフエム世田谷）や世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イッツ・コミュニケーションズ）への放送依頼等を活用して行う。また、防災区民組織等を通じた広報活動も併せて行う。	476	① 広報 ア 区の広報 （カ）広報の実施方法 区防災行政無線、広報車、庁舎や区立施設の玄関等に立看板等を掲げる、窓口等の掲示物、防災ポータル、世田谷区ホームページ、X（世田谷区危機管理部・世田谷区広報）、LINE、電光表示板、緊急印刷物、協定団体である世田谷サービス公社や世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イッツ・コミュニケーションズ）への放送依頼等を活用して行う。また、防災区民組織等を通じた広報活動も併せて行う。												
3	591	② 報道機関への発表 区は、警戒宣言時、区民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう、協定団体である世田谷サービス公社（エフエム世田谷）や世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イッツ・コミュニケーションズ）に対して、予想される地震や防災機関の対応及び社会状況など各種、情報の提供を行う。	477	② 報道機関への発表 区は、警戒宣言時、区民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう、協定団体である世田谷サービス公社や世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イッツ・コミュニケーションズ）に対して、予想される地震や防災機関の対応及び社会状況など各種、情報の提供を行う。												

章	頁	修正前	頁	修正後												
3	591 ～ 592	③ 放送要請 区は警戒宣言時において、区民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、区民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に、協定団体である世田谷サービス公社（エフエム世田谷）や世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）に放送要請する。	477	③ 放送要請 区は警戒宣言時において、区民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、区民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に、協定団体である世田谷サービス公社や世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）に放送要請する。												
3	592	（３）放送機関の対応措置 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>世田谷サービス公社 （エフエム世田谷）</td><td>a 災害放送態勢 社長を中心に放送態勢をとり、災害特別放送を実施する。</td></tr><tr><td>世田谷ケーブルテレビ協議会 （ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）</td><td>b 放送内容 （a）警戒宣言の内容と解説を明確にする。 （b）各機関の混乱防止対策を知らせるとともに、各自の平穏な行動を呼びかける。 （c）防災知識の啓発と防災情報の提供を行う。 （d）今後の情報に注意するよう呼びかける。</td></tr></table>	機関名	対策内容	世田谷サービス公社 （エフエム世田谷）	a 災害放送態勢 社長を中心に放送態勢をとり、災害特別放送を実施する。	世田谷ケーブルテレビ協議会 （ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）	b 放送内容 （a）警戒宣言の内容と解説を明確にする。 （b）各機関の混乱防止対策を知らせるとともに、各自の平穏な行動を呼びかける。 （c）防災知識の啓発と防災情報の提供を行う。 （d）今後の情報に注意するよう呼びかける。	477	（３）放送機関の対応措置 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>世田谷サービス公社</td><td>a 災害放送態勢 社長を中心に放送態勢をとり、災害特別放送を実施する。</td></tr><tr><td>世田谷ケーブルテレビ協議会 （ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）</td><td>b 放送内容 （a）警戒宣言の内容と解説を明確にする。 （b）各機関の混乱防止対策を知らせるとともに、各自の平穏な行動を呼びかける。 （c）防災知識の啓発と防災情報の提供を行う。 （d）今後の情報に注意するよう呼びかける。</td></tr></table>	機関名	対策内容	世田谷サービス公社	a 災害放送態勢 社長を中心に放送態勢をとり、災害特別放送を実施する。	世田谷ケーブルテレビ協議会 （ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）	b 放送内容 （a）警戒宣言の内容と解説を明確にする。 （b）各機関の混乱防止対策を知らせるとともに、各自の平穏な行動を呼びかける。 （c）防災知識の啓発と防災情報の提供を行う。 （d）今後の情報に注意するよう呼びかける。
機関名	対策内容															
世田谷サービス公社 （エフエム世田谷）	a 災害放送態勢 社長を中心に放送態勢をとり、災害特別放送を実施する。															
世田谷ケーブルテレビ協議会 （ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）	b 放送内容 （a）警戒宣言の内容と解説を明確にする。 （b）各機関の混乱防止対策を知らせるとともに、各自の平穏な行動を呼びかける。 （c）防災知識の啓発と防災情報の提供を行う。 （d）今後の情報に注意するよう呼びかける。															
機関名	対策内容															
世田谷サービス公社	a 災害放送態勢 社長を中心に放送態勢をとり、災害特別放送を実施する。															
世田谷ケーブルテレビ協議会 （ジェイコム東京世田谷局、ジェイコム東京調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）	b 放送内容 （a）警戒宣言の内容と解説を明確にする。 （b）各機関の混乱防止対策を知らせるとともに、各自の平穏な行動を呼びかける。 （c）防災知識の啓発と防災情報の提供を行う。 （d）今後の情報に注意するよう呼びかける。															
3	592	3 消防、危険物等対策 （１）消防対策 ① 東京消防庁管内における活動態勢 <table><tr><td>【実施主体】東京消防庁・消防署</td></tr></table> 消防署（所）にあつては、注意情報発表の時点で、全署員、全団員を非常召集して消防活動体制の確立をはかっているが、より攻勢的な活動体制を展開し、積極的に出火防止及び延焼拡大防止等の活動を行う。 警戒宣言時は、平常時の消防業務（災害活動を除く）を停止又は縮小し、次の措置をとる。 ア 消防部隊の編成強化 イ 関係防災機関への職員の派遣 ウ 救急医療情報の収集体制の強化 エ 救助・救急資機（器）材の強化 オ 情報受信体制の強化 カ 高所見張員の派遣 キ 出火防止、初期消火等の広報の準備 ク その他消防活動上必要な情報の収集	【実施主体】東京消防庁・消防署	478	3 消防、危険物等対策 （１）消防対策 ① 東京消防庁管内における活動態勢 <table><tr><td>【実施主体】東京消防庁・消防署</td></tr></table> 消防署（所）にあつては、注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下にあり、次の対策をとる。 ○ 震災態勢 ア 情報収集体制の強化 イ 震災対策資器材の準備 ○ 震災非常配備態勢 ア 全消防職員及び全消防団員の非常招集 イ 活動部隊の編成強化 ウ 気象庁及び関係防災機関への職員の派遣 エ 救急医療情報の収集体制の強化 オ 救助・救急資器材の強化 カ 情報受信体制の強化 キ 高所見張員の派遣 ク 出火防止、初期消火等の広報の実施 ケ その他消防活動上必要な情報の収集	【実施主体】東京消防庁・消防署										
【実施主体】東京消防庁・消防署																
【実施主体】東京消防庁・消防署																
3	593	（２）危険物等対策 <table><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>① 石油類等危険物の取扱い施設 危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。</td></tr></table>	東京消防庁・消防署	① 石油類等危険物の取扱い施設 危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。	478	（２）危険物等対策 <table><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>○ 石油類等危険物の取扱い施設 危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。</td></tr></table>	東京消防庁・消防署	○ 石油類等危険物の取扱い施設 危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。								
東京消防庁・消防署	① 石油類等危険物の取扱い施設 危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。															
東京消防庁・消防署	○ 石油類等危険物の取扱い施設 危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。															

章	頁	修正前		頁	修正後																		
			る医療救護班等の編成準備要請 ○ 傷病者の受入体制の確保 ・ 医師、看護師等の確保 ・ 医療資器材の点検、補充 ・ 都医師会、日赤東京都支部及び関東信越厚生局に対する受入体制確保の要請			する医療救護班等の編成準備要請 ○ 傷病者の受入体制の確保 ・ 医師、看護師等の確保 ・ 医療資器材の点検、補充 ・ 都医師会、日赤東京都支部に対する受入体制確保の要請																	
3	598	4 警備、交通、公共輸送対策 (2) 交通対策 ⑤ 道路管理者の措置 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所 (1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、管轄区域道路一般国道 20 号、246 号のうち区内の保全施設等の緊急点検・調査を実施する。 (2) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を一時中止し、安全対策を確立し緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。		483	4 警備、交通、公共輸送対策 (2) 交通対策 ⑤ 道路管理者の措置 削除																		
3	598	首都高速道路 (1) 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。 (2) 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客様等に対して規制状況等の必要な広報を行う。 (3) 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネルの防災設備等の点検を行う。 (4) 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置を取り、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。		483	首都高速道路 (1) 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。 (2) 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客さま等に対して規制状況等の必要な広報を行う。 (3) 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネルの防災設備等の点検を行う。 (4) 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置を取り、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。																		
3	600	(3) 鉄道対策 ② 列車運行措置 イ 運行措置 <table><tr><th>機関名</th><th>警戒宣言当日</th><th>翌日以降</th></tr><tr><td rowspan="2">東急電鉄 京王電鉄</td><td>警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。</td><td>あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</td></tr><tr><td>なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</td><td></td></tr></table>		機関名	警戒宣言当日	翌日以降	東急電鉄 京王電鉄	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。	なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。		485	(3) 鉄道対策 ② 列車運行措置 イ 運行措置 <table><tr><th>機関名</th><th>警戒宣言当日</th><th>翌日以降</th></tr><tr><td>東急電鉄 京王電鉄</td><td>情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</td><td>情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に減少する。</td></tr><tr><td>小田急電鉄</td><td>警戒宣言が発令された場合は、一部列車の運</td><td>運行区間、運行本数、運転</td></tr></table>		機関名	警戒宣言当日	翌日以降	東急電鉄 京王電鉄	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に減少する。	小田急電鉄	警戒宣言が発令された場合は、一部列車の運	運行区間、運行本数、運転
機関名	警戒宣言当日	翌日以降																					
東急電鉄 京王電鉄	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。																					
	なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。																						
機関名	警戒宣言当日	翌日以降																					
東急電鉄 京王電鉄	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に減少する。																					
小田急電鉄	警戒宣言が発令された場合は、一部列車の運	運行区間、運行本数、運転																					

章	頁	修正前		頁	修正後			
			警戒宣言が発令された場合は、一部列車の運転を中止、速度を落として運転を再開する。なお、強化地域内の列車の運転は中止する。 これに伴い、運行区間、運行本数、運転速度等が制限されるため輸送力は大幅に減少する。				転を中止、速度を落として運転を再開する。なお、強化地域内の列車の運転は中止する。 これに伴い、運行区間、運行本数、運転速度等が制限されるため輸送力は大幅に減少する。	速度等が制限されるため輸送力は大幅に減少する。 なお、強化地域内の列車の運転は中止する。
3	601	⑥ 列車の運転中止措置 鉄道機関及び区、都、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署等は、一致協力し、上記①から⑥までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。		486	⑥ 列車の運転中止措置 鉄道機関及び区、都、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署等は、一致協力し、上記①から⑤までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。			
3	603 ～ 604	5 学校、社会福祉施設等の対策 (1) 学校（幼稚園、小学校、中学校等） ② 幼児・児童・生徒の保護・帰宅 イ 幼児・児童・生徒の帰宅 (ア) 幼児・児童・生徒の保護者等への引渡しについては、幼児・児童・生徒の安全確保に万全を期するため、保護者等から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用する。 A 幼児・児童については、予め保護者等に伝達してある計画に従って、保護者等に帰宅先を確認してから引き渡す。 B 中学校の生徒についても保護者等への引き渡しとするが、保護者等が在宅する場合に限り、帰宅経路・方法・所要時間等を確認し、通学路ごとにグループ下校させる等、学校及び地域の実態に応じた帰宅方法とすることもできる。 C <u>心身障害</u> 学級の児童・生徒については、保護者等に引渡し、引取りのない者については学校で保護する。児童・生徒等の通学範囲、障害の程度により、帰宅所要時間が長くなる場合があるため、注意情報の段階で、各学校から保護者等に引渡しの緊急連絡を行う。		488 ～ 489	5 学校、社会福祉施設等の対策 (1) 学校（幼稚園、小学校、中学校等） ② 幼児・児童・生徒の保護・帰宅 イ 幼児・児童・生徒の帰宅 (ア) 幼児・児童・生徒の保護者等への引渡しについては、幼児・児童・生徒の安全確保に万全を期するため、保護者等から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用する。 A 幼児・児童については、予め保護者等に伝達してある計画に従って、保護者等に帰宅先を確認してから引き渡す。 B 中学校の生徒についても保護者等への引き渡しとするが、保護者等が在宅する場合に限り、帰宅経路・方法・所要時間等を確認し、通学路ごとにグループ下校させる等、学校及び地域の実態に応じた帰宅方法とすることもできる。 C <u>特別支援</u> 学級の児童・生徒については、保護者等に引渡し、引取りのない者については学校で保護する。児童・生徒等の通学範囲、障害の程度により、帰宅所要時間が長くなる場合があるため、注意情報の段階で、各学校から保護者等に引渡しの緊急連絡を行う。			
3	607	(3) 劇場、高層ビル、地下街等 東京消防庁・消防署 劇場、映画館等 ① 火気使用の中止又は制限 ② 消防用設備等の点検及び確認 ③ 避難施設の確認 ④ 救急措置に必要な資材の準備 ⑤ 営業自粛（ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的に運用するよう指導する。） ⑥ 施設利用者への適切な方法による警戒宣言の情報伝達と、従業員による適切な誘導		491	(3) 劇場、高層ビル、地下街等 東京消防庁・消防署 劇場、映画館等 ① 火気使用の中止又は制限 ② 消防用設備等の点検及び確認 ③ 避難施設の確認 ④ 救急措置に必要な資材の準備 ⑤ 営業の<u>中止又は</u>自粛（ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的に運用するよう指導する。） ⑥ 施設利用者への適切な方法による警戒宣言の情報伝達と、従業員による適切な誘導			
3	608	6 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策 (2) ガス		—	<u>削除</u>			

章	頁	修正前	頁	修正後
		② 避難等の要請 事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。		
3	610	(4) 下水道 ② 施設等の保安措置 ○ 管きょ、高潮防潮扉、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小限に<u>止め</u>、汚水及び雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、巡視、点検の強化及び整備を行う。	494	(4) 下水道 ② 施設等の保安措置 ○ 管きょ、高潮防潮扉、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小限に<u>とどめ</u>、汚水及び雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、巡視、点検の強化及び整備を行う。
3	611	(5) 電話、通信 ① 警戒宣言時の輻輳防止措置 警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。 このため、警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 ア 確保する業務 (ア) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (イ) 街頭公衆電話からの通話 (ウ) 非常、緊急扱い通話 <u>(エ) 災害用伝言ダイヤル等の提供準備</u> イ 可能な限りにおいて取り扱う業務 (ア) 一般加入電話からのダイヤル通話 <u>(イ) 防災関係機関等から緊急な要請への対応</u> A 故障修理 B 臨時電話、臨時専用回線等の開通 (注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。	495	(5) 電話、通信 ① 警戒宣言時の輻輳防止措置 警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。 このため、警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程<u>等</u>に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 ア 確保する業務 (ア) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (イ) 街頭公衆電話からの通話 (ウ) 非常、緊急扱い通話 イ 可能な限りにおいて取り扱う業務 (ア) 一般加入電話からのダイヤル通話 <u>(イ) 一般電報の発信及び電話による配達</u> <u>(ウ) 営業窓口</u> <u>(エ) 防災関係機関等から緊急な要請への対応</u> A 故障修理 B 臨時電話、臨時専用回線等の開通 (注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。
3	611	② 広報措置の実施 ア 警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、公式ホームページ、テレビ・ラジオ放送及び新聞掲示等を通じ、情報提供及び必要な広告を行う。 (ア) 通信の<u>そ通</u>状況及び利用制限等の措置状況 (イ) 電報の受付、配達状況 (ウ) 加入電話等の開通、移転等の工事、並びに故障修理等の実施状況 (エ) 営業窓口における業務実施状況 (オ) 災害用伝言ダイヤル等の利用方法 (カ) その他必要とする事項 イ 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。	495	② 広報措置の実施 ア 警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、公式ホームページ、テレビ・ラジオ放送及び新聞掲示等を通じ、情報提供及び必要な広告を行う。 (ア) 通信の<u>疎通</u>状況及び利用制限等の措置状況 (イ) 電報の受付、配達状況 (ウ) 加入電話等の開通、移転等の工事、並びに故障修理等の実施状況 (エ) 営業窓口における業務実施状況 (オ) 災害用伝言ダイヤル等の利用方法 (カ) その他必要とする事項 イ 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。

章	頁	修正前	頁	修正後												
3	611 ～ 612	③ 防災措置の実施 警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は以下のとおり実施する。 ア 警戒宣言等の伝達 イ 警戒宣言の利用者等への周知 ウ 対策要員の確保 エ 社外機関との協調 オ 利用者及び社員等の安全確保 カ 地震防災応急対策業務の実施	495 ～ 496	③ 防災措置の実施 警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は以下のとおり実施する。 ア 警戒宣言等情報の伝達と周知 イ 情報連絡室もしくは地震災害警戒本部の設置 ウ 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達 エ 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備 オ 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、災対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等） カ グループ会社等の応援に関する確認と手配 キ 電気通信設備等の巡視点検 ク 工事中の電気通信設備等に対する安全措置 ケ その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等												
3	612	7 生活物資対策 （１）市場の流通確保・消費者への正確な情報提供 市場の流通を確保するため、必要に応じて事業者等へ働き掛けるとともに、ホームページ等を通じて消費者等へ正確な情報を提供するなど混乱防止を図る。	496	7 生活物資対策 （１）市場の流通確保・消費者への正確な情報提供 削除												
3	612	<table><tr><td>都生活文化局</td><td> ○ 便乗値上げ等に対する情報収集 ○ 既存の相談専用ダイヤルの活用により、区民からの問い合わせや相談に対応 ○ 物資流通に係る情報を提供 ○ ホームページ等を通じて注意喚起の広報を実施 </td></tr></table>	都生活 文化局	○ 便乗値上げ等に対する情報収集 ○ 既存の相談専用ダイヤルの活用により、区民からの問い合わせや相談に対応 ○ 物資流通に係る情報を提供 ○ ホームページ等を通じて注意喚起の広報を実施	496	<table><tr><td>都生活文化スポーツ局</td><td> ○ 便乗値上げ等に対する情報収集 ○ 既存の相談専用ダイヤルの活用により、区民からの問い合わせや相談に対応 ○ 物資流通に係る情報を提供 ○ ホームページ等を通じて注意喚起の広報を実施 </td></tr></table>	都生活 文化スポーツ局	○ 便乗値上げ等に対する情報収集 ○ 既存の相談専用ダイヤルの活用により、区民からの問い合わせや相談に対応 ○ 物資流通に係る情報を提供 ○ ホームページ等を通じて注意喚起の広報を実施								
都生活 文化局	○ 便乗値上げ等に対する情報収集 ○ 既存の相談専用ダイヤルの活用により、区民からの問い合わせや相談に対応 ○ 物資流通に係る情報を提供 ○ ホームページ等を通じて注意喚起の広報を実施															
都生活 文化スポーツ局	○ 便乗値上げ等に対する情報収集 ○ 既存の相談専用ダイヤルの活用により、区民からの問い合わせや相談に対応 ○ 物資流通に係る情報を提供 ○ ホームページ等を通じて注意喚起の広報を実施															
3	612	（２）物資の事前確保 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災 対 物 資 管 理 部</td><td> ○ 必要な物資の調達計画を策定 ○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 ○ 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備） </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災 対 物 資 管 理 部	○ 必要な物資の調達計画を策定 ○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 ○ 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備）	496	（２）物資の事前確保 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎ 災 対 物 資 管 理 部</td><td> ○ 必要な物資の調達計画を策定 ○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 ○ 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備） </td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎ 災 対 物 資 管 理 部	○ 必要な物資の調達計画を策定 ○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 ○ 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備）
機関名		対策内容														
区	災 対 物 資 管 理 部	○ 必要な物資の調達計画を策定 ○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 ○ 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備）														
機関名		対策内容														
区	◎ 災 対 物 資 管 理 部	○ 必要な物資の調達計画を策定 ○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 ○ 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備）														
3	613	第8節 応急対策活動の準備態勢 各防災関係機関は、発災後に備え、応急対策活動が直ちに実施できるよう態勢を整えておくものとする。 なお、応急対策活動は、第2部第2章～第12章第5節「第2 応急対策」に基づき実施する。	497	第7節 応急対策活動の準備態勢 各防災関係機関は、発災後に備え、応急対策活動が直ちに実施できるよう態勢を整えておくものとする。 なお、応急対策活動は、第2部第2章～第12章第3節「第2 応急対策」に基づき実施する。												

【風水害編】

第1部

総則

章	頁	修正前	頁	修正後
1	617	第1節 計画の目的及び前提 2 計画の前提 ○ また、 <u>百年に一度、二百年に一度という大雨</u> があった場合、荒川等の大河川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。	3	第1節 計画の目的及び前提 2 計画の前提 ○ また、 <u>想定し得る最大規模の降雨</u> があった場合、荒川等の大河川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。
1	618	第2節 風水害に関する近年の動向 ○ 国・都等の対応 ・ <u>国は、平成30年7月豪雨を踏まえ、令和元年5月に「防災基本計画」を修正し、水害・土砂災害からの避難対策に関する修正を行った。そこでは、住民が「自らの命は自らが守る」といった意識を持ちとるべき避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するといった住民主体の防災対策に転換する方向性を示した。</u> ・ <u>国は、平成29年6月に水防法等を改正し、逃げ遅れゼロ実現のための多様な関係者の連携体制を構築するため、「大規模氾濫減災協議会制度」を創設し、洪水氾濫による被害軽減を図るための対策を総合的かつ一体的に推進する方向性を示した。</u> ・ <u>国は、平成30年7月豪雨を踏まえ、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを用いた避難勧告等の発令基準を定めた。</u> ・ <u>国は、令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）における対応を通じて指摘された様々な課題について、検証チームを設置し、令和2年3月に、一連の災害に係る検証レポートをとりまとめた。</u> ・ 都は、令和元年度に発生した房総半島台風（台風第15号）及び東日本台風（台風第19号）等で明らかとなった課題を検証するため、「大規模風水害検証会議」を設置（期間：令和元年11月6日から同月28日まで）し、7つの視点に基づく風水害対策をとりまとめた。	4	第2節 風水害に関する近年の動向 ○ 国・都等の対応 ・ <u>国は、甚大な災害をもたらした令和元年東日本台風（台風第19号）等においては、避難勧告・避難指示の区別等、行政による避難情報が分かりにくいという課題が顕在化したことに加え、避難が遅れたことによる被災、高齢者等の被災等も多数発生したため、令和3年5月に「災害対策基本法」を改正し、避難勧告・避難指示の避難指示への一本化、個別避難計画の作成、災害が発生するおそれ段階での国の災害対策本部の設置及び当該本部が設置された場合における災害救助法の適用等について定めた。</u> ・ <u>国は、上記の法改正を踏まえ、「避難情報に関するガイドライン」を改定し、避難指示等の発令基準を定めた。</u> ・ 都は、令和元年度に発生した房総半島台風（台風第15号）及び東日本台風（台風第19号）等で明らかとなった課題を検証するため、「大規模風水害検証会議」を設置（期間：令和元年11月6日から同月28日まで）し、7つの視点に基づく風水害対策をとりまとめた。
1	619 ～ 620	第3節 重点項目 <u>令和3年修正においては、令和元年東日本台風（台風第19号）に関する区の対応について、風水害対策総点検を実施し、その内容を踏まえて、風水害時における情報提供のあり方や避難所への誘導・運営体制、職員の配置・態勢、備蓄等について強化に取り組んだ。</u> 1 防災情報に警戒レベルの導入 ○ <u>居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にした。</u> <u>※具体的な取組みは、風水害編第3部第6章第2節1「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）」を参照</u> 2 風水害対応タイムラインの作成 ○ <u>世田谷区災害対策本部が設置された場合の「世田谷区風水害対応タイムライン」に基づく区の対応を整理した。</u>	－	削除

章	頁	修正前	頁	修正後						
		※具体的な取組みは、風水害編第3部第1章 前文を参照 3 風水害時の避難所の拡充 ○ 多摩川洪水浸水想定区域外でより身近な水害時避難所を確保するため、特に玉川・砧地域を中心に、大学や都立高校など、民間施設に対して、水害時避難所の拡充について協議を行い、早期運用を目指す。 ※具体的な取組みは、風水害編第3部第6章第4節「避難所の指定、開設・管理運営」を参照 4 洪水ハザードマップの改定 ○ 「世田谷区洪水ハザードマップ（多摩川版・全区版）」を改定し、区民への日頃からの周知啓発を図ることとした。 ※具体的な取組みは、風水害編第2部第1章第4節 2「浸水想定区域における避難体制確保」を参照 5 防災無線電話応答サービスの拡充 ○ 一度に大量の電話アクセスに対応するため、回線の増加を実施した。 ※具体的な取組みは、震災編第2部第6章第5節第1 2「区民等への情報提供体制の整備」を参照 6 大容量ポータブル蓄電池の配備 ○ 避難が長期化した場合の携帯電話への充電手段を確保するため、避難所や帰宅困難者支援施設に大容量ポータブル蓄電池を配備した。 ※具体的な取組みは、震災編第2部第9章第3節 2「避難所・避難場所の指定及び管理運営の整備」を参照 7 避難勧告等の判断基準の改定等 ○ これまで水位により判断していた多摩川の避難勧告等判断基準に、大雨・洪水警報などの気象予報や、内水氾濫による浸水のおそれなどを踏まえ、避難勧告等を発令する際の判断基準を設けた。 ○ 水位周知河川の指定に伴い、丸子川・谷沢川・呑川の避難勧告等判断基準などを新設した。 ※具体的な取組みは、風水害編第3部第6章第2節 2「避難勧告等の判断基準等」を参照								
2	621	第1節 区の概況 1 地勢 (1) 河川 (平成31年4月1日現在) <table><tr><td>総延長</td><td>1級</td><td>2級</td></tr><tr><td>51,630m</td><td>27,920m</td><td>23,710m</td></tr></table>	総延長	1級	2級	51,630m	27,920m	23,710m	6	第1節 区の概況 1 地勢 (1) 河川 削除
総延長	1級	2級								
51,630m	27,920m	23,710m								
2	621	<table><tr><td>野川</td><td>野川は国分寺市東恋ヶ窪一丁目を水源とし、国分寺崖線の湧水を集め、武蔵野台地を東南に流れている。水源の湧水の一つは名水百選にも選ばれた「お鷹の</td></tr></table>	野川	野川は国分寺市東恋ヶ窪一丁目を水源とし、国分寺崖線の湧水を集め、武蔵野台地を東南に流れている。水源の湧水の一つは名水百選にも選ばれた「お鷹の	6	<table><tr><td>野川</td><td>野川は国分寺市東恋ヶ窪一丁目を水源とし、国分寺崖線の湧水を集め、武蔵野台地を東南に流れている。水源の湧水の一つは名水百選にも選ばれた「お鷹の</td></tr></table>	野川	野川は国分寺市東恋ヶ窪一丁目を水源とし、国分寺崖線の湧水を集め、武蔵野台地を東南に流れている。水源の湧水の一つは名水百選にも選ばれた「お鷹の		
野川	野川は国分寺市東恋ヶ窪一丁目を水源とし、国分寺崖線の湧水を集め、武蔵野台地を東南に流れている。水源の湧水の一つは名水百選にも選ばれた「お鷹の									
野川	野川は国分寺市東恋ヶ窪一丁目を水源とし、国分寺崖線の湧水を集め、武蔵野台地を東南に流れている。水源の湧水の一つは名水百選にも選ばれた「お鷹の									

章	頁	修正前		頁	修正後	
			道・真姿の池、湧水群」。小金井市、三鷹市、調布市を通過して狛江市に入り、世田谷区との境付近で入間川を合流、さらに世田谷区を流れて鎌田三丁目で仙川を合流した後、玉川一丁目で多摩川に流入する延長 20.2km（区内 5.0km）、流域面積 69.6km ² 一級河川。			道・真姿の池、湧水群」。小金井市、三鷹市、調布市を通過して狛江市に入り、世田谷区との境付近で入間川を合流、さらに世田谷区を流れて鎌田三丁目で仙川を合流した後、玉川一丁目で多摩川に流入する延長 20.2km（区内 5.0km）、流域面積 69.6km ² の一級河川。
2	622		多摩川 山梨県甲州市の笠取山を水源とし、途中大小の支流河川を合流しながら東京湾に注ぐ全長 138km の一級河川。羽村堰で水道用水として取水するため流量が減少するが、支川の流入と流域の下水処理水によって流量が保たれている。二子玉川には 兵庫島河川公園 があり、野鳥などの自然観察イベント、行楽など利用者の多い公園となっている。	7		多摩川 山梨県甲州市の笠取山を水源とし、途中大小の支流河川を合流しながら東京湾に注ぐ全長 138km の一級河川。羽村堰で水道用水として取水するため流量が減少するが、支川の流入と流域の下水処理水によって流量が保たれている。二子玉川には 兵庫島公園 があり、野鳥などの自然観察イベント、行楽など利用者の多い公園となっている。
2	625	第3節 風水害の概況 都の水害記録によると、10 棟以上の浸水被害が発生したのは、平成 19 年度～平成 28 年度で台風性による降雨で8回、集中豪雨等によるもので 23 回となり、年に3、4回の頻度となっている。これまでの風水害の状況は以下のとおりである。			第3節 風水害の概況 都の水害記録によると、10 棟以上の浸水被害が発生したのは、平成 21 年度～平成 30 年度で台風性による降雨で8回、集中豪雨等によるもので 25 回となり、年に3、4回の頻度となっている。これまでの 主な 風水害の状況は以下のとおりである。	
2	625	1 過去の大規模水害 ○ 戦後、東京に大きな被害をもたらした風水害としては、昭和 22 年 9 月のカスリーン台風、24 年 8 月のキティ台風などがある。 これらの水害は、江戸川をはじめとする大河川の決壊や高潮によるもので、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区などの区部東部の低地に甚大な被害を発生させた。 また、昭和 49 年 9 月の台風第 16 号においては、多摩川の世田谷区上流、狛江市付近において堤防が決壊し、同市内の民家 19 棟が流出する被害が発生した。		－	削除	
2	625	2 都市型水害の発生 ○ 主要河川の改修、堤防の補強、防潮堤の建設等が進んだ結果、昭和 49 年の多摩川堤防の決壊を除き、主要河川の氾濫や決壊による被害は大幅に減少した。しかし、昭和 30 年代から始まった急速な都市化の進展は、中小河川の氾濫による新たな都市型水害を発生させた。 ○ 昭和 33 年の狩野川台風は、中小河川の氾濫等により、区部東部地域に加え、新興住宅地のがけ崩れや、それまで浸水被害の少なかった山の手台地の谷底部にも大きな被害をもたらした。 ○ 都内では、市街化の進行により雨水が地下に浸透しにくくなり、短時間に川に集中して流れ込む傾向があるとともに、ヒートアイランド現象によると考えられる集中豪雨の頻発により、毎年のように浸水被害が発生している。 ○ また、地下空間の増大など、土地の高度利用化が進み、浸水の危険性が増すとともに、浸水被害額は増加している。 ○ 昭和 56 年 10 月の台風第 24 号及び昭和 57 年 9 月の台風第 18 号は、神田川、目黒川などの中小河川を氾濫させ、いずれも 5,000 世帯以上の床上浸水被害を引き起こした。		－	削除	
2	625 ～	3 集中豪雨・台風等の大雨による被害 ○ 平成 19 年 9 月 5 日から 7 日にかけての台風第 9 号においては、多摩川の国土交通省京浜河川事務所		9	1 集中豪雨・台風等の大雨による被害 ○ 平成 19 年 9 月 5 日から 7 日にかけての台風第 9 号においては、多摩川の国土交通省京浜河川事務所	

章	頁	修正前	頁	修正後
	626	田園調布（上）水位観測所に <u>における水位が</u> 国が定める避難判断水位を超過し、区では平成11年8月以来8年ぶりに、堤防より河川側に位置する地域（玉川一丁目、三丁目の一部）を対象に避難勧告を発令した。		田園調布（上）水位観測所に <u>において</u> 国が定める避難判断水位を超過し、区では平成11年8月以来8年ぶりに、堤防より河川側に位置する地域（玉川一丁目、三丁目の一部）を対象に避難勧告を発令した。
2	626	○ 平成30年8月27日、気温の上昇や前線の影響で関東を中心に大気の状態が非常に不安定になり、夜に雷を伴う猛烈な雨となった。世田谷区内における10分間最大雨量は世田谷観測地点で40mm、 <u>1時間</u> 最大雨量は玉川観測地点で <u>114mm</u> となり、記録的短時間大雨情報が発表された。300件を超える浸水等の被害があった。	9	○ 平成30年8月27日、気温の上昇や前線の影響で関東を中心に大気の状態が非常に不安定になり、夜に雷を伴う猛烈な雨となった。世田谷区内における10分間最大雨量は世田谷観測地点で40mm、 <u>1時間</u> 最大雨量は玉川観測地点で <u>111mm</u> となり、記録的短時間大雨情報が発表された。300件を超える浸水等の被害があった。
3	627	第1節 河川 1 中小河川の整備 ○ 隅田川以西の区部山の手及び多摩地区の神田川、渋谷川・古川、野川、空堀川などの中小河川の流域では、都市化の進展に伴う保水・遊水機能が減少し、降雨時の河川への流出量が増大し、<u>河川の能力不足による溢水や内水氾濫による被害</u>が発生している。 そのため、<u>都は、市街化区域で改修を必要とする46河川、324kmについて、50mm/hの降雨に対応できるよう河道整備を進めているとともに</u>、洪水の一部を貯留する調節池の<u>設置</u>などを進め、水害の早期軽減に努めている。 ○ また、護岸や調節池の整備とともに、流域における貯留浸透事業の実施など、総合的な治水対策を推進している。 ○ <u>さらに、近年、50mm/hを超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、学識経験者等による委員会より提言を受け、平成24年11月に「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」をとりまとめた。</u> ○ <u>本方針では、目標整備水準を50mm/h降雨から引き上げ、区部では最大1時間降水量75mm/h降雨、多摩部では最大1時間降水量65mm/h降雨とし、優先度を考慮して流域ごとに対策を進めることとした。50mm/h降雨を超える部分の対策は調節池による対応を基本とし、</u>広域調節池の整備等、効果的な対策の実施による早期の効果発現を図っていく。	11	第1節 河川 1 中小河川の整備 ○ 隅田川以西の区部山の手及び多摩地区の神田川、渋谷川・古川、野川、空堀川などの中小河川の流域では、都市化の進展に伴う保水・遊水機能が減少し、降雨時の河川への流出量が増大し、<u>河川の流下能力を上回る雨水の流入により浸水被害</u>が発生している。 そのため、<u>都では、台風や集中豪雨による水害から都民の命と暮らしを守るため、川幅を広げたり（河道拡幅）、河床を掘り下げる（河床掘削）等の河道整備を進めるとともに</u>、洪水の一部を貯留する調節池の<u>整備</u>などを進め、水害の早期軽減に努めている。 ○ また、護岸や調節池の整備とともに、流域における貯留浸透事業の実施など、総合的な治水対策を推進している。 ○ <u>近年、1時間50ミリを超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、目標整備水準を時間50ミリ降雨から、地域の降雨特性を踏まえて、区部では時間最大75ミリ降雨、多摩部では時間最大65ミリ降雨（いずれも年超過確率1/20で等しい）に引き上げた。</u> ○ <u>整備にあたっては、東京都豪雨対策基本方針に定める対策強化流域において優先的に実施していくこととし、時間50ミリまでは河道で、それをを超える部分は新たな調節池等で対応することを基本としている。</u> ○ <u>河道整備に加え</u>、広域調節池の整備等、効果的な対策の実施による早期の効果発現を図っていく。
3	627	2 多摩川水系における河川事業 多摩川水系の一級河川のうち、多摩川、浅川、大栗川の指定<u>区域外</u>については国の直轄事業として<u>各種施設</u>整備事業を実施し、<u>その他の区間及び</u>河川については都の河川事業として中小河川整備事業などを実施している。	11	2 多摩川水系における河川事業 多摩川水系の一級河川のうち、多摩川、浅川、大栗川の指定<u>区間外</u>については国の直轄事業として<u>河川</u>整備事業を実施し、<u>指定区間及びその他の</u>河川については都の河川事業として中小河川整備事業などを実施している。
3	627	3 世田谷区における河川事業 3－1 区の事業 【実施主体】区災対土木部 （1）現況 世田谷区には、一級河川として、多摩川、野川、仙川、谷沢川及び丸子川の5河川が流れている。多摩川については、河川改修は完了しているが、野川、仙川、谷沢川及び丸子川の一部で、50mm/h <u>相当</u>の降雨に対応する整備が完了していない。野川、仙川については、河川改修工事が進み、護岸はおおむね完了している。谷沢川<u>については、河道拡幅が困難なため、分水路等整備と合わせて</u>75mm/h規模の降雨に対応する計画がある。また、丸子川については、下水道整備により <u>50mm/h 相当</u>の降雨への対応をする計画があるため、<u>丸子川は</u>現況の流下能力の維持に努める。	11	3 世田谷区における河川事業 3－1 区の事業 【実施主体】区災対土木部 （1）現況 世田谷区には、一級河川として、多摩川、野川、仙川、谷沢川及び丸子川の5河川が流れている。<u>国が管理する</u>多摩川については、河川改修は完了しているが、野川、仙川、谷沢川及び丸子川の一部で、50mm/h <u>規模</u>の降雨に対応する整備が完了していない。野川、仙川については、河川改修工事が進み、護岸はおおむね完了している。谷沢川<u>流域は谷沢川分水路の整備を進めることで、</u>75mm/h規模の降雨に対応する計画がある。また、丸子川については、下水道整備により <u>75mm/h 規模</u>の降雨への対応をする計画があるため、現況の流下能力の維持に努める。

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																																																																																																																														
		二級河川（目黒川、蛇崩川、北沢川、烏山川、呑川、九品仏川）については、下水道幹線として暗渠化が完了している。		二級河川（目黒川、蛇崩川、北沢川、烏山川、呑川、九品仏川）については、下水道幹線として暗渠化が完了している。																																																																																																																																																																														
3	628	河川改修現況（50mm/h 降雨対策）（平成 31 年 4 月現在） <table><tr><th colspan="2">河川名</th><th>全延長 (m)</th><th>改修済 (m)</th><th>未改修 (m)</th><th>改修率 (%)</th><th>下水道暗渠 化延長 (m)</th></tr><tr><td rowspan="6">一級河川</td><td>多摩川</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>谷沢川</td><td>3,800</td><td>1,200</td><td>2,600</td><td>32</td><td>0</td></tr><tr><td>野川</td><td>5,500</td><td>5,400</td><td>100</td><td>98</td><td>0</td></tr><tr><td>仙川</td><td>6,300</td><td>6,200</td><td>100</td><td>98</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>15,600</td><td>12,800</td><td>2,800</td><td>82</td><td>0</td></tr><tr><td>※丸子川</td><td>5,400</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="7">二級河川</td><td>目黒川</td><td>500</td><td>500</td><td>—</td><td>—</td><td>500</td></tr><tr><td>蛇崩川</td><td>3,940</td><td>3,940</td><td>—</td><td>—</td><td>3,940</td></tr><tr><td>烏山川</td><td>10,720</td><td>10,720</td><td>—</td><td>—</td><td>9,600</td></tr><tr><td>北沢川</td><td>4,540</td><td>4,540</td><td>—</td><td>—</td><td>4,540</td></tr><tr><td>呑川</td><td>2,200</td><td>2,200</td><td>—</td><td>—</td><td>1,364</td></tr><tr><td>九品仏川</td><td>1,810</td><td>1,810</td><td>—</td><td>—</td><td>1,770</td></tr><tr><td>計</td><td>23,710</td><td>23,710</td><td>—</td><td>—</td><td>21,714</td></tr></table> ※多摩川は国で管理。 ※丸子川流域は下水道施設において 50mm/h 対応するため改修対象とならない。	河川名		全延長 (m)	改修済 (m)	未改修 (m)	改修率 (%)	下水道暗渠 化延長 (m)	一級河川	多摩川	—	—	—	—	—	谷沢川	3,800	1,200	2,600	32	0	野川	5,500	5,400	100	98	0	仙川	6,300	6,200	100	98	0	計	15,600	12,800	2,800	82	0	※丸子川	5,400	—	—	—	—	二級河川	目黒川	500	500	—	—	500	蛇崩川	3,940	3,940	—	—	3,940	烏山川	10,720	10,720	—	—	9,600	北沢川	4,540	4,540	—	—	4,540	呑川	2,200	2,200	—	—	1,364	九品仏川	1,810	1,810	—	—	1,770	計	23,710	23,710	—	—	21,714	12	＜河川改修現況（50mm/h 規模降雨対策）（令和 2 年 3 月現在）＞ <table><tr><th colspan="2">河川名</th><th>全延長 (m)</th><th>改修済 (m)</th><th>未改修 (m)</th><th>改修率 (%)</th><th>下水道暗渠 化延長 (m)</th></tr><tr><td rowspan="6">一級河川</td><td>多摩川</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>谷沢川</td><td>3,700</td><td>1,200</td><td>2,600</td><td>32</td><td>0</td></tr><tr><td>野川</td><td>5,500</td><td>5,400</td><td>100</td><td>98</td><td>0</td></tr><tr><td>仙川</td><td>6,300</td><td>6,000</td><td>300</td><td>95</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>15,600</td><td>12,800</td><td>2,800</td><td>82</td><td>0</td></tr><tr><td>※丸子川</td><td>5,400</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="7">二級河川</td><td>目黒川</td><td>500</td><td>500</td><td>—</td><td>—</td><td>500</td></tr><tr><td>蛇崩川</td><td>3,940</td><td>3,940</td><td>—</td><td>—</td><td>3,940</td></tr><tr><td>烏山川</td><td>10,720</td><td>10,720</td><td>—</td><td>—</td><td>9,600</td></tr><tr><td>北沢川</td><td>4,540</td><td>4,540</td><td>—</td><td>—</td><td>4,540</td></tr><tr><td>呑川</td><td>2,200</td><td>2,200</td><td>—</td><td>—</td><td>1,364</td></tr><tr><td>九品仏川</td><td>1,810</td><td>1,810</td><td>—</td><td>—</td><td>1,770</td></tr><tr><td>計</td><td>23,710</td><td>23,710</td><td>—</td><td>—</td><td>21,714</td></tr></table> ※多摩川は国で管理。 ※丸子川流域は下水道施設において 50mm/h 規模対応するため改修対象とならない。	河川名		全延長 (m)	改修済 (m)	未改修 (m)	改修率 (%)	下水道暗渠 化延長 (m)	一級河川	多摩川	—	—	—	—	—	谷沢川	3,700	1,200	2,600	32	0	野川	5,500	5,400	100	98	0	仙川	6,300	6,000	300	95	0	計	15,600	12,800	2,800	82	0	※丸子川	5,400	—	—	—	—	二級河川	目黒川	500	500	—	—	500	蛇崩川	3,940	3,940	—	—	3,940	烏山川	10,720	10,720	—	—	9,600	北沢川	4,540	4,540	—	—	4,540	呑川	2,200	2,200	—	—	1,364	九品仏川	1,810	1,810	—	—	1,770	計	23,710	23,710	—	—	21,714
河川名		全延長 (m)	改修済 (m)	未改修 (m)	改修率 (%)	下水道暗渠 化延長 (m)																																																																																																																																																																												
一級河川	多摩川	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
	谷沢川	3,800	1,200	2,600	32	0																																																																																																																																																																												
	野川	5,500	5,400	100	98	0																																																																																																																																																																												
	仙川	6,300	6,200	100	98	0																																																																																																																																																																												
	計	15,600	12,800	2,800	82	0																																																																																																																																																																												
	※丸子川	5,400	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
二級河川	目黒川	500	500	—	—	500																																																																																																																																																																												
	蛇崩川	3,940	3,940	—	—	3,940																																																																																																																																																																												
	烏山川	10,720	10,720	—	—	9,600																																																																																																																																																																												
	北沢川	4,540	4,540	—	—	4,540																																																																																																																																																																												
	呑川	2,200	2,200	—	—	1,364																																																																																																																																																																												
	九品仏川	1,810	1,810	—	—	1,770																																																																																																																																																																												
	計	23,710	23,710	—	—	21,714																																																																																																																																																																												
河川名		全延長 (m)	改修済 (m)	未改修 (m)	改修率 (%)	下水道暗渠 化延長 (m)																																																																																																																																																																												
一級河川	多摩川	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
	谷沢川	3,700	1,200	2,600	32	0																																																																																																																																																																												
	野川	5,500	5,400	100	98	0																																																																																																																																																																												
	仙川	6,300	6,000	300	95	0																																																																																																																																																																												
	計	15,600	12,800	2,800	82	0																																																																																																																																																																												
	※丸子川	5,400	—	—	—	—																																																																																																																																																																												
二級河川	目黒川	500	500	—	—	500																																																																																																																																																																												
	蛇崩川	3,940	3,940	—	—	3,940																																																																																																																																																																												
	烏山川	10,720	10,720	—	—	9,600																																																																																																																																																																												
	北沢川	4,540	4,540	—	—	4,540																																																																																																																																																																												
	呑川	2,200	2,200	—	—	1,364																																																																																																																																																																												
	九品仏川	1,810	1,810	—	—	1,770																																																																																																																																																																												
	計	23,710	23,710	—	—	21,714																																																																																																																																																																												
3	628	3－2 都の事業 【実施主体】都第二建設事務所 （１）現況 本区内の各河川のうち、多摩川水系の野川、仙川について、都は平成 21 年 12 月に策定（平成 29 年 7 月修正）した「野川流域河川整備計画」に基づき、50mm/h までの降雨は河道で対処することを基本に、これを超える降雨には新たな調節池の整備や既存調節池の規模拡大を行うことで、流域対策も含めて、65mm/h の降雨に対応することを目指し、整備を進めている。	12	3－2 都の事業 【実施主体】都第二建設事務所 （１）現況 多摩川水系の野川、仙川について、都は「野川流域河川整備計画（平成 29 年 7 月）」に基づき、50mm/h 規模までの降雨は河道で対処することを基本に、これを超える降雨には新たな調節池の整備や既存調節池の規模拡大を行うことで、流域対策も含めて、65mm/h 規模の降雨に対応することを目指し、整備を進めている。 谷沢川、丸子川について、都は「谷沢川及び丸子川流域河川整備計画（平成 29 年 7 月）」に基づき整備を進めている。谷沢川流域では、現況河川の状況や周辺環境に配慮し、河道の早期完成を図るとともに、分水路整備とあわせて年超過確率 1/20 規模（75mm/h 規模）の降雨に対応することを目標とし、丸子川流域では、適切な維持管理により、河道の現況機能を確保することを目指している。																																																																																																																																																																														
3	628	（２）計画目標 50mm/h の降雨に対応する河道改修を進めるとともに、50mm/h を超える部分の対策は調節池等により対応する。	12 ～ 13	（２）計画目標 50mm/h 規模の降雨に対応する河道改修を進めるとともに、50mm/h 規模を超える部分の対策は調節池等により対応する。																																																																																																																																																																														
3	629	（３）事業計画 野川については、多摩川合流点（新二子橋付近）から狛江市境までの延長 5.5km（管内）を 50mm/h 規模に改修するために整備を進めている。新井橋より上流狛江市境までの 2.9km 区間の護岸整備については、昭和 50 年度に着手し昭和 57 年度に完了した。 最下流部（吉澤橋より下流）は、平成 11 年度から自動車教習所の移転工事と調整を図りながら新し	13	（３）事業計画 野川については、多摩川合流点（新二子橋付近）から狛江市境までの延長 5.5km（管内）を 50mm/h 規模に改修するために整備を進めている。新井橋より上流狛江市境までの 2.9km 区間の護岸整備については、昭和 50 年度に着手し昭和 57 年度に完了した。 最下流部（吉澤橋より下流）は、平成 11 年度から自動車教習所の移転工事と調整を図りながら新し																																																																																																																																																																														

章	頁	修正前	頁	修正後																								
		い河道への付替えを進め、平成 19 年 7 月末に全ての護岸整備及び河床整備工事を完了させ、50mm/h 降雨対応の流下能力となった。護岸整備は仙川合流点付近を除いて完了しており、河床掘削は中之橋付近まで完了している。今後は上流の谷戸橋に向けて河床掘削を進めていく。 仙川については、野川合流点から調布市境（甲州街道）までの延長 6.3km（管内）を 50mm/h 規模に改修するために整備を進めている。最下流部である野川合流点の鎌田橋付近左岸を除き、平成 11 年度に完成した。未整備区間については、鎌田橋架け替えと同時期に護岸整備する予定である。この改修完了後、50mm/h 降雨対応の流下能力にするために、下流から河床掘削を開始する。 <table><tr><td>河川名</td><td>整備状況</td><td>事業状況</td><td>平成 24 年度以降残</td></tr><tr><td>野 川</td><td>5.5km（多摩川合流点～狛江市境）</td><td>護岸改修</td><td>0.1km</td></tr><tr><td>仙 川</td><td>6.3km（仙川合流点～調布市境）</td><td>護岸改修</td><td>0.3km</td></tr></table>	河川名	整備状況	事業状況	平成 24 年度 以降残	野 川	5.5km（多摩川合流点～狛江市境）	護岸改修	0.1km	仙 川	6.3km（仙川合流点～調布市境）	護岸改修	0.3km		い河道への付替えを進め、平成 19 年 7 月末に全ての護岸整備及び河床整備工事を完了させ、50mm/h 規模降雨対応の流下能力となった。護岸整備は仙川合流点付近を除いて完了しており、河床掘削は狛江市境まで平成 31 年度に完了している。今後は上流の谷戸橋に向けて河床掘削を進めていく。 仙川については、野川合流点から調布市境（甲州街道）までの延長 6.3km（管内）を 50mm/h 規模に改修するために整備を進めている。最下流部である野川合流点の鎌田橋付近左岸を除き、平成 11 年度に完成した。未整備区間については、平成 26 年度から鎌田橋架け替えと付近の護岸整備に着手している。この改修完了後、50mm/h 規模降雨対応の流下能力にするために、下流から河床掘削を開始する。 <table><tr><td>河川名</td><td>整備状況</td><td>事業状況</td><td>令和 6 年度以降残工事</td></tr><tr><td>野 川</td><td>5.5km（多摩川合流点～狛江市境）</td><td>護岸改修</td><td>0.1km</td></tr><tr><td>仙 川</td><td>6.3km（仙川合流点～調布市境）</td><td>護岸改修</td><td>0.3km</td></tr></table>	河川名	整備状況	事業状況	令和 6 年度 以降残 工事	野 川	5.5km（多摩川合流点～狛江市境）	護岸改修	0.1km	仙 川	6.3km（仙川合流点～調布市境）	護岸改修	0.3km
河川名	整備状況	事業状況	平成 24 年度 以降残																									
野 川	5.5km（多摩川合流点～狛江市境）	護岸改修	0.1km																									
仙 川	6.3km（仙川合流点～調布市境）	護岸改修	0.3km																									
河川名	整備状況	事業状況	令和 6 年度 以降残 工事																									
野 川	5.5km（多摩川合流点～狛江市境）	護岸改修	0.1km																									
仙 川	6.3km（仙川合流点～調布市境）	護岸改修	0.3km																									
3		3－3 国の事業 （3）事業計画 東京 23 区内唯一の無堤地区である二子玉川南地区において、早期に災害安全度を高めるため、段階的に堤防を整備し、安全なまちづくりを推進する。 また、令和元年 1 0 月の令和元年東日本台風（台風第 19 号）における課題をはじめ、近年、全国各地で多発している災害、増加傾向にある集中豪雨等を踏まえ、情報・広報などのソフト対策をハード面での整備と併せて推進する。 ＜高規格堤防整備＞ 洪水は、自然現象である降雨に起因するものである以上、河川の計画規模を上回る極めて規模の大きな洪水（超過洪水）が発生する可能性は常に存在している。 堤防を越えるそのような大洪水が発生した場合は、現状の堤防では防ぎきれず堤防の決壊などから、人命や財産、また、首都圏の中核機能に甚大な被害をもたらすことが想定され、我が国における社会的影響は計りしれない。 このような超過洪水による壊滅的な被害を回避するため、多摩川では河口（大田区、川崎市）から日野橋（立川市、日野市）までを高規格堤防整備対象区間としている。 高規格堤防は、土でできたゆるやかな勾配を持つ幅の広い堤防である。洪水や地震に強く、広がった堤防の上は、通常の土地利用が可能で、水と緑に恵まれた快適なまちづくりを行うことができるほか、災害時の避難場所としても活用することができる。		3－3 国の事業 （3）事業計画 多摩川本川においては、河道断面の確保対策、堤防等の安全性向上対策、総合的な治水対策、超過洪水対策等を実施する。 また、令和元年 10 月の令和元年東日本台風（台風第 19 号）における課題をはじめ、近年、全国各地で多発している災害、増加傾向にある集中豪雨等を踏まえ、情報・広報などのソフト対策をハード面での整備と併せて推進する。																								
3	631	第 2 節 下水道 1 区部の下水道 ○ また、多発する都市型水害への対応、合流式下水道の改善、老朽化施設の再構築、都の事務事業で排出される温室効果ガスの約 4 割を下水道事業が占めていることなどから、「下水道構想 2001」に基づき、「経営計画 2016」と地球温暖化防止計画である「アースプラン 2017」を策定し、着実に推進している。	14	第 2 節 下水道 1 区部の下水道 ○ また、多発する都市型水害への対応、合流式下水道の改善、老朽化施設の再構築、都の事務事業で排出される温室効果ガスの約 4 割を下水道事業が占めていることなどから、「下水道構想 2001」に基づき、「経営計画 2021」と地球温暖化防止計画である「アースプラン 2017」を策定し、着実に推進している。																								
3	632	2 世田谷区における下水道事業 【実施主体】都下水道局、区災対土木部	15	2 世田谷区における下水道事業 【実施主体】都下水道局、区災対土木部																								

章	頁	修正前	頁	修正後																				
		近年は、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大や、大型台風、局所的集中豪雨の発生により、既に下水道が整備された地域でも、浸水被害が発生している。 都市における雨水の排除は下水道の基本的役割であり、都下水道局では 50mm/h の降雨に対応できるよう幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。 従来の浸水対策事業に加え、「できるところから、できるだけの対策を行い、浸水被害を軽減させる」という整備方針で、緊急的な対応を図る「雨水整備クイックプラン」、世田谷区においては以下の取り組みが完了している。 ＜雨水整備クイックプランにおいて完了した世田谷区関連の取り組み＞ <table><tr><th>重点地区</th><th>取組み内容</th><th>完了年度</th></tr><tr><td>用賀</td><td rowspan="2">主要枝線の整備</td><td>平成 14 年度</td></tr><tr><td>桜丘</td><td>平成 15 年度</td></tr><tr><td>千歳台</td><td>谷川雨水幹線の整備</td><td>平成 16 年度</td></tr><tr><td>下馬・三軒茶屋</td><td>子の神公園雨水調整池の整備</td><td>平成 16 年度</td></tr><tr><td>松原・代田・梅丘</td><td>バイパス管の整備</td><td>平成 20 年度</td></tr><tr><td>上馬</td><td>小泉公園雨水調整池及び貯留管の整備</td><td>平成 22 年度</td></tr></table> また、「経営計画 2016（都下水道局）」では、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、概ね 30 年後の浸水被害解消を目標に、50mm/h 降雨に対応する下水道施設を整備することとしている。 50mm/h 降雨に対応する施設整備としては、玉川地区で谷川雨水幹線の整備を進めている。 また、「豪雨対策下水道緊急プラン（平成 25 年 12 月）」で定めた「75mm 対策地区」として、弦巻地区及び深沢地区において、75mm/h 降雨に対応する施設整備を推進する。	重点地区	取組み内容	完了年度	用賀	主要枝線の整備	平成 14 年度	桜丘	平成 15 年度	千歳台	谷川雨水幹線の整備	平成 16 年度	下馬・三軒茶屋	子の神公園雨水調整池の整備	平成 16 年度	松原・代田・梅丘	バイパス管の整備	平成 20 年度	上馬	小泉公園雨水調整池及び貯留管の整備	平成 22 年度		都下水道局では、令和 3 年度から 5 年間の事業運営の指針となる「経営計画 2021」を策定し、これまでの対策を着実に推進するとともに、広範な床上浸水等が想定される地区について、1 時間 75 ミリ降雨に対応する下水道施設を整備するなど、対策を強化する。また、計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフトの両面から対策を検討、推進し、安全・安心を確保する。
重点地区	取組み内容	完了年度																						
用賀	主要枝線の整備	平成 14 年度																						
桜丘		平成 15 年度																						
千歳台	谷川雨水幹線の整備	平成 16 年度																						
下馬・三軒茶屋	子の神公園雨水調整池の整備	平成 16 年度																						
松原・代田・梅丘	バイパス管の整備	平成 20 年度																						
上馬	小泉公園雨水調整池及び貯留管の整備	平成 22 年度																						

【風水害編】
第2部
災害予防計画

章	頁	修正前	頁	修正後
1	637	第1章 水害予防対策 ○ 本区では、台風や集中豪雨等によって過去に洪水や内水氾濫が発生し、大きな被害をもたらしており、近年では、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。 ○ このため、洪水対策（総合的な治水対策）、がけ崩れ対策、浸水対策及び都市型水害対策等についてそれぞれの施策を推進している。	－	第1章 水害予防対策 削除
1	637	第1節 洪水対策（総合的な治水対策） ○ 都では、平成17年9月の杉並区、中野区を中心に甚大な被害が発生した豪雨を契機に、集中豪雨に対し対策を推進するため、有識者による検討を経て、平成19年度に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。 ○ 平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定し、河川整備、下水道整備、流域対策を実施し、区部では最大1時間降水量75mm/h、多摩部では最大1時間降水量65mm/hの降雨まで浸水被害の解消を目標とした。 ○ 近年の降雨特性や被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備について」の提言を踏まえ、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針の改定を行った。	19	第1節 豪雨対策 ○ 都では、平成17年9月の杉並区、中野区を中心に甚大な被害が発生した豪雨を契機に、集中豪雨に対し対策を推進するため、有識者による検討を経て、平成19年度に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。 ○ 平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定し、河川整備、下水道整備、流域対策を実施し、区部では最大1時間降水量75mm/h <u>規模</u>、多摩部では最大1時間降水量65mm/h <u>規模</u>の降雨まで浸水被害の解消を目標とした。 ○さらに、気候変動による激甚化・頻発化する豪雨への対策を示すため、令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針」の改定を行った。 <u>（豪雨対策の体系は、東京都豪雨対策基本方針（令和5年12月）を参照）</u>
1	638	<u><豪雨対策の体系></u> <u><出典>東京都豪雨対策基本方針（平成26年6月）</u>	－	削除

章	頁	修正前	頁	修正後												
1	638 ～ 639	1 東京都豪雨対策基本方針 頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組みの方向性を明らかにした。 (1) 基本的な考え方 今後の豪雨対策においては、<u>おおむね 30 年後を目標に年超過確率 1/20 規模の降雨（最大 1 時間降水量：区部 75mm/h、多摩部 65mm/h）に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。</u> (2) 対策強化流域、<u>対策強化地区</u>の設定 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、<u>対策強化</u>地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。 (3) 家づくり、まちづくり、避難方策の強化 大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供<u>や</u>災害発生時の体制の整備等により、避難<u>方策</u>を強化する。	19	1 東京都豪雨対策基本方針 頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組みの方向性を明らかにした。 (1) 基本的な考え方 今後の豪雨対策においては、<u>気候変動を踏まえた年超過確率 1/20 規模の降雨（区部 85mm/h 規模、多摩部 75mm/h 規模）に対応することとし、目標降雨までは浸水被害を防止するとともに、目標を超える降雨に対しても生命の安全、減災及び早期復旧・復興に重要な機能の確保を目指す。</u> (2) 対策強化流域、<u>重点地区</u>の設定 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、<u>重点</u>地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。 (3) 家づくり、まちづくり、避難方策の強化 大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供、<u>災害発生時の体制の整備等</u>により、避難<u>対策</u>を強化する。												
1	639	1 河川<u>改修</u> (1) 大河川<u>改修</u> 都では、利根川、荒川、多摩川、鶴見川の各水系について、洪水による災害の防止を図るため治水対策を推進している。区に関連する多摩川水系については、次のとおりである。 ① 現況 <table><tr><td>水 系</td><td>現 況</td></tr><tr><td>多 摩 川</td><td><u>多摩川については、全川にわたって水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防事業を実施している。</u></td></tr></table>	水 系	現 況	多 摩 川	<u>多摩川については、全川にわたって水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防事業を実施している。</u>	19 ～ 20	1 河川<u>の整備</u> (1) 大河川<u>の整備</u> 都では、利根川、荒川、多摩川、鶴見川の各水系について、洪水による災害の防止を図るため治水対策を推進している。区に関連する多摩川水系については、次のとおりである。 ① 現況 <table><tr><td>水 系</td><td>現 況</td></tr><tr><td>多 摩 川</td><td><u>多摩川本川においては、河道断面の確保対策、堤防等の安全性向上対策、総合的な治水対策、超過洪水対策等を実施している。</u> <u>また、令和元年東日本台風被害を踏まえた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。</u></td></tr></table>	水 系	現 況	多 摩 川	<u>多摩川本川においては、河道断面の確保対策、堤防等の安全性向上対策、総合的な治水対策、超過洪水対策等を実施している。</u> <u>また、令和元年東日本台風被害を踏まえた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。</u>				
水 系	現 況															
多 摩 川	<u>多摩川については、全川にわたって水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防事業を実施している。</u>															
水 系	現 況															
多 摩 川	<u>多摩川本川においては、河道断面の確保対策、堤防等の安全性向上対策、総合的な治水対策、超過洪水対策等を実施している。</u> <u>また、令和元年東日本台風被害を踏まえた「多摩川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。</u>															
1	639	② 計画 <table><tr><td>区分</td><td>河川整備基本方針</td><td>実 施 計 画</td></tr><tr><td>多摩川水系</td><td>計画高水流量は、日野橋において <u>4,700m³/s とし、さらに浅川の合流量をあわせ、石原において 6,500m³/s とする。</u> その下流では野川及び残流域からの流入量をあわせ、田園調布（下）において <u>7,000m³/s とし、河口まで同一流量とする。</u></td><td><u>本川については、無堤部の改修、堰の改築等の促進や水衝部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施する。</u> <u>支川である浅川については、護岸等の整備を促進する。</u></td></tr></table>	区分	河川整備基本方針	実 施 計 画	多摩川水系	計画高水流量は、日野橋において <u>4,700m³/s とし、さらに浅川の合流量をあわせ、石原において 6,500m³/s とする。</u> その下流では野川及び残流域からの流入量をあわせ、田園調布（下）において <u>7,000m³/s とし、河口まで同一流量とする。</u>	<u>本川については、無堤部の改修、堰の改築等の促進や水衝部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施する。</u> <u>支川である浅川については、護岸等の整備を促進する。</u>	20	② 計画 <table><tr><td>区分</td><td>河川整備基本方針</td><td>実 施 計 画</td></tr><tr><td>多摩川水系</td><td><u>主要な地点における計画高水流量は、日野橋において 5,500m³/s とし、さらに浅川の流量をあわせ、石原において 7,400m³/s とする。</u> その下流では野川及び残流域からの流入量をあわせ、田園調布（下）において <u>8,400m³/s とし、河口まで同一流量とする。</u></td><td><u>多摩川本川においては、河道断面の確保対策、堤防等の安全性向上対策、総合的な治水対策、超過洪水対策等を実施する。</u> <u>また、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、河道掘削や樹木伐採等を実施する。</u></td></tr></table>	区分	河川整備基本方針	実 施 計 画	多摩川水系	<u>主要な地点における計画高水流量は、日野橋において 5,500m³/s とし、さらに浅川の流量をあわせ、石原において 7,400m³/s とする。</u> その下流では野川及び残流域からの流入量をあわせ、田園調布（下）において <u>8,400m³/s とし、河口まで同一流量とする。</u>	<u>多摩川本川においては、河道断面の確保対策、堤防等の安全性向上対策、総合的な治水対策、超過洪水対策等を実施する。</u> <u>また、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、河道掘削や樹木伐採等を実施する。</u>
区分	河川整備基本方針	実 施 計 画														
多摩川水系	計画高水流量は、日野橋において <u>4,700m³/s とし、さらに浅川の合流量をあわせ、石原において 6,500m³/s とする。</u> その下流では野川及び残流域からの流入量をあわせ、田園調布（下）において <u>7,000m³/s とし、河口まで同一流量とする。</u>	<u>本川については、無堤部の改修、堰の改築等の促進や水衝部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施する。</u> <u>支川である浅川については、護岸等の整備を促進する。</u>														
区分	河川整備基本方針	実 施 計 画														
多摩川水系	<u>主要な地点における計画高水流量は、日野橋において 5,500m³/s とし、さらに浅川の流量をあわせ、石原において 7,400m³/s とする。</u> その下流では野川及び残流域からの流入量をあわせ、田園調布（下）において <u>8,400m³/s とし、河口まで同一流量とする。</u>	<u>多摩川本川においては、河道断面の確保対策、堤防等の安全性向上対策、総合的な治水対策、超過洪水対策等を実施する。</u> <u>また、「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、河道掘削や樹木伐採等を実施する。</u>														
1	639 ～	(2) 中小河川の整備 ○ <u>都では、中小河川に対して、50mm/h の降雨に対応できるよう、河川の整備を進めており、護岸整</u>	20	(2) 中小河川の整備 ○ 都内 46 河川、324km において、川幅を広げたり(河道拡幅)、河床を掘り下げる（河床掘削）等の												

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																																			
	640	備まで相当期間を要する中・上流域においては、洪水の一部を貯留する調節池を設置し水害の早期解消に努めている。 ○ 都内 46 河川、324km において、川幅を広げたり(河道拡幅)、河床を掘り下げる（河床掘削）等の河道整備を進めてきており、引き続き 50mm/h に対応する河道整備を推進する。 <中小河川整備計画> <table><tr><th>事業内容</th><th>区域</th><th>全体計画 (昭和 49 年度～)</th><th>平成 30 年度末 整備</th><th>令和元年度以降 整備</th></tr><tr><td rowspan="3">50mm/h 降雨に対 処する整備</td><td>区 部</td><td>107.0 km</td><td>93.2 km</td><td>13.8 km</td></tr><tr><td>多摩地区</td><td>217.0 km</td><td>166.6 km</td><td>50.4 km</td></tr><tr><td>合 計</td><td>324.0 km</td><td>259.8 km</td><td>64.2 km</td></tr></table> ○ 区部で 75mm/h、多摩で 65mm/h の降雨に対応する目標整備水準達成に向けた調節池等の整備を推進する。 ○ 目標整備水準の達成に向け、総貯留量約 560 万㎡の調節池が必要となり、現在、環状七号線地下広域調節池や野川大沢調節池等の8施設で整備を進めている。	事業内容	区域	全体計画 (昭和 49 年度～)	平成 30 年度末 整備	令和元年度 以降 整備	50mm/h 降雨に対 処する整備	区 部	107.0 km	93.2 km	13.8 km	多摩地区	217.0 km	166.6 km	50.4 km	合 計	324.0 km	259.8 km	64.2 km		河道整備を進めてきており、引き続き 50mm/h 規模に対応する河道整備を推進する。 <中小河川整備計画> <table><tr><th>事業内容</th><th>区域</th><th>全体計画 (昭和 49 年度～)</th><th>令和 5 年度末 整備</th><th>令和 6 年度以降 整備</th></tr><tr><td rowspan="3">50mm/h 規模降雨 に対処する整備</td><td>区 部</td><td>107.0 km</td><td>82.0 km</td><td>25.0 km</td></tr><tr><td>多摩地区</td><td>217.0 km</td><td>139.6 km</td><td>77.4 km</td></tr><tr><td>合 計</td><td>324.0 km</td><td>221.6 km</td><td>102.4 km</td></tr></table> ○ 区部で 75mm/h 規模、多摩で 65mm/h 規模の降雨に対応する目標整備水準達成に向けた調節池等の整備を推進する。 ○ 目標整備水準の達成に向け、総貯留量約 560 万㎡の調節池が必要となり、現在、環状七号線地下広域調節池や野川大沢調節池等の9施設で整備を進めている。	事業内容	区域	全体計画 (昭和 49 年度～)	令和 5 年度末 整備	令和 6 年度 以降 整備	50mm/h 規模 降雨 に対処する整備	区 部	107.0 km	82.0 km	25.0 km	多摩地区	217.0 km	139.6 km	77.4 km	合 計	324.0 km	221.6 km	102.4 km																																															
事業内容	区域	全体計画 (昭和 49 年度～)	平成 30 年度末 整備	令和元年度 以降 整備																																																																																			
50mm/h 降雨に対 処する整備	区 部	107.0 km	93.2 km	13.8 km																																																																																			
	多摩地区	217.0 km	166.6 km	50.4 km																																																																																			
	合 計	324.0 km	259.8 km	64.2 km																																																																																			
事業内容	区域	全体計画 (昭和 49 年度～)	令和 5 年度末 整備	令和 6 年度 以降 整備																																																																																			
50mm/h 規模 降雨 に対処する整備	区 部	107.0 km	82.0 km	25.0 km																																																																																			
	多摩地区	217.0 km	139.6 km	77.4 km																																																																																			
	合 計	324.0 km	221.6 km	102.4 km																																																																																			
1	640	<現在整備中の8施設（調節池等）の概要> <table><tr><th>河川名</th><th>施設名称</th><th>貯留量（㎡）</th><th>着手年度</th></tr><tr><td>善福寺川</td><td>和田堀公園調節池</td><td>17,500</td><td>H28</td></tr><tr><td>神田川</td><td>下高井戸調節池</td><td>30,000</td><td>H28</td></tr><tr><td colspan="2">環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）</td><td>681,000</td><td>H28</td></tr><tr><td>石神井川</td><td>城北中央公園調節池（一期）</td><td>90,000</td><td>H28</td></tr><tr><td>野川</td><td>野川大沢調節池（規模拡大）</td><td>68,000</td><td>H28</td></tr><tr><td rowspan="2">境川</td><td>境川金森調節池</td><td>151,000</td><td>H29</td></tr><tr><td>境川木曽東調節池</td><td>49,000</td><td>H29</td></tr><tr><td>谷沢川</td><td>谷沢川分水路</td><td>50 ㎡/s（分水流量）</td><td>H30</td></tr></table>	河川名	施設名称	貯留量（㎡）	着手年度	善福寺川	和田堀公園調節池	17,500	H28	神田川	下高井戸調節池	30,000	H28	環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）		681,000	H28	石神井川	城北中央公園調節池（一期）	90,000	H28	野川	野川大沢調節池（規模拡大）	68,000	H28	境川	境川金森調節池	151,000	H29	境川木曽東調節池	49,000	H29	谷沢川	谷沢川分水路	50 ㎡/s（分水流量）	H30	21	<現在整備中の9施設（調節池等）の概要> <table><tr><th>河川名</th><th>施設名称</th><th>貯留量（㎡）</th><th>着手 年度</th><th>稼働時期（予定）</th></tr><tr><td>善福寺川</td><td>和田堀公園調節池</td><td>17,500</td><td>H28</td><td>R3 年度稼働開始</td></tr><tr><td>神田川</td><td>下高井戸調節池</td><td>30,000</td><td>H28</td><td>R6 年度稼働（予定）</td></tr><tr><td colspan="2">環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）</td><td>681,000</td><td>H28</td><td>R9 年度取水開始（予定）</td></tr><tr><td rowspan="2">石神井川</td><td>城北中央公園調節池（一期）</td><td>90,000</td><td>H28</td><td>R7 年度稼働（予定）</td></tr><tr><td>石神井川上流地下調節池</td><td>293,000</td><td>R5</td><td>R17 年度稼働（予定）</td></tr><tr><td rowspan="2">境川</td><td>境川金森調節池</td><td>151,000</td><td>H29</td><td>R7 年度稼働（予定）</td></tr><tr><td>境川木曽東調節池</td><td>49,000</td><td>H29</td><td>R6 年度稼働（予定）</td></tr><tr><td>落合川</td><td>下谷橋調節池</td><td>9.500</td><td>R3</td><td>R6 年度稼働（予定）</td></tr><tr><td>谷沢川</td><td>谷沢川分水路</td><td>50 ㎡/s（分水流量）</td><td>H30</td><td>R8 年度稼働（予定）</td></tr></table>	河川名	施設名称	貯留量（㎡）	着手 年度	稼働時期（予定）	善福寺川	和田堀公園調節池	17,500	H28	R3 年度稼働開始	神田川	下高井戸調節池	30,000	H28	R6 年度稼働（予定）	環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）		681,000	H28	R9 年度取水開始（予定）	石神井川	城北中央公園調節池（一期）	90,000	H28	R7 年度稼働（予定）	石神井川上流地下調節池	293,000	R5	R17 年度稼働（予定）	境川	境川金森調節池	151,000	H29	R7 年度稼働（予定）	境川木曽東調節池	49,000	H29	R6 年度稼働（予定）	落合川	下谷橋調節池	9.500	R3	R6 年度稼働（予定）	谷沢川	谷沢川分水路	50 ㎡/s（分水流量）	H30	R8 年度稼働（予定）
河川名	施設名称	貯留量（㎡）	着手年度																																																																																				
善福寺川	和田堀公園調節池	17,500	H28																																																																																				
神田川	下高井戸調節池	30,000	H28																																																																																				
環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）		681,000	H28																																																																																				
石神井川	城北中央公園調節池（一期）	90,000	H28																																																																																				
野川	野川大沢調節池（規模拡大）	68,000	H28																																																																																				
境川	境川金森調節池	151,000	H29																																																																																				
	境川木曽東調節池	49,000	H29																																																																																				
谷沢川	谷沢川分水路	50 ㎡/s（分水流量）	H30																																																																																				
河川名	施設名称	貯留量（㎡）	着手 年度	稼働時期（予定）																																																																																			
善福寺川	和田堀公園調節池	17,500	H28	R3 年度稼働開始																																																																																			
神田川	下高井戸調節池	30,000	H28	R6 年度稼働（予定）																																																																																			
環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）		681,000	H28	R9 年度取水開始（予定）																																																																																			
石神井川	城北中央公園調節池（一期）	90,000	H28	R7 年度稼働（予定）																																																																																			
	石神井川上流地下調節池	293,000	R5	R17 年度稼働（予定）																																																																																			
境川	境川金森調節池	151,000	H29	R7 年度稼働（予定）																																																																																			
	境川木曽東調節池	49,000	H29	R6 年度稼働（予定）																																																																																			
落合川	下谷橋調節池	9.500	R3	R6 年度稼働（予定）																																																																																			
谷沢川	谷沢川分水路	50 ㎡/s（分水流量）	H30	R8 年度稼働（予定）																																																																																			
1	640	○ 更に、新たな調節池の事業化に向けた検討や環七地下広域調節池の延伸等の検討を進めていく。	21	○ 更に、新たな調節池の事業化に向けた検討や環七地下広域調節池の延伸 (地下河川)に関する検討を進めていく。																																																																																			
1	640	（3）多摩川無堤防箇所での治水対策 ○ 区は、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の教訓を踏まえ、以下について取り組む。 ア 無堤防箇所専用の土のうを保管するための倉庫を近傍に設置する。 イ 多摩川無堤防箇所における堤防整備、暫定堤防の計画高さまでの嵩上げの実施について、国土交通省と連携し、早期に取り組む。 ウ 堤防が完成するまでは、専用土のう以外のほか、可搬式止水板・大型土のうの設置など、京浜河川事務所と連携しての止水対策に取り組む。	－	削除																																																																																			
1	640 ～	3 雨水流出抑制施設の整備 ○ 総合的な治水対策の一環として、雨水の貯留・浸透を行う雨水流出抑制施設の設置について、都は、	21	3 雨水流出抑制施設の整備 ○ 総合的な治水対策の一環として、雨水の貯留・浸透を行う雨水流出抑制施設の設置について、都は、																																																																																			

章	頁	修正前	頁	修正後
	641	昭和 56 年に関係局からなる「総合治水対策連絡会」を発足させ、昭和 58 年度に創設した「総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱」に基づき、都所管施設に雨水流出抑制施設の設置を推進してきている。 ○ <u>一方、都は島しょ部を除く都内 53 区市町村と総合治水対策協議会を立ち上げ、総合的な治水対策に関する計画の策定、執行状況の把握、調整、技術上の改善策の検討等を行っている。</u> ○ <u>都における総合的な治水対策のあり方については、昭和 61 年に「総合治水対策調査委員会」の「本報告」が出され、これにより区部中小河川については、将来目標である基本計画を 100mm/h 程度とし、雨水流出抑制施設による流域対策で 10mm/h 程度を分担するものとしている。</u> <u>当面の目標である 50mm/h 程度の治水安全度を確保するため、都総合治水対策協議会では、当面 10 か年程度の「総合的な治水対策暫定計画」を策定し、神田川流域、目黒川流域、石神井川流域、野川流域、渋谷川・古川流域、呑川流域、谷沢川・丸子川流域の「総合的な治水対策暫定計画」を策定した。</u> ○ 都は「東京都豪雨対策基本方針」（平成 26 年 6 月改定）を策定し、この方針に基づいて都総合治水対策協議会は、平成 21 年 5 月に神田川流域、渋谷川・古川流域において「豪雨対策計画」を策定し、平成 21 年 11 月に石神井川流域、目黒川流域、呑川流域、野川流域、白子川流域についても「豪雨対策計画」を策定した。<u>なお、「豪雨対策計画」が策定された河川については、「総合的な治水対策暫定計画」は廃止されている。</u> ○ 「豪雨対策計画」は平成 26 年の「東京都豪雨対策基本方針」の改定に伴い、平成 27 年度以降、順次、<u>見直し</u>や新規策定を<u>予定して</u>いる。平成 30 年 3 月に神田川流域及び石神井川流域の「豪雨対策計画」の改定、平成 31 年 3 月に谷沢川・丸子川流域の「豪雨対策計画」の策定及び野川流域、呑川流域の「豪雨対策計画」の改定を行った。		昭和 56 年に関係局からなる「総合治水対策連絡会」を発足させ、昭和 58 年度に創設した「総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱」に基づき、都所管施設に雨水流出抑制施設の設置を推進してきている。 ○ 都は「東京都豪雨対策基本方針」（平成 26 年 6 月改定）を策定し、この方針に基づいて都総合治水対策協議会は、平成 21 年 5 月に神田川流域、渋谷川・古川流域において「豪雨対策計画」を策定し、平成 21 年 11 月に石神井川流域、目黒川流域、呑川流域、野川流域、白子川流域についても「豪雨対策計画」を策定した。 ○ 「豪雨対策計画」は平成 26 年の「東京都豪雨対策基本方針」の改定に伴い、平成 27 年度以降、順次、<u>改定</u>や新規策定を<u>行っ</u>ている。平成 30 年 3 月に神田川流域及び石神井川流域の「豪雨対策計画」の改定、平成 31 年 3 月に谷沢川・丸子川流域の「豪雨対策計画」の策定及び野川流域、呑川流域の「豪雨対策計画」の改定、<u>令和元年 11 月に目黒川流域および白子川流域の「豪雨対策計画」の改定</u>を行った。
1	641	4 下水道の整備 ○ <u>下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。</u> このため「東京都豪雨対策基本方針（<u>改定</u>）」に基づき、概ね 30 年後の浸水被害解消を目標に、<u>50mm/h</u> 降雨に対応する下水道施設を整備している。 大規模地下街や甚大な被害が発生している地区について、整備水準をレベルアップした下水道施設を整備している。 計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全を確保する。	21	4 下水道の整備 下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。 このため「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、概ね 30 年後の浸水被害解消を目標に、<u>75mm/h 規模</u>降雨に対応する下水道施設を整備している。 大規模地下街や甚大な被害が発生している地区について、整備水準をレベルアップした下水道施設を整備している。 計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全を確保する。
1	641	（１）区部下水道の浸水対策 区部では、都市化に伴う雨水流出量の増大によって、下水道が整備された地区でも浸水被害が発生するようになっている。このため、浸水の危険性が高い対策<u>促進</u>地区を選定し、<u>50mm/h</u> 降雨に対応する幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。これに加え、浅く埋設された下水道幹線の流域など、幹線からの雨水の逆流による浸水の危険性のある地区を新たに重点地区として追加し、効果的な対策を進めている。また、特に浸水被害の大きい地下街などでは、75mm/h の降雨に対応できる貯留施設等の整備を進めている。	22	（１）区部下水道の浸水対策 区部では、都市化に伴う雨水流出量の増大によって、下水道が整備された地区でも浸水被害が発生するようになっている。このため、浸水の危険性が高い対策<u>重点</u>地区を選定し、<u>75mm/h 規模</u>降雨に対応する幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。これに加え、浅く埋設された下水道幹線の流域など、幹線からの雨水の逆流による浸水の危険性のある地区を新たに重点地区として追加し、効果的な対策を進めている。また、特に浸水被害の大きい地下街などでは、75mm/h <u>規模</u>の降雨に対応できる貯留施設等の整備を進めている。
1	642	（２）「経営計画 2016」の推進 ○ 本計画では、世田谷区玉川を含む、浸水の危険性の高い対策<u>促進</u>地区について、50mm/h の降雨に	22	（２）「経営計画 2021」の推進 ○ 本計画では、世田谷区玉川を含む、浸水の危険性の高い対策<u>重点</u>地区について、50mm/h <u>規模</u>の降

章	頁	修正前	頁	修正後																				
		対応する下水道施設整備を推進することとしている。 ○ さらに、一定規模以上の床上浸水が集中して発生した地区では、既存幹線の下に新たな幹線を整備するなど、75mm/h 降雨に対応できる施設の建設を実施する（世田谷区弦巻、深沢地区含む）。		雨に対応する下水道施設整備を推進することとしている。 ○ 一定規模以上の床上浸水が集中して発生した地区は対策強化地区とし、75mm/h 規模降雨に対応できる施設整備を着実に推進する（世田谷区弦巻地区、深沢地区、野毛地区、奥沢地区を含む）。																				
1	642	5 豪雨対策の重点的な実施 ○ 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策促進エリアを設定し、これらのエリアでは、流域別の豪雨対策計画を策定し、河川や下水道の整備に加え、浸透ますの設置などの流域対策を重点的に促進している。 近年の降雨特性や浸水被害の発生状況等を踏まえて東京都豪雨対策基本方針を平成26年に改定した。対策強化流域、対策強化地区を設定し、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部75mm/h、多摩部時間65mm/h）の降雨に対して浸水被害の防止を目指している。 ○ 河道の蛇行区間や狭隘箇所等について、これまでの調査結果も活用しつつ、詳細な調査を実施し、局所改良による流下能力向上や水衝部の護岸の強化など早期に安全性が向上できる対策を実施する。	22	5 豪雨対策の重点的な実施 ○ 都は、「東京都豪雨対策基本方針（令和5年12月改定）」により、刻々と進む気候変動による激甚化・頻発化する豪雨に対し東京が抱えるリスクを早期に低減させるため、河川からの氾濫（外水氾濫）及び下水道からの氾濫（内水氾濫）に対し、それぞれのリスクが高いエリアに対し、重点的に対策を進めることとしている。 ○ 河川と下水道における災害リスクは、特性や規模が異なるため、外水氾濫と内水氾濫に対して、以下のような考えのもと、重点的な対策を検討していく。 ○ また、河川と下水道の浸水被害の特性や規模の違いから、外水氾濫については流域における被害・降雨・人口や資産等から「対策強化流域」、内水氾濫については地区における被害・地形・施設能力等から「重点地区」を検討する。																				
1	642	（1）世田谷区内の対策促進エリア <table><tr><th colspan="2">名称</th><th>選定条件</th><th>区内のエリア</th></tr><tr><td rowspan="2">対策促進エリア</td><td>対策強化流域</td><td>・ 過去の浸水被害状況（浸水棟数、被害額） ・ 降雨状況（豪雨の発生頻度） ・ 流域特性（人口、資産額などの被害ポテンシャル） ・ 対策状況（河川整備、下水道整備などの対策状況）</td><td>野川流域 呑川流域 目黒川流域 神田川流域 谷沢川・丸子川流域</td></tr><tr><td>対策促進地区</td><td>・ 浸水被害の発生状況（浸水棟数） ・ 施設の重要性や浸水に対する脆弱性（大規模な地下施設など） ・ 下水道施設の能力評価（下水道幹線の流下能力） ・ 対策状況（下水道整備、河川整備などの対策状況）</td><td>玉川地区</td></tr></table>	名称		選定条件	区内のエリア	対策促進エリア	対策強化流域	・ 過去の浸水被害状況（浸水棟数、被害額） ・ 降雨状況（豪雨の発生頻度） ・ 流域特性（人口、資産額などの被害ポテンシャル） ・ 対策状況（河川整備、下水道整備などの対策状況）	野川流域 呑川流域 目黒川流域 神田川流域 谷沢川・丸子川流域	対策促進地区	・ 浸水被害の発生状況（浸水棟数） ・ 施設の重要性や浸水に対する脆弱性（大規模な地下施設など） ・ 下水道施設の能力評価（下水道幹線の流下能力） ・ 対策状況（下水道整備、河川整備などの対策状況）	玉川地区	22	（1）世田谷区内の対策強化流域及び重点地区 <table><tr><th>名称</th><th>選定条件</th><th>区のエリア</th></tr><tr><td>対策強化流域</td><td>・ 浸水被害状況（浸水棟数、被害額） ・ 降雨特性（豪雨の発生頻度） ・ 流域特性（人口、資産額、高齢化率、都市開発等） ・ 対策状況（河川、下水道、流域対策）</td><td>神田川流域、野川流域、目黒川流域、呑川流域、谷沢川・丸子川流域</td></tr><tr><td>重点地区</td><td>過去の浸水実績に加えて、流出解析シミュレーションの結果などを考慮し、選定</td><td>玉川（事業中）、野毛、代沢、八幡山、南鳥山、弦巻、深沢、奥沢</td></tr></table>	名称	選定条件	区のエリア	対策強化流域	・ 浸水被害状況（浸水棟数、被害額） ・ 降雨特性（豪雨の発生頻度） ・ 流域特性（人口、資産額、高齢化率、都市開発等） ・ 対策状況（河川、下水道、流域対策）	神田川流域、野川流域、目黒川流域、呑川流域、谷沢川・丸子川流域	重点地区	過去の浸水実績に加えて、流出解析シミュレーションの結果などを考慮し、選定	玉川（事業中）、野毛、代沢、八幡山、南鳥山、弦巻、深沢、奥沢
名称		選定条件	区内のエリア																					
対策促進エリア	対策強化流域	・ 過去の浸水被害状況（浸水棟数、被害額） ・ 降雨状況（豪雨の発生頻度） ・ 流域特性（人口、資産額などの被害ポテンシャル） ・ 対策状況（河川整備、下水道整備などの対策状況）	野川流域 呑川流域 目黒川流域 神田川流域 谷沢川・丸子川流域																					
	対策促進地区	・ 浸水被害の発生状況（浸水棟数） ・ 施設の重要性や浸水に対する脆弱性（大規模な地下施設など） ・ 下水道施設の能力評価（下水道幹線の流下能力） ・ 対策状況（下水道整備、河川整備などの対策状況）	玉川地区																					
名称	選定条件	区のエリア																						
対策強化流域	・ 浸水被害状況（浸水棟数、被害額） ・ 降雨特性（豪雨の発生頻度） ・ 流域特性（人口、資産額、高齢化率、都市開発等） ・ 対策状況（河川、下水道、流域対策）	神田川流域、野川流域、目黒川流域、呑川流域、谷沢川・丸子川流域																						
重点地区	過去の浸水実績に加えて、流出解析シミュレーションの結果などを考慮し、選定	玉川（事業中）、野毛、代沢、八幡山、南鳥山、弦巻、深沢、奥沢																						
1	642 ～ 643	（1）「世田谷区豪雨対策基本方針」・「世田谷区豪雨対策行動計画」 <table><tr><td>【実施主体】区災対土木部</td></tr></table> （中略） ① 10年後の目標 ア 概ね55mm/hの降雨までは、床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指す。 イ 既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保することを目指す。 ② 30年後の目標 ア 概ね60mm/hの降雨までは、浸水被害を防止することを目指す。 イ 区部では概ね75mm/hの降雨、多摩部では概ね65mm/hの降雨までは、床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指す。 ウ 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保することを目指す。	【実施主体】区災対土木部	22 ～ 23	（1）「世田谷区豪雨対策基本方針」・「世田谷区豪雨対策行動計画」 <table><tr><td>【実施主体】区災対土木部</td></tr></table> （中略） ① 10年後の目標 ア 概ね55mm/h 規模の降雨までは、床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指す。 イ 既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保することを目指す。 ② 30年後の目標 ア 概ね60mm/h 規模の降雨までは、浸水被害を防止することを目指す。 イ 区部では概ね75mm/h 規模の降雨、多摩部では概ね65mm/h 規模の降雨までは、床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指す。 ウ 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保することを目指す。	【実施主体】区災対土木部																		
【実施主体】区災対土木部																								
【実施主体】区災対土木部																								

章	頁	修正前	頁	修正後																
		また、平成 21 年度に策定された「行動計画」で述べられている「基本方針」で掲げた豪雨対策の取り組みについての 4 つの柱に対応した施策に基づく個々の目標の達成に向けて設定されていた「取組み内容」、「具体の行動」及び「年次別計画」等に対し 10 年後の目標年次であった平成 29 年度までに活動を推進してきたところである平成 29 年度までの活動実績を踏まえ、平成 30 年 6 月に「行動計画」を策定し、平成 30 年度から平成 33 年度までの目標を示すとともに、目標の達成に向けた「取組み内容」、「具体の行動」及び「年次別計画」等を設定している。		また、平成 21 年度に策定された「行動計画」で述べられている「基本方針」で掲げた豪雨対策の取り組みについての 4 つの柱に対応した施策に基づく個々の目標の達成に向けて設定されていた「取組み内容」、「具体の行動」及び「年次別計画」等に対し 10 年後の目標年次であった平成 29 年度までに活動を推進してきたところである。<u>平成 29 年度までの活動実績を踏まえ、平成 30 年 6 月に「行動計画」を策定し、平成 30 年度から平成 33 年度までの目標を示すとともに、目標の達成に向けた「取組み内容」、「具体の行動」及び「年次別計画」等を設定し、令和 4 年 3 月には、「各流域豪雨対策計画」が改定されたことにより「行動計画」の改定を行っている。</u>																
1	643	6 インターネット等を活用した区民への情報提供	23	6 区民への洪水情報の提供																
1	660	第 5 節 都市型水害対策 4 洪水情報の提供 (1) 雨量・気象情報等の即時伝達 ○ 浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断を下せるよう、都は、区市町村はもとより、特に甚大な被害が想定される鉄道・地下街等、不特定多数が往来する大規模地下空間の管理者等に、雨量・気象情報を提供する。 ① 各管理者の役割 <table><tr><td>河川管理者（都）</td><td>降雨情報や河川の水位に関する情報を提供</td></tr><tr><td>下水道管理者（都）</td><td>降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供</td></tr><tr><td>水防管理者（区市町村）</td><td>住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実</td></tr><tr><td>地下空間管理者</td><td>地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。</td></tr></table>	河川管理者（都）	降雨情報や河川の水位に関する情報を提供	下水道管理者（都）	降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供	水防管理者（区市町村）	住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実	地下空間管理者	地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。	23 ～ 24	(1) 雨量・気象情報等の即時伝達 ○ 浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断を下せるよう、都は、区市町村はもとより、特に甚大な被害が想定される鉄道・地下街等、不特定多数が往来する大規模地下空間の管理者等に、雨量・気象情報を提供する。 ① 各管理者の役割 <table><tr><td>河川管理者（都）</td><td>降雨情報や河川の水位に関する情報を提供</td></tr><tr><td>下水道管理者（都）</td><td>降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供</td></tr><tr><td>水防管理者（区市町村）</td><td>住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実</td></tr><tr><td>地下空間管理者</td><td>地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。</td></tr></table>	河川管理者（都）	降雨情報や河川の水位に関する情報を提供	下水道管理者（都）	降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供	水防管理者（区市町村）	住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実	地下空間管理者	地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。
河川管理者（都）	降雨情報や河川の水位に関する情報を提供																			
下水道管理者（都）	降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供																			
水防管理者（区市町村）	住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実																			
地下空間管理者	地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。																			
河川管理者（都）	降雨情報や河川の水位に関する情報を提供																			
下水道管理者（都）	降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供																			
水防管理者（区市町村）	住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実																			
地下空間管理者	地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。																			
1	660	第 5 節 都市型水害対策 4 洪水情報の提供 ① 降雨情報等の提供方法 ○ 都は、インターネット等を活用し広く降雨情報等を提供している。 ○ 都は、区などへ防災対策等に活用できるよう、下水道管理用光ファイバーケーブルを活用し、幹線管きょ内の水位情報を提供する。 ○ 区は、防災機関に配信しているレーダー雨量計システムから得られる降雨情報を、インターネットや携帯電話を活用し広く提供している。 ○ 区は、インターネット等を活用し、雨量水位観測システムにより得られる降雨情報や河川の水位情報を提供している。	24	② 降雨情報等の提供方法 ○ 都建設局は、都内の中小河川の水位や降雨の状況、河川監視画像、指定河川の洪水予報、土砂災害警戒情報、水位周知河川の氾濫危険情報など、水防災総合情報システムからの情報をホームページに掲載している。 また、同様の情報をスマートデバイス向けページにも掲載し、位置情報を活用し利便性を高めるとともに、英語・中国語・韓国語でも配信している。 ○ 都下水道局は、下水道光ファイバーケーブルを活用して、下水道管きょ内の水位情報を区などに迅速に提供している。 また、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載するとともに、GPS 機能による現在地表示が可能なスマートフォン版を配信することなどにより、きめ細やかな降雨情報を、リアルタイムで配信している。 ○ 国土交通省は、荒川、多摩川などの河川の水位や降雨、カメラ映像の情報をインターネットを活																
1	643 ～ 644	○ 都建設局は、都内の中小河川の水位や降雨の状況、河川監視画像、指定河川の洪水予報、土砂災害警戒情報、水位周知河川の氾濫危険情報など、水防災総合情報システムからの情報をホームページに掲載している。また、同様の情報を位置情報を活用した形でスマートフォン等へも配信し、より利																		

章	頁	修正前	頁	修正後
		便性を高めるとともに、英語・中国語・韓国語でも配信している。 ○ 都下水道局は、下水道光ファイバーケーブルを活用して、下水道管きょ内の水位情報を区などに迅速に提供している。また、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載するとともに、GPS機能による現在地表示が可能なスマートフォン版を配信することなどにより、きめ細やかな降雨情報を、リアルタイムで配信している。 ○ 国土交通省は、荒川、多摩川などの河川の水位や降雨、カメラ映像の情報をインターネットを活用して提供している。		用して提供している。 ○ 区は、区ホームページにて、区内各地に設置した雨量局、水位局のデータや河川水位監視カメラ画像を公開している。
1	644	7 水防災総合情報システム ○ 都では、水防災総合情報システムは、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月から稼動をはじめ、二度のシステム更新を行って、現在の形で運用を行っている。 ○ このシステムは、以下に示す①観測・監視システム、②洪水予報発表システム、③土砂災害警戒情報発表システム、④気象伝達・態勢表示システム、⑤伝達文作成・伝達システム、⑥インターネット公開システムから構成されている。	24	7 東京都水防災総合情報システム ○ 都では、東京都水防災総合情報システムは、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月から稼動をはじめ、二度のシステム更新を行って、現在の形で運用を行っている。 ○ このシステムは、①観測・監視システム、②洪水予報発表システム、③土砂災害警戒情報発表システム、④気象伝達・態勢表示システム、⑤伝達文作成・伝達システム、⑥インターネット公開システムから構成されている。
1	644	8 下水道施設における降雨情報システム（東京アメッシュ）、幹線水位情報の提供 ○ 都下水道局では、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を的確に把握し、水再生センター、ポンプ所のポンプを適切に運転するため、降雨情報システムを設置している。 ○ 下水道幹線内に水位計を設置して水位を測定し、光ファイバーを活用して水位情報を区等へ提供し、水防活動を支援する。	24	8 下水道施設における降雨情報システム（東京アメッシュ）、幹線水位情報の提供 ○ 都下水道局では、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を的確に把握し、水再生センター、ポンプ所のポンプを運転するため、降雨情報システムを設置している。 ○ 下水道幹線内に水位計を設置して水位を測定し、光ファイバーを活用して水位情報を区等へ提供し、水防活動を支援する。
1	655	第4節 浸水対策 1 浸水想定区域の指定及び水深の公表 ○ 水防法（昭和24年法律第193号）の改正（平成27年7月19日一部施行、11月19日完全施行）により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。 ○ 国又は都建設局は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係区市町村長に通知する。 ○ 水防法に規定する浸水想定区域のうち、世田谷区において指定されているのは洪水浸水想定区域で、次の河川である。 ＜国管理河川＞（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所） ・多摩川（洪水予報河川） 平成28年公表 ※想定最大規模降雨改定 ＜都管理河川＞（東京都建設局） ・野川、仙川（洪水予報河川） 令和元年6月公表 ※想定最大規模降雨改定 ・谷沢川、丸子川、呑川（水位周知河川） 令和元年6月公表 ※想定最大規模降雨改定	25	9 浸水想定区域の指定及び水深の公表 ○ 水防法（昭和24年法律第193号）の改正（平成27年7月19日一部施行、11月19日完全施行）により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。 ○ 国又は都建設局は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係区市町村長に通知している。 ○ 水防法に規定する浸水想定区域のうち、世田谷区において指定されているのは洪水浸水想定区域で、次の河川である。 ＜国管理河川＞（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所） ・多摩川（洪水予報河川） 平成28年公表 ※想定最大規模降雨 ＜都管理河川＞（都建設局） ・野川、仙川（洪水予報河川） 令和6年2月公表 ※想定最大規模降雨 ・谷沢川、丸子川、呑川（水位周知河川） 令和6年2月公表 ※想定最大規模降雨
1	655	第4節 浸水対策 2 浸水想定区域における避難体制確保 【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対物資管理部、区災対医療衛生部、区教育部	25	10 浸水想定区域における避難体制確保 【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対物資管理部、区災対保健福祉部、区災対医療衛生部、区教育部

章	頁	修正前	頁	修正後
		① 浸水想定区域内の要配慮者施設への対策 区は、浸水想定区域内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（いわゆる要配慮者利用施設）を地域防災計画に定める。（「水防法第 15 条第 1 項第 4 号ロ」）該当する施設の名称、所在地、情報の伝達方法は「地域防災計画（資料編）」に記載。 なお、「地域防災計画（資料編）」に記載された要配慮者利用施設の施設管理者は、法の規定により、「避難確保計画」を作成し、区に提出するとともに自ら一般に公表することが求められる（「水防法第 15 条の 3」）。 区は、当該要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の速やかな作成、公表に向けた指導、助言等を行う。 該当する施設の名称、所在地、情報の伝達方法は資料編に掲載。 ＊浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設 〔資料編資料第 108・P254〕		① 浸水想定区域内の要配慮者施設への対策 区は、水防法の改正(平成 29 年 5 月 19 日施行)により、浸水想定区域内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（いわゆる要配慮者利用施設）を地域防災計画に定める。 なお、「地域防災計画（資料編）」に記載された要配慮者利用施設の施設管理者は、法の規定により、「避難確保計画」を作成し、区に提出するとともに自ら一般に公表することが求められる（「水防法第 15 条の 3」）。 区は、当該要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の速やかな作成、公表に向けた指導、助言等を行う。 ＊浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設 〔資料編資料第●・P●●〕
1	655 ～ 656	② 洪水ハザードマップの作成、公表 区は、国土交通省京浜河川事務所が作成した「多摩川洪水浸水想定区域図」等に表示される浸水想定区域について広く周知し、事前の備えに役立てていただくため、洪水・内水氾濫ハザードマップを作成し、区民に配布するとともに、区ホームページにて公開している。（「水防法第 14 条」、「水防法第 15 条第 5 項」） また、区は、令和元年東日本台風（台風第 19 号）等をうけ、「世田谷区洪水ハザードマップ（多摩川版、全区版）」から「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」に改定し、区民への日頃からの周知啓発を図る。 ＜洪水・内水氾濫ハザードマップのホームページ＞ https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/003/d00005601.html ＊多摩川洪水浸水想定区域図 （計画規模、浸水継続時間、想定最大規模、家屋倒壊等氾濫想定区域） （国土交通省京浜河川事務所）〔資料編資料第 109・P258〕 ＊野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域 浸水予想区域図 （都市型水害対策連絡会）〔資料編資料第 110・P263〕 ＊城南地区河川流域 浸水予想区域図（改定）（都市型水害対策連絡会） 〔資料編資料第 111・P264〕	25 ～ 26	② 洪水ハザードマップの作成、公表 区は、国土交通省京浜河川事務所が作成した「多摩川洪水浸水想定区域図」等に表示される浸水想定区域について広く周知し、事前の備えに役立てていただくため、洪水・内水氾濫ハザードマップを作成し、区民に配布するとともに、区ホームページにて公開している。（「水防法第 14 条」、「水防法第 15 条第 5 項」） また、区は、令和元年東日本台風（台風第 19 号）等をうけ、「世田谷区洪水ハザードマップ（多摩川版、全区版）」から「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」に改定し、区民への日頃からの周知啓発を図っている。 ＜洪水・内水氾濫ハザードマップのホームページ＞ https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/003/d00005601.html ＊多摩川洪水浸水想定区域図 （計画規模、想定最大規模、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域） （国土交通省京浜河川事務所）〔資料編資料第●・P●●〕 ＊野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川 洪水浸水想定区域図 （東京都）〔資料編資料第●・P●●〕 ＊城南地区河川 洪水浸水想定区域図（東京都）〔資料編資料第●・P●●〕
1	656	③ 日頃からの周知啓発 ○ 風水害時の避難方法や日頃からの備え等について、区のおしらせ、防災啓発物（世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）等）、防災塾や地区の訓練、防災講話などの機会をとらえて、事前の周知啓発に取り組む。 ○ 多摩川洪水浸水想定区域内において、日頃から水害リスクを把握し、水防災に対する意識向上を図ることを目的として、想定浸水深表示板を電柱に設置する。設置箇所は、多摩川洪水想定浸水深の特に深いところや令和元年東日本台風（台風第 19 号）で浸水被害のあった地域を中心に設置する等、適宜見直しを図る。	26	③ 日頃からの周知啓発 ○ 風水害時の避難方法や日頃からの備え等について、区のおしらせ、防災啓発物（世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）、リーフレット等）、防災塾や地区の訓練、防災講話などの機会をとらえて、事前の周知啓発に取り組む。 ○ 多摩川洪水浸水想定区域内において、日頃から水害リスクを把握し、水防災に対する意識向上を図ることを目的として、想定浸水深表示板を電柱に設置する。設置箇所は、多摩川洪水想定浸水深の特に深いところや令和元年東日本台風（台風第 19 号）で浸水被害のあった地域を中心に設置する等、適宜見直しを図る。

章	頁	修正前	頁	修正後
1	656	④ 水害時避難所の拡充 区は、多摩川洪水浸水想定区域外で、より<u>身近な</u>水害時避難所を確保するため、特に玉川、砧地域を中心に、大学や都立高校、民間施設等に対して、水害時避難所<u>の拡充について協議を行い、早期運用を目指す</u>。 また、活用の上承を得た施設については、使用方法等の具体的な運用方法を<u>を調整する</u>。	26	④ 水害時避難所の拡充 区は、多摩川洪水浸水想定区域外や<u>野川・仙川洪水浸水想定区域付近</u>で、より<u>多くの</u>水害時避難所を確保するため、特に玉川、砧地域を中心に、大学や都立高校、民間施設等に対して、水害時避難所<u>としての施設利用</u>について <u>協定を締結している</u>。 また、活用の上承を得た施設については、使用方法等の具体的な運用方法 <u>について確認・調整を行っている</u>。
1	656	⑤ 水害時避難所等の周知 ○ 区は、水害時避難所について、「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」や<u>区ホームページ</u>、<u>ツイッター</u>などを活用し、水害時避難所の場所を周知する。なお、多摩川洪水浸水想定区域内には、多摩川洪水避難のための水害時避難所を開設しない（特に指定避難所）ことを区民への日頃からの周知啓発を図る。 ○ 区は、事前に駐車可能な場所を確認し <u>（※水害時避難所が区立小中学校の場合は、施設内および校庭への駐車は原則禁止とする）</u>、駐車場の利用が可能な水害時避難所を区ホームページ等で周知を行う。周知にあたっては、原則、公共交通機関での避難を促すこと等を併せて周知するほか、日頃から自主避難、縁故避難についての周知に努める。	26	⑤ 水害時避難所等の周知 ○ 区は、水害時避難所について、「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」や<u>防災ポータル</u>、<u>X（旧ツイッター）</u>などを活用し、水害時避難所の場所を周知する。なお、多摩川洪水浸水想定区域内には、多摩川洪水避難のための水害時避難所を開設しない（特に指定避難所）ことを区民への日頃からの周知啓発を図る。 ○ 区は、事前に駐車可能な場所を確認し、駐車場の利用が可能な水害時避難所を区ホームページ等で周知を行う。<u>駐車可能な場所には限りがあることから</u>、周知にあたっては、原則、公共交通機関での避難を促すこと等を併せて周知するほか、日頃から自主避難、縁故避難についての周知に努める。
1	657	⑥ 水害時避難所の運営ルール等の事前調整 ○ 水害時避難所施設の鍵を災対地域本部で管理するとともに、施設の使用範囲、ペット、介助犬の受入スペースなど事前に施設側と調整を行<u>う</u>。	26	⑥ 水害時避難所の運営ルール等の事前調整 ○ 水害時避難所施設の鍵を災対地域本部で管理するとともに、施設の使用範囲、ペット、介助犬の受入スペースなど事前に施設側と調整を行<u>い、訓練内容に反映する</u>。
1	657	<u>第4節 浸水対策</u> <u>3 地下空間への浸水被害対策</u> （1）浸水想定区域内の地下街等への対策 ○ 区は、浸水想定区域内の地下街等を地域防災計画に定める。<u>（「水防法第 15 条第 1 項第 4 号イ」）該当する施設の名称、所在地、情報の伝達方法は「地域防災計画（資料編）」に掲載。</u>	27	<u>1 1 地下空間への浸水被害対策</u> （1）浸水想定区域内の地下街等への対策 ○ 区は、浸水想定区域内の地下街等を地域防災計画に定める。
1	657	（2）施設管理者等への情報提供 <u>○</u> 区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。	27	（2）施設管理者等への情報提供 区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する <u>（本章第 1 節第 6 項「区民への洪水情報の提供」参照）</u>。
1	661 ～ 662	<u>第5節 都市型水害対策</u> 5 洪水ハザードマップ等の作成・公表 <u>（1）浸水予想区域図の作成</u> <u>○ 浸水予想区域図の目的</u> <u>・ 区民が住居地区内の浸水予想から、それぞれの地域における危険性を認識し、自らが避難等の対策を講じる資料とする。</u> <u>・ 建築の際、浸水被害を防止する建築構造上の配慮を行うための参考資料とする。</u> <u>・ 予想浸水深を知ることにより、区民が水害に強い生活様式の工夫を図る。</u> <u>・ 水防活動を円滑に行うための資料とする。</u> <u>○ 浸水予想区域図は、都及び流域内の区市等で構成された都市型水害対策検討会及び連絡会において流域ごとに作成され、平成 13 年の神田川を皮切りに、既往の東海豪雨版について平成 20 年 9 月</u>	27 ～ 28	<u>1 2 洪水ハザードマップ等の作成・公表</u> ○ 浸水想定区域や浸水深、また避難所などを、区民に分かりやすく示した「洪水ハザードマップ」は、事前情報の提供手段の一つであり、区民の迅速かつ円滑な避難行動や危機管理意識の高揚に役立つ有効な手段である。 ○ 区は、<u>水防法に基づき、国土交通省京浜河川事務所や都などが作成した「洪水浸水想定区域図」および「浸水予想区域図」</u>に示される浸水のおそれがある区域について広く周知し、事前の備えに役立てていただくため、<u>「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（内水氾濫・中小河川洪水版）」</u>を作成している。 ○ <u>区は、作成した洪水ハザードマップが有効に活用されるよう、速やかに区ホームページにて公開するとともに、各所で区民へ配布する。</u>

章	頁	修正前	頁	修正後
		には都が管理する全ての河川について、作成・公表されている。現在は、想定し得る最大規模の降雨を前提とした図への早期改定を進めている。 （2）洪水ハザードマップの作成・公表 ○ 浸水予想区域や浸水深、また避難所などを、区民に分かりやすく示した「洪水ハザードマップ」は、事前情報の提供手段の一つであり、区民の迅速かつ円滑な避難行動や危機管理意識の高揚に役立つ有効な手段である。 ○ 区は、都市型水害対策検討会及び連絡会が作成した「浸水予想区域図」に示される浸水のおそれがある区域について広く周知し、事前の備えに役立てていただくため、洪水・内水氾濫ハザードマップを作成し、区民に配布するとともに、区ホームページにて公開している。 ○ 区は令和元年東日本台風（台風第19号）を受け、「世田谷区洪水ハザードマップ（全区版）」から「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（内水氾濫・中小河川洪水版）」に改定し、区民への日頃からの周知啓発を図る。 *城南地区河川流域 浸水予想区域図（改定）（都市型水害対策連絡会） 〔資料編資料第111・P264〕 *野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域 浸水予想区域図 （都市型水害対策連絡会）〔資料編資料第110・P263〕 ① 作成主体 ○ 洪水ハザードマップは、洪水時の区民の避難などに役立てることを目的とすることから、地域の防災の責任を有する区市町村が作成する。 ② 洪水ハザードマップの作成 ○ 区は、都市型水害対策検討会及び連絡会で作成した流域ごとの浸水予想区域図をもって、洪水ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、洪水ハザードマップを作成する。 ○ 区は、地域の実情と作成の目的を的確に反映するため、都など関係機関（学識経験者、気象専門機関、関連区市町村、防災市民組織関係者、地域の代表者等）の協力を得ることとする。 ア 洪水ハザードマップ原案の作成 洪水ハザードマップの作成条件を設定するとともに、浸水や避難に係る情報を収集整理し、洪水時において、どうすれば区民が安全に避難できるのかを十分に議論し、その検討結果をもとに原案を作成する。 イ 防災上の課題の検討・整理 洪水ハザードマップ作成の検討過程から明らかになった防災上の課題を抽出・整理する。例えば、避難手段、避難所、避難ルート、情報伝達体制、伝達手段、要配慮者の避難、ライフラインなどに関する課題を整理する。		○ 区は令和元年東日本台風（台風第19号）を受け、「世田谷区洪水ハザードマップ（全区版）」から「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（内水氾濫・中小河川洪水版）」に改定し、区民への日頃からの周知啓発を図る。 *多摩川洪水浸水想定区域図 （計画規模、想定最大規模、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域） （国土交通省京浜河川事務所）〔資料編資料第●・P●●〕 *野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川 洪水浸水想定区域図 （東京都）〔資料編資料第●・P●●〕 *城南地区河川 洪水浸水想定区域図（東京都）〔資料編資料第●・P●●〕 *城南地区河川流域 浸水予想区域図（改定）（東京都）〔資料編資料第●・P●●〕 *野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域 浸水予想区域図 （改定） （東京都）〔資料編資料第●・P●●〕

章	頁	修正前	頁	修正後
		① 区民への普及啓発 ○ 区は、作成した洪水ハザードマップが有効に活用されるよう、区民に対し速やかに公表・配布するなど、積極的に普及啓発する。 ② 水防計画、地域防災計画等への活用 ○ 区は、作成した洪水ハザードマップを水防計画、地域防災計画等へ活用する。 ○ 区は、浸水想定区域内の地下街や要配慮者が利用する施設等の名称、所在地を把握する。		
1	662	第5節 都市型水害対策 6 水害時避難行動マップの作成支援 ○ 区は、平成 26 年度豪雨対策モデル地区（鎌田一丁目、二丁目）において平成 27 年度に、モデル地区外の鎌田四丁目・大蔵六丁目地区で水害時避難行動マップを作成し、配布・周知している。	28	1.3 水害時避難行動マップの作成支援 ○ 区は、玉川地域や砦地域の浸水想定区域の実情に応じた水害時避難行動マップを作成し、配布・周知している。
1	662	第5節 都市型水害対策 7 避難体制等の整備・確立 （1）防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策 ○ 区は、風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。 防災拠点施設：庁舎・支庁舎、水防倉庫、避難所、排水機場等 対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等 ○ 区は、要配慮者の避難方法、避難所を検討する必要がある。	28	1.4 避難体制等の整備・確立 （1）防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策 区は、風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。 防災拠点施設：庁舎・支庁舎、水防倉庫、避難所、排水機場等 対 策 例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等
1	662	（2）避難計画・ハザードマップの見直し ○ 内閣府より示された「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、屋内安全確保（垂直避難）の考え方について、避難計画やハザードマップ等へ反映する。	－	削除
1	663	第5節 都市型水害対策 8 水防・水害対策に関する体制の強化 ○ 区は、豪雨時の避難所として、大学や民間公共施設等との連携を進めている。 ○ 降雨時には、車両の速度規制等の交通規制が必要となるため、交通管理者との連絡・連携態勢の再構築を行い、また警備会社等を活用する等、区内協力団体との協力関係構築が必要となる。また、要配慮者の避難を考える場合には、福祉施設の協力も必要となるため、支所の枠を超えた水防態勢の再検討が必要となる。今後は、各関係機関と連携を強化していく。	29	1.5 水防・水害対策に関する体制の強化 ○ 区は、豪雨時の避難所として、大学や民間施設等との連携を進めている。 ○ 降雨時には、車両の速度規制等の交通規制が必要となるため、交通管理者との連絡・連携態勢の再構築を行い、また警備会社等を活用する等、区内協力団体との協力関係構築が必要となる。また、要配慮者の避難を考える場合には、福祉施設の協力も必要となるため、支所の枠を超えた水防態勢の再検討が必要となる。今後は、各関係機関と連携を強化していく。
1	663	第5節 都市型水害対策 9 広報・啓発 ○ 区は、浸水予想区域図や「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」により、区民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。 ○ 区民に対しては、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット等への掲載を通じて広める。 ○ 国や都、関係機関、区関係所管と連携し、災害リスクと取るべき避難行動等の普及啓発を推進す	29	1.6 広報・啓発 ○ 区は、「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」により、区民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。 ○ 区民に対しては、水害の危険性や対策の必要性をパンフレットの配布やインターネットへの掲載等を通じて広める。 ○ 国や都、関係機関、区関係所管と連携し、災害リスクと取るべき避難行動、持参すべき物品やペッ

章	頁	修正前	頁	修正後
		る。		トの取扱 等の普及啓発を推進する。
1	644	9 下水道におけるリスクコミュニケーションの充実	29	17 下水道におけるリスクコミュニケーションの充実
1	644	○ 都下水道局は次のようにリスクコミュニケーションに取り組む。 (1) 事前の情報提供 ① 浸水予想区域図の作成・公表 浸水の危険性を区民や防災関係者に事前に周知するとともに、区が作成する洪水ハザードマップ作成支援のために、7 河川流域（①神田川流域、②隅田川・新河岸川流域、③石神井川・白子川流域、④城南地区河川流域、⑤江東内部河川流域、⑥野川等流域、⑦中川・綾瀬川圏域）の「浸水予想区域図」を河川管理者と連携し、作成・公表している。 ② 洪水ハザードマップ作成の支援 浸水予想区域図の作成主体（河川管理者及び下水道管理者）として、関係区市町村の洪水ハザードマップ作成を支援していく。	－	削除
1	644	③ 防災意識の啓発	29	(1) 防災意識の啓発
1	645	(2) 降雨時の情報提供 ① 降雨情報の提供 「東京アメッシュ」で住民へ降雨情報をリアルタイムに提供する。 ② 幹線水位情報の提供 下水道幹線内に水位計を設置して水位を測定し、光ファイバーを活用して水位情報を区等へ提供し、水防活動を支援する。	－	削除
1	645	1.0 水門（樋門・樋管） ○ 区は、令和元年東日本台風（台風第 1 9 号）等の教訓を踏まえ、次の事項に取り組む。 ア 樋門・樋管の操作体制の強化 イ 避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告 のタイミングの見直し	30	1.8 水門（樋門・樋管） ○ 区は、令和元年東日本台風（台風第 19 号）等の教訓を踏まえ、次の事項に取り組む。 ア 樋門・樋管の操作体制の強化 イ 高齢者等避難開始及び避難指示 のタイミングの見直し
1	647	第2節 かけ崩れ対策 1 かけ崩れ対策 (1) 基本 ○ かけ、 よう壁 対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものである。 ○ 区は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく規制指導を行う。 ○ 都は、自然がけについて、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号。以下、「急傾斜地法」という。）による急傾斜地崩壊対策事業の推進に努める。（※世田谷区内での対象箇所は無い。）	31	第2節 かけ崩れ対策 1 かけ崩れ対策 (1) 基本 ○ かけ、 擁壁 対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものである。 ○ 区は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、宅地造成 及び特定盛土 等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく規制指導を行う。 (2) かけ・擁壁等の安全化 ○ 区は、がけ地に、建築物や 擁壁 等を設ける場合、建築基準法及び都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っており、また、宅地造成等工事規制区域内にあっては、宅地造成 及び特定盛土

章	頁	修正前	頁	修正後																								
		(2) がけ・よう壁に関する指導・支援 ○ 区は、がけ地に、建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法及び都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っており、また、宅地造成工事規制区域内にあっては、宅地造成等規制法に基づき指導を行っている。 ○ 既設の危険ながけ・よう壁は災害時に崩壊する恐れがある。災害の発生を未然に防ぐために、管理者責任を負う所有者自らが危険性を認識し、安全対策に取り組めるよう、「我が家の擁壁チェックシート（案）（国土交通省都市局）」の配布・区のホームページ掲載により、安全点検方法を周知すると共に、適切な管理を啓発する。 (3) 宅地の安全化 ○ 宅地造成等規制法は、宅地造成に伴い、災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を、宅地造成工事規制区域として指定し、この区域内における宅地造成工事には、技術的基準に従った造成を確保するため、区長の許可及び工事完了検査を義務付けており、必要な指導・監督を行うとともに、宅地の所有者等に対しても宅地保全の努力義務を課している。 ○ 区内では、平成 27 年 4 月時点で、246ha が宅地造成工事規制区域に指定され、この法律に基づく規制を受けている。		等規制法に基づき指導を行っている。 ○ 既設の危険ながけ・擁壁は災害時に崩壊する恐れがある。災害の発生を未然に防ぐために、管理者責任を負う所有者自らが危険性を認識し、安全対策に取り組めるよう、「我が家の擁壁チェックシート（案）（国土交通省都市局）」の配付、区のホームページ掲載により、安全点検方法を周知すると共に、適切な管理を啓発する。 (3) 宅地の安全化 ○ 宅地造成及び特定盛土等規制法は、盛土等による災害から国民の生命・財産を守る観点から、盛土等を行う土地の用途や目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するために、宅地造成等規制法から法律名・目的も含めた抜本的な改正がされた。 ○ 区内全域が令和 6 年 7 月 31 日に、宅地造成等工事規制区域に指定され、この法律に基づく規制を受けている。 ○ 規制区域内で一定規模以上の形質の変更（盛土または切土）や土石の堆積を行う場合は、事前に区長の許可を受けてから施行しなければならない。																								
1	648	第3節 土砂災害に関するソフト対策 ○ 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域は、都が土砂災害により被害を受けるおそれのある区域において、地形、地質、土地利用状況に関する基礎調査を実施し指定するものである。都は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう、土砂災害警戒区域の指定を進めている。 ○ 区は、土砂災害を防止・軽減する基本的な方針として、平成 28 年度に「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」を策定し、これまで実施している対策をさらに強化するハード・ソフト両面からのさまざまな防災対策を推進する。	32	第3節 土砂災害に関するソフト対策 削除																								
1	648	<table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="4">区</td><td>◎災対都市整備部</td><td>○ 土砂災害防止法に基づく区域の警戒巡視態勢の整備</td></tr><tr><td>災対土木部</td><td>○ 道路・公園等に属するがけ地の震災防止</td></tr><tr><td>災対統括部</td><td>○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等における避難体制の整備及びハザードマップの作成・周知</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	◎災対都市整備部	○ 土砂災害防止法に基づく区域の警戒巡視態勢の整備	災対土木部	○ 道路・公園等に属するがけ地の震災防止	災対統括部	○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策	災対地域本部	○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等における避難体制の整備及びハザードマップの作成・周知	32	<table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="4">区</td><td>災対都市整備部</td><td>○ 土砂災害防止法に基づく区域の警戒巡視態勢の整備</td></tr><tr><td>災対土木部</td><td>○ 道路・公園等に属するがけ地の震災防止</td></tr><tr><td>◎災対統括部</td><td>○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策</td></tr><tr><td>災対地域本部 災対保健福祉部</td><td>○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等における避難体制の整備及びハザードマップの作成・周知</td></tr></table>	機関名		対策内容	区	災対都市整備部	○ 土砂災害防止法に基づく区域の警戒巡視態勢の整備	災対土木部	○ 道路・公園等に属するがけ地の震災防止	◎災対統括部	○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策	災対地域本部 災対保健福祉部	○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等における避難体制の整備及びハザードマップの作成・周知
機関名		対策内容																										
区	◎災対都市整備部	○ 土砂災害防止法に基づく区域の警戒巡視態勢の整備																										
	災対土木部	○ 道路・公園等に属するがけ地の震災防止																										
	災対統括部	○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策																										
	災対地域本部	○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等における避難体制の整備及びハザードマップの作成・周知																										
機関名		対策内容																										
区	災対都市整備部	○ 土砂災害防止法に基づく区域の警戒巡視態勢の整備																										
	災対土木部	○ 道路・公園等に属するがけ地の震災防止																										
	◎災対統括部	○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策																										
	災対地域本部 災対保健福祉部	○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等における避難体制の整備及びハザードマップの作成・周知																										
1	648	1 土砂災害防止法 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（「土砂災害防止法」）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備を<u>図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域において</u>住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。	32	1 土砂災害防止法 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、<u>住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進</u>等のソフト対策を推進しようとするものである。																								
1	648 ～	2 土砂災害警戒区域等の指定 ○ 都建設局は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第	32	2 土砂災害警戒区域等の指定 削除																								

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																																																																																																																																						
	649	57号）に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告などソフト対策を推進する。土砂災害警戒区域は平成31年1月末までに13,281箇所を指定しており、指定に当たっては地元自治体との合意形成を図り順次進められている。 ○ 都建設局は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域の指定などを進める。 ○ 土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。 ＜都の土砂災害警戒区域等指定数＞（令和元年10月現在） <table><tr><td></td><td>土砂災害警戒区域</td><td>土砂災害特別警戒区域</td></tr><tr><td>指定箇所数</td><td>15,478</td><td>13,660</td></tr></table> ○ 区は、土砂災害に関する情報の区民への伝達方法等を記載した印刷物（ハザードマップ、区民行動マニュアル等）の作成・周知に取り組む。		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	指定箇所数	15,478	13,660		○ 都建設局は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域の指定などを進める。 ○ 土砂災害特別警戒区域の指定により、特定開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。 ＜都の土砂災害警戒区域等指定数＞（令和6年6月時点） <table><tr><td></td><td>土砂災害警戒区域</td><td>土砂災害特別警戒区域</td></tr><tr><td>指定箇所数</td><td>15,642</td><td>13,722</td></tr></table> ○ 区は、区地域防災計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載するとともに、土砂災害に関する情報の区民への伝達方法等を記載したハザードマップの作成・周知に取り組む。		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	指定箇所数	15,642	13,722																																																																																																																																																																										
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域																																																																																																																																																																																								
指定箇所数	15,478	13,660																																																																																																																																																																																								
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域																																																																																																																																																																																								
指定箇所数	15,642	13,722																																																																																																																																																																																								
1	649	＜世田谷区の土砂災害警戒区域等指定数＞（令和元年9月現在） <table><tr><th rowspan="2">地域</th><th rowspan="2">町丁目</th><th colspan="2">指定箇所数</th></tr><tr><th>土砂災害警戒区域</th><th>土砂災害特別警戒区域</th></tr><tr><td rowspan="3">世田谷地域</td><td>池尻四丁目</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>桜一丁目</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>宮坂一丁目</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">北沢地域</td><td>代田四丁目</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>北沢一丁目</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="11">砧地域</td><td>成城一丁目</td><td>4</td><td>2</td></tr><tr><td>成城三丁目</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td>成城四丁目</td><td>13</td><td>9</td></tr><tr><td>大蔵三丁目</td><td>6</td><td>3</td></tr><tr><td>大蔵四丁目</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>大蔵五丁目</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>大蔵六丁目</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>喜多見六丁目</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>岡本一丁目</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>岡本二丁目</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>岡本三丁目</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="11">玉川地域</td><td>中町一丁目</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>等々力一丁目</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>等々力二丁目</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>瀬田一丁目</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td>瀬田四丁目</td><td>7</td><td>6</td></tr><tr><td>野毛一丁目</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>野毛二丁目</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>野毛三丁目</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>上野毛二丁目</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>上野毛三丁目</td><td>3</td><td>2</td></tr><tr><td>上野毛二丁目</td><td>2</td><td>1</td></tr></table>	地域	町丁目	指定箇所数		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	世田谷地域	池尻四丁目	3	3	桜一丁目	1	0	宮坂一丁目			北沢地域	代田四丁目	1	1	北沢一丁目	1	1	砧地域	成城一丁目	4	2	成城三丁目	5	4	成城四丁目	13	9	大蔵三丁目	6	3	大蔵四丁目	4	4	大蔵五丁目	1	1	大蔵六丁目	2	2	喜多見六丁目	3	1	岡本一丁目	4	4	岡本二丁目	6	6	岡本三丁目	4	3	玉川地域	中町一丁目	3	3	等々力一丁目	2	2	等々力二丁目	2	2	瀬田一丁目	5	4	瀬田四丁目	7	6	野毛一丁目	4	4	野毛二丁目	5	5	野毛三丁目	2	2	上野毛二丁目	2	2	上野毛三丁目	3	2	上野毛二丁目	2	1	33	＜世田谷区の土砂災害警戒区域等指定数＞（令和6年3月22日現在） <table><tr><th rowspan="2">地域</th><th rowspan="2">町丁目</th><th colspan="2">指定箇所数</th></tr><tr><th>土砂災害警戒区域</th><th>土砂災害特別警戒区域</th></tr><tr><td rowspan="3">世田谷地域</td><td>池尻四丁目</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>桜一丁目</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>宮坂一丁目</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">北沢地域</td><td>代田四丁目</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>北沢一丁目</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="11">砧地域</td><td>成城一丁目</td><td>4</td><td>2</td></tr><tr><td>成城三丁目</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td>成城四丁目</td><td>13</td><td>9</td></tr><tr><td>大蔵三丁目</td><td>6</td><td>3</td></tr><tr><td>大蔵四丁目</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>大蔵五丁目</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>大蔵六丁目</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>喜多見六丁目</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>岡本一丁目</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>岡本二丁目</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>岡本三丁目</td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="11">玉川地域</td><td>中町一丁目</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>等々力一丁目</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>等々力二丁目</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>瀬田一丁目</td><td>6</td><td>5</td></tr><tr><td>瀬田四丁目</td><td>9</td><td>7</td></tr><tr><td>野毛一丁目</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>野毛二丁目</td><td>5</td><td>4</td></tr><tr><td>野毛三丁目</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>上野毛二丁目</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>上野毛三丁目</td><td>3</td><td>2</td></tr><tr><td>上野毛二丁目</td><td>2</td><td>1</td></tr></table>	地域	町丁目	指定箇所数		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	世田谷地域	池尻四丁目	3	3	桜一丁目	1	0	宮坂一丁目			北沢地域	代田四丁目	1	1	北沢一丁目	1	1	砧地域	成城一丁目	4	2	成城三丁目	5	4	成城四丁目	13	9	大蔵三丁目	6	3	大蔵四丁目	4	4	大蔵五丁目	1	1	大蔵六丁目	2	2	喜多見六丁目	3	1	岡本一丁目	4	4	岡本二丁目	6	6	岡本三丁目	4	3	玉川地域	中町一丁目	3	3	等々力一丁目	2	2	等々力二丁目	2	2	瀬田一丁目	6	5	瀬田四丁目	9	7	野毛一丁目	4	4	野毛二丁目	5	4	野毛三丁目	2	2	上野毛二丁目	2	2	上野毛三丁目	3	2	上野毛二丁目	2	1
地域	町丁目	指定箇所数																																																																																																																																																																																								
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域																																																																																																																																																																																							
世田谷地域	池尻四丁目	3	3																																																																																																																																																																																							
	桜一丁目	1	0																																																																																																																																																																																							
	宮坂一丁目																																																																																																																																																																																									
北沢地域	代田四丁目	1	1																																																																																																																																																																																							
	北沢一丁目	1	1																																																																																																																																																																																							
砧地域	成城一丁目	4	2																																																																																																																																																																																							
	成城三丁目	5	4																																																																																																																																																																																							
	成城四丁目	13	9																																																																																																																																																																																							
	大蔵三丁目	6	3																																																																																																																																																																																							
	大蔵四丁目	4	4																																																																																																																																																																																							
	大蔵五丁目	1	1																																																																																																																																																																																							
	大蔵六丁目	2	2																																																																																																																																																																																							
	喜多見六丁目	3	1																																																																																																																																																																																							
	岡本一丁目	4	4																																																																																																																																																																																							
	岡本二丁目	6	6																																																																																																																																																																																							
	岡本三丁目	4	3																																																																																																																																																																																							
玉川地域	中町一丁目	3	3																																																																																																																																																																																							
	等々力一丁目	2	2																																																																																																																																																																																							
	等々力二丁目	2	2																																																																																																																																																																																							
	瀬田一丁目	5	4																																																																																																																																																																																							
	瀬田四丁目	7	6																																																																																																																																																																																							
	野毛一丁目	4	4																																																																																																																																																																																							
	野毛二丁目	5	5																																																																																																																																																																																							
	野毛三丁目	2	2																																																																																																																																																																																							
	上野毛二丁目	2	2																																																																																																																																																																																							
	上野毛三丁目	3	2																																																																																																																																																																																							
	上野毛二丁目	2	1																																																																																																																																																																																							
地域	町丁目	指定箇所数																																																																																																																																																																																								
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域																																																																																																																																																																																							
世田谷地域	池尻四丁目	3	3																																																																																																																																																																																							
	桜一丁目	1	0																																																																																																																																																																																							
	宮坂一丁目																																																																																																																																																																																									
北沢地域	代田四丁目	1	1																																																																																																																																																																																							
	北沢一丁目	1	1																																																																																																																																																																																							
砧地域	成城一丁目	4	2																																																																																																																																																																																							
	成城三丁目	5	4																																																																																																																																																																																							
	成城四丁目	13	9																																																																																																																																																																																							
	大蔵三丁目	6	3																																																																																																																																																																																							
	大蔵四丁目	4	4																																																																																																																																																																																							
	大蔵五丁目	1	1																																																																																																																																																																																							
	大蔵六丁目	2	2																																																																																																																																																																																							
	喜多見六丁目	3	1																																																																																																																																																																																							
	岡本一丁目	4	4																																																																																																																																																																																							
	岡本二丁目	6	6																																																																																																																																																																																							
	岡本三丁目	4	3																																																																																																																																																																																							
玉川地域	中町一丁目	3	3																																																																																																																																																																																							
	等々力一丁目	2	2																																																																																																																																																																																							
	等々力二丁目	2	2																																																																																																																																																																																							
	瀬田一丁目	6	5																																																																																																																																																																																							
	瀬田四丁目	9	7																																																																																																																																																																																							
	野毛一丁目	4	4																																																																																																																																																																																							
	野毛二丁目	5	4																																																																																																																																																																																							
	野毛三丁目	2	2																																																																																																																																																																																							
	上野毛二丁目	2	2																																																																																																																																																																																							
	上野毛三丁目	3	2																																																																																																																																																																																							
	上野毛二丁目	2	1																																																																																																																																																																																							

章	頁	修正前					頁	修正後					
				上野毛三丁目 尾山台一丁目 玉川田園調布一丁目 尾山台二丁目 合計 隣接市への指定に伴う影響区域 総合計		2 3 100 2 102	1 1 79 0 79			上野毛三丁目 尾山台一丁目 玉川田園調布一丁目 尾山台二丁目 合計 隣接市への指定に伴う影響区域 総合計		2 3 103 2 105	1 1 80 0 80
1	650	3 土砂災害警戒情報の提供 ○ 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、区市町村長が防災活動や住民等への避難勧告の発令等を適切に行えるよう支援するため、国土交通省水管理・国土保全局（旧河川局）と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。 ○ 都建設局は、これに基づき、下記のとおり発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成 20 年 2 月 1 日に発表を開始した。					33	3 土砂災害警戒情報の発表 削除					
1	650	（1）土砂災害警戒情報の目的 ○ 土砂災害警戒情報は、大雨により土壌雨量や積算雨量等が一定の基準を超過し、土砂災害の危険度が高まった区市町村を特定し、都と気象庁が共同して発表する情報である。 ○ 都と気象庁は、大雨警報発令時において、土壌雨量や積算雨量等が一定の基準を超過し、土砂災害の危険度が高まった区市町村を対象に、区市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。なお、都と気象庁は、必要に応じて警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。					33	（1）土砂災害警戒情報の目的 削除 ○ 都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害の危険度が高まった時、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。					
1	650 ～ 651	（2）土砂災害警戒情報の基本的な考え方 ○ 区市町村や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って都が区市町村等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説とを 1 つに統合した情報として、都と気象庁が共同して作成・発表する情報である。 ・ 発表対象地域を設定する際は、災害対策基本法に基づく避難勧告等の権限者である区市町村長を利用者として考える。 ・ 住民の自主避難の判断等にも利用できるよう留意する。 ・ 伝達は、発表者（都及び気象庁）から水防計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準ずる。 ・ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。また、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表後に発表する。 ・ 区市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。 ・ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象庁が提供					－	削除					

章	頁	修正前	頁	修正後
		する降雨予測と土壌雨量指数を利用する。 ・ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そのため、気象庁のデータに加えて都の持つきめ細かな雨量情報を活用する。 ・ 国土交通省、気象庁及び都は、区市町村をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について、連携して広報活動に努める。 ・ 今後、新たにデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。		
1	651	(3) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意事項 ○ 大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、情報の利用に当たっては、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。	33	(2) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意事項 ○ 大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、情報の利用に当たっては、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。
1	651	(4) 土砂災害警戒情報の発表基準 ○ 都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、これを用いて情報の発表を行う。	－	削除
1	651	(5) 土砂災害警戒情報の伝達 ○ 区は、災対統括部、災対地域本部、拠点隊が連携し、避難勧告等を的確に伝達する。	33	(3) 土砂災害警戒情報の伝達 ○ 区は、災対統括部、災対地域本部、拠点隊が連携し、避難指示等を的確に伝達する。
1	651	(7) 区の手配 【実施主体】区災対統括部 ○ 区は、区地域防災計画に、土砂災害警戒情報の取扱いについて定める。 ○ 区は、ホームページ等で土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合には、ホームページや災害・防犯情報メール配信サービス、ツイッター等により注意喚起に取り組む。	33	(5) 区の手配 【実施主体】区災対統括部 ○ 区は、区地域防災計画に、土砂災害警戒情報の取扱いについて定める。 ○ 区は、ホームページ等で土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合には、防災ポータルや災害・防犯情報メール配信サービス、X（旧ツイッター）等により注意喚起に取り組む。
1	652	4 避難体制等の整備・確立 ○ 平成 25 年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、内閣府が策定した「避難勧告等に関するガイドライン（平成 31 年 3 月）」を参考に、区は避難勧告等の発令基準について、必要に応じて見直しを実施する。 ○ 区は、降雨の状況や土砂災害警戒情報、職員巡回や区民等からの通報等により、区内に土砂災害のおそれのある地域が確認された場合には、当該地域を対象に避難勧告等を発令するとともに、広報車や塔等による周知や避難所の開設、避難誘導等を行う。	35	4 避難体制等の整備・確立 削除 ○ 区は、降雨の状況や土砂災害警戒情報、職員巡回や区民等からの通報等により、区内に土砂災害のおそれのある地域が確認された場合には、当該地域を対象に避難指示等を発令するとともに、防災ポータルやX（旧ツイッター）、防災行政無線等による周知や避難所の開設、避難誘導等を行う。
1	652	(1) 情報の収集・伝達 【実施主体】区災対統括部 ○ 豪雨時に、雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所開設状況等を区民に提供 ○ 平常時より、土砂災害（特別）警戒区域等をハザードマップで区民に提供 ○ 防災行政無線の整備に加え災害・防犯情報メール配信サービス、ツイッター等による伝達手段を多重化 ○ 避難勧告等の判断のため、区民から前兆現象や近隣の災害発生情報等を収集	35	(1) 情報の収集・伝達 【実施主体】区災対統括部 ○ 豪雨時に、雨量情報、避難情報、避難所開設状況等を区民に提供 ○ 平常時より、土砂災害警戒区域等をハザードマップで区民に周知 ○ 防災行政無線、防災ポータル、災害・防犯情報メール配信サービス、X（旧ツイッター）等による伝達手段を多重化 ○ 避難指示等の判断のため、区民から前兆現象や近隣の災害発生情報等を収集
1	652	(2) 避難勧告等の発令	35	(2) 避難指示等の発令

章	頁	修正前	頁	修正後
		【実施主体】区災対統括部 ○ 区は的確に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を発令 ○ 在宅の要配慮者等については、避難が夜間になりそうな場合には、日没前に避難を完了できるよう避難勧告等を発令 ○ 避難勧告等を的確に発令できるよう、気象に関する専門家等の助言を活用		【実施主体】区災対統括部 ○ 区は的確に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令 ○ 避難が夜間になりそうな場合には、日没前に避難を完了できるよう避難指示等を発令 ○ 避難指示等を的確に発令できるよう、気象に関する専門家等の助言を活用
1	653	（3）避難所の開設・運営 【実施主体】区災対地域本部 ○ 区職員を開設・運営に当たらせることや、自主防災組織等と連携した運営体制を確保 ○ 避難所は、日頃より情報が集まる日常性のある施設とすることに配慮 ○ 在宅の要配慮者等の早期避難に備えて、安全性が確保されている身近な区立施設等の避難所を確保 ○ 安全な避難所の確保が難しい場合は、他の公共施設や民間施設等を避難所として選定	35	（3）避難所の開設・運営 【実施主体】区災対地域本部 ○ 区職員が開設・運営し、協力が得られる場合については、地域住民とともに運営する。 ○ 在宅の要配慮者等の早期避難に備えて、安全性が確保されている身近な区立施設等の避難所を確保 ○ 安全な避難所の確保が難しい場合は、他の公共施設や民間施設等を避難所として選定
1	653	（5）防災意識の向上 ○ 災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明等、啓発活動を区民等に対して実施	36	（5）防災意識の向上 ○ 災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明等、啓発活動を区民等に対して実施
1	655	第4節 浸水対策 1 浸水想定区域の指定及び水深の公表 ○ 水防法（昭和24年法律第193号）の改正（平成27年7月19日一部施行、11月19日完全施行）により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。 ○ 国又は都建設局は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係区市町村長に通知する。 ○ 水防法に規定する浸水想定区域のうち、世田谷区において指定されているのは洪水浸水想定区域で、次の河川である。 ＜国管理河川＞（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所） ・多摩川（洪水予報河川） 平成28年公表 ※想定最大規模降雨改定 ＜都管理河川＞（東京都建設局） ・野川、仙川（洪水予報河川） 令和元年6月公表 ※想定最大規模降雨改定 ・谷沢川、丸子川、呑川（水位周知河川） 令和元年6月公表 ※想定最大規模降雨改定	－	削除（第1章 第1節 9 へ移動）
1	655 ～ 657	2 浸水想定区域における避難体制確保 【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対物資管理部、区災対医療衛生部、区教育部 ① 浸水想定区域内の要配慮者施設への対策 区は、浸水想定区域内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（いわゆる要配慮者利用施設）を地域防災計画に定める。（「水防法第15条第1項第4号ロ」）該当する施設の名称、所在地、情報の伝達方法は「地域防災計画（資料編）」に記載。 なお、「地域防災計画（資料編）」に記載された要配慮者利用施設の施設管理者は、法の規定により、「避難確保計画」を作成し、区に提出するとともに自ら一般に公表することが求められる（「水防法第15条の3」）。	－	削除（第1章 第1節 10 へ移動）

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>区は、当該要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の速やかな作成、公表に向けた指導、助言等を行う。</u> <u>該当する施設の名称、所在地、情報の伝達方法は資料編に掲載。</u> <u>＊浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設</u> <u>〔資料編資料第108・P254〕</u> ② 洪水ハザードマップの作成、公表 <u>区は、国土交通省京浜河川事務所が作成した「多摩川洪水浸水想定区域図」等</u><u>に示される浸水想定区域について広く周知し、事前の備えに役立てていただくため、洪水・内水氾濫ハザードマップを作成し、区民に配布するとともに、区ホームページにて公開している。（「水防法第14条」、「水防法第15条第5項」）</u> <u>また、区は、令和元年東日本台風（台風第19号）等をうけ、「世田谷区洪水ハザードマップ（多摩川版、全区版）」から「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」に改定し、区民への日頃からの周知啓発を図る。</u> <u>＜洪水・内水氾濫ハザードマップのホームページ＞</u> <u>https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/003/d00005601.html</u> <u>＊多摩川洪水浸水想定区域図</u> <u>（計画規模、浸水継続時間、想定最大規模、家屋倒壊等氾濫想定区域）</u> <u>（国土交通省京浜河川事務所）〔資料編資料第109・P258〕</u> <u>＊野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域 浸水予想区域図</u> <u>（都市型水害対策連絡会）〔資料編資料第110・P263〕</u> <u>＊城南地区河川流域 浸水予想区域図（改定）（都市型水害対策連絡会）</u> <u>〔資料編資料第111・P264〕</u> ③ 日頃からの周知啓発 <u>○ 風水害時の避難方法や日頃からの備え等について、区のおしらせ、防災啓発物（世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）等）、防災塾や地区の訓練、防災講話などの機会をとらえて、事前の周知啓発に取り組む。</u> <u>○ 多摩川洪水浸水想定区域内において、日頃から水害リスクを把握し、水防災に対する意識向上を図ることを目的として、想定浸水深表示板を電柱に設置する。設置箇所は、多摩川洪水想定浸水深の特に深いところや令和元年東日本台風（台風第19号）で浸水被害のあった地域を中心に設置する等、適宜見直しを図る。</u> ④ 水害時避難所の拡充 <u>区は、多摩川洪水浸水想定区域外で、より身近な水害時避難所を確保するため、特に玉川、砧地域を中心に、大学や都立高校、民間施設等に対して、水害時避難所の拡充について協議を行い、早期運用を目指す。</u> <u>また、活用のできた施設については、使用方法等の具体的な運用方法を調整する。</u> <u>（区が指定する水害時避難所は、法で指定する指定緊急避難場所の位置付けである。）</u>		

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>⑤ 水害時避難所等の周知</u> ○ <u>区は、水害時避難所について、「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」や区ホームページ、ツイッターなどを活用し、水害時避難所の場所を周知する。なお、多摩川洪水浸水想定区域内には、多摩川洪水避難のための水害時避難所を開設しない（特に指定避難所）ことを区民への日頃からの周知啓発を図る。</u> ○ <u>区は、事前に駐車可能な場所を確認し（※水害時避難所が区立小中学校の場合は、施設内および校庭への駐車は原則禁止とする）、駐車場の利用が可能な水害時避難所を区ホームページ等で周知を行う。周知にあたっては、原則、公共交通機関での避難を促すこと等を併せて周知するほか、日頃から自主避難、縁故避難についての周知に努める。</u> <u>⑥ 水害時避難所の運営ルール等の事前調整</u> ○ <u>水害時避難所施設の鍵を災対地域本部で管理するとともに、施設の使用範囲、ペット、介助犬の受入スペースなど事前に施設側と調整を行う。</u> ○ <u>避難所運営マニュアル（標準版）を基に、水害時避難所の運営マニュアルを整備する。</u> <u>⑦ 水害時避難所への備蓄物品搬送等の事前調整</u> ○ <u>防災倉庫から備蓄物品の搬出及び搬送に必要な人員、車両等について事前に調整を行う。</u>		
1	657 ～ 658	<u>3 地下空間への浸水被害対策</u> <u>（1）浸水想定区域内の地下街等への対策</u> ○ <u>区は、浸水想定区域内の地下街等を地域防災計画に定める。（「水防法第 15 条第 1 項第 4 号イ」）該当する施設の名称、所在地、情報の伝達方法は「地域防災計画（資料編）」に掲載。</u> <u>なお、「地域防災計画（資料編）」に記載された地下街等の所有者又は管理者は、法の規定により、「避難確保計画」（利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画）を作成し、区に提出するとともに自ら一般に公表することが求められる。（「水防法第 15 条の 3」）</u> <u>区は、当該地下街の所有者又は管理者に対し、「避難確保計画」の速やかな作成、公表に向けた指導、助言等を行う。</u> <u>＊浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設</u> <u>〔資料編資料第 108・P254〕</u> ○ <u>令和元年東日本台風（台風第 19 号）では、排水ポンプの能力が不足し、宅地での排水作業に時間と労力を要した。そのため、区は、排水ポンプ車（排水能力毎分 10m³）を増配備する。</u> <u>（2）施設管理者等への情報提供</u> ○ <u>区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。</u> <u>（3）普及啓発</u>	－	削除（第 1 章 第 1 節 1 1 へ移動）

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>○ 区は、既存の地下空間の施設管理者及び今後地下室等を新設する建築主等に浸水対策の必要性等を積極的に広報していく。また、施設管理者等に浸水防止対策の先進事例等の情報を提供する。</u> <u>（４）都による支援</u> <u>○ 都は、区市町村が地下空間の浸水被害対策を実施する際に、必要な情報提供や技術的支援などを行う。</u> <u>（５）地下空間管理者による情報判断</u> <u>○ 地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保した上、施設利用者の避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、区市町村長に報告し、公表する。</u> <u>○ また、地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。</u>		
1	659	<u>第5節 都市型水害対策</u> <u>区及び都は、都市化に伴う排水能力の低下や局所的集中豪雨の多発に対応し、水害に強い街づくりを推進するため、以下の対策に取り組んでいる。</u> <u>1 総合治水対策の推進</u> <u>（１）河川の整備</u> <u>○ 都建設局は、区部や多摩部の中小河川において、50mm/h の降雨に対処するため、河床掘削を含めた整備をするとともに、近年の 50mm/h を超える降雨への対応として、公共空間を活用した調節池による効率的な整備を、優先度を考慮し流域ごとに対策を進めていく。</u> <u>○ また、治水施設の整備を図るとともに、下水道事業や流域の雨水流出抑制施設とを連携させた総合的な治水対策を推進し、水害の早期軽減を図る。</u> <u>（２）下水道の整備</u> <u>○ 都市化の進展に伴い、雨水流出量の増大している地域において、50mm/h の降雨に対処するため、雨水幹線などの整備を行い、雨水排水能力の増強を図っている。</u> <u>○ 近年の局所的集中豪雨により浸水被害が多発したことを受け、都下水道局では、対策を工夫しながら区民が実感できる効果を短期間のうちにあげるために、「豪雨対策下水道緊急プラン」として緊急に取り組む事業を実施している。</u> <u>○ また、「経営計画 2016」においては、水害の危険性の高い 20 地区に対し 10 地区完了したが、世田谷区玉川地区は未完である。大規模地下街など浸水による人命や都市機能に重大な影響が予想される地区では、75mm/h 降雨に対応できる施設を先行的に整備する（世田谷区では、深沢地区及び弦巻地区）。</u> <u>（３）流域対策の推進</u> <u>○ 都及び区は、治水施設（河川、下水道）の整備を促進するとともに、流域対策として歩道における</u>	—	削除

章	頁	修正前	頁	修正後								
		<u>透水性舗装や浸透ますの設置、住宅等における各戸貯留・浸透施設の設置等いわゆる雨水流出抑制対策や適切な土地利用への誘導などを推進していく。</u> ○ <u>雨水貯留効果の高い緑地を保全・創出する。</u> ○ <u>公園、緑地、学校の校庭、広場、集合住宅の駐車場など、都市部の既存の大規模・中規模施設を利用した雨水流出抑制施設の設置を進めている。</u> ○ <u>今後も引き続き流域対策を推進するとともに、ビルの屋上緑化や車道における透水性・保水性舗装の本格実施についても、あわせて推進する。</u> <u>（４）河川・下水道の連携</u> ○ <u>都及び区は、河川・下水道施設の連携による調節池・貯留管など、総合的な治水施設の効率的運用を図り、流域全体の治水安全度をバランス良く調整する。</u>										
1	660	<u>2 建築物における浸水予防対策</u> ○ <u>建築物の地下施設や排水逆流等による浸水被害を予防するため、建築物に地下施設を設ける場合や、建築物の周囲の状況により便所・浴室等の排水が逆流するおそれのある場合には浸水予防対策を講じるよう、建築主等に指導している。</u> <u>＊世田谷区建築物浸水予防対策要綱〔資料編資料第 112・P265〕</u>	－	削除								
1	660	<u>3 雨水浸透施設・雨水タンクの設置助成</u> ○ <u>降雨時に大量の雨水を一時に河川や下水道に流出させない雨水流出抑制施設（雨水浸透施設や雨水タンク）の設置により、浸水被害の軽減が図れる。区では、民間住宅等に雨水浸透施設や雨水タンクを設置する場合に、費用の一部を助成している。</u> <u>＊世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱〔資料編資料第 113・P267〕</u> <u>＊世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱〔資料編資料第 114・P274〕</u>	－	削除								
1	660	<u>4 洪水情報の提供</u> <u>（１）雨量・気象情報等の即時伝達</u> ○ <u>浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断を下せるよう、都は、区市町村はもとより、特に甚大な被害が想定される鉄道・地下街等、不特定多数が往来する大規模地下空間の管理者等に、雨量・気象情報を提供する。</u> <u>① 各管理者の役割</u> <table><tr><td><u>河川管理者（都）</u></td><td><u>降雨情報や河川の水位に関する情報を提供</u></td></tr><tr><td><u>下水道管理者（都）</u></td><td><u>降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供</u></td></tr><tr><td><u>水防管理者（区市町村）</u></td><td><u>住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実</u></td></tr><tr><td><u>地下空間管理者</u></td><td><u>地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。</u></td></tr></table> <u>② 降雨情報等の提供方法</u> ○ <u>都は、インターネット等を活用し広く降雨情報等を提供している。</u> ○ <u>都は、区などへ防災対策等に活用できるよう、下水道管理用光ファイバーケーブルを活用し、</u>	<u>河川管理者（都）</u>	<u>降雨情報や河川の水位に関する情報を提供</u>	<u>下水道管理者（都）</u>	<u>降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供</u>	<u>水防管理者（区市町村）</u>	<u>住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実</u>	<u>地下空間管理者</u>	<u>地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。</u>	－	削除（第 1 章 第 1 節 6 へ移動）
<u>河川管理者（都）</u>	<u>降雨情報や河川の水位に関する情報を提供</u>											
<u>下水道管理者（都）</u>	<u>降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供</u>											
<u>水防管理者（区市町村）</u>	<u>住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実</u>											
<u>地下空間管理者</u>	<u>地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。</u>											

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>幹線管きょ内の水位情報を提供する。</u> <u>○ 区は、防災機関に配信しているレーダー雨量計システムから得られる降雨情報を、インターネットや携帯電話を活用し広く提供している。</u> <u>○ 区は、インターネット等を活用し、雨量水位観測システムにより得られる降雨情報や河川の水位情報を提供している。</u>		
1	661 ～ 662	<u>5 洪水ハザードマップ等の作成・公表</u> <u>（1）浸水予想区域図の作成</u> <u>○ 浸水予想区域図の目的</u> <u>・ 区民が住居地区内の浸水予想から、それぞれの地域における危険性を認識し、自らが避難等の対策を講じる資料とする。</u> <u>・ 建築の際、浸水被害を防止する建築構造上の配慮を行うための参考資料とする。</u> <u>・ 予想浸水深を知ることにより、区民が水害に強い生活様式の工夫を図る。</u> <u>・ 水防活動を円滑に行うための資料とする。</u> <u>○ 浸水予想区域図は、都及び流域内の区市等で構成された都市型水害対策検討会及び連絡会において流域ごとに作成され、平成 13 年の神田川を皮切りに、既往の東海豪雨版について平成 20 年 9 月には都が管理する全ての河川について、作成・公表されている。現在は、想定し得る最大規模の降雨を前提とした図への早期改定を進めている。</u> <u>（2）洪水ハザードマップの作成・公表</u> <u>○ 浸水予想区域や浸水深、また避難所などを、区民に分かりやすく示した「洪水ハザードマップ」は、事前情報の提供手段の一つであり、区民の迅速かつ円滑な避難行動や危機管理意識の高揚に役立つ有効な手段である。</u> <u>○ 区は、都市型水害対策検討会及び連絡会が作成した「浸水予想区域図」に示される浸水のおそれがある区域について広く周知し、事前の備えに役立てていただくため、洪水・内水氾濫ハザードマップを作成し、区民に配布するとともに、区ホームページにて公開している。</u> <u>○ 区は令和元年東日本台風（台風第 19 号）を受け、「世田谷区洪水ハザードマップ（全区版）」から「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（内水氾濫・中小河川洪水版）」に改定し、区民への日頃からの周知啓発を図る。</u> <u>＊城南地区河川流域 浸水予想区域図（改定）（都市型水害対策連絡会）</u> <u>〔資料編資料第 111・P264〕</u> <u>＊野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域 浸水予想区域図</u> <u>（都市型水害対策連絡会）〔資料編資料第 110・P263〕</u> <u>① 作成主体</u> <u>○ 洪水ハザードマップは、洪水時の区民の避難などに役立てることを目的とすることから、地域の防災の責任を有する区市町村が作成する。</u> <u>② 洪水ハザードマップの作成</u> <u>○ 区は、都市型水害対策検討会及び連絡会で作成した流域ごとの浸水予想区域図をもって、洪</u>	－	削除（第 1 章 第 1 節 1 2 へ移動）

章	頁	修正前	頁	修正後
		<u>水ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、洪水ハザードマップを作成する。</u> ○ <u>区は、地域の実情と作成の目的を的確に反映するため、都など関係機関（学識経験者、気象専門機関、関連区市町村、防災市民組織関係者、地域の代表者等）の協力を得ることとする。</u> <u>ア 洪水ハザードマップ原案の作成</u> <u>洪水ハザードマップの作成条件を設定するとともに、浸水や避難に係る情報を収集整理し、洪水時において、どうすれば区民が安全に避難できるのかを十分に議論し、その検討結果をもとに原案を作成する。</u> <u>イ 防災上の課題の検討・整理</u> <u>洪水ハザードマップ作成の検討過程から明らかになった防災上の課題を抽出・整理する。</u> <u>例えば、避難手段、避難所、避難ルート、情報伝達体制、伝達手段、要配慮者の避難、ライフラインなどに関する課題を整理する。</u> <u>① 区民への普及啓発</u> ○ <u>区は、作成した洪水ハザードマップが有効に活用されるよう、区民に対し速やかに公表・配布するなど、積極的に普及啓発する。</u> <u>② 水防計画、地域防災計画等への活用</u> ○ <u>区は、作成した洪水ハザードマップを水防計画、地域防災計画等へ活用する。</u> ○ <u>区は、浸水想定区域内の地下街や要配慮者が利用する施設等の名称、所在地を把握する。</u>		
1	662	<u>6 水害時避難行動マップの作成支援</u> ○ <u>区は、平成 26 年度豪雨対策モデル地区（鎌田一丁目、二丁目）において平成 27 年度に、モデル地区外の鎌田四丁目・大蔵六丁目地区で水害時避難行動マップを作成し、配布・周知している。</u> ○ <u>区は、地区の実情に応じた個別の水害ハザードマップ等の作成を支援する。</u>	－	削除（第 1 章 第 1 節 1 3 へ移動）
1	662 ～ 663	<u>7 避難体制等の整備・確立</u> <u>（1）防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策</u> ○ <u>区は、風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。</u> <u>防災拠点施設：庁舎・支庁舎、水防倉庫、避難所、排水機場等</u> <u>対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等</u> ○ <u>区は、要配慮者の避難方法、避難所を検討する必要がある。</u> <u>（2）避難計画・ハザードマップの見直し</u> ○ <u>内閣府より示された「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、屋内安全確保（垂直避難）の考え方について、避難計画やハザードマップ等へ反映する。</u> <u>（3）資器材、物資の備蓄</u>	－	削除（第 1 章 第 1 節 1 4 へ移動）

章	頁	修正前	頁	修正後
		【実施主体】区災対土木部 ○ <u>区は、管内における水防活動が迅速かつ十分に行えるように以下の点に留意し、備蓄体制を整えるものとする。</u> ① <u>水防倉庫の整理及び資機材等の備蓄・補給</u> ② <u>車両の確保、輸送経路等の十分な措置</u> <u>*水防倉庫所在地及び備蓄資材一覧表〔資料編資料第115・P277〕</u> 【実施主体】都第二建設事務所 <u>水防管理者から緊急要請があった場合に即応できるよう水防倉庫を設け、土のう・スコップ・つるはし等の資機材を備蓄している。</u> <u>*水防倉庫及び備蓄資材（都第二建設事務所）〔資料編資料第116・P278〕</u> （４）迅速かつ正確な情報収集及び伝達 ○ <u>区は、洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応のために、まず正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、防災関係機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。</u> ○ <u>区は、区地域防災計画に記載された地下街や要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行うとともに、地下街管理者や区民などが必要としている情報をテレビ、ラジオ等マスメディアを通じ、情報を迅速に提供するなど、マスコミ等との連携の強化を図る。</u> ○ <u>防災行政無線放送の伝達、音達性能の向上・検討を進め、防災行政無線のスピーカーのよりよい伝達方法の検討を行い、改善に取り組んでいくことに加え、災害・防犯情報メール、ツイッター等による情報伝達手段の多重化を図る。</u>		
1	663	8 水防・水害対策に関する体制の強化 ○ <u>区は、豪雨時の避難所として、大学や民間公共施設等との連携を進めている。</u> ○ <u>降雨時には、車両の速度規制等の交通規制が必要となるため、交通管理者との連絡・連携態勢の再構築を行い、また警備会社等を活用する等、区内協力団体との協力関係構築が必要となる。また、要配慮者の避難を考える場合には、福祉施設の協力も必要となるため、支所の枠を超えた水防態勢の再検討が必要となる。今後は、各関係機関と連携を強化していく。</u>	－	削除（第1章 第1節 15 へ移動）
1	663	9 広報・啓発 ○ <u>区は、浸水予想区域図や「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」により、区民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。</u> ○ <u>区民に対しては、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット等への掲載を通じて広める。</u> ○ <u>国や都、関係機関、区関係所管と連携し、災害リスクと取るべき避難行動等の普及啓発を推進する。</u>	－	削除（第1章 第1節 16 へ移動）
2	664	第2章 都市施設対策 ○ <u>電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から被害を最小限に止めるための対策を行う。</u>	37	第2章 都市施設対策 削除

章	頁	修正前	頁	修正後																																				
		○ ライフライン施設の機能が充分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限に止めるための安全化対策を行う。																																						
2	665	第1節 ライフライン施設 1 電気施設 （東京電力グループ） 【実施主体】東京電力グループ ○ 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう 系統連携の強化に努める。	37	第1節 ライフライン施設 1 電気施設 【実施主体】東京電力パワーグリッド ○ 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう 電力系統の強化に努める。																																				
2	667 ～ 668	3 水道施設 【実施主体】都水道局 ○ 浄水場等の施設が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。 ○ 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を 実現するため、浄水場等に自家用発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っている（自動水質計器については平成 27年度に設置完了済）。 ○ 内閣府の中央防災会議等における年超過確率 1/200 の降雨量での浸水被害想定に基づき、浸水被害のおそれのある水道施設については、施設の機能維持を図るため、出入口等に止水堰(せき)の設置、施設のかさ上げ等の浸水対策を実施している。主要な浄水場等については、対策を完了しており、引き続き、多摩地域における浄水所等の施設についても対策を実施していく。	39	3 水道施設 【実施主体】都水道局 ○ 一つの浄水場等の施設が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、給水所への送水管の二系統化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。 ○ 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を 確保するため、浄水場等に自家用発電設備を 新設・増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っている（自動水質計器については平成 27年度に設置完了済）。 ○ 内閣府の中央防災会議等における年超過確率 1/200 の降雨量での浸水被害想定に基づき、浸水被害のおそれのある水道施設については、施設の機能維持を図るため、出入口等に止水堰(せき)の設置、施設のかさ上げ等の浸水対策を実施している。主要な浄水場 及び多摩地域における浄水所棟の施設ともに対策を完了している。																																				
2	670	第2節 道路及び交通施設等 1 道路施設 【実施主体】区、都建設局、関東地方整備局、首都高速道路（株） （1）施設の現況 ① 道路の延長 <table><tr><th>道路種別</th><th>延長（m）</th><th>面積（㎡）</th></tr><tr><td>総数</td><td>1,184,122</td><td>8,224,558</td></tr><tr><td>高速道路</td><td>11,915</td><td>316,916</td></tr><tr><td>国道</td><td>10,128</td><td>320,097</td></tr><tr><td>都道</td><td>69,955</td><td>1,110,738</td></tr><tr><td>区道</td><td>1,092,124</td><td>6,476,807</td></tr></table> 平成 28 年度 世田谷区土木施設現況調査書	道路種別	延長（m）	面積（㎡）	総数	1,184,122	8,224,558	高速道路	11,915	316,916	国道	10,128	320,097	都道	69,955	1,110,738	区道	1,092,124	6,476,807	42	第2節 道路及び交通施設等 1 道路施設 【実施主体】区、都建設局、関東地方整備局、首都高速道路（株） （1）施設の現況 ① 道路の延長 <table><tr><th>道路種別</th><th>延長（m）</th><th>面積（㎡）</th></tr><tr><td>総数</td><td>1,187,848</td><td>8,284,725</td></tr><tr><td>高速道路</td><td>11,946</td><td>316,916</td></tr><tr><td>国道</td><td>10,128</td><td>320,046</td></tr><tr><td>都道</td><td>70,419</td><td>1,113,585</td></tr><tr><td>区道</td><td>1,095,355</td><td>6,534,178</td></tr></table> 令和 5 年度 世田谷区土木施設現況調査書	道路種別	延長（m）	面積（㎡）	総数	1,187,848	8,284,725	高速道路	11,946	316,916	国道	10,128	320,046	都道	70,419	1,113,585	区道	1,095,355	6,534,178
道路種別	延長（m）	面積（㎡）																																						
総数	1,184,122	8,224,558																																						
高速道路	11,915	316,916																																						
国道	10,128	320,097																																						
都道	69,955	1,110,738																																						
区道	1,092,124	6,476,807																																						
道路種別	延長（m）	面積（㎡）																																						
総数	1,187,848	8,284,725																																						
高速道路	11,946	316,916																																						
国道	10,128	320,046																																						
都道	70,419	1,113,585																																						
区道	1,095,355	6,534,178																																						
2	670	② 防災施設等 <table><tr><th>機関名</th><th>防災施設等</th></tr><tr><td>都建設局</td><td>低地部の道路及び立体交差（アンダーパス） ○ 都の地勢及び河川の分布からみて、水害は主として上流よりの洪水、</td></tr></table>	機関名	防災施設等	都建設局	低地部の道路及び立体交差（アンダーパス） ○ 都の地勢及び河川の分布からみて、水害は主として上流よりの洪水、	42	② 防災施設等 <table><tr><th>機関名</th><th>防災施設等</th></tr><tr><td>都建設局</td><td>低地部の道路及び立体交差（アンダーパス） ○ 都の地勢及び河川の分布からみて、水害は主として上流よりの洪水、</td></tr></table>	機関名	防災施設等	都建設局	低地部の道路及び立体交差（アンダーパス） ○ 都の地勢及び河川の分布からみて、水害は主として上流よりの洪水、																												
機関名	防災施設等																																							
都建設局	低地部の道路及び立体交差（アンダーパス） ○ 都の地勢及び河川の分布からみて、水害は主として上流よりの洪水、																																							
機関名	防災施設等																																							
都建設局	低地部の道路及び立体交差（アンダーパス） ○ 都の地勢及び河川の分布からみて、水害は主として上流よりの洪水、																																							

章	頁	修正前		頁	修正後																	
			海岸よりの高潮及び低地帯、谷底平野部での内水氾濫等に区分される。立体交差（アンダーパス）等で流水が自然流下することができない箇所には <u>道路排水場（56箇所）</u> がある。			海岸よりの高潮及び低地帯、谷底平野部での内水氾濫等に区分される。立体交差（アンダーパス）等で流水が自然流下することができない箇所には <u>道路排水場</u> がある。																
2	670 ～ 671	（2）予防対策 <u>○ 各機関の予防対策は、次のとおりである。</u>		42 ～ 43	（2）予防対策																	
			<table><tr><th>機関名</th><th>事業計画</th></tr><tr><td>区</td><td>○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、<u>橋りょう</u>の強化及び必要な防災施設の整備を行う。</td></tr><tr><td>都建設局（第二建設事務所）</td><td>○ <u>全橋りょう</u>について日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。</td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 ・ <u>交通信号機用制御機内への浸水を防護するため、その取付位置を必要に応じて見直す。</u> ・ <u>背面板</u>等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。 ・ <u>風水害予想地域に設置してある信号施設の被害を防止するため、台風シーズン前に灯器用アーム及び背面板等の点検補強を実施する。</u> ・ 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検を実施する。</td></tr></table>	機関名	事業計画	区	○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、 <u>橋りょう</u> の強化及び必要な防災施設の整備を行う。	都建設局（第二建設事務所）	○ <u>全橋りょう</u> について日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。	警視庁・警察署	○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 ・ <u>交通信号機用制御機内への浸水を防護するため、その取付位置を必要に応じて見直す。</u> ・ <u>背面板</u> 等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。 ・ <u>風水害予想地域に設置してある信号施設の被害を防止するため、台風シーズン前に灯器用アーム及び背面板等の点検補強を実施する。</u> ・ 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検を実施する。			<table><tr><th>機関名</th><th>事業計画</th></tr><tr><td>区</td><td>○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、<u>橋梁</u>の強化及び必要な防災施設の整備を行う。</td></tr><tr><td>都建設局（第二建設事務所）</td><td>○ <u>全橋梁</u>について日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。</td></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 ・ <u>表示板</u>等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。 ・ 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検<u>及び風水害発生直後の特別点検</u>を実施する。</td></tr></table>	機関名	事業計画	区	○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、 <u>橋梁</u> の強化及び必要な防災施設の整備を行う。	都建設局（第二建設事務所）	○ <u>全橋梁</u> について日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。	警視庁・警察署	○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 ・ <u>表示板</u> 等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。 ・ 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検 <u>及び風水害発生直後の特別点検</u> を実施する。
機関名	事業計画																					
区	○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、 <u>橋りょう</u> の強化及び必要な防災施設の整備を行う。																					
都建設局（第二建設事務所）	○ <u>全橋りょう</u> について日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。																					
警視庁・警察署	○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 ・ <u>交通信号機用制御機内への浸水を防護するため、その取付位置を必要に応じて見直す。</u> ・ <u>背面板</u> 等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。 ・ <u>風水害予想地域に設置してある信号施設の被害を防止するため、台風シーズン前に灯器用アーム及び背面板等の点検補強を実施する。</u> ・ 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検を実施する。																					
機関名	事業計画																					
区	○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、 <u>橋梁</u> の強化及び必要な防災施設の整備を行う。																					
都建設局（第二建設事務所）	○ <u>全橋梁</u> について日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。																					
警視庁・警察署	○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 ・ <u>表示板</u> 等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。 ・ 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検 <u>及び風水害発生直後の特別点検</u> を実施する。																					
2	671 ～ 672	3 無電柱化の推進（<u>都建設局、区土木部</u>） <table><tr><td>【実施主体】都建設局、都第二建設事務所、区土木部</td></tr><tr><td>道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の確保など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため、次のとおり整備を進める。 ○ センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道<u>の無電柱化を完成させるとともに、多摩地域及び周辺区部</u>の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状<u>7号線</u>では、令和6年度<u>末</u>までに<u>無電柱化</u>を完了させる。 ○ <u>地区幹線道路及び主要生活道路、鉄道連続立体交差化事業に伴う駅前広場整備や防災性の向上に寄与する路線を電線地中化の整備路線として位置づけていく。</u></td></tr></table>		【実施主体】都建設局、都第二建設事務所、区土木部	道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の確保など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため、次のとおり整備を進める。 ○ センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道 <u>の無電柱化を完成させるとともに、多摩地域及び周辺区部</u> の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状 <u>7号線</u> では、令和6年度 <u>末</u> までに <u>無電柱化</u> を完了させる。 ○ <u>地区幹線道路及び主要生活道路、鉄道連続立体交差化事業に伴う駅前広場整備や防災性の向上に寄与する路線を電線地中化の整備路線として位置づけていく。</u>	43	3 無電柱化の推進 <table><tr><td>【実施主体】都建設局、都第二建設事務所、区土木部</td></tr><tr><td>道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の確保など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため、次のとおり整備を進める。 ○ <u>都は、</u>センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道<u>においては、令和元年度末までに無電柱化がおおむね完了した。引き続き、周辺区部及び多摩地域</u>の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状<u>七号線</u>では、令和6年度までに完了させる。 ○ <u>区は、都市計画道路や主要生活道路の新設又は拡幅整備を実施する路線は、原則として道路工事と同時に無電柱化を実施する。また、既存道路においては、緊急輸送道路や避難場所に通じる経路など都市防災機能を強化する上で効果的な路線から優先的に整備を進める。</u></td></tr></table>		【実施主体】都建設局、都第二建設事務所、区土木部	道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の確保など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため、次のとおり整備を進める。 ○ <u>都は、</u> センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道 <u>においては、令和元年度末までに無電柱化がおおむね完了した。引き続き、周辺区部及び多摩地域</u> の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状 <u>七号線</u> では、令和6年度までに完了させる。 ○ <u>区は、都市計画道路や主要生活道路の新設又は拡幅整備を実施する路線は、原則として道路工事と同時に無電柱化を実施する。また、既存道路においては、緊急輸送道路や避難場所に通じる経路など都市防災機能を強化する上で効果的な路線から優先的に整備を進める。</u>												
【実施主体】都建設局、都第二建設事務所、区土木部																						
道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の確保など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため、次のとおり整備を進める。 ○ センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道 <u>の無電柱化を完成させるとともに、多摩地域及び周辺区部</u> の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状 <u>7号線</u> では、令和6年度 <u>末</u> までに <u>無電柱化</u> を完了させる。 ○ <u>地区幹線道路及び主要生活道路、鉄道連続立体交差化事業に伴う駅前広場整備や防災性の向上に寄与する路線を電線地中化の整備路線として位置づけていく。</u>																						
【実施主体】都建設局、都第二建設事務所、区土木部																						
道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の確保など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため、次のとおり整備を進める。 ○ <u>都は、</u> センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道 <u>においては、令和元年度末までに無電柱化がおおむね完了した。引き続き、周辺区部及び多摩地域</u> の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状 <u>七号線</u> では、令和6年度までに完了させる。 ○ <u>区は、都市計画道路や主要生活道路の新設又は拡幅整備を実施する路線は、原則として道路工事と同時に無電柱化を実施する。また、既存道路においては、緊急輸送道路や避難場所に通じる経路など都市防災機能を強化する上で効果的な路線から優先的に整備を進める。</u>																						
2	672	4 屋外広告物対策 <table><tr><td>【実施主体】都都市整備局、区災対都市整備部、災対土木部</td></tr><tr><td><u>○ 広告塔、広告板等の屋外広告物は、強風の際に脱落し、被害を与えることも予想される。</u> ○ <u>このため、</u>都屋外広告物条例（昭和24年都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告</td></tr></table>		【実施主体】都都市整備局、区災対都市整備部、災対土木部	<u>○ 広告塔、広告板等の屋外広告物は、強風の際に脱落し、被害を与えることも予想される。</u> ○ <u>このため、</u> 都屋外広告物条例（昭和24年都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告	43	4 屋外広告物対策 <table><tr><td>【実施主体】都都市整備局、区災対都市整備部、災対土木部</td></tr><tr><td>○ 都屋外広告物条例（昭和24年都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可発行時、安全管理について注意喚起を行うとともに、更新時には、<u>屋外広告物自己</u>点検報告書の提出を</td></tr></table>		【実施主体】都都市整備局、区災対都市整備部、災対土木部	○ 都屋外広告物条例（昭和24年都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可発行時、安全管理について注意喚起を行うとともに、更新時には、 <u>屋外広告物自己</u> 点検報告書の提出を												
【実施主体】都都市整備局、区災対都市整備部、災対土木部																						
<u>○ 広告塔、広告板等の屋外広告物は、強風の際に脱落し、被害を与えることも予想される。</u> ○ <u>このため、</u> 都屋外広告物条例（昭和24年都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告																						
【実施主体】都都市整備局、区災対都市整備部、災対土木部																						
○ 都屋外広告物条例（昭和24年都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可発行時、安全管理について注意喚起を行うとともに、更新時には、 <u>屋外広告物自己</u> 点検報告書の提出を																						

章	頁	修正前	頁	修正後
		物の許可発行時、安全管理について注意喚起を行うとともに、更新時には、 安全 点検報告書の提出を求めている。 ○ また 、令和元年度に、道路の安全管理のため、突出し看板等の調査を実施し、区の管理する道路内に落下の危険のある屋外広告物について指導を行った。		求めている。 ○ 令和元年度に、道路の安全管理のため、突出し看板等の調査を実施し、区の管理する道路内に落下の危険のある屋外広告物について指導を行った。
3	673	○ 区民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業（事業所）、地域（区民）及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。	－	削除
3	673	第1節 自助による区民の防災力の向上 ○ 「自らの 命 は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。 ○ 早期避難の重要性を理解しておく。 ○ 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される 気象注意報等や、被害状況など を覚えておく。 ○ 区で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴 を把握しておく。 ○ 都が作成する「東京マイ・タイムライン」等を活用し、区民の一人ひとりが、避難に必要な情報、判断、行動を時間軸に沿ってあらかじめ検討して、必要な対応を理解し準備することで、災害時に適切な避難行動がとれるように促す。 ○ 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。 ○ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。 ○ 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の 家族の役割分担 をあらかじめ決めておく。 ○ 風水害の 予報が出た 場合、 状況に応じて むやみな外出を控えたり、 若しくは 危険が想定されれば事前 に 避難するなど、必要な対策を講じる。 ○ あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難先・避難経路の確認を行っておく。 ○ 国や都、区が インターネットやスマートフォン等に 配信する、雨量、河川水位情報、河川監視映像を確認する。 ○ 浸水が心配される場合は、 インターネットや携帯電話で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。 必要に応じて、家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。	44	第1節 自助による区民の防災力の向上 ○ 「自らの 生命 は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。 ○ 早期避難の重要性を理解しておく。 ○ 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される 気象注意報等 を覚えておく。 ○ 区で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴 や災害リスク等を把握し、適切な対応を講じる。 ○ 都が作成する「東京マイ・タイムライン」等を活用し、区民の一人ひとりが、避難に必要な情報、判断、行動を時間軸に沿ってあらかじめ検討して、必要な対応を理解し準備することで、災害時に適切な避難行動がとれるように促す。 ○ 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。 ○ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。 ○ 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の 行動 をあらかじめ決めておく。 ○ 風水害の おそれがある 場合、 安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、 むやみな外出を控えたり、 又は 危険が想定されれば事前 に安全な親戚・知人宅等に 避難するなど、必要な対策を講じる。 ○ 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。 ○ 国や都、区が インターネットで 配信する、雨量、河川水位情報、河川監視映像を確認する。 ○ 気象情報や区市町村の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。 ○ 浸水が心配される場合は、必要に応じて、家財道具を2階 以上 などの安全な場所に移しておく。
4	675	第4章 防災運動の推進 ○ 区民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図る。 ○ 区民・事業者等が自ら避難するときの注意、地下空間における緊急的な浸水に対する心得など防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。 ○ 区をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、災害行動能力の向上及び区民・事業者等との連携を強化する。 ○ 防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別による視点の違いを配慮し、防災区民組織の育	－	第4章 防災運動の推進 削除

章	頁	修正前	頁	修正後
		成、強化を図る際には女性参画の促進を行う。		
4	675	第１節 防災意識の啓発 1 防災広報の充実 (１) 各防災機関が行う広報内容の基準 ○ 台風・津波・高潮・集中豪雨に関する一般知識 ○ 各防災機関の風水害対策 ○ 竜巻に対する備え ○ 集中豪雨対策 ○ 家庭での風水害対策 ○ 避難するときの注意 ○ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得 ○ 土砂災害に対する心得 ○ 台風時の風に対する対策 ○ 災害情報の入手方法 ○ 応急救護の方法 ○ 防災区民組織の育成方法や防災行動力の向上方法 ○ 避難勧告等に関する取扱い (要配慮者避難向け準備情報を含む。)	46	第１節 防災意識の啓発 1 防災広報の充実 (１) 各防災機関が行う広報内容 ○ 台風・津波・高潮・集中豪雨に関する一般知識 ○ 各防災機関の風水害対策 ○ 竜巻に対する備え ○ ゲリラ豪雨対策 ○ 家庭での風水害対策 ○ 避難するときの注意 ○ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得 ○ 土砂災害に対する心得 ○ 台風時の風に対する対策 ○ 災害情報の入手方法 ○ 応急救護の方法 ○ 防災区民組織の育成方法や防災行動力の向上方法 ○ 避難指示等に関する取扱い (要配慮者避難向け準備情報を含む。)
4	676	(２) 各防災機関の広報 区 ○ 防災パンフレットの配布や、要配慮者支援に係る講習会、防災訓練の実施などを通じて、区民の防災意識の向上を図る。	46	(２) 各防災機関の広報 区 ○ 防災パンフレットの配布や、要配慮者支援に係る講習会、防災訓練の実施などを通じて、区民の防災意識の向上を図る。 ○ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
4	676	警視庁・警察署 ○ チラシ、ミニ広報紙、危機管理部ツイッター、ホームページ等を利用し、防災の意識の普及啓発を図る。	46	警視庁・警察署 ○ チラシ、ミニ広報紙、災害対策課X（旧ツイッター）、ホームページ等を利用し、防災の意識の普及啓発を図る。
4	676	東京消防庁・消防署 ○ チラシ、小冊子等広報印刷物、ソーシャルメディア、ホームページ及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 都民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風	46 ～ 47	東京消防庁・消防署 ○ チラシ、小冊子等広報印刷物、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS 及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 都民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風

章	頁	修正前		頁	修正後	
			雨の模擬体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発			雨の模擬体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発
4	676	東京ガス	○ 防災の日及び防災週間中に都民等に対し、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシ等を配布し、 防災意識の高揚を図っている。	47	東京ガスグループ	○ ホームページやパンフレット等を用いて、安全と防災の取り組みの紹介をしているほか、防災イベント等を通じてお客さまに都市ガスの安全と防災についての広報に努め 防災意識の高揚を図っている。
4	676	東京電力グループ	○ 東京電力グループの防災対策、災害時の電気関係の措置やお客様が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等を通じて、お客様に当社の防災対策を理解していただくとともに、防災意識の高揚を図っている。	47	東京電力パワーグリッド	○ 東京電力パワーグリッドの防災対策、災害時の電気関係の措置やお客さまが行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等を通じて、お客さまに当社の防災対策を理解していただくとともに、防災意識の高揚を図っている。
4	676	都総務局	1 防災ブックの作成 2 防災広報パンフレットの作成 3 インターネット等を活用した防災広報 4 普及イベントの開催 5 屋外大型ビジョン	47	都総務局	1 防災ブックの作成 2 防災広報パンフレットの作成 3 インターネット等を活用した防災広報 4 普及イベントの開催 5 屋外大型ビジョン
4	676	都下水道局	○ 都民用「浸水対策リーフレット」を発行し、都民が自らできる浸水への備えの紹介や降雨情報の提供（東京アメッシュ）並びに関係機関の連絡先等を紹介する。○	47	都下水道局	○ 都民用「浸水対策リーフレット」を発行し、都民が自らできる浸水への備えの紹介や降雨情報の提供（東京アメッシュ）並びに関係機関の連絡先等を紹介する。 ○ 地元区等と連携した樋門等に係る情報発信及びPR強化
4	677	2 防災教育の充実		47 ～ 48	2 防災教育の充実	
		東京消防庁 消防署	新設 (以下省略)		東京消防庁 消防署	○ 過去の消防活動の経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から都民が自らの生命、身体、財産を確実に守ることができるようさまざまな普及啓発を行う。 1 区市町村等と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。 2 都総務局と連携し、「東京マイ・タイムライン」の普及啓発等を行う。 3 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。 4 都民防災教育センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。 5 児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識

章	頁	修正前	頁	修正後
				の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。 6 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。 (以下省略)
4	677	第2節 防災訓練の実施 ○ 区及び関係機関が訓練を行うに当たっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。 ○ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。	48	第2節 防災訓練の実施 削除
4	678	2 都の防災訓練 （2）土砂災害に対する全国統一防災訓練 都と区市町村では、住民が参加した情報伝達手段の確認、適時適切な避難 指示（緊急） 等の発令、避難先・避難経路の確認等による警戒避難体制の強化のために訓練を実施する。	48	2 都の防災訓練 （2）土砂災害に対する全国統一防災訓練 都と区市町村では、住民が参加した情報伝達手段の確認、適時適切な避難 指示 等の発令、避難先・避難経路の確認等による警戒避難体制の強化のために訓練を実施する。
4	678	3 水防訓練 （3）事業計画 ① 訓練実施日 区内の 3 消防署、 3 消防団が合同して、毎年 出水期前 に実施する。	49	3 水防訓練 （3）事業計画 ① 訓練実施日 区及び 区内の 5 消防署、 5 消防団が合同して、毎年 出水期頃 に実施する。

【風水害編】
第3部
災害応急・復旧対策計画

章	頁	修正前	頁	修正後																																																
1	681	○ 世田谷区災害対策本部が設置された場合、災対各部長と災対各部は以下のとおり行動する。 （１）災対各部長は、本部決定事項等を速やかに災対各部へ伝達し、「世田谷区風水害対応タイムライン」より、災対各部の役割と対応を確認する。 （２）災対各部は、「世田谷区風水害対応タイムライン」の災対各部の対応に基づき、空振りを恐れず、必要な要員を確保する。	53	○ 世田谷区災害対策本部が設置された場合、災対各部長と災対各部は以下のとおり行動する。 （１）災対各部長は、本部決定事項等を速やかに災対各部へ伝達し、「世田谷区風水害対応タイムライン」より、災対各部の役割と対応を確認する。 （２）災対各部は、「世田谷区風水害対応タイムライン <u>大規模台風版</u>」の災対各部の対応に基づき、空振りを恐れず、必要な要員を確保する。 <u>（３）災対統括部は、世田谷区災害対策本部条例施行規則第５条に基づき、消防機関へ本部員の派遣を要請する。</u>																																																
1	682	<主な機関の応急活動> <table><tr><th rowspan="2">機関名</th><th colspan="5">発災 被害の発生</th></tr><tr><th>事前情報 収集期</th><th>情報監視期</th><th>情報連絡期</th><th>災害即応期</th><th>応急対応期</th></tr><tr><td rowspan="2">気象庁</td><td>○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン(随時) ○注意報発表(大雨、洪水など)</td><td></td><td>○警報発表(大雨、洪水など) ○特別警報発表 ○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表） ○指定河川洪水予報（氾濫警戒情報発表） ○津波注意報発表</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○気象情報連絡会実施 ○防災情報提供システムによる情報提供</td><td></td><td></td><td></td><td>○警報、注意報の解除</td></tr></table>	機関名	発災 被害の発生					事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期	気象庁	○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン(随時) ○注意報発表(大雨、洪水など)		○警報発表(大雨、洪水など) ○特別警報発表 ○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表） ○指定河川洪水予報（氾濫警戒情報発表） ○津波注意報発表			○気象情報連絡会実施 ○防災情報提供システムによる情報提供				○警報、注意報の解除	54	<主な機関の応急活動> <table><tr><th rowspan="2">機関名</th><th>事前情報 収集期</th><th>情報監視期</th><th colspan="2">情報連絡期</th><th>災害即応期</th><th>応急対応期</th></tr><tr><th><u>警戒レベル1</u></th><th><u>警戒レベル2（相当）</u></th><th><u>警戒レベル3（相当）</u></th><th><u>警戒レベル4（相当）</u></th><th><u>警戒レベル5（相当）</u></th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">気象庁</td><td>○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン(随時) ○防災情報提供システムによる情報提供 ○気象情報連絡会実施 ○早期注意情報発表（警報級の可能性）</td><td><u>○大雨、洪水注意報発表</u> <u>○氾濫注意情報発表</u></td><td><u>○大雨※、洪水警報発表</u> <u>※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3に相当</u> <u>○氾濫警戒情報発表</u></td><td><u>○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表）</u> <u>○氾濫危険情報発表</u></td><td><u>○大雨特別警報発表</u> <u>○氾濫発生情報発表</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期	<u>警戒レベル1</u>	<u>警戒レベル2（相当）</u>	<u>警戒レベル3（相当）</u>	<u>警戒レベル4（相当）</u>	<u>警戒レベル5（相当）</u>		気象庁	○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン(随時) ○防災情報提供システムによる情報提供 ○気象情報連絡会実施 ○早期注意情報発表（警報級の可能性）	<u>○大雨、洪水注意報発表</u> <u>○氾濫注意情報発表</u>	<u>○大雨※、洪水警報発表</u> <u>※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3に相当</u> <u>○氾濫警戒情報発表</u>	<u>○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表）</u> <u>○氾濫危険情報発表</u>	<u>○大雨特別警報発表</u> <u>○氾濫発生情報発表</u>							
機関名	発災 被害の発生																																																			
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期																																															
気象庁	○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン(随時) ○注意報発表(大雨、洪水など)		○警報発表(大雨、洪水など) ○特別警報発表 ○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表） ○指定河川洪水予報（氾濫警戒情報発表） ○津波注意報発表																																																	
	○気象情報連絡会実施 ○防災情報提供システムによる情報提供				○警報、注意報の解除																																															
機関名	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期																																														
	<u>警戒レベル1</u>	<u>警戒レベル2（相当）</u>	<u>警戒レベル3（相当）</u>	<u>警戒レベル4（相当）</u>	<u>警戒レベル5（相当）</u>																																															
気象庁	○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン(随時) ○防災情報提供システムによる情報提供 ○気象情報連絡会実施 ○早期注意情報発表（警報級の可能性）	<u>○大雨、洪水注意報発表</u> <u>○氾濫注意情報発表</u>	<u>○大雨※、洪水警報発表</u> <u>※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3に相当</u> <u>○氾濫警戒情報発表</u>	<u>○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表）</u> <u>○氾濫危険情報発表</u>	<u>○大雨特別警報発表</u> <u>○氾濫発生情報発表</u>																																															

章	頁	修正前				頁	修正後			
1	683	都災対本部 (都総務局)	○気象情報の収集、分析、提供 ○気象庁ホットライン(随時) ○防災情報提供システムによる情報収集 ○気象情報連絡会実施	【情報連絡態勢】 ○警報・特別警報の受信、伝達 ○現地連絡調整所設置 ○災害即応本部(応急対策本部)の設置検討・設置 ○区市町村への送信 ○水防本部へ職員派遣 ○九都県市情報共有・広域応援調整本部設置検討 ○九都県市広域応援調整本部設置 ○九都県市広域相互応援	【災害即応態勢】 ○災害対策本部の設置検討・設置 ○調整支援活動 ○自衛隊の災害派遣要請	【非常配備態勢】 ○災害救助法の適用(検討)				
1	683		○水位情報等の提供・伝達 ○気象情報の収集、提供	【警戒配備態勢】 ○水防本部の設置 ○雨量・水位の観測 ○警報(大雨、洪水など)の受信・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○水位周知情報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○特別警報(大雨)の受信・伝達	【第一次～第四次非常配備態勢】 ○点検対象施設現場調査 ○被害状況の把握 ○技術的援助 ○排水ポンプ車出動 ○水防資器材支給 ○応急復旧の実施 ○技術的援助					
1	54	都災対本部 (都総務局)	○気象情報の収集、分析、提供 ○気象庁ホットライン(随時) ○防災情報提供システムによる情報収集 ○気象情報連絡会実施	【情報監視態勢】 ○気象情報・防災情報の受信・伝達 ○建設局との連携 ○区市町村、各局等への情報提供、注意喚起	【情報連絡態勢】 ○被害状況の収集 ○災害即応本部(応急対策本部)の設置検討・設置 ○九都県市情報共有・広域応援調整本部設置検討	【災害即応態勢】 ○災害対策本部の設置検討・設置 ○自衛隊の災害派遣要請 ○九都県市広域応援調整本部設置 ○九都県市広域相互応援				
1	55		○水位情報等の提供・伝達 ○気象情報の収集、提供	【警戒配備態勢】 ○水防本部の設置 ○雨量・水位の観測 ○警報(大雨、洪水など)の受信・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○水位周知情報の発表・伝達 ○氾濫警戒情報の発表・伝達	【第一次～第四次非常配備態勢】 ○点検対象施設現場調査 ○被害状況の把握 ○技術的援助 ○排水ポンプ車出動 ○水防資器材支給 ○応急復旧の実施 ○技術的援助					

章	頁	修正前						頁	修正後																												
1	684	<table><tr><td rowspan="2">都下水道局</td><td>【情報監視態勢】 ○気象情報の収集</td><td>【情報連絡態勢】 ○注意報受信 ○要員の待機</td><td>【警戒態勢】 ○警報・特別警報受信 ○判定会議 ○態勢の指示 ○要員の参集 ○工事現場安全点検</td><td>【非常配備態勢】 ○被害状況把握 ○二次災害防止 <u>○緊急資器材点検</u> <u>○工事現場被害把握</u></td><td>○被害状況集約 ○施設の応急復旧 ○工事現場被害把握 ○応急復旧工事調整 ○下水道メンテナンス(<u>協</u>)と連携</td></tr></table>						都下水道局	【情報監視態勢】 ○気象情報の収集	【情報連絡態勢】 ○注意報受信 ○要員の待機	【警戒態勢】 ○警報・特別警報受信 ○判定会議 ○態勢の指示 ○要員の参集 ○工事現場安全点検	【非常配備態勢】 ○被害状況把握 ○二次災害防止 <u>○緊急資器材点検</u> <u>○工事現場被害把握</u>	○被害状況集約 ○施設の応急復旧 ○工事現場被害把握 ○応急復旧工事調整 ○下水道メンテナンス(<u>協</u>)と連携	55	<table><tr><td rowspan="2">都下水道局</td><td>【情報監視態勢】 ○気象情報の収集</td><td>【情報連絡態勢】 ○注意報受信 ○要員の待機</td><td>【警戒態勢】 ○警報・特別警報受信 ○判定会議 ○態勢の指示 ○要員の参集 ○工事現場安全点検</td><td>→</td><td>【非常配備態勢】 ○被害状況把握 ○二次災害防止</td><td>○被害状況集約 ○施設の応急復旧 ○工事現場被害把握 ○応急復旧工事調整 ○下水道メンテナンス<u>協同組合</u>と連携</td></tr></table>						都下水道局	【情報監視態勢】 ○気象情報の収集	【情報連絡態勢】 ○注意報受信 ○要員の待機	【警戒態勢】 ○警報・特別警報受信 ○判定会議 ○態勢の指示 ○要員の参集 ○工事現場安全点検	→	【非常配備態勢】 ○被害状況把握 ○二次災害防止	○被害状況集約 ○施設の応急復旧 ○工事現場被害把握 ○応急復旧工事調整 ○下水道メンテナンス <u>協同組合</u> と連携										
都下水道局	【情報監視態勢】 ○気象情報の収集	【情報連絡態勢】 ○注意報受信 ○要員の待機	【警戒態勢】 ○警報・特別警報受信 ○判定会議 ○態勢の指示 ○要員の参集 ○工事現場安全点検	【非常配備態勢】 ○被害状況把握 ○二次災害防止 <u>○緊急資器材点検</u> <u>○工事現場被害把握</u>	○被害状況集約 ○施設の応急復旧 ○工事現場被害把握 ○応急復旧工事調整 ○下水道メンテナンス(<u>協</u>)と連携																																
	都下水道局	【情報監視態勢】 ○気象情報の収集	【情報連絡態勢】 ○注意報受信 ○要員の待機	【警戒態勢】 ○警報・特別警報受信 ○判定会議 ○態勢の指示 ○要員の参集 ○工事現場安全点検	→	【非常配備態勢】 ○被害状況把握 ○二次災害防止	○被害状況集約 ○施設の応急復旧 ○工事現場被害把握 ○応急復旧工事調整 ○下水道メンテナンス <u>協同組合</u> と連携																														
1		684	<table><tr><td rowspan="2">警視庁・警察署</td><td>○気象情報、被害等に関する情報収集</td><td>○被害状況の調査</td></tr><tr><td>○気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合、又は災害規模、被害状況等に応じた各種警備本部の設置</td><td>○発災後、被害(拡大)防止を目的とした避難誘導を実施</td></tr><tr><td>○気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施</td><td>○救出救助活動</td></tr><tr><td></td><td>○被害状況等により<u>警察災害派遣隊</u>の派遣要請</td></tr></table>						警視庁・警察署	○気象情報、被害等に関する情報収集	○被害状況の調査	○気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合、又は災害規模、被害状況等に応じた各種警備本部の設置	○発災後、被害(拡大)防止を目的とした避難誘導を実施	○気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施	○救出救助活動		○被害状況等により <u>警察災害派遣隊</u> の派遣要請	55	<table><tr><td rowspan="2">警視庁・警察署</td><td>○気象情報、被害等に関する情報収集</td><td>○気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合、又は災害規模、被害状況等に応じた各種警備本部の設置</td><td>○被害状況の調査</td><td>→</td></tr><tr><td>○気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施</td><td>○発災後、被害(拡大)防止を目的とした避難誘導を実施</td><td>○救出救助活動</td><td>→</td></tr><tr><td></td><td></td><td>○被害状況等により<u>広域緊急援助隊</u>の派遣要請</td><td></td><td></td></tr></table>						警視庁・警察署	○気象情報、被害等に関する情報収集	○気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合、又は災害規模、被害状況等に応じた各種警備本部の設置	○被害状況の調査	→	○気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施	○発災後、被害(拡大)防止を目的とした避難誘導を実施	○救出救助活動	→			○被害状況等により <u>広域緊急援助隊</u> の派遣要請	
警視庁・警察署	○気象情報、被害等に関する情報収集	○被害状況の調査																																			
	○気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合、又は災害規模、被害状況等に応じた各種警備本部の設置	○発災後、被害(拡大)防止を目的とした避難誘導を実施																																			
○気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施	○救出救助活動																																				
	○被害状況等により <u>警察災害派遣隊</u> の派遣要請																																				
警視庁・警察署	○気象情報、被害等に関する情報収集	○気象警報等の発表によらず被害の発生が予想される場合、又は災害規模、被害状況等に応じた各種警備本部の設置	○被害状況の調査	→																																	
	○気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施	○発災後、被害(拡大)防止を目的とした避難誘導を実施	○救出救助活動	→																																	
		○被害状況等により <u>広域緊急援助隊</u> の派遣要請																																			

章	頁	修正前	頁	修正後																										
1	685	<table><tr><td rowspan="2">鉄道事業者（地下鉄）</td><td>○気象情報の収集</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○注意報受信 ○非常要員召集 ○換気口浸水防止機閉扉指令 ○降雨状況の監視</td><td>○地上部、河川水位監視 ○対策本部設置 ○出入口止水板設置 ○出入口閉鎖 ○防水ゲート閉扉</td><td>○旅客避難誘導 ○列車運転見合せ ○現地対策本部設置 ○災害状況把握</td><td>○排水用ポンプ確保 ○構内排水 ○消防署等協力要請</td><td></td><td></td></tr></table>	鉄道事業者（地下鉄）	○気象情報の収集						○注意報受信 ○非常要員召集 ○換気口浸水防止機閉扉指令 ○降雨状況の監視	○地上部、河川水位監視 ○対策本部設置 ○出入口止水板設置 ○出入口閉鎖 ○防水ゲート閉扉	○旅客避難誘導 ○列車運転見合せ ○現地対策本部設置 ○災害状況把握	○排水用ポンプ確保 ○構内排水 ○消防署等協力要請			56	<table><tr><td rowspan="2">鉄道事業者（地下鉄）</td><td>○気象情報の収集 ○指定河川の水位情報収集</td><td>○地上部、河川水位監視</td><td>○状況に応じて以下の対応をとる。 ・旅客の避難誘導 ・通風口を浸水防止機、土のう等で閉鎖 ・駅出入口に止水板・土のう等の設置 ・駅出入口を閉鎖 ・防水扉を閉扉</td><td></td><td>○災害対策本部・現地災害対策本部の設置 ○災害状況の把握 ○旅客の避難誘導 ○通風口を浸水防止機・土のう等で閉鎖 ○駅出入口に止水板・土のう等の設置 ○状況に応じて以下の対応をとる。 ・防水扉を閉扉 ・駅出入口を閉鎖 ・運転規制を実施 ・車両を浸水のおそれが無い箇所に退避 ・職員の地下駅からの退避</td><td>○排水用ポンプ確保 ○構内排水 ○規模に応じて関係機関に協力要請 ○施設及び事業所の点検を実施 ○災害規模に応じて応急体制をとり仮復旧</td></tr><tr><td>○計画運休の可能性発表</td><td>○運転計画の詳細な情報発信</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	鉄道事業者（地下鉄）	○気象情報の収集 ○指定河川の水位情報収集	○地上部、河川水位監視	○状況に応じて以下の対応をとる。 ・旅客の避難誘導 ・通風口を浸水防止機、土のう等で閉鎖 ・駅出入口に止水板・土のう等の設置 ・駅出入口を閉鎖 ・防水扉を閉扉		○災害対策本部・現地災害対策本部の設置 ○災害状況の把握 ○旅客の避難誘導 ○通風口を浸水防止機・土のう等で閉鎖 ○駅出入口に止水板・土のう等の設置 ○状況に応じて以下の対応をとる。 ・防水扉を閉扉 ・駅出入口を閉鎖 ・運転規制を実施 ・車両を浸水のおそれが無い箇所に退避 ・職員の地下駅からの退避	○排水用ポンプ確保 ○構内排水 ○規模に応じて関係機関に協力要請 ○施設及び事業所の点検を実施 ○災害規模に応じて応急体制をとり仮復旧	○計画運休の可能性発表	○運転計画の詳細な情報発信				
鉄道事業者（地下鉄）	○気象情報の収集																													
	○注意報受信 ○非常要員召集 ○換気口浸水防止機閉扉指令 ○降雨状況の監視	○地上部、河川水位監視 ○対策本部設置 ○出入口止水板設置 ○出入口閉鎖 ○防水ゲート閉扉	○旅客避難誘導 ○列車運転見合せ ○現地対策本部設置 ○災害状況把握	○排水用ポンプ確保 ○構内排水 ○消防署等協力要請																										
鉄道事業者（地下鉄）	○気象情報の収集 ○指定河川の水位情報収集	○地上部、河川水位監視	○状況に応じて以下の対応をとる。 ・旅客の避難誘導 ・通風口を浸水防止機、土のう等で閉鎖 ・駅出入口に止水板・土のう等の設置 ・駅出入口を閉鎖 ・防水扉を閉扉		○災害対策本部・現地災害対策本部の設置 ○災害状況の把握 ○旅客の避難誘導 ○通風口を浸水防止機・土のう等で閉鎖 ○駅出入口に止水板・土のう等の設置 ○状況に応じて以下の対応をとる。 ・防水扉を閉扉 ・駅出入口を閉鎖 ・運転規制を実施 ・車両を浸水のおそれが無い箇所に退避 ・職員の地下駅からの退避	○排水用ポンプ確保 ○構内排水 ○規模に応じて関係機関に協力要請 ○施設及び事業所の点検を実施 ○災害規模に応じて応急体制をとり仮復旧																								
	○計画運休の可能性発表	○運転計画の詳細な情報発信																												
1	687	第2節 世田谷区水防本部の組織・運営 1 水防機関の活動計画 (1) 水防本部の活動 ⑪ 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または現場にある者をして、作業に従事させることができる。 ⑫ 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退くべきことを指示することができる。この場合、遅滞なく地元警察署長に、その旨を通知しなければならない。 ⑬ 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。 ⑭ 水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し、自衛隊の派遣を要請することができる。	58	第2節 世田谷区水防本部の組織・運営 1 水防機関の活動計画 (1) 水防本部の活動 ⑪ 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、または現場にある者をして、水防に従事させることができる。 ⑫ 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退くべきことを指示することができる。この場合、遅滞なく所轄の警察署長に、その旨を通知しなければならない。 ⑬ 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。 ⑭ 水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、都知事（都総務局総合防災部）にその旨を依頼することができる。																										
1	688	(2) 水防組織 区における水防組織は、次のとおりである。 <世田谷区水防組織図>	59	(2) 水防組織 <世田谷区水防組織図>																										

章	頁	修正前	頁	修正後		
		区長 【＝水防管理者】 水防副本部長【災害対策担当】 (危機管理部長) ※被害情報集約、避難判断 災害対策班長 (危機管理部副参事) ごみ処理総括班長 (清掃・リサイクル部長) 消毒処理総括班長 (世田谷保健所長) 水防副本部長【水防担当】 (土木部長) 職務代行 第1順位：道路・交通計画部長（土木対策総括班長） 第2順位：みどり33推進担当部長（土木対策総括班長） 第3順位：豪雨対策推進担当参事（土木対策総括班長） ※水門・陸開操作、浸水害防御 土木統括・情報班長 (土木計画調整課長) (豪雨対策・下水道整備課長) 土木渉外・調査班長 (道路管理課長) 多摩川現地指揮班長 (交通安全自転車課長) ※兼務 土木対策班長 (公園緑地課長) (工事第一課長) (工事第二課長) 世田谷土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) 北沢土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) 玉川土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) ※兼務 砧土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) 烏山土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) 多摩川河川敷工作物撤去班長 (公園緑地課長) ※兼務 (スポーツ推進課長) 土木対策機動班長（※兼務含む） (みどり政策課長) (道路計画課長) (道路事業推進課長) (交通政策課長) (交通安全自転車課長) (道路・交通計画部副参事) 水防副本部長 【土砂災害警戒等担当】 (防災街づくり担当部長) 職務代行 第1順位：都市整備政策部長 ※土砂災害、建物風害対応 土砂災害警戒等班長 (防災街づくり課長) (建築安全課長) 土砂災害警戒等支援班長 (都市計画課長) (都市デザイン課長) (市街地整備課長) (建築調整課長) (建築審査課長) (住宅管理課長) (居住支援課長) 地域水防副本部長 (総合支所長) ※避難所開設、被害状況調査 地域水防副本部長 (副支所長) 地域総務班長 (地域振興課長) 地域対策班長 (区民課長) (街づくり課長) (生活支援課長) (保健福祉課長) (健康づくり課長) (子ども家庭支援課長)	60	区長 【＝水防管理者】 水防副本部長【災害対策担当】 (危機管理部長) ※被害情報集約、避難判断 災害対策班長 (危機管理部副参事) ごみ処理総括班長 (清掃・リサイクル部長) 消毒処理総括班長 (世田谷保健所長) 水防副本部長【水防担当】 (土木部長) 職務代行 第1順位：道路・交通計画部長（土木対策総括班長） 第2順位：みどり33推進担当部長（土木対策総括班長） 第3順位：豪雨対策推進担当参事（土木対策総括班長） ※水門・陸開操作、浸水害防御 土木統括・情報班長 (土木計画調整課長) (豪雨対策・下水道整備課長) 土木渉外・調査班長 (道路管理課長) 多摩川現地指揮班長 (交通安全自転車課長) ※兼務 土木対策班長 (公園緑地課長) (公園整備利活用推進課長) (工事第一課長) (工事第二課長) 世田谷土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) 北沢土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) 玉川土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) ※兼務 砧土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) 烏山土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) 多摩川河川敷工作物撤去班長 (公園緑地課長) ※兼務 (スポーツ推進課長) (スポーツ施設課長) (拠点スポーツ施設整備担当課長) 土木対策機動班長（※兼務含む） (みどり政策課長) (道路計画課長) (道路事業推進課長) (交通政策課長) (交通安全自転車課長) (道路・交通計画部副参事) 水防副本部長 【土砂災害警戒等担当】 (防災街づくり担当部長) 職務代行 第1順位：都市整備政策部長 ※土砂災害、建物風害対応 土砂災害警戒等班長 (防災街づくり課長) (建築安全課長) 土砂災害警戒等支援班長 (都市計画課長) (都市デザイン課長) (市街地整備課長) (建築調整課長) (建築審査課長) (住宅課長) (居住支援課長) 地域水防副本部長 (総合支所長) ※避難所開設、被害状況調査 地域水防副本部長 (副支所長) 地域総務班長 (地域振興課長) 地域対策班長 (区民課長) (街づくり課長) (生活支援課長) (保健福祉課長) (健康づくり課長) (子ども家庭支援課長)	60	区長 【＝水防管理者】 水防副本部長【災害対策担当】 (危機管理部長) ※被害情報集約、避難判断 災害対策班長 (危機管理部副参事) ごみ処理総括班長 (清掃・リサイクル部長) 消毒処理総括班長 (世田谷保健所長) 水防副本部長【水防担当】 (土木部長) 職務代行 第1順位：道路・交通計画部長（土木対策総括班長） 第2順位：みどり33推進担当部長（土木対策総括班長） 第3順位：豪雨対策推進担当参事（土木対策総括班長） ※水門・陸開操作、浸水害防御 土木統括・情報班長 (土木計画調整課長) (豪雨対策・下水道整備課長) 土木渉外・調査班長 (道路管理課長) 多摩川現地指揮班長 (交通安全自転車課長) ※兼務 土木対策班長 (公園緑地課長) (公園整備利活用推進課長) (工事第一課長) (工事第二課長) 世田谷土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) 北沢土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) 玉川土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) ※兼務 砧土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) 烏山土木・公園管理事務所 (土木対策支援班長) 多摩川河川敷工作物撤去班長 (公園緑地課長) ※兼務 (スポーツ推進課長) (スポーツ施設課長) (拠点スポーツ施設整備担当課長) 土木対策機動班長（※兼務含む） (みどり政策課長) (道路計画課長) (道路事業推進課長) (交通政策課長) (交通安全自転車課長) (道路・交通計画部副参事) 水防副本部長 【土砂災害警戒等担当】 (防災街づくり担当部長) 職務代行 第1順位：都市整備政策部長 ※土砂災害、建物風害対応 土砂災害警戒等班長 (防災街づくり課長) (建築安全課長) 土砂災害警戒等支援班長 (都市計画課長) (都市デザイン課長) (市街地整備課長) (建築調整課長) (建築審査課長) (住宅課長) (居住支援課長) 地域水防副本部長 (総合支所長) ※避難所開設、被害状況調査 地域水防副本部長 (副支所長) 地域総務班長 (地域振興課長) 地域対策班長 (区民課長) (街づくり課長) (生活支援課長) (保健福祉課長) (健康づくり課長) (子ども家庭支援課長)
1	689	(3) 水防本部の構成	60	(3) 水防本部の構成		

章	頁	修正前	頁	修正後
		区は、洪水や風水害のおそれがあるときは、世田谷区水防本部（以下「水防本部」という。）及び地域水防本部（以下「地域本部」という。）を設置するものとする。 <u>① 水防本部長は都市整備領域を所掌する担任副区長とし、その下に水防副本部長3名（災害対策担当、水防担当、土砂災害警戒等担当）と地域水防本部長5名を置く。</u> <u>② 水防副本部長（災害対策担当）には危機管理部長を充て、その下に災害対策班長（危機管理部副参事）、ごみ処理総括班長（清掃・リサイクル部長）、消毒処理総括班長（世田谷保健所長）を置く。</u> <u>③ 水防副本部長（水防担当）には土木部長（職務代行第1順位：道路・交通計画部長、第2順位：みどり33推進担当部長、第3順位：豪雨対策推進担当参事）を充てる。</u> <u>④ 水防副本部長（水防担当）のもとに土木統括・情報班長2名（土木計画調整課長、豪雨対策・下水道整備課長）、土木渉外・調査班長（道路管理課長）、土木対策班長3名（公園緑地課長、工事第一課長、工事第二課長）、土木対策機動班長6名（みどり政策課長、道路計画課長、道路事業推進課長、交通政策課長、道路・交通計画部副参事、交通安全自転車課長）、多摩川河川敷工作物撤去班長2名（公園緑地課長、スポーツ推進課長）を置く。</u> <u>⑤ 土木対策班長のもとに地域支援班長5名を置く。水防副本部長（水防担当）は、地域支援班長を指名し、これを各土木・公園管理事務所に派遣する。</u> <u>⑥ 水防副本部長（水防担当）は、状況に応じて多摩川現地指揮班を設置する。</u> <u>⑦ 地域水防本部長には総合支所長を充て、そのもとに地域水防副本部長（総合支所副支所長）を置く。</u> <u>⑧ 地域水防副本部長のもとに地域総務班長（地域振興課長）、地域対策班長6名（区民課長、生活支援課長、保健福祉課長、健康づくり課長、子ども家庭支援課長、街づくり課長）を置く。</u> <u>⑨ 水防副本部長（土砂災害警戒等担当）には、防災街づくり担当部長（職務代行第1順位：都市整備政策部長）を充てる。</u> <u>⑩ 水防副本部長（土砂災害警戒等担当）のもとに土砂災害警戒等班長2名（防災街づくり課長、建築安全課長）、土砂災害警戒等支援班長7名（都市計画課長、都市デザイン課長、市街地整備課長、建築調整課長、建築審査課長、住宅管理課長、居住支援課長）を置く。</u>		区は、洪水や風水害のおそれがあるときは、世田谷区水防本部（以下「水防本部」という。）及び地域水防本部（以下「地域本部」という。）を設置するものとする。 <u>① 水防本部長は都市整備領域を所掌する担任副区長とし、水防副本部長の補佐する危機管理監を置く。</u> <u>② 水防本部長の下に水防副本部長3名（災害対策担当、水防担当、土砂災害警戒等担当）と地域水防本部長5名を置く。</u> <u>③ 水防副本部長（災害対策担当）には危機管理部長を充て、その下に災害対策班長（危機管理部副参事）、ごみ処理総括班長（清掃・リサイクル部長）、消毒処理総括班長（世田谷保健所長）を置く。</u> <u>④ 水防副本部長（水防担当）には土木部長（職務代行第1順位：道路・交通計画部長、第2順位：みどり33推進担当部長）を充てる。</u> <u>⑤ 水防副本部長（水防担当）のもとに土木統括・情報班長2名（土木計画調整課長、豪雨対策・下水道整備課長）、土木渉外・調査班長（道路管理課長）、土木対策班長3名（公園緑地課長、工事第一課長、工事第二課長）、土木対策機動班長7名（みどり政策課長、公園整備利活用推進課長、道路計画課長、道路事業推進課長、交通政策課長、道路・交通計画部副参事、交通安全自転車課長）、多摩川河川敷工作物撤去班長2名（公園緑地課長、スポーツ推進課長）を置く。</u> <u>⑥ 土木対策班長のもとに土木対策支援班長5名を置く。水防副本部長（水防担当）は、土木対策支援班長を指名し、これを各土木・公園管理事務所に派遣する。</u> <u>⑦ 水防副本部長（水防担当）は、状況に応じて多摩川指揮班を設置する。</u> <u>⑧ 水防副本部長（土砂災害警戒等担当）には、防災街づくり担当部長（職務代行第1順位：都市整備政策部長）を充てる。</u> <u>⑨ 水防副本部長（土砂災害警戒等担当）のもとに土砂災害警戒等統括班長3名（防災街づくり課長、市街地整備課長、建築安全課長）、土砂災害警戒等巡視班長8名（都市計画課長、都市デザイン課長、建築調整課長、建築審査課長、住宅課長、居住支援課長、市街地整備課長、建築安全課長）を置く。</u> <u>⑩ 地域水防本部長には総合支所長を充て、そのもとに地域水防副本部長（総合支所副支所長）を置く。</u> <u>⑪ 地域水防副本部長のもとに地域総務班長（地域振興課長）、地域対策班長（区民課長、生活支援課長、保健福祉課長、健康づくり課長、子ども家庭支援課長、街づくり課長、拠点整備担当課長（北沢に限る）、玉川総合支所副参事（玉川に限る））を置く。</u>
1	689 ～ 690	（4）機構 水防本部及び地域水防本部の設置及び解散の時期は次のとおりである。 ① 水防本部長は、次の場合に水防本部を設置する<u>ものとする</u>。 ア 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき。 <u>イ 多摩川、野川・仙川のいずれかに氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき。</u> <u>ウ 谷沢川、丸子川、呑川のいずれかに氾濫危険情報が発表されたとき</u> <u>エ 水防警報（出動）が発表されたとき。</u> <u>オ 集中豪雨等により局地的な被害が発生するおそれがあると認めたとき。</u> <u>カ 台風の暴風等による被害が発生するおそれがあるとき</u> <u>キ その他水防本部長が必要と認めたとき。</u>	60 ～ 61	（4）機構 水防本部及び地域水防本部の設置及び解散の時期は次のとおりである。 ① 水防本部長は、次の場合に水防本部を設置する。 ア 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき。 <u>イ 多摩川で水防警報（待機）が発表されたとき。</u> <u>ウ 多摩川で、氾濫注意情報の洪水予報が発表されたとき。</u> <u>エ 野川または仙川で、氾濫危険情報の洪水予報が発表されたとき。</u> <u>オ 谷沢川、丸子川、呑川のいずれかで氾濫危険情報が発表されたとき。</u> <u>カ 集中豪雨等により局地的な被害が発生するおそれがあると認めたとき。</u> <u>キ 台風の暴風等による被害が発生するおそれがあるとき</u>

章	頁	修正前	頁	修正後
		② 地域水防本部長は、次の場合に地域水防本部を設置する。 ア 水防本部が設置されたとき。 <u>イ上</u> に関わらず、集中豪雨など局地的な被害が発生するおそれがあると認めたとき、また、台風 の暴風等による被害が発生するおそれがあると認めたときは、水防本部長に協議のうえ、各 地域水防本部を設置する。		<u>ク</u> その他水防本部長が必要と認めたとき。 ② 地域水防本部長は、次の場合に地域水防本部を設置する。 ア 水防本部が設置されたとき。 <u>イ 上記</u> に関わらず、集中豪雨など局地的な被害が発生するおそれがあると認めたとき、また、 台風の暴風等による被害が発生するおそれがあると認めたときは、水防本部長に協議のうえ、 各地域水防本部を設置する。
1	690	（５）所掌事務 ① 水防本部 ア 災害対策担当 （ア）災害対策班 A 水防本部長指令の総括に関すること B 災害対策の総合調整に関すること C 気象及び災害情報収集の総括に関すること D 防災関係機関との連携に関すること E 防災行政無線システム、防災情報システムの運用管理に関すること F 被害状況報告の集計及び資料作成の総括に関すること G <u>避難指示、避難勧告等</u> の発令に関すること H 警戒区域の設定、立入制限、退去命令に関すること I 他の水防管理者への応援要請及び知事への自衛隊派遣要請に関すること J 東京都（総務局総合防災部）への水防に関する報告	61	（５）所掌事務 ① 水防本部 ア 災害対策担当 （ア）災害対策班 A 水防本部長指令の総括に関すること B 災害対策の総合調整に関すること C 気象及び災害情報収集の総括に関すること D 防災関係機関との連携に関すること E 防災行政無線システム、防災情報システムの運用管理に関すること F 被害状況報告の集計及び資料作成の総括に関すること G <u>避難指示等</u> の発令に関すること H 警戒区域の設定、立入制限、退去命令に関すること I 他の水防管理者への応援要請及び知事への自衛隊派遣要請に関すること J 東京都（総務局総合防災部）への水防に関する報告
1	690 ～ 691	イ 水防担当 （ア）土木統括・情報班 A 水防計画に関すること B 水防担当の総合調整、他の担当との連携・連絡・調整に関すること C 水防実施状況の総合記録・議会報告に関すること D 気象情報の収集・整理・情報提供に関すること E 水防資器材等の調達・配布の調整に関すること <u>F 他の班に属しないこと</u> （イ）土木渉外・調査班 A 国、都及び水防機関との連絡に関すること B 消防との事前調整・応援・連絡に関すること C 警察との事前調整・出勤・連絡に関すること D 国土交通省、東京都との協定締結・報告書提出等に関すること E 被害状況の調査、記録及び報告に関すること F 浸水確認箇所一覧・浸水確認箇所図に関すること <u>G 水防訓練における水防担当の窓口・調整に関すること</u> （ウ）土木対策班 A 班の動員配置に関すること B 水防実施状況の記録及び報告に関すること	61 ～ 62	イ 水防担当 （ア）土木統括・情報班 A 水防計画に関すること B 水防担当の総合調整、他の担当との連携・連絡・調整に関すること C 水防実施状況の総合記録・議会報告に関すること D 気象情報の収集・整理・情報提供に関すること E 水防資器材等の調達・配布の調整に関すること <u>F 水防訓練における水防担当の窓口・調整に関すること</u> <u>G 他の班に属しないこと</u> （イ）土木渉外・調査班 A 国、都及び水防機関との連絡に関すること B 消防との事前調整・応援・連絡に関すること C 警察との事前調整・出勤・連絡に関すること D 国土交通省、東京都との協定締結・報告書提出等に関すること E 被害状況の調査、記録及び報告に関すること F 浸水確認箇所一覧・浸水確認箇所図に関すること （ウ）土木対策班 A 班の動員配置に関すること B 水防実施状況の記録及び報告に関すること

章	頁	修正前	頁	修正後
		C 地域内の被害状況の収集、記録及び報告に関すること D 気象情報の観測通報及び資料の収集・整理（地元住民への情報提供を含む）に関すること E 水防資器材の調達・運搬（業者の応援を含む）に関すること F 公共土木施設（公園を含む）の監視及び応急処置に関すること G 住民要請による被害箇所の受付及び応急処置に関すること H 所管工事現場等の警戒巡視に関すること I 水門、陸閘等の監視、操作に関すること J 危険箇所の警戒巡視に関すること K 河川の監視、状況報告及び応急処置に関すること L 河川情報の収集及び整理・情報提供に関すること （エ）土木対策機動班 A 土木対策班の応援に関すること （オ）多摩川河川敷工作物撤去班 A 多摩川河川敷内の工作物の撤去（業者委託を含む）に関すること （カ）多摩川現地指揮班 A 現場の情報収集及び堤防巡視、並びに関係部署との連絡調整に関すること B 多摩川の水防活動における指揮に関すること （キ）土木対策支援班 A 管轄内における水防活動の支援に関すること B 平常時における河川等の巡視及び異常個所の通報に関すること C 管轄内における現場報道対応に関すること		C 地域内の被害状況の収集、記録及び報告に関すること D 気象情報の観測通報及び資料の収集・整理（地元住民への情報提供を含む）に関すること E 水防資器材等の調達・運搬（業者の応援を含む）に関すること F 公共土木施設（公園を含む）の監視及び応急処置に関すること G 住民要請による被害箇所の受付及び応急処置に関すること H 所管工事現場等の警戒巡視に関すること I 水門、陸閘等の監視、操作に関すること J 危険箇所の警戒巡視に関すること K 河川の監視、状況報告及び応急処置に関すること L 河川情報の収集及び整理・情報提供に関すること （エ）排水ポンプ車班 A 大規模立子の地下等における浸水の排水に関すること B 広範囲における浸水の排水に関すること （オ）多摩川指揮班 A 二子玉川周辺における多摩川の水位・溢水・堤内地浸水状況調査及び堤防巡視に関すること B 多摩川における溢水対応に関すること C 玉川東・西陸閘、久地陸閘の指揮に関すること （カ）多摩川河川敷工作物撤去班 A 多摩川河川敷内の工作物の撤去（業者委託を含む）に関すること （キ）土木対策機動班 A 土木対策班の応援に関すること （ク）土木対策支援班 A 管轄内における水防活動の支援に関すること B 平常時における河川等の巡視及び異常個所の通報に関すること C 管轄内における現場報道対応に関すること
1	691 ～ 692	ウ 土砂災害警戒等担当 （ア）土砂災害警戒等班 A 土砂災害の警戒活動、土砂災害警戒区域等の巡視に関すること B 土砂災害による被災状況の収集・記録及び報告に関すること C 玉川総合支所、砧総合支所において土砂災害警戒活動に従事する人員の派遣に関すること D 台風等の強風に関する観測通報及び資料の収集・整理に関すること E 台風等の強風による被害状況の収集、記録及び報告に関すること F 台風等の強風による被害で、公共物等に危険を及ぼすおそれのある建物や屋外広告物等への指導に関すること （イ）土砂災害警戒等支援班 A 土砂災害警戒等班の支援に関すること	63	ウ 土砂災害警戒等担当 （ア）土砂災害警戒等統括班 A 土砂災害警戒等担当の総合調整、他の担当との連携、連絡、調整に関すること B 土砂災害による被災状況の収集・記録及び報告に関すること C 台風等の強風に関する観測通報及び資料の収集・整理に関すること D 台風等の強風による被害状況の収集、記録及び報告に関すること E 台風等の強風による被害で、公共物等に危険を及ぼすおそれのある建物や屋外広告物等への指導に関すること （イ）土砂災害警戒等巡視班 A 土砂災害の警戒活動、土砂災害警戒区域等の巡視に関すること B 土砂災害警戒等統括班の応援に関すること
1	692	エ 地域水防本部	63	エ 地域水防本部

章	頁	修正前	頁	修正後																								
		(ア) 地域総務班 A 管内の警戒パトロール及び被害状況の把握、通報に関すること B 区民からの通報、問い合わせへの対応に関すること C 避難所、救護所の設置運営に関すること D 地域水防本部の庶務、人事及び経理に関すること E 水防実施状況の記録に関すること F 水門、陸閘等の操作の場合における地元住民への情報提供等の周知に関すること G 気象情報の観測通報および資料の収集・整理（地元住民への情報提供含む）に関すること H 他の班に属しないこと (イ) 地域対策班 A 地域の水防活動に関すること		(ア) 地域総務班 A 管内の警戒パトロール及び被害状況の把握、通報に関すること B 区民からの通報、問い合わせへの対応に関すること C 避難所の設置運営に関すること D 地域水防本部の庶務、人事及び経理に関すること E 水防実施状況の記録に関すること F 水門、陸閘等の閉鎖が見込まれる場合における地元住民への情報提供等の周知に関すること G 気象情報の観測通報及び資料の収集・整理（地元住民への情報提供含む）に関すること H 他の班に属しないこと (イ) 地域対策班 A 地域の水防活動に関すること																								
1	693	第3節 区職員の初動態勢 1 水防本部の参集基準 水防本部長及び地域水防本部長は、区が分担する水防活動に万全を期するため、次の状況に応じて職員を参集させ対応を指示するものとする。 <table><tr><td>区分</td><td>内容</td></tr><tr><td>準備段階</td><td>台風の接近等により水防態勢の準備が必要と判断される場合。</td></tr><tr><td>気象注意報（の可能性大）</td><td>周辺地域の状況等により気象注意報が発表される可能性が高いと事前に予想される場合。</td></tr><tr><td>気象警報（の可能性大）</td><td>注意報発令後の状況等により気象警報が発表される可能性が高いと事前に予想される場合。</td></tr><tr><td>警報</td><td>各種の警報が発表され被害の発生が予想される場合。</td></tr><tr><td>発災</td><td>集中豪雨等により浸水被害等が発生した場合。</td></tr></table> 2 水防実施状況報告 水防本部長は、水防活動終了後3日以内に、水防実施状況報告書第1号・第2号様式により、区長および都第二建設事務所に報告するものとする。 *水防計画・除雪計画 *水防本部・地域水防本部防災行政無線一覧〔資料編資料第117・P279〕	区分	内容	準備段階	台風の接近等により水防態勢の準備が必要と判断される場合。	気象注意報（の可能性大）	周辺地域の状況等により気象注意報が発表される可能性が高いと事前に予想される場合。	気象警報（の可能性大）	注意報発令後の状況等により気象警報が発表される可能性が高いと事前に予想される場合。	警報	各種の警報が発表され被害の発生が予想される場合。	発災	集中豪雨等により浸水被害等が発生した場合。	64	第3節 区職員の初動態勢 1 水防本部の参集基準 水防本部長及び地域水防本部長は、区が分担する水防活動に万全を期するため、次の状況に応じて職員を参集させ対応を指示するものとする。 <table><tr><td>区分</td><td>内容</td></tr><tr><td>連絡態勢（準備態勢）</td><td>台風の接近等により水防態勢の準備が必要と判断される場合。</td></tr><tr><td>水防本部（第一次）</td><td>気象注意報（大雨・洪水・大雪）が発令、または発令される可能性が高いと予想される場合。</td></tr><tr><td>水防本部（第二次）</td><td>気象警報（大雨（浸水害・土砂災害））が発令された場合。</td></tr><tr><td>水防本部（第三次）</td><td>気象警報（大雨（浸水害・土砂災害）、洪水）や洪水予報（多摩川、中小河川）が発令された場合の態勢。</td></tr><tr><td>災害対策本部</td><td>上記の警報等のほか、大雨特別警報が発令された場合の態勢。</td></tr></table> 2 水防実施状況報告 水防本部長は、水防活動終了後3日以内に、水防実施状況報告書第1号・第2号様式により、区長および都第二建設事務所に報告するものとする。 *水防計画 (P.52、134)	区分	内容	連絡態勢（準備態勢）	台風の接近等により水防態勢の準備が必要と判断される場合。	水防本部（第一次）	気象注意報（大雨・洪水・大雪）が発令、または発令される可能性が高いと予想される場合。	水防本部（第二次）	気象警報（大雨（浸水害・土砂災害））が発令された場合。	水防本部（第三次）	気象警報（大雨（浸水害・土砂災害）、洪水）や洪水予報（多摩川、中小河川）が発令された場合の態勢。	災害対策本部	上記の警報等のほか、大雨特別警報が発令された場合の態勢。
区分	内容																											
準備段階	台風の接近等により水防態勢の準備が必要と判断される場合。																											
気象注意報（の可能性大）	周辺地域の状況等により気象注意報が発表される可能性が高いと事前に予想される場合。																											
気象警報（の可能性大）	注意報発令後の状況等により気象警報が発表される可能性が高いと事前に予想される場合。																											
警報	各種の警報が発表され被害の発生が予想される場合。																											
発災	集中豪雨等により浸水被害等が発生した場合。																											
区分	内容																											
連絡態勢（準備態勢）	台風の接近等により水防態勢の準備が必要と判断される場合。																											
水防本部（第一次）	気象注意報（大雨・洪水・大雪）が発令、または発令される可能性が高いと予想される場合。																											
水防本部（第二次）	気象警報（大雨（浸水害・土砂災害））が発令された場合。																											
水防本部（第三次）	気象警報（大雨（浸水害・土砂災害）、洪水）や洪水予報（多摩川、中小河川）が発令された場合の態勢。																											
災害対策本部	上記の警報等のほか、大雨特別警報が発令された場合の態勢。																											
1	694	第5節 救助・救急対策 2 救助・救急体制の整備 (1) 東京消防庁・消防署の救助・救急体制 ① 救助体制の整備 ○ 先遣隊として災害実態の早期把握や、活動、指揮拠点を形成するため、ドローン、特殊車両、エアボート等を装備する即応対処部隊を創設し、即応体制を強化する。 ○ 区水防本部・区災害対策本部との情報共有と意志決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣する。	64 ～ 65	第5節 救助・救急対策 2 救助・救急体制の整備 (1) 東京消防庁・消防署の救助・救急体制 ① 救助体制の整備 ○ 区水防本部・区災害対策本部との情報共有と意志決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣する。 ○ 水害地の救助活動を効率的に行うため、水防部隊の整備強化を図り、風水害地からの救助体制を強化する。																								

章	頁	修正前	頁	修正後
		○ 水害地の救助活動を効率的に行うため、水防部隊の整備強化を図り、風水害地からの救助体制を強化する。 ○ 災害時に使用する建設資器材及び船艇等については、関係事業所協定に基づく迅速な調整及び事前協議により調達計画を樹立する。		○ 災害時に使用する建設資器材及び船艇等については、関係事業所協定に基づく迅速な調整及び事前協議により調達計画を樹立する。
2	696	第2章 情報の収集・伝達 ○ <u>災害時における水防関係機関相互の連絡、指示、通報又は伝達等が迅速、かつ円滑に行われるように通信連絡態勢の強化に努める。</u>	66	第2章 情報の収集・伝達 削除
2	697	第1節 情報連絡体制 2 通信施設の整備及び運用 ○ 都は警視庁・警察署及び東京消防庁・消防署のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握するシステムを整備している。	67	第1節 情報連絡体制 2 通信施設の整備及び運用 ○ 都は警視庁・警察署及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握するシステムを整備している。
2	698	第2節 災害予警報等の伝達 1 情報収集・伝達体制 東京管区気象台 ○ 気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集する。 ○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁予報部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。 ○ 気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について都防災センターで説明会を開催する。 ○ 竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を行う。	68	第2節 災害予警報等の伝達 1 情報収集・伝達体制 東京管区気象台 ○ 気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集する。 ○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁大気海洋部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。 ○ 気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について都防災センターで説明会を開催する。 ○ 竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を行う。
2	700	2 気象情報の早期収集・提供 （2）気象情報の提供 ○ 情報の提供 水防本部は、把握した情報について、状況に応じ、災害・防犯情報メール配信サービス、災害情報テレホンサービス、ホームページ、ツイッター、エフエム世田谷、防災行政無線等を活用して区民等への提供に努める。 ○ 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン） ・ 気象庁東京管区気象台では、大雨時等において都及び区市町村における避難勧告の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ 24 時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下、「ホットライン」という。）を設置し、運用している。 ・ 区は、大雨時等に避難勧告の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁予報部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。	70	2 気象情報の早期収集・提供 （2）気象情報の提供 ○ 情報の提供 水防本部は、把握した情報について、状況に応じ、災害・防犯情報メール配信サービス、防災ポータル、ホームページ、X（旧ツイッター）、LINE、エフエム世田谷、防災行政無線等を活用して区民等への提供に努める。 ○ 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン） ・ 気象庁東京管区気象台では、大雨時等において都及び区市町村における避難情報の発令の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ 24 時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下、「ホットライン」という。）を設置し、運用している。 ・ 区は、大雨時等に避難指示等の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。
2	700	3 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有 （1）情報の共有の必要性 ○ 都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難勧告等に有用な情報を提供する。	70	3 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有 （1）情報の共有の必要性 ○ 都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難指示等に有用な情報を提供する。

章	頁	修正前	頁	修正後
		○ また、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難勧告などの発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組みを平成30年6月より運用開始した。 ○ 区では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市と連携し、必要な情報（避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図り、集中豪雨などに際しても、区では避難勧告や避難指示（緊急）を遅滞なく出すこととする。		○ また、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難指示等の発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組みを平成30年6月より運用開始した。 ○ 区では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市と連携し、必要な情報（避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図り、集中豪雨などに際しても、区では避難指示等を遅滞なく出すこととする。
2	700～701	（3）情報の内容 ○ 区は、都より、同一河川・圏域・流域に関する次のような情報を受ける。 ・ 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難勧告等 ・ 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等 ・ 避難が必要な区域 ・ 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況 ・ その他	70～71	（3）情報の内容 ○ 区は、都より、同一河川・圏域・流域に関する次のような情報を受ける。 ・ 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難指示等 ・ 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等 ・ 避難が必要な区域 ・ 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況 ・ その他
2	701	4 ダム放流通報 ＜小河内ダム放流通報伝達系統図（世田谷区に関わる部分の抜粋）＞ ——基本系：法令の定めによる伝達系統 ……………補助系：基本系が途絶したときの予備系統	71	4 ダム放流通報 ＜小河内ダム放流通報伝達系統図（世田谷区に関わる部分の抜粋）＞ ——基本系：法令の定めによる伝達系統 ……………補助系：基本系が途絶したときの予備系統 ※都が水防態勢時（大雨、洪水、高潮、津波の警報、注意報発表時）の操作時に限り情報伝達を行う。
2	702～703	5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有 （2）竜巻等が発生した場合の情報伝達 ＜竜巻等に関連する段階的な情報の発表（気象庁ホームページより）＞	72	5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有 （2）竜巻等が発生した場合の情報伝達 削除

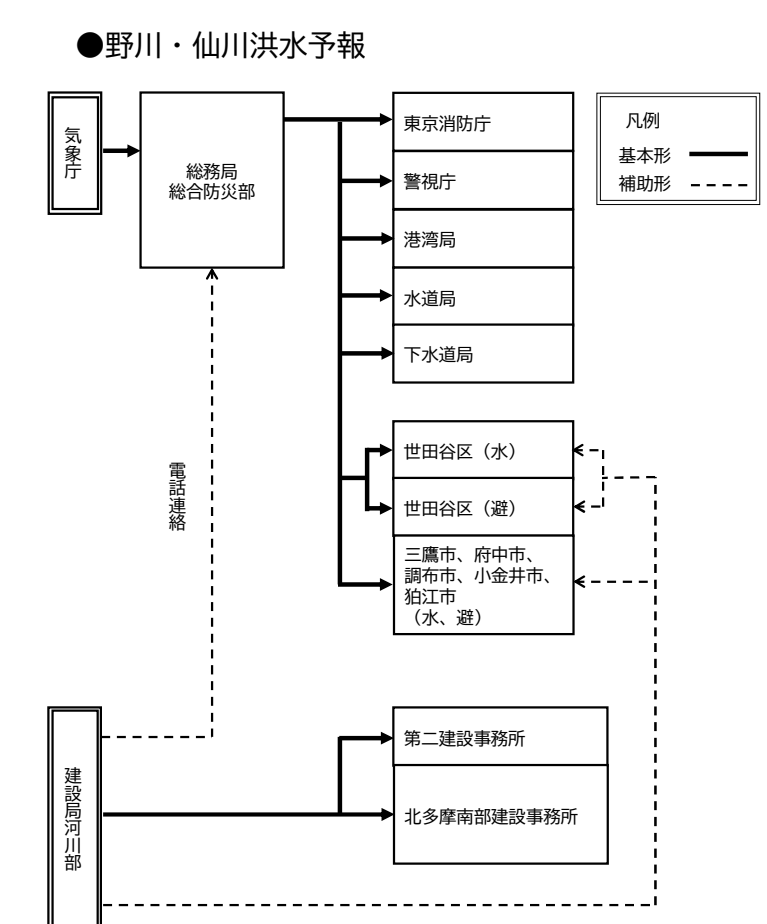
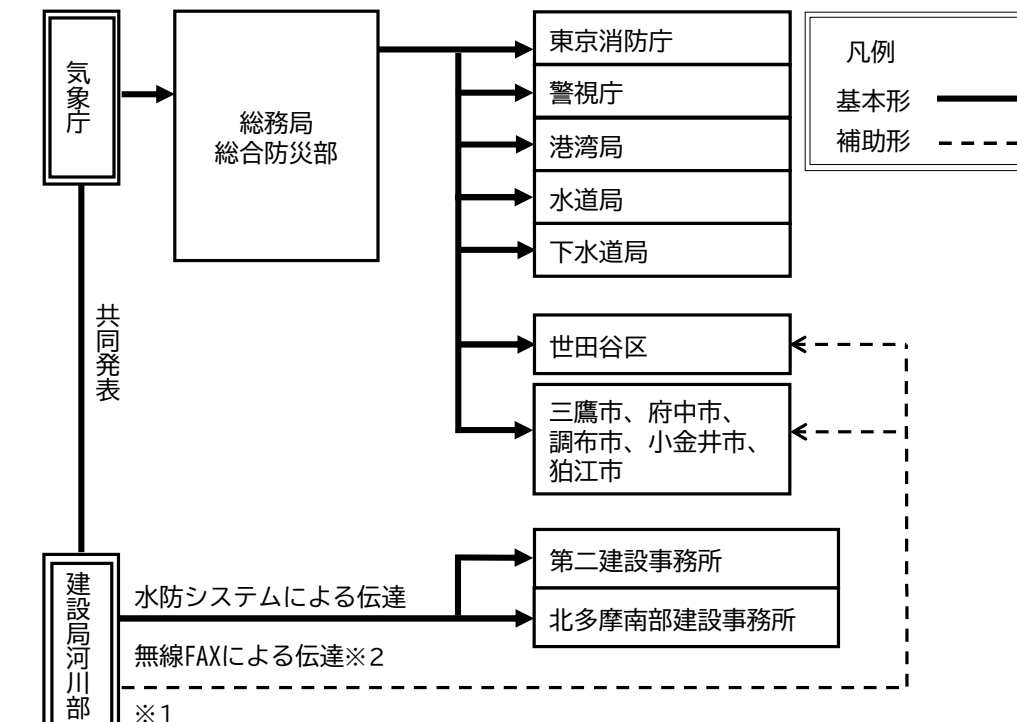
章	頁	修正前	頁	修正後																																						
		(例) 14時から16時に戸外で行動する場合 時 刻 前日 当日 朝 昼 14時 戸外 16時 チェックすべき気象情報 天気予報 天気予報 雷注意報 ^(※1) (随時発表) 天気予報 降水短時間予報 (6時間先までの雨を予想した分布図を30分毎に更新) 竜巻注意情報 (随時発表、向こう1時間限り) ナウキャスト (降水、雷、竜巻) (雨雲などの現在の様子や、1時間先までの予想した分布図を5～10分毎に更新) とるべき対応 明日の天気予報やその解説を確認し、積乱雲が発生しやすい気象状況かどうかを把握 キーワード 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」 朝と昼の天気予報を確認し、行動時の気象状況をイメージ 外出の前に、最新の気象情報を確認し、「雷注意報」の有無を調べる 戸外では空の様子に注意し、携帯端末で最新のナウキャストなどを随時確認 http://www.jma.go.jp/jp/highresorad/ http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html 高解像度降水ナウキャスト 雷ナウキャスト 竜巻発生確度ナウキャスト 空の様子に注意し、積乱雲が近づく兆しを感じたら、しばらく避難！ 自分の身は自分で守る！ (※1) 雷注意報では、「急な強い雨」「竜巻」への注意を呼びかける場合があります。																																								
2	704	6 特別警報が発表された時の情報の共有 <table><tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基 準</th></tr><tr><td>大雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td></tr><tr><td>暴風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr><tr><td>高潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr><tr><td>波浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr><tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr><tr><td>大雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr></table>	現象の種類	基 準		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	高潮	高潮になると予想される場合	波浪	高波になると予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		73	6 特別警報が発表された時の情報の共有 <table><tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基 準</th></tr><tr><td>大雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr><tr><td>暴風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr><tr><td>高潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr><tr><td>波浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr><tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr><tr><td>大雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr></table>	現象の種類	基 準		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	高潮	高潮になると予想される場合	波浪	高波になると予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
現象の種類	基 準																																									
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																									
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合																																								
高潮		高潮になると予想される場合																																								
波浪		高波になると予想される場合																																								
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																									
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																									
現象の種類	基 準																																									
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																																									
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合																																								
高潮		高潮になると予想される場合																																								
波浪		高波になると予想される場合																																								
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																									
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																									
2	706	第3節 被害状況等の報告体制 <table><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>○ 各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを取りまとめ都に通報する。</td></tr></table>	東京消防庁・消防署	○ 各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを取りまとめ都に通報する。	74 ～ 75	第3節 被害状況等の報告体制 <table><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>○ 各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを取りまとめ都に通報する。</td></tr></table>	東京消防庁・消防署	○ 各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを取りまとめ都に通報する。																																		
東京消防庁・消防署	○ 各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを取りまとめ都に通報する。																																									
東京消防庁・消防署	○ 各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを取りまとめ都に通報する。																																									

章	頁	修正前		頁	修正後													
			○ 警視庁・警察署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 ○ 主な収集事項は、災害発生状況及び消防活動の状況、要救護情報及び医療活動情報、その他災害活動上必要ある事項		○ 警視庁・警察署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 ○ 主な収集事項は、災害発生状況及び消防活動の状況、救急救助活動情報、その他災害活動上必要ある事項													
		関東地方整備局	○ 国道事務所及び出張所においては、パトロールカー等による巡視を行う。 ○ 道路情報モニター等からの情報収集にも努め、必要に応じ都、警視庁・警察署及び各関係防災機関に速やかに連絡する。		関東地方整備局 東京国道事務所	○ 国道事務所及び出張所においては、必要に応じてパトロールカー等による巡視を行う。												
2	708	第4節 災害時の広報及び広聴活動		77	第4節 災害時の広報及び広聴活動													
		1 広報活動			1 広報活動													
		<table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>災対財政・広報部 災対統括部 災対地域本部</td><td>(省略)</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	災対財政・広報部 災対統括部 災対地域本部	(省略)		<table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>区</td><td>◎災対財政・広報部 災対統括部 災対地域本部</td><td>(省略)</td></tr></table>		機関名		対策内容	区	◎ 災対財政・広報部 災対統括部 災対地域本部	(省略)
機関名		対策内容																
区	災対財政・広報部 災対統括部 災対地域本部	(省略)																
機関名		対策内容																
区	◎ 災対財政・広報部 災対統括部 災対地域本部	(省略)																
2	708 ～ 709	東京消防庁・消防署	(中略) ○ 広報手段は次のとおりである。 ア テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 イ 消防車両の巡回 ウ ホームページ エ 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供	77 ～ 78	東京消防庁・消防署	(中略) ○ 広報手段は次のとおりである。 ア テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 イ 消防車両の巡回 ウ デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS エ 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供												
2	710	都総務局	(中略) ○ 防災ツイッター、東京都防災アプリや Lアラートなどの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。 ○ 都域に隣接する他県市町村の防災ホームページとリンクを行い、水害情報の共有を推進していく。 ○ LINEや民間で配信している防災アプリと連携活用し、情報発信を行う。 ○ チャットボットを用いて都民からの問い合わせに対して、迅速に対応する。 ○ デジタルサイネージを活用した風水害時の情報を発信	79	都総務局	(中略) ○ 防災X (旧ツイッター)、東京都防災アプリや東京都等が保有するデジタルサイネージなどの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。 ○ 都域に隣接する他県市町村の防災ホームページとリンクを行い、水害情報の共有を推進していく。 ○ 民間で配信しているアプリと連携活用し、情報発信を行う。 ○ チャットボットを用いて都民からの問い合わせに対して、迅速に対応する。												
2	710	新設		79	都政策企画局	○ 報道機関に対する発表 ○ 要請文の作成												
2	710	都政策企画局 都生活文化局	○ 都本部から指示があったとき、又はその他の状況により、報道機関に対して発表を行う。 ○ 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施する。	79	都生活文化局	○ 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施する。												

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																
2	710 ～ 711	（１）区民等への情報提供体制の整備 震災編 第２部第６章第<u>3</u>節<u>2</u>「<u>2 報道機関との連携、区民等への情報提供</u>」及び震災編第２部第<u>6</u>章第<u>5</u>節第<u>1</u>「<u>2 区民等への情報提供体制の整備</u>」を準用する。 （２）避難<u>勧告</u>等の情報伝達 ○ 区及び都は、災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対しマスコミと連携した避難<u>勧告</u>等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。 ○ 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。 ① 実施機関 都、都内区市町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社 ② 伝達する情報 <u>ア 避難準備・高齢者等避難開始</u> <u>イ 避難勧告</u> <u>ウ 避難指示（緊急）</u> <u>エ 警戒区域の設定</u>	79	（１）区民等への情報提供体制の整備 震災編 第２部第６章第<u>3</u>節<u>第1</u>「<u>2 区民等への情報提供体制の整備</u>」を準用する。 （２）避難<u>指示</u>等の情報伝達 ○ 区及び都は、災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対しマスコミと連携した避難<u>指示</u>等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。 ○ 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。 ① 実施機関 都、都内区市町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社 ② 伝達する情報 <u>ア 高齢者等避難</u> <u>イ 避難指示</u> <u>ウ 緊急安全確保</u> <u>エ 警戒区域の設定</u>																																																																
3	712	<主な機関の応急活動> <table><tr><th rowspan="2">機 関 名</th><th colspan="5">発災 被害の発生</th></tr><tr><th>事前情報 収集期</th><th>情報監視期</th><th>情報連絡期</th><th>災害即応期</th><th>応急対応期</th></tr><tr><td rowspan="4">区</td><td>○気象情報、水位情報等の収集・伝達</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○警報等の受信、伝達</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○水防活動開始</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>○<u>事前避難(避難準備・高齢者等避難開始)</u></td><td>○<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u></td><td>○災害派遣要請 ○広域応援要請</td></tr></table>	機 関 名	発災 被害の発生					事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期	区	○気象情報、水位情報等の収集・伝達					○警報等の受信、伝達					○水防活動開始							○ <u>事前避難(避難準備・高齢者等避難開始)</u>	○ <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>	○災害派遣要請 ○広域応援要請	81	<主な機関の応急活動> <table><tr><th rowspan="2">機 関 名</th><th colspan="5">発災 被害の発生</th></tr><tr><th>事前情報 収集期</th><th>情報監視期</th><th>情報連絡期</th><th>災害即応期</th><th>応急対応期</th></tr><tr><td rowspan="4">区</td><td>○気象情報、水位情報等の収集・伝達</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○警報等の受信、伝達</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○水防活動開始</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>○<u>高齢者等避難</u></td><td>○<u>避難指示・緊急安全確保</u></td><td>○災害派遣要請 ○広域応援要請</td></tr></table>	機 関 名	発災 被害の発生					事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期	区	○気象情報、水位情報等の収集・伝達					○警報等の受信、伝達					○水防活動開始							○ <u>高齢者等避難</u>	○ <u>避難指示・緊急安全確保</u>	○災害派遣要請 ○広域応援要請
機 関 名	発災 被害の発生																																																																			
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期																																																															
区	○気象情報、水位情報等の収集・伝達																																																																			
	○警報等の受信、伝達																																																																			
	○水防活動開始																																																																			
			○ <u>事前避難(避難準備・高齢者等避難開始)</u>	○ <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>	○災害派遣要請 ○広域応援要請																																																															
機 関 名	発災 被害の発生																																																																			
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期																																																															
区	○気象情報、水位情報等の収集・伝達																																																																			
	○警報等の受信、伝達																																																																			
	○水防活動開始																																																																			
			○ <u>高齢者等避難</u>	○ <u>避難指示・緊急安全確保</u>	○災害派遣要請 ○広域応援要請																																																															
3	713	第１節 水防情報 1 気象情報 ○ <u>気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、気象庁からオンラインにより入手する。</u> （１）都災害情報システム（DIS） DIS を活用することで、「<u>建設局河川水位情報</u>」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、伝達情報の判断材料等に活用することができる。 （２）防災情報提供システム ○ 防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット（電子メール、Web）を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、区等の防災機関へ提供するシステムである。	82	第１節 水防情報 1 気象情報 （１）都災害情報システム（DIS） DIS を活用することで、「<u>東京都水防災総合情報システム</u>」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、伝達情報の判断材料等に活用することができる。 （２）防災情報提供システム ○ 防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット（電子メール、Web）を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、区等の防災機関へ提供するシステムである。 ○ 各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、大雨(土砂災害、浸水害)・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危																																																																

章	頁	修正前	頁	修正後																																	
		○ 各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、大雨(土砂災害、浸水害)・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。区が行う避難勧告等の判断の参考に利用する。 ○ 水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報である。		危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。区が行う避難指示等の判断の参考に利用する。																																	
3	715	2 洪水予報河川（国管理河川） ○ 洪水予報は、国又は都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合について、国土交通大臣または都道府県知事と、気象庁長官が共同で発表するものである。 ○ 区においては、多摩川が国管理河川の洪水予報の指定河川である。区は、情報を的確に把握して水防活動に努めることとする。 ○ 国土交通省と気象庁とが共同で行う洪水予報で区に関係するものは、次のとおりである。（水防法第10条第2項、第13条の2、気象業務法第14条の2第2項）	83	2 洪水予報河川（国管理河川） ○ 指定河川洪水予報は、国又は都道府県が管理する河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合について、国土交通大臣または都道府県知事と、気象庁長官が共同で発表するものである。 ○ 区においては、多摩川が国管理河川の洪水予報の指定河川である。区は、情報を的確に把握して水防活動に努めることとする。 ○ 国土交通省と気象庁とが共同で行う洪水予報で区に関係するものは、次のとおりである。（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）																																	
3	715	（1）洪水予報の種類と発表基準（多摩川） <table><tr><th>分類</th><th>種類</th><th>予報地点</th><th>発表基準</th></tr><tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td rowspan="4">調布橋 石原 田園調布（上） 観測所</td><td>洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき</td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報</td><td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>予報地点のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位に達し、さらに上昇が見込まれる場合</td></tr><tr><td>洪水情報</td><td>洪水情報</td><td></td><td>洪水注意報又は洪水警報の補足説明をするとき</td></tr></table>	分類	種類	予報地点	発表基準	洪水警報	氾濫発生情報	調布橋 石原 田園調布（上） 観測所	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき	氾濫危険情報	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき	氾濫警戒情報	予報区域のいずれかの基準地点の水位が概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	洪水注意報	氾濫注意情報	予報地点のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位に達し、さらに上昇が見込まれる場合	洪水情報	洪水情報		洪水注意報又は洪水警報の補足説明をするとき	83	（2）洪水予報の種類と発表基準（多摩川） <table><tr><th>種類</th><th>基準地点</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>氾濫発生情報</td><td rowspan="5">調布橋 石原 田園調布（上） 観測所</td><td>洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき</td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td>基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報</td><td>基準地点のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td></tr><tr><td>氾濫注意情報</td><td>基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき</td></tr><tr><td>氾濫注意情報解除</td><td>基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき</td></tr></table>	種類	基準 地点	発表基準	氾濫発生情報	調布橋 石原 田園調布（上） 観測所	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき	氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき	氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	氾濫注意情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき
分類	種類	予報地点	発表基準																																		
洪水警報	氾濫発生情報	調布橋 石原 田園調布（上） 観測所	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき																																		
	氾濫危険情報		予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき																																		
	氾濫警戒情報		予報区域のいずれかの基準地点の水位が概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合																																		
洪水注意報	氾濫注意情報		予報地点のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位に達し、さらに上昇が見込まれる場合																																		
洪水情報	洪水情報		洪水注意報又は洪水警報の補足説明をするとき																																		
種類	基準 地点	発表基準																																			
氾濫発生情報	調布橋 石原 田園調布（上） 観測所	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき																																			
氾濫危険情報		基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき																																			
氾濫警戒情報		基準地点のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき																																			
氾濫注意情報		基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき																																			
氾濫注意情報解除		基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき																																			
3	716	（3）洪水予報河川予報地点及び基準水位 ＜洪水予報の発表基準となる河川水位（国管理）＞ <table><tr><td>水防団待機水位（指定水位）</td><td>水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。</td></tr><tr><td>氾濫注意水位（警戒水位）</td><td>出水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。 多摩川では、水位が氾濫注意水位に到達し、さらに上昇する場合に多摩川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。</td></tr><tr><td>避難判断水位（特別警戒水位）</td><td>住民に対して、氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位。市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安。 指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合に多</td></tr></table>	水防団待機水位（指定水位）	水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。	氾濫注意水位（警戒水位）	出水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。 多摩川では、水位が氾濫注意水位に到達し、さらに上昇する場合に多摩川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。	避難判断水位（特別警戒水位）	住民に対して、氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位。 市町村長の 避難準備・高齢者等避難開始 の発表判断の目安。 指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合に多	83 ～ 84	（3）洪水予報河川予報地点及び基準水位 ＜洪水予報の発表基準となる河川水位（国管理）＞ <table><tr><td>水防団待機水位（指定水位）</td><td>各水防機関が水防体制に入る水位。</td></tr><tr><td>氾濫注意水位（警戒水位）</td><td>水害を未然に防ぐため各水防機関が出動する目安となる水位。 多摩川では、水位が氾濫注意水位に到達し、さらに上昇する場合に多摩川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。</td></tr><tr><td>避難判断水位（特別警戒水位）</td><td>区市町村長の高齢者等避難の発表判断の目安。</td></tr><tr><td>氾濫危険水位（危険水位）</td><td>洪水により相当数の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位。区市町村長の避難指示の発令判断の目安。</td></tr></table>	水防団待機水位（指定水位）	各水防機関が水防体制に入る水位。	氾濫注意水位（警戒水位）	水害を未然に防ぐため各水防機関が出動する目安となる水位。 多摩川では、水位が氾濫注意水位に到達し、さらに上昇する場合に多摩川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。	避難判断水位（特別警戒水位）	区 市町村長の 高齢者等避難 の発表判断の目安。	氾濫危険水位（危険水位）	洪水により相当数の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位。 区 市町村長の避難 指示 の発令判断の目安。																			
水防団待機水位（指定水位）	水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。																																				
氾濫注意水位（警戒水位）	出水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。 多摩川では、水位が氾濫注意水位に到達し、さらに上昇する場合に多摩川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。																																				
避難判断水位（特別警戒水位）	住民に対して、氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位。 市町村長の 避難準備・高齢者等避難開始 の発表判断の目安。 指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合に多																																				
水防団待機水位（指定水位）	各水防機関が水防体制に入る水位。																																				
氾濫注意水位（警戒水位）	水害を未然に防ぐため各水防機関が出動する目安となる水位。 多摩川では、水位が氾濫注意水位に到達し、さらに上昇する場合に多摩川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。																																				
避難判断水位（特別警戒水位）	区 市町村長の 高齢者等避難 の発表判断の目安。																																				
氾濫危険水位（危険水位）	洪水により相当数の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位。 区 市町村長の避難 指示 の発令判断の目安。																																				

章	頁	修正前		頁	修正後																							
			<table><tr><td></td><td>摩川氾濫警戒情報（洪水警報）を公表する。</td></tr><tr><td>氾濫危険水位 （危険水位）</td><td>洪水により相当数の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安。 多摩川では、水位が氾濫危険水位に到達した場合には、多摩川氾濫危険情報（洪水警報）を公表する。</td></tr></table>		摩川氾濫警戒情報（洪水警報）を公表する。	氾濫危険水位 （危険水位）	洪水により相当数の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の 避難勧告等 の発令判断の目安。 多摩川では、水位が氾濫危険水位に到達した場合には、多摩川氾濫危険情報（洪水警報）を公表する。																					
	摩川氾濫警戒情報（洪水警報）を公表する。																											
氾濫危険水位 （危険水位）	洪水により相当数の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の 避難勧告等 の発令判断の目安。 多摩川では、水位が氾濫危険水位に到達した場合には、多摩川氾濫危険情報（洪水警報）を公表する。																											
3	718	3 洪水予報河川（都管理河川） 都と気象庁 予報部 とが共同で行う洪水予報で区に関係するものは、次のとおりである。（水防法第 11 条、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項） （１）洪水予報を行う河川及びその範囲 <table><tr><th>河川名</th><th>区 間</th><th>基準地点</th></tr><tr><td rowspan="3">野川・仙川</td><td>左岸：小金井市貫井南町四丁目 25 番地先から多摩川への合流点まで</td><td>大沢池上</td></tr><tr><td>右岸：小金井市貫井南町四丁目 24 番地先から多摩川への合流点まで</td><td>鎌田橋野川</td></tr><tr><td>左岸：三鷹市新川六丁目 26 番地先から野川への合流点まで 右岸：三鷹市新川六丁目 28 番地先から野川への合流点まで</td><td>鎌田橋仙川</td></tr></table>		河川名	区 間	基準地点	野川・仙川	左岸：小金井市貫井南町四丁目 25 番地先から多摩川への合流点まで	大沢池上	右岸：小金井市貫井南町四丁目 24 番地先から多摩川への合流点まで	鎌田橋野川	左岸：三鷹市新川六丁目 26 番地先から野川への合流点まで 右岸：三鷹市新川六丁目 28 番地先から野川への合流点まで	鎌田橋仙川	85	3 洪水予報河川（都管理河川） 都と気象庁 大気海洋部 とが共同で行う洪水予報で区に関係するものは、次のとおりである。（水防法第 11 条、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項） （１）洪水予報を行う河川及びその範囲 <table><tr><th>河川名</th><th>区 間</th><th>基準地点</th></tr><tr><td rowspan="6">野川・仙川</td><td>左岸：小金井市貫井南町 4 丁目（鞍尾根橋）～三鷹市大沢 2 丁目（大沢池上）</td><td rowspan="2">大沢池上</td></tr><tr><td>右岸：小金井市貫井南町 4 丁目（鞍尾根橋）～三鷹市大沢 6 丁目（大沢池上）</td></tr><tr><td>左岸：三鷹市大沢 2 丁目（大沢池上）～世田谷区玉川 3 丁目（多摩川合流点）</td><td rowspan="2">鎌田橋野川</td></tr><tr><td>右岸：三鷹市大沢 6 丁目（大沢池上）～世田谷区玉川 3 丁目（多摩川合流点）</td></tr><tr><td>左岸：三鷹市新川 6 丁目（野川宿橋）～世田谷区鎌田 3 丁目（野川合流点）</td><td rowspan="2">鎌田橋仙川</td></tr><tr><td>右岸：三鷹市新川 6 丁目（野川宿橋）～世田谷区鎌田 4 丁目（野川合流点）</td></tr></table>	河川名	区 間	基準地点	野川・仙川	左岸：小金井市貫井南町 4 丁目（鞍尾根橋）～三鷹市大沢 2 丁目（大沢池上）	大沢池上	右岸：小金井市貫井南町 4 丁目（鞍尾根橋）～三鷹市大沢 6 丁目（大沢池上）	左岸：三鷹市大沢 2 丁目（大沢池上）～世田谷区玉川 3 丁目（多摩川合流点）	鎌田橋野川	右岸：三鷹市大沢 6 丁目（大沢池上）～世田谷区玉川 3 丁目（多摩川合流点）	左岸：三鷹市新川 6 丁目（野川宿橋）～世田谷区鎌田 3 丁目（野川合流点）	鎌田橋仙川	右岸：三鷹市新川 6 丁目（野川宿橋）～世田谷区鎌田 4 丁目（野川合流点）
河川名	区 間	基準地点																										
野川・仙川	左岸：小金井市貫井南町四丁目 25 番地先から多摩川への合流点まで	大沢池上																										
	右岸：小金井市貫井南町四丁目 24 番地先から多摩川への合流点まで	鎌田橋野川																										
	左岸：三鷹市新川六丁目 26 番地先から野川への合流点まで 右岸：三鷹市新川六丁目 28 番地先から野川への合流点まで	鎌田橋仙川																										
河川名	区 間	基準地点																										
野川・仙川	左岸：小金井市貫井南町 4 丁目（鞍尾根橋）～三鷹市大沢 2 丁目（大沢池上）	大沢池上																										
	右岸：小金井市貫井南町 4 丁目（鞍尾根橋）～三鷹市大沢 6 丁目（大沢池上）																											
	左岸：三鷹市大沢 2 丁目（大沢池上）～世田谷区玉川 3 丁目（多摩川合流点）	鎌田橋野川																										
	右岸：三鷹市大沢 6 丁目（大沢池上）～世田谷区玉川 3 丁目（多摩川合流点）																											
	左岸：三鷹市新川 6 丁目（野川宿橋）～世田谷区鎌田 3 丁目（野川合流点）	鎌田橋仙川																										
	右岸：三鷹市新川 6 丁目（野川宿橋）～世田谷区鎌田 4 丁目（野川合流点）																											

章	頁	修正前	修正後																									
3	718	（２）洪水予報伝達 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、世田谷区については、水防担当部署と避難勧告等発令部署が異なるため、それぞれに情報伝達される。 <野川・仙川洪水予報伝達系統図 （詳細は最新の都水防計画による）> ●野川・仙川洪水予報  ※避…避難勧告等発令担当部署／水…水防担当部署	85	（２）洪水予報伝達 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、世田谷区については、水防担当部署と避難指示等発令部署が異なるため、それぞれに情報伝達される。 <野川・仙川洪水予報伝達系統図>  ※1 情報伝達先の区市町村等に対してはhotmailを送信 ※2 区市町村の水防担当部署で無線 FAX がない場合、NTTFAX により伝達																								
3	718	4 水防警報 水防警報は、国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体（区）の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発令される。 区においては、多摩川（田園調布（上））が水防警報の対象である。区は、その情報の内容等を十分に理解し効果的な水防活動に努めるものとする。	86	4 水防警報 国土交通省及び都は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。 区においては、多摩川（田園調布（上））が国土交通省による水防警報の発表対象である。区は、その情報の内容等を十分に理解し効果的な水防活動に努めるものとする。																								
3	720	<河川、区間、基準地点、担当事務所> <table><tr><th>河川名</th><th colspan="2">水防警報区</th><th>基準地点</th><th>担当河川事務所</th></tr><tr><td rowspan="2">多摩川</td><td>左岸</td><td>自：青梅市大柳 1575 番地先 至：福生市福生大字熊川南 134 番地先</td><td rowspan="2">調布橋</td><td rowspan="2">京浜</td></tr><tr><td>右岸</td><td>自：青梅市畑中一丁目 18 番地先 至：あきる野市小川東一丁目 1 番地先</td></tr></table>	河川名	水防警報区		基準地点	担当河川事務所	多摩川	左岸	自：青梅市大柳 1575 番地先 至：福生市福生大字熊川南 134 番地先	調布橋	京浜	右岸	自：青梅市畑中一丁目 18 番地先 至：あきる野市小川東一丁目 1 番地先	87	<河川、区間、基準地点、担当事務所> <table><tr><th>河川名</th><th colspan="2">水防警報区</th><th>基準地点</th><th>担当河川事務所</th></tr><tr><td rowspan="2">多摩川</td><td>左岸</td><td>自：青梅市大柳 1575 番地先 至：福生市福生大字熊川南 134 番地先</td><td rowspan="2">調布橋</td><td rowspan="2">京浜</td></tr><tr><td>右岸</td><td>自：青梅市畑中一丁目 18 番地先 至：あきる野市小川東一丁目 1 番地先</td></tr></table>	河川名	水防警報区		基準地点	担当河川事務所	多摩川	左岸	自：青梅市大柳 1575 番地先 至：福生市福生大字熊川南 134 番地先	調布橋	京浜	右岸	自：青梅市畑中一丁目 18 番地先 至：あきる野市小川東一丁目 1 番地先
河川名	水防警報区		基準地点	担当河川事務所																								
多摩川	左岸	自：青梅市大柳 1575 番地先 至：福生市福生大字熊川南 134 番地先	調布橋	京浜																								
	右岸	自：青梅市畑中一丁目 18 番地先 至：あきる野市小川東一丁目 1 番地先																										
河川名	水防警報区		基準地点	担当河川事務所																								
多摩川	左岸	自：青梅市大柳 1575 番地先 至：福生市福生大字熊川南 134 番地先	調布橋	京浜																								
	右岸	自：青梅市畑中一丁目 18 番地先 至：あきる野市小川東一丁目 1 番地先																										

章	頁	修正前	修正後																																																																
		<table><tr><td>左岸</td><td>自：昭島市拝島町三丁目 1549 番地先 至：国立市泉二丁目 6 番地先</td><td>日野橋</td><td></td></tr><tr><td>右岸</td><td>自：八王子市高月町 2402 番地先 至：日野市落川 1397 番地先</td><td></td><td></td></tr><tr><td>左岸</td><td>自：府中市四谷六丁目 58 番地先 至：狛江市駒井町三丁目 434 番地先</td><td>石原</td><td></td></tr><tr><td>右岸</td><td>自：多摩市一ノ宮一丁目 45 番地先 至：神奈川県川崎市多摩区宿河原七丁目 2246 番地先</td><td></td><td></td></tr><tr><td>左岸</td><td>自：世田谷区喜多見町二丁目 4540 番地先 至：大田区東六郷四丁目 34 番地先</td><td>田園調布 (上)</td><td></td></tr><tr><td>右岸</td><td>自：神奈川県川崎市多摩区堰一丁目 429 番地先 至：神奈川県川崎市川崎区本町二丁目 13 番地先</td><td></td><td></td></tr><tr><td>左岸</td><td>自：大田区東六郷三丁目 25 番地先 至：海</td><td>多摩川河口</td><td></td></tr><tr><td>右岸</td><td>自：神奈川県川崎市川崎区旭町一丁目 3 番地先 至：海</td><td></td><td></td></tr></table>	左岸	自：昭島市拝島町三丁目 1549 番地先 至：国立市泉二丁目 6 番地先	日野橋		右岸	自：八王子市高月町 2402 番地先 至：日野市落川 1397 番地先			左岸	自：府中市四谷六丁目 58 番地先 至：狛江市駒井町三丁目 434 番地先	石原		右岸	自：多摩市一ノ宮一丁目 45 番地先 至：神奈川県川崎市多摩区宿河原七丁目 2246 番地先			左岸	自：世田谷区喜多見町二丁目 4540 番地先 至：大田区東六郷四丁目 34 番地先	田園調布 (上)		右岸	自：神奈川県川崎市多摩区堰一丁目 429 番地先 至：神奈川県川崎市川崎区本町二丁目 13 番地先			左岸	自：大田区東六郷三丁目 25 番地先 至：海	多摩川河口		右岸	自：神奈川県川崎市川崎区旭町一丁目 3 番地先 至：海			<table><tr><td>左岸</td><td>自：昭島市拝島町三丁目 1549 番地先 至：国立市泉二丁目 6 番地先</td><td>日野橋</td><td></td></tr><tr><td>右岸</td><td>自：八王子市高月町 2402 番地先 至：日野市落川 1397 番地先</td><td></td><td></td></tr><tr><td>左岸</td><td>自：府中市四谷六丁目 58 番地先 至：狛江市駒井町三丁目 434 番地先</td><td>石原</td><td></td></tr><tr><td>右岸</td><td>自：多摩市一ノ宮一丁目 45 番地先 至：神奈川県川崎市多摩区宿河原七丁目 2246 番地先</td><td></td><td></td></tr><tr><td>左岸</td><td>自：世田谷区喜多見町二丁目 4540 番地先 至：大田区仲六郷四丁目 30 番地先</td><td>田園調布 (上)</td><td></td></tr><tr><td>右岸</td><td>自：神奈川県川崎市多摩区堰一丁目 429 番地先 至：神奈川県川崎市川崎区本町二丁目 13 番地先</td><td></td><td></td></tr><tr><td>左岸</td><td>自：大田区東六郷三丁目 25 番地先 至：海</td><td>多摩川河口</td><td></td></tr><tr><td>右岸</td><td>自：神奈川県川崎市川崎区旭町一丁目 3 番地先 至：海</td><td></td><td></td></tr></table>	左岸	自：昭島市拝島町三丁目 1549 番地先 至：国立市泉二丁目 6 番地先	日野橋		右岸	自：八王子市高月町 2402 番地先 至：日野市落川 1397 番地先			左岸	自：府中市四谷六丁目 58 番地先 至：狛江市駒井町三丁目 434 番地先	石原		右岸	自：多摩市一ノ宮一丁目 45 番地先 至：神奈川県川崎市多摩区宿河原七丁目 2246 番地先			左岸	自：世田谷区喜多見町二丁目 4540 番地先 至：大田区仲六郷四丁目 30 番地先	田園調布 (上)		右岸	自：神奈川県川崎市多摩区堰一丁目 429 番地先 至：神奈川県川崎市川崎区本町二丁目 13 番地先			左岸	自：大田区東六郷三丁目 25 番地先 至：海	多摩川河口		右岸	自：神奈川県川崎市川崎区旭町一丁目 3 番地先 至：海		
左岸	自：昭島市拝島町三丁目 1549 番地先 至：国立市泉二丁目 6 番地先	日野橋																																																																	
右岸	自：八王子市高月町 2402 番地先 至：日野市落川 1397 番地先																																																																		
左岸	自：府中市四谷六丁目 58 番地先 至：狛江市駒井町三丁目 434 番地先	石原																																																																	
右岸	自：多摩市一ノ宮一丁目 45 番地先 至：神奈川県川崎市多摩区宿河原七丁目 2246 番地先																																																																		
左岸	自：世田谷区喜多見町二丁目 4540 番地先 至：大田区東六郷四丁目 34 番地先	田園調布 (上)																																																																	
右岸	自：神奈川県川崎市多摩区堰一丁目 429 番地先 至：神奈川県川崎市川崎区本町二丁目 13 番地先																																																																		
左岸	自：大田区東六郷三丁目 25 番地先 至：海	多摩川河口																																																																	
右岸	自：神奈川県川崎市川崎区旭町一丁目 3 番地先 至：海																																																																		
左岸	自：昭島市拝島町三丁目 1549 番地先 至：国立市泉二丁目 6 番地先	日野橋																																																																	
右岸	自：八王子市高月町 2402 番地先 至：日野市落川 1397 番地先																																																																		
左岸	自：府中市四谷六丁目 58 番地先 至：狛江市駒井町三丁目 434 番地先	石原																																																																	
右岸	自：多摩市一ノ宮一丁目 45 番地先 至：神奈川県川崎市多摩区宿河原七丁目 2246 番地先																																																																		
左岸	自：世田谷区喜多見町二丁目 4540 番地先 至：大田区仲六郷四丁目 30 番地先	田園調布 (上)																																																																	
右岸	自：神奈川県川崎市多摩区堰一丁目 429 番地先 至：神奈川県川崎市川崎区本町二丁目 13 番地先																																																																		
左岸	自：大田区東六郷三丁目 25 番地先 至：海	多摩川河口																																																																	
右岸	自：神奈川県川崎市川崎区旭町一丁目 3 番地先 至：海																																																																		
3	721	(2) 水防警報の伝達系統 水防警報の伝達は、次のとおり行う。 ＜水防警報伝達系統図（世田谷区に関わる部分の抜粋）＞ ●多摩川水防警報（田園調布上） 凡例 基本形 — 補助形 - - -	88 (2) 水防警報の伝達系統 水防警報の伝達は、次のとおり行う。 ＜水防警報伝達系統図（世田谷区に関わる部分の抜粋）＞ 凡例 基本形 — 補助形 - - -																																																																
3	—	新設	88 ～ 89 5 水位周知河川（都管理河川） ○ <u>都は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定し（水位周知河川）、氾濫危険水位に達した場合は直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。</u> ○ <u>区に關係する水位周知河川は次のとおりである。</u>																																																																

章	頁	修正前	頁	修正後																																												
				(1) 水位周知河川及びその範囲 <table><tr><th>河川名</th><th>区 間</th><th>基準地点</th></tr><tr><td>谷沢川</td><td>左岸：世田谷区用賀 2 丁目（上流端） ～世田谷区玉堤 2 丁目（多摩川合流点） 右岸：世田谷区玉川台 1 丁目（上流端） ～世田谷区野毛 1 丁目（多摩川合流点）</td><td>丸山橋 矢川橋</td></tr><tr><td>丸子川</td><td>左岸：世田谷区岡本 3 丁目（上流端） ～大田区田園調布 1 丁目（多摩川合流点） 右岸：世田谷区岡本 3 丁目（上流端） ～大田区田園調布 1 丁目（多摩川合流点）</td><td>滝ノ橋</td></tr><tr><td>呑川</td><td>左岸：目黒区大岡山 2 丁目（九品仏川合流点） ～大田区大森南 5 丁目（河口） 右岸：目黒区緑が丘 3 丁目（九品仏川合流点） ～大田区東糀谷 6 丁目（河口）</td><td>池上</td></tr></table> (2) 水位周知の種類と発表基準 <table><tr><th>種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>氾濫発生情報</td><td>基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは水位周知区間において氾濫を確認したとき</td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td>基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき</td></tr><tr><td>氾濫注意情報解除</td><td>全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td></tr></table> (3) 発表基準水位 <table><tr><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>所在地</th><th>氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）</th><th>氾濫発生水位</th></tr><tr><td rowspan="2">谷沢川</td><td>丸山橋</td><td>世田谷区中町</td><td>31.06m</td><td>31.46m</td></tr><tr><td>矢川橋</td><td>世田谷区野毛</td><td>12.76m</td><td>13.36m</td></tr><tr><td>丸子川</td><td>滝ノ橋</td><td>世田谷区野毛</td><td>10.63m</td><td>10.93m</td></tr><tr><td>呑川</td><td>池上</td><td>大田区池上</td><td>5.82m</td><td>7.22m</td></tr></table> (4) 伝達系統	河川名	区 間	基準地点	谷沢川	左岸：世田谷区用賀 2 丁目（上流端） ～世田谷区玉堤 2 丁目（多摩川合流点） 右岸：世田谷区玉川台 1 丁目（上流端） ～世田谷区野毛 1 丁目（多摩川合流点）	丸山橋 矢川橋	丸子川	左岸：世田谷区岡本 3 丁目（上流端） ～大田区田園調布 1 丁目（多摩川合流点） 右岸：世田谷区岡本 3 丁目（上流端） ～大田区田園調布 1 丁目（多摩川合流点）	滝ノ橋	呑川	左岸：目黒区大岡山 2 丁目（九品仏川合流点） ～大田区大森南 5 丁目（河口） 右岸：目黒区緑が丘 3 丁目（九品仏川合流点） ～大田区東糀谷 6 丁目（河口）	池上	種類	発表基準	氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは水位周知区間において氾濫を確認したとき	氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき	氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	河川名	基準地点	所在地	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	氾濫発生水位	谷沢川	丸山橋	世田谷区中町	31.06m	31.46m	矢川橋	世田谷区野毛	12.76m	13.36m	丸子川	滝ノ橋	世田谷区野毛	10.63m	10.93m	呑川	池上	大田区池上	5.82m	7.22m
河川名	区 間	基準地点																																														
谷沢川	左岸：世田谷区用賀 2 丁目（上流端） ～世田谷区玉堤 2 丁目（多摩川合流点） 右岸：世田谷区玉川台 1 丁目（上流端） ～世田谷区野毛 1 丁目（多摩川合流点）	丸山橋 矢川橋																																														
丸子川	左岸：世田谷区岡本 3 丁目（上流端） ～大田区田園調布 1 丁目（多摩川合流点） 右岸：世田谷区岡本 3 丁目（上流端） ～大田区田園調布 1 丁目（多摩川合流点）	滝ノ橋																																														
呑川	左岸：目黒区大岡山 2 丁目（九品仏川合流点） ～大田区大森南 5 丁目（河口） 右岸：目黒区緑が丘 3 丁目（九品仏川合流点） ～大田区東糀谷 6 丁目（河口）	池上																																														
種類	発表基準																																															
氾濫発生情報	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは水位周知区間において氾濫を確認したとき																																															
氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき																																															
氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																																															
河川名	基準地点	所在地	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	氾濫発生水位																																												
谷沢川	丸山橋	世田谷区中町	31.06m	31.46m																																												
	矢川橋	世田谷区野毛	12.76m	13.36m																																												
丸子川	滝ノ橋	世田谷区野毛	10.63m	10.93m																																												
呑川	池上	大田区池上	5.82m	7.22m																																												

章	頁	修正前	頁	修正後																																																																																																																											
				都建設局河川部 建設局総務部 報道機関 総務局総合防災部 気象庁 東京消防庁 警視庁 水道局 下水道局 世田谷区 第二建設事務所 NTTFAX による伝達 無線 FAX による伝達 無線 FAX による伝達 水防システムによる伝達 凡例 基本系 補助系																																																																																																																											
3	722	5 水防上注意を要する箇所 <水防上注意を要する箇所> <table><tr><td>水系</td><td>河川名</td><td>左右岸</td><td>位置（目標）</td><td>洪水（m）</td><td>所管事務所</td></tr><tr><td rowspan="2">多摩川</td><td>谷沢川</td><td>右</td><td>野毛一丁目（矢川橋上流）</td><td>80</td><td>二建</td></tr><tr><td>仙川</td><td>右</td><td>鎌田四丁目（鎌田橋上流）</td><td>200</td><td>二建</td></tr></table> <工事施工箇所> <table><tr><td>水系</td><td>河川名</td><td>左右岸</td><td>位置（目標）</td><td>洪水（m）</td><td>所管事務所</td></tr><tr><td rowspan="3">多摩川</td><td>野川</td><td>左</td><td>鎌田三丁目～鎌田四丁目（鎌田橋）</td><td>100</td><td>二建</td></tr><tr><td>仙川</td><td>左</td><td>鎌田三丁目（鎌田橋）</td><td>20</td><td>二建</td></tr><tr><td>仙川</td><td>右</td><td>鎌田四丁目（鎌田橋）</td><td>20</td><td>二建</td></tr></table>	水系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水（m）	所管事務所	多摩川	谷沢川	右	野毛一丁目（矢川橋上流）	80	二建	仙川	右	鎌田四丁目（鎌田橋上流）	200	二建	水系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水（m）	所管事務所	多摩川	野川	左	鎌田三丁目～鎌田四丁目（鎌田橋）	100	二建	仙川	左	鎌田三丁目（鎌田橋）	20	二建	仙川	右	鎌田四丁目（鎌田橋）	20	二建	90	6 水防上注意を要する箇所 <水防上注意を要する箇所> <table><tr><td>水系</td><td>河川名</td><td>左右岸</td><td>位置（目標）</td><td>洪水（m）</td><td>所管事務所</td></tr><tr><td rowspan="4">多摩川</td><td>谷沢川</td><td>左</td><td>玉堤二丁目（玉川排水樋管上流）</td><td>150</td><td>二建</td></tr><tr><td>谷沢川</td><td>右</td><td>野毛一丁目（玉川排水樋管上流）</td><td>150</td><td>二建</td></tr><tr><td>谷沢川</td><td>右</td><td>野毛一丁目（矢川橋上流）</td><td>80</td><td>二建</td></tr><tr><td>仙川</td><td>右</td><td>鎌田四丁目（鎌田橋上流）</td><td>200</td><td>二建</td></tr></table> <工事施工箇所> <table><tr><td>水系</td><td>河川名</td><td>左右岸</td><td>位置（目標）</td><td>洪水（m）</td><td>所管事務所</td></tr><tr><td rowspan="10">多摩川</td><td>谷沢川</td><td>左</td><td>玉堤二丁目</td><td>110</td><td>二建</td></tr><tr><td>谷沢川</td><td>右</td><td>野毛一丁目</td><td>110</td><td>二建</td></tr><tr><td>谷沢川</td><td>左</td><td>玉川台一丁目</td><td>20</td><td>二建</td></tr><tr><td>谷沢川</td><td>右</td><td>玉川台一丁目</td><td>20</td><td>二建</td></tr><tr><td>野川</td><td>左</td><td>鎌田三丁目～鎌田四丁目（鎌田橋）</td><td>100</td><td>二建</td></tr><tr><td>野川</td><td>左</td><td>玉川三丁目～鎌田一丁目</td><td>75</td><td>二建</td></tr><tr><td>野川</td><td>右</td><td>鎌田一丁目</td><td>240</td><td>二建</td></tr><tr><td>野川</td><td>右</td><td>鎌田二丁目</td><td>240</td><td>二建</td></tr><tr><td>仙川</td><td>左</td><td>鎌田三丁目（鎌田橋）</td><td>20</td><td>二建</td></tr><tr><td>仙川</td><td>右</td><td>鎌田四丁目（鎌田橋）</td><td>20</td><td>二建</td></tr></table>	水系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水（m）	所管事務所	多摩川	谷沢川	左	玉堤二丁目（玉川排水樋管上流）	150	二建	谷沢川	右	野毛一丁目（玉川排水樋管上流）	150	二建	谷沢川	右	野毛一丁目（矢川橋上流）	80	二建	仙川	右	鎌田四丁目（鎌田橋上流）	200	二建	水系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水（m）	所管事務所	多摩川	谷沢川	左	玉堤二丁目	110	二建	谷沢川	右	野毛一丁目	110	二建	谷沢川	左	玉川台一丁目	20	二建	谷沢川	右	玉川台一丁目	20	二建	野川	左	鎌田三丁目～鎌田四丁目（鎌田橋）	100	二建	野川	左	玉川三丁目～鎌田一丁目	75	二建	野川	右	鎌田一丁目	240	二建	野川	右	鎌田二丁目	240	二建	仙川	左	鎌田三丁目（鎌田橋）	20	二建	仙川	右	鎌田四丁目（鎌田橋）	20	二建
水系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水（m）	所管事務所																																																																																																																										
多摩川	谷沢川	右	野毛一丁目（矢川橋上流）	80	二建																																																																																																																										
	仙川	右	鎌田四丁目（鎌田橋上流）	200	二建																																																																																																																										
水系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水（m）	所管事務所																																																																																																																										
多摩川	野川	左	鎌田三丁目～鎌田四丁目（鎌田橋）	100	二建																																																																																																																										
	仙川	左	鎌田三丁目（鎌田橋）	20	二建																																																																																																																										
	仙川	右	鎌田四丁目（鎌田橋）	20	二建																																																																																																																										
水系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水（m）	所管事務所																																																																																																																										
多摩川	谷沢川	左	玉堤二丁目（玉川排水樋管上流）	150	二建																																																																																																																										
	谷沢川	右	野毛一丁目（玉川排水樋管上流）	150	二建																																																																																																																										
	谷沢川	右	野毛一丁目（矢川橋上流）	80	二建																																																																																																																										
	仙川	右	鎌田四丁目（鎌田橋上流）	200	二建																																																																																																																										
水系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水（m）	所管事務所																																																																																																																										
多摩川	谷沢川	左	玉堤二丁目	110	二建																																																																																																																										
	谷沢川	右	野毛一丁目	110	二建																																																																																																																										
	谷沢川	左	玉川台一丁目	20	二建																																																																																																																										
	谷沢川	右	玉川台一丁目	20	二建																																																																																																																										
	野川	左	鎌田三丁目～鎌田四丁目（鎌田橋）	100	二建																																																																																																																										
	野川	左	玉川三丁目～鎌田一丁目	75	二建																																																																																																																										
	野川	右	鎌田一丁目	240	二建																																																																																																																										
	野川	右	鎌田二丁目	240	二建																																																																																																																										
	仙川	左	鎌田三丁目（鎌田橋）	20	二建																																																																																																																										
	仙川	右	鎌田四丁目（鎌田橋）	20	二建																																																																																																																										
3	723	6 土砂災害警戒情報 ○ 土砂災害警戒情報の伝達は、次のとおり行う。	91	7 土砂災害警戒情報 <土砂災害警戒情報伝達系統図>																																																																																																																											

章	頁	修正前	修正後
		<土砂災害警戒情報伝達系統図> 凡例 基本形 ——— 補助形 - - - - ・基本系：第2部第1章第5節の定めによる大雨警報の伝達系統 ・補助系：基本系が途絶したときの予備系統	凡例 基本形 ——— 補助形 - - - -
3	724	第2節 水防機関の活動 1 区の活動 (2) 水防態勢等 気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。 ・ 気象状況並びに水位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。 ・ 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。 ・ 水防作業に必要な資器材の調達を行う。 ・ 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに建設局（水防本部）に報告する。	第2節 水防機関の活動 1 区の活動 (2) 水防態勢等 気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、「第2節 世田谷区水防本部の組織・運営 1 水防機関の活動計画」に示す配備体制により水防活動を行う。

章	頁	修正前	頁	修正後
		* 都災害対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間それに統合される。 * 都応急対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間その構成局の一つとなる。 * 都災害即応対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、緊密な連携のもと水防活動を行う。		
3	730	5 費用及び公用負担 (2) 公用負担権限証明 公用負担の権限を行使する場合、水防管理者（区長）又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。 *水防計画 除雪作業計画 (3) 公用負担命令票 公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情により、その暇のないときは、事後に	95 ～ 96	5 費用及び公用負担 (2) 公用負担権限証明 公用負担の権限を行使する場合、水防管理者（区長）又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。 *水防計画 (3) 公用負担命令票 公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情により、その暇のないときは、事後に

章	頁	修正前	頁	修正後
		において直ちに処理するものとする。 *水防計画 除雪作業計画 (4) 損失補償 公用負担権限行使によって損失を受けた者に対して、水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。(「水防法第28条第2項」)		において直ちに処理する。 *水防計画 (4) 損失補償 公用負担権限行使によって損失を受けた者に対して、水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。(「水防法第28条第2項」) *水防計画
4	731	第4章 警備・交通規制 ○ 関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な防災活動の推進に努めるとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備態勢を確立して災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。 ○ 災害が発生した場合には全力をつくして人命の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって区民の生命身体、財産の保護並びに災害地における秩序の維持にあたる。	97	第4章 警備・交通規制 削除
4	731	第1節 警備活動 【実施主体】警視庁・警察署 1 警備態勢 関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。 風水害警備に際しては、段階に応じて発令される警備態勢をとるものとする。ただし、発令がない場合であっても管内の情勢等により必要と認めるときは、各段階の態勢をとることができる。 2 警備活動 災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。 (1) 風水害発生時における警察活動 ① 河川及びその他危険箇所の警戒 ② 災害地における災害関係の情報収集 ③ 警戒区域の設定 ④ 被災者の救出救護 ⑤ 避難者の誘導 ⑥ 危険物の保安 ⑦ 交通秩序の確保 ⑧ 犯罪の予防及び取締り ⑨ 行方不明者の調査 ⑩ 遺体の調査等（検視）	97	第1節 警備活動 【実施主体】警視庁・警察署 1 警備態勢 関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。 風水害警備に際しては、段階に応じて発令される警備態勢をとるものとする。ただし、発令がない場合であっても管内の情勢等により必要と認めるときは、各段階の態勢をとることができる。 2 警備活動 災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。 (1) 風水害発生時における警察活動 ① 河川及びその他危険箇所の警戒 ② 災害地における災害関係の情報収集 ③ 警戒区域の設定 ④ 被災者の救出救護 ⑤ 避難者の誘導 ⑥ 危険物の保安 ⑦ 交通秩序の確保 ⑧ 犯罪の予防及び取締り ⑨ 行方不明者の調査 ⑩ 遺体の調査等（検視）
4	733	第2節 交通規制 3 車両検問 ○ 緊急通行車両の確認については、震災編 第2部第4章第5節第2「1 道路・橋りょう」による。	98	第2節 交通規制 3 車両検問 ○ 災害対策基本法に基づく緊急通行車両の確認については、震災編 第2部第4章第3節第2「1 道路・橋梁」による。

章	頁	修正前	頁	修正後																																						
5	734	第5章 医療救護等対策 ○ 初動医療体制、情報連絡・傷病者の搬送、防疫及び保健衛生等の体制を整備し、災害時に迅速な医療救護等を行う。	99	第5章 医療救護等対策 削除																																						
5	735	<主な機関の応急活動> <table><tr><th rowspan="2">機 関 名</th><th colspan="5">発災 被害の発生</th></tr><tr><th>事前情報 収集期</th><th>情報監視期</th><th>情報連絡期</th><th>災害即応期</th><th>応急対応期</th></tr><tr><td rowspan="2">都福祉保健局</td><td rowspan="2">○情報収集</td><td rowspan="3"></td><td>○情報連絡体制の確認 ○東京 DMAT・東京 DPAT・DHEAT の派遣準備</td><td>○災害拠点病院等の被災状況の把握 ○東京消防庁と連携した東京 DMAT 等の活動 ○東京 DPAT の活動</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>○都医療救護班の派遣準備</td><td>○医療機関及び区市町村からの応援要請への対応 ○都医療救護班の派遣 ○都薬剤師班等の派遣 ○備蓄医薬品等を医療機関へ供給 ○関係業界団体等へ医薬品等の供給要請</td></tr></table>	機 関 名	発災 被害の発生					事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期	都福祉保健局	○情報収集		○情報連絡体制の確認 ○東京 DMAT・東京 DPAT・DHEAT の派遣準備	○災害拠点病院等の被災状況の把握 ○東京消防庁と連携した東京 DMAT 等の活動 ○東京 DPAT の活動		○都医療救護班の派遣準備	○医療機関及び区市町村からの応援要請への対応 ○都医療救護班の派遣 ○都薬剤師班等の派遣 ○備蓄医薬品等を医療機関へ供給 ○関係業界団体等へ医薬品等の供給要請	100	<主な機関の応急活動> <table><tr><th rowspan="2">機 関 名</th><th colspan="5">発災 被害の発生</th></tr><tr><th>事前情報 収集期</th><th>情報監視期</th><th>情報連絡期</th><th>災害即応期</th><th>応急対応期</th></tr><tr><td rowspan="2">都保健医療局</td><td rowspan="2">○情報収集</td><td rowspan="2"></td><td>○情報連絡体制の確認 ○東京 DMAT・東京 DPAT・DHEAT の派遣準備 ○都医療救護班の派遣準備</td><td>○災害拠点病院等の被災状況の把握 ○東京消防庁と連携した東京 DMAT 等の活動 ○東京 DPAT の活動 ○医療機関及び区市町村からの応援要請への対応 ○都医療救護班の派遣</td><td rowspan="2">○都薬剤師班等の派遣 ○備蓄医薬品等を医療機関へ供給 ○関係業界団体等へ医薬品等の供給要請</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	機 関 名	発災 被害の発生					事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期	都保健医療局	○情報収集		○情報連絡体制の確認 ○東京 DMAT・東京 DPAT・DHEAT の派遣準備 ○都医療救護班の派遣準備	○災害拠点病院等の被災状況の把握 ○東京消防庁と連携した東京 DMAT 等の活動 ○東京 DPAT の活動 ○医療機関及び区市町村からの応援要請への対応 ○都医療救護班の派遣	○都薬剤師班等の派遣 ○備蓄医薬品等を医療機関へ供給 ○関係業界団体等へ医薬品等の供給要請		
機 関 名	発災 被害の発生																																									
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期																																					
都福祉保健局	○情報収集		○情報連絡体制の確認 ○東京 DMAT・東京 DPAT・DHEAT の派遣準備	○災害拠点病院等の被災状況の把握 ○東京消防庁と連携した東京 DMAT 等の活動 ○東京 DPAT の活動																																						
			○都医療救護班の派遣準備	○医療機関及び区市町村からの応援要請への対応 ○都医療救護班の派遣 ○都薬剤師班等の派遣 ○備蓄医薬品等を医療機関へ供給 ○関係業界団体等へ医薬品等の供給要請																																						
機 関 名	発災 被害の発生																																									
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期																																					
都保健医療局	○情報収集		○情報連絡体制の確認 ○東京 DMAT・東京 DPAT・DHEAT の派遣準備 ○都医療救護班の派遣準備	○災害拠点病院等の被災状況の把握 ○東京消防庁と連携した東京 DMAT 等の活動 ○東京 DPAT の活動 ○医療機関及び区市町村からの応援要請への対応 ○都医療救護班の派遣	○都薬剤師班等の派遣 ○備蓄医薬品等を医療機関へ供給 ○関係業界団体等へ医薬品等の供給要請																																					
6	738	第6章 避難者対策 ○ 風水害時に、被災者の生命、身体的安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講じる。 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）の発令時に区は、速やかに避難所	102	第6章 避難者対策 削除																																						

章	頁	修正前	頁	修正後																																															
		を設置し、避難者を受け入れる。																																																	
6	738	<主な機関の応急活動> <table><tr><th rowspan="2">機関名</th><th colspan="5">発災 被害の発生</th></tr><tr><th>事前情報 収集期</th><th>情報監視期</th><th>情報連絡期</th><th>災害即応期</th><th>応急対応期</th></tr><tr><td rowspan="2">気象庁</td><td>○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン（随時）</td><td></td><td></td><td>○記録的短時間大雨情報の発表</td><td></td></tr><tr><td>○注意報発表（大雨、洪水など） ○警報発表（大雨、洪水など） ○土砂災害警戒情報発表（都と共同発表）</td><td>○特別警報発表（大雨など） ○指定河川洪水予報</td><td></td><td></td><td>○警報、注意報の解除</td></tr></table>	機関名	発災 被害の発生					事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期	気象庁	○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン（随時）			○記録的短時間大雨情報の発表		○注意報発表（大雨、洪水など） ○警報発表（大雨、洪水など） ○土砂災害警戒情報発表（都と共同発表）	○特別警報発表（大雨など） ○指定河川洪水予報			○警報、注意報の解除	102	<主な機関の応急活動> <table><tr><th rowspan="2">機関名</th><th colspan="5">発災 被害の発生</th></tr><tr><th>事前情報 収集期</th><th>情報監視期</th><th colspan="2">情報連絡期</th><th>災害即応期</th><th>応急対応期</th></tr><tr><td rowspan="2">気象庁</td><td>警戒レベル1</td><td>警戒レベル2（相当）</td><td>警戒レベル3（相当）</td><td>警戒レベル4（相当）</td><td>警戒レベル5（相当）</td><td></td></tr><tr><td>○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン（随時） ○防災情報提供システムによる情報提供 ○気象情報連絡会実施 ○早期注意情報発表（警報級の可能性）</td><td>○大雨、洪水注意報発表 ○氾濫注意情報発表</td><td>○大雨※、洪水警報発表 ※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い 注意報は警戒レベル3に相当 ○氾濫警戒情報発表</td><td>○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表） ○氾濫危険情報発表</td><td>○大雨特別警報発表 ○氾濫発生情報発表</td><td></td></tr></table>	機関名	発災 被害の発生					事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期	気象庁	警戒レベル1	警戒レベル2（相当）	警戒レベル3（相当）	警戒レベル4（相当）	警戒レベル5（相当）		○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン（随時） ○防災情報提供システムによる情報提供 ○気象情報連絡会実施 ○早期注意情報発表（警報級の可能性）	○大雨、洪水注意報発表 ○氾濫注意情報発表	○大雨※、洪水警報発表 ※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い 注意報は警戒レベル3に相当 ○氾濫警戒情報発表	○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表） ○氾濫危険情報発表	○大雨特別警報発表 ○氾濫発生情報発表	
機関名	発災 被害の発生																																																		
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期																																														
気象庁	○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン（随時）			○記録的短時間大雨情報の発表																																															
	○注意報発表（大雨、洪水など） ○警報発表（大雨、洪水など） ○土砂災害警戒情報発表（都と共同発表）	○特別警報発表（大雨など） ○指定河川洪水予報			○警報、注意報の解除																																														
機関名	発災 被害の発生																																																		
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期																																													
気象庁	警戒レベル1	警戒レベル2（相当）	警戒レベル3（相当）	警戒レベル4（相当）	警戒レベル5（相当）																																														
	○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン（随時） ○防災情報提供システムによる情報提供 ○気象情報連絡会実施 ○早期注意情報発表（警報級の可能性）	○大雨、洪水注意報発表 ○氾濫注意情報発表	○大雨※、洪水警報発表 ※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い 注意報は警戒レベル3に相当 ○氾濫警戒情報発表	○土砂災害警戒情報発表（東京都と共同発表） ○氾濫危険情報発表	○大雨特別警報発表 ○氾濫発生情報発表																																														
6	739	<table><tr><td rowspan="2">区</td><td>○気象情報の把握、状況の監視</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）の発令 ○都に報告（状況等） ○指定避難所・福祉避難所の開設・運営</td><td>○避難勧告・避難指示（緊急）（警戒レベル4）</td><td>○被害状況の調査 ○避難者把握 ○ボランティアの受入れ ○被災地域外へ移送要請</td><td>○被災者の生活支援活動 ○被災地域外へ移送</td></tr></table>	区	○気象情報の把握、状況の監視					○避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）の発令 ○都に報告（状況等） ○指定避難所・福祉避難所の開設・運営	○避難勧告・避難指示（緊急）（警戒レベル4）	○被害状況の調査 ○避難者把握 ○ボランティアの受入れ ○被災地域外へ移送要請	○被災者の生活支援活動 ○被災地域外へ移送	102	<table><tr><td rowspan="2">区</td><td>○気象情報の把握、状況の監視</td><td></td><td>○高齢者等避難 ○都に報告（状況等） ○指定避難所・福祉避難所の開設・運営</td><td>○避難指示</td><td>○緊急安全確保 ○被害状況の調査 ○避難者把握 ○被災地域外へ移送要請</td><td>○被災者の生活支援活動 ○ボランティアの受入れ ○被災地域外へ移送</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区	○気象情報の把握、状況の監視		○高齢者等避難 ○都に報告（状況等） ○指定避難所・福祉避難所の開設・運営	○避難指示	○緊急安全確保 ○被害状況の調査 ○避難者把握 ○被災地域外へ移送要請	○被災者の生活支援活動 ○ボランティアの受入れ ○被災地域外へ移送																														
区	○気象情報の把握、状況の監視																																																		
	○避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）の発令 ○都に報告（状況等） ○指定避難所・福祉避難所の開設・運営	○避難勧告・避難指示（緊急）（警戒レベル4）	○被害状況の調査 ○避難者把握 ○ボランティアの受入れ ○被災地域外へ移送要請	○被災者の生活支援活動 ○被災地域外へ移送																																															
区	○気象情報の把握、状況の監視		○高齢者等避難 ○都に報告（状況等） ○指定避難所・福祉避難所の開設・運営	○避難指示	○緊急安全確保 ○被害状況の調査 ○避難者把握 ○被災地域外へ移送要請	○被災者の生活支援活動 ○ボランティアの受入れ ○被災地域外へ移送																																													
6	739		102	削除																																															

章	頁	修正前						頁	修正後																													
		(被災地外)区市町村					○避難者の受入れ																															
6	739	都福祉保健局			○避難所の開設状況の把握			102	都福祉局			○避難所の開設状況の把握																										
6	740 ～ 741	第1節 避難体制の整備 1 避難体制の整備 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td></td><td>○ 発災時に備えた地域の実情の把握 ○ 避難<u>勧告</u>等を行ういとまがない場合の対応を検討 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所の指定及び区民への周知 ○ 避難<u>勧告</u>等発令基準の整備 ○ 都と連携した緊急通報システムの整備</td></tr><tr><td>教育委員会</td><td rowspan="2">○ 学校に対する避難計画の作成依頼</td></tr><tr><td>都教育庁</td></tr><tr><td>都総務局</td><td></td><td>○ 広域避難誘導に関する検討 ○ 防災訓練等を通じた防災行動力の向上 ○ 避難所等の周知に関する区市町村との連携</td></tr></table> 【実施主体】区 ○ 内閣府が平成 26 年 9 月に公表した「<u>避難勧告等に関するガイドライン（平成 31 年 3 月改定）</u>」（以下「<u>避難勧告等ガイドライン</u>」という。）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）、<u>伝達方法を含めたマニュアルを策定するなど、避難勧告</u>等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう整備する。 ○ 土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。土砂災害に関しては、第 2 部第 1 章「第 3 節 土砂災害に関するソフト対策」も参照。 ○ <u>多摩川堤防より河川側に位置する地域（玉川一丁目、三丁目の一部）については、水位上昇時ににおける浸水の危険性がより高いことから、区では、当該地域に対する避難勧告の周知の充実や、避難誘導態勢の充実等に取り組む。</u> ○ 平成 19 年 9 月 5 日から 7 日にかけての台風第 9 号において、多摩川河川敷を起居の場所としてい						機関名		対策内容	区		○ 発災時に備えた地域の実情の把握 ○ 避難 <u>勧告</u> 等を行ういとまがない場合の対応を検討 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所の指定及び区民への周知 ○ 避難 <u>勧告</u> 等発令基準の整備 ○ 都と連携した緊急通報システムの整備	教育委員会	○ 学校に対する避難計画の作成依頼	都教育庁	都総務局		○ 広域避難誘導に関する検討 ○ 防災訓練等を通じた防災行動力の向上 ○ 避難所等の周知に関する区市町村との連携	103	第1節 避難体制の整備 1 避難体制の整備 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td rowspan="2">区</td><td></td><td>○ 発災時に備えた地域の実情の把握 ○ 避難<u>指示</u>等を行ういとまがない場合の対応を検討 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所の指定及び区民への周知 ○ 避難<u>指示</u>等発令基準の整備 ○ 都と連携した緊急通報システムの整備</td></tr><tr><td>教育委員会</td><td rowspan="2">○ 学校に対する避難計画の作成依頼</td></tr><tr><td>都教育庁</td></tr><tr><td>都総務局</td><td></td><td>○ 広域避難誘導に関する検討 ○ 防災訓練等を通じた防災行動力の向上 ○ 避難所等の周知に関する区市町村との連携</td></tr></table> 【実施主体】区 ○ 内閣府が公表した「<u>避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）</u>」（以下「<u>避難情報ガイドライン</u>」という。）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）<u>について、「世田谷区避難情報判断基準（令和 6 年 6 月改定）」を定めており、避難指示</u>等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう<u>体制を整備している</u>。 ○ 土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。土砂災害に関しては、第 2 部第 1 章「第 3 節 土砂災害に関するソフト対策」も参照。 ○ 平成 19 年 9 月 5 日から 7 日にかけての台風第 9 号において、多摩川河川敷を起居の場所としていた路上生活者が増水により流されるという事態が発生した。 ○ 多摩川の河川管理者である国土交通省京浜河川事務所では、日頃より河川敷に起居する路上生活者に対して退去等の勧告を行っているが、上記の事態を受け、区としても平時や災害時の注意喚起						機関名		対策内容	区		○ 発災時に備えた地域の実情の把握 ○ 避難 <u>指示</u> 等を行ういとまがない場合の対応を検討 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所の指定及び区民への周知 ○ 避難 <u>指示</u> 等発令基準の整備 ○ 都と連携した緊急通報システムの整備	教育委員会	○ 学校に対する避難計画の作成依頼	都教育庁	都総務局		○ 広域避難誘導に関する検討 ○ 防災訓練等を通じた防災行動力の向上 ○ 避難所等の周知に関する区市町村との連携
機関名		対策内容																																				
区		○ 発災時に備えた地域の実情の把握 ○ 避難 <u>勧告</u> 等を行ういとまがない場合の対応を検討 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所の指定及び区民への周知 ○ 避難 <u>勧告</u> 等発令基準の整備 ○ 都と連携した緊急通報システムの整備																																				
	教育委員会	○ 学校に対する避難計画の作成依頼																																				
都教育庁																																						
都総務局		○ 広域避難誘導に関する検討 ○ 防災訓練等を通じた防災行動力の向上 ○ 避難所等の周知に関する区市町村との連携																																				
機関名		対策内容																																				
区		○ 発災時に備えた地域の実情の把握 ○ 避難 <u>指示</u> 等を行ういとまがない場合の対応を検討 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所の指定及び区民への周知 ○ 避難 <u>指示</u> 等発令基準の整備 ○ 都と連携した緊急通報システムの整備																																				
	教育委員会	○ 学校に対する避難計画の作成依頼																																				
都教育庁																																						
都総務局		○ 広域避難誘導に関する検討 ○ 防災訓練等を通じた防災行動力の向上 ○ 避難所等の周知に関する区市町村との連携																																				

章	頁	修正前	頁	修正後												
		た路上生活者が増水により流されるという事態が発生した。 ○ 多摩川の河川管理者である国土交通省京浜河川事務所では、日頃より河川敷に起居する路上生活者に対して退去等の勧告を行っているが、上記の事態を受け、区としても平時や災害時の注意喚起や退去に関する指導、避難誘導態勢の整備等に取り組む。 ○ 区は、降雨の状況や土砂災害警戒情報が発表された場合、職員巡回や区民等からの通報等により、区内に土砂災害のおそれのある地域が確認された場合には、当該地域を対象に避難勧告等を発令するとともに、広報車や防災行政無線塔等による周知や避難所の開設、避難誘導等を行う。 ○ 平成19年9月5日から7日にかけての台風第9号において、区は多摩川の水位上昇を受け、平成11年8月以来8年ぶりに、堤防より河川側に位置する地域（玉川一丁目、三丁目の一部）を対象に避難勧告を発令したが、区が開設した避難所への避難者数は6人であった。これを受け、区では、避難勧告、避難指示（緊急）の発令を実際の避難行動につなげるための啓発等に取り組む。		や退去に関する指導、避難誘導態勢の整備等に取り組む。 ○ 区は、降雨の状況や土砂災害警戒情報が発表された場合、職員巡回や区民等からの通報等により、区内に土砂災害のおそれのある地域が確認された場合には、当該地域を対象に避難指示等を発令するとともに、防災ポータルやX（旧ツイッター）、防災行政無線等による周知や避難所の開設、避難誘導等を行う。 ○ 平成19年9月5日から7日にかけての台風第9号において、区は多摩川の水位上昇を受け、平成11年8月以来8年ぶりに、堤防より河川側に位置する地域（玉川一丁目、三丁目の一部）を対象に避難勧告を発令したが、区が開設した避難所への避難者数は6人であった。これを受け、区では、避難指示等の発令を実際の避難行動につなげるための啓発等に取り組む。												
6	741	<table><tr><td></td></tr><tr><td>【実施主体】 都関係各局</td></tr><tr><td> ○ 近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。 ○ 区市町村等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。 ○ 各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。 </td></tr></table>		【実施主体】 都関係各局	○ 近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。 ○ 区市町村等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。 ○ 各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。	104	<table><tr><td></td></tr><tr><td>【実施主体】 都関係各局</td></tr><tr><td> ○ 近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。 ○ 区市町村等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。 ○ 各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。 ○ 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。 </td></tr></table>		【実施主体】 都関係各局	○ 近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。 ○ 区市町村等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。 ○ 各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。 ○ 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。						
【実施主体】 都関係各局																
○ 近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。 ○ 区市町村等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。 ○ 各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。																
【実施主体】 都関係各局																
○ 近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。 ○ 区市町村等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。 ○ 各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。 ○ 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。																
6	743	<table><tr><td>第1節 避難勧告等の判断・伝達</td></tr><tr><td>1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急） ○ 内閣府策定の避難勧告等ガイドラインによると、立退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。 </td></tr></table>	第1節 避難勧告等の判断・伝達	1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急） ○ 内閣府策定の避難勧告等ガイドラインによると、立退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。	105	<table><tr><td>第1節 避難指示等の判断・伝達</td></tr><tr><td>1 避難指示等 ○ 内閣府策定の避難情報ガイドラインによると、立退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。 </td></tr></table>	第1節 避難指示等の判断・伝達	1 避難指示等 ○ 内閣府策定の避難情報ガイドラインによると、立退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。								
第1節 避難勧告等の判断・伝達																
1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急） ○ 内閣府策定の避難勧告等ガイドラインによると、立退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。																
第1節 避難指示等の判断・伝達																
1 避難指示等 ○ 内閣府策定の避難情報ガイドラインによると、立退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。																
6	743 ～ 744	○ 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は「避難のための立退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった（第60条第1及び第3項）。これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直避難）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。 ＜避難行動の呼称＞ <table><tr><td>呼称</td><td>意味</td></tr><tr><td>立退き避難</td><td>区が指定する避難所や安全な場所へ移動する避難行動</td></tr><tr><td>屋内安全確保</td><td>2階以上の安全を確保できる高さに移動するなど、屋内に留まる安全確保</td></tr></table> ＜避難勧告等一覧＞	呼称	意味	立退き避難	区が指定する避難所や安全な場所へ移動する避難行動	屋内安全確保	2階以上の安全を確保できる高さに移動するなど、屋内に留まる安全確保	106	○ 区市町村長は指定緊急避難場所等への立退き避難の指示のみでなく、「緊急安全確保措置」も住民に対し指示できる（災害対策基本法第60条第1及び第3項）。これは、災害が発生又は切迫している場合には指定緊急避難場所等への移動の途上で被災することも考えられ、近傍の堅固な建物への退避、建物の上階へ移動（垂直避難）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。 ＜避難行動の呼称＞ <table><tr><td>呼称</td><td>意味</td></tr><tr><td>立退き避難</td><td>区が指定する避難所や災害リスクのある区域等の外側等、安全な場所へ移動すること</td></tr><tr><td>屋内安全確保</td><td>災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること</td></tr></table>	呼称	意味	立退き避難	区が指定する避難所や災害リスクのある区域等の外側等、安全な場所へ移動すること	屋内安全確保	災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること
呼称	意味															
立退き避難	区が指定する避難所や安全な場所へ移動する避難行動															
屋内安全確保	2階以上の安全を確保できる高さに移動するなど、屋内に留まる安全確保															
呼称	意味															
立退き避難	区が指定する避難所や災害リスクのある区域等の外側等、安全な場所へ移動すること															
屋内安全確保	災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること															

章	頁	修正前				頁	修正後					
		措置		根拠	役割		緊急安全確保	すでに災害が発生又は切迫しているため、立退き避難を行うことが危険な場合に、自宅・施設の上階に移動、近傍の堅固な建物への退避等、少しでも安全と考えられる行動をとること				
		避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】		（地域防災計画等）	区市町村長		<避難 指示 等一覧>					
		避難勧告 【警戒レベル4】	避難のための立退きの勧告	災害対策基本法第 60 条第 1 項	区市町村長							
		避難指示 （緊急）等 【警戒レベル4】	・避難のための立退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第 60 条 第 1 項及び第 3 項	区市町村長							
			（区市町村長が指示できない、若しくは求めるとき） ・避難のための立退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第 61 条第 1 項	警察官及び海上保安官							
			避難のための立退きの指示	水防法第 29 条	水防管理者							
		水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条		知事及びその命を受けた職員								
6	745					107						
		機関名	対策内容				機関名	対策内容				
		区	○ 必要に応じ、 避難準備・高齢者等避難開始 を発令 ○ 避難勧告・避難指示（緊急） ○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認 ○ 水防法に基づく避難指示				区	○ 必要に応じ、 避難情報 を発令 ○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認 ○ 水防法に基づく避難指示				
6	745					107						
		東京消防庁・消防署	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報				東京消防庁・消防署	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報				

章	頁	修正前	頁	修正後
		○ 避難勧告又は指示の伝達		○ 避難指示等の伝達
6	745	都総務局 ○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、市町村長の代行（避難指示、応急措置）） ○ 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整 ○ 避難勧告等の対象地域、判断時期等についての助言 ○ 区市町村と連携した「警戒レベル」の普及啓発	107	都総務局 ○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、市町村長の代行（避難指示、応急措置）） ○ 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整 ○ 避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言 ○ 区市町村と連携した「警戒レベル」の普及啓発
6	746	【避難勧告等】 要配慮者 区 民 【避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）】 避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合 【避難勧告（警戒レベル4）】 災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合 【避難指示（緊急）（警戒レベル4）】 災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合 世田谷区 報告 都 【避難誘導】	－	削除

章	頁	修正前	頁	修正後
6	747 ～ 748	【実施主体】区 新設 (中略) ○ 区域内において危険が切迫した場合には、区長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示するとともに、速やかに都本部に報告する。 (中略) ○ 避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の収集に努めるものとする。 ○ 区長は、状況に応じて、避難勧告・避難指示に至る前に、避難準備・高齢者等避難開始を発するものとする。避難準備は、風水害による被害のおそれが高い区域の一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるものである。 (「防災基本計画」平成27年7月中央防災会議) また、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。 (中略) ○ 区長は、状況に応じて、以下のとおり避難勧告・避難指示を行うものとする。(「災害対策基本法第60条」、「水防法第29条」) ① 要件 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき (「水防法」：洪水、津波又は高潮のはん濫によって著しい危険が切迫していると認められるとき)	107 ～ 108	【実施主体】区 ○ 区長は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。 (中略) ○ 区域内において危険が切迫した場合には、区長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。 (中略) ○ 避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の収集に努めるものとする。 ○ 区長は、状況に応じて、避難指示に至る前に、高齢者等避難を発するものとする。高齢者等避難は、風水害による被害のおそれが高い区域の一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるものである。 また、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。 (中略) ○ 区長は、状況に応じて、以下のとおり避難の指示を行うものとする。(「災害対策基本法第60条」、「水防法第29条」) ① 要件 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき (「水防法」：洪水、津波又は高潮の氾濫によって著しい危険が切迫していると認められるとき)

章	頁	修正前	頁	修正後																
		（中略） ③ 指示内容等 避難のための立退きの<u>勧告もしくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示 必要があると認めるときは立退き先を指示 （災害対策基本法第六十条第一項又は同条第三項） （中略） ※「<u>勧告</u>」とは、<u>その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為である。</u> ※「<u>指示</u>」とは、<u>被害の危険が切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるためのものである。</u> ※水害編 第3部第3章第「1節 水防情報」に、避難判断水位等を含めた洪水予報及び水防警報の<u>基準水位を記載している。</u>		（中略） ③ 指示内容等 避難のための立退きの指示又は<u>緊急安全確保措置</u>の指示 必要があると認めるときは立退き先を指示 （災害対策基本法第六十条第一項又は同条第三項）																
6	748	<u>＜避難勧告等の意味及び避難行動が必要な区民等がとるべき行動＞</u> <table><tr><th>避難<u>勧告</u>等</th><th>避難行動が必要な区民等がとるべき行動</th></tr><tr><td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 【警戒レベル3】</td><td> 【<u>高齢者等避難</u>】 ・<u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</u> ・<u>その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</u> ・<u>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</u> </td></tr><tr><td><u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 【警戒レベル4】</td><td> 【<u>全員避難</u>】 ・<u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> ・<u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</u> ・<u>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</u> 〈<u>区から避難指示（緊急）が発令された場合</u>〉 ・<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u> ・<u>指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</u> ・<u>避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</u> </td></tr><tr><td><u>災害発生情報</u></td><td>・<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をと</u></td></tr></table>	避難 <u>勧告</u> 等	避難行動が必要な区民等がとるべき行動	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 【警戒レベル3】	【<u>高齢者等避難</u>】 ・<u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</u> ・<u>その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</u> ・<u>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</u>	<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 【警戒レベル4】	【<u>全員避難</u>】 ・<u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> ・<u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</u> ・<u>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</u> 〈<u>区から避難指示（緊急）が発令された場合</u>〉 ・<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u> ・<u>指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</u> ・<u>避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</u>	<u>災害発生情報</u>	・ <u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をと</u>	109	<u>＜避難情報等と居住者等がとるべき行動＞</u> <table><tr><th>避難<u>指示</u>等</th><th>居住者等がとるべき行動等</th></tr><tr><td><u>高齢者等避難</u> 【警戒レベル3】</td><td> ○ <u>発令される状況：災害のおそれあり</u> ○ <u>居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</u> ・ <u>高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> ※ <u>避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</u> ・ <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u> </td></tr><tr><td><u>避難指示</u> 【警戒レベル4】</td><td> ○<u>発令される状況：災害のおそれ高い</u> ○<u>居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</u> ・ <u>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> </td></tr><tr><td><u>緊急安全確保</u> 【警戒レベル5】</td><td> ○<u>発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</u> ○<u>居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</u> ・ <u>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</u> </td></tr></table>	避難 <u>指示</u> 等	居住者等がとるべき行動等	<u>高齢者等避難</u> 【警戒レベル3】	○ <u>発令される状況：災害のおそれあり</u> ○ <u>居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</u> ・ <u>高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> ※ <u>避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</u> ・ <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u>	<u>避難指示</u> 【警戒レベル4】	○<u>発令される状況：災害のおそれ高い</u> ○<u>居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</u> ・ <u>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u>	<u>緊急安全確保</u> 【警戒レベル5】	○<u>発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</u> ○<u>居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</u> ・ <u>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</u>
避難 <u>勧告</u> 等	避難行動が必要な区民等がとるべき行動																			
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 【警戒レベル3】	【<u>高齢者等避難</u>】 ・<u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</u> ・<u>その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</u> ・<u>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</u>																			
<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 【警戒レベル4】	【<u>全員避難</u>】 ・<u>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> ・<u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</u> ・<u>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</u> 〈<u>区から避難指示（緊急）が発令された場合</u>〉 ・<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</u> ・<u>指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</u> ・<u>避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</u>																			
<u>災害発生情報</u>	・ <u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をと</u>																			
避難 <u>指示</u> 等	居住者等がとるべき行動等																			
<u>高齢者等避難</u> 【警戒レベル3】	○ <u>発令される状況：災害のおそれあり</u> ○ <u>居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</u> ・ <u>高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> ※ <u>避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</u> ・ <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u>																			
<u>避難指示</u> 【警戒レベル4】	○<u>発令される状況：災害のおそれ高い</u> ○<u>居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</u> ・ <u>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u>																			
<u>緊急安全確保</u> 【警戒レベル5】	○<u>発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</u> ○<u>居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</u> ・ <u>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</u>																			

章	頁	修正前				頁	修正後																								
		【警戒レベル5】	る。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。																												
6	749	2 避難勧告等の判断基準等 (1) 避難勧告等の判断・伝達のための基準等の作成 ○ 区は、内閣府策定の避難 勧告等に関する ガイドラインを参考に、各地域の特性を踏まえて避難 勧告 等の判断・伝達のための基準 や方法等を整備する 。 ○ 区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、区民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、避難 勧告 等を発令する。 ○ 避難 勧告 の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難 勧告 を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを区民にも周知するものとする。				109 ～ 110	2 避難指示等の判断基準等 (1) 避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成 ○ 区は、内閣府策定の避難 情報 ガイドラインを参考に、各地域の特性を踏まえて避難 指示 等の判断・伝達のための基準として、 「世田谷区避難情報判断基準（令和6年6月改定）」を定めている 。 ○ 区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、区民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、避難 指示 等を発令する。 ○ 避難 指示等 の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難 指示等 を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを区民にも周知するものとする。 ○ 区は、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。																								
6	749 ～ 755	① 水害の避難勧告等 区は、河川の洪水等により、人の生命又は身体に危険が及びおそれがあるとき、次の基準に基づき、避難勧告等を発令する。 ア 洪水予報河川（国管理）における避難勧告等の発令基準 ＜多摩川＞ <table><tr><th>区分</th><th>判断基準</th><th>観測所</th><th>水位</th><th>避難勧告等対象地域</th></tr><tr><td rowspan="3"> 【警戒レベル3】 高齢者等避難開始 避難準備・ </td><td rowspan="3">（ア）世田谷区が注視する観測所の水位が避難判断水位に達して氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報】が発表され、さらに水位の上昇が予想される場合等</td><td>石原水位観測所（調布市）</td><td>避難判断水位4.30m</td><td>多摩川洪水浸水想定区域</td></tr><tr><td rowspan="2">田園調布(上)水位観測所（大田区）</td><td>避難判断水位7.00m</td><td>玉川1丁目1～11番、玉川3丁目1、3番</td></tr><tr><td>避難判断水位8.50m</td><td>多摩川洪水浸水想定区域</td></tr><tr><td colspan="5">（イ）（ア）の判断基準到達などの前においても、災害対策本部が設置され台風接近・通過前日までに水害時避難所(第1次)を開設する場合で、かつ、今後さらに大雨警報（浸水害）や多摩川の洪水警報の発表が予想される場合。 なお、発令にあたっては、公共交通機関の運行状況や暴風雨、夜間等の時間帯を考慮する。</td></tr><tr><td> 【警戒レベル3】 避難勧告 </td><td>（ア）世田谷区が注視する観測所の水位</td><td>石原水位観測所</td><td>氾濫危険水位4.90m</td><td>多摩川洪水浸水想定区域</td></tr></table>				区分	判断基準	観測所	水位	避難勧告等対象地域	【警戒レベル3】 高齢者等避難開始 避難準備・	（ア）世田谷区が注視する観測所の水位が避難判断水位に達して氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報】が発表され、さらに水位の上昇が予想される場合等	石原水位観測所（調布市）	避難判断水位4.30m	多摩川洪水浸水想定区域	田園調布(上)水位観測所（大田区）	避難判断水位7.00m	玉川1丁目1～11番、玉川3丁目1、3番	避難判断水位8.50m	多摩川洪水浸水想定区域	（イ）（ア）の判断基準到達などの前においても、災害対策本部が設置され台風接近・通過前日までに水害時避難所(第1次)を開設する場合で、かつ、今後さらに大雨警報（浸水害）や多摩川の洪水警報の発表が予想される場合。 なお、発令にあたっては、公共交通機関の運行状況や暴風雨、夜間等の時間帯を考慮する。					【警戒レベル3】 避難勧告	（ア）世田谷区が注視する観測所の水位	石原水位観測所	氾濫危険水位4.90m	多摩川洪水浸水想定区域	－ 削除
区分	判断基準	観測所	水位	避難勧告等対象地域																											
【警戒レベル3】 高齢者等避難開始 避難準備・	（ア）世田谷区が注視する観測所の水位が避難判断水位に達して氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報】が発表され、さらに水位の上昇が予想される場合等	石原水位観測所（調布市）	避難判断水位4.30m	多摩川洪水浸水想定区域																											
		田園調布(上)水位観測所（大田区）	避難判断水位7.00m	玉川1丁目1～11番、玉川3丁目1、3番																											
			避難判断水位8.50m	多摩川洪水浸水想定区域																											
（イ）（ア）の判断基準到達などの前においても、災害対策本部が設置され台風接近・通過前日までに水害時避難所(第1次)を開設する場合で、かつ、今後さらに大雨警報（浸水害）や多摩川の洪水警報の発表が予想される場合。 なお、発令にあたっては、公共交通機関の運行状況や暴風雨、夜間等の時間帯を考慮する。																															
【警戒レベル3】 避難勧告	（ア）世田谷区が注視する観測所の水位	石原水位観測所	氾濫危険水位4.90m	多摩川洪水浸水想定区域																											

章	頁	修正前				頁	修正後												
			が氾濫危険水位に達して氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報】が発表され、さらに水位の上昇が予想される場合等	(調布市)															
				田園調布(上)水位観測所(大田区)	氾濫危険水位7.80m	玉川1丁目1～11番、玉川3丁目1、3番													
					氾濫危険水位9.30m	多摩川洪水浸水想定区域													
				(イ) (ア) の判断基準到達などの前においても、世田谷区に大雨警報(浸水害)・多摩川の洪水警報が発表されている状態で多摩川流域に大雨が降り続く等、多摩川の水位上昇が見込まれ、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水のおそれがある場合															
				(ウ) 多摩川の樋門・樋管の閉鎖前、閉鎖後にかかわらず多摩川の水位上昇に伴い、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水が発生した場合															
				(ア) 区内で氾濫を及ぼすおそれのある箇所において、多摩川の水が越水・溢水するおそれが高いと、世田谷区が注視する多摩川の水位観測所の水位から判断した場合															
		【警戒レベル4】避難指示(緊急)		(イ) 多摩川の堤防において異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により堤防決壊のおそれが高いと国土交通省から通報があった場合(区が確認した場合も発令する)															
				(ウ) 多摩川に流入する樋管・樋門において、機能支障等により操作できない場合															
		【警戒レベル5】災害発生情報		堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(氾濫発生情報等により把握できた場合)															
				※避難指示(緊急)は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令															
<避難勧告等の解除の判断基準>																			
<table><tr><th>区分</th><th>判断基準</th></tr><tr><td>解除</td><td>避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の水位観測所の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報(浸水害)の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、多摩川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。</td></tr></table>								区分	判断基準	解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の水位観測所の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報(浸水害)の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、多摩川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。								
区分								判断基準											
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の水位観測所の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報(浸水害)の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、多摩川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。																		
*水門・陸閘等の一覧〔資料編資料第122・P285〕																			
イ 洪水予報河川(都管理)における避難勧告等の発令基準																			

章	頁	修正前	頁	修正後																		
		<野川・仙川> <table><tr><th>区分</th><th>判断基準</th></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】</td><td>大沢池上（三鷹市）の基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合</td></tr><tr><td>避難勧告 【警戒レベル4】</td><td>（ア）大沢池上（三鷹市）の基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過した場合 （イ）鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合</td></tr><tr><td>避難指示（緊急） 【警戒レベル4】</td><td>「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、水位が天端まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合</td></tr><tr><td>災害発生情報 【警戒レベル5】</td><td>堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）</td></tr></table> ※野川・仙川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。 ※避難指示（緊急）は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令 ※避難勧告等対象地域：野川・仙川洪水浸水想定区域全域 <避難勧告等の解除の判断基準> <table><tr><th>区分</th><th>判断基準</th></tr><tr><td>解除</td><td>避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の基準点の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、野川・仙川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。</td></tr></table> ウ 水位周知河川（都管理）における避難勧告等の発令基準 <丸子川> <table><tr><th>区分</th><th>判断基準</th></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】</td><td>丸子川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合</td></tr></table> <td></td> <td></td>	区分	判断基準	避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	大沢池上（三鷹市）の基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合	避難勧告 【警戒レベル4】	（ア）大沢池上（三鷹市）の基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過した場合 （イ）鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合	避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、水位が天端まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合	災害発生情報 【警戒レベル5】	堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）	区分	判断基準	解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の基準点の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、野川・仙川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。	区分	判断基準	避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	丸子川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合		
区分	判断基準																					
避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	大沢池上（三鷹市）の基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合																					
避難勧告 【警戒レベル4】	（ア）大沢池上（三鷹市）の基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過した場合 （イ）鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合																					
避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、水位が天端まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合																					
災害発生情報 【警戒レベル5】	堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）																					
区分	判断基準																					
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の基準点の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、野川・仙川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。																					
区分	判断基準																					
避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	丸子川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合																					

章	頁	修正前		頁	修正後																			
		<table><tr><td>避難勧告 【警戒レベル4】</td><td>滝ノ橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（10.63m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合</td></tr><tr><td>避難指示（緊急） 【警戒レベル4】</td><td>「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、滝ノ橋基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合</td></tr><tr><td>災害発生情報 【警戒レベル5】</td><td>越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）</td></tr></table> ※丸子川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。 ※避難指示（緊急）は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令 ※避難勧告等対象地域：丸子川洪水浸水想定区域全域 <避難勧告等の解除の判断基準> <table><tr><th>区分</th><th>判断基準</th></tr><tr><td>解除</td><td>避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、丸子川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。</td></tr></table> <谷沢川> <table><tr><th>区分</th><th>判断基準</th></tr><tr><td>避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】</td><td>谷沢川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合</td></tr><tr><td>避難勧告 【警戒レベル4】</td><td>（ア）丸山橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（31.06m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 （イ）矢川橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（12.76m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合</td></tr><tr><td>避難指示（緊急） 【警戒レベル4】</td><td>「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、各基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合</td></tr><tr><td>災害発生情報 【警戒レベル5】</td><td>越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）</td></tr></table> ※谷沢川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わない	避難勧告 【警戒レベル4】	滝ノ橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（10.63m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合	避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、滝ノ橋基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合	災害発生情報 【警戒レベル5】	越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）	区分	判断基準	解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、丸子川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。	区分	判断基準	避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	谷沢川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合	避難勧告 【警戒レベル4】	（ア）丸山橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（31.06m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 （イ）矢川橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（12.76m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合	避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、各基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合	災害発生情報 【警戒レベル5】	越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）		
避難勧告 【警戒レベル4】	滝ノ橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（10.63m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合																							
避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、滝ノ橋基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合																							
災害発生情報 【警戒レベル5】	越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）																							
区分	判断基準																							
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、丸子川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。																							
区分	判断基準																							
避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	谷沢川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合																							
避難勧告 【警戒レベル4】	（ア）丸山橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（31.06m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 （イ）矢川橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（12.76m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合																							
避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、各基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合																							
災害発生情報 【警戒レベル5】	越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）																							

章	頁	修正前	頁	修正後																		
		<u>ことが考えられる。</u> ※避難指示（緊急）は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令 ※避難勧告等対象地域：谷沢川洪水浸水想定区域全域 <u><避難勧告等の解除の判断基準></u> <table><tr><th>区分</th><th>判断基準</th></tr><tr><td>解除</td><td><u>避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。</u> <u>また、越水・溢水が発生した場合の解除については、谷沢川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。</u></td></tr></table> <u><呑川></u> <table><tr><th>区分</th><th>判断基準</th></tr><tr><td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 【警戒レベル3】</td><td><u>呑川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合</u></td></tr><tr><td><u>避難勧告</u> 【警戒レベル4】</td><td><u>池上基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（5.82m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合</u></td></tr><tr><td><u>避難指示（緊急）</u> 【警戒レベル4】</td><td><u>「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、工大橋の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合</u></td></tr><tr><td><u>災害発生情報</u> 【警戒レベル5】</td><td><u>越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）</u></td></tr></table> ※呑川水位周知河川指定区間は世田谷区内にはかからないが、呑川洪水浸水想定区域が世田谷区内にかかり、「氾濫危険情報」発表対象区となっているため、避難情報発令基準を定める。 ※呑川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。 ※避難指示（緊急）は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令 ※避難勧告等対象地域：呑川洪水浸水想定区域全域。 <u><避難勧告等の解除の判断基準></u> <table><tr><th>区分</th><th>判断基準</th></tr><tr><td>解除</td><td><u>避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。</u></td></tr></table>	区分	判断基準	解除	<u>避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。</u> <u>また、越水・溢水が発生した場合の解除については、谷沢川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。</u>	区分	判断基準	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 【警戒レベル3】	<u>呑川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合</u>	<u>避難勧告</u> 【警戒レベル4】	<u>池上基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（5.82m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合</u>	<u>避難指示（緊急）</u> 【警戒レベル4】	<u>「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、工大橋の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合</u>	<u>災害発生情報</u> 【警戒レベル5】	<u>越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）</u>	区分	判断基準	解除	<u>避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。</u>		
区分	判断基準																					
解除	<u>避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。</u> <u>また、越水・溢水が発生した場合の解除については、谷沢川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。</u>																					
区分	判断基準																					
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 【警戒レベル3】	<u>呑川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合</u>																					
<u>避難勧告</u> 【警戒レベル4】	<u>池上基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（5.82m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合</u>																					
<u>避難指示（緊急）</u> 【警戒レベル4】	<u>「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、工大橋の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合</u>																					
<u>災害発生情報</u> 【警戒レベル5】	<u>越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）</u>																					
区分	判断基準																					
解除	<u>避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。</u>																					

章	頁	修正前		頁	修正後														
			また、越水・溢水が発生した場合の解除については、<u>呑川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。</u>																
		② 土砂災害の避難勧告等の発令基準 <table><tr><th>区分</th><th>判断基準</th></tr><tr><td> 避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】 </td><td> ア 大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報】が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達</u>」【警戒レベル3相当情報】し、都または気象庁から土砂災害警戒情報発表【警戒レベル4相当情報】の可能性が示唆された場合 イ 大雨注意報【警戒レベル2】が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報】に切り替える可能性が言及されている場合 </td></tr><tr><td> 避難勧告 【警戒レベル4】 </td><td> ア 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 イ 土砂災害の前兆現象が確認された場合(例 斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生) </td></tr><tr><td> 避難指示 (緊急) 【警戒レベル4】 </td><td> ア 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況で土砂災害警戒情報の基準に到達</u>」【警戒レベル4相当情報】した場合 イ 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ウ 土砂災害の前兆現象(斜面の亀裂等)が確認された場合 エ 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合 </td></tr><tr><td> 災害発生情報 【警戒レベル5】 </td><td> 土砂災害が発生した場合 </td></tr></table> ※上記に関わらず、避難情報は今後の気象状況等を踏まえ総合的に判断して発令する。 ※避難勧告等対象地域：土砂災害（特別）警戒区域 <避難勧告等の解除の判断基準> <table><tr><th>区分</th><th>判断基準</th></tr><tr><td>解除</td><td> 避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消された段階を基本とするが、土砂災害は雨が止んだ後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことや現地の状況等を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。 また、土砂災害が発生した場合の解除については、都や専門家の意見等をもとにして総合的に解除の判断を行う。 </td></tr></table>		区分	判断基準	避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	ア 大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報】が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達</u>」【警戒レベル3相当情報】し、都または気象庁から土砂災害警戒情報発表【警戒レベル4相当情報】の可能性が示唆された場合 イ 大雨注意報【警戒レベル2】が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報】に切り替える可能性が言及されている場合	避難勧告 【警戒レベル4】	ア 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 イ 土砂災害の前兆現象が確認された場合(例 斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)	避難指示 (緊急) 【警戒レベル4】	ア 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況で土砂災害警戒情報の基準に到達</u>」【警戒レベル4相当情報】した場合 イ 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ウ 土砂災害の前兆現象(斜面の亀裂等)が確認された場合 エ 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合	災害発生情報 【警戒レベル5】	土砂災害が発生した場合	区分	判断基準	解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消された段階を基本とするが、土砂災害は雨が止んだ後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことや現地の状況等を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。 また、土砂災害が発生した場合の解除については、都や専門家の意見等をもとにして総合的に解除の判断を行う。		
区分	判断基準																		
避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	ア 大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報】が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達</u>」【警戒レベル3相当情報】し、都または気象庁から土砂災害警戒情報発表【警戒レベル4相当情報】の可能性が示唆された場合 イ 大雨注意報【警戒レベル2】が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報】に切り替える可能性が言及されている場合																		
避難勧告 【警戒レベル4】	ア 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 イ 土砂災害の前兆現象が確認された場合(例 斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)																		
避難指示 (緊急) 【警戒レベル4】	ア 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「<u>実況で土砂災害警戒情報の基準に到達</u>」【警戒レベル4相当情報】した場合 イ 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ウ 土砂災害の前兆現象(斜面の亀裂等)が確認された場合 エ 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合																		
災害発生情報 【警戒レベル5】	土砂災害が発生した場合																		
区分	判断基準																		
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消された段階を基本とするが、土砂災害は雨が止んだ後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことや現地の状況等を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。 また、土砂災害が発生した場合の解除については、都や専門家の意見等をもとにして総合的に解除の判断を行う。																		

章	頁	修正前	頁	修正後								
6	756	(2) 避難勧告等の判断・伝達 ○ 区は、状況に応じて、防災行政無線塔、広報車、ホームページ、ツイッター、災害・防犯情報メール配信サービス、エフエム世田谷等により、該当地域の居住者等への周知を図るとともに、テレビ、ラジオ等の媒体を積極的に活用して広く情報提供を行う。なお、被害が想定される区域内における要配慮者施設及び地下街については、降雨や河川水位の状況等から洪水予報等の水害関連情報の提供が必要と判断された場合、早期の避難行動が重要となるため、上記に加えて FAX や電話等を活用して速やかに周知を図る。 (中略) ○ 区長は、避難勧告等又は解除に当たって国又は知事に対して助言を求めることができる。助言を求められた国又は知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならない(第 61 条の 2)。	110	(2) 避難指示等の判断・伝達 ○ 区は、状況に応じて、防災行政無線、広報車、防災ポータル、ホームページ、X (旧ツイッター)、災害・防犯情報メール配信サービス、エフエム世田谷等により、該当地域の居住者等への周知を図るとともに、テレビ、ラジオ等の媒体を積極的に活用して広く情報提供を行う。なお、被害が想定される区域内における要配慮者施設及び地下街については、降雨や河川水位の状況等から洪水予報等の水害関連情報の提供が必要と判断された場合、早期の避難行動が重要となるため、上記に加えて FAX や電話等を活用して速やかに周知を図る。 (中略) ○ 区長は、避難指示等又は解除に当たって国又は知事に対して助言を求めることができる。助言を求められた国又は知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならない(第 61 条の 2)。								
6	757	第3節 避難誘導 1 避難誘導 <table><tr><td>警視庁・警察署</td><td> ○ 区民の避難誘導 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示 (緊急)が出された場合には、区等に協力し、あらかじめ指定された避難所等に区民を避難誘導する。 ○ 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。 ○ 誘導する場合は、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。 ○ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 ○ 避難の準備・勧告・指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。 </td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> ○ 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示 (緊急)が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。 </td></tr></table>	警視庁・警察署	○ 区民の避難誘導 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示 (緊急)が出された場合には、区等に協力し、あらかじめ指定された避難所等に区民を避難誘導する。 ○ 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。 ○ 誘導する場合は、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。 ○ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 ○ 避難の準備・勧告・指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。	東京消防庁・消防署	○ 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示 (緊急)が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。	111	第3節 避難誘導 1 避難誘導 <table><tr><td>警視庁・警察署</td><td> ○ 区民の避難誘導 ○ 避難指示等が出された場合には、区等に協力し、あらかじめ指定された避難所等に区民を避難誘導する。 ○ 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。 ○ 誘導する場合は、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。 ○ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 ○ 避難の指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。 </td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td> ○ 高齢者等避難、避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。 </td></tr></table>	警視庁・警察署	○ 区民の避難誘導 ○ 避難指示等が出された場合には、区等に協力し、あらかじめ指定された避難所等に区民を避難誘導する。 ○ 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。 ○ 誘導する場合は、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。 ○ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 ○ 避難の指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。	東京消防庁・消防署	○ 高齢者等避難、避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。
警視庁・警察署	○ 区民の避難誘導 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示 (緊急)が出された場合には、区等に協力し、あらかじめ指定された避難所等に区民を避難誘導する。 ○ 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。 ○ 誘導する場合は、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。 ○ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 ○ 避難の準備・勧告・指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。											
東京消防庁・消防署	○ 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示 (緊急)が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。											
警視庁・警察署	○ 区民の避難誘導 ○ 避難指示等が出された場合には、区等に協力し、あらかじめ指定された避難所等に区民を避難誘導する。 ○ 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。 ○ 誘導する場合は、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。 ○ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 ○ 避難の指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。											
東京消防庁・消防署	○ 高齢者等避難、避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。											
6	757	【避難誘導】	111	【避難誘導】								

章	頁	修正前	頁	修正後
6	758	【実施主体】区 ○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示（緊急）</u>を行ういとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。 ○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示（緊急）</u>が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会（自治会）、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、防災区民組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。 ○ 避難所等の運用は、原則として<u>区</u>が行う。 ○ 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、<u>地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</u>	112	【実施主体】区 ○ 避難<u>指示等</u>を行ういとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。 ○ 避難<u>指示等</u>が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会（自治会）、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、防災区民組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。 ○ 避難所等の運用は、原則として<u>所在の区市町</u>が行う。 ○ 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、<u>障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、</u>地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
6	758	【実施主体】東京消防庁・消防署 ○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）</u>が発令された場合には、災害の規模、道路<u>橋りょう</u>の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。 ○ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）</u>が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により<u>避難勧告又は指示</u>を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。	112	【実施主体】東京消防庁・消防署 ○ <u>高齢者等避難、避難指示</u>が発令された場合には、災害の規模、道路<u>橋梁</u>の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。 ○ <u>高齢者等避難、避難指示</u>が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により<u>高齢者等避難、避難指示</u>を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。
6	760	第4節 避難所の指定、開設・管理運営 1 避難所の事前指定 【実施主体】区 ○ 区は令和元年東日本台風（台風第19号）に関する対応について、風水害対策総点検を実施し、新たに風水害時避難所の開設・運営について以下のとおりまとめた。 ○ 気象情報で台風の接近等により、強い降雨または強風の継続等が予報され、洪水氾濫、土砂災害発	113	第4節 避難所の指定、開設・管理運営 1 避難所の事前指定 【実施主体】区 ○ 区は令和元年東日本台風（台風第19号）に関する対応について、風水害対策総点検を実施し、新たに風水害時避難所の開設・運営について以下のとおりまとめた。 ○ 気象情報で台風の接近等により、強い降雨または強風の継続等が予報され、洪水氾濫、土砂災害発

章	頁	修正前	頁	修正後																
		生のおそれが高まっている場合、台風の規模や進路、鉄道などの計画運休が示唆され、災害対策本部が設置される状況下においては、次の対応を行う。 - 多摩川の洪水に関する避難情報「避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）」を早めに発令する。 - 想定し得る最大規模の降雨による多摩川の洪水浸水想定区域内の早めに避難する方を受け入れる必要がある場合は、多摩川の洪水に備えた区の最大の対応として、次の2段階に分けて「水害時避難所」を開設する（下図参照）。 ① 水害時避難所（第1次）：台風接近・通過前日まで（24時間前まで）に開設する。 ② 水害時避難所（第2次）：台風接近・通過当日（暴風雨前） 台風接近・通過前日まで（24時間前まで） 台風接近・通過当日（暴風雨前） 水害時避難所（第1次） 水害時避難所（第2次） ○ 多摩川の洪水氾濫のおそれがなく、野川・仙川の洪水氾濫のおそれがある場合に限定して次の避難所を状況に応じて開設する。 〔野川・仙川洪水時避難所〕 <table><tr><td colspan="2">施設（区立小中学校等）</td></tr><tr><td colspan="2">砧南中学校、駒澤大学玉川校舎（第一体育館）</td></tr></table>	施設（区立小中学校等）		砧南中学校、駒澤大学玉川校舎（第一体育館）			生のおそれが高まっている場合、台風の規模や進路、鉄道などの計画運休が示唆され、災害対策本部が設置される状況下においては、次の対応を行う。 - 多摩川の洪水に関する避難情報「高齢者等避難（警戒レベル3）」を早めに発令する。 - 想定し得る最大規模の降雨による多摩川の洪水浸水想定区域内の早めに避難する方を受け入れる必要がある場合は、多摩川の洪水に備えた区の最大の対応として、次の2段階に分けて「水害時避難所」を開設する（下図参照）。 ① 水害時避難所（第1次）：台風接近・通過前日まで（24時間前まで）に開設する。 ② 水害時避難所（第2次）：台風接近・通過当日（暴風雨前） 台風接近・通過前日まで（24時間前まで） 台風接近・通過当日（暴風雨前） 水害時避難所（第1次） 水害時避難所（第2次） ○ 多摩川の洪水氾濫のおそれがなく、野川・仙川の洪水氾濫のおそれがある場合に限定して次の避難所を状況に応じて開設する。 〔野川・仙川洪水時避難所〕 砧南中学校、駒澤大学玉川校舎（第一体育館）、鎌田区民センター、鎌田区民集会所 等												
施設（区立小中学校等）																				
砧南中学校、駒澤大学玉川校舎（第一体育館）																				
6	762	2 避難所の開設・管理運営 （1）多摩川の洪水に備えた区の最大の対応のケースにおける水害時避難所の開設 ① 水害時避難所（第1次） 〔水害時避難所（第1次）〕 <table><tr><th>地域</th><th>施設（区立小中学校等）</th></tr><tr><td>玉川地域</td><td>中町小学校、玉川中学校、八幡小学校、玉川区民会館、都立園芸高校、東京都市大学等々力キャンパス</td></tr><tr><td>砧地域</td><td>千歳小学校、山野小学校、祖師谷小学校、希望丘複合施設（区民集会所）</td></tr></table>	地域	施設（区立小中学校等）	玉川地域	中町小学校、玉川中学校、八幡小学校、玉川区民会館、都立園芸高校、 東京都市大学等々力キャンパス	砧地域	千歳小学校、山野小学校、祖師谷小学校、希望丘複合施設（区民集会所）	115	2 避難所の開設・管理運営 （1）多摩川の洪水に備えた区の最大の対応のケースにおける水害時避難所の開設 ① 水害時避難所（第1次） 〔水害時避難所（第1次）〕 <table><tr><th>地域</th><th>施設（区立小中学校等）</th></tr><tr><td>玉川地域</td><td>中町小学校、玉川中学校、八幡小学校、玉川区民会館、都立園芸高校、都立深沢高校</td></tr><tr><td>砧地域</td><td>千歳小学校、山野小学校、祖師谷小学校、希望丘複合施設（区民集会所）</td></tr></table>	地域	施設（区立小中学校等）	玉川地域	中町小学校、玉川中学校、八幡小学校、玉川区民会館、都立園芸高校、 都立深沢高校	砧地域	千歳小学校、山野小学校、祖師谷小学校、希望丘複合施設（区民集会所）				
地域	施設（区立小中学校等）																			
玉川地域	中町小学校、玉川中学校、八幡小学校、玉川区民会館、都立園芸高校、 東京都市大学等々力キャンパス																			
砧地域	千歳小学校、山野小学校、祖師谷小学校、希望丘複合施設（区民集会所）																			
地域	施設（区立小中学校等）																			
玉川地域	中町小学校、玉川中学校、八幡小学校、玉川区民会館、都立園芸高校、 都立深沢高校																			
砧地域	千歳小学校、山野小学校、祖師谷小学校、希望丘複合施設（区民集会所）																			
6	762	② 水害時避難所（第2次） イ 世田谷地域、北沢地域、烏山地域 〔水害時避難所（第2次）〕 <table><tr><th>地域</th><th>施設（区立小中学校等）</th></tr><tr><td>世田谷地域</td><td>池尻区民集会所、宮坂区民センター、経堂地区会館、下馬地区会館、上馬地区会館</td></tr><tr><td>北沢地域</td><td>北沢タウンホール、松沢区民集会所</td></tr><tr><td>烏山地域</td><td>烏山区民センター、上北沢区民センター、上祖師谷地区会館</td></tr></table>	地域	施設（区立小中学校等）	世田谷地域	池尻区民集会所、 宮坂区民センター 、経堂地区会館、下馬地区会館、上馬地区会館	北沢地域	北沢タウンホール、松沢区民集会所	烏山地域	烏山区民センター、上北沢区民センター、上祖師谷地区会館	115	② 水害時避難所（第2次） イ 世田谷地域、北沢地域、烏山地域 〔水害時避難所（第2次）〕 <table><tr><th>地域</th><th>施設（区立小中学校等）</th></tr><tr><td>世田谷地域</td><td>池尻区民集会所、桜木中学校、経堂地区会館、下馬地区会館、上馬地区会館</td></tr><tr><td>北沢地域</td><td>北沢タウンホール、松沢区民集会所</td></tr><tr><td>烏山地域</td><td>烏山区民センター、上北沢区民センター、上祖師谷地区会館</td></tr></table>	地域	施設（区立小中学校等）	世田谷地域	池尻区民集会所、 桜木中学校 、経堂地区会館、下馬地区会館、上馬地区会館	北沢地域	北沢タウンホール、松沢区民集会所	烏山地域	烏山区民センター、上北沢区民センター、上祖師谷地区会館
地域	施設（区立小中学校等）																			
世田谷地域	池尻区民集会所、 宮坂区民センター 、経堂地区会館、下馬地区会館、上馬地区会館																			
北沢地域	北沢タウンホール、松沢区民集会所																			
烏山地域	烏山区民センター、上北沢区民センター、上祖師谷地区会館																			
地域	施設（区立小中学校等）																			
世田谷地域	池尻区民集会所、 桜木中学校 、経堂地区会館、下馬地区会館、上馬地区会館																			
北沢地域	北沢タウンホール、松沢区民集会所																			
烏山地域	烏山区民センター、上北沢区民センター、上祖師谷地区会館																			

章	頁	修正前	頁	修正後
6	763	(2) 多摩川の洪水に備えた区の最大の対応のケースにおける避難所の管理運営	116	(2) 多摩川の洪水に備えた区の最大の対応のケースにおける避難所の管理運営
		【実施主体】災対統括部、災対地域本部、災対医療衛生部、災対教育部		【実施主体】災対統括部、災対地域本部、災対医療衛生部、災対教育部
		① 水害時避難所運営における地域との連携等 ○ 水害時避難所の開設・運営は区が責任を持ち、 地域住民とともに運営 を行う。 ○ 水害時避難所の運営には、避難所運営委員会等の地元住民の協力をいただけるよう、地域本部（拠点隊）が避難所ごとに調整する。		① 水害時避難所運営における地域との連携等 ○ 水害時避難所の開設・運営は区が責任を持ち、 地域本部（拠点隊） が行う。 ○ 水害時避難所の運営には、 震災時の 避難所運営委員会等の地元住民の協力をいただけるよう、地域本部（拠点隊）が避難所ごとに調整する。
6	763	① 水害時避難所運営における職員の態勢 ア 水害時避難所運営の従事者 ○ 玉川地域・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域外の区立 小学校 等を水害時避難所として開設することを踏まえ、水害時避難所運営の従事者は以下のとおりとする。 ・ 災対玉川地域本部・災対砧地域本部の拠点隊が水害時避難所運営に従事する。 ・ 水害時避難所として施設のある地区の拠点隊が担当する（喜多見地区を除く） 。 ○ 水害時避難所従事職員の割振り、他地域の応援調整等の全体調整は災対地域本部を統括する各地域振興課で行う。 イ 玉川・砧地域水防本部応援管理職の指定 ○ これまでの玉川・砧地域水防本部応援管理職の指定は継続し、引き続き、応援態勢を取り避難所運営等に従事する。 ○ ただし、多摩川の洪水に備えた区の最大の対応時には、災害対策本部態勢を執っていることから、災対各部長の任にあたる者は玉川・砧地域水防本部応援管理職に指定しない。	116	① 水害時避難所運営における職員の態勢 ア 水害時避難所運営の従事者 ○ 玉川地域・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域外の区立 小中学校 等を水害時避難所として開設することを踏まえ、水害時避難所運営の従事者は以下のとおりとする。 ・ 災対玉川地域本部・災対砧地域本部の拠点隊が水害時避難所運営に従事する。 ・ 水害時避難所ごとに担当する拠点隊をあらかじめ定める 。 ○ 水害時避難所従事職員の割振り、他地域の応援調整等の全体調整は災対地域本部を統括する各地域振興課で行う。 イ 玉川・砧地域水防本部応援管理職の指定 ○ これまでの玉川・砧地域水防本部応援管理職の指定は継続し、引き続き、応援態勢を取り避難所運営等に従事する。 ○ ただし、多摩川の洪水に備えた区の最大の対応時には、災害対策本部態勢を執っていることから、災対各部長 等 の任にあたる者は玉川・砧地域水防本部応援管理職に指定しない。
6	764	(3) 避難所における感染症対策 震災編 第2部第9章第5節第2「2 避難所の開設・管理運営(3) 詳細な取組み④感染症対策」を準用する。	117	削除
6	764	2 車中泊 震災編 第2部第9章 第5節 第2「3 車中泊」 を準用する。	117	2 車中泊
				【実施主体】災対地域本部
				震災編 第2部第9章 第3節 第2「3 車中泊」 と異なり、水害時避難所のほかに、車中避難ができる施設として「一時避難施設（車中避難）」を確保していく。なお、車での避難にあたっては、道路が冠水する前の早期避難を呼びかけるとともに、エコノミークラス症候群等の防止のための普及啓発等にも努める。
7	765	第7章 物流・備蓄・輸送対策 ○ 被災者に対し、生命維持に最低限必要な食料・水・生活必需品等を供給する。 ○ 輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行う。	－	第7章 物流・備蓄・輸送対策 削除
8	767	第8章 災害時のトイレ対策の推進、ごみ処理、がれき処理 ○ 災害時のトイレ対策を推進するとともに、ごみ処理、がれき処理を行い、区民の生活環境の保持を図る。	－	第8章 災害時のトイレ対策の推進、ごみ処理、がれき処理 削除
8	768	第1節 ごみ処理 1 対策内容と役割分担	120	第2節 ごみ処理 1 対策内容と役割分担

章	頁	修正前			頁	修正後																							
		機関名		対策内容		機関名		対策内容																					
		区	災対清掃部	○ ごみ処理に関する窓口 ○ 関係団体等と連携し、民間事業者を含む所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材等に対する備えを検証、確保 ○ 所管区域内の被災状況を把握。ごみの発生推定量を算出、一時的な集積場所の確保など、ごみ処理計画を速やかに策定			区	◎災対清掃部 ○ ごみ処理に関する窓口 ○ 関係団体等と連携し、民間事業者を含む所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材等に対する備えを検証、確保 ○ 所管区域内の被災状況を把握。ごみの発生推定量を算出、一時的な集積場所の確保など、ごみ処理計画を速やかに策定																					
8	769	第3節 障害物の除去			122	第3節 障害物の除去																							
		2 道路関係障害物の除去				2 道路関係障害物の除去																							
		関東地方整備局		○ 所管道路について、道路上の障害物の状況を調査し、関係機関と協力の上除去する。		関東地方整備局 東京国道事務所		○ 所管道路について、道路上の障害物の状況を調査し、関係機関と協力の上除去する。																					
9	770	第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策			－	第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策																							
		○ 上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動態勢を確立する。 ○ ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。				削除																							
9	770	<table><tr><td rowspan="5">関東地方整備局</td><td>○災害対策本部の設置</td><td>—————→</td><td>○現地対策本部の設置</td><td>—————→</td></tr><tr><td>○連絡情報体制確保</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>○気象・海象情報等の収集</td><td>—————→</td><td>○河川・道路管理施設 緊急復旧対策</td><td>—————→</td></tr><tr><td></td><td></td><td>○港湾施設の 陸上点検</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>○第三管区海保からヘリ 映像情報の入手、配信</td><td></td></tr></table>			関東地方整備局	○災害対策本部の設置	—————→	○現地対策本部の設置	—————→	○連絡情報体制確保				○気象・海象情報等の収集	—————→	○河川・道路管理施設 緊急復旧対策	—————→			○港湾施設の 陸上点検				○第三管区海保からヘリ 映像情報の入手、配信		－	削除		
関東地方整備局	○災害対策本部の設置	—————→	○現地対策本部の設置	—————→																									
	○連絡情報体制確保																												
	○気象・海象情報等の収集	—————→	○河川・道路管理施設 緊急復旧対策	—————→																									
			○港湾施設の 陸上点検																										
			○第三管区海保からヘリ 映像情報の入手、配信																										
9	770	<table><tr><td rowspan="4">高速道路</td><td>○情報収集</td><td>—————→</td><td>○災害情報把握</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>○対策本部の構築・設置</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>○協力会社への協力要請</td><td></td></tr><tr><td>○通行止め・車線規制</td><td>—————→</td><td>○応急復旧工事</td><td></td></tr></table>			高速道路	○情報収集	—————→	○災害情報把握				○対策本部の構築・設置				○協力会社への協力要請		○通行止め・車線規制	—————→	○応急復旧工事		－	削除						
高速道路	○情報収集	—————→	○災害情報把握																										
			○対策本部の構築・設置																										
			○協力会社への協力要請																										
	○通行止め・車線規制	—————→	○応急復旧工事																										
9	771				－	削除																							

章	頁	修正前	頁	修正後
		鉄道事業者 ○情報収集 ○観測強化 ○警戒本部の設置 ○本部員参集 ○徐行運転・運行中止 ○対策本部の設置 ○運行中止 ○救助・避難誘導 ○振替輸送手配 ○安全確認区間より運行開始		
9	771 ～ 772	第4節　ガス施設等 (1) 活動態勢 ○ <u>東京ガスは本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。東京ガス以外のグループ各社も、グループ各社の規定に基づき態勢をとる。</u> (2) 応急対策 ① 災害時の初動措置 ○ <u>官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集</u> ○ <u>事業所設備等の点検</u> ○ <u>製造所、整圧所等における供給操作</u> ○ <u>その他、状況に応じた措置</u> ② 応急措置 ○ <u>非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。</u> ○ <u>施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。</u> ○ <u>供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。</u> ○ <u>その他現場の状況により適切な措置を行う。</u> ③ 資機材等の調達 ○ <u>復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。</u> <u>(ア) 取引先やメーカー等からの調達</u> <u>(イ) 各支部間の流用</u> <u>(ウ) 他ガス事業者からの融通</u> ④ 車両の確保 ○ <u>本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼動可能な態勢にある。</u> (3) 復旧対策 ○ <u>ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。</u> ○ <u>社会的優先度の高い病院などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供</u>	124	第4節　ガス施設等 <u>震災編 第2部第4章第3節第2「6　電気・ガス・通信等」、第3「6　電気・ガス・通信等」を準用する。</u>

章	頁	修正前	頁	修正後
		給する。		
10	773	第10章 公共施設等の応急・復旧対策 ○ 公共土木施設及び鉄道施設並びにその他の公共施設等の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行う。	—	第10章 公共施設等の応急・復旧対策 削除
10	773	(1) 災害時の応急措置 関東地方整備局 ○ 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所及び出張所においてはパトロールカー等による巡視を実施 ○ ヘリコプター及び道路情報モニター等から道路の情報を収集 ○ 巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、必要に応じたう回道路の選定、その誘導等の措置とともに、速やかな応急・復旧工事を実施し、交通路としての機能を確保	125	(1) 災害時の応急措置 関東地方整備局 ○ 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所及び出張所においてはパトロールカー等による巡視を実施 ○ ヘリコプター等から道路の情報を収集 ○ 巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、必要に応じたう回道路の選定、その誘導等の措置とともに、速やかな応急・復旧工事を実施し、交通路としての機能を確保
10	774	(2) 応急復旧対策 関東地方整備局 ○ パトロールによる巡視結果等をもとに被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保 ○ 発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に推進	126	(2) 応急復旧対策 関東地方整備局 東京国道事務所 ○ パトロールによる巡視結果等をもとに、被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能を確保 ○ 発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄を計画的に整備
11	133	第11章 応急生活対策 ○ 被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を図る。 ○ 児童・生徒の生命及び安全並びに教育活動、区民生活の安定を図るための応急金融対策を図る。	—	第11章 応急生活対策 削除
12	781	第12章 災害救助法の適用 ○ 災害が発生し、区の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。	—	第12章 災害救助法の適用 削除
13	782	第13章 激甚災害の指定 ○ 大規模な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要がある。	—	第13章 激甚災害の指定 削除

【風水害編】
第4部
雪害対策

章	頁	修正前	頁	修正後																								
2	786	第1節 組織及び態勢 1 水防本部に準じた態勢 (1) 気象庁から大雪警報（発表基準：12 時間降雪の深さ 10cm）が発表された場合、次の対策を実施する。 <table><tr><th>担当部</th><th>主な対策等</th></tr><tr><td>危機管理部 総合支所（※応援管理職を除く）</td><td> ○ 情報収集（※水防本部情報連絡態勢を敷き対応） ○ 情報発信（ホームページ、ツイッター等） ○ 関係機関との相互連絡（警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等） </td></tr><tr><td>政策経営部</td><td> ○ マスコミ対応 </td></tr></table> (2) 道路上の積雪が概ね 15cm 以上となり、積雪を除去する必要があるが生じたとき、次の対策を上記（1）に加え実施する。 なお、除雪作業は、気象状況等を踏まえ柔軟に対応する。 <table><tr><th>担当部</th><th>主な対策等</th></tr><tr><td>土木部 道路・交通計画部 みどり33推進担当部 協定団体等</td><td> ○ 除雪作業 ○ 倒木の処理 </td></tr><tr><td>区の施設管理者</td><td> ○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。 </td></tr></table>	担当部	主な対策等	危機管理部 総合支所（※応援管理職を除く）	○ 情報収集（※水防本部情報連絡態勢を敷き対応） ○ 情報発信（ホームページ、ツイッター等） ○ 関係機関との相互連絡（警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等）	政策経営部	○ マスコミ対応	担当部	主な対策等	土木部 道路・交通計画部 みどり33推進担当部 協定団体等	○ 除雪作業 ○ 倒木の処理	区の施設管理者	○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。	138	第1節 組織及び態勢 1 水防本部に準じた態勢 (1) 気象庁から大雪警報（発表基準：12 時間降雪の深さ 10cm）が発表された場合、次の対策を実施する。 <table><tr><th>担当部</th><th>主な対策等</th></tr><tr><td>危機管理部 総合支所（※応援管理職を除く）</td><td> ○ 情報収集（※水防本部情報連絡態勢を敷き対応） ○ 情報発信（ホームページ、X（旧ツイッター）等） ○ 関係機関との相互連絡（警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等） </td></tr><tr><td>政策経営部</td><td> ○ マスコミ対応 </td></tr></table> (2) 大雪警報が発表（12 時間降雪の深さ 10cm）され、積雪が概ね 10cm 以上となったとき。また、積雪が 10cm 未満であっても融雪の見込みがなく、凍結等の恐れがある場合、上記（1）に加え実施する。 <table><tr><th>担当部</th><th>主な対策等</th></tr><tr><td>土木部 道路・交通計画部 みどり33推進担当部 協定団体等</td><td> ○ 除雪作業 （道路施設周辺） ○ 倒木の処理 等 </td></tr><tr><td>区の施設管理者</td><td> ○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。 </td></tr></table>	担当部	主な対策等	危機管理部 総合支所（※応援管理職を除く）	○ 情報収集（※水防本部情報連絡態勢を敷き対応） ○ 情報発信（ホームページ、X（旧ツイッター）等） ○ 関係機関との相互連絡（警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等）	政策経営部	○ マスコミ対応	担当部	主な対策等	土木部 道路・交通計画部 みどり33推進担当部 協定団体等	○ 除雪作業 （道路施設周辺） ○ 倒木の処理 等	区の施設管理者	○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。
	担当部	主な対策等																										
危機管理部 総合支所（※応援管理職を除く）	○ 情報収集（※水防本部情報連絡態勢を敷き対応） ○ 情報発信（ホームページ、ツイッター等） ○ 関係機関との相互連絡（警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等）																											
政策経営部	○ マスコミ対応																											
担当部	主な対策等																											
土木部 道路・交通計画部 みどり33推進担当部 協定団体等	○ 除雪作業 ○ 倒木の処理																											
区の施設管理者	○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。																											
担当部	主な対策等																											
危機管理部 総合支所（※応援管理職を除く）	○ 情報収集（※水防本部情報連絡態勢を敷き対応） ○ 情報発信（ホームページ、X（旧ツイッター）等） ○ 関係機関との相互連絡（警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等）																											
政策経営部	○ マスコミ対応																											
担当部	主な対策等																											
土木部 道路・交通計画部 みどり33推進担当部 協定団体等	○ 除雪作業 （道路施設周辺） ○ 倒木の処理 等																											
区の施設管理者	○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。																											
2	787	2 （仮称）応急対策本部 気象庁の予報から、道路上の積雪が 30cm 以上 50cm 未満となることが予想される場合、（仮称）応急対策本部（本部長：担当副区長）を設置する。 業務上必要な部署を中心に必要人数のみ参集し、主に次の対策を実施する。 <table><tr><th>担当部</th><th>主な対策等</th></tr><tr><td>危機管理部</td><td> ○ 情報発信（ホームページ、ツイッター等） ○ 情報収集（区内全体の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（都への被害報告等） </td></tr><tr><td>政策経営部</td><td> ○ 情報発信（ホームページ、ツイッター、マスコミ対応等） </td></tr><tr><td>総合支所（※応援管理職を含む）</td><td> ○ 情報収集（各総合支所管内の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等） ○ 避難所の開設・運営（地区会館等） ○ 帰宅困難者支援施設の開設・運営 ○ 停電した場合の在宅人工呼吸器使用者への対応 </td></tr><tr><td>教育委員会</td><td> ○ （時間帯により）休校等の判断（小・中学校、幼稚園） </td></tr></table>	担当部	主な対策等	危機管理部	○ 情報発信（ホームページ、ツイッター等） ○ 情報収集（区内全体の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（都への被害報告等）	政策経営部	○ 情報発信（ホームページ、ツイッター、マスコミ対応等）	総合支所（※応援管理職を含む）	○ 情報収集（各総合支所管内の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等） ○ 避難所の開設・運営（地区会館等） ○ 帰宅困難者支援施設の開設・運営 ○ 停電した場合の在宅人工呼吸器使用者への対応	教育委員会	○ （時間帯により）休校等の判断（小・中学校、幼稚園）	138 ～ 139	2 （仮称）応急対策本部 気象庁の予報から、道路上の積雪が 30cm 以上 50cm 未満となることが予想される場合、（仮称）応急対策本部（本部長：担当副区長）を設置する。 業務上必要な部署を中心に必要人数のみ参集し、主に次の対策を実施する。 <table><tr><th>担当部</th><th>主な対策等</th></tr><tr><td>危機管理部</td><td> ○ 情報発信（ホームページ、X（旧ツイッター）等） ○ 情報収集（区内全体の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（都への被害報告等） </td></tr><tr><td>政策経営部</td><td> ○ 情報発信（ホームページ、X（旧ツイッター）、マスコミ対応等） </td></tr><tr><td>総合支所（※応援管理職を含む）</td><td> ○ 情報収集（各総合支所管内の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等） ○ 避難所の開設・運営（地区会館等） ○ 帰宅困難者支援施設の開設・運営 ○ 停電した場合の在宅人工呼吸器使用者への対応 </td></tr><tr><td>教育委員会</td><td> ○ （時間帯により）休校等の判断（小中学校、幼稚園） </td></tr></table>	担当部	主な対策等	危機管理部	○ 情報発信（ホームページ、X（旧ツイッター）等） ○ 情報収集（区内全体の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（都への被害報告等）	政策経営部	○ 情報発信（ホームページ、X（旧ツイッター）、マスコミ対応等）	総合支所（※応援管理職を含む）	○ 情報収集（各総合支所管内の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等） ○ 避難所の開設・運営（地区会館等） ○ 帰宅困難者支援施設の開設・運営 ○ 停電した場合の在宅人工呼吸器使用者への対応	教育委員会	○ （時間帯により）休校等の判断（小中学校、幼稚園）				
担当部	主な対策等																											
危機管理部	○ 情報発信（ホームページ、ツイッター等） ○ 情報収集（区内全体の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（都への被害報告等）																											
政策経営部	○ 情報発信（ホームページ、ツイッター、マスコミ対応等）																											
総合支所（※応援管理職を含む）	○ 情報収集（各総合支所管内の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等） ○ 避難所の開設・運営（地区会館等） ○ 帰宅困難者支援施設の開設・運営 ○ 停電した場合の在宅人工呼吸器使用者への対応																											
教育委員会	○ （時間帯により）休校等の判断（小・中学校、幼稚園）																											
担当部	主な対策等																											
危機管理部	○ 情報発信（ホームページ、X（旧ツイッター）等） ○ 情報収集（区内全体の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（都への被害報告等）																											
政策経営部	○ 情報発信（ホームページ、X（旧ツイッター）、マスコミ対応等）																											
総合支所（※応援管理職を含む）	○ 情報収集（各総合支所管内の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等） ○ 避難所の開設・運営（地区会館等） ○ 帰宅困難者支援施設の開設・運営 ○ 停電した場合の在宅人工呼吸器使用者への対応																											
教育委員会	○ （時間帯により）休校等の判断（小中学校、幼稚園）																											

章	頁	修正前		頁	修正後																																									
		土木部 道路・交通計画部 みどり33推進担当部 協定団体等	○ 除雪作業 ○ 倒木の処理		土木部 道路・交通計画部 みどり33推進担当部 協定団体等	○ 除雪作業 ○ 倒木の処理																																								
		区の施設管理者	○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。		区の施設管理者	○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。																																								
2	788	3 災害対策本部 気象庁の予報から、道路上の積雪が50cm以上となることが予想される場合、世田谷区災害対策本部（本部長：区長）を設置する。 業務上必要な部のみ参集し、主に次の対策を実施する。		139	3 災害対策本部 気象庁の予報から、道路上の積雪が50cm以上となることが予想される場合、世田谷区災害対策本部（本部長：区長）を設置する。 業務上必要な部のみ参集し、主に次の対策を実施する。																																									
		<table><tr><th colspan="2">担当災対部</th><th>主な対策等</th></tr><tr><td rowspan="7">区</td><td>災対統括部</td><td>○ 情報発信（ホームページ、ツイッター等） ○ 情報収集（区内全体の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（都への被害報告等） ○ 避難誘導 ○ （都経由）自衛隊派遣要請準備</td></tr><tr><td>災対財政・広報部</td><td>○ 情報発信（ホームページ、ツイッター、マスコミ対応等）</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 情報収集（各総合支所管内の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（警察署、消防署、消防団等） ○ 避難所の運営（飲料水、食料等の提供） ○ 避難誘導等 ○ 避難行動要支援者対策（福祉サービス阻害時の対応、物流停滞時の対応）</td></tr><tr><td>災対保健福祉部</td><td>○ 福祉避難所の開設準備・開設 ○ 保育園の休園等の判断</td></tr><tr><td>災対教育部</td><td>○ （時間帯により）休校等の判断（小・中学校、幼稚園）</td></tr><tr><td>災対土木部 協定団体等</td><td>○ 除雪作業 ○ 倒木の処理</td></tr><tr><td>区の施設管理者</td><td>○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。</td></tr><tr><td>その他の部</td><td>○ 必要に応じて応援</td></tr></table>		担当災対部		主な対策等	区	災対統括部	○ 情報発信（ホームページ、 ツイッター 等） ○ 情報収集（区内全体の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（都への被害報告等） ○ 避難誘導 ○ （都経由）自衛隊派遣要請準備	災対財政・広報部	○ 情報発信（ホームページ、 ツイッター 、マスコミ対応等）	災対地域本部	○ 情報収集（各総合支所管内の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（警察署、消防署、消防団等） ○ 避難所の運営（飲料水、食料等の提供） ○ 避難誘導等 ○ 避難行動要支援者対策（福祉サービス阻害時の対応、物流停滞時の対応）	災対保健福祉部	○ 福祉避難所の開設準備・開設 ○ 保育園の休園等の判断	災対教育部	○ （時間帯により）休校等の判断（ 小・中学校 、幼稚園）	災対土木部 協定団体等	○ 除雪作業 ○ 倒木の処理	区の施設管理者	○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。	その他の部	○ 必要に応じて応援		<table><tr><th colspan="2">担当災対部</th><th>主な対策等</th></tr><tr><td rowspan="7">区</td><td>災対統括部</td><td>○ 情報発信（ホームページ、X（旧ツイッター）等） ○ 情報収集（区内全体の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（都への被害報告等） ○ 避難誘導 ○ （都経由）自衛隊派遣要請準備</td></tr><tr><td>災対財政・広報部</td><td>○ 情報発信（ホームページ、X（旧ツイッター）、マスコミ対応等）</td></tr><tr><td>災対地域本部</td><td>○ 情報収集（各総合支所管内の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（警察署、消防署、消防団等） ○ 避難所の運営（飲料水、食料等の提供） ○ 避難誘導等 ○ 避難行動要支援者対策（福祉サービス阻害時の対応、物流停滞時の対応）</td></tr><tr><td>災対保健福祉部</td><td>○ 福祉避難所の開設準備・開設 ○ 保育園の休園等の判断</td></tr><tr><td>災対教育部</td><td>○ （時間帯により）休校等の判断（小中学校、幼稚園）</td></tr><tr><td>災対土木部 協定団体等</td><td>○ 除雪作業 ○ 倒木の処理</td></tr><tr><td>区の施設管理者</td><td>○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。</td></tr><tr><td>その他の部</td><td>○ 必要に応じて応援</td></tr></table>		担当災対部		主な対策等	区	災対統括部	○ 情報発信（ホームページ、 X（旧ツイッター） 等） ○ 情報収集（区内全体の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（都への被害報告等） ○ 避難誘導 ○ （都経由）自衛隊派遣要請準備	災対財政・広報部	○ 情報発信（ホームページ、 X（旧ツイッター） 、マスコミ対応等）	災対地域本部	○ 情報収集（各総合支所管内の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（警察署、消防署、消防団等） ○ 避難所の運営（飲料水、食料等の提供） ○ 避難誘導等 ○ 避難行動要支援者対策（福祉サービス阻害時の対応、物流停滞時の対応）	災対保健福祉部	○ 福祉避難所の開設準備・開設 ○ 保育園の休園等の判断	災対教育部	○ （時間帯により）休校等の判断（ 小中学校 、幼稚園）	災対土木部 協定団体等	○ 除雪作業 ○ 倒木の処理	区の施設管理者	○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。	その他の部	○ 必要に応じて応援
担当災対部		主な対策等																																												
区	災対統括部	○ 情報発信（ホームページ、 ツイッター 等） ○ 情報収集（区内全体の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（都への被害報告等） ○ 避難誘導 ○ （都経由）自衛隊派遣要請準備																																												
	災対財政・広報部	○ 情報発信（ホームページ、 ツイッター 、マスコミ対応等）																																												
	災対地域本部	○ 情報収集（各総合支所管内の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（警察署、消防署、消防団等） ○ 避難所の運営（飲料水、食料等の提供） ○ 避難誘導等 ○ 避難行動要支援者対策（福祉サービス阻害時の対応、物流停滞時の対応）																																												
	災対保健福祉部	○ 福祉避難所の開設準備・開設 ○ 保育園の休園等の判断																																												
	災対教育部	○ （時間帯により）休校等の判断（ 小・中学校 、幼稚園）																																												
	災対土木部 協定団体等	○ 除雪作業 ○ 倒木の処理																																												
	区の施設管理者	○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。																																												
その他の部	○ 必要に応じて応援																																													
担当災対部		主な対策等																																												
区	災対統括部	○ 情報発信（ホームページ、 X（旧ツイッター） 等） ○ 情報収集（区内全体の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（都への被害報告等） ○ 避難誘導 ○ （都経由）自衛隊派遣要請準備																																												
	災対財政・広報部	○ 情報発信（ホームページ、 X（旧ツイッター） 、マスコミ対応等）																																												
	災対地域本部	○ 情報収集（各総合支所管内の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（警察署、消防署、消防団等） ○ 避難所の運営（飲料水、食料等の提供） ○ 避難誘導等 ○ 避難行動要支援者対策（福祉サービス阻害時の対応、物流停滞時の対応）																																												
	災対保健福祉部	○ 福祉避難所の開設準備・開設 ○ 保育園の休園等の判断																																												
	災対教育部	○ （時間帯により）休校等の判断（ 小中学校 、幼稚園）																																												
	災対土木部 協定団体等	○ 除雪作業 ○ 倒木の処理																																												
	区の施設管理者	○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。																																												
その他の部	○ 必要に応じて応援																																													
2	789	第2節 情報収集・連絡体制		140	第2節 情報収集・連絡体制																																									
		1 情報収集 雪害に関する予報及び観測情報等の収集は、第3部「第2章 情報の収集・伝達」を参照。 なお、気象注意報・警報等のうち、雪害に関するものは下記のとおりである。 【注意報・警報の発表基準】（令和2年10月1日現在 気象庁予報部） <table><tr><td>府県予報区</td><td>東京都</td></tr></table>		府県予報区	東京都		1 情報収集 雪害に関する予報及び観測情報等の収集は、第3部「第2章 情報の収集・伝達」を参照。 また、雪害に関する気象情報として、積雪情報にも留意する。 *大雨及び洪水警報・注意報基準〔資料編資料第●・P●●〕																																							
府県予報区	東京都																																													

章	頁	修正前	頁	修正後																															
		<table><tr><td colspan="2">一次細分区域</td><td>東京地方</td></tr><tr><td colspan="2">市町村等をまとめた地域</td><td>23 区西部</td></tr><tr><td colspan="2">二次細分区域</td><td>世田谷区</td></tr><tr><td rowspan="6">注意報</td><td>風雪</td><td>13m/s 以上 雪を伴う</td></tr><tr><td>大雪</td><td>12 時間降雪の深さ 5 cm 以上</td></tr><tr><td>融雪</td><td></td></tr><tr><td>なだれ</td><td></td></tr><tr><td>霜</td><td>4 月 10 日～5 月 15 日 最低気温 2℃以下</td></tr><tr><td>着氷・着雪</td><td>大雪警報の条件下で気温が－ 2℃～2℃の時</td></tr><tr><td rowspan="2">警報</td><td>暴風雪</td><td>25m/s 以上 雪を伴う</td></tr><tr><td>大雪</td><td>12 時間降雪の深さ 10cm 以上</td></tr></table> 【特別警報の発表基準】（令和 2 年 10 月 29 日現在 気象庁予報部） <table><tr><td>暴風雪</td><td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr><tr><td>大雪</td><td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr></table> また、雪害に関する気象情報として、積雪情報にも留意する。	一次細分区域		東京地方	市町村等をまとめた地域		23 区西部	二次細分区域		世田谷区	注意報	風雪	13m/s 以上 雪を伴う	大雪	12 時間降雪の深さ 5 cm 以上	融雪		なだれ		霜	4 月 10 日～5 月 15 日 最低気温 2℃以下	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が－ 2℃～2℃の時	警報	暴風雪	25m/s 以上 雪を伴う	大雪	12 時間降雪の深さ 10cm 以上	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
一次細分区域		東京地方																																	
市町村等をまとめた地域		23 区西部																																	
二次細分区域		世田谷区																																	
注意報	風雪	13m/s 以上 雪を伴う																																	
	大雪	12 時間降雪の深さ 5 cm 以上																																	
	融雪																																		
	なだれ																																		
	霜	4 月 10 日～5 月 15 日 最低気温 2℃以下																																	
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が－ 2℃～2℃の時																																	
警報	暴風雪	25m/s 以上 雪を伴う																																	
	大雪	12 時間降雪の深さ 10cm 以上																																	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																		
2	791	第 3 節 除雪活動 2 除雪活動 （1）所管施設等の除雪 ① 区道の除雪 ア 除雪作業の実施 （ア）除雪作業は 道路上の積雪がおおむね 15cm となり、積雪を除去する必要があるときに 除雪作業本部を置き、土木部長（以下、本部長という。）の指示に基づき人力及び機動力により実施する。 （中略） ウ 事前準備 気象状況を常時把握し、 積雪がおおむね 15cm 以上となるおそれがあるときは、 直ちに除雪作業が実施できるよう、事前に次の措置をとるものとする。	141	第 3 節 除雪活動 2 除雪活動 （1）所管施設等の除雪 ① 区道の除雪 ア 除雪作業の実施 （ア）除雪作業は 大雪警報が発表（12 時間降雪の深さ 10cm）され、積雪が概ね 10cm 以上となったとき、また、積雪が 10cm 未満であっても融雪の見込みがなく、凍結等の恐れがある場合に、 除雪作業本部を置き、土木部長（以下、本部長という。）の指示に基づき人力及び機動力により実施する。 （中略） ウ 事前準備 気象状況を常時把握し、直ちに除雪作業が実施できるよう、事前に次の措置をとるものとする。																															
2	792	② 区道以外の道路の除雪 ○ 道路管理者は、積雪、凍結、交通量等路線の諸条件を考慮し、雪氷対策路線の指定等の雪氷対策に努める。	143	② 区道以外の道路の除雪 削除																															
2	794	1 他機関への応援要請 （1）自衛隊	144	1 他機関への応援要請 （1）自衛隊																															

章	頁	修正前	頁	修正後
		区は、自衛隊による災害派遣が必要と認められるとき、第3部第1章「第6節 応援協力・派遣要請」に定めた手順に従って、要請を行う。 【大規模な雪害への対応】 区長は、人命救助や除雪による速やかな孤立地域の解消等のため、必要があると認める場合には、第3部第1章「第6節 応援協力・派遣要請」の内容に準じ、都知事に対し、自衛隊の災害派遣に係る要求を行う。		区長は、人命救助や除雪による速やかな孤立地域の解消等のため、必要があると認める場合には、第3部第1章「第6節 応援協力・派遣要請」の内容に準じ、都知事に対し、自衛隊の災害派遣に係る要求を行う。

【富士山等噴火降灰対策編】

章	頁	修正前	頁	修正後																				
1	799	第1節 富士山の現状等 1 富士山の概要 <u>富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に、静岡県と山梨県の二県にまたがって位置しており、富士山火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。</u> <u>日本に 110 存在する活火山の一つであり、活動度はランク B（100 年活動度又は 1 万年活動度が高い火山）とされている。</u> <u>標高は 3,776m で日本最高峰であり、山体の体積は約 400k m³で日本の陸域で最大の火山である。</u> <u>山腹斜面の勾配は、標高 1,000m 以下では 10 度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは 40 度近くとなっている。</u> <u>都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約 47km、新宿区の都庁まで約 95km、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約 115km となっている。</u>	－	削除																				
1	799 ～ 800	2 富士山の活動史 <u>富士山は今から 70～20 万年前に活動を開始し噴火を繰り返すことで、約 1 万年前に現在のような美しい円錐形の火山となったと考えられている。</u> <u>それ以降も活発な火山活動を繰り返しており過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。</u> （1）富士山の成り立ち <u>富士山は、約 10 万年前から 1 万年前まで活動した「古富士火山」とそれ以降、現在まで活動を続ける「新富士火山」に区分されている。</u> <u>古富士火山は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。</u> <u>新富士火山は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火砕物（火山灰、大山礫等砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴づけられ噴火口の位置や噴出物の種類等から 5 つの活動期に分類できる。</u> <新富士火山の主な噴火活動期> <table><tr><th>活動期</th><th>年代</th><th>主な噴火口の位置</th><th>噴火の特徴</th></tr><tr><td><u>I</u></td><td><u>約 11,000 年前</u> <u>～約 8,000 年前</u></td><td><u>山頂と山腹等</u></td><td><u>多量の溶岩流の流出</u> <u>噴出量は、新富士火山全体の 8～9 割に及ぶ</u></td></tr><tr><td><u>II</u></td><td><u>約 8,000 年前</u> <u>～約 4,500 年前</u></td><td><u>山頂</u></td><td><u>溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火</u></td></tr><tr><td><u>III</u></td><td><u>約 4,500 年前</u> <u>～約 3,200 年前</u></td><td><u>山頂と山腹等</u></td><td><u>小・中規模の大きい火砕物噴火や溶岩流噴火</u></td></tr><tr><td><u>IV</u></td><td><u>約 3,200 年前</u></td><td><u>山頂</u></td><td><u>比較的規模の大きい火砕物噴火が頻</u></td></tr></table>	活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴	<u>I</u>	<u>約 11,000 年前</u> <u>～約 8,000 年前</u>	<u>山頂と山腹等</u>	<u>多量の溶岩流の流出</u> <u>噴出量は、新富士火山全体の 8～9 割に及ぶ</u>	<u>II</u>	<u>約 8,000 年前</u> <u>～約 4,500 年前</u>	<u>山頂</u>	<u>溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火</u>	<u>III</u>	<u>約 4,500 年前</u> <u>～約 3,200 年前</u>	<u>山頂と山腹等</u>	<u>小・中規模の大きい火砕物噴火や溶岩流噴火</u>	<u>IV</u>	<u>約 3,200 年前</u>	<u>山頂</u>	<u>比較的規模の大きい火砕物噴火が頻</u>	－	削除
活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴																					
<u>I</u>	<u>約 11,000 年前</u> <u>～約 8,000 年前</u>	<u>山頂と山腹等</u>	<u>多量の溶岩流の流出</u> <u>噴出量は、新富士火山全体の 8～9 割に及ぶ</u>																					
<u>II</u>	<u>約 8,000 年前</u> <u>～約 4,500 年前</u>	<u>山頂</u>	<u>溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火</u>																					
<u>III</u>	<u>約 4,500 年前</u> <u>～約 3,200 年前</u>	<u>山頂と山腹等</u>	<u>小・中規模の大きい火砕物噴火や溶岩流噴火</u>																					
<u>IV</u>	<u>約 3,200 年前</u>	<u>山頂</u>	<u>比較的規模の大きい火砕物噴火が頻</u>																					

章	頁	修正前				頁	修正後																																	
			～約 2,200 年前		発																																			
		V	約 2,200 年前以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火																																			
		宮地（1988）に基づく																																						
1	800	（２）歴史資料上の噴火 歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707 年の宝永噴火を最後に、これまでの約 300 年間富士山は静かな状態が続いている。 <table><tr><th>年代</th><th>火山活動の状況</th><th>特に名前がついた噴火</th></tr><tr><td>781 年（天応元年）</td><td>山麓に降灰、木の葉が枯れた</td><td></td></tr><tr><td>800～802 年（延暦 19～20 年）</td><td>大量の降灰、噴石</td><td>延暦（エンリャク）噴火</td></tr><tr><td>864～866 年（貞観 6～7 年）</td><td>溶岩流出（青木ヶ原溶岩。）溶岩により人家埋没。湖の魚被害</td><td>貞観（ジョウガン）噴火</td></tr><tr><td>937 年（承平 7 年）</td><td>噴火</td><td></td></tr><tr><td>999 年（長保元年）</td><td>噴火</td><td></td></tr><tr><td>1033 年（長元 5 年）</td><td>溶岩流が山麓に達した</td><td></td></tr><tr><td>1083 年（永保 3 年）</td><td>爆発的な噴火</td><td></td></tr><tr><td>1511 年（永正 8 年）</td><td>噴火</td><td></td></tr><tr><td>1560 年（永録 3 年）</td><td>噴火</td><td></td></tr><tr><td>1707 年（宝永 4 年）</td><td>噴火前日から地震群発、12 月 16 日から 2 週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰</td><td>宝永（ホウエイ）噴火</td></tr></table>				年代	火山活動の状況	特に名前がついた噴火	781 年（天応元年）	山麓に降灰、木の葉が枯れた		800～802 年（延暦 19～20 年）	大量の降灰、噴石	延暦（エンリャク）噴火	864～866 年（貞観 6～7 年）	溶岩流出（青木ヶ原溶岩。）溶岩により人家埋没。湖の魚被害	貞観（ジョウガン）噴火	937 年（承平 7 年）	噴火		999 年（長保元年）	噴火		1033 年（長元 5 年）	溶岩流が山麓に達した		1083 年（永保 3 年）	爆発的な噴火		1511 年（永正 8 年）	噴火		1560 年（永録 3 年）	噴火		1707 年（宝永 4 年）	噴火前日から地震群発、12 月 16 日から 2 週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰	宝永（ホウエイ）噴火	－	削除
年代	火山活動の状況	特に名前がついた噴火																																						
781 年（天応元年）	山麓に降灰、木の葉が枯れた																																							
800～802 年（延暦 19～20 年）	大量の降灰、噴石	延暦（エンリャク）噴火																																						
864～866 年（貞観 6～7 年）	溶岩流出（青木ヶ原溶岩。）溶岩により人家埋没。湖の魚被害	貞観（ジョウガン）噴火																																						
937 年（承平 7 年）	噴火																																							
999 年（長保元年）	噴火																																							
1033 年（長元 5 年）	溶岩流が山麓に達した																																							
1083 年（永保 3 年）	爆発的な噴火																																							
1511 年（永正 8 年）	噴火																																							
1560 年（永録 3 年）	噴火																																							
1707 年（宝永 4 年）	噴火前日から地震群発、12 月 16 日から 2 週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰	宝永（ホウエイ）噴火																																						
1	801	（３）最近の活動 平成 12 年（2000 年）10 月から 12 月及び翌年 4 月から 5 月にかけて、富士山直下深さ 15km 付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。 3 富士山における噴火の特徴 これまでに分かっている「新富士火山」の噴火の主な特徴は、次のとおり。 ・ 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数ではあるが火砕流の発生も確認されている。 ・ 山頂火口では、繰り返し同一の火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。 ・ 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2200 年前以降で最大の火砕噴火は、宝永噴火であり最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。 ・ 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されている。 4 富士山以外の火山				－	削除																																	

章	頁	修正前	頁	修正後																								
		富士山以外の火山において、区に影響するような噴火等が発生した場合は、発生の規模に応じて、適正な対応をする。 *日本における過去噴火一覧〔資料編資料第 123・P287〕 *火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山〔資料編資料第 124・P288〕																										
1	802	第2節 国による検討 （中略） また、平成 16 年 6 月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、県、市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数な観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成 17 年 9 月に「富士山火山広域防災対策」としてとりまとめられ、中央防災会議に報告された。	149 ～ 150	第1節 国による検討 （中略） また、平成 16 年 6 月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、県、市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数な観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成 17 年 9 月に「富士山火山広域防災対策」としてとりまとめられ、中央防災会議に報告された。 影響が広範囲に及ぶ大規模な噴火の対策については、平成 20 年（2008 年）3 月の「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」において、今後の課題として指摘された。これを受け、平成 24 年（2012 年）3 月の「火山防災対策の推進に係る検討会とりまとめ」において検討課題の提起がなされ、平成 25 年（2013 年）5 月の「大規模火山災害対策への提言」において、大規模火山災害への備えの現状の課題と、国と地方公共団体に取り組むべき事項が示された。 このうち、警戒避難体制の整備や火山専門家の知見の活用や育成については、平成 26 年（2014 年）に発生した御嶽山の噴火災害を受けて改正された活動火山対策特別措置法にその趣旨が反映され、法改正以降の取組みの中で対策が進められているが、降灰対策については課題として残されていた。 このため、大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方を検討するため、平成 30 年（2018 年）8 月に中央防災会議防災対策実行会議に「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が設置された。同ワーキングが令和 2 年（2020 年）4 月に公表した降灰シミュレーションにおいて、国や指定公共機関、地方公共団体等が大規模噴火時の降灰対策の検討を行う際の前提となる、降灰分布とそれによる交通機関やライフライン等への影響、大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方が示された。																								
1	804	3 火山灰による被害 （2）健康被害 ① 呼吸器系の影響 噴火によっては、火山灰粒子が非常に細かく、呼吸によって肺の奥深くにまで入ることもある。 大量の火山灰にさらされると、健康な人でも咳の増加や炎症等を伴う胸の不快感を感じる。一般的な急性（短期間）の症状は次のとおり。	151	3 火山灰による被害 （2）健康被害 ① 呼吸器系の影響 噴火によっては、火山灰粒子が非常に細かく、呼吸によって肺の奥深くにまで入ることもある。 大量の火山灰にさらされると、健康な人でも咳の増加や炎症等を伴う胸の不快感を覚える。一般的な急性（短期間）の症状は次のとおり。																								
2	806	第2節 火山観測 1 国の火山観測体制 <table><tr><th>気象庁</th><th>東京大学地震研究所</th><th>防災科学技術研究所</th><th>国の他機関</th></tr><tr><td>・地震計 6</td><td>・地震計 8</td><td>・地震計 6</td><td>国土地理院及び海上保安庁が、地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。</td></tr><tr><td>・GNSS 3</td><td>・傾斜計 1</td><td>・傾斜計 6</td><td></td></tr><tr><td>・空振計 2</td><td>・歪計 1</td><td>・雨量計 4</td><td></td></tr><tr><td>・傾斜計 2</td><td>・体積温度計 1</td><td>・気圧計 4</td><td></td></tr><tr><td>・監視カメラ 1</td><td>・全磁力 1</td><td>・GNSS 6</td><td></td></tr></table> 2 気象庁の実施する火山観測	気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他機関	・地震計 6	・地震計 8	・地震計 6	国土地理院及び海上保安庁が、地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。	・GNSS 3	・傾斜計 1	・傾斜計 6		・空振計 2	・歪計 1	・雨量計 4		・傾斜計 2	・体積温度計 1	・気圧計 4		・監視カメラ 1	・全磁力 1	・GNSS 6		153	第2節 火山観測 （国及び都等の火山観測体制は、東京都地域防災計画 火山編（平成 30 年修正）第 2 章「火山観測」P191 参照）
気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他機関																									
・地震計 6	・地震計 8	・地震計 6	国土地理院及び海上保安庁が、地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。																									
・GNSS 3	・傾斜計 1	・傾斜計 6																										
・空振計 2	・歪計 1	・雨量計 4																										
・傾斜計 2	・体積温度計 1	・気圧計 4																										
・監視カメラ 1	・全磁力 1	・GNSS 6																										

章	頁	修正前			頁	修正後		
			区分 内容 震動観測 地震計により、火山及びその周辺に発生する火山性地震、火山性微動を観測する。 地殻変動観測 GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。 表面現象の観測 監視カメラ等により、噴煙の状態や噴出物等の観測を行う。また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。 その他の観測 磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。					
3	812	第 1 0 節 宅地の降灰対策			158	第 1 0 節 宅地の降灰対策		
		機関名 対策内容 区 ◎災対統括部 降灰予報やその他火山情報の把握 被害額の算定・報告 収集した降灰の処分の都との調整 災対清掃部 宅地から出された降灰の収集・運搬 収集した降灰の処分の清掃組合との調整 災対地域本部 降灰情報やその他火山情報の把握 測定機器の設置・測定 被害額の算定・報告 災対財政・広報部 区民等への注意喚起 マスコミ対応 災対土木部 道路除灰作業 災対都市整備部 測定機器の設置・測定 火山灰の仮置き場の調整 災対教育部 児童・生徒及び保護者への注意喚起 災対保健福祉部 保護者への注意喚起 災対医療衛生部 区民等への健康に関する注意喚起・情報収集 医療衛生関連情報を関係団体等に情報提供 都都市整備局 降灰予報及びその他火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告・進達を行う。 国土交通省 都市・地域整備局 都及び区市町村からの降灰による宅地・公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。						
3	812	第 1 0 節 宅地の降灰対策			158	第 1 0 節 宅地の降灰対策		
		機関名 対策内容 区 ◎災対統括部 ○ 降灰予報やその他火山情報の把握 ○ 測定機器の設置・測定						

章	頁	修正前			頁	修正後		
				○ 被害額の算定・報告 ○ 収集した降灰の処分の都との調整 ○ 宅地から出された降灰の収集・運搬 ○ 収集した降灰の処分の清掃組合との調整 ○ 降灰情報やその他火山情報の把握 ○ 測定機器の設置・測定 ○ 被害額の算定・報告 ○ 区民等への注意喚起 ○ マスコミ対応 ○ 道路除灰作業 ○ 火山灰の仮置き場の調整 ○ 児童・生徒及び保護者への注意喚起 ○ 保護者への注意喚起 ○ 区民等への健康に関する注意喚起・情報収集 ○ 医療衛生関連情報を関係団体等に情報提供				○ 収集した降灰の処分の都との調整 ○ 宅地から出された降灰の収集・運搬 ○ 収集した降灰の処分の清掃組合との調整 ○ 降灰情報やその他火山情報の把握 ○ 測定機器の設置・測定 ○ 被害額の算定・報告 ○ 区民等への注意喚起 ○ マスコミ対応 ○ 道路除灰作業 ○ 測定機器の設置・測定 ○ 火山灰の仮置き場の調整 ○ 児童・生徒及び保護者への注意喚起 ○ 保護者への注意喚起 ○ 区民等への健康に関する注意喚起・情報収集 ○ 医療衛生関連情報を関係団体等に情報提供
3	813	第 1 1 節 火山灰の収集及び 運搬			159	第 1 1 節 火山灰の収集及び 処分		

【大規模事故対策編】

章	頁	修正前	頁	修正後
1	817	第1節 区の活動態勢 世田谷区のような大都市においては、大火災、危険物漏えい又は爆発といった大規模事故等による災害の発生する可能性もある。 このような局地的な災害が区の地域で発生した場合、区は、関係機関からの通報や区機関による情報収集活動を行い、その災害の状況に応じて、災害対策本部の設置や医療救護活動の支援、住民への避難勧告・指示及び避難所の開設等の災害活動を実施する。 また、記載項目の無いものは「震災編」の計画を準用する。 第2節 合同調整所の設置 大規模事故により、死傷者が生じた場合、災害現場では、被害を最小限にするため、区や関係機関、地域住民等が、お互いの役割を認識した上で、相互に連携して応急対策活動を実施する必要がある。そのため、災害現場における各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、必要に応じて被災現場近くに合同調整所を設置する。 1 合同調整所の設置 都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、合同調整所を設置する。 なお、区内に大規模事故が発生し、合同調整所が設置される場合には、区の施設を提供するとともに、合同調整所に職員を派遣し、都と連携して連絡調整等を実施する。 2 合同調整所の組織 災害現場における関係各機関は、合同調整所に連絡員を派遣する。関係機関には、以下のものが考えられる。 ・国土交通省（緊急災害対策派遣隊〔TEC-FORCE〕等） ・都 ・事故発生地区市町村 ・警視庁・警察署 ・東京消防庁・消防署 ・自衛隊 ・医師会 ・日本赤十字社 ・事故当時者機関（鉄道事業者等） ・消防団 等 1 818 3 連絡調整事項 合同調整所では、主として以下のような連絡調整等を実施する。	163	第1節 区の活動態勢 世田谷区のような大都市においては、大火災、危険物漏えい又は爆発といった大規模事故等による災害の発生する可能性もある。 このような局地的な災害が区の地域で発生した場合、区は、関係機関からの通報や区機関による情報収集活動を行い、その災害の状況に応じて、災害対策本部の設置や医療救護活動の支援、住民への避難指示及び避難所の開設等の災害活動を実施する。 また、記載項目の無いものは「震災編」の計画を準用する。 第2節 現地連絡調整所の設置 大規模事故により、死傷者が生じた場合、災害現場では、被害を最小限にするため、区や関係機関、地域住民等が、お互いの役割を認識した上で、相互に連携して応急対策活動を実施する必要がある。そのため、災害現場における各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、必要に応じて被災現場近くに現地連絡調整所を設置する。 1 現地連絡調整所の設置 都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置する。 なお、区内に大規模事故が発生し、現地連絡調整所が設置される場合には、区の施設を提供するとともに、現地連絡調整所に職員を派遣し、都と連携して連絡調整等を実施する。 2 現地連絡調整所の組織 災害現場における関係各機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。関係機関には、以下のものが考えられる。 ・都 ・事故発生地区市町村 ・警視庁・警察署 ・東京消防庁・消防署 ・自衛隊 ・医師会 ・日本赤十字社東京都支部 ・事故当時者機関（鉄道事業者等） ・消防団 等 164 3 連絡調整事項 現地連絡調整所では、主として以下のような連絡調整等を実施する。

章	頁	修正前		頁	修正後																
			<table><tr><td></td><td>措置・復旧体制を確保する。また、事故状況に応じ、都に対して合同調整所の設置を要請する。 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署と連携し、避難先の確保や避難者の誘導を行う。</td></tr><tr><td>国土交通省関東地方整備局</td><td>関東地方整備局が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡 2 応急措置・復旧体制の確保 3 応急・復旧措置の実施 また、事故状況に応じ、都に対して合同調整所の設置を要請する。</td></tr><tr><td>首都高速道路(株)</td><td>大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、防災業務計画に基づき災害応急対策を実施するとともに、関係機関と情報交換を行うものとする。</td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて、東京 DMAT と提携して、救出救助活動及び救急活動を行う。</td></tr></table>		措置・復旧体制を確保する。また、事故状況に応じ、都に対して 合同調整所 の設置を要請する。 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署と連携し、避難先の確保や避難者の誘導を行う。	国土交通省関東地方整備局	関東地方整備局 が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡 2 応急措置・復旧体制の確保 3 応急・復旧措置の実施 また、事故状況に応じ、都に対して合同調整所の設置を要請する。	首都高速道路(株)	大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、防災業務計画に基づき災害応急対策を実施するとともに、関係機関と情報交換を行うものとする。	東京消防庁・消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて、東京 DMAT と提携して、救出救助活動及び救急活動を行う。		<table><tr><td></td><td>措置・復旧体制を確保する。また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署と連携し、避難先の確保や避難者の誘導を行う。</td></tr><tr><td>国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所</td><td>東京国道事務所が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡 2 応急措置・復旧体制の確保 3 応急・復旧措置の実施</td></tr><tr><td>首都高速道路</td><td>大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、防災業務計画に基づき災害応急対策を実施するとともに、関係機関と情報交換を行うものとする。</td></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて、東京 DMAT と提携して、救出救助活動及び救急活動を行う。</td></tr></table>		措置・復旧体制を確保する。また、事故状況に応じ、都に対して 現地連絡調整所 の設置を要請する。 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署と連携し、避難先の確保や避難者の誘導を行う。	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所	東京国道事務所 が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡 2 応急措置・復旧体制の確保 3 応急・復旧措置の実施	首都高速道路	大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、防災業務計画に基づき災害応急対策を実施するとともに、関係機関と情報交換を行うものとする。	東京消防庁・消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて、東京 DMAT と提携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
	措置・復旧体制を確保する。また、事故状況に応じ、都に対して 合同調整所 の設置を要請する。 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署と連携し、避難先の確保や避難者の誘導を行う。																				
国土交通省関東地方整備局	関東地方整備局 が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡 2 応急措置・復旧体制の確保 3 応急・復旧措置の実施 また、事故状況に応じ、都に対して合同調整所の設置を要請する。																				
首都高速道路(株)	大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、防災業務計画に基づき災害応急対策を実施するとともに、関係機関と情報交換を行うものとする。																				
東京消防庁・消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて、東京 DMAT と提携して、救出救助活動及び救急活動を行う。																				
	措置・復旧体制を確保する。また、事故状況に応じ、都に対して 現地連絡調整所 の設置を要請する。 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署と連携し、避難先の確保や避難者の誘導を行う。																				
国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所	東京国道事務所 が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 1 関係機関への連絡 2 応急措置・復旧体制の確保 3 応急・復旧措置の実施																				
首都高速道路	大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、防災業務計画に基づき災害応急対策を実施するとともに、関係機関と情報交換を行うものとする。																				
東京消防庁・消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて、東京 DMAT と提携して、救出救助活動及び救急活動を行う。																				
2	821	第4節 危険物施設 1 石油类等危険物施設 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物施設の実態に応じて、次の措置を実施させる。 (1) 危険物の流出、爆発のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火及びタンク破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 (3) 災害発生時の自主防災組織の活動 (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民等に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の徹底 (5) 消火薬剤、中和剤の準備の徹底</td></tr></table>		機関名	対策内容	東京消防庁・消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物施設の実態に応じて、次の措置を実施させる。 (1) 危険物の流出、爆発のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火及びタンク破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 (3) 災害発生時の自主防災組織の活動 (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民等に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の徹底 (5) 消火薬剤、中和剤の準備の徹底	167	第4節 危険物施設 1 石油类等危険物施設 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>東京消防庁・消防署</td><td>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物施設の実態に応じて、次の措置を実施させる。 (1) 危険物の流出、爆発のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火及びタンク破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 (3) 災害発生時の自主防災組織の活動 (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民等に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の徹底</td></tr></table>		機関名	対策内容	東京消防庁・消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物施設の実態に応じて、次の措置を実施させる。 (1) 危険物の流出、爆発のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火及びタンク破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 (3) 災害発生時の自主防災組織の活動 (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民等に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の徹底							
機関名	対策内容																				
東京消防庁・消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物施設の実態に応じて、次の措置を実施させる。 (1) 危険物の流出、爆発のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火及びタンク破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 (3) 災害発生時の自主防災組織の活動 (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民等に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の徹底 (5) 消火薬剤、中和剤の準備の徹底																				
機関名	対策内容																				
東京消防庁・消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物施設の実態に応じて、次の措置を実施させる。 (1) 危険物の流出、爆発のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火及びタンク破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 (3) 災害発生時の自主防災組織の活動 (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民等に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の徹底																				
2	822	3 高圧ガス施設 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>(1) ガス漏れ等事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 (2) 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めた時又は区市町村長から要請があった時は、避難の指示を行う。 (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。</td></tr></table>		機関名	対策内容	警視庁・警察署	(1) ガス漏れ等事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 (2) 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めた時又は区市町村長から要請があった時は、避難の指示を行う。 (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。	168	3 高圧ガス施設 <table><tr><th>機関名</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>警視庁・警察署</td><td>(1) ガス漏れ等事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 (2) 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めた時又は区市町村長から要請があった時は、避難の指示を行う。 (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。</td></tr></table>		機関名	対策内容	警視庁・警察署	(1) ガス漏れ等事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 (2) 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めた時又は区市町村長から要請があった時は、避難の指示を行う。 (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。							
機関名	対策内容																				
警視庁・警察署	(1) ガス漏れ等事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 (2) 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めた時又は区市町村長から要請があった時は、避難の指示を行う。 (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。																				
機関名	対策内容																				
警視庁・警察署	(1) ガス漏れ等事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 (2) 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めた時又は区市町村長から要請があった時は、避難の指示を行う。 (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。																				

章	頁	修正前		頁	修正後	
			(4) 避難路の確保及び避難誘導を行う			(4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。
		東京消防庁 ・消防署	<u>高圧ガス施設等からガス漏れが発生し、引火、爆発の危険がある場合は、関係機関と連携し、施設責任者に対し次の措置を実施させる。</u> <u>(1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関への通報</u> <u>(2) 関係機関との必要な情報連絡</u> <u>(3) 消火薬剤、中和剤の準備</u> <u>(4) 危険区域を設定し、立入禁止区域内からの緊急避難措置</u>		東京消防庁 ・消防署	<u>(1) ガスの拡散が急速で人命危険が著しく切迫しているときは、避難の指示等を行う。</u> <u>(2) 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。</u> <u>(3) 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。</u>
		4 毒物・劇物施設等			4 毒物・劇物施設等	
		機関名	対策内容		機関名	対策内容
		東京消防庁 ・消防署	<u>毒物・劇物施設等から有毒物質が拡散し、又は拡散するおそれがある場合は、関係機関と連携し、施設責任者に対し次の措置を行うよう徹底させる。</u> (1) 有毒物質等の拡散が急務で、人命の危険が著しく切迫しているときは、 <u>避難の勧告又は指示</u> (2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 (3) 関係機関との必要な情報連絡 <u>(4) 消火薬剤、中和剤の準備</u>		東京消防庁 ・消防署	<u>毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。</u> (1) 有毒物質等の拡散が急務で、人命の危険が著しく切迫しているときは、 <u>避難の指示を行う。</u> (2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 <u>を行う。</u> (3) 関係機関との情報連絡 <u>を行う。</u>
2	823	5 危険物等輸送車両		168	5 危険物等輸送車両	
		機関名	対策内容		機関名	対策内容
		東京消防庁 ・消防署	高圧ガス等輸送車両からのガス漏れ又は、引火爆発のおそれがある場合、関係機関 <u>と連携し、施設責任者に対し、次の措置を実施させる。</u> (1) 災害実態の把握及び原因物質の把握 (2) 危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (3) 高圧ガス等輸送車両からのガス漏れを防ぐための緊急措置 <u>(4) 消火薬剤、中和剤の準備</u>		東京消防庁 ・消防署	高圧ガス等輸送車両からのガス漏れ又は、引火爆発のおそれがある場合、関係機関 <u>及び施設責任者と連携し、次の措置を実施する。</u> (1) 災害実態の把握及び原因物質の把握 (2) 危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (3) 高圧ガス等輸送車両からのガス漏れを防ぐための緊急措置